

發刊登録番号：11-1430000-000093-10

2015 年発行

2014 年度知的財産白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

目次

第1編 知的財産政策の概観	44
第1章 多省庁会議体を通じた政府レベルでの知的財産政策の樹立	45
第1節 概観	45
第2節 国家特許審査競争力の強化方策	46
1. 推進背景及び概要	43
2. 主要内容	43
3. 期待効果	46
4. 後続措置及び今後の計画	46
第3節 損害賠償制度の先進化方策	51
1. 推進背景及び概要	エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 主要内容、	46
3. 評価及び発展方向	51
第4節 K-ブランド保護総合対策	52
1. 推進背景及び概要	52
2. 主要内容	52
3. 評価及び発展方向	55
第5節 アイデア創業コンテストの効果を高めるための方策	59
1. 推進背景及び概要	56
2. 主要内容	56
3. 評価及び発展方向	57
第6節 模倣品の流通シャットアウト総合対策	59
1. 推進背景及び概要	59
2. 主要内容	59
3. 評価及び発展方向	61
第7節 韓国企業の営業秘密保護方策	62
1. 推進背景及び概要	62
2. 主要内容	62

3. 評価及び発展方向	66
第8節 公共特許の民間活用促進のための特許所有制度の改善策	67
1. 推進背景及び概要	67
2. 主要内容	67
3. 評価及び発展方向	72
第9節 知的財産権の貿易収支統計の開発方策	74
1. 推進背景及び概要	74
2. 主要内容	75
3. 評価及び発展方向	77
第2章 知的財産分野における国内外の動向	78
第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向	81
1. 国内動向と知的財産政策の推進方向	79
第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向	83
1. 知的財産分野の国際動向	83
2. 対応策	86
第3章 特許行政の戦略体系	88
第1節 特許庁のビジョンとミッション	88
第2節 ビジョン達成に向けた実践課題	89
1. 知的財産権創出システムの革新	89
2. 知的財産及びアイデアの保護の強化	89
3. 中小企業などの知的財産活用能力の向上	89
4. 国民をより幸せにするための知的財産行政サービスの提供	90
5. 知的財産人材養成及びグローバルリーダーシップの強化	90
6. 規制改革及び公共機関の改革	91
第2編 知的財産権創出システムの革新	92
第1章 知的財産の迅速・正確な権利化	93
第1節 特許・実用新案分野	93
1. 概観	93
2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上への取り組み	94
3. 審査協力型の先行技術調査及び審査インフラの改善	104

4. 特許審査における国際協力の強化	110
5. 産業別のIP競争力向上方策の樹立及び伝播	113
第2節 商標・デザイン分野	129
1. 概観	129
2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上	129
3. 商標・デザイン審査インフラの改善	135
4. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築	153
第3節 審判分野	160
1. 概観	157
2. 審判品質の向上	160
3. 遠隔映像口述審理システムの開通など口述審理の拡大・充実化	166
第4節 審査評価制度の運営	171
1. 概観	171
2. 審査評価制度の運営	171
3. 審査品質向上のためのISO9001認証及び審査能力開発支援	177
第5節 出願、登録など方式審査分野	181
1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査	181
第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化	183
1. 概観	183
2. 実務中心の専門教育課程	184
3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化	188
第2章 特許行政情報システムの高度化	193
第1節 概観	193
第2節 特許行政情報システムの開発	198
1. 3世代特許ネットシステムの構築・運営	195
2. オーダーメイド型検索システムの構築・運営	198
3. 国際デザイン出願(ハーグ)システムの構築・高度化	201
第3節 特許行政情報システムの運営	204
1. 特許ネットシステムの委託運営	204
2. 知識管理システム(KOASIS)の運営	208

第4節	電算設備の運営及び維持	212
1.	特許ネットシステムインフラの高度化	212
2.	ユーザー支援顧客満足度の向上	216
3.	情報保護体系の強化	218
第3章	知的財産政策の国家レベルでの推進	221
第1節	概観	221
第2節	知的財産政策の国家レベルでの推進	222
1.	推進背景	222
2.	推進内容及び成果	222
3.	今後の推進計画	222
第3節	知的財産権政策を強化するための基盤作り	224
1.	知的財産政策研究の強化	224
2.	知的財産研究インフラの構築	226
第4章	強い知的財産権創出に向けたIP-R&Dの拡大	233
第1節	知的財産権観点の政府R&Dの効率化	233
1.	概観	233
2.	国家特許戦略青写真の構築拡大	233
3.	政府R&D特許技術動向調査の義務付けの拡大	245
4.	政府R&D特許成果の管理	254
5.	政府R&D特許戦略支援	260
第2節	IP-R&D連携戦略の高度化	265
1.	概観	265
2.	知的財産権中心の技術獲得戦略の支援	267
3.	先端素材・部品産業のIP-R&D戦略支援	271
第3節	標準特許の創出支援	278
1.	概観	278
2.	標準特許の分析及び戦略樹立支援及び標準特許技術動向調査の義務化	279
3.	標準特許情報DBの構築及び標準特許人材の養成	284

第3編 知的財産及びアイデア保護の強化	289
第1章 国内知的財産権の保護強化	290
第1節 概観	290
1. 推進背景及び概要	290
2. 推進内容及び成果	291
3. 評価及び発展方向	292
第2節 国内知的財産権保護活動の強化	294
1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化	294
2. 模倣品流通防止協議会の発足及び政府レベルの知的財産保護活動	296
3. 模倣品通報褒賞金制度の運営	299
4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化	301
5. 職務発明制度の定着促進	303
第3節 知的財産保護環境の構築	312
1. 企業営業秘密保護のための制度改善	312
2. 公正な商標使用体系の確立	315
3. 知的財産権訴訟における専門性の強化	317
4. 半導体設計財産の振興	322
第2章 海外知的財産紛争に対する支援の拡大	328
第1節 概観	328
1. 推進背景及び概要	328
2. 推進内容及び成果	329
3. 評価及び発展方向	330
第2節 海外知的財産権保護の強化	332
1. 海外における知的財産保護の必要性	332
2. K-ブランド保護及びIP-Deskを通じた知的財産権支援の強化	334
3. 企業の国際特許紛争対応能力の向上	338
第3章 創意的アイデアの保護体系の強化	343
第1節 概観	343
1. 推進背景及び概要	343
2. 推進内容及び成果	344

3. 評価及び発展方向	344
第2節 アイデア保護範囲の拡大及び自律的な保護環境作り	346
1. アイデア保護範囲の拡大	346
2. 不正競争防止法の改正によるアイデアの保護	350
3. 自律的な保護環境作り	352
4. 国民幸福技術実現事業を通じたアイデアの保護	354
第4編 中小企業などの知的財産活用能力の向上	357
第1章 中小企業の知的財産取引・金融の活性化	358
第1節 概観	358
第2節 優秀な知的財産権の創出・活用に向けたインフラの拡大	360
1. 需要者中心の特許技術取引システムの運営	360
2. 知的財産(IP)活用戦略の支援	365
3. 知的財産(IP)価値評価及び金融支援の活性化	367
4. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営	371
5. 国有特許の活用促進	373
第3節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化	379
1. 中小企業IP成長段階別の支援体系の構築	379
2. 権利化支援事業	381
3. 特許技術シミュレーション支援偉業	385
4. オーダーメイド型特許マップ支援事業	387
5. ブランド開発支援事業	389
6. デザイン開発支援事業	392
7. IPスター企業育成事業	394
8. IP経営戦略コンサルティング	396
第2章 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進	400
第1節 概観	402
第2節 大学・公共研の優秀特許創出・活用の促進	403
1. 特許経営専門家の派遣	403
2. 発明インタビュー及び知的財産事業化の支援	406
3. 知的財産生態系の活性化支援	410

第3章	知的財産サービス産業の育成及び活用生態系の構築	415
第1節	概観	415
第2節	国内知的財産サービス産業の競争力強化支援	418
	1. 知的財産サービス市場の需要拡大	418
	2. 知的財産サービス企業の採用と連携した教育の拡大	422
第3節	地域における知的財産インフラの構築	428
	1. 地域知識財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築	428
	2. 地域における知的財産権認識の向上	432
第5編	知的財産行政サービスの高度化	437
第1章	需要者中心の顧客サービス改善	438
第1節	概観	438
	1. 推進背景及び概要	438
	2. 推進内容及び成果	438
	3. 評価及び発展方向	439
第2節	ユーザー中心のサービスシステム体制の構築	440
	1. ユーザー指向的な手数料体系の改編	440
	2. 出願・登録分野における特許行政制度の改善	442
	3. ユーザーとともに行うサービス・制度の改善	446
第3節	顧客を感動させる電子請願サービスの提供	451
	1. 24時間電子請願サービス	451
	2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営	463
第2章	環境変化に応じた知的財産制度の改善	467
第1節	概観	467
第2節	特許・実用新案分野	469
	1. 特許法、実用新案法の国際調和及び顧客利便性の増進	469
	2. 国民とコミュニケーションするポジティブ審査・一括審査	474
	3. 世界的水準の特許・実用新案審査基準の改正	479
第3節	商標・デザイン分野	482
	1. 商標法及び商標審査基準の改正推進	482
	2. デザイン保護法及びデザイン審査基準改正の推進	489

第4節	審判分野	494
1.	顧客オーダーメイド型審判制度の施行	494
2.	韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化	496
第5節	弁理士法の改正及び損害賠償制度の改善推進	499
1.	弁理士法改正の推進	499
2.	主要内容及び成果	499
3.	評価及び発展方向	505
4.	損害賠償制度の改善推進	505
第3章	知的財産情報の拡充及び情報サービスのレベル向上	510
第1節	概観	510
第2節	特許情報DBの構築	512
1.	知的財産権データの拡充及び管理・活用	512
2.	韓国特許英文抄録の発刊及び普及	524
3.	知的財産権公報の発刊及び普及	528
第3節	知的財産情報サービス水準の向上	531
1.	知的財産情報モバイル検索サービスの拡大	531
2.	海外進出企業のブランドネーミング支援に向けた海外商標情報提供の拡大	533
3.	特許文献翻訳サービスの拡大	535
4.	知的財産情報の統合検索支援	537
第6編	生涯周期別知的財産人材の養成及びグローバルリーダーシップの強化	540
第1章	知的財産に親和的な社会基盤の形成	541
第1節	知的財産専門人材の育成	541
1.	概観	541
2.	知的財産権に強い大学(院)の人材養成	542
3.	企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進	549
4.	IP経営Level-upプログラム等を通じて企業の知的財産専門人材の育成	562
5.	知的財産単位バンク制度	571
第2節	創意的発明人材の発掘・育成	576
1.	概観	576

2. 発明教育の基盤構築及び制度化	577
3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進	580
4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡大	590
5. e-ラーニングを活用した国民全体の知的財産常時学習の取り組み	596
第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大	601
1. 概観	601
2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育	602
3. 社会的弱者のための無料弁理サービス	604
4. 知識財産才能シェアリング事業の取り組み	607
第4節 発明振興イベントの開催	611
1. 概観	611
2. 第49回「発明の日」記念式の開催	611
3. 特許技術賞の授賞	614
4. 2014大韓民国知的財産大典の開催	616
第5節 女性発明振興活動の展開	620
1. 概観	620
2. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産の認識向上	621
3. 女性発明コリア及び女性発明の事業化支援	623
第6節 軍将兵の知的財産認識の向上	627
1. 概観	627
2. 軍将兵向け知的財産権教育	628
3. 知的財産権の創出支援	631
第7節 発明教育支援法制定の取り組み	635
1. 推進背景及び概要	635
2. 主要内容	636
3. 評価及び発展方向	637
第2章 グローバル知的財産協力の拡大	638
第1節 概観	638
1. 概要	638
2. 国際動向及び対応策	640

第2節	先進5ヶ国特許庁(IP5)体制の強化	647
1.	先進5ヶ国特許庁の協力推進経過	647
2.	近年の先進5ヶ国特許庁会合における主な成果	648
3.	今後の推進計画	649
第3節	商標先進5ヶ国特許庁(TM5)体制の強化	651
1.	商標先進5ヶ国特許庁の協力推進経過	651
2.	商標先進5庁会合の主な成果	652
3.	今後の推進課題	654
第4節	二国間及び多国間協力の積極的な推進	656
1.	主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	656
2.	知的財産権の二国間協力対象国の多角化	659
3.	知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応	661
4.	知的財産権分野の通商交渉対応	684
第5節	グローバル特許行政情報化の先導	688
1.	グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化	688
2.	韓国型特許行政情報システムの海外拡散	697
3.	高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業	701
4.	国内外特許情報の拡散・活用のための特許情報博覧会	703
第6節	最貧・途上国の対する知的財産シェアリングの拡大	705
1.	推進背景及び概要	705
2.	主な推進成果	707
3.	知的財産シェアリング事業の国際的拡散	709
第7編	規制改革、非正常の正常化、政府3.0	711
第1章	規制改革	712
第1節	概観	712
1.	推進背景	712
2.	推進内容及び成果	712
3.	評価及び発展方向	715
第2節	既存規制の減縮及び未登録規制の整備	716
1.	推進背景	716

2. 推進内容及び成果	716
3. 評価及び発展方向	723
第3節 核心規制の改善	724
1. 推進背景	724
2. 推進内容及び成果	724
3. 評価及び発展方向	726
第2章 非正常の正常化	727
第1節 概観	727
1. 推進背景及び概要	727
2. 推進内容及び成果	728
3. 評価及び発展方向	732
第2節 正常的な商標使用のため商標ブローカの根絶	734
1. 推進背景及び概要	734
2. 主要内容及び成果	735
3. 評価及び発展方向	739
第3節 模倣品の安全強化	740
1. 推進背景及び概要	740
2. 主要内容及び成果	740
3. 評価及び発展方向	744
第3章 政府3.0の取り組み	746
第1節 概観	746
1. 推進背景及び概要	746
2. 推進内容及び成果	747
3. 評価及び発展方向	751
第2節 KIPRIS^{plus}による公共データの開放・活用・拡散	753
1. 推進背景及び概要	753
2. 主要内容と成果	753
3. 評価及び発展方向	756
第3節 映像口述審理を通じた国民向け特許行政サービスの改善	759
1. 推進背景及び概要	759

2. 主要内容及び成果	759
3. 評価及び発展方向	761
第4節 知的財産権基盤の金融サービス支援によるオーダーメイド型サービスの実施	763
1. 推進背景及び概要	763
2. 主要内容及び成果	763
3. 評価及び発展方向	766
第8編 特許、審査・審判、登録分野の状況	768
第1章 国内出願分野	769
第1節 産業財産権全般	769
1. 産業財産権の出願動向	769
2. 外国人の出願状況	771
3. 法人及び個人の出願状況	772
4. 女性及び学生の出願状況	773
5. 代理人有無別の出願状況	774
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況	775
7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願状況	776
第2節 権利別・産業通商資源部門別の出願	777
1. 特許・実用新案の登録出願	777
2. デザインの登録出願	781
3. 商標の登録出願	782
第3節 公共機関及び大学の特許出願	784
1. 公共機関の特許出願	784
2. 大学の特許出願	785
第4節 内・外国人の地域別・企業別の出願	787
1. 内国人の出願	787
2. 外国人の出願	789
第2章 PCT及びマドリッド国際出願	793
第1節 PCT国際出願	793
1. 全世界PCT国際出願の状況	793

2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し	795
3. 国際出願・国際予備審査の状況	800
4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況	803
第2節 マドリッド国際商標出願	805
1. 世界の国際商標出願の状況	805
2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況	807
3. 韓国内指定国官庁の動向	810
第3節 ハーグ国際デザイン出願	812
1. 世界のハーグ国際デザイン出願状況	812
2. 国内受理官庁の国際デザイン出願状況及び国内指定官庁の状況	813
第3章 登録分野	815
第1節 産業財産権全般	815
1. 産業財産権登録動向の概要	815
2. 2014年度登録の細部状況	815
第2節 年次登録の状況	827
第3節 存続権利の状況	828
第4節 国際商標(マドリッド)の登録状況	830
第5節 国際デザイン(ハーグ)登録状況	831
第4章 審査分野	832
第1節 総括	832
第2節 特許及び実用新案	834
1. 特許出願審査	834
2. 実用新案登録出願の審査	836
3. PCT国際調査及び予備審査	839
第3節 商標及びデザイン	840
1. 商標登録出願審査	840
2. デザイン登録出願審査	843
3. 異議審査	845

第5章 審判分野	847
第1節 審判請求及び処理状況	847
1. 権利別の審判請求及び処理件数状況	847
2. 審判請求人別の審判請求状況	849
3. 内国人・外国人間の当事者系の審判請求状況	851
4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況	853
5. 中小企業・大企業間の審判請求状況	854
6. 審判処理期間の状況	854
第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	855
第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	856

付録

1. 歴代庁長(運営支援課)	858
2. 機構・定員・予算状況(創造行政担当官室、企画財政担当官室)	859
3. 特許庁所管の法令状況(規制改革法務担当官)	860
4. 2014年の主要マスコミ報道内容及び庁長の広報活動(代弁人室)	861

表目次

＜表Ⅰ－１－１＞特許侵害損害賠償制度の改善方策	49
＜表Ⅰ－１－２＞支援事業の連携方策.....	66
＜表Ⅰ－１－３＞公共特許の民間での活用可能性の例示	72
＜表Ⅰ－１－４＞知的財産関連貿易収支統計別の概念比較	75
＜表Ⅰ－２－１＞韓国における産業財産権出願の推移	80
＜表Ⅰ－２－２＞主要国における産業財産権の出願状況	80
＜表Ⅱ－１－１＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限	97
＜表Ⅱ－１－２＞審査パート制の構成状況.....	98
＜表Ⅱ－１－３＞特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況	104
＜表Ⅱ－１－４＞特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績	105
＜表Ⅱ－１－５＞国際出願先行技術調査専門機関の指定状況	106
＜表Ⅱ－１－６＞国際出願先行技術調査事業の推進実績	106
＜表Ⅱ－１－７＞特許分類付与事業の年度別推進状況	107
＜表Ⅱ－１－８＞審査官向け新技術教育事業の推進実績	109
＜表Ⅱ－１－９＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	111
＜表Ⅱ－１－１０＞PCT国際調査の依頼状況.....	111
＜表Ⅱ－１－１１＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国	111
＜表Ⅱ－１－１２＞PPH施行の対象となっている特許庁の状況	112
＜表Ⅱ－１－１３＞知的財産競争力強化技術分野	113
＜表Ⅱ－１－１４＞産業分野別の競争力強化推進課題	115
＜表Ⅱ－１－１５＞業種団体別協力体系の構築状況	127
＜表Ⅱ－１－１６＞主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況	130

<表Ⅱ-1-17>2014年商標・デザイン審査品質向上推進体系	130
<表Ⅱ-1-18>2014年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況	132
<表Ⅱ-1-19>2014年商標分野における外部専門家招聘講演の状況	133
<表Ⅱ-1-20>2014年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況 ..	133
<表Ⅱ-1-21>2014年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況	134
<表Ⅱ-1-22>2014年度顧客満足度調査の結果(商標・デザイン審査分野)	135
<表Ⅱ-1-23>商標・デザイン分野における審査実務関連教育の実施状況	141
<表Ⅱ-1-24>商標調査分析事業の推進実績	145
<表Ⅱ-1-25>マドリッド国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実 績.....	146
<表Ⅱ-1-26>指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績	147
<表Ⅱ-1-27>デザイン調査分析事業の推進実績	147
<表Ⅱ-1-28>2014年デザイン審査資料の保有状況	152
<表Ⅱ-1-29>最近5年間審判請求件数の推移	157
<表Ⅱ-1-30>知財権侵害訴訟件数の推移.....	158
<表Ⅱ-1-31>審判官の定員と審判処理期間	159
<表Ⅱ-1-32>2014年判例評釈公募の結果.....	162
<表Ⅱ-1-33>2014年裁判所勤務者発表会の結果	163
<表Ⅱ-1-34>審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況	166
<表Ⅱ-1-35>2014年方式審査処理期間の遵守率	181
<表Ⅱ-1-36>教育訓練状況(2014年教育実績)	185
<表Ⅱ-1-37>2014年国際セミナー及び外国人向け教育の状況	191
<表Ⅱ-2-1>2008年～2014年検索システム高度化の推進経過	199
<表Ⅱ-2-2>通常の国際出願及びハーグ協定による国際出願の比較	203

<表Ⅱ-2-3>知識活動の状況.....	210
<表Ⅱ-2-4>特許ネットシステムの稼動時間	213
<表Ⅱ-2-5>電算装備の運用状況.....	214
<表Ⅱ-2-6>年度別ユーザー支援の状況.....	216
<表Ⅱ-3-1>政策研究の推進プロセス及び運営	225
<表Ⅱ-3-2>2014年知的財産政策研究テーマ	225
<表Ⅱ-3-3>2014年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容	228
<表Ⅱ-3-4>大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況	229
<表Ⅱ-3-5>2014年知的財産基礎研究の主要内容	232
<表Ⅱ-4-1>18大産業分野分類体系.....	236
<表Ⅱ-4-2>国家特許戦略青写真構築事業における推進対象の産業分野 .	238
<表Ⅱ-4-3>2012～2014年事業の省庁R&D企画課題として反映された結果	241
<表Ⅱ-4-4>省庁R&D企画課題として活用した結果の事例	242
<表Ⅱ-4-5>2012～2014年政府R&D基本計画及びロードマップ反映状況 ..	243
<表Ⅱ-4-6>国家研究開発事業の管理などに関する規定(大統領令)	246
<表Ⅱ-4-7>2014年政府R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況	248
<表Ⅱ-4-8>2014年政府R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査支援状況	251
<表Ⅱ-4-9>「政府R&D特許成果管理システム」Open-APIサービスの提供情報.....	258
<表Ⅱ-4-10>政府R&D国内登録特許(2009～2013)指標の分析	260
<表Ⅱ-4-11>2014年政府R&D特許戦略支援事業の支援状況	261
<表Ⅱ-4-12>支援企業の優秀事例.....	271
<表Ⅱ-4-13>対日貿易収支の推移.....	273
<表Ⅱ-4-14>2014年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の実績	274

<表Ⅱ-4-15> 支援企業優秀事例.....	276
<表Ⅱ-4-16> IP-R&D事前・事後及びインフラ構築の支援方策	277
<表Ⅱ-4-17> 国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2014年12月)	280
<表Ⅱ-4-18> 2014年R&D標準特許創出支援事業の推進成果	282
<表Ⅱ-4-19> 2014年国際標準案特許戦略化事業の推進成果	283
<表Ⅱ-4-20> 2014年標準特許後続管理事業の推進成果	283
<表Ⅱ-4-21> 2014年国家標準制定特許戦略支援の推進成果	283
<表Ⅱ-4-22> 2009～2014年の標準特許情報DBの構築内容	286
<表Ⅱ-4-23> 2014年標準特許ポータルサイトのサービス内容	286
<表Ⅱ-4-24> 2014年需要者オーダーメイド型標準特許教育の成果	286
<表Ⅲ-1-1> 模倣品取締り状況.....	295
<表Ⅲ-1-2> 主要品目別の取締り状況(2014)	295
<表Ⅲ-1-3> 類型別褒賞金の支給状況(2006～2014)	300
<表Ⅲ-1-4> 韓国における法人の特許出願の推移	304
<表Ⅲ-1-5> 職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況	306
<表Ⅲ-1-6> 国内企業の職務発明補償制度導入比率	310
<表Ⅲ-1-7> 中小企業の産業機密流出状況(2010～2012)	312
<表Ⅲ-1-8> 企業の営業秘密管理実態(特許庁、2014.1)	312
<表Ⅲ-1-9> 主要国の知的財産権訴訟制度.....	318
<表Ⅲ-1-10> 韓国の知的財産権訴訟体系.....	318
<表Ⅲ-1-11> 知的財産権訴訟代理制度の改善案	321
<表Ⅲ-1-12> 半導体IP検証の支援状況.....	325
<表Ⅲ-1-13> Core-A搭載システム半導体試作品の製作状況	326

<表Ⅲ-1-14> 配置設計権の登録状況.....	326
<表Ⅲ-1-15> 第15回半導体設計コンテストの授賞作	327
<表Ⅲ-2-1> 2014年IP-DESK支援状況.....	337
<表Ⅲ-2-2> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況	340
<表Ⅲ-2-3> 知的財産権紛争対応コンサルティングの成功事例	340
<表Ⅲ-3-1> 不正競争行為の補足的な一般条項	351
<表Ⅳ-1-1> 権利別技術移転の実績.....	362
<表Ⅳ-1-2> 類型別技術移転の実績.....	362
<表Ⅳ-1-3> 機関類型別の特許分析評価システム利用契約の実績	364
<表Ⅳ-1-4> 機関類型別の特許分析評価システムの利用実績	364
<表Ⅳ-1-5> 知的財産活用戦略支援実績の細部状況	366
<表Ⅳ-1-6> 知的財産活用戦略支援事業の活用率	367
<表Ⅳ-1-7> 最近5年間特許技術評価の支援実績	369
<表Ⅳ-1-8> 最近5年間金融連携評価連携の支援実績	370
<表Ⅳ-1-9> 発明評価機関の指定状況.....	371
<表Ⅳ-1-10> 特許アカウント出資状況.....	373
<表Ⅳ-1-11> 年度別国有特許権の保有状況	375
<表Ⅳ-1-12> 年度別国有特許権の実施状況	376
<表Ⅳ-1-13> 国有特許登録・処分補償金の支給状況	377
<表Ⅳ-1-14> 2014年度権利化支援件数.....	382
<表Ⅳ-1-15> 権利化支援事業のプロセス.....	383
<表Ⅳ-1-16> 2014年度権利化支援の単価.....	383
<表Ⅳ-1-17> シミュレーション支援件数.....	386

<表Ⅳ-1-18> オーダーメイド型特許マップの支援件数	388
<表Ⅳ-1-19> オーダーメイド型特許マップ報告書の主要モジュール	388
<表Ⅳ-1-20> ブランド開発の支援単価.....	390
<表Ⅳ-1-21> デザイン開発支援単価.....	393
<表Ⅳ-1-22> 特許マップとデザインマップの違い	393
<表Ⅳ-1-23> IPスター企業育成事業の支援対象選定状況	395
<表Ⅳ-1-24> 2014年度支援実績.....	396
<表Ⅳ-2-1> 主要指標の国家間比較.....	403
<表Ⅳ-2-2> 発明インタビューの支援内容.....	407
<表Ⅳ-2-3> 2009～2014年技術移転・事業化の成果状況	408
<表Ⅳ-2-4> 知的財産事業化協力ネットワークの運営状況	410
<表Ⅳ-2-5> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支 援事項.....	412
<表Ⅳ-3-1> 大企業及び中小企業の知的財産経営の状況	415
<表Ⅳ-3-2> 首都圏・非首都圏間知的財産創出の現状	416
<表Ⅳ-3-3> 全国地域知識財産センターの状況	416
<表Ⅳ-3-4> 地域知識財産センターの設置運営状況	430
<表Ⅳ-3-5> 2014年地域知的財産フォーラムの開催日程	433
<表Ⅳ-3-6> 知的財産権教育の状況.....	436
<表Ⅴ-1-1> 5年間特許満足度の推移.....	448
<表Ⅴ-1-2> 5年間電話親切度の推移.....	449
<表Ⅴ-1-3> 2003年に完了した主要改善事項	452
<表Ⅴ-1-4> 2004年に完了した主要改善事項	452
<表Ⅴ-1-5> 2005年24時間電子請願サービスの拡大	453

<表V-1-6>24時間電子請願サービスの段階別開通時期	454
<表V-1-7>2006年に完了した主要改善事項	455
<表V-1-8>2007年に完了した主要改善事項	456
<表V-1-9>2008年に完了した主要改善事項	457
<表V-1-10>2009年に完了した主要改善事項	459
<表V-1-11>2010年に完了した主要改善事項	459
<表V-1-12>2011年に完了した主要改善事項	460
<表V-1-13>2012年に完了した主要改善事項	461
<表V-1-14>2013年に完了した主要改善事項	462
<表V-1-15>2014年完了した主要改善事項	462
<表V-1-16>KIPRISの現状.....	466
<表V-2-1>第1段階：特許法の主な改正内容	470
<表V-2-2>第2段階：特許法の主な改正内容	471
<表V-2-3>特許法下位法令の主な改正内容(2014年改正)	472
<表V-2-4>2014年デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較	492
<表V-2-5>2014年迅速・優先・一般審判の審決件数	496
<表V-2-6>主要国の認定実施料率の比較.....	506
<表V-2-7>特許権侵害に対する刑事処罰の状況	507
<表V-2-8>増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査の結果 .	508
<表V-3-1>特許及び実用新案検索DBの構築状況	513
<表V-3-2>デザイン検索DBの構築状況.....	515
<表V-3-3>商標検索DBの構築状況.....	517
<表V-3-4>2014年度教育及び広報状況.....	523

<表V-3-5>年度別データ品質の正確度.....	523
<表V-3-6>2014年度データ管理業務処理の状況	523
<表V-3-7>韓国特許英文抄録DBの構築状況(2014年12月末基準)	526
<表V-3-8>韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況	526
<表V-3-9>過去4年間韓国特許英文抄録の検索状況(2014年12月末基準)	527
<表V-3-10>各国における韓国特許英文抄録の活用状況	528
<表V-3-11>2014年度公報発刊件数.....	529
<表V-3-12>インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール配 信件数.....	529
<表V-3-13>モバイル検索サービスの利用状況	531
<表V-3-14>KIPRIS海外商標データの提供状況	534
<表V-3-15>翻訳サービスの提供状況.....	536
<表V-3-16>翻訳辞典及び翻訳メモリ(TM)の構築状況	536
<表V-3-17>海外特許文献の引用文献活用推移	537
<表V-3-18>知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携状況	538
<表VI-1-1>大学の知的財産講座志願状況.....	543
<表VI-1-2>知的財産教育先導大学の運営結果	544
<表VI-1-3>知的財産専門学位課程の運営状況	545
<表VI-1-4>大学知的財産教授教育の状況.....	547
<表VI-1-5>大学の知的財産教授教育プログラム	548
<表VI-1-6>学会学術大会における知的財産セクションの開設状況	548
<表VI-1-7>コンペティション部門別の書面審査基準	551
<表VI-1-8>コンペティション部門別の最終審査基準	551
<表VI-1-9>2014年の授賞内訳.....	553

<表VI-1-10> 2014年の細部推進日程.....	553
<表VI-1-11> 部門別の参加及び受賞状況.....	555
<表VI-1-12> 最多受賞大学及び最多応募大学	556
<表VI-1-13> D2Bデザイン・フェアの審査手続き	558
<表VI-1-14> 2014年のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況	558
<表VI-1-15> 大会の主要進行日程及びプロセス	560
<表VI-1-16> 大学創意発明大会の出品状況	561
<表VI-1-17> 2014年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況	561
<表VI-1-18> 2013年の中小企業知的財産職務教育課程状況	564
<表VI-1-19> IP経営Level-upプログラム.....	565
<表VI-1-20> 2014年海外知的財産戦略人材育成課程の状況	566
<表VI-1-21> 2014年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況 ..	567
<表VI-1-22> 2014年地域における中小企業CEO知的財産経営認識向上特別 講演の状況.....	568
<表VI-1-23> 2014年CIP0朝食会セミナーの開催状況	570
<表VI-1-24> 知的財産単位バンク制度の知的財産一般科目	572
<表VI-1-25> 知的財産単位バンク制度の法学科目	573
<表VI-1-26> 知的財産単位バンク制度の理工系基礎科目	573
<表VI-1-27> 知的財産単位バンク制度の研究開発・経営関連科目	574
<表VI-1-28> 教育課程への反映状況.....	578
<表VI-1-29> 発明教員認証制度の運営状況	580
<表VI-1-30> 年度別発明教育センターの設置状況	582
<表VI-1-31> 発明教育センターの利用者状況	582
<表VI-1-32> 発明英才教育の状況.....	584

<表VI-1-33> 発明英才教育プログラムの開発状況	584
<表VI-1-34> 次世代英才起業家教育院の教育内容	586
<表VI-1-35> 2014年企業連携職務発明プログラムの参加状況	589
<表VI-1-36> 優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動	590
<表VI-1-37> 大韓民国学生発明展示会の出品件数	592
<表VI-1-38> 大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数	593
<表VI-1-39> YIP(青少年発明家プログラム)状況	593
<表VI-1-40> 発明奨学生 of 年度別選抜人数	595
<表VI-1-41> 知的財産e-ラーニング教育対象別の運営状況	599
<表VI-1-42> 2014年シェアリング発明教室の運営体系	602
<表VI-1-43> 2014年シェアリング発明教育の運営状況	603
<表VI-1-44> 年度別の疎外地域・階層のためのシェアリング発明教育状況	603
<表VI-1-45> 2014年相談及び書類作成支援実績(支援類型別)	605
<表VI-1-46> 2014年相談及び書類作成支援実績(支援対象別)	605
<表VI-1-47> 2014年審判・訴訟関連の支援実績(支援類型別)	605
<表VI-1-48> 2014年審判・訴訟支援実績(支援対象別)	606
<表VI-1-49> 2014年の知的財産才能シェアリングの取組実績	609
<表VI-1-50> 授賞の種類.....	614
<表VI-1-51> OECD主要国における女性経済活動参加率の比較	621
<表VI-1-52> 軍の技術を民間分野に伝播した事例	628
<表VI-1-53> 軍将兵の知的財産認識向上のための主要推進事業内容	629
<表VI-1-54> 軍将兵の知的財産に関する遠隔講座単位履修体系	629
<表VI-1-55> レベル別の知的財産オンライン教育体系	630

＜表VI-1-56＞軍の知的財産管理チームの主要機能	630
＜表VI-1-57＞2014年軍将兵発明コンテスト優秀発明品に対する出願支援状況	633
＜表VI-1-58＞基礎自治団体基準の発明教育センター設置状況	635
＜表VI-2-1＞TM5の主要協力事業	653
＜表VI-2-2＞FTA交渉の主要内容	685
＜表VII-1-1＞規制改革国民陪審員団の民間委員プール	713
＜表VII-1-2＞規制改革国民陪審員団の会議結果による登録規制廃止・緩和の件	713
＜表VII-1-3＞規制改革国民陪審員団選定の規制改革優秀事例	714
＜表VII-1-4＞特許庁の年度別規制状況	717
＜表VII-1-5＞法令別登録規制の現状	717
＜表VII-1-6＞法令別登録規制の状況	717
＜表VII-1-7＞特許庁における既存規制緩和の状況	718
＜表VII-1-8＞特許庁における既存規制日没設定の状況	720
＜表VII-1-9＞特許庁の未登録規制整備の状況	723
＜表VII-1-10＞特許庁における重大規制の状況	725
＜表VII-2-1＞2014年特許庁非正常の正常化に係る提案公募	728
＜表VII-2-2＞非正常の正常化コンテストにおける優秀事例	729
＜表VII-2-3＞商標ブローカの出願類型及び事例	734
＜表VII-2-4＞特許庁管理の商標ブローカ商標登録出願の状況(2014年12月の累計基準)	735
＜表VII-2-5＞中堅企業の平均商標登録件数(2014年12月の累計基準)	735
＜表VII-2-6＞2014年の模倣品取締り実績	741

<表Ⅶ-2-7>2014年のオンラインの模倣品取締り実績	742
<表Ⅶ-3-1>政府運営パラダイム変化の方向	747
<表Ⅶ-3-2>KIPRIS ^{Plus} を利用した創業支援プログラム	755
<表Ⅶ-3-3>IP情報活用環境造成のための民・官協力活動	755
<表Ⅶ-3-4>当事者及び代理人の分布(2013年口述審理参加者基準、計1,560名)	760
<表Ⅶ-3-5>口述審理の開催件数	760
<表Ⅶ-3-6>年度別のIP金融連携実績	766
<表Ⅷ-1-1>過去5年間の権利別出願状況	769
<表Ⅷ-1-2>国内・外国人別の出願状況	771
<表Ⅷ-1-3>法人、個人別の出願状況	772
<表Ⅷ-1-4>女性及び学生の出願状況	773
<表Ⅷ-1-5>代理人有無別の出願件数	774
<表Ⅷ-1-6>主要国の過去5年間の特許出願状況	775
<表Ⅷ-1-7>過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況	776
<表Ⅷ-1-8>産業部門別の特許、実用新案登録出願状況	777
<表Ⅷ-1-9>産業部門別のサイン登録出願状況	781
<表Ⅷ-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況	782
<表Ⅷ-1-11>公共機関の特許出願状況	784
<表Ⅷ-1-12>公共機関の特許多出願順位	784
<表Ⅷ-1-13>大学の特許出願状況	785
<表Ⅷ-1-14>大学の特許多出願順位	785
<表Ⅷ-1-15>内国人の地域別出願状況	787
<表Ⅷ-1-16>国内10大多出願企業の出願状況	789

<表Ⅷ-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況	790
<表Ⅷ-1-18>外国人の10大多出願企業別の出願状況	791
<表Ⅷ-2-1>韓国のPCT国際出願件数.....	795
<表Ⅷ-2-2>個人対法人のPCT国際出願状況	798
<表Ⅷ-2-3>媒体別のPCT国際出願状況.....	798
<表Ⅷ-2-4>言語別のPCT国際出願状況.....	799
<表Ⅷ-2-5>PCT国際調査使用写本の受付状況	801
<表Ⅷ-2-6>PCT国際予備審査の請求状況.....	802
<表Ⅷ-2-7>PCT国際調査機関の指定状況.....	803
<表Ⅷ-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数	804
<表Ⅷ-2-9>年度別の韓国の国際商標電子出願状況	808
<表Ⅷ-2-10>国際出願人の外国の国別指定状況	814
<表Ⅷ-2-11>海外の国別の大韓民国指定状況	814
<表Ⅷ-3-1>過去5年間の登録状況.....	816
<表Ⅷ-3-2>2014年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況	817
<表Ⅷ-3-3>2014年の物品群別デザイン登録状況	817
<表Ⅷ-3-4>2014年の部門別商標登録状況.....	818
<表Ⅷ-3-5>2014年の個人・法人別登録状況	819
<表Ⅷ-3-6>過去5年間の個人・法人別登録状況	820
<表Ⅷ-3-7>2014年の代理人有無別登録状況	821
<表Ⅷ-3-8>過去5年間の内国人・外国人登録状況	822
<表Ⅷ-3-9>2014年市・道別登録状況.....	823
<表Ⅷ-3-10>2014年の外国の国別登録状況	824

<表Ⅷ-3-11> 2014年の国内多登録法人の状況	825
<表Ⅷ-3-12> 過去5年間の権利別年次登録状況	827
<表Ⅷ-3-13> 2014年現在の存続権利状況.....	828
<表Ⅷ-3-14> 2014年の国別国際商標(マドリッド)登録状況	830
<表Ⅷ-3-15> 2014年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況	831
<表Ⅷ-4-1> 権利別の審査処理状況.....	832
<表Ⅷ-4-2> 特許1次審査処理状況.....	834
<表Ⅷ-4-3> 特許審査の終結処理状況.....	835
<表Ⅷ-4-4> 実用新案1次審査処理状況.....	836
<表Ⅷ-4-5> 実用新案審査終結処理状況.....	837
<表Ⅷ-4-6> 旧実用新案(先登録制度)審査状況	838
<表Ⅷ-4-7> PCT国際調査及び予備審査状況	839
<表Ⅷ-4-8> 商標登録出願の1次審査処理状況	840
<表Ⅷ-4-9> 商標登録出願審査の終結処理状況	841
<表Ⅷ-4-10> 国際商標登録出願の1次審査処理状況	842
<表Ⅷ-4-11> 国際商標登録出願の審査終結処理状況	842
<表Ⅷ-4-12> デザイン登録出願の1次審査処理状況	843
<表Ⅷ-4-13> デザイン登録出願審査の終結処理状況	844
<表Ⅷ-4-14> 異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率	845
<表Ⅷ-5-1> 権利別の審判請求状況.....	847
<表Ⅷ-5-2> 権利別の審判処理及び前置登録状況	848
<表Ⅷ-5-3> 審判請求別の審判請求状況.....	849
<表Ⅷ-5-4> 内国人・外国人間の当事者系審判請求状況	851

<表Ⅷ-5-5> 韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況	853
<表Ⅷ-5-6> 中小企業・大企業間の審判請求状況	854
<表Ⅷ-5-7> 年度別の審判処理期間状況.....	854
<表Ⅷ-5-8> 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	855
<表Ⅷ-5-9> 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	856

目次

<図Ⅰ-1-1> 創意的なアイデアの活用体系図	57
<図Ⅰ-1-2> 受付・相談センターのコンサルティング支援策	64
<図Ⅰ-1-3> 原本証明サービスの概要	65
<図Ⅰ-1-4> 知的財産分野における貿易収支の動向	74
<図Ⅰ-2-1> 最近5年間NPEsの韓国企業に対する訴訟提起の状況	78
<図Ⅰ-2-2> 主要国の特許生産性(2012年基準)	81
<図Ⅰ-2-3> 韓国の技術貿易の現状	82
<図Ⅰ-3-1> 2014年度業務推進方向	88
<図Ⅱ-1-1> 審査品質向上の推進体系	100
<図Ⅱ-1-2> 融合技術に対する政府投資及び出願比重の推移	102
<図Ⅱ-1-3> 公知デザイン審査資料の収集・整備の状況	148
<図Ⅱ-1-4> 当事者系口述審理が行われる審判廷	168
<図Ⅱ-1-5> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム	168
<図Ⅱ-1-6> 審査品質担当官室の業務流れ図	173
<図Ⅱ-1-7> 2014年知的財産教育分野における国際協力	191
<図Ⅱ-2-1> 戦略目標の体系図	193
<図Ⅱ-2-2> 知識管理システム(KOASIS)の主要サービス	209
<図Ⅱ-2-3> KOASISのメイン画面	210
<図Ⅱ-2-4> 特許情報システムインフラの構成図	214
<図Ⅱ-3-1> 知的財産動向の収集・普及の流れ図	228
<図Ⅱ-3-2> 知的財産専門図書館	230
<図Ⅱ-3-3> 知的財産情報サービスシステムの構成図	230

<図Ⅱ-4-1> 現政府のR&D課題発掘プロセス(2009)	234
<図Ⅱ-4-2> 事業推進体系.....	237
<図Ⅱ-4-3> 国家特許戦略青写真構築事業における推進対象産業分野 ...	239
<図Ⅱ-4-4> 浮上技術分析結果の事例.....	240
<図Ⅱ-4-5> 深層分析の概要.....	240
<図Ⅱ-4-6> 国家特許戦略青写真構築計画.....	244
<図Ⅱ-4-7> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系	247
<図Ⅱ-4-8> e-特許ナラの改編事項.....	247
<図Ⅱ-4-9> 先行特許調査の進行プロセス.....	250
<図Ⅱ-4-10> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系	251
<図Ⅱ-4-11> 2013年政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析	253
<図Ⅱ-4-12> 2009年～2013年政府R&D特許出願及び特許生産性の現状比較	255
<図Ⅱ-4-13> 米国登録特許のファミリー特許及び三極特許の状況	256
<図Ⅱ-4-14> 国内特許の質的水準の比較.....	256
<図Ⅱ-4-15> 米国登録特許の質的水準比較	256
<図Ⅱ-4-16> 特許移転及び技術料の状況.....	257
<図Ⅱ-4-17> 2013年～2014年優秀成果100選の権利化状況の分析	258
<図Ⅱ-4-18> 特許戦略支援のプロセス.....	263
<図Ⅱ-4-19> 知的財産権融・複合戦略支援のプロセス	263
<図Ⅱ-4-20> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化	265
<図Ⅱ-4-21> 民間主導によるIP-R&D生態系構築モデル	266
<図Ⅱ-4-22> 主要国の知的財産戦略の推進動向	267
<図Ⅱ-4-23> 製品と技術に対するパラダイムの転換	268

<図Ⅱ-4-24> IP-R&D戦略支援の樹立プロセス	269
<図Ⅱ-4-25> 知的財産創造企業協議会の発足式	270
<図Ⅱ-4-26> 国家別部品・素材輸出市場シェアの推移(%)	272
<図Ⅱ-4-27> 先端部品・素材IP-R&D戦略の支援プロセス	274
<図Ⅱ-4-28> IP-R&D活用書.....	275
<図Ⅱ-4-29> 標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系	281
<図Ⅱ-4-30> 標準化機関別の標準特許DB構築計画	287
<図Ⅲ-1-1> 国家別知的財産権保護の順位.....	291
<図Ⅲ-1-2> 模倣品取締りの写真.....	296
<図Ⅲ-1-3> 模倣品流通防止協議会の発足式(2014. 5. 22)	297
<図Ⅲ-1-4> 協議会活動.....	299
<図Ⅲ-1-5> 職務発明補償制度のメカニズム	305
<図Ⅲ-1-6> 職務発明補償優秀企業の認証プロセス	305
<図Ⅲ-1-7> 職務発明補償優秀企業認証の案内広告	306
<図Ⅲ-1-8> 職務発明補償制度コンサルティングの支援を受けた企業の状 況.....	307
<図Ⅲ-1-9> 職務発明補償制度の巡回説明会	307
<図Ⅲ-1-10> 職務発明補償制度運営優秀事例の発表	308
<図Ⅲ-1-11> 職務発明制度運営優秀企業の授賞	308
<図Ⅲ-1-12> 職務発明フォーラム.....	308
<図Ⅲ-1-13> 職務発明ホームページ及び広報パンフレット	309
<図Ⅲ-1-14> 営業秘密原本証明制度.....	313
<図Ⅲ-1-15> 営業秘密セミナー及び知的財産権保護コンファレンス	314
<図Ⅲ-1-16> 営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム	315

<図Ⅲ-1-17>知的財産権訴訟管轄制度の改善案	320
<図Ⅲ-1-18>チップ1個当たり使用する半導体設計財産の数及び再使用率	323
<図Ⅲ-1-19>半導体設計財産振興事業の推進体系	324
<図Ⅲ-2-1>上海模倣品識別セミナー.....	336
<図Ⅲ-3-1>知的財産権の創出・保護・活用体系	343
<図Ⅲ-3-2>アイデア保護守則10.....	354
<図Ⅲ-3-3>国民幸福技術実現事業の体系図	356
<図Ⅳ-1-1>知的財産取引情報システムのホームページ	361
<図Ⅳ-1-2>2014年IP金融関連MOUの推進状況	370
<図Ⅳ-1-3>政策の実効性向上に向けた支援体系の改編	379
<図Ⅳ-1-4>IP Star企業育成事業のプロセス	380
<図Ⅳ-1-5>IPスター企業育成事業の推進体系	381
<図Ⅳ-1-6>国内権利化支援件の登録率.....	384
<図Ⅳ-1-7>シミュレーションの例示1.....	385
<図Ⅳ-1-8>シミュレーション例示2.....	386
<図Ⅳ-1-9>2014年度ブランド開発の結果.....	391
<図Ⅳ-1-10>2014年度デザイン開発の結果物	394
<図Ⅳ-1-11>IP経営戦略コンサルティングの方向	398
<図Ⅳ-2-1>韓国主体別研究開発費の比重(2013)	400
<図Ⅳ-2-2>韓国の主体別・学位別研究員の分布(2013)	401
<図Ⅳ-2-3>「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例	404
<図Ⅳ-2-4>特許経営専門家の派遣状況(2006～2014年基準)	405
<図Ⅳ-2-5>「発明インタビュー及びIP事業化支援」の事業推進プロセス	408

<図IV-2-6>発明インタビュー及びIP事業化支援の2年統合運営プロセス	409
<図IV-2-7>IP創出－活用の全周期的な支援システム	409
<図IV-2-8>知的財産事業化協力ネットワークモデル	410
<図IV-2-9>知的財産事業化協力ネットワークを通じた全周期的支援プロセス	411
<図IV-2-10>R&D IP協議会の組織	411
<図IV-2-11>技術ニーズ説明会の推進過程	413
<図IV-3-1>資格制度の機能	419
<図IV-3-2>教育実施及び資格検定試験の施行	420
<図IV-3-3>中国IP PORT展示会、日本特許情報フェア及びコンファレンス	420
<図IV-3-4>2014IP DB及びソリューションコンファレンスの開催	421
<図IV-3-5>ワールドITショー2014、IoT Korea Exhibition 2014	421
<図IV-3-6>知的財産サービス採用連携教育のプロセス	423
<図IV-3-7>教育広報資料	423
<図IV-3-8>研修生選抜の優先順位	424
<図IV-3-9>「IP分析の概要及びIP定量分析準備作業の実習」教材	424
<図IV-3-10>教育授賞式及び修了式	425
<図IV-3-11>採用連携のプロセス	425
<図IV-3-12>採用連携教育の満足度	426
<図IV-3-13>地域知識財産センターの状況	430
<図V-1-1>過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移	447
<図V-2-1>ポジティブ審査の概要	475
<図V-2-2>企業戦略オーダーメイド型一括審査	478
<図V-2-3>オーダーメイド型審判プロセスの概要	495

<図V-3-1>電子化処理工程フロー.....	518
<図V-3-2>年度別の電子化処理期間及びエラー率状況	519
<図V-3-3>年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数	520
<図V-3-4>韓国特許英文抄録の構成項目.....	525
<図V-3-5>特許検索アプリ及びモバイルKIPRISの画面	533
<図V-3-6>知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大	539
<図VI-1-1>大学(院)知的財産教育の履修体系	543
<図VI-1-2>2014年の大賞 (Tulip、左) 及び金賞 (Easy Clean Pack、右) 受賞作.....	559
<図VI-1-3>KINPA Anual コンファレンス開催模様	569
<図VI-1-4>KAIST.POSTECH 次世代英才起業家教育院の教育体系	587
<図VI-1-5>知的財産才能シェアリングのCI	608
<図VI-1-6>知的財産才能シェアリングの構造図	608
<図VI-1-7>2014年知的財産シェアリング事業の成果報告会	610
<図VI-1-8>経済副総理の授賞.....	613
<図VI-1-9>国家知識財産委員会委員長の挨拶	613
<図VI-1-10>2014年今年の発明王授賞式.....	613
<図VI-1-11>記念映像の上映.....	613
<図VI-1-12>授賞マークの種類.....	615
<図VI-1-13>2014年上・下半期の特許技術賞授賞式	615
<図VI-1-14>2014年上・下半期の授賞発明紹介写真	616
<図VI-1-15>展示会場の様子.....	618
<図VI-1-16>スマートリビング館の様子.....	618
<図VI-1-17>授賞技術展示館VIP巡回の様子	618

<図VI-1-18> 未来館の様子.....	618
<図VI-1-19> 購買相談会場運営の様子.....	619
<図VI-1-20> ソウル展示場の様子.....	619
<図VI-1-21> 大韓民国世界女性発明大会の開幕式	625
<図VI-1-22> 大韓民国女性発明品博覧会.....	625
<図VI-1-23> 大韓民国世界女性発明フォーラム	625
<図VI-1-24> 想像力、科学技術と知的財産権	627
<図VI-1-25> 2014年軍将兵発明コンテスト	632
<図VI-2-1> 適正技術製品の事例.....	705
<図VI-2-2> ブランド開発の成果.....	706
<図VI-2-3> 分散型の下水処理技術.....	708
<図VI-2-4> 養蜂関連の適正技術(はちの巣、分離器)	708
<図VI-2-5> ガーナ養蜂ブランド.....	709
<図VII-2-1> 非正常の正常化・政府3.0コンテスト	729
<図VII-2-2> 2014年特許庁における「非正常の正常化」の取組み課題 ...	730
<図VII-2-3> 商標ブローカー根絶推進の広報活動	739
<図VII-2-4> 安全に係わる模倣品流通及び取締り事例	740
<図VII-2-5> 特許庁で取締った主な安全に係わる模倣品	742
<図VII-2-6> 模倣品合同取締り及び模倣品流通防止協議会の活動	743
<図VII-2-7> 模倣品の安全強化取組み広報活動	744
<図VII-3-1> 特許庁の中長期政府3.0実行計画のロードマップ	752
<図VII-3-2> KIPRIS ^{Plus} (PLUS. KIPRIS. OR. KR) の概要	754
<図VII-3-3> KIPRIS ^{Plus} による知的財産情報活用の実績	756

<図Ⅶ-3-4>省庁間協力のスタートアップ.....	757
<図Ⅶ-3-5>IPデータ活用アイデアコンテストの手続き	758
<図Ⅶ-3-6>遠隔映像口述審理の審判廷.....	761
<図Ⅶ-3-7>遠隔映像口述審理システムの経済的効果	762
<図Ⅶ-3-8>IP金融協議会の協議実績.....	765
<図Ⅷ-1-1>過去5年間の権利別出願推移.....	770
<図Ⅷ-1-2>代理人有無別出願推移.....	774
<図Ⅷ-1-3>2014年内国人の地域別出願推移	788
<図Ⅷ-2-1>全世界のPCT国際出願の状況.....	794
<図Ⅷ-2-2>2013年全世界のPCT多出願国の順位	794
<図Ⅷ-2-3>2013年全世界PCT多出願企業の順位	794
<図Ⅷ-2-4>韓国のPCT国際出願状況.....	796
<図Ⅷ-2-5>2014年国際最多出願法人(企業)別PCT国際出願の状況	797
<図Ⅷ-2-6>海外出願人のPCT国際出願依頼状況	802
<図Ⅷ-2-7>PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況	804
<図Ⅷ-2-8>年度別の世界国際商標出願状況	805
<図Ⅷ-2-9>2013年世界マドリッド国際商標10大最多出願国	806
<図Ⅷ-2-10>年度別の世界国際商標登録状況	806
<図Ⅷ-2-11>2014年の世界10位指定国状況	807
<図Ⅷ-2-12>年度別の韓国国際商標出願状況	807
<図Ⅷ-2-13>2014年度国内出願人の10大指定国状況	809
<図Ⅷ-2-14>2014年の韓国10大国際商標多出願企業状況	809
<図Ⅷ-2-15>外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況	810

<図Ⅷ-2-16>2014年の韓国を指定した10大締約国状況	810
<図Ⅷ-2-17>2014年度の韓国を指定した10大外国多出願企業状況	811
<図Ⅷ-2-18>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願の状況	812
<図Ⅷ-2-19>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願のデザイン件数状況	812
<図Ⅷ-2-20>2014年度の世界ハーグ国際出願10大最多出願国	813
<図Ⅷ-3-1>過去5年間の設定登録状況.....	816
<図Ⅷ-5-1>権利別の審判請求状況.....	848
<図Ⅷ-5-2>年度別の審判処理状況.....	849

希望の新時代

知的財産基盤の創造経済の実現

Korean

Intellectual

Property

Office

「創造力と創意性、科学技術に基づく経済の運営を通じて新たな成長エンジンを創り出し、新しい市場、新しい雇用を創り出していく政策」

「創業国家コリアは創意的なアイデアが技術と融合し、知的財産権で発展すると同時に雇用が増え、創造型の中小企業が花咲く国」

- パク・クネ大統領、「創造経済論」発表文(2012. 10. 18) -

第1編 知的財産政策の概観

第1章 多省庁会議体を通じた政府レベルでの知的財産政策の樹立

第1節 概観

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 チョン・イルナム

知的財産が企業の成敗を左右する知的財産基盤時代が到来し、技術革新で導き出される知的財産権が経済成長の中核エンジンとして作用することになったことで、主要国及びグローバル企業は政府レベルでの国家知的財産推進戦略を樹立して優秀特許を確保するために熾烈な競争を繰り広げている。

特許庁は知的財産政策が政府レベルで推進できるよう、政策環境を整えると共に、省庁間のシナジー効果を出すため国家知識財産委員会¹、経済関係長官会議²、国家科学技術審議会³、国家科学技術諮問委員会⁴などに主要知的財産政策を樹立・報告しており、2014年には2013年の15件に比べて約50%増加した22件の案件を上程した。

特許庁は知的財産に基づく創造経済の実現に向けて、国民の創意的なアイデアが知的財産として迅速かつ正確に権利化され、韓国企業が知的財産を武器に世界市場で堅調に成長できるよう、政府レベルでの知的財産政策を樹立・推進する予定である。

¹ 知的財産強国の実現に向けた国家戦略の樹立、関連政策の審議・調整・点検など知的財産分野のコントロール・タワー役割を果たす大統領所属機関

² 政府の経済政策を総括調整する機関であり、経済動向を総合的に点検して分野別経済政策の方向を設定するなど経済運営全般に関する内容を審議する機関

³ 科学技術振興のための主要政策・基本計画の樹立及び調整、科学技術の革新及び産業化と関連する人材政策・技術革新政策に対する調整、研究開発計画及び事業に対する調整、研究開発予算の運営などに関する事項を審議する機関

⁴ 韓国の教育・人材政策及び科学技術分野の中長期政策方向の設定及び主要政策に対して大統領諮問機能を果たす機関

第2節 国家特許審査競争力の強化方策

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨン

1. 推進背景及び概要

知的財産は創意的なアイデアが保護・活用される流通過程において新しい想像力を促進する創造経済の核心要素であり、創造経済の下では企業の迅速な投資決定、事業化の促進及び特許紛争予防などのためにアイデアの迅速・正確な権利化が求められる。

主要国の特許庁は知的財産の早期権利化及び高品質の審査に向けた中長期戦略を樹立し、特許審査官の増員などを通じて審査能力の強化を図っている。

韓国の特許審査処理期間は2013年基準で13.2カ月と世界最高レベルではあるものの、審査官1人当たり実質審査処理件数は228件(2012年基準)と日本の1.4倍、米国の3.2倍、中国の4.2倍、ヨーロッパの5.1倍であるため、過剰な審査処理件数によって審査品質に対する懸念が提起されている状況である。

そこで、世界最高レベルの迅速・正確な特許審査行政サービスを提供することで高品質の特許創出環境を構築して対外競争力を強化し、将来市場を先取りして創造経済を牽引するためには審査官1人当たり審査処理件数を競争相手国の水準まで適正化するなど国家レベルでの特許審査競争力強化方策が求められる。

2. 主要内容

イ. 特許審査能力の強化

審査処理期間の短縮及び審査品質の向上に向けて審査能力の拡充を図ったものの、依然として主要国に比べると不十分である。2012年基準で審査官数は813人で米国7,831人、日本1,713人、ヨーロッパ3,987人、中国6,559人に比べて大きく不足しており、

審査支援事業の予算もまた特許庁全体予算の6.9%である278億ウォンと日本の21.6% (2,761億ウォン)対比1/3水準であり、外部先行技術専門調査機関の人材も352人と日本の2,051人に比べて大きく不足しているのが現状である。

従って、主要競争相手国レベルの審査官1人当たり審査処理件数と実質処理件数の適正化を図るためには審査人材の増員及び審査支援事業の予算確保など審査能力の強化が切実に求められる。

特許庁は企画財政部及び行政自治部など関連省庁と持続的に協議を行い、段階的に2017年まで審査人材(計310名増員)及び予算(計140億ウォン)を確保し、審査官1人当たり審査処理件数を日本水準まで適正化し、審査官1人当たり実質負担処理件数を競争相手国(日本、米国)レベルまで適正化する計画である。

ロ. 特許審査支援事業の効率化

主要国に比べて過剰な審査官の業務負担を減らすため、1996年から審査支援事業を推進しているものの、軽減率は11.7%に過ぎずその効果は微々たるものである。

日本は1999年度に調査員が先行技術調査の他に特許審査における拒絶理由に対する該当事項を全て調査することで実質的な審査業務の軽減が可能な、いわゆる「審査協力型調査制度」を導入することで審査官の業務負担を33.5%減らし、調査員との実質的な協力関係を通じて審査品質を高めている。

特許庁は単純な先行技術調査業務だけを行う書面型調査を2014年90%から2017年20%まで縮小し、審査協力型調査を2014年10%から2017年80%まで徐々に拡大することで事業効率性を高めると同時に、事業遂行機関を単なるアウトソーシング機関から審査協力機関に改編し、調査員の実質審査能力を強化して調査員を補佐審査官水準に養成する計画である。また、事業遂行機関の独自検収体系及び品質評価体系を構築するなど事業運営及び管理方式を全面的に改善する計画である。

ハ. 特許審査人材運営の先進化

審査は出願件数などの処理物量変動に適時対応するため人材運用の弾力性が求められるが、特許庁は唯一の中央責任運営機関であるにも関わらずそのような自律性は備えていないのが現状である。米国の場合、2011年に特許手数料の他会計・基金転出を禁止し、審査官の増員などのため特許長官が手数料を設定または調整できるよう特許法を改正した。

従って、特許庁は中央責任運営機関の組織・人材の運営自律性を与えるための「責任運営機関の設置・運営に関する法律」及び同施行令の改正協議を進めるなど、法令改正を通じた人材運営の自律性の確保などを推進する計画である。また、高級理工系人材であるにも関わらず育児などでキャリアが一時中断された高級理工系女性及び退職エンジニアなどに良質な雇用機会を与えるなど高級専門人材の審査官活用方策も設ける計画である。

また、現行の2等級特許業務手当体系を審査官等級制(4等級)と連携することで昇給誘因向上による自発的な審査専門性の向上を図ると共に、関連省庁との協議の下で特殊職務手当(17種)のうち最長期間(26年)凍結されてきた手当支給額を現状に適した水準に変えることで審査専門性中心手当運用の際に実効性を高めるなど、特許業務手当システムの改善を行政自治部及び企画財政部など関連省庁との協議の下で審査専門性を高めていく計画である。

二. 品質中心の特許政策の推進

嘗ては品質よりは審査処理期間の短縮を優先する政策に力を傾けた結果、審査官1人当たりの審査負担が過剰に増え審査品質の低下が懸念された。また、取消差戻し及び無効件の分析結果に対するフィードバックシステムの不在と審査官の高品質特許獲得支援が評価できるシステムが不十分であった。

従って、出願人－審査官間のコミュニケーション拡大を通じて高品質特許の創出を

誘導し、出願発明の内容、拒絶理由などに関して出願人－審査官間の面談を活性化することで強い特許創出を支援し、特許可能性などを考慮して請求範囲の補正方向を提示するなど高品質特許創出に向けたポジティブ審査を本格的に実施する計画である。

また、一つの製品及び技術群に関連する複数の産業財産権出願を同時に審査することで企業戦略による知的財産権の包括的な権利獲得を支援する一括審査対象として選定された出願は出願人が希望する時期にまとめて審査することで審査の一貫性及び効率性を図る計画である。

技術融・複合化の流れ、審査経歴を考慮した審査官専門教育を強化し、審査官が高品質の特許審査を行って審査効率性を高められるよう審査官専門教育及び先行技術検索最適化の基盤作りに取り組む計画である。

また、積極的な審査を通じて出願人の権利保護に貢献した部分に対して加点を与えるポジティブ評価方式に評価制度を改善するなど、強い特許獲得支援が評価できる審査品質管理体系を改善し、取消・差戻し・無効となった出願の原因分析を通じて補完策を講じる計画である。

3. 期待効果

世界最高水準の迅速・正確な特許審査サービスを提供することで強い特許創出の環境を構築し、不良特許の登録を防止して無分別な特許紛争を防ぎ、不必要な特許紛争による社会的・経済的な損失を減らすなど、特許審査行政サービスの高度化を通じて国家特許競争力の強化が期待される。

4. 後続措置及び今後の計画

2015年にはタイムフレキシブル制度を選んだ公務員5人を含む25人の審査人材を増員することを確定し、以後にも専門任期制公務員20人余りの追加増員に対して行政自

治部と協議を進めている。また、審査支援事業の予算42.5億ウォンを増額し、中央責任運営機関の組織及び人材運営に関する自律性を与える方策を協議するなど審査能力の強化に向けて企画財政部及び行政自治部と持続的に協議を進めていく計画である。

審査協力型調査の拡大による特許審査業務の円滑な支援のために 2014 年 7 月韓国特許情報院(特許情報振興センター)を大田に 1 次移転(150 人余り)し、2017 年までは大田への移転を完了するなど特許審査支援事業の効率化方策を持続的に推進する計画である。

強い特許を創出するためのポジティブ審査及び企業の事業化を促進するための一括審査サービスを本格的に実施し、補正案の拒絶理由解消可否と補正方向を公式審査の前に提示する「補正案レビュー」制度の導入、公式審査に先立って審査を先行する予備審査対象の拡大、一括審査対象の拡大などを含む特許審査 3.0 の推進など品質中心の特許政策もまた持続的に推進する計画である。

第3節 損害賠償制度の先進化方策

産業財産保護局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

1. 推進背景及び概要

最近世界経済は「産業経済」、「知識経済」から想像力及び創意性、科学技術を基に経済的な付加価値を創り出す「創造経済(Creative Economy)」にシフトしつつある。創造経済の鍵は創意的なアイデア及び技術革新を通じた強力な知的財産(IP)を保有することである。そのためには産業発展の根幹を成す特許制度が企業の技術開発を誘因する強力なエンジンとして機能できるよう先進化することが求められる。現状のように特許権侵害による損害賠償額が米国のような先進国の1/6水準に止まって悪意的な侵害行為が防げない限り、発明を保護・奨励してその利用を促すことで産業発展に貢献することを目的とする特許法の立法趣旨は遙遠なものにならざるを得ない。そこで、特許庁は特許権侵害に対する損害賠償額の先進化方策を講じ、2014年12月国家知識財産委員会に「特許侵害損害賠償制度の改善方策」を案件として上程し、関係省庁のコンセンサスを得ることで創造経済の実現に向けた制度作りに取り掛かっている。

2. 主要内容、

「特許侵害損害賠償制度の改善方策」に含まれた主要改善策は以下の表で見られるように、正当な損害賠償体系の構築、特許権の悪意的な侵害の抑制、特許権者の立証負担の緩和及び裁判上営業秘密の流出防止という四つの範疇に分類できる。

正当な損害賠償体系を構築するための具体的な改正事項は実施料賠償の適正化、軽過失侵害者に対する損害賠償額減輕規定の削除及び損害額算定のための計算鑑定人制度の導入である。現行の実施料賠償規定は特許発明の実施に対して「通常」受け取れる金額を損害賠償額として請求できるようにしている。それによって裁判所では過去実施料契約の先例がある場合原則としてそれを適用するようにしているため、先例の

ない新技術の場合は金額の算定が困難で低い金額に算定される傾向があった。それを改善するために「通常」という部分を削除する。

＜表 I - 1 - 1＞特許侵害損害賠償制度の改善方策

重点推進 課題	細部改善課題	具体的な改善内容
正当な損害 填補	①実施料賠償規定 の改善	「通常」実施料賠償から「通常」を削除
	②計算鑑定人制度 の導入	当事者の鑑定人に対する説明義務新設
	③賠償額減輕規定 の削除	軽過失侵害者の賠償額減輕規定の廃止
悪意的な 特許権侵害の事前 抑制	①増額賠償の新設	故意や重過失による特許権侵害の際、実損害として算定された損害賠償責任を認める
特許権侵害の立証 負担緩和	①被告実施行為の 提示義務	被告の具体的な実施行為態様の提示を義務付ける
	②証拠提出拒否事 由の最小化	損害額の算定または侵害立証判断に必ず必要な場合、営業秘密であっても提出を義務付ける
	③証拠提出命令に 不応の時に制裁	証拠提出命令に応じない場合、主張事実を真実として看做す(裁量)
裁判上の 営業秘密 流出の防 止	①秘密審理手続き の導入	証拠提出拒否事由を主張する場合、該当可否を判断するため裁判官のみ資料閲覧が可能
	②閲覧範囲または 閲覧者の制限	提出された証拠が営業秘密である場合、閲覧範囲または閲覧者を制限

また、故意や重過失による侵害でない場合損害賠償額を減軽できる規定があるが、それは一般不法行為に対する損害賠償額の鑑定規定よりも特許権者により不利に減軽要件が緩和されたもので、特許法の立法趣旨に反するものであることから正当な賠償額算定の趣旨に符合するように削除することにした。また、正確な損害額を算定するために鑑定を命ずる場合にも当事者には関連資料に対する説明義務がないため算定が難しい場合があるため、この問題を解決するため、必要な場合は当事者に鑑定人に説明することを義務付ける規定を新設する。

これまで特許権侵害に対する損害賠償額が少なく侵害立証が困難であったため特許権侵害を助長する懸念があるとの指摘が多かった。実際そのような理由で他人の特許権を侵害する事実を認知しているものの不法行為を犯す事例が多かった。更に、特許権侵害者に対する起訴率は約 5.1% (2006～2012) で一般刑事法に対する起訴率 (40.6%) に比べて非常に低い水準であるため、悪意的な特許権侵害を効果的に抑制して特許権の実効的な保護を図るためには強力な制裁が必要である。そこで、故意や重過失によって特許権を侵害する場合、実損害として算定された金額の最大 3 倍範囲内で損害賠償額を加重して負担させる増額賠償制度を新設する。

次に、特許権者の立証負担を減らすため、原告が提示した被告の具体的な侵害行為態様を被告が単純に否認できないようにすることで効果的な立証ができるよう改善を図る。また、証拠提出命令に対して提出対象である資料が損害額の算定や侵害の立証のために必ず必要な場合は単に営業秘密という理由だけでは提出を拒否することができないようにすることで、効果的な立証を図る。

一方、このような証拠提出命令の強化を通じて不当に営業秘密が流出する事例がないように秘密審理手続きと営業秘密資料に対する閲覧制限制度を新設する一方、秘密維持命令の対象を拡大する。更に、証拠提出命令にも関わらず当事者がそれに応じない場合、提出命令申請者の要証事実を真実として看做せる裁量規定を新設することで裁判所の証拠提出命令の実効性を高めると同時に当事者の証拠提出に対する協力義務を事実上強化する。

3. 評価及び発展方向

以上のような特許侵害損害賠償改善方策を講じることで立法推進の基本方向を定め、これに基づいて 2015 年には立法を推進する予定である。

第4節 K-ブランド保護総合対策

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 技術書記官 イ・ウォンジェ

1. 推進背景及び概要

中国・ASEAN 地域との貿易が活発になると共に企業の進出も増え、衣類、化粧品、電子、部品など全産業にわたって韓国ブランド(K-BRAND)の侵害被害が深刻になっている。特に、最近ブームとなっている韓流と共に韓・中、韓・ベトナム FTA の妥結などで貿易増加と企業進出が更に活発になると見られ、現地における K-ブランドの侵害被害もまたより大きくなると見られる。

このようなブランド侵害被害に適切に対応できなければ、直接的には該当企業の被害はもちろん、韓国全体から見ても海外市場におけるシェアの下落、輸出減少など経済的な損失だけでなく中・長期的に韓国ブランドの信頼度や国家イメージが損なわれる可能性もある。

そこで、特許庁は海外現地における K-ブランドの権利確保を通じた紛争予防と体系的な紛争対応体系を構築することで韓国企業の国際競争力を強化することを目的として、2014年12月国家知識財産委員会が関連省庁合同で樹立した「K-ブランド保護総合対策」を議決・発表した。

2. 主要内容

イ. K-ブランドを保護するための総合支援体系を構築

1) 広報及び現地における権利の確保

KOTRA・貿易協会など輸出関係機関との協力の下で進出企業を対象に「先に商標を確保すること」の重要性に対して広報を強化し、中小・中堅企業を対象に商標出願支

援を拡大することで海外進出企業が安定的に事業基盤が構築できるようにする計画である。

2) 海外商標ブローカーへの対応

中国など海外商標ブローカーの現状を調査し、把握された悪意的な商標ブローカーに対しては出願・登録情報などを周期的にモニタリングして関連企業に提供することで被害が拡散すること防ぎ、商標侵害に対する対応が必要な企業に対しては紛争対応コンサルティングなどを通じた侵害救済支援ができる体系を構築した。

3) 海外模倣品に対応できる総合支援

韓国知識財産保護協会内の「知的財産権紛争対応センター」の機能を拡大・改編し、国内で中国商標の相談、商標検索サービスを提供し、現地での商標無断先登録など企業被害事例受付を通じたワンストップ企業支援体系を構築した。

ロ. 海外模倣品取締りの強化

1) 産業密着型取締りの支援

製品の特性に詳しい産業団体が直接会員企業を対象に侵害調査など模倣品取締り支援を行うことで産業別特性に適した現場執行力を強化した。特に、2015年度には海外でブランド侵害被害が多い産業団体(電子、衣類、化粧品、食品、フランチャイズ協会)を優先的に支援する計画である。

2) 海外拠点の機能強化

海外知識財産センター(IP-DESK)の侵害調査費用及び支援回数も上方修正すると共に、海外オンライン模倣品流通実態などを調査して企業に提供する「オンライン侵害調

「IPモニタリングサービス」も新しく提供するなど海外現地でのオン・オフライン侵害監視機能を強化した。

ハ. 外国税関の協力を通じた模倣品水際措置の強化

1) 税関の知的財産権登録支援

模倣品の現地税関における取締りに必須的な税関知的財産権登録に対する企業支援を拡大し、税関取締り専門法律事務所プールの構築及び税関取締りマニュアルの制作などを通じて模倣品の水際措置を強化する計画である。

2) K-ブランドの保護環境作り

現地の取締り公務員を対象に K-ブランドの説明と模倣品識別要領を教育する「K-ブランド説明会」を拡大して開催すると共に企業の積極的な参加も働きかけることで、現地税関取締りの実効性を高めていく計画である。また、中国・ベトナムなど現地税関との相互協力を通じて韓流ブランド保護に対する友好的な環境を整え、それに向けた韓国「特許庁 - 関税庁政策協議会」を構成して共同対応することを決めた。

二. K-ブランド保護に向けた官・民及び国際協力の強化

1) 官民協力体系の構築

国家知識財産委員会内の「知的財産権保護政策協議会」を通じて政府、輸出関係機関及び業界が共に参加して政府レベルで海外でのブランド保護の方向を議論するなど、民間の意見と経験を政策に反映し、企業・産業間の協力を図る協力体系を構築していく計画である。

2) 国際協力の強化

韓・中貿易協力協議会、韓・中商標庁長会談など韓・中協議チャンネルを通じたブランド保護協力体系を構築し、FTA 交渉時の紛争解決のための知的財産権委員会を構成するなど国際協力を通じた友好的な環境作りに取り組む計画である。

3. 評価及び発展方向

「K-ブランド保護総合対策」は韓・中 FTA の妥結によって貿易量及び企業の進出が急増すると見込まれる時点で K-ブランドを保護するための政府レベルの紛争予防及び対応体系を迅速に樹立して推進したことに意味がある。

また、2014 年末まで韓国知識財産保護協会内の知識財産権紛争対応センターの「K-ブランド相談」が開始され、衣類・化粧品など 5 つ産業団体のワークショップが開催された。また、2015 年からは IP-DESK で中小・中堅企業を対象に出願及びオン・オフライン侵害調査を拡大・支援する計画である。

今後特許庁は中国・ASEAN 地域の現地政府との協力を通じて現地取締り公務員を対象に「K-ブランド説明会」及び国内研修などを積極的に推進することで現地で韓国ブランド模倣品の取締りが効果的に行われるように支援する計画である。また、企業が海外に進出する前に現地商標を確保して紛争を予防し、ブランド侵害が発生した際にも迅速に対応できるよう多角的な努力を傾けていく予定である。

第5節 アイデア創業コンテストの効果を高めるための方策

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 チン・ジェヨン

1. 推進背景及び概要

各種のアイデア・コンテストが開催され良いアイデアが発掘されてはいるものの、相当数のコンテストは一つのイベントとして行われたため優秀受賞作に対する知的財産権化・事業化など事後の活用が不十分であった。

また、各コンテストの出品作は主管機関が個別的に管理するために他コンテスト出品作に対する検索が難しく、重複受賞の問題や賞金だけを狙うチェリー・ピッカー(CHERRY PICKER)の発生に対する懸念も提起された。

そこで特許庁は関係省庁と協力してコンテスト受賞作に対する知的財産権化、事業化を支援し、コンテストのアイデアに対する統合 DB を構築してアイデアを保護及び活用する基盤を構築した。

2. 主要内容

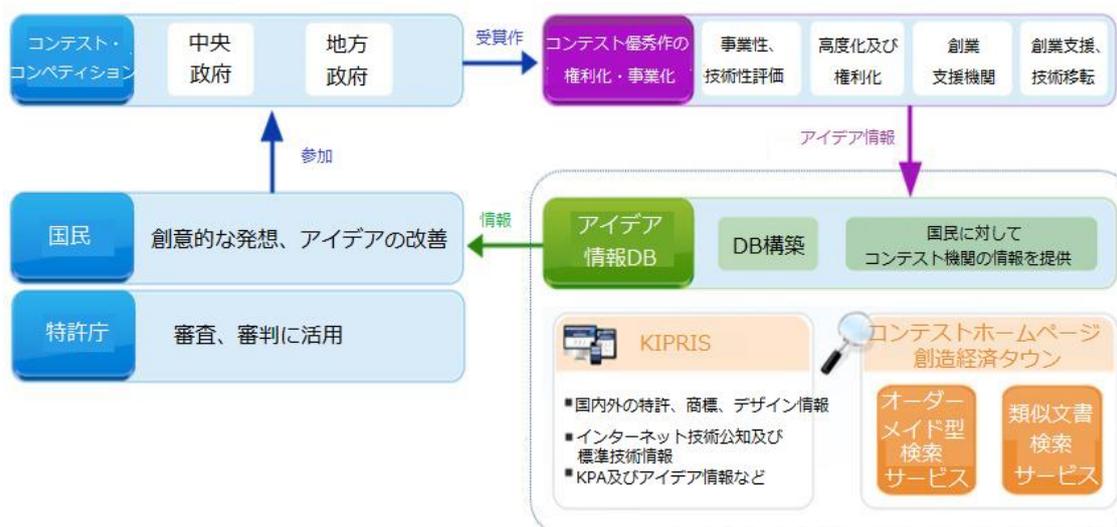
特許庁、未来部などはコンテストの受賞作を対象に事業性、技術性などを総合評価して支援対象を選定し、弁理士と技術専門家、デザイン専門家などの専門家とアイデア提案者が共同参加した中でアイデアを発展させる過程を経て知的財産権化を支援する。

創業を希望する受賞作アイデア提案者に対しては中小企業庁の創業オーダーメイド型事業と未来部のベンチャー1 世代メンタリングセンター、未来グローバル創業支援センターなどを通じて創業教育及びメンタリング、創業資金の支援、アクセラレーター連携など創業と成長を支援する。

技術移転を希望する件に対しては知的財産取引情報システム、韓国知識財産評価取引センターなどの技術仲介相談官を活用して技術移転を支援する。

一方、特許庁はアイデアコンテストの過去受賞作など公開可能なデータを段階的にDB化し、新規アイデアのDBを構築するために中央省庁・自治体と協力するなど個別管理されているコンテストアイデアに対する統合DBを構築すると共に、アイデアの活用を拡大するために創造経済タウンと特許情報ネット KIPRIS に検索サービスを提供することにした。

<図 I-1-1> 創意的なアイデアの活用体系図



3. 評価及び発展方向

コンテストで選ばれた優秀なアイデアに対する知的財産基盤の創業支援体系を通じて事業化成功モデルの拡散に貢献し、国民個々人の価値あるアイデアが死蔵されることがなく保護されながら正当な補償が与えられる創造経済文化の定着を図る。

また、一般国民は構築されたアイデア DB を通じて公開情報を活用し新たな価値を創り出し、コンテストに類似するアイデアを提出することを未然に防ぐことができる。また、コンテスト主催機関はアイデア評価に活用して審査過程の改善に利用できる。

省庁間の協力を通じてコンテスト優秀アイデアに対する事業化モデルを構築し、2015年には地域知識財産センターの「IP 創造 Zone」、創造経済革新センターなどを通じてアイデアの権利化・事業化を支援し、知的財産基盤の創業支援体系を地域に拡散させていく計画である。

第6節 模倣品の流通シャットアウト総合対策

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

1. 推進背景及び概要

模倣品は企業の売上低下などの被害を招くだけでなく国家イメージにもマイナスとなっている。また、模倣品は様々なルートを通じて流通するだけでなくオンライン上でも流通が拡大しつつある。海外から流入する模倣品は主に中国で製造され韓国に搬入され、海外からの直接購入、並行輸入など流入経路も多様化している。オンライン上で流通する模倣品は海外にサーバーを置いたり、通信販売許可番号、金融情報などを虚偽記載して販売・流通している。また、模倣品は品質が粗悪であるため、国民の健康と安全にも致命的な危険要素となっている。

しかし、国民の模倣品に対する問題意識は高まっているものの模倣品購入の経験は増えるなど模倣品根絶に向けた実践意志は依然として不十分である。また、最近の模倣品流通の形態は全国的な流通ネットワークを通じて支部組織の形態で販売されているため、執行機関の個別的な取締りだけでは模倣品業者の取締りには限界がある。

2. 主要内容

イ. 模倣品の海外流入シャットアウト措置の拡大

海外で発生する模倣品流入に対する水際措置及び事前予防の強化のため、関税庁は模倣品として疑われる場合 IPIMS(模倣品自動摘発システム)を通じて搬入と同時に即時商標権者に通知し、侵害事実の確認など迅速な通関保留措置を強化した。また、外交部は韓・中知的財産権二国間協議で国内主要ブランドの保護を優先議題として定め、国内の有名自動車部品、衣類、食品ブランドに対する模倣品の国内流入を事前にシャットアウトするために取り組んだ。

ロ. 政府レベルでの取締り体系の構築

個別的な捜査取締りの限界を克服すると共に関係機関間の協力に基づく総合的な捜査を通じて取締り執行力を強化するため、国家知識財産委員会は政府レベルでの模倣品流通根絶に向けた年間実行計画を樹立した。また、検察庁は同種の前歴のある侵害事犯に対しては原則として懲役刑を求刑して侵害常習犯の再犯を防止し、警察庁は各地域別の模倣頻発流通地域に対して定期合同取締り及び大規模製造事犯などの海外逃亡時の国際捜査協力を強化した。関税庁・食薬処は官民協力体系を通じてオンライン上の違法な模倣品販売の根絶を強化し、特許庁は大規模な製造・流通事犯事件を中心とする専門的な企画捜査を強化した。

ハ. 取締り公務員の捜査能力の強化

模倣品取締り公務員に取締り業務に必要な模倣品識別要領・捜査技法などの教育強化及び知的財産権侵害事犯取締り有功分野の政府褒賞を通じて模倣品取締り公務員の士気を高めた。

二. 知的財産権尊重文化の拡散

関係省庁(文体部・関税庁)、自治体、市民団体などと連携して政府レベルでの知的財産尊重文化の拡散に向け、模倣品が安全と生命に与える弊害、企業破産、雇用減少など公益広告を通じて消費者の警戒心を高めると同時に、模倣品根絶意識を高めるための「偽物 OUT・本物 OK」、1万家族リレーキャンペーンを通じて政府レベルでの合同キャンペーンを展開する。また、全国小・中・高校生を対象に「偽物によって生活の中で感じたこと」に対する作文コンテストを開催することで青少年の遵法意識を高めると同時に、「模倣品の実態、被害、改善策」などをテーマにした主要日刊紙の寄稿文・報告記事などを通じて韓国社会の知的財産権尊重文化の拡散に取り組んだ。

ホ. 模倣品根絶意識関連の教育強化

青少年・大学生・教員及び消費者に多様な教育・学習プログラムを提供して知的財産保護意識の確立及び実践を誘導するため、学校の現場では知的財産権保護教育を通じた社会倫理意識を高め、大学では既存の特許講座の他に知的財産権保護と侵害関連教育を拡大することで大学生の知的財産権保護教育を強化した。学校で指導教育が円滑に行われるように教員研修機関、発明教師教育センターに職務研修プログラムを支援し、一般消費者を対象に知的財産保護文化講座、地域生涯教育院、区役所市民講座など分かり易い教育を通じて消費者教育を強化する。また、消費者の安全及び権益増進に向けた韓国消費者院との協業を通じて模倣品の根絶及び実践キャンペーンの展開を強化した。

3. 評価及び発展方向

国家知識財産委員会の主管で模倣品流通の根絶に向けた課題別の細部履行計画を樹立・推進し、各関係省庁は毎年推進状況を国家知識財産委員会に報告することで、政府レベルで模倣品流通根絶を履行できる基盤を整えた。

政府レベルでの取締執行力を強化し、海外から流入するオンライン模倣品及び海外直接購入に対して関係機関は更に取締りを強化していく計画である。そして、同種の前歴のある模倣品事犯に対しては原則として懲役刑を求刑することで常習犯に対して処罰を強化する計画である。

オンライン通報センターを通じて模倣品通報の受付・処理・結果通知など段階別の業務処理能力を高めることで模倣品通報者の満足度を高めていく計画である。

知的財産尊重文化の拡散のために公正取引委員会、貿易委員会などとの連携を強化して消費者安全教育及び不公正貿易防止などを政府レベルで持続的に推進していく計画である。

第7節 韓国企業の営業秘密保護方策

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 ピョン・サンユン

1. 推進背景及び概要

最近の「Kolon-DuPont 間の営業秘密侵害紛争」などで韓国のみならず米国、日本、EU など全世界的に営業秘密保護に対する関心が高まっている。また、製造・サービス・研究開発活動のグローバル化傾向によって企業の知的財産権管理戦略としても営業秘密保護の重要性が改めて注目されている。

一方、検察庁によれば国内技術流出事件が 2007 年 191 件から 2012 年 448 件へと 2 倍以上増加するなど、日増しに韓国企業の営業秘密流出事例及び被害が増えつつあり、企業の成長はもちろん国家経済への悪影響も懸念されている。

そこで、韓国企業の技術が流出することを防止すると共に営業秘密が知的財産として正当に保護される基盤を整えることが求められることを受け、特許庁は産業部、中小企業庁、国家情報院、警察庁など関係省庁と合同で「創造経済基盤強化に向けた韓国企業の営業秘密保護方策」を設け、第 18 回経済関係長官会議(2014. 5. 21)に上程・確定した。

2. 主要内容

営業秘密を保護するための今回の対策は法・制度の改善、流出予防一対応状況別のオーダーメイド型企业支援、保護文化拡散への取り組み、関係機関間の協業体系の構築など多角的な方面から講じられた総合対策として主な内容は以下のとおりである。

イ. 営業秘密保護関連の法・制度の改善

営業秘密訴訟の際に原告の立証負担を緩和し、低い損害賠償額を現状に適した水準に戻すだけでなく、裁判過程の中で営業秘密が流出することを防ぐための非公開審理制度を導入することを決めた。

訴訟では基本的に原告が被告の営業秘密流出事実を立証しなければならないが、営業秘密の特性上被告の具体的な営業秘密流出侵害の行為を原告が正確に把握することは極めて困難である。そのことを踏まえて被告が流出行為を否定する場合、自分の具体的な実施行為を明示させる義務規定を導入することで原告の立証負担を減らす計画である。

損害賠償の場合も営業秘密の流出による実際の損害額または侵害者の利益額に比べて損害賠償額が低いため、被害者の救済手段としては多少不十分であった。「韓国企業の営業秘密流出被害の実態調査報告書」（2013年、特許庁）によれば営業秘密訴訟で引用された損害賠償額は平均2.4億ウォンで請求金額の平均13億ウォンの18.5%に過ぎないことが分かった。

このような点を改善すべく損害額の算定と関連して鑑定人制度を導入し、証拠提出の範囲を「損害算定関連資料」から「侵害行為立証関連資料」まで拡大することで、侵害行為がより簡単に立証できるよう取り図る計画である。

同時に、裁判過程で営業秘密が流出することを防ぐため、裁判所の決定で審理を非公開に進めることができる非公開審理制度も導入する予定である。

このような法・制度改善方策を「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に反映するため特許庁は2014年6月から10月まで学会・法曹界・産業界の専門家で構成された「産業財産政策制度分科委員会」を運営して改正案を設け、2015年には法律改正を推進する予定である。

ロ．営業秘密流出の予防・対応状況別のオーダーメイド型支援プログラムの整備

営業秘密の流出を事前に予防するため、中小企業庁は企業の核心技術及び営業秘密寄託金庫を拡大するなど技術寄託制度を活性し、特許庁は営業秘密標準管理システムの機能を改善して中小企業のサーバー購入費用負担を解消するなど営業秘密保護インフラを強化することにした。

同時に、産業部、中小企業庁、国家情報院など関係機関と共に「営業秘密保護ガイド」など営業秘密を管理するための具体的な情報を企業側に提供し、企業のセキュリティー実態の診断・コンサルティング、教育、営業秘密保護制度説明会などを持続的に拡大することを決めた。

営業秘密流出時の企業の対応能力を高めるため、技術流出関連の各種相談センター⁵に届出が出された事件の類型によって国家情報院、警察庁、公正取引委員会、貿易委員会などと協力して措置できるようにすると共に、迅速な早期対応に向けて営業秘密保護センター内の弁護士を通じたコンサルティング、民間弁護士中心の「営業秘密諮問団」の運営を通じた法律相談を支援する。

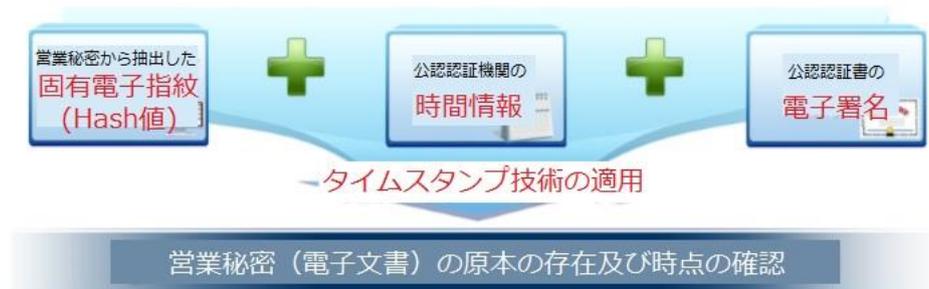
<図 I-1-2> 受付・相談センターのコンサルティング支援策



特に、訴訟時の営業秘密保有事実に対する企業の立証負担を減らすため「原本証明サービス」の利用を拡大する。現行の単一原本証明機関を複数指定することで企業が原本証明サービスをより多く認知・活用できるよう取り計らう計画である。

⁵ 国家情報院産業機密保護センター(111コールセンター)、特許庁営業秘密通報センター(1666-0521)、中小企業庁技術保護相談センター(042-481-8954)など

＜図 I -1-3＞ 原本証明サービスの概要



ハ. 営業秘密保護文化拡散に向けた取り組み

営業秘密は企業の CEO が必要性を認識した上で徹底的に保護しようとする意志があつてこそ上手く管理できる。そこで、特許庁と中小企業庁などは CEO 経営革新課程、各種 CEO フォーラムと連携して営業秘密保護制度と保護方法を知らせるなど教育と広報を強化することにした。

また、地域企業の営業秘密保護意識を高めるため地域説明会を拡大し、企業関連の協会及び団体を対象に教育を拡大していく計画である。

同時に、海外進出企業を対象に該当国家の制度に適した営業秘密管理コンサルティングを支援し、海外現地進出企業と関係省庁間の定期懇談会を通じて問題点の把握及び支援策を持続的に探し出す計画である。

二. 関係省庁間の連携

企業の営業秘密保護に向けて産業部、中小企業庁、国家情報院、警察庁、貿易委員会などと協業体系を持続的に強化することにした。

省庁別の営業秘密流出予防支援事業を連携してワンストップ支援を推進し、国家情報院主管の「産業セキュリティー政策協議会」、関係機関合同ワークショップ、営業秘密流出企業と政府間の懇談会などを通じて営業秘密保護支援策を講じると共に、流

出事例に対する情報と現場で企業が直面する問題を共有することで営業秘密保護政策を持続的に改善していく計画である。

＜表 I-1-2＞支援事業の連携方策

区分	内容
システム	-営業秘密標準管理システム(特許庁)+セキュリティーシステム構築支援(中小企業庁) *中小企業庁費用支援対象に標準管理システムを含めて企業から要請があった場合費用を支援
診断	-営業秘密関連診断(特許庁、無料)+諸事項診断(中小企業庁、政府 70%支援) *営業秘密関連診断は営業秘密保護センターを活用してシナジー効果の獲得及び予算節減
教育	-技術保護統合教育の実施:セキュリティー教育(産業部)+営業秘密教育(特許庁)

3. 評価及び発展方向

今回の「営業秘密保護方策」に含まれた課題は 2014 年 5 月から関係省庁間の協業を通じて早速実行されている。同方策を通じて営業秘密流出の被害を最小限に抑え、韓国企業の成長を牽引すると共に創造経済の実現に大きく貢献できることを期待する。

第8節 公共特許⁶の民間活用促進のための特許所有制度の改善策

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 パク・ヒョンス

1. 推進背景及び概要

これまで政府の研究開発(R&D)投資の拡大によって政府 R&D 特許出願件数が 2008 年 14,134 件から 2013 年 23,766 件へと 168%増加するなど特許の創出部分は多くの成果を挙げたものの、韓国公共研究機関の研究生産性(研究費対比技術料収入)が米国の 1/4 に過ぎず、未活用特許が 70%を占めるなど特許の活用部分は先進国に比べて極めて低いのが現状であった。

公共特許の活用が不十分であった原因としては、創り出される特許の質が高くないという点、実際国内で特許の価値が真面な評価を受けていない点の他に制度上の問題もある。研究現場と産業界からは政府 R&D から創り出された特許がより簡単に事業化できるよう知的財産権所有活用制度を改善してほしいという要請が持続的に寄せられてきた。

そこで特許庁は 2014 年関係省庁と合同で政府事業から創り出された特許の民間活用度を高めるため特許の所有制度を「政府所有」観点から「民間活用」中心に切り替えることを主な内容とする制度改善方策を講じ、経済関係長官会議(第 36 回、2014 年 11 月 19 日)で確定して制度改善に取り掛かっている。

2. 主要内容

イ. 知的財産の特許技術開発機関所有を拡大

1) 政府事業から創り出された特許の「開発機関所有」を許容

⁶ 政府予算支援(政府R&D、政府発注事業など)事業の遂行過程で創り出された特許

過去契約例規では政府サービス契約で特許(実用新案、デザインを含む)が創り出される場合政府と開発機関が共同で特許が所有するようになっていたため、開発期間の創意的な努力に対する権益が侵害され、特許の活用が困難であった。また、特許帰属規定が「サービス契約」にのみ存在して物品製造契約などはないため、特許の所有関係が不明で特許紛争を引き起こす問題もあった。

そこで企画財政部は 2014 年末契約例規を改正してサービス契約は当事者間の協議を通じて特許の帰属主体、持分などを決めさせて開発機関が特許を所有できるようにし、同規定を物品購買(製造)契約にも拡大して適用した。但し、開発機関が特許を所有する場合政府(発注機関)に対する特許権の行使を制限し、国家安保・保安などと関連する場合には政府が特許を所有することにした。

2) 政府研究開発事業特許の「開発機関所有」原則の定立

これまで未来部、産業部など各政府省庁において政府研究開発の結果として知的財産権の帰属主体が相違したため、研究現場での混乱及び研究意欲の低下を招く原因となっていた。特に、実際研究開発を担当するものの主管研究機関でなかったために知的財産が所有できない産・学・研などから不満の声が高かった。

そこで「研究開発結果物の開発機関所有原則」を全省庁に拡大することを決め、未来部所管の「国家研究開発事業の管理などに関する規定」に特許に対する開発機関所有原則を反映(2014 年 8 月施行)した。以後政府研究開発特許に対する「開発機関所有原則」を各省庁の研究開発事業関連規定に反映中である。

3) 政府事業職務発明の参加企業の承継を明確化

企業などが政府事業に参加した場合職務発明を企業が承継したのか、従業員が保有しているのかが不明確であり、該当職務発明の所有権に対する紛争が発生する可能性が存在した。

そこで企業などが政府事業に参加する場合、「特許所有関係の明確化」のための規定（「研究成果機関所有の原則」の明示、職務発明譲渡規定など）を各省庁間の協約や契約関連規定に反映させた。

それによって、企業の立場からは政府事業で創り出された特許の所有権関係が明確になり、従業員の立場からは企業に譲渡した特許に対して正当な補償が受け取れるようになった。

ロ．公共機関所有特許の民間活用の強化

1) 公共機関保有特許の民間移転要件の緩和

通常企業は特許商用化に向けた後続 R&D、設備などにかかる投資費用の回収、安定的な事業化投資のために専用実施や譲渡を希望するが、現行の法令は公共機関が保有する特許を民間に移転する場合は原則的に誰もが使用（通常実施許諾）できるように定めており、独占実施（専用実施）や譲渡は「通常実施需要がない場合」など限られた形でのみ許容される。そこで、公共機関の特許を事業化する上で投資した企業が投資資金を回収することが困難であり、公共機関の特許を事業化することを躊躇させる要因となった。

そこで公共特許の通常実施原則は維持するが、「専用実施及び売却」許容要件を緩和した。即ち、「通常実施需要がない場合」を「一定期間（例：技術開発以後 2 年）の間通常実施需要がない場合」に緩和し、「特許所有機関が技術移転・事業化のために必要性が認められた場合」にも専用実施及び売却を許容する方向で技術の移転及び事業化促進に関する法律施行令を改正することに合意し、所管省庁である産業通商資源部が法改正を取り掛かっている。

2) 国防研究開発特許の民間活用の活性化

現在は国防研究開発の結果物を国家または国防科学研究所(国科研)だけが所有できるようにしているため、民間が積極的に国防研究開発に参加せず自律的な後続研究開発を阻害している。

そこで、国防研究開発に参加する開発機関が政府出捐研究所など非営利機関である場合国家または国防科学研究所と共同で特許が所有できるようにし、開発機関が企業など営利機関である場合は海外輸出の際に政府などに納付しなければならない技術料を減免もしくは免除する計画である。

3) 共有特許利用制限の改善

2014年特許庁の調査結果、公共(研)(大学)と企業が共同で所有する特許は2009年818件から2013年1,761件に増加し、累積件数としては10,040件に達した。しかし、共有特許の場合各共有者が第3者に利用(持分譲渡、実施許諾)させる場合は他の共有者全員の同意が求められるため、これは実施能力のない特許共有者(大学)であっても他の共有者(企業)の同意がなければ共有特許を利用して利益を出す道が塞がれてしまう問題を引き起こした。

そこで特許庁は大学などのように実施能力のない共有者が共有特許を活用できるように共有特許に対する活用要件を緩和して公平な利益創出機会を保障すべく特許法の改正に取り掛かっている。主な改正内容は他共有者の同意がなくても持分全体の譲渡と質権設定は可能になるよう持分全体譲渡と質権設定時の他共有者同意必要規定を削除することで大学など実施能力のない共有者に利益創出機会を与える。但し、持分活用方法のうち持分一部譲渡と通常実施権許諾は特許発明を合法的に実施できる主体の数が増えて他の持分権者の利益を害する懸念があるため現行のように共有者の同意必要規定を存置する計画であり、「私的自治の原則」によって別途契約があれば契約を優先適用する。

また、特許を共有する企業の実施事業を保護するため、分割請求禁止期間を契約で自由に決められるように特則規定を新設する計画である。現在は1回の契約で最大5

年までのみ分割禁止が可能であり、5年後更新不可時に分割(競売)による特許持分喪失の懸念がある。

共有特許利用制限の改善を通じて大学など実施能力のない者は質権設定を通じて事業化資金を調達したり持分全体譲渡を通じて利益を出すことができ、企業など実施事業者は必要な期間だけ代金分割請求を禁止する約定の締結で実施事業を充実に保護することができる。2015年2月現在共有特許関連の特許法改正案は関係省庁に意見を求めているところであり、2015年6月国会提出及び年内改正を目標に取り組んでいる。

ハ. 知的財産権の帰属法体系の整備

1) 特許所有・活用法令の統合情報提供及び整備

現在は特許など知的財産帰属規定があらゆる法律に散在していることから、適用法令が不明確であるだけでなく法令相互間の抵触可能性もあるため混乱を招きかねない。また、企業などが政府予算事業に参加する時、具体的な適用規定を把握することが困難であるという問題がある。

毎年特許の開発機関帰属拡散のために政府事業から創り出された特許の権利帰属に対する国内外の現状を調査・分析した結果を基に「開発機関の特許所有のための標準契約モデルの開発・普及」、「国内外の開発機関が特許を所有して事業化に成功した事例の発掘及び共有」などを通じて持続的に制度の改善を推進する計画である。

2) 国際共同研究の知的財産帰属基準の構築

最近国家間の国際共同研究が増えているが、国際共同研究を推進するために必要な知的財産権の帰属・活用基準は不十分である。それによって国際共同研究を推進する上で混乱を引き起こし、研究の効率性も阻害するだけでなく、国内研究機関が契約の際に主導権を握れず不利な契約を結んでしまう事例も発生している状況である。

そこで未来部は国際共同研究の企画・選定・評価、成果帰属・管理・活用などに対する基準を「国家研究開発事業の管理などに関する規定」に反映し、特許庁は国家別に相異なる知的財産権制度を考慮し、主要国に対して知的財産権帰属関連の国際共同研究協約標準モデルを開発・普及している。2014年イギリス特許庁と共同で韓-イギリス共同研究協約標準モデルを開発したことに引き続き、2015年は独自予算で米国と中国に対して共同研究協約標準モデルを開発する予定である。

3. 評価及び発展方向

同改善策を通じて関連制度の改善が完了すれば実際技術を開発した企業や機関が特許を所有することになって産業界の研究開発意欲や企業の技術競争力が高まり、公共機関などが保有する特許が使われず眠ったままになることなく事業化され新しい産業と市場の創出に大きく貢献できると期待される。

＜表 I-1-3＞公共特許の民間での活用可能性の例示

政府使用	民間利用可能な技術	民間市場
政府電子文書システム	起案・決裁・保管・日程管理	企業の文書管理システム
政府会計・購買システム	予算・支出管理、発注・見積機能	企業会計・購買システム
兵器試験用太陽光技術	太陽光照明技術	植物農場、精神治療用照明
精密誘導兵器	音速で方向と速度補正	高速作動物体の動作制御

(政府)  (民間)

同時に、政府事業に参加する企業は「職務発明譲渡規定」などを備える必要があるため職務発明補償規定の導入率が高くなって従業員に対する正当な補償文化が広がると共に、企業が優秀な人材を確保する上でも貢献できると見られる。

特許庁は同改善策の履行に向け省庁間の協業を通じて各省庁公共特許の所有・活用法令の改正に取り組んでおり、今後も特許の活用を促進するための制度改善事項を持続的に発掘・改善していく計画である。

第9節 知的財産権の貿易収支統計の開発方策

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

1. 推進背景及び概要

韓国は知的財産分野の慢性的な貿易収支赤字国家としてこれに対する改善が持続的に求められている。2012年基準で知的財産権使用料の収支赤字は47億ドルであり、2013年にはその赤字規模が55億ドルを記録して知的財産権貿易収支赤字現象はより深刻になっている。技術貿易収支比(技術輸出/技術導入)もまた2013年基準で0.57とOECD平均の半分水準にも達しておらず、知的財産貿易収支の改善に向けた政策支援の重要性が益々高くなっている。

<図 I-1-4> 知的財産分野における貿易収支の動向



* 出処：KIIP 深層分析報告書、「知的財産関連貿易統計の改善方策」、p. 1.

知的財産分野の貿易収支改善に向けた政府政策が実効性と具体性を担保するためには、赤字要因に対する精細な原因分析が求められる。そのためには信頼性及び客観性のある関連統計が構築されていなければならないが、現行の統計である知的財産権使用料収支(韓国銀行)と技術貿易収支(未来部)は国際基準に拘束されているため、知的財産権の輸出入状況を正確かつ具体的に把握するには限界があった。

そこで、特許庁は既存知的財産関連の貿易収支統計と差別化した「知的財産権の貿易収支」を新規開発して関連サービスを提供するため、2014年5月韓国銀行とMOUを締結し、第11回国家知的財産委員会(2014.8.1)で「知的財産権貿易収支統計の開発方策」を確定した。

2. 主要内容

イ. 新しい「知的財産権の貿易収支」統計の新規開発

知的財産関連の貿易収支を取り扱う既存指標として国際通貨基金(IMF)の基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)の基準による「技術貿易統計」がある。知的財産権使用料収支は取引類型のうち使用料のみ集計しているだけで売買取引額は含まれていない。一方、技術貿易統計は知的財産権のうち特許とデザイン権、商標権のみが含まれており、著作権取引額は反映されていない。両統計の発表時期も1年以上差がある上に、把握できる情報量も限られる。結果的に両統計から得られる知的財産権分野の収支が異なるため、政府や企業の知的財産戦略の樹立に少なくない混乱を生じさせ、知的財産政策のニーズに対応することに限界があることが指摘された。

<表 I-1-4> 知的財産関連貿易収支統計別の概念比較

知的財産 の類型	知的財産権使用料の 収支	技術貿易収支	(新規)知的財産権貿易収 支
特許・実 用新案権	使用料(○)	使用料(○)	使用料(○)
	販売・購買額(X)	販売・購買額(○)	販売・購買額(○)
(産業)デ ザイン権	使用料(○)	使用料(○)	使用料(○)
	販売・購買額(X)	販売・購買額(○)	販売・購買額(○)
商標権	使用料(○)	使用料(△*)	使用料(○)
	販売・購買額(X)	販売・購買額(△*)	販売・購買額(○)

著作権及び著作権隣接権	使用料(○)	使用料(X)	使用料(○)
	販売・購買額(X)	販売・購買額(X)	販売・購買額(○)

*製造法など技術知識の移転を伴う商標の取引及びライセンスのみ技術貿易収支に反映

そこで、特許庁は全類型の知的財産権を反映した取引実態を具体的に把握できる統計を算出するため、「統計庁 - 韓国銀行 - 文化体育観光部」間の相互業務協議を経て統計項目の分類体系を構築(2014年7月)した。「知的財産権貿易収支」統計は貿易収支の赤字改善に向けた具体的な知的財産戦略の樹立が可能になるよう、知的財産権の対外貿易現状を知的財産権類型別、機関形態別、産業別、取引国家別に区分・編成し、2回にわたる試験編成結果(2014.12)を算出した。このような取り組みによって知的財産権貿易収支をより精密に分析できる基盤が構築された。

ロ. 「知的財産権貿易収支」統計作成体系の整備

特許庁は信頼性・客観性のある知的財産貿易収支統計が算出できるよう統計作成及び分析のための制度及びシステムの整備に取り組んだ。まず、韓国銀行から知的財産関連の外国為替取引資料を安定的に入手するための根拠規定(知識財産基本法第31条の2)を設けるため、国家知識財産委員会に法改正案を設けて提供した。また、情報利用者の便宜を図るため、知的財産権貿易収支統計情報が検索条件によって自由に照会できるよう韓国銀行と統計公表方法を確定し、韓国銀行経済統計システム(ECOS)の画面構成整備案を2014年12月設けた。

該当統計がECOSを通じて国際収支統計の付属統計として公表される場合、知的財産権貿易収支統計のアクセシビリティが高まるのはもちろん多角的な知的財産権貿易収支の分析が可能になる。

ハ. 「知的財産権貿易収支」の活用強化

産業別・国家別の知的財産戦略樹立を支援するためには「知的財産権貿易収支」統計と関連する多様な分析が先行されなければならない。例えば、産業別・国家別特許登録件数と知的財産貿易収支間の関係を検討・分析して知的財産戦略の樹立及び貿易収支改善政策に活用できる。そこで、特許庁は『知的財産権貿易収支の統計分析報告書(仮題)』を通じて国家別・産業別、産業別・知的財産類型別など知的財産権貿易収支の統計に対して多様な交差分析サービスを提供する計画である。

3. 評価及び発展方向

知的財産権貿易収支の統計が新たに作成されれば、特許、デザイン、著作権など包括的な範囲の知的財産権の使用料、販売額、購買額など多様な取引形態による貿易収支の動向を一目で把握することができる。該当統計は韓国銀行の外国為替取引実績資料を基に調査・分析した統計であり、信頼性及び客観性が担保できるだけでなく、産業別・貿易国家別に知的財産権の貿易収支に対する体系的な分析情報を提供することで知的財産権貿易収支赤字の原因分析及び知的財産権の競争力強化に向けた戦略の樹立に貢献できると見られる。今後「知的財産権貿易収支統計」の安定的な運営を通じて該当統計の活用度が確認できれば、OECD、IMF、WIPO など国際機関に国際統計として提案する方法も考慮する必要があると見られる。

第2章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 チョン・イルナム

2011年4月米国カリフォルニアのサンノゼ(San Jose)連邦地方裁判所で始まったサムスンとアップル間における知的財産権の紛争は翌年世界9カ国13の裁判所に拡大・本格化したことで、特許はもちろん外観デザインやユーザー環境、アイコンの形などの知的財産を保有する企業が産業主導権の確保に有利であることを国内外企業のみならず一般国民も認識するきっかけとなった。

保有する特許を活用する上で製品やサービスは供給せず、ライセンス交涉及び訴訟を通じて特許権のみ行使するNPEs(Non Practicing Entities)の活動も持続的に増加しているため、韓国企業に対する訴訟も増えつつある。特に、2009年以後5年間NPEsが国内企業を相手に提起した特許侵害事件は計655件で、年平均52%の増加率を記録し、携帯電話・半導体など電子分野中心から自動車重工業、ゲームソフトなど多様な業種にその影響力を広げていると同時に、大企業から中小・中堅企業にまで影響力を拡大しているため、国内企業の輸出拡大の足枷となり得る危険性があると分析されている。

<図 I - 2 - 1> 最近5年間NPEsの韓国企業に対する訴訟提起の状況



* 出処：知的財産保護協会 NPEs 動向報告書

また、知的財産権を活用して収益を最大化する現象が増えるにつれ、国家間・企業間の知的財産権をめぐる銃声なき戦争の時代が到来している。かつて保護貿易の主な手段であった反ダンピング提訴の比重が減り、特許侵害を根拠にした輸出入禁止（水際措置）が強化されたのである。米国の場合、反ダンピングを通じた貿易制裁は1998年以降年平均約2%ずつ減少しているが、特許侵害を根拠とする輸入禁止決定は急激に増加して年平均15%ずつ増加している。

このようにかつて研究開発による副産物または技術を保護するための防御手段としての資産として認識された知的財産が、もはやビジネスのための必須条件であり、ライセンス、売却、訴訟、ベンチャー投資など独自の収益を生み出す核心資産として看做されている。

韓国政府もこのような国内外における政策環境の変化に積極的に対応し、個人と企業の知的財産が効率的に創出－保護－活用され、新しい成長エンジンを生み出し、最終的には経済的な付加価値と雇用につながる知的財産基盤の創造経済生態系を造成すべく取り組んできた。

1. 国内動向と知的財産政策の推進方向

2008年金融危機の後に低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、2010年度以後国内特許、商標出願は持続的に増加傾向にある。

2014年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計434,047件で2013年430,164件に比べて0.9%増加し、そのうち特許の場合前年比2.8%増加した210,292件が出願されて21万件を超えるなど、産業財産権及び特許出願の件数はともに世界4位の水準を維持している。

これは世界経済の不確実性による暗い経済展望にもかかわらず、企業が研究開発（R&D）など未来志向の投資を通じて新技術とブランドを先取りするための努力の結果で

あると分析できる。

＜表 I - 2 - 1＞韓国における産業財産権出願の推移

(件、())は前年同期比増加率%

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2009	163,523	(△4.2)	17,144	(△1.5)	103,433	(3.4)	57,903	(2.0)	342,003	(△0.8)
2010	170,101	(4.0)	13,661	(△20.3)	108,324	(4.7)	57,187	(△1.2)	349,273	(2.1)
2011	178,924	(5.2)	11,854	(△13.2)	123,814	(14.3)	56,524	(△1.2)	371,116	(6.3)
2012	188,305	(5.2)	12,422	(4.8)	132,517	(7.0)	63,135	(11.7)	396,379	(6.8)
2013	204,589	(8.3)	10,968	(△11.7)	147,667	(11.4)	66,940	(6.0)	430,164	(8.3)
2014	210,292	(2.8)	9,184	(△16.3)	150,226	(1.7)	64,345	(△3.9)	434,047	(0.9)

*2013年以後は出願書の受付基準である。

韓国特許庁が受付したPCT⁷国際出願も毎年持続的に増加し、2014年は13,138件で2013年の12,439件に比べて5.6%増加し、出願件数において米国、日本、ドイツ、中国の次に多かった。また、外国人によるPCT国際調査申請件数の増加によって2014年に韓国特許庁に申し込まれた国際調査は計30,160件で、2013年の29,531件に比べて2.1%増加した。

これは海外で特許権を確保するための韓国企業、研究所、大学などの持続的な努力であると共に、韓国特許庁の審査品質に対する国際的な評価の向上、PCT国際出願説明会の実施、主要出願企業への訪問及び専用ホームページの運営などを通じた広報努力が功を奏したためであると分析できる。

＜表 I - 2 - 2＞主要国における産業財産権の出願状況

＜主要国の産業財産権の推移＞

＜主要国のPCT国際特許出願の推移＞

⁷ Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

(千件、前年比増加率%)

区分	2011	2012	2013	増加率
中国	3,022	3,671	4,226	15.1
米国	840	889	950	6.9
日本	489	507	484	△4.5
韓国	371	397	430	8.3
ドイツ	201	199	200	0.5

* 出処：各国年報

(件、前年比増加率%)

区分	2011	2012	2013	増加率
米国	49,112	51,643	57,239	10.8
日本	38,875	43,660	43,918	0.6
ドイツ	18,852	18,764	17,927	△4.5
中国	16,402	18,617	21,516	15.6
韓国	10,447	11,847	12,386	4.5

* 出処：WIPO PCT Yearly Review, 2014.7

2012年度GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な面で特許生産性は世界最高水準を維持している。但し、R&D投資対比特許生産性の面で中国が韓国にほぼ近づいていることが分かる。

<図 I-2-2> 主要国の特許生産性(2012年基準)

GDP10億\$当たり内国人の特許出願件数

R&D100万\$当たり内国人の特許出願件数

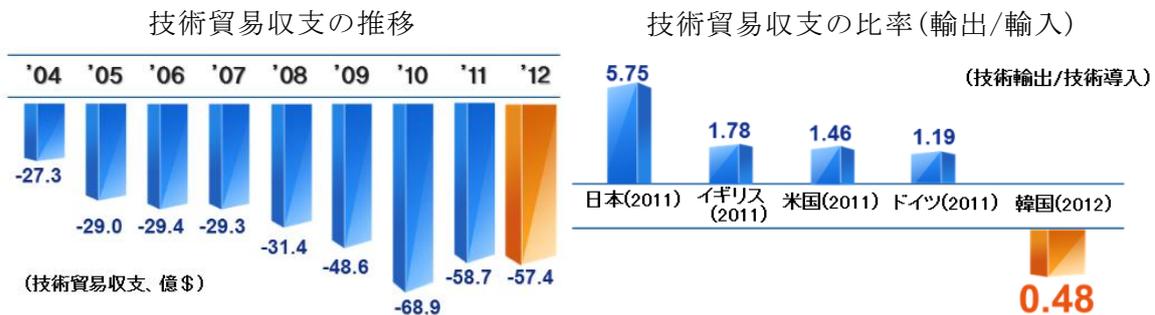


* 出処：WIPO, 2013年

* 出処：WIPO, 2013年

このような産業財産権の量的成長にもかかわらず、産業財産権の活用度を示す技術貿易収支はその赤字規模が未だに大きく改善されておらず、技術貿易収支比率はOECD国家のうち最下位圏に属している。

<図 I -2-3> 韓国の技術貿易の現状



*出処：国家科学技術審議会、2013年

*出処：OECD(経済協力開発機関), 2012年

そこで核心・源泉技術とそれに基づく知的財産を確保するためには政府の戦略的な資及び支援のみならず、一般国民の知的財産に対する認識を高めることが必ず必要である。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

1. 知的財産分野の国際動向

韓国は先進国の後を追っていく形の経済成長戦略を通じて高度成長を成し遂げたが、2007年以後平均国民所得2万ドル水準に止まっており、低成長基調の固着や雇用なき成長などの経済ジレンマに陥っている。韓国政府はこのような危機を乗り越えて先進経済に跳躍するための新しい戦略として「創造経済」を提示し、関連政策を展開している。創造経済とは、想像力と創意性、科学技術に基づく経済運営を通じて新しい成長、新しい雇用を創り出す国家発展戦略である。このような創造経済戦略の推進に成功するためにはアイデアを企業の競争力につなげる媒介として作用する知的財産の役割が何より重要である。

韓国のみならず米国、日本、中国など主要国も知的財産を国家競争力を強化するための鍵の一つとして認識し、知的財産制度を改善するなど国家レベルで知的財産戦略を推進している。米国は2010-2015知的財産戦略計画に引き続き2014-2018知的財産戦略計画を発表した。今回の2014-2018知的財産戦略計画は既存の2010-2015知的財産戦略計画が満了する前に樹立されたもので、2011年に改正された米国特許法(AIA、AMERICA INVENTS ACT)の制定以後変化した周辺環境を反映し、これまで一途に推進してきた米国の特許改革への取り組みの成果を発展的に継承しようとしたことに意義がある。

主な内容を見ると、2010-2015戦略計画の成果を基に特許と商標の審査期間及び審査品質を最適に管理し、国内外の知的財産権に対する認識向上及び保護強化を通じたグローバルリーダーシップの拡大などが盛り込まれている。

日本は2013知的財産政策ビジョンを発表し、日本企業が新興市場と新興産業において国際競争力の優位を占めるため、今後10年間推進すべき知的財産戦略を提示した。その主な内容として、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、

中小・ベンチャー企業の知的財産経営強化の支援、デジタル・ネットワーク時代に対応した環境整備、コンテンツを中心とするソフトパワーの強化など4大戦略を打ち出した。また、知的財産推進計画2014を発表し、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、中小・ベンチャー企業の知的財産マネジメント強化支援などを重点施策として策定した。日本は自国企業のイノベーションを促すため、職務発明制度の改善も本格的に検討している。最近現行の職務発明制度が日本企業の産業競争力を低下させる障害要因となっているという産業界の意見に対応して、教授、弁護士・弁理士など専門家20人が参加する「特許制度小委員会」を構成し、職務発明制度に対して従業員発明の法人帰属化または使用者と従業員間の契約に委ねる方策などに対して検討している。

中国は知的財産権制度を国際レベルに調和させて中国法体系の不確実性を取除き、世界最大の知的財産権出願国というタイトルに相応しい国際的なプレゼンスを高めるため、持続的な努力を傾けている。中国の改正商標法が2014年5月1日付で施行されたが、その主な内容を見ると、商標出願人の便宜を図るため音商標の導入、電子商標出願の実施、有名商標の保護強化、商標異議申出主体の明確化などである。また、急増する知的財産権紛争事件に効率よく対応するべく、北京、広州、上海の3カ所に知的財産権専門裁判所を設置した。2014年6月には知的財産部門の信用構築に向けた「社会信用体系建設計画要綱(2014～2020)」を発表し、12月には知的財産強国の建設を目指した「国家知的財産権戦略深化実施行動計画(2014～2020)」を発表した。

知財権をめぐる貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO⁸/TRIPS⁹体制が発足した直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新競争の雰囲気

⁸ World Trade Organization(世界貿易機関)：既存の関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を吸収・統合し、名実共に世界貿易秩序を立てUR協定の履行を監視する役割を果たす国際機関である。

⁹ Trade Related Intellectual Properties：特許、デザイン、商標及び著作権など知的財産権に対する最初の多国間規範

感じられるようになった。かつて単なる模倣者または後発走者に過ぎなかった新興国が新たな競合者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバルな特許紛争の量産を招く要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これを「TRIPSプラスアプローチ」と呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかこうとする国家間の競争と努力はWIPO¹⁰とWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は簡単に知財権が取得出来るようにすることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために力を入れている。

各国の知財権競争は産業財産権出願の大幅な増加という結果をもたらした。特許の場合、2013年全世界の出願は約257万件で前年比9%増加しているが、2009年経済危機によって出願量が減少して以来2010年7.6%増加、2011年8.1%増加を超え、2014年にもこのような増加傾向は続くものと見られる。このような増加は各国の審査物量の増加に繋がり、全体出願のうち約40%が複数の国家に共通出願される重複出願であると推測されたため、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するために動き始めている。2007年に初めて導入された特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、PPH)制度はこのような国家間審査協力(Work Sharing)の努力が具体的な成果につなが

¹⁰ World Intellectual Property Office(世界知的所有権機関)：加盟国及びその他国際機関との協力を通じて全世界の知的財産を保護・促進する任務を遂行。

った代表例である。2014年末基準で韓国は米国、日本、中国を含む21カ国と特許審査ハイウェイを実施している。特許審査ハイウェイは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

国家間審査協力の必要性はIP5¹¹という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右する影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許庁長官が史上初の会合を開いて以来2014年韓国の釜山で開かれた第7回IP5特許庁長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。主な成果として、IP5審査官の間で審査進行情報が一目で確認できる審査履歴情報確認システムを開通し、IP5国家間審査協力(Work Sharing)努力の一環として2014年からIP5-PPH施行に合意してIP5国家間では共通の書式と要件で特許審査ハイウェイ(PPH)制度を利用できるようにしたことが挙げられる。IP5協力は審査協力を通じた審査負担の軽減という当初の目的を超え、知的財産権制度の調和と国際的な知的財産権システムの改善でその協力範囲が拡大しており、今後国際知的財産権システムの発展に更に大きな意味を持つと見られる。

2. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が必要である。

何よりも海外知財権保護環境の改善に努力を傾ける必要がある。韓国企業の海外進出が多様化していることから知的財産協力の対象国及び協力分野を拡大すると共に、

¹¹ Intellectual Property 5(先進5カ国特許庁)：知的財産分野のG5を意味し、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパの5庁を指す。

海外紛争が発生した際には迅速な対応体系を構築して海外進出企業を支援し、多国間協力においても対応力を強化する必要がある。そのためには主要国とは持続的な二国間会合の開催を通じて国家間の協力体制を整える一方、途上国と新興国との協力を拡大するために東南アジア、南米、アフリカなど圏域別知的財産協議体と協力事業を発掘して韓国企業に友好的な海外知的財産権保護環境を作る必要がある。また、特許審査ハイウェイの対象国を持続的に拡大する一方、制度統一を通じてユーザーの利便性を高めるために多国間特許審査ハイウェイの議論に積極的に参加する必要がある。FTAなどを通じた新興国、途上国との貿易交渉を通じて海外知的財産権の保護基盤作りの努力が求められる。

また、グローバル知的財産システムの改善に向けた取り組みにも積極的に参加する必要がある。WIPO、WTO、APEC¹²など各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に参加することで、グローバル知的財産システムが韓国ユーザーに有利な方向に改善できるようにする必要がある。特許法の調和、PCT制度の改善、商標・デザイン分野国際条約への加盟、デザイン法条約の採択などがこのような努力が求められる代表的な分野である。

最後に知財権模範国家として先進国と途上国間で存在する知財権格差(IP-Divide)の解消にも関心を持たなければならない。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際的な知的財産シェアリング事業を拡大し、特許技術を活用した適正技術の普及、途上国の農村地域のための1村1ブランド活動の拡散、WIPO韓国信託基金を活用した支援事業なども充実に推進していかなければならない。

¹² Asia-Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力)：加盟国間の経済的・社会的・文化的な異質性を克服し、域内の持続的な経済成長に寄与することで、最終的にはア・太地域経済共同体を追求。

第3章 特許行政の戦略体系

第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 チョン・イルナム

今や世界は新技術、デザイン、ブランドのような知的財産が国家と企業の競争力を左右しているため、このような知的財産を先取りするための国家間、企業間の競争が激しさを増している。そこで、米国、日本、ヨーロッパ、中国など主要先進国は核心・源泉・標準特許の確保に国の力を集中させる一方、政府レベルで強力な知的財産保護政策を推進している。

特許庁はこのような国内外の環境変化と多様な政策顧客のニーズなどを反映し、知的財産に基づく創造経済の実現というビジョンとそれを実現するための政策方向を定めた。

<図 I-3-1> 2014年度業務推進方向



第2節 ビジョン達成に向けた実践課題

1. 知的財産権創出システムの革新

迅速かつ安定的な知的財産権の確保は企業の投資に対する意思決定や技術商用化に直結するため、特許庁は審査・審判処理期間の短縮を通じてアイデアの迅速な権利化を支援し、業務プロセスの改善と品質管理を通じて高品質の特許創出を支援した。そして、市場や顧客のニーズの変化とグローバル知的財産規範を反映するとともに、高品質の知的財産権が創り出せる知的財産権制度を構築するために取り組んできた。一方、増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するため、政府が推進する研究開発の全過程に知的財産権情報を分析・提供することで重複投資を防止し、核心・源泉・標準特許の創出を誘導して知的財産権創出システムの革新を推進した。

2. 知的財産及びアイデアの保護の強化

国民の知的財産権尊重に対する認識を高めると同時に不十分な知的財産権保護体系を改善するため、偽造商品に対する取締り執行力を強化すると共に、消費者キャンペーン・教育・広報などを実施し、職務発明補償の優秀企業認証制度の施行を通じて正当な補償体系を強化した。また、営業秘密に対する保護を強化するとともに、商標ブローカーの根絶方策を樹立することで、公正な競争秩序の確立に向けた知的財産保護環境作りに取り組んだ。一方、急増する国際知的財産権紛争に韓国企業が対応できるように紛争予防コンサルティングと訴訟保険費用を支援し、知的財産権紛争対応協議会を構成するとともに海外知的財産センター(IP-DESK)も拡充した。そして、アイデアの保護範囲を拡大し、自律的な保護環境を作ることで知的財産とアイデアに対する保護を強化した。

3. 中小企業などの知的財産活用能力の向上

増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するため、競争力のある知的財産権の創出のみならず、創出された知的財産権が経済的・産業的に高い付加価値を生み出すよう

にすることが喫緊の課題である。そこで、特許庁は中小企業が知的財産が事業化できるように支援するため、中小企業を対象にオーダーメイド型知的財産活用戦略の樹立・取引を支援する一方、産業銀行・技術保証基金・ベンチャーキャピタル、民間市中銀行などと協力して知的財産の価値に基づいた金融を拡大した。また、知的財産戦略コンサルティングと他機関との事業連携支援を通じてIPスター企業を知的財産基盤の隠れチャンピオンになれるよう支援した。また、中小企業庁との協力の下で大学・公共研究機関の有望技術を産業界に移転させて事業化を促進し、国内知的財産サービス業の競争力を強化するために知的財産サービス専門会社を指定して民間資格検証制度を導入するなど、知的財産サービス産業を育成するために取り組んだ。

4. 国民をより幸せにするための知的財産行政サービスの提供

知的財産行政サービスに対する国民のニーズが多様化していることを受け、顧客オーダーメイド型知的財産行政サービスを提供するため、顧客サービス改善総合計画を樹立・推進した。また、社会的弱者に対する無料弁理相談サービスと審判・訴訟を支援する一方、個人と中小企業などの権利維持負担を減らすため手数料体系の合理化方を講じるとともに、安定的な権利維持のために出願と登録制度を改善した。そして、国内外知的財産環境の変化に対応するとともに国際知的財産規範を国内特許法令に反映するため外国語特許出願を許容し、消滅した特許権の回復要件を緩和する特許法の改正や零細商人などを保護するための商標法改正も推進した。さらに、知的財産情報を普及して流通インフラを構築するため、知的財産情報を持続的に拡充した。

5. 知的財産人材養成及びグローバルリーダーシップの強化

企業と市場から求められる知的財産人材を体系的に養成するためIP経営レベルアッププログラムを全面改編するなど中小企業を対象にする出前教育を拡大し、弁理士法の全部改正を推進して弁理士の専門性と公共性を強化するために取り組んだ。また、全国市・道の教育庁と業務協約(MOU)を締結して発明教育拡散協力体系を構築するなど発明人材を早期に発掘・育成する一方、女性と軍兵士に対する知的財産オーダーメイド型教育などを提供した。

そして、海外で韓国企業を保護するために特許審査ハイウェイの対象国を拡大し、米国・日本・ヨーロッパ・中国などと分野別協力を通じて知的財産権の海外保護を強化した。一方、途上国の知的財産情報化システムの構築を支援するとともに、該当国に適用可能な適正技術を発掘・開発することで生存にかかわる問題の解決を支援するなど知的財産の格差を解消し、知的財産分野で行政韓流を作り出すために努めた。

6. 規制改革及び公共機関の改革

規制改革に対する発想の転換を通じて国民の立場から規制改革の課題を発掘・評価した。規制改革国民陪審員団の運営、国民公募制などを通じた登録規制を全面再検討して8件の規制を廃止するなど50の規制改革課題を発掘・推進する一方、官・民及び省庁協業を強化し、迅速な推進に向けた法律と施行令の同時改正及び他省庁所管法令の早期改正を施行した。傘下機関の経営効率を高めるための正常化計画を樹立・履行し、経営評価体系を改編した。具体的には過剰な福利厚生制度を改善するために機関別に放漫な経営を正常化する計画を樹立した後モニタリングを通じて履行課題を早期に策定完了した。また、事業中心の評価から機関の経営全般に対する評価体系に改編し、機関長の経営協約と経営評価を連携させることで責任経営を強化した。

第2編 知的財産権創出システムの革新

第1章 知的財産の迅速・正確な権利化

第1節 特許・実用新案分野

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 チョン・イルヨン

1. 概観

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2018年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努めている。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて2014年特許審査処理期間を年平均11.0ヶ月に短縮し、世界で最も速い審査処理期間を維持してきた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱して、顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて迅速に特許権を獲得して独占的な

地位を先取りすることができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

最近グローバル知的財産協力の強化によって国家別審査結果を相互比較する機会が増え、外国PCT国際調査依頼の増加など韓国特許庁の審査品質に対する関心もまた増大している。そこで、韓国特許庁は審査官の専門性向上、審査評価の強化、先行技術調査の品質管理体系の構築などを通じた高品質の審査サービスを提供することで強い特許創出を誘導し、このような努力の結果、審査サービス品質が国際的に認められ2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料の収入が2013年には2,049万ドルと7倍以上増加した。

以上のように様々な審査サービスの高度化政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国に比べて最も速い特許審査サービスを提供してきたが、米国、日本など主要国が競争的に審査処理期間を短縮しているため、韓国の比較優位が失われる恐れがある。したがって、審査人材の増員、業務プロセスの改善などを通じて世界各国による審査処理期間の短縮競争に対応する必要がある、審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査処理期間はもちろん審査品質の面でも審査サービスの高度化を達成する必要がある。

2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上への取り組み

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨン
特許審査企画課 工業事務官 ミョン・テグン

イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2014年17,718件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を

踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来 of 量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まりつつある。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に速やかな権利確保を支援すると同時に、先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ. 推進内容及び成果

1) 優秀な審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ) 優秀な審査人材の増員

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策・支援部署の審査官たちを審査部署に再配置した。2011年には70名の外部専門技術人材を補強し、2012年には審査人材の再配置を通じて19名の人材を拡充した上に、2014年には14名の外部専門技術人材を増員した。このように増員された審査人材は審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間を11.0ヶ月(2014年年平均基準)で達成し、主要国の中で最も速い水準を維持した。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、選任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、選任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、選任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2014年12月基準で首席審査官が116人で16.2%、責任審査官が204人で28.5%、選任審査官が121人で16.9%、審査官は276人で38.5%を占めている。

＜表Ⅱ－1－1＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
選任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

ハ) 審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理するとともに類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務の処理速度を高めるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的な施行となった。

審査パート長は選任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官として優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決裁を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

＜表Ⅱ-1-2＞審査パート制の構成状況

(2014年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
特許 審査 企画局 (6課、 21パート)	エネルギー	融・複合エネルギー技術、エネルギー変換基盤技術、二次電池、光エネルギー
	自動車融合	電池パッケージ、自動車動力伝達、自動車エンジン、自動車電子制御
	情報技術融合	電子商取引、金融決済、デジタルコンテンツ、融合サービス
	計測分析	医療計測、センサーネットワーク、光学機械、計測試験
	医療技術	治療機器、診断技術、保健衛生、医療用品
	標準特許半導体	半導体設計
特許 審査1局 (9課、 35パート)	生活家電	洗濯機、カメラ、エアコン、冷蔵庫
	事務機器	印刷機器、家具、照明機器、事務用品
	住居生活	衛生安全用品、運動用品、システムサッシ
	国土環境	国土基盤、土木構造、水資源環境、資源廃棄物
	住居基盤	住居環境、住居冷暖房、住居安全、住居構造
	電力技術	伝送線路、電動機、電力変換、電力送配電
	精密化学	触媒化学、ナノ素材、セラミックス、表面処理システム
	農林水産食品	食品保存、植物資源、食品製造、動物資源
電子部品	電子機器、メモリ素子、電子回路、半導体素子	

特許 審査2局 (8課、 32パート)	加工システム	複合加工、高分子加工、金属加工、データ入出力
	精密部品	移送保管部品、流体機械部品、回転積層部品、印刷回路基板
	半導体	エッチング、蒸着、露光、材料
	自動車	車両フレーム、車両シャーシー、車両部品、車両空調
	高分子繊維	スマート繊維、高分子合成、複合素材分離、高分子応用
	コンピュータシステム	コンピュータ制御、サーチ/データベース、コンピュータインターフェース、コンピュータ応用システム
	薬品化学	天然物医学、融合医学、合成医学、製剤
	通信ネットワーク	通信プロトコル、伝送システム、ネットワーク制御、スイッチングネットワーク
特許 審査3局 (8課、 32パート)	応用素材	スマート素材、応用通信素材、化学素材、部品素材
	ロボット自動化	工作機械、産業ロボット、制御機械、特殊加工
	次世代輸送	海洋プラント、物流移送、造船航空システム、陸上運送
	バイオ	バイオ応用、バイオ医薬品、バイオシステム、バイオ素材
	モバイル通信	モバイル通信システム、モバイル通信端末、モバイル通信アンテナ、モバイル通信サービス
	金属	材料分析、金属材料、表面処理、金属メッキ
	ディスプレイ機器	画像駆動、画像パネル、OLED、画像素子
マルチメディア放送	放送システム、放送装備、画像処理、放送端末	

2014年12月基準で審査課(チーム)別に3~4つの審査パートを運営しており、特・実審査局の内に計120の審査パート(特許審査企画局21、特許審査1局35、特許審査2局32、特許審査3局3)を運営している。このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

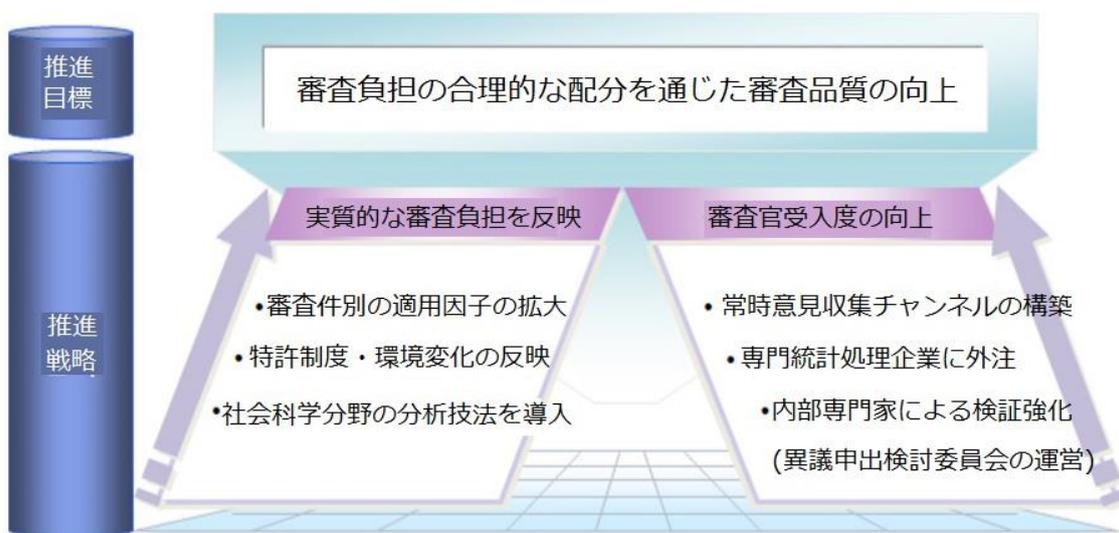
2) 合理的な業務配分及び専門性に適した審査人材の配置

イ) 審査官の業務負担を決定する審査負担も見直し

特許庁は技術分野別に技術内容の把握、先行技術調査、特許性の判断及び通知書の作成のような一連の審査手続きにおいて、審査官が審査に投じる労力である審査負担を踏まえて合理的な審査負担度を選定するために取り組んできた。2007年にIPC別の審査負担度を導入し2009年に先行技術調査による検索負担度を反映したものの、技術変化の推移、先行技術文献の増加など審査処理環境の変化を反映するという面では不十分なところがあった。

特許庁は上記のような審査処理環境の変化に対応して審査負担度が審査官の業務負担度を正確かつ合理的に反映できるよう、2014年10月に新しい審査負担度体系を導入した。改善された審査負担度は審査件別の請求項数、明細書の面数、図面数を考慮して個別審査負担を正確に反映し、社会科学分野の主要分析方法である要因分析/AHP分析の2段階統計処理技法を導入して審査負担度改善プロセスを構築することで、常時審査負担度の改善に向けた基盤を構築した。

<図Ⅱ-1-1> 審査品質向上の推進体系



また、特許庁は改善された審査負担度に対する内部受入度を高めるため、特許庁内部のネットワークに審査負担度意見収集掲示板を新設することで次期審査負担度改善

の際に反映が必要な部分に対する検討体系を構築するとともに、技術難易度のような定性的な部分を反映するために異議申出検討委員会など内部の検証手続きを運営した。その結果、技術文献の拡大などによって増えた審査負担を反映することで審査点数が小幅上昇し、技術分野間業務負担の格差付けなどによる審査負担度適用の弁別力が強化された。

ロ) 審査官－技術分野の連携を通じた審査人材の配置

特許庁は2013年9月に創造経済時代を後押しするとともに産業間融合トレンド(TREND)の変化を反映して先端融・複合産業などに適した組織になるよう、伝統産業型組織から脱して産業構造に対応する専門技術中心の審査組織へと組織の改編を断行した。組織改編によって新設された自動車融合審査課、加工システム審査課、応用素材審査課など融合技術審査課は複数分野の専門家が交流しながら協業で審査できる環境が整えられた。但し、多出願大企業の政策の変化、最新技術のトレンド変化などの要因で技術分野別の出願傾向が変わったため、技術分野別審査人材の過不足問題が発生する傾向が見られた。

このような組織改編の後、審査環境の変化による審査課間の審査量及び人材配置の不均衡問題などを解消するため、審査官の専門と企業・研究所勤務のような社会経歴、資格取得などの技術関連経歴を考慮して審査官別に専門に適した審査技術分野を連携した。審査官の専門に適した技術分野を分析するため、全国主要大学の学科を51の学科群に区分し、該当学科群出身の審査官が技術専門性を活用して審査できる技術分野を連携し、審査官別に修・博士の研究テーマ、会社・研究所での研究部署、資格の試験科目などを調査して審査官別に審査に適した技術分野を連携した。

次長が委員長と務める審査企画調整委員会は審査官別に最適な審査技術分野を連携することを考慮して半期毎に開催され、審査課別に専門性を備えた審査人材を再配置した。特に、2014年7月に開催された審査企画調整委員会によって審査課別技術分類の審査官専門不一致の比率が25%から3.3%まで低くなる効果を挙げた。

3) 融・複合技術出願の審査品質向上に向けた協議審査の活性化

2000年代以後技術間、製品間の融合が加速化するにつれ融・複合技術関連市場規模が2008年8兆6千億ドルから2018年61兆まで急増すると予想され、政府R&D課題のうち融合技術が占める割合が2009年9.4%から2012年13.2%に上昇(2013年6月未来創造科学部のマスコミ報道)している。また、融合技術が占める特許出願の比重は2005年6.2%から2013年26.8%に急増してる。

<図Ⅱ-1-2> 融合技術に対する政府投資及び出願比重の推移



このような融・複合技術及び特許出願の成長に対応して特許庁は2014年に協議審査手続きを改善するとともに、協議審査にインセンティブを与えることで協議審査の活性化を図る政策を施行した。まず、協議審査決定に対して出願人に通知する非効率的な手続きを廃止し、意見提出通知書を通じて協議審査の可否及び理由を記載する方式で統合するなど協議審査の手続きを簡素化した。また、協議審査に参加する副審査官の資格要件をIPCサブグループ(約70,000余りの分類で構成)担当者から単位技術(TC: TECHNICAL CELL、444単位に区分)の前・現分類担当者に拡大した。

更に協議審査を施行する主審査官の審査点数削減制度を廃止することで主審査官が協議審査に積極的に参加できる環境を整えた。また、協議審査件が審査評価の結果「優秀または奨励」と選定された場合、既に施行中である審査名匠、スマート審査官などの審査官褒賞選定基準に加点項目として追加することで協議審査に対するインセンティブ付与を拡大した。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように、優秀人材の効果的な管理、合理的な業務分掌及び専門性に適した審査人材の配置、協議審査の活性化など様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスが提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後審査官等級制は教育要件の調整などを通じて審査官に昇級のチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀なキャリア審査官に対するインセンティブを拡大していく予定である。また、2015年採用の6級審査官に対して別途の人材運用方を講じて6級審査官にまで拡大された審査官等級制を運営する計画である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。同時に、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。

審査業務管理カードは形式的な記載を避けるとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。また、審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(検索戦略の共有及び文書化)との連携など今後の活用可能性に対する追加検討を通じて改善事項を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

審査処理期間を維持しつつも審査品質を高めることができる最も根本的な解決法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。特許庁は1人当たり処理件数を先進国レベルに合わせるため、行政自治部など関係機関との協議を通じて持続的に審査人材の増員を取り計らう計画である。同時に、外部専門家が参加する審査品質管理委員会(仮称)を構成して技術分野別専門家の意見を反映し、国内外の顧客全員が満足できる審査品質向上方策を模索する計画である。

3. 審査協力型の先行技術調査及び審査インフラの改善

特許審査企画局	特許審査企画課	放送通信事務官	キム・キホ
	特許審査企画課	工業事務官	チョ・キユン
国際知識財産研修院	知識財産教育課	行政事務官	チョ・ヨンジク

イ. 特許先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-3>特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

*2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請してきたため、専門機関から指定が取り消される。

2004年までは(財)韓国特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、競争体制を導入して調査品質を高め、民間の知的財産(IP)サービス産業を活性化するため、(株)WIPS、(株)IPソリューションなどを先行技術調査専門機関として追加指定し、2005年から複数競争体制で事業を運営している。

特許・実用新案出願に対する先行技術調査事業は当該年度の審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2014年には約277億ウォンを投入して92,983件を依頼した。

<表Ⅱ-1-4>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
審査処理件数	143,554	109,328	105,508	137,940	192,236	176,861	193,934	176,2
アウトソーシング件数	74,432	78,593	59,782	64,484	81,500	84,230	91,941	92,9
アウトソーシング比率(%)	51.8	71.9	56.7	46.7	42.4	47.6	47.4	52
執行額 (百万ウォン)	17,140	17,930	15,836	17,540	22,168	23,598	25,760	27,7

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

2013年には専門機関の調査品質、調査人員規模など事業の効率性及び妥当性を考慮して調査物量を合理的に調整できるように調査物量の配分方式を改善し、調査物量配分の際に外部専門家などが含まれた調査物量配分審議委員会を通じて透明性と公正性を確保するなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2013-20号)した。2014年には審査支援事業の再創造発展方策を設けて審査協力型調査の拡大を通じた予算効率性の改善、調査品質管理体系の整備及び情報化インフラの構築計画などを具体化して推進している。

まず、再創造発展方策を後押しするため、2014年3月「先行技術調査専門機関の指定及び運営と先行技術調査事業の管理などに関する告示」(特許庁告示第2014-7号)を制定して調査員教育課程を強化し、調査物量を配分する際に専門機関の前年度品質点数が主要要因として作用するよう物量配分方法を改善した。

また、調査員の研修教育及び資格試験を通じて調査員の審査能力を強化し、専門機関の事業遂行インフラを改善して先行技術調査業務の効率性を高め、階層別品質管理システムを構築して体系的に調査品質を管理するなど事業運営方法を改善した。

一方、急増している外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-5> 国際出願先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
2009	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)WIPS、(株)KTG

国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングしており、2014年には約159億ウォンを投入して22,528件を依頼した。

<表Ⅱ-1-6> 国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
国際調査処理件数	4,754	8,280	13,020	17,050	20,975	23,166	29,919	34,432	30,223
アウトソーシング件数	※ 国際出願先行技術調査事業は2009年～2012年の外国PCT国際調査の依頼件に対して遂行			5,672	5,200	6,870	16,063	22,890	22,528
アウトソーシング比率(%)				33.3	24.8	29.7	53.7	66.5	74.5
執行額(百万ウォン)				3,222	3,266	4,314	10,390	15,382	15,931

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷PCT国際調査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2014年度の審査処理期間を11.0ヵ月に短縮することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担を緩和するためにアウトソーシングの物量を持続的に拡大していく予定であり、調査品質管理の強化及び評価体系の改善などを通じて審査官満足度と調査報告書の活用率を高めていく計画である。

ロ. 特許分類付与事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類、先行技術文献の検索、審査官の業務指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を行ってきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類付与業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づいて、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して特許分類業務を依頼することができ、2014年に「特許分類付与専門機関の指定及び運営と特許分類付与事業管理に関する告示」を制定(特許庁告示第2014-8号)して運用している。

これにより特許分類付与事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が事業を行った。2014年からは「韓国特許情報振興センター(既存の韓国特許情報院)」、「(株)WIPS」、「(株)Creocian」、「(株)IPI」が特許分類事業に参加している。

特許分類付与事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2014年には約34.5億ウォンを投入し、新規出願分類239,396件及び再分類120,211件を依頼した。

<表Ⅱ-1-7> 特許分類付与事業の年度別推進状況

年度		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
新規付与	件数	177,500	188,000	225,310	206,226	194,097	196,093	191,422	214,018	219,865	239,396
	単価(ウォン)	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270	※参照				
	金額 (百万ウォン)	1,509	1,632	1,998	1,866	1,799	1,937	1,886	2,183	2,225	2,345
再付与	件数	56,500	33,883	-	92,680	77,602	78,192	67,014	38,118	31,487	126,347
	単価(ウォン)	6,550	6,760	-	7,050	7,226	7,370	7,370	7,591	7,570	IPC : 7,540,

											CPC : 8,980
	金額 (百万ウォン)	370	229	-	653	558	576	494	289	238	1,110
執行額(百万ウォン)		1,879	1,861	1,998	2,519	2,357	2,513	2,380	2,472	2,463	3,455

※2014年：特実IPC9,750ウォン、特実CPC12,610ウォン、PCT国際出願134,900ウォン

※2013年：特許出願は9,770ウォン、PCT国際出願は13,550ウォン

※2012年：特許出願は9,785ウォン、PCT国際出願は13,596ウォン

※2010～2011年：特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン

特許庁は2014年度に審査の一貫性及び先行技術検索の効率性を高めるため25の技術分野に対して先進特許分類(CPC)を試験的に導入し、2015年からはCPCを全面的に導入することを決めた。それによってCPCへの審査官業務分掌、CPCコードのハングル翻訳、CPC照会プログラムの開発、審査官CPC教育などCPC全面導入に向けた関連インフラ構築に取り組んでいる。

また、特許庁は高くなった分類品質を基に2009年から米国特許文献再分類を代行するために3回にわたって韓－米特許庁間のMOUを締結(第1次MOU(2009年～2010年)、第2次MOU(2011年～2012年)、第3次MOU(2013年～))し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後の特許行政輸出の基盤を整っている。

ハ. 審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高め、最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び実習中心の審査官向けオーダーメイド型教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行して

いる。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大にした。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年から現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を拡大・実施している。2014年からは事業主管機関を(株)WIPSに変更するとともに教育場所を国際知識財産研修院に移転させ、より体系的な教育管理を実施している。また、セミナーなどを通じて民間に教育を開放することで審査官と民間間の交流を拡大している。

<表Ⅱ-1-8> 審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677

2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677
2012	・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施)	677
2013	・合計59の講座に1,377人の審査官が参加(デジタル通信概要など59の正規講座及び正規講座内に23講座の現場教育を実施)	677
2014	・合計63の講座に1,567人の審査官が参加(二次電池の最新技術動向など63の正規講座及び正規講座内に30講座の現場教育を実施)	677

4. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 キム・テグン

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2014年基準で計20の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

＜表Ⅱ－1－9＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、－)、ウクライナ(2013、－)、シンガポール(2014、－)

* ()で一番目の数字は指定年度、二番目の数字は施行年度である。チリ、ウクライナは業務未開始。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が増加し、2014年には30,160件の依頼を受けた。このうち17,718件は外国出願人から依頼されたものであり、12,442件は国内出願人からの依頼である。

＜表Ⅱ－1－10＞PCT国際調査の依頼状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
内国	8,830	9,950	10,736	11,971	12,442
外国	13,877	15,716	16,373	17,560	17,718
計	22,707	25,666	27,109	29,531	30,160

2014年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国は米国、インドネシア、シンガポールなど計13カ国であり、2015年1月にはサウジアラビアを対象に国際調査サービスの提供を追加的に開始した。

＜表Ⅱ－1－11＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア

(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

国際調査要請の多い外国企業はヒューレット・パッカート(HP)、インテル、3M、Googleなどグローバル企業が大半を占めている。これはグローバル企業が韓国特許庁の審査能力を認めているという意味で解釈でき、グローバル企業の先導技術が理解できるくらい韓国の技術レベルが高くなっているという証拠でもある。

このような外国PCT国際調査業務は韓国特許庁の必須業務である国際調査を通じて習得した知識と審査環境を活用して外国PCT業務を行うもので、追加的な税金負担なく高級雇用が創出できると同時に、韓国の先導技術を先行技術資料として提供することで国内企業の海外紛争予防の効果がある。

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するものであり、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ(PPH)の他にも多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。特許庁は204年末現在21の庁とPPH、20の庁とPCT-PPHを施行している。

ロ. 特許審査業務協力(WORK SHARING)

<表Ⅱ-1-12> PPH施行の対象となっている特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンラン

(21の庁)	ド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド
PCT-PPH (20の庁)	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、

その他に2014年からパイロット事業として新しく推進している審査業務協力プログラムとしては、CoBOA(特許審査着手の前に複数庁の審査官が審査結果を共有)及びPCT協業審査(一つのPCT出願に対して複数の国際調査機関が共に国際調査)などがある。

5. 産業別のIP競争力向上方策の樹立及び伝播

特許審査企画局	特許審査企画課	工業事務官	キム・キファン
特許審査1局	生活家電審査課	工業事務官	ソン・シギョン
特許審査2局	加工システム審査課	工業事務官	キム・キョンミン
特許審査3局	応用素材審査課	工業事務官	キム・ホンソップ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は民間との協力を通じて審査品質を高めるとともに業種別に特化した知的財産サービスを提供するため、2013年10月シード産業をに始めとして2015年2月現在31の技術分野に対して知的財産競争力強化方策を樹立して施行している。31の技術分野及び協力機関は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-13> 知的財産競争力強化技術分野

産業分野	樹立時期	協力ネットワーク構築外部団体
太陽光発電	2014.10	太陽光発電学会

エコカー	2014. 11	自動車協会
ゲーム	2014. 10	韓国インターネットデジタルエンターテイメント協会
モバイル決裁	2015. 1	金融監督院、金融決裁院
気象装備	2014. 11	気象産業振興院
医療機器	2014. 10	韓国医療機器産業協会
LED照明	2014. 8	韓国光技術院
スポーツ用品	2014. 8	文体部、韓国スポーツ産業協会
建設	2014. 7	国土部、国土交通科学技術振興院、建設技術管理協会
保安	2014. 8	韓国知識情報保安産業協会
スマートグリッド	2014. 8	韓国スマートグリッド協会
炭素産業	2014. 8	韓国化学研究院(C産業育成センター)
食品	2014. 8	韓国食品産業協会
種子	2013. 10	農食品部、国立種子院、韓国種子協会、農業技術実用化財団、農林水産食品技術企画評価院
プリ産業(Ppuri Industry ; プリ産業とは基礎工程産業を意味)	2014. 10	国家プリ産業振興センター
PCB	2014. 11	韓国電子回路産業協会
半導体装備素材	2014. 9	韓国半導体産業協会
自動車チューニング	2014. 11	韓国自動車チューニング協会
高性能繊維	2014. 11	韓国繊維産業協会
クラウドコンピューティング	2014. 12	クラウドコンピューティング研究組合
新薬開発	2014. 11	韓国製薬協会

5Gモバイル通信	2014.10	5G戦略推進委員会
3Dプリント	2014.9	3D融合産業協会
作物保護剤	2014.10	グリーンバイオ研究組合
ロボット	2014.8	ロボット産業振興院
造船	2014.8	韓国造船海洋プラント協会
化粧品	2014.8	大韓化粧品協会
モノのインターネット	2014.9	韓国モノのインターネット協会
鉄鋼	2014.11	韓国鉄鋼協会
ディスプレイ	2014.11	ディスプレイ産業協会
スマートTV	2014.10	スマートホーム産業協会

ロ. 主要内容及び成果

1) 主要内容

特許庁は31の産業分野に対する特許出願及び紛争資料分析結果及び産業生態系の特殊性を反映して競争力強化戦略を樹立した。産業分野別の推進課題と主要内容は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-14> 産業分野別の競争力強化推進課題

産業分野	推進課題	主要内容
太陽光発電	高品質の特許審査	<ul style="list-style-type: none"> ○シリコン(成熟技術)、染料(新技術)別のオーダーメイド型技術DBの構築 ○外部専門家を活用した開かれた審査の運営及び先端技術セミナー ○先進特許分類(CPC)の活用など分類基準の整備

	IP認識向上インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○企業・公共研・大学間のPV-IPネットワークの構築 ○外部技術動向の諮問役を務める専門家プールの構築 ○産業体向けの知的財産講演及びセミナーの開催
	優秀特許の創出・紛争予防	<ul style="list-style-type: none"> ○大企業-中小・中堅企業の相互協力分野の発掘・支援 ○特許庁支援事業の広報 ○太陽光分野の特許紛争に対する現状調査及び資料提供
エコカー	産業従事者の特許能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○研究員のために国内外特許情報検索マニュアルを提供 ○定期的な障壁特許の調査及び提供 ○標準特許の活用強化
	特許情報共有生態系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○開かれた審査及び外部専門家を活用した審査正確性の向上 ○中小・中堅企業の特許専門家養成を支援
	審査品質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○先進特許分類(CPC)の活用など分類基準の整備 ○常時審査協議ルートの構築 ○進歩性判断時の争点に対する自習の強化
ゲーム	ユーザーが満足する正確な審査業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲーム分野のインターネット公知技術DBの構築 ○BM発明に対する進歩性の認定基準の調和 ○先進特許分類(CPC)の活用など分類基準の整備
	企業の知的財産権能力強化の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゲーム分類中国出願ガイド」の制作 ○中国などゲーム輸出主要国に対する特許マップの作成
	ゲーム保護に向けた協力体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲームの特許と著作権を保護するために文体部と協力 ○産業界専門家との協力ネットワークの構築
モバイル 決裁	審査課間の協力強化	<ul style="list-style-type: none"> ○先進特許分類(CPC)の活用など分類基準の整備 ○分類重複領域に対する分類ガイドの制作
	金融決裁院と業務協力	<ul style="list-style-type: none"> ○MOU有効期間を2014年から2017年まで延長 ○金融決裁院事業に特許庁審査官が参加

		<ul style="list-style-type: none"> ○金融決裁院加盟社を活用した専門家プールの構築
	特許情報活用 基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○イシュー産業に対する周期的な特許動向情報を提供 ○特許庁・金融決裁院共同BM説明会の開催
	協力ネットワ ークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○知的財産権中心の企業間協力に向けた協議体を構成
気象装備	IP情報分析・ 提供及び官民 の審査協力	<ul style="list-style-type: none"> ○気象装備分野のIP情報分析DBの構築及びニュースレターの発刊 ○ポジティブ審査、開かれた審査など公衆審査制度の活性化
	産業界のIP認 識向上及び管 理体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域別の地方気象庁を中心に地域別IP教育の実施 ○気象庁、気象産業振興院などにIP担当部署の設置を支援
	産業のIP能力 強化	<ul style="list-style-type: none"> ○気象装備分野IP-R&D事業への審査官参加を活性化 ○気象装備分野の特許紛争の状況調査及び資料の提供
医療機器	市場進入のた めの特許創 出・活用・保 護支援	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器特許情報DBの提供 ○企業オーダーメイド型特許創出戦略の提供 ○医療機器産業知的財産権の活用・保護情報の提供
	医療機器産業 のIP認識向上 インフラの構 築	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器IP協力ネットワークの構築 ○IP認識向上のための教育及び広報
	高品質審査サ ービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器分野の審査基準構築など審査一貫性の向上 ○審査官-民間間コミュニケーションを通じた審査品質の向上
LED照明	優秀特許の創 出に向けた中 小企業IP競争	<ul style="list-style-type: none"> ○LED融合産業の圏域別オーダーメイド型教育及びガイドブックの制作 ○大企業-中小企業の共同R&D課題発掘を支援

	力の強化	
	LED融合産業のIP競争力の向上	<ul style="list-style-type: none"> oLED融合分野の支援協議体の構築及びコミュニケーションチャンネルの構築 oLED融合分野の優秀IP創出を支援
	照明分野の出願戦略及び審査支援方策の構築	<ul style="list-style-type: none"> oデザインと連携した出願戦略ガイドの構築 o照明分野の進歩性判断事例及び審査争点の学習
スポーツ用品	スポーツ用品企業のIP認識向上のための基盤作り	<ul style="list-style-type: none"> oスポーツ産業フォーラムなどでIPセミナーの開催 o産学研官のIPネットワークの構築
	スポーツ用品企業のIP能力強化	<ul style="list-style-type: none"> o種目別スポーツ用品の特許動向分析及びIP確保方策の広報 o文体部、特許庁などが提供する事業活用に誘導 o外国のIP制度及び紛争情報の提供
	スポーツ用品の特許品質強化	<ul style="list-style-type: none"> o特許事例集の発刊などを通じた出願書品質の向上 oポジティブ審査などを活用したコミュニケーションの強化
建設	高品質の特許審査体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> o複数引用文献の結合活用など進歩性判断基準の強化 o設計分野発明の進歩性判断事例の発刊 o公序良俗違背の発明に安全性阻害発明を入れるかどうかを検討
	優秀特許創出に向けた制度及び政策支援	<ul style="list-style-type: none"> o建設技術用役PQ評価の際に特許の質を反映することを協議 o公共工事に必要な特許検証システムの改善 o新技術指定申請に対する優先審査の実施 o国土部、特許庁などが提供する事業の活用を誘導

	建設分野のIP 認識向上イン フラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○建設分野IP協力ネットワークの構築 ○建設分野のIP教育を支援 ○建設分野の優秀特許事例の伝播
保安	物理・融合保 安分野のIP創 出と保護基盤 の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○特許情報院-知識情報保安産業協会のMOUを推進 ○情報保安分野のIPネットワーク構築 ○保安分野のIP専門人材養成を支援
	高品質な特許 審査基盤の構 築	<ul style="list-style-type: none"> ○融合保安分野の審査専門性の向上 ○特許出願ガイドの制作及び権利範囲設定法の教育 ○非特許文献、周知慣用技術、多引用文献DBの構築
	優秀中小企業 の海外市場進 出を支援	<ul style="list-style-type: none"> ○課題発掘及びR&D段階での協力・支援 ○海外特許動向の情報提供 ○特許庁支援事業の広報
スマート グリッド	スマートグリ ッド特許の創 出支援を強化	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートグリッド分野の標準特許創出の際は協力 ○一括審査、優先審査制度の利用を広報 ○節電・待機電力低減技術のIP創出基盤作り
	スマートグリ ッド特許の活 用及び同時成 長を支援	<ul style="list-style-type: none"> ○技術の取引・シェアリング・輸出の活性化 ○大企業-中小企業間で同時成長できる環境作り
	スマートグリ ッド特許紛争 対応及び協力 体系	<ul style="list-style-type: none"> ○国際特許紛争事例及び示唆する点を伝播 ○マルチラテラルMOUの締結
炭素事業	強い炭素特許 の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○源泉・核心素材特許分析資料の提供及び審査制度の広報 ○炭素素材オーダーメイド型知的財産権(特許、営業秘密など)の戦略を提供
	炭素産業IP協	<ul style="list-style-type: none"> ○韓国化学研究院内に炭素IPフォーラムを構成

	カネットワークの構築	oC-IP Triangle blet(仮称)を構築
	特許事業化への連携などインフラを構築	o特許庁支援事業との連携を強化 o炭素分野特許情報の提供及び人材養成支援
食品	食品分野におけるIP 認識向上の基盤作り	o産学協力団弁理士の食品分野IP能力向上 o食品素材及び機能特許情報のDB構築 o食品分野特許審査基準の広報
	産学研オーダーメイド型IP支援	o東南アジアIP情報の提供 o地域別食品クラスターを対象とするIP支援チームの設立支援 o食品企業/技術別のIP分析及び戦略を支援
	有機的なIP協力体系の構築	o公共研、協会と統合ネットワークを構築 o専門家プールの構成及び支援
種子	IP創出・活用の活性化	o農林部「ゴールデン・シード・プロジェクト」参加方策の策定 o国有種子特許の民間移転の活性化
	IPインフラの構築	o種子分野の関係機関間協力体系の構築 o種子分野知的財産権情報提供の活性化 o種子に適用される特許制度と新品種保護制度の調和
	IP認識向上	o種子分野における知的財産専門人材の養成 o種子分野の特許獲得及び紛争事例を広報
プリ産業	知的財産権認識の向上	o産学研官の知的財産権協力体系の構築 oニュースレター、組合、報道資料などを通じた広報の活性化
	知的財産権能力の強化	o零細中小企業向け技術教育の際に知的財産権課程を追加 o知的財産権を活用した技術開発を支援

	特許審査の信頼度向上	<ul style="list-style-type: none"> ○プリ産業分野における先行技術調査品質の向上 ○判例、取消差戻事例の研究などを通じた専門性の向上
	強い特許の創出を支援	<ul style="list-style-type: none"> ○プリ技術に対応した審査官支援協議体の構成 ○ポジティブ審査の活用など出願人とのコミュニケーションを強化
PCB	IP認識を高めるための協力生態系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○韓国電子回路産業協会とPCB分野のIP支援協議体を構成 ○海外企業のIP動向、PCB関連の特許統計などを提供 ○特許庁-中小企業間の知識シェアリングプログラムの運営 ○学会、協会などが開催するセミナーにIPブースを運営
	優秀特許の創出及び技術保護制度の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○審査の全段階においてコミュニケーション・協力・ポジティブ審査を提供 ○企業別に特許創出方法論を支援 ○営業秘密保護教育の実施及び原本証明制度の広報
	高品質の特許審査を通じた満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○PCB分野の用語及び基礎技術便覧の発刊 ○IPC-CPC-FI対比表の作成 ○開かれた審査、協議審査、協力審査制度の活用 ○先行技術調査機関との協力を強化
半導体装 備素材	IP能力向上に向けたインフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○特許庁-産業部-産技評-半導体産業協会間の協力体系構築 ○産業界従事者向けのIP教育及びセミナーの拡大
	創造経済をリードする知的財産創出基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○政府R&D課題特許分析諮問の常設化 ○戦略的特許創出方法論の提供を試験的に実施 ○共同先行技術の検索、優秀特許技術の発掘
	IP担当者の専門性を強化	<ul style="list-style-type: none"> ○企業オーダーメイド型の審査サービス及び紛争対応情報の提供 ○次世代半導体フォーラムの充実化
自動車チ	IP認識向上	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車チューニング企業の知的財産権認識度の向上

チューニング		<ul style="list-style-type: none"> ○特許紛争事例の情報提供及び紛争解決支援制度の紹介 ○自動車チューニング同好会などを活用した情報交流の強化
	協力ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関間の協力体系の構築及び政策樹立を支援 ○完成車企業との共同研究及びIP共有を支援
	高品質の審査	<ul style="list-style-type: none"> ○デザイン先行技術と特許検索を併行 ○代理人のいない出願人に対する配慮及びコミュニケーションを強化
	IP創出能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○チューニング分野の特許事例集の配布及び教育 ○チューニング先進国の特許保有状況調査及び提供
高性能繊維	高品質の特許審査	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統技術資料の補完及び周知慣用技術のDB化 ○先行技術調査機関との協力強化 ○協議審査の活性化及び内部能力の強化 ○特許無効事例集の配布
	圏域別に特化した支援	<ul style="list-style-type: none"> ○大邱-慶北、ソウル-京畿、忠清-全北の圏域別協議体を構成
	官・民協業体系を通じたユーザーサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○韓国繊維産業連合会を通じた情報提供及び創出の活性化 ○知的財産権認識の向上に向けた現場サービス及び教育プログラム
クラウドコンピューティング	特許出願の支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ○クラウド出願ガイドの配布 ○関係機関と協力してオン・オフライン広報 ○クラウドコンピューティングに特化した教育支援 ○中小企業を対象に特許情報を提供
	特許審査品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○審査ノウハウの共有及び技術教育参加 ○先行技術調査機関との協力強化 ○協議審査及び開かれた審査制度の活用
	強い特許の創	<ul style="list-style-type: none"> ○請求範囲作成時の留意事項を提供

	出を支援	<ul style="list-style-type: none"> ○SW特許に対するNPEs動向情報の収集 ○公開SW動向の収集及び提供
	協力・制度基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○クラウドコンピューティング研究組合と協力体系を構築 ○国家R&D事業に審査官が参加 ○クラウドコンピューティング知的財産権の問題点を議論
新薬開発	新薬開発段階別の高品質審査体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の機関に散在している新薬関連特許マップを整理 ○審査の一貫性を向上 ○臨床実験段階の企業に対する特許価値評価の時に諮問委員参加
	新薬開発IP創出支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○IP創出に関する支援制度の紹介とコンサルティング ○新薬分野特許権の延長戦略克服方策の研究 ○特許情報を活用した核心・源泉特許の創出支援
	グローバル企業育成のためのIP-R&D支援	<ul style="list-style-type: none"> ○新薬分野のIP協力体系の構築 ○産学研向けIP教育の拡散 ○優秀特許の確保及び収益創出事例の伝播
5Gモバイル通信	5G分野IPにおける官民協力の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○未来部5G戦略推進委員会の参加 ○未来部5Gフォーラム内にIP分科の開設を協議 ○公務員学習会を通じたIP戦略の研究
	中小企業を中心特許創出基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○5G装備分野R&D課題発掘時に審査官参加 ○情報通信分野中小企業のIP巡回相談 ○5G技術分野別の検索システム構築を協議
	5G分野標準特許創出支援	<ul style="list-style-type: none"> ○特許庁の標準特許創出支援事業への参加 ○標準特許専門審査官認証
	5G分野の高品質特許審査	<ul style="list-style-type: none"> ○5G分野に対する開かれた審査拡大など出願人とのコミュニケーションを強化 ○審査官協議審査の強化 ○標準文書検索システム構築を協議
3Dプリン	国内企業の特	<ul style="list-style-type: none"> ○3Dプリントの主要工程別特許DBの構築

ト	許紛争対応能力の強化	o源泉特許満了などを反映した特許紛争戦略の樹立支援
	核心・源泉特許創出の基盤作り	o民間IP-R&D戦略支援及び特許動向調査に参加 o3Dプリント関連技術に対する協議審査体系の構築
	国内産学研IP協力及び情報拡散	o3Dプリント関連企業団体との協業体系の構築 o3Dプリント知的財産権の協力に向けた共同セミナーの開催
作物保護剤	高品質の審査及び特許安定性の向上	o天然物/微生物そのものを含める発明の成立性判断 o標準化学式名(IUPAC)記載の誘導 o高毒性作物保護剤の公序良俗違背基準の定立 o環境に優しい植物保護剤の優先審査対象の明確化
	強い知的財産権創出支援	o作物保護剤IP情報分析の結果及び存続期間情報の提供 oグリーンバイオ研究組合、農村振興庁とIP協力体系を構築
	知的財産認識の拡散	o作物保護剤関連の特許知識を専門家と共有 o国内企業及び研究機関を対象にした知的財産教育
ロボット	海外特許情報活用能力の向上	o海外特許情報及び分析ツールの開発及び提供 o外国企業の主要障壁特許分析結果の提供 o海外特許検索マニュアルの開発
	海外特許紛争支援	o海外特許紛争事例集及び対応マニュアルの開発 o海外特許紛争協力体系の構築
	中小企業IP能力の強化	o企業オーダーメイド型特許情報管理システムの提供 o1企業-1専門家養成支援 oIP連携中小企業のR&D能力向上
	ロボット技術の融合をリード	oロボット技術の他産業分野への拡散に向けた基盤作り oロボット技術の他産業分野への拡散基盤に向けたIP支援

造船	大型造船会社 及び研究所	<ul style="list-style-type: none"> ○IP R&D戦略樹立及び特許経営の誘導支援 ○出前特許行政サービスの提供
	中小造船会社 及び資機材	<ul style="list-style-type: none"> ○知的財産権能力強化プログラムの提供及び参加誘導 ○知的財産権認識の向上及び特許の創出・活用を誘導 ○大企業-中小企業共存のための特許技術移転誘導
	大学及び研究 機関	<ul style="list-style-type: none"> ○大学研究人材を対象に「開かれた特許教室」を運営 ○造船海洋IP教育のための講師養成及びテキストの開発
	産学研コミュ ニケーション 体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○韓国造船海洋プラント協会との協業強化 ○大韓造船学会との協業体系の構築 ○造船海洋分野の特許ニュースレター発刊及び配布
化粧品	特許審査基準 の国際的な調 和	<ul style="list-style-type: none"> ○機能性化粧品の請求範囲記載範囲拡大の研究 ○明細書の効果記載に関する標準モデルの開発 ○化粧品全成分表示制による知的財産権戦略の樹立
	化粧品分野の IP認識向上イ ンフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○化粧品知的財産権従事者の人的ネットワークの構築 ○協会・研究員と共同で知的財産権の広報及び教育の強化
	機能性・韓方 化粧品育成事 業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○機能性・韓方化粧品の物質特許獲得戦略の樹立支援 ○天然物素材原料DBの構築
モノのイ ンターネ ット	IoT技術特許 品質の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○IoT分野特許分類(IPC、CPC)基準の整備 ○開かれた審査などを活用した外部専門家の活用強化 ○IoT分野の専門教育及び複合技術に対する協業審査の強化 ○IoT分野一括審査活用の誘導及び予備審査の活性化
	オーダーメイ ド型IoT特許 情報の提要	<ul style="list-style-type: none"> ○IoT分野先行技術の検索ガイドを提供 ○IoT技術別に主要特許を選別及びDB化して提供 ○IoT特許情報提供チャンネルの多様化
	中小企業IP能 力強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ○大学事業団と連携したIPコンサルティングを提供 ○IoT関連の標準特許情報分析マニュアルの開発

		o海外特許情報分析技法の提供
	IoT IP 協力 体系の構築	oIoT関連政府省庁、産業界とのコミュニケーション・協力 チャンネルの構築
鉄鋼	高品質特許審 査体制の構築	o合金専門検索DB開発の検討 o合金関連特許審査基準の改正 o審査官教育の拡大などを通じた審査能力の向上
	特許紛争の予 防及びIP-R&D 支援	o「鉄鋼特許紛争協議会」の構築及び海外出願支援事業と の連携 o大企業-中小・中堅企業間の共同技術開発支援 o未来戦略技術に対する特許動向調査情報の提供
	IP認識向上の ためのインフ ラ拡大	o鉄鋼特化地域(浦項、光陽、唐津)中小企業IP認識の向上 o学会・産業界を対象に特許動向情報の提供 o鉄鋼協会とのMOU締結などIP協力ネットワークの構築
ディスプ レイ	高品質特許審 査	o韓中日特許/技術用語DBの構築 o開かれた審査・ポジティブ審査の積極的な活用 oディスプレイ分野の検索ノウハウを整理 oディスプレイ分野共通技術資料集の制作
	強い知的財産 権の創出	o国内特許動向情報及び競合社の中国特許情報を提供 oディスプレイ産業協会主要企業間の協力ネットワーク強 化
	知的財産認識 の拡散	oディスプレイオーダーメイド型知的財産権教育及び展示 会に特許セッションを運営
スマート TV	強い標準特許 の創出支援	o国際標準関連非特許文献DBの構築及び活用 o国際電気通信連合の標準化活動に参加を推進 o標準特許出願専担審査官の独自運営 o先行技術調査機関に対する標準特許検索能力の強化支援 o標準特許出願関連技術面談の活性化

業種団体と協業を通じた中小企業支援	<ul style="list-style-type: none"> ○知的財産戦略院-スマートホーム産業協会間のMOU締結 ○中小企業の知的財産認識の向上及び能力強化 ○韓国特許庁IP支援事業との連携を支援
-------------------	---

2) 主要成果

産業分野別の特許競争力の強化方策は大きく3つの推進戦略を共有する。業種団体との協力体系の構築、庁内・外部署との協力、審査官専門性の向上である。

まず、業種団体との協力体系の構築を見ると、2014年6月韓国金型工業協同組合と特許庁間のMOU締結を始めとして、特許庁及びその傘下機関と業種団体間で計7件のMOUが更に締結された。

<表Ⅱ-1-15>業種団体別協力体系の構築状況

産業分野	締結機関	締結日	主要内容
建設分野	国土交通部	2014. 12. 1	優秀建設の海外知的財産権の獲得、建設分野特許の創出及び活用能力の強化、建設分野の知的財産認識向上のための教育及び広報
物理・融合保安	特許情報院－知識情報保安産業協会	2014. 11. 12	保安分野の共存協力体系の構築
プリ産業	韓国金型工業協同組合	2014. 6. 19	知的財産権分野での協力
	韓国溶接工業協同組合	2014. 9. 18	知的財産権分野での協力
造船	韓国造船海洋プラント協会	2014. 7. 15	<ul style="list-style-type: none"> ○特許技術分科会議の運営 ○「造船海洋の日」特許長官賞の授与 ○大韓造船学会秋季学術大会の際に「特許セッション」を共同運営

	韓国造船海洋 資機材研究院	2014. 11. 24	<ul style="list-style-type: none"> ○造船海洋分野のIP-R&D政府支援事業を紹介するための戦略セミナーを共同開催 ○「国際造船海洋産業展」の特許相談ブースを運営
スマート TV	知識財産戦略 院－スマート ホーム産業協 会	2014. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートホーム及びスマートTV分野の有望技術の導出を協議 ○研究開発協力 ○実務協議会の運営

また、知的財産の重要性を喚起するとともに産業界と特許情報を共有するため、業種別特許分析の結果及び知的財産戦略に関する寄稿文の作成などを実施し、国内企業に特許庁の審査制度及び支援政策を広報するとともに審査官と共同でIP競争力強化を議論するための懇談会と説明会を計46回開催した。

審査官の専門性強化及び審査品質強化のために審査課別に独自の審査品質管理活動を64回開催し、業種団体との協力体系を構築するためのIPブースの運営と専門家プール共有などの活動を展開した。

ハ. 評価及び発展方向

産業界の技術発展を最も近くで体験する職種は開発者を除けば特許庁の審査官である。産業分野別の特許競争力強化方策はそのような審査官の目から見て対象産業分野に最も適した戦略を提示したという点で意味がある。

2015年からは産業別団体との協力ネットワークの強化、融・複合技術に対する新規性と進歩性判断基準の調和、審査官専門性の向上及び特許審査3.0の活用などを積極的に推進して国内中小企業の特許競争力強化に貢献する予定である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 イ・イッキ

無形資産の価値が高くなる「知識・情報社会」に本格的に突入したことで、消費者の感性、文化を反映した商標(ブランド)・デザインの重要性が増大しつつある。商標とデザインは技術の上方標準化によって似たような製品が溢れ出ている状況の中で消費者が製品を選択する主な基準となっている。エルメスのバーキンバックの値段は最低800万ウォンから最高2億ウォンに達している。一般のバックとの価格差を作っているのはブランドとデザインの力である。

このように商標・デザインの価値が高まる一方の現実の中で主要国は自国企業の競争力を高めるため、審査処理期間の短縮に力を入れている。商標の場合、審査処理期間を米国は2005年6.3ヶ月から2013年3.1ヶ月に、日本は2005年6.6ヶ月から2013年4.2ヶ月に短縮した。デザインの場合、米国は2005年11.0ヶ月から2013年9.5ヶ月に、日本は2005年7.0ヶ月から2013年6.3ヶ月に各々短縮した。このような世界的な流れに歩調を合わせて韓国特許庁も審査処理期間を短縮してはいるものの、未だに主要国に比べて審査処理期間は多少遅い方である。

また、審査処理期間の短縮によって審査品質が落ちないように取引現状を反映した商標・デザイン審査基準の改正、商標・物品分類体系の整備、審査官教育及び研究会活動の強化、検索システム改善への取り組みなどを並行する一方、審査に対する顧客満足度調査を通じて品質を管理している。また、商標・デザイン分野に対するグローバルスタンダード形成議論に参加し、それを積極的に国内制度に反映できるよう国際協力を強化している。

2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

イ. 推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いため迅速な審査処理を通じて権利化することが何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

<表Ⅱ-1-16> 主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況

(単位：ヶ月)

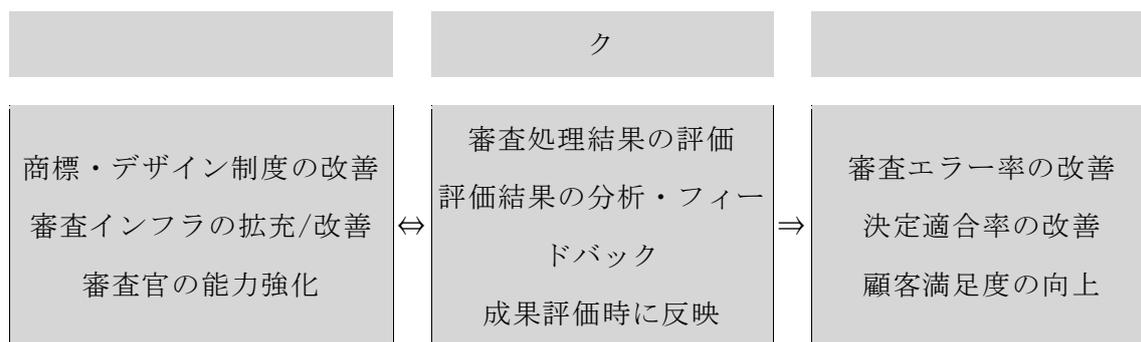
区分	韓国(2014)	米国(2013)	日本(2013)
商標	6.4	3.1	4.2
デザイン	6.5	9.5	6.3

そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの自助努力を通じて2014年度の商標審査処理期間は6.4ヶ月、デザイン審査処理期間は6.5ヶ月を達成し、2013年に比べて審査処理期間を1ヶ月以上短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するための努力も続けている。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2013年度からこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を樹立・推進している。また、その後続措置として2014年度には客観的な指標である「審査品質管理指数」を測定して成果評価にそれを反映するとともに、審査争点事例に対しては議論する「審査品質点検会議」を新設して毎月運営するなど、審査品質の向上に向けた好循環体系を構築した。

<表Ⅱ-1-17> 2014年商標・デザイン審査品質向上推進体系

審査品質管理計画	審査評価・フィードバック	審査品質の向上
----------	--------------	---------



ロ. 推進内容及び成果

1) 商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

特許庁は公正な商標使用秩序の確立という目標の下で商標権侵害による損害賠償請求権者を実使用者に限定し、著名商標の希釈化を防止し、信義則に反する商標登録出願を防止する内容で商標法が一部改正されたことを受け、2014年6月からこれを施行している。その他にも商標登録出願人の便宜を図るとともに規制を緩和するための商標法全部改正案を設け、商標共存同意制度の導入、審査官の職権補正対象の拡大、手数料返還対象の整備など制度を整備する計画であり、該当法案が2014年末国会に提出されて現在国会産業通商委員会に係留中である。

また、デザイン団体、企業、学会及び弁理業界など多様な分野の意見を受け入れてデザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願制度を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入するなどを骨子とするデザイン保護法全部改正(案)が2013年国会を通過し、2014年7月から施行している。

のみならず、NICE第10版(2014年バージョン)の新しい商品・サービス業の名称及び実取引社会で使用される包括名称を「商品・サービス業の名称及び類区分に関する告示」に先駆けて反映することで、グローバルスタンダード及び取引現状に合致する商品目録及び商品分類体系を構築して国内外の商標出願人の商品名称表示・類区分に関する便宜を図ると同時に、商品審査の正確性・合理性を高めた。

2) 商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

商標の場合、企業が使用を希望して実際使用する商標に対して積極的に権利を与え、模倣・先取り目的の不正な商標出願に対する審査を強化するため、商標審査基準を改正して2014年1月から施行した。これを通じて出願人観点のポジティブ審査を行い、顧客の満足度を高める高品質の商標審査が実現できるものと期待している。

そして、図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質を高めるための土台を構築した。

3) 審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接遂行する審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、商標デザイン審査争点・ノウハウ発表会の開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

商標デザイン審査局独自の「成果評価及び審査品質管理方策」を設け、審査官の品質管理活動と研究教育活動を客観的に数値化した「審査品質管理指数」を測定して成果評価の際に審査適合度評価資料として活用している。

審査争点・ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点又はノウハウを発表させることで審査官間における審査情報の共有・拡散という効果を狙ったもので、四半期毎に定例化して審査官の能力を高める契機を作った。また、パート長中心の審査事例研究会である商標デザイン審査品質点検会議を毎月開催することで、新しい審査政策の方向を共有し、それに基づいて一貫性のある審査になるように取り組んだ。

<表Ⅱ-1-18>2014年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	審査争点/ノウハウ発表のテーマ
2014年 上半期 (5. 22)	農産物の種子、苗木など品種名称関連の商標審査方策
	国内地名を中心に見た「顕著な地理的名匠」の認定範囲の検討
	機関・団体名称標章の識別力検討
	法定洞及び放送などを通じて知られた地名に対する「顕著な地理的名称」の適用検討
	アルファベット一文字を図形化した標章の識別力判断事例
	デザイン条約優先権主張に関する審査事例の研究及び改善方策
	3D(立体図面)デザイン出願の審査事例及び改善方策
2014年 下半期 (11. 4)	識別力のない文字が結合した図形複合商標の審査改善方策
	商標的使用の同一性判断の考察
	識別力のない単語が結合された標章に対する事例研究
	商標法第7条第1項第11号前段に関する検討
	記述的な文字が一部変形された標章の識別力判断
	審査の利便性向上及び期間短縮のためのデザイン審査システムの改善方策
	デザイン登録出願の補正に関する争点別審査事例の検討

一方、学会及び弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計7回開催した。

<表Ⅱ-1-19>2014年商標分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
12. 17	侵害訴訟における商標、デザインまたは表紙の類似判断	ペク・カンジン ソウル高等裁判所判事

<表Ⅱ-1-20>2014年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
5.16	画像 (UI/UX) デザイン実務の理解	シン・チャンボム教授 (延世大、デザイン学部)
11.6	デザイン経営戦略でデザイン権DBを民間活用した事例	チョン・ブヨン弁理士
12.10	Design with Smart Things、クラウドソーシングを利用したデザイン事例	キム・ファン研究員 (KAIST)

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

<表Ⅱ-1-21>2014年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2014.2	商標審査基準
2014.2	2013年4/4半期商標審査品質向上のための商標取消差戻審決事例集
2014.6	ハーグ協定による産業デザインの国際出願のためのガイドブック
2014.7	デザイン審査基準
2014.7	マドリッド国際商標登録出願実体審査指針書の改訂版
2014.7	デザイン審査通知書例文集
2014.7	デザイン物品類別の物品目録
2014.7	国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定
2014.8	商標関連法令集
2014.8	デザイン保護法令集
2014.9	国際デザイン審査通知書の英文例文集
2014.9	類似商品サービス業の審査基準
2014.12	審査品質向上に向けた改正デザイン保護法の理論教材
2014.12	デザイン取消差戻審決事例集
2014.12	デザイン国際分類指針書
2014.12	国際デザイン登録出願実体審査指針書

2014. 12	デザイン審査標準手続書
----------	-------------

ハ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2014年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は2013年と似たような水準であることが分かった。顧客満足度を高めるためには迅速な権利付与と同時に審査制度の改善、インフラの拡充及び審査官能力の強化など審査品質の向上に向けた持続的な努力が必要である。

<表Ⅱ-1-22> 2014年度顧客満足度調査の結果(商標・デザイン審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	審査過程の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度
下半期	72.28	70.67	71.17	-	73.75	75.75
上半期	72.64	72.03	71.72	73.60	-	74.38

特許庁は2015年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そしてフィードバック体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、審査処理期間を追加的に短縮し、国民が速やかに商標・デザイン権を確保することができるよう支援していく計画である。

3. 商標・デザイン審査インフラの改善

イ. 商標・デザイン審査基準の改正及び教育など

商標デザイン審査局	商標審査政策課	書記官	ハン・サンギョ
	デザイン審査政策課	行政事務官	チェ・ウンリム

1) 推進背景及び概要

イ) 審査基準の改正

2014年商標分野では頻繁な部分改正によって散漫になった構成体系を整備し、公正な商取引秩序の確立及びポジティブ審査を制度的にバックアップするため、商標審査基準を全部改正して2015年1月1日から施行した。商標審査基準は1993年12月特許庁例規として制定されて以来24回にわたって部分改正が行われただけで全部改正は一度も行われなかった。主な改正内訳を見ると、まず形式面では既存の法条文体系を「部」－「章」－「番号」の体系に変えることで多様な事例や例示を簡単に追加できるようにするとともに、内容面では画一的で機械的な審査を止揚して商標制度の根本目的に符合する審査になるよう各条文に対する具体的な制度の趣旨を追加する一方、非典型商標審査基準を設けて反映した。

ロ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化し、審査官が審査実務に速く慣れるようにするため様々な職務教育を実施した。審査におけるエラーの発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるため、国際知識財産研修院の新規審査官課程を通じて商標・デザイン審査基準、主要条文別の審査事例などに対する教育を実施した。また、中堅審査官課程を通じて意見提出通知書及び拒絶決定書の作成事例練習を実施することで審査の信頼性及び責任性を強化した。そして、商標・デザイン審査局に新しく転入した審査官を対象にオーダーメイド型教育を実施して審査能力の強化に力を入れている。

ハ) 個別商品間の類似性判断協議審査制度の導入

商品類似性判断の一貫性を維持するとともに商品審査の効率性を高めるため、特許庁ではNICE国際商品分類体系とは別途に類似群体系を運営している。これは商品そのものの属性及び取引現状またはサービスの性質や内容、サービスの取引現状が同一または類似する商品群・サービス群を類似群として範囲を設定して個別商品別に個々の類似群コードを付与するものである。従って、審査段階で出願された商標の商品と先

登録・先出願商標の商品間類似判断の際に類似群コードが同一である場合は原則として同一・類似する商品として推定して商品審査を行っている。

しかし、個別商品の類似群コードが同一であるにも関わらず商品の属性、生産者部門、需要者部門など取引現状が類似していないという審査官及び出願人の意見が後を絶たず、審決及び判決においても比較される商品間で類似しないという事由で取消差し戻される事例が少なくなく発生しているため、審査官が類似群コード体系に囚われず個別・具体的に商品間の類似性判断を下せるよう2009年4月に「類似商品・サービス業の審査基準」を改正して審査の品質を高めている。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

(1) 転入審査官に対する教育の強化

2014年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を培うために独自の転入審査官職務教育(OTL)を実施した。

(2) 審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現状の多様化・複雑化に対応するために商標・デザイン関連の研究会を運営し、商標・デザイン分野の制度のみならず知的財産と関連する多様かつ幅広い知識が共有できるように取り組んだ。商標分野では最高裁判所の商標判例動向、ヨーロッパ商標制度及びOHIM商標審査実務、商標侵害事件における類似判断などを、デザイン分野では理論と判例を通じて見た韓、米、EU、中、日のデザイン侵害判断基準の最近動向、クラウドソーシングを利用したデザイン事例など様々なテーマと争点に対する発表と討論を通じて商標・デザインと関連する新しい知識を習得させることで政策の樹立に活用できるようにすると同時に、実務にも適用することで審査品質の向上にも貢献した。

ロ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査体系の改善

(1) 審査品質の向上に向けたシステム性能の改善

2014年にも効率的でユーザーに優しい方向で審査システムの改善が行われた。審査点検表を作成する際に周期的に自動保存できるように改善し、商標見本が6枚以上である場合にも審査画面で全ての商標見本が確認できるようにすると同時に、審査を保留した出願に対して適正審査時期を簡単に把握できるように審査官メモ機能を実現した。また、検索システムで出願人コードで商標検索を可能にすることでいわゆる商標ブローカーの現状をより正確に把握できるように取り計らった。そして、パート長がパート員の審査処理期限の状況や審査実績が照会できるようにすることでパート長を中心に全体的な品質管理が行われるように支援した。

(2) 審査品質向上に向けた各種審査情報・資料の提供

商標審査と直接的に関連のある法令や制度の変更事項のみならず、商標・デザイン審査処理計画など政策関連資料も同時に提供することで審査官が商標・デザイン全般に関する現状を把握して業務が行えるようになった。のみならず、月別審査品質点検会議資料、四半期ごとの優秀通知書、協議審査事例、各種の教育資料などを審査官に提供することで審査品質の向上を支援した。このような資料は主に審査官が簡単にアクセスできる審査システム内の審査情報共有掲示板を通じて提供された。

(3) 商品・サービス業の類似性判断協議審査制度の施行

商標審査の際に審査官が類似群体系とは別に個別具体的に商品及びサービス業の類似判断ができるように関連審査基準を改正した。また、専門化・細分化している取引現状などを類似群コード体系が正確に反映するには一定の限界があることから、2011年324個に過ぎなかった類似群コード体系を2013年末690個まで大幅細分化して取引現状に符合する商品・サービス業の類似判断を図った。しかし、類似群コードを細分化

して審査官が個別具体的に商品またはサービス業間の類似判断を行っているにも関わらず、特許審判院などで比較される商品がお互い類似しないという事由で取消差戻される事例が依然として減っていない。

このような問題点を解消するため、出願人が比較対象の商品がお互い類似していないという趣旨で主張したり、審査官の裁量で同じ類似群コードが割り当てられた商品であっても商品の属性、生産者部門、需要者部門など取引現状などを総合的に判断した時に類似しないと判断したり、逆にお互い異なる類似群コードを持つ商品間で類似する標章に同時に使用された場合一般需要者などが出处を誤認・混同する恐れがあると判断した場合、審査官は類似群コードに囚われることなく取引現状などを踏まえて類似性を判断するようにした。

但し、類似性判断の公正性及び客観性を確保するため類似群体系と異なる判断をする場合には事前に商標審査政策課の分類担当事務官と協議審査を行うようにする事前協議審査制度を2013年9月に導入し、2014年には230件余りの商品協議審査を実施した。それによって類似群体系と異なる判断を下した事例が協議件の55%に達している。

今後は審査官との商品協議審査事例を蓄積し、類似群コード体系の調整資料または審査官の商品審査教育資料として活用する予定であり、審査官との協議審査制度が商品審査の品質向上に貢献できるものと期待している。

ハ) 商標・デザイン審査基準などの改正

2014年は商標審査において新しい転機を迎えた年である。20年余りの期間で初めて商標審査基準の全部改正を推進し、商標法の根本目的に符合する審査が行われるよう制度的な基盤を整えた。これを通じて他人の商標を模倣したり、信義誠実の原則に反して出願する商標に対しては拒絶し、一方消費の特性を暗示するなどの良い商標、価値のある商標に対しては積極的に権利を与えられるようにした。同時に、商標見本の補正において要旨変更の要件を緩和し、審査官の職権補正の範囲を拡大するなど出願人の便宜が図れるよう様々な制度を改善した。のみならず、商標・デザインの審査事

務取扱規定を改正して中間書類処理期間を短縮することでより迅速な審査結果の提供を可能にし、指定商品だけに拒絶理由がある場合は追加的な補正機会を与えて出願人が積極的に商標権を確保できるように支援した。商品審査においても審査官が類似群体系とは別に個別具体的に商品及びサービス業の類似判断ができるようにしたこと現実と符合する商品審査を取り計らった。このような幾つかの改善事項は、模倣や不正な目的を持つ商標出願に対しては商標登録を許さず、健全に使用しようとする商標に対しては積極的に権利を付与して公正な商取引秩序の確立を目指している特許庁の意思が盛り込まれていると言える。特許庁は今後このような観点から持続的な制度補完を通じて審査サービスを改善していく計画である。

デザイン審査基準は以下のように全部改正を完了した。第一、構成体系を整備してユーザーの便宜を図った。構成内容を審査手続きによって「適用要件」、「処理手続き」、「判断方法」の順に整備し、主要審・判決例など事例を補完した。また、構成形式では項目区分段階を減らして審査基準がより分かり易いようにした。

第二、デザイン創作性の要件及び判断基準を補完した。容易創作の判断は国内・外の周知形状まで拡大し、もし周知形状に基づいたものであってもデザイン開発及び取引現状を考慮して創作性の認定可否を判断するように補完することで創作者の権利保護を強化した。

第三、関連デザイン出願の要件及び適用基準を新設した。関連デザインの出願時期を基本デザイン出願日から1年以内に制限し、関連デザインに類似したデザインを設定登録状況に関係なくデザイン登録が受けられないように規定した。従前の法令によって出願または登録した基本デザインに対しては改正された法令の施行日から1年以内に関連デザインを出願できるよう措置した。

第四、拡大された先出願の適用要件を緩和した。従来は出願人が同一人であれ他人であれ関係なく先出願の一部と同一・類似する後出願デザインは拒絶理由を通知したが、出願人が同じ場合は拡大された先出願規定を適用しないようにして部分的な改良デザインの保護を可能にした。

第五、複数デザイン登録出願の審査基準を新設した。複数デザイン出願は審査または一部審査対象物品に関係なく同じ物品類に限って100個まで同時出願が可能になった。そして、一部デザインに拒絶理由がある場合該当デザインに対してのみ拒絶理由が通知できるようにすることで国際条約との調和を図るとともに出願人の便宜を図った。

第六、産業デザインの国際分類である「ロカルノ分類」を導入してデザイン物品の区分を整備し、一部審査対象物品を第2類(衣類及びファッション雑貨用品)、第5類(繊維製品、人造及び天然シート織物類)、第19類(文房具、事務用品、美術材料、教材)として定めた。物品類は出願書の必須記載事項であり、誤記載に対しては拒絶理由を通知させた。

第七、ハーグ協定による国際デザイン登録出願の図面に書かなければならない事項、出願の補正、審査の保留、出願の分割など国際デザイン登録出願の形式及び手続きに対する特例基準を設けると同時に、新規性喪失例外主張の時期、優先権主張の時期など法定期間適用の特例基準を設けた。

第八、デザイン図面の提出方式を一元化することで図面の提出要件を明確に規定し、物品の材質未記載に対する画一的な審査の止揚、再審査請求の認定範囲拡大など不合理な審査慣行を改善した。

＜表Ⅱ－1－23＞商標・デザイン分野における審査実務関連教育の実施状況

区分	局独自	研修院	特許審判院
対象別教育	新規転入審査官オーダーメイド型教育*	新規・中堅審査官課程(2つの課程)	-
分野別教育		法令及び事例の研究課程(13の課程)	-
職務高級専門教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令教育(2つ)

			の課程)
--	--	--	------

*教育実績：新規転入審査官オーダーメイド型教育(商標：2回15人、デザイン：3回12人)

ロ．商標・デザイン審査支援

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンベク
 デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・セギョン

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似したり、関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ロ) マドリッド国際商標登録出願の指定商品翻訳分類事業

特許庁はマドリッド議定書の施行を受けて、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品进行分类して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ)商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標として出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は審査官の業務負担軽減、審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のため、先行デザインの検索及び分析業務を外部専門調査機関に依頼するものであり、2008年から導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第59条第1項、「特許庁長はデザイン登録出願を審査する際に必要と認められた場合、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ)デザイン物品分類事業

特許庁は審査官の効果的な先行デザイン検索のため、用途と機能によって固有の韓国物品分類基準を定立して出願デザインの物品分類記号別に審査DBに搭載しており、2009年から外部専門機関による委託事業を推進している。2014年7月ハーグ協定加盟によってロカルノ国際分類¹³のサブクラス情報を付与する作業も併行することで、審査官の先行デザイン検索に貢献している。

へ) 公知デザイン審査資料整備事業

公知デザイン審査資料整備事業は刊行物、インターネット公知デザイン及び海外デザイン公報などを収集及び整備することであり、国際的な審査流れに対応するとともに高品質の審査サービスを提供するために外部専門機関に事業を委託している。特に、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで構築し、2004年からはインターネット公知デザインを追加的に収集・整備している。

ト) 国際デザイン審査基盤作り事業

産業デザインの国際登録に関するハーグ協定加盟によって2014年7月から韓国特許庁を通じた国際出願及び大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願制度が導入された。それによって指定官庁としての国際デザイン登録出願に対する審査を支援するため、外国語出願書の翻訳及び英文指定物品に対する分類コード付与などを外部専門機関に依頼することで審査効率性を高めている。

2) 推進内容及び成果

¹³ 正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2013年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など53カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などハーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に民間企業である「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

＜表Ⅱ－1－24＞ 商標調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2010	2011	2012	2013	2014
アウトソーシング件数	36,469	36,018	39,771	50,010	62,896
執行額	1,371	1,394	1,584	2,142	3,220

毎年調査員を対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上方法を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的を実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入して調査分析事業の効果向上を図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象に入れ、審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備過程を経て、2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門調査員制度を導入した。また、経歴審査官と調査員を1：1でマッチングして調査分析件毎に確認・指導し、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従前15%から最高70%に引上げるなど事業効率を画期的に高めた。更に、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために既存の告示を大幅見直して「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。同時に、品

質による事業管理をより強化するため審査官の主観的・形式的な既存の品質点数算出方法を改善して審査官の件別品質点数(40%)、定性的能力評価(20%)及び審査品質課の評価点数(40%)を総合して算出した総合品質点数体系を構築した。それによって専門機関間の事業物量振り分けにおいて客観性・透明性を図るとともに、評価結果が専門機関事業物量と調査員の個人成果につながるなど品質管理を一層強化している。

ロ)マドリッド国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の国文翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させて複数競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮に貢献している。

<表Ⅱ-1-25>マドリッド国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2010	2011	2012	2013	2014
英文指定商品の翻訳	アウトソーシング件数	12,342	12,572	11,983	13,015	13,089
	執行額	327	411	402	439	441
英文指定商品の分類	アウトソーシング件数	75,341	88,004	83,881	91,105	90,218
	執行額	67	79	78	86	85

ハ)指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務高級教育、セミナー、分類品質点検会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有すると同時に、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように多角的な努力を傾けてきた。

＜表Ⅱ－1－26＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2010	2011	2012	2013	2014
指定商品分類	アウトソーシング件数	270,000	375,986	583,815	472,611	261,162
	執行額	215	301	485	395	217
図形商標分類	アウトソーシング件数	43,000	44,133	49,432	48,606	51,018
	執行額	245	256	295	292	306

ニ)デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「株WIPS」をデザイン調査専門機関として指定し、デザイン調査分析事業を運営している。

一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関とのアウトソーシング契約を通じて年間事業量を配分する方法で事業を進めている。

＜表Ⅱ－1－27＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014
アウトソーシング	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980	23,868
執行額	632	735	593	959	1,448	1,881

*2013年度のアウトソーシング件数はFA(First Action)処理基準

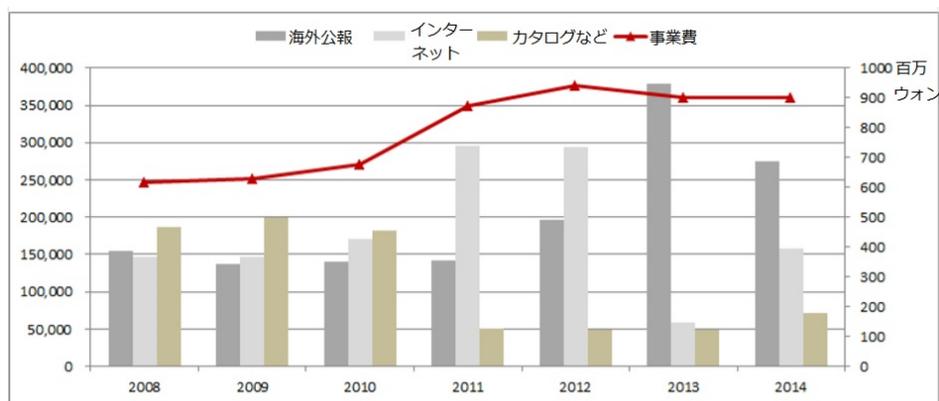
同事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザ

イン保護法に関する教育と審査官・調査員間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じて調査員の業務能力を高めた。2014年10月には「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定し、専門機関別の事業物量振り分けのための総合品質点数体系を構築した。総合品質点数は審査官の件別品質点数(40%)、定性的な能力評価(20%)及び審査品質とのサンプリング検収(40%)を算出した点数であり、これによって専門機関間の事業物量の振り分けにおける客観性・透明性を図っている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供してもらうことになっているキャラクター関連のデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

<図Ⅱ-1-3> 公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定への加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2014年1月から第10版が施行されている。ロカルノ分類は行政的な性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応してロカルノ分類体系に転換し、ハーグ協定に加盟するためである。第二、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追求に適しているためである。第三、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らすとともに分類の一貫性及び正確性を確保するため、全体出願件数の約70%水準を外部デザイン専門調査機関に依頼している。

3) 評価及び発展方向

イ) 商標調査分析事業

毎年増加している出願件数に対応して処理期間を短縮するためには審査人材の増員が必要であるが、審査人材の増員には限界があるため、2013年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を2017年まで50%まで拡大することで、審査処理期間の短縮に大きく役立つよう運営する計画である。同時に、調査品質を高めるための調査員能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

ロ) マドリッド国際商標登録出願指定商品の翻訳分類事業

マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで、審査品質を高めるという目的を達成するため、審査官が要求するレベルの翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための様々な努力を傾けることで、誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

ハ) 指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、調査機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ) デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材を確保することと審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、具体的なデザイン審査マニュアルを作成して専門調査機関に提供してより体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理に

も万全を期している。

2014年審査処理期間は6.5カ月であったが、2015年度には5.0カ月という目標を達成するためアウトソーシング規模を2014年23,868件から2015年28,539件(FA基準)に拡大する計画である。特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画であり、調査分析品質を高めるための調査員能力強化プログラムの改善と総合品質点数に基づいた事業物量振り分けなど品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

ホ) デザイン物品分類事業

同事業の目的はデザイン審査官が使用する検索システム上で旧韓国分類及びロカルノ国際分類による分類を通じて効率的な検索が可能になるように支援することである。2014年度には全体出願の72.7%を外部に依頼したが、2015年には84.5%を外部に依頼して分類の一貫性を高める計画である。また、旧韓国分類とロカルノ分類の整合マッピングのための物品分類研究会などの活動を強化する計画である。

ヘ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

同事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、速やかに特許庁の審査官に提供することである。したがって、2014年度の事業はデザイン出願の推移を考慮して物品別審査資料の収集量を決めた後に毎月納品させたが、納品データの検取搭載率は99.7%であることが分かった。2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させるとともに、持続的な重複データ除去作業を通じて公知デザインDBの健全性維持に取り組んでいる。デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

＜表Ⅱ－1－28＞2014年デザイン審査資料の保有状況

(2014. 4. 2現在)

区分		数量	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1, 281, 068	1960～	
	実用新案公報	473, 941	1999～	月2回
海外	日本公報	1, 337, 434	1999～	週1回
	中国公報	108, 862	2012～	月2回
	WIPO公報	163, 295	1998～	週1回
	OHIM公報	678, 426	2003～	週4回
	米国公報	267, 068	2002～	週1回
	ドイツ公報	262, 346	2006～	週1回
	過去の外国公報	676, 892	～1999	
その他	公知デザイン(カタログ、インターネット)	4, 336, 860	1980～	常時
	画像デザイン	167, 961	2003～	常時
	字体	31, 416	2004～	常時
	平面デザイン	217, 493	2012	単年
計		10, 003, 062		

ト)国際デザイン審査基盤構築事業

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIPOにロカルノ協定加盟書を寄託し、3ヶ月後の2011年4月17日付で協定が発効した。それを受け、デザイン物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。2014年4月1日にはハーグ協定に加盟し、2014年7月1日からはデザイン国際出願制度を運営している。

2015年度に米国と日本がハーグ協定に加盟することが予想されていることから、大

韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願書に対する審査が本格化すると見られる。

4. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ヤン・ムンジュ

1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は属地主義に基づいて審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくないためであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4カ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国のTM4正式加盟によりTM5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的

に登場した。韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催を成功させるなどTM5活動に積極的に参加している。

同時に商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会合も開催した。専門家会合を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会合の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、2014年度韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」を積極的に推進するとともに、新規事業を発掘することで韓国特許庁主導事業の範囲を拡大して韓国が特許と商標分野において名実ともに知的財産分野G5になったことを対内外に知らせる計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協議を通じてTM5で議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り及び商標ブローカーによる被害問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など定例化された二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。

ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 チョン・ホボム

施設事務官 キム・ジフン

1) デザイン法条約 (Design Law Treaty、DLT)

イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会 (The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」で世界各国の相異なるデザイン法制を統一するために議論の必要性が初めて提起された後、2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査、分析、そしてそれに対する協議を経て条約案を取りまとめ、2010年から議論を続けている。

この条約案は今後世界各国のデザイン保護法制に影響を与えると予想されるため、韓国は同条約案に対する議論に積極的かつ体系的に対応している。

ロ) 推進内容及び成果

WIPO事務局はこの会議文書で産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入しようとするもので、商標法条約 (Trademark Law Treaty)、特許法条約 (Patent Law Treaty) などと類似していると説明している。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されている、若しく

は改正中である。特に、2014年7月1日から施行中であるデザイン保護法には出願日に影響を与える重大な瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するという趣旨の出願日認定要件の条項が反映されている。

但し、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、新規性喪失の例外、実施圏、名前・住所の変更などの条項は出願手続きにおける便宜を図るために国内法の改正が求められている。

ハ) 今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は外交会議の開始推進と途上国への支援問題などに対して先進国と途上国の間で異見があるため、議論を続けるかどうかは現在不透明な状況である。特に、2014年第32回常設委員会ではアフリカグループを中心とする途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザインの場合はそれに対する出處、情報などを出願書に記載して事前使用許諾を得るように定めようという新しい主張を打ち出し、個別条文に関する議論が熟したのでこれからは外交会議の開催に関する議論に集中すべきと主張する先進国側と対立した。このような先進国と途上国間の対立は今後も続く見込みであるが、このような一連の努力がデザイン分野において国際規範を形成する上で意味のある過程であるだけに協議過程に積極的に参加する計画である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ヤン・インス

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその効力範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が必要であるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する「決定系審判」(請求人だけが存在)と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構図を取る「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

2013年以後審判請求件数は一時的に減少傾向となっているが、これは審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入によるものと見られる。しかし、知的財産権をめぐる紛争が激化しているため、特許審判を通じて紛争の解決を図ろうとする需要は続くものと見られる。

<表Ⅱ-1-29>最近5年間審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2010	2011	2012	2013	2014
審判請求 件数 (増加率)	特許	9,829	10,137	10,441	8,447	7,586
	実用新案	(△13.7%)	(3.1%)	(3.0%)	(△19.1%)	(△10.2%)
	商標	4,043	4,293	4,306	4,567	4,395
	デザイン	(△3.6%)	(6.2%)	(0.3%)	(6.1%)	(3.8%)
	合計	13,872	14,430	14,747	13,014	11,981

		(△11.0%)	(4.0%)	(2.2%)	(△11.8%)	(△7.9%)
--	--	----------	--------	--------	----------	---------

また、サムスンとアップル間の特許紛争(2011.4)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011.6)、ポスコー新日鉄間の特許紛争(2013.4)、SK-Celgard間の2次電池特許紛争(2013.7)など韓国グローバル企業を相手にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU及び韓-米FTAの発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の通関保留措置が強化された上に、医薬品許可-特許の連携制度が施行(2015.3)されたことで知財権の紛争は今後も増えるものと見られ、国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた最近急激な右肩上がりの傾向にある。

<表Ⅱ-1-30>知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2009	2010	2011	2012	2013
侵害1審	129	184	418	1,371	1,681
侵害2審	41	54	47	56	100
最高裁判所	14	14	15	9	17

* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)

一方、IP5主要国は知財権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間を2012年16カ月から2013年12カ月に4カ月短縮したことで審判の競争力を確保しており、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加する特許紛争事件を処理するため持続的に審判官の増員を推進している。

従来、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所がそれを判断することはできないという立場を堅持してきたが、最近是一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例(最高裁判所全合2012.1.19.宣告、2010ハ95390)も登場している。したがって、特許紛争中である特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が大きく遅延する場合、侵害訴訟裁判所が審判の結果を待たずに判決するように

なったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させ、企業の競争力はもちろん国家競争力まで低下させる結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手とお互い争う事件)の審判処理期間を2015年末6ヶ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行している。2014年度には審判の迅速な処理を通じて特許紛争の解決に関する先導的な役割を強化するため、審判処理期間を8.0ヶ月に設定し、審判処理実績の超過達成などの自助努力を通じて審判処理期間目標を達成した。対内外の厳しい審判環境の中でも審判処理期間を短縮して特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供することができたことなどは肯定的に評価できる内容である。

しかし、一般民事裁判所における仮処分事件の平均処理期間が3～5ヶ月以内であることを考えると、審判処理期間をより短縮する必要がある。また、審判官1人当たり審決件数の場合は主要国に比べて多少高い水準(1人当たり特実分野の審決件数(2013年):ヨーロッパ(13件)、日本(43件)、韓国(79件))であり、口述審理もまた拡大施行(2007年161件→2014年633件)したことで審判官の負担が益々増加していることを考慮すると、まず審判官の増員を持続的に推進し、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要があると言える。

<表Ⅱ-1-31> 審判官の定員と審判処理期間

区分		2010	2011	2012	2013	2014
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	65	65	66
	商標・デザイン	23	23	23	23	24

	合計	88	88	88	88	90
審判処理期間(ヶ月)		9.9	9.5	9.0	8.5	7.9

*2013年主要国の特許・実用新案の審判処理期間(決定系/当事者系)：日本12月/6月、
米国26月/18月

一方、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服しようとする場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果で特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許裁判所はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服しようとする者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

特許審判院の審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2013年15.3%から2014年14.5%に0.8%p減少したが、特許裁判所で審決が取り消される比率は2014年25.4%で2013年20.9%より4.5%p増加した。従って、特許裁判所で審決が取り消される事件に対して類型別、争点別に原因を分析して審判時の留意事項及び改善事項を確認して審理に活用するなど審判品質の管理を強化する必要がある。

特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2014年38.6%で2013年に比べて3.8%p減少し、特許裁判所の判決を破棄した比率は2014年7.0%であり、これは最近5年破棄率の中で最も低い数値である。

2. 審判品質の向上

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルゾン
行政事務官 チョ・ゾンホ

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵として浮上りつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、審判処理期間の短縮とともに審判品質を高めるための審判制度の改善及び審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

特に2010年以降は審判処理期間の安定的な維持を基に政策パラダイムを処理期間から審判品質の向上に変え、審判品質関連の評価及び補償システムの運営、審判インフラの拡充、審判官の専門性強化などに大きな努力を傾けた。また、審判品質を持続的に高めるため審判院の中・長期ロードマップを整え、核心課題を発掘した。

ロ．推進内容及び成果

1) 審判品質を高めるための評価及びフィードバックシステムの運営

イ) 審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標・デザイン/機械/化学/電気通信の4つの分野で構成され、委員長は該当分野の首席審判長、評価委員は該当分野の2人、他分野2人の首席または選任審判官で構成されるが、該当分野の評価委員のうち1人は審査課長として指定して四半期ごとに開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が「確定」された事件のみを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を「宣告」した事件まで評価対象とすることで、取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、2009年からは審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設し、分野別に品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を高めた。

また、四半期毎に分野別の優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、分野別の審判官評価団が優秀審決文選

定委員会に上程する最終候補を選定する。優秀審判文選定委員会はこれらのうち商標・デザイン分野及び特許・実用新案分野の優秀審決文を其々選定し、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上にも活用した。

ロ) 優秀判例評釈の公募

特許審判院は裁判所の知的財産権関連の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として特許庁職員を対象に実施していた優秀判例評釈の公募を2012年からは外部までその対象を拡大した。2007年初めて施行されて以来2013年まで提出された判例評釈の累計件数は計195件であり、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から48件を優秀判例評釈として最終選定した。選定された優秀判例評釈に対しては特許庁ホームページなどに掲載、発表会の開催、「優秀判例評釈集」の発刊を通じて庁内外で知識として共有されている。

<表Ⅱ-1-32> 201年判例評釈公募の結果

等級	受賞者	所属	分野	評釈テーマ
最優秀 (1件)	キム・ビョンピル	ワナビート特許 法律事務所	特許	請求範囲の解釈において発明の詳細説明の「参酌解釈」と「制限解釈」
優秀 (2件)	イ・チョルスン	複合デザイン 審査チーム	商標	英文とハングル(音訳)で構成された商標の一部使用時における商標使用の認定可否
	ク・ジャグアン	審判3部	商標	英文とハングル(音訳)で構成された商標の一部使用時における商標使用の認定可否
奨励 (3件)	オ・チャンソク	医療技術審査 チーム	特許	数値限定発明の新規性及び進歩性の判断基準
	パク・セウン	漢陽大法学課	商標	商標不使用取消審判における登録商標の使用関連
	ユ・インホク	中央大ロース クール	特許	職務発明補償請求権の法的性質

ハ) 裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加するよう裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所に15人、最高裁判所に6人、ソウル中央地方裁判所に2人を派遣している。特許審判院はこの裁判所勤務者が特許庁に復帰した後、裁判所で取り扱った事件の争点及び解決過程におけるノウハウを審査官・審判官と共有できるように「裁判所勤務結果発表会」を開催しており、発表の後に評価委員の評価を通じて優秀発表者を選定・褒賞している。今後も裁判所勤務経験者の裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種教育、研究会、セミナーを行う際は彼らを積極的に参加させ、彼らの経験が発展的に共有・討議できるようにする方針である。

＜表Ⅱ－1－33＞2014年裁判所勤務者発表会の結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
最優秀	複数主体によって実施される発明の権利範囲確認審判の判断基準	特許裁判所	リュ・ドンヒョン
優秀	2013 ホ 3418 事件からみた無権利者出願の成立要件	特許裁判所	ペク・ヨンラン
優秀	事実的な観点からの同一性判断に関する考察	最高裁判所	チェ・ギヒョク

2) 審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

イ) 審判官等級制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官が優遇されるようにするため、2009年11月に審判官等急制を導入した。この制度は審判官を審判官、選任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。選任審判官は審判経歴が2年以上でなければならない、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は選任審判官の中から審判実績及び優れた知識を持つ者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者

の中から選任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。

ロ) 審決文読会の実施

特許審判院は審決文品質向上の一環として経歴審判官の審判処理ノウハウを共有・学習するために審決文読会を実施してきたが、2013年からは審判官が自律的に審決文読会を実施している。発表する該当審判官が審決文全般に対する十分な事前検討及び発表を行うと、特許審判院長を始め各分野の審判長が積極的に参加して審決文の形式及び体系、作成時の留意事項、審決文の法理適用などに関して助言を惜しまなかった。

ハ) 『最高裁判所判例分析集』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2014年12月に発刊された『最高裁判所特許判例分析集』は2011年から2013年まで最高裁判所で本案判断した特許実用新案153件を対象に5ヶ月(2014.6~2014.11)にわたって行われた最高裁判所特許判例分析T/Fの研究結果物であり、各事件毎に審判段階から特許裁判所及び最高裁判所に至る事件の履歴を順次に整理し、事件の経緯及び主要争点を比較して把握しやすく構成した。この分析集が発刊されてから特許庁のみならず関係機関及び弁理業界からも多くの関心や問合せが寄せられている。

同時に、審査・審判に活用するために毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

3) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を追加した。教育は指導審判官との1:1マッチングを通じて教育対象の審判事件を選定した後、合議要旨書の作成及び審決文作成補助を中心に行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させる。本教育は年1回運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

ロ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく毎月1回以上(半期8回)各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営している。学習実行の後は審判情報共有フォルダーである「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用することで活動を活性化した。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を実施している。

ハ. 評価及び発展方向

2010年以降は審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したものと評価される。

一方、最近5年間の審決取消率は平均22.6%と安定的な減少傾向にあり、これは2010年以後持続的に推進してきた審判品質強化活動によって特許審判院の審決正確度が

高まったものを見ることができる。

＜表Ⅱ－1－34＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014
審決取消率(%)	21.3	22.6	22.8	20.9	25.4
提訴率(%)	15.7	17.3	16.5	15.3	14.5

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営方式を改善して審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また、審判処理加点を現状に適したものにすることで審判品質向上活動を強化するなど審判品質の向上に向けてより実質的な対策を講じて積極的に取り組んでいく予定である。

同時に、審判能力を強化するため、新規審判官教育を審決文作成方法及びミスしやすい部分などに集中させることで審決文の品質を高めた。また、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化した。そして、毎年実施する判例評釈の応募資格を既存の庁内職員、弁理士、ロースクール学生から弁護士まで拡大すると同時に、判例評釈のプレゼンスを高めつつ参加を誘導するために褒賞金等を他機関のコンテスト水準まで引き上げ、重要な審判事件に対しては特許審判院長を審判長とする5人合議体の審理を拡大して審判品質の向上に貢献する予定である。

3. 遠隔映像口述審理システムの開通など口述審理の拡大・充実化

特許審判院 審判政策課 書記官 キム・シンヨン

イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理と

は審判の両当事者が審判廷に出席し、3人(審判長、主審、副審)の審判官合議体の前で口述攻防をすることで争点を早期に整理する審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

また、遠距離に居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を解消するため「遠隔映像口述審理システム」を導入して大田審判廷とソウル審判廷間で遠隔でも口述審理を可能にした。

ロ. 推進内容及び成果

1) 口述審理の基盤作り及び口述審理充実化の施行

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室(大田4、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。審判当事者が口述審理過程で不便なところはなかったのか、四半期毎に口述審理満足度を調査するアンケートを実施し、その結果として出た顧客の意見を反映し、2013年審判廷の天井型冷房機の設置、審判事件技術説明会場の拡張など顧客にやさしい審判環境を大幅整備した。2014年には遠距離居住の審判当事者のための遠隔映像口述審理システムを開通するなどのような持続的な環境改善で口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったものが2014年633件まで大幅に拡大された。

＜図Ⅱ－1－4＞当事者系口述審理が行われる審判廷



2) 遠隔映像口述審理システムの開通

2013年に多数を占める首都圏（ソウル85.3%、京畿3.5%）居住の審判当事者（代理人を含む）が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生する時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため「遠隔映像口述審理システム」の導入を推進した。その結果2014年4月にICT技術を活用して特許審判院と特許庁ソウル事務所（ソウル駅三洞）に映像審判廷を設置して大田とソウル間で遠隔口述審理が可能になった。口述審理遠隔映像システムは映像を通じた証拠物の確認や商標分野を対象に3か月の試験運営期間を通じて事前に問題点及び不備な点を把握、それを補完した後システム安定化期間を経た。2014年下半年からはデザイン分野のみならず、特許・実用新案分野の審判事件まで拡大した結果、2014年12月末現在105件の映像口述審理が実施された。

＜図Ⅱ－1－5＞特許審判院の遠隔映像口述審理システム



3) 口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

特許審判院のホームページにある口述審理公開傍聴予約システムを通じて審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。

4) 口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判当事者及び審判官のために口述審理進行手続き及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を制作し、2014年4月に新たに開通した遠隔映像口述審理システムに関する内容を追加して改訂・配布した。同時に、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスが簡単に理解できるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

特許裁判所は特許審判院での口述審理が技術争点に対して議論された内容を正確に把握できるという点で肯定的な評価している。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。そして、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっているだけでなく、事実上第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2014年71.62%へと徐々に増加し、審判サービスに対する総合満足度もまた2008年71.79%から2014年74.90%へと増加するなど口述審理が顧客の信頼を高めると同時に審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後も特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなど顧客の不便を最小化する一方、口述審理前に当事者に尋問する事項を予め通知する争点尋問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げると同時にそのための制度改善努力を持続的に推進する計画である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

世界的に知的財産権の重要性が浮き彫りになり、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査業務の品質向上に向けた審査政策の推進が求められるようになった。そこで、特許庁は審査業務の品質を高めるため、審査官の審査結果に対する品質を測定する審査評価制度を運営している。

審査評価制度を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査指針に基づいて正しく行われているのかをモニタリングして審査ミスを防止し、審査過程において補完が必要な事項を探し出し、改善することで顧客に高品質の審査サービスを提供している。

審査評価を通じた品質管理の他にも統計的な審査品質管理、ISO9001品質経営システムの導入など審査品質管理のための多角的な努力を傾ける一方、知的財産権分野の主要国特許庁(IP5、TM5)と国際協力事業を推進するなど、世界最高水準の審査品質の確保に向けて取り組んでいる。

2. 審査評価制度の運営

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度の目的は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国

際調査、国際予備審査業務に対する独自の評価を通じて審査ミスを防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することである。

1984年から始まった審査評価制度を更に発展させるため2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官室(現在の審査品質担当官室)を新設した。審査評価制度による審査評価は審査品質担当官室所属の評価官によって行われ、2014年12月末現在評価官は特許(PCTを含む)・実用新案分野12人及び商標・デザイン分野4人、計16人の審査官で構成されている。

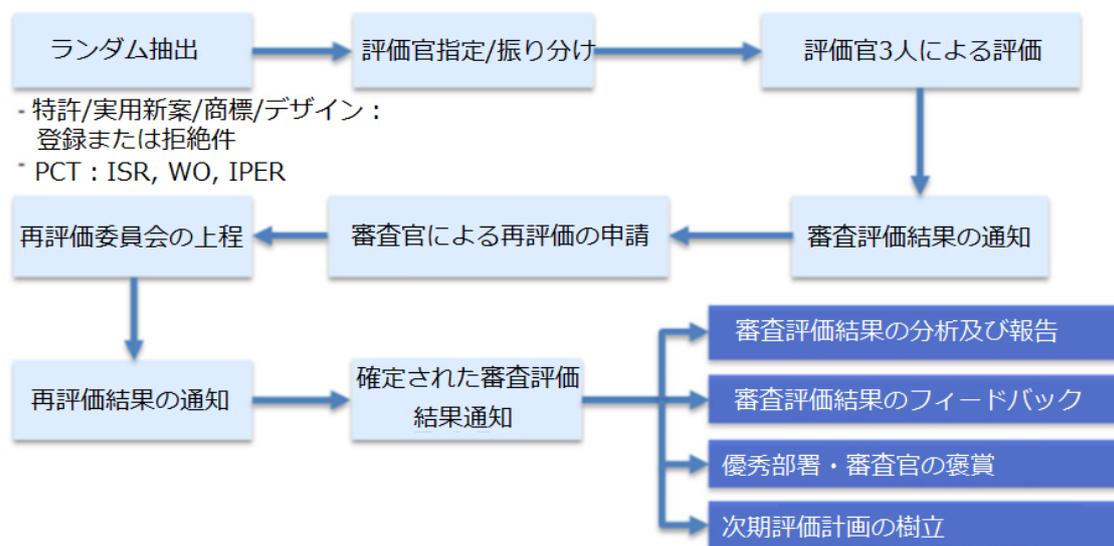
ロ. 推進内容及び成果

1) 審査評価

審査評価は審査品質担当官室の審査評価官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計16名)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価指針に基づいて評価が行われる。公正かつ透明な審査評価のために全評価過程において全評価過程において審査官関連情報が分からない状態で評価が行われるブラインド評価システムを運営している。

審査評価の結果は審査品質指数(TEQ)に換算されて審査部署の組織成果に反映され、優秀審査官の褒賞及び審査官昇級などの基準にも反映され、審査官の成果評価と昇級要件に直・間接的に影響を与えている。

＜図Ⅱ－1－6＞ 審査品質担当官室の業務流れ図



イ) 審査評価官による審査評価

特許・実用新案の場合は半期別に単独審査官3件、共同審査官2件、商標・デザインの場合は半期別に単特審査官20件、共同審査官9件を其々サンプリングし、審査品質と直接関連のある特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断とともに審査プロセス全般にわたる適正性に対して評価している。サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算システムを通じてランダムサンプリングする。

また、PCT分野は当該半期内に作成された国際調査報告書及び国際予備審査報告書を評価対象にしており、国際特許出願審査チーム(PCT専担チーム)は審査官1人当たり12件、一般審査課は1課当たり15件をサンプリングして、PCT国際調査及び国際予備審査の報告書に対して特許要件などの実体的要件と報告書作成要件などの形式的要件に対する評価を行った。

2014年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は608人の審査官を対象に1,696件を、商標・デザインの場合は122人の審査官を対象に2,145件を、PCT分野は763件を評価した。また、2014年度下半期の評価は特許・実用新案の場合590人の審査官を対象に1,647件を、商標・デザインの場合は115人の審査官を対象に2,220件を、PCT分野は756件

を評価した。

ロ)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査終了した件に対して評価を行う方式で、特許・実用新案分野の場合は審査官1人当たり半期別2件をサンプリングし、商標・デザイン分野の場合は審査官1人当たり半期別6件をサンプリングして評価を進めた。

サンプリング方法は当該半期に審査官が審査完了した件の中から登録及び拒絶した件を一定比率に分けて電算システムを通じてランダムでサンプリングする。

2014年度には上半期に特許・実用新案分野の場合は608人の審査官を対象に1,130件、商標・デザイン分野の場合は122人の審査官を対象に698件を評価した。2014年度下半期の評価では特許・実用新案分野の場合590人の審査官を対象に1,106件を評価し、商標・デザイン分野の場合は115人の審査官を対象に678件を評価した。

2)特許・実用新案の観点別等級指針の整備

2012年下半期から導入された評価観点別等級基準表の実効性向上の一環として特許・実用新案分野の観点別等級基準の細部等級指針を設けた。従来適用されていた観点別等級付与基準は不適合事項のない「適合」件の一部事例だけを反映しているため、特異事案に対しては評価官の等級付与が一致しない可能性が存在した。そのような問題を解決するため、過去の審査評価結果を基に等級付与事例を収集し、それをチェックリストの形で整備することで同じ評価件に対しては評価官が違っても同じ等級が付与されるようにした。

また、全体評価件の90%以上を占める「適合」等級の評価件を観点別の評価等級によって上・中・下に細部区分することで、不適合件とは分類できないものの望ましくない審査形態が含まれた「適合下」付与件に対してより集中的な審査管理が行われるようにした。

3) 自主修正の評価件に対する成果評価反映方法の変更

審査部署の審査品質管理努力を成果評価に反映するため、審査評価の結果を審査品質指数(TEQ)に換算して審査部署の組織成果指標に反映している。2014年度上半期までは審査評価の結果が不適合と判定されたもの全てに対して審査品質指数(TEQ)換算の際に減点事項として反映したが、2014年度下半期からは審査評価結果の成果評価反映方式を変更して審査官が審査過程で自ら発見した不適合事項に対して一定の措置を取った場合は該当件が審査評価に不適合件と指摘されたとしても審査品質指数(TEQ)には反映しない。

これを通じて不適合予想件に対して審査官の自発的な修正措置努力を通じて最終決定の正確度を高め、審査処理決裁過程に全数件に対して審査課長及びパート長の品質管理の強化を誘導するとともに、審査品質担当官室通知対象件を選定する過程で審査部署内の討論などによって審査官間で審査ノウハウが共有されるなどの肯定的な効果を得ている。

4) 審査評価結果に対する異議申出制度の改善

既存の異議申し出制度は部署間の対立構図を招くように設計されていたため組織の雰囲気を考えると相応しくない側面があり、複数の合議体が審議することによって結論の一貫性が落ちる恐れがあり、異議決定の結論を審査基準などの制度改善にフィードバックする上で限界があった。

従って、異議申出を再評価の概念に変更し、新規性・進歩性の判断などのように技術的な理解が必要な再評価件に対しては該当技術分野を専門とする委員で構成される専門委員会に処理させることで技術的に専門的な再評価が行われるように取り図った。但し、専門知識を要しない再評価申請件に対しては一つの統合委員会に処理させることで合議体間で結論が不一致する問題を解決し、再評価結果の一貫性を高めた。

5) 着手評価及び統計的な品質管理の推進

審査が終わった処理件を対象に品質を測定する定期評価の他にも審査が始まった着手処理件に対する品質を測定する着手評価を毎月行っている。着手評価はリアルタイムで審査品質の動向を把握するとともに不適合事項を審査終結前に予防及び修正することが主な目的で、2012年から本格的に実施している。毎月着手件の1~2%をサンプリングして審査評価指針に基づいて評価を行っている。

毎月審査着手件に対する評価結果とともに毎月審査着手件数、着手登録率、登録率、先行文献添付率、拒絶決定不服審判請求率などの変化の推移を総合的に分析しすることでリアルタイムで審査品質の動向を把握し、審査評価件に対する不適合発生件数の比率である再検討率が一定水準以上に増加する場合は不適合の増加原因を分析して対策を講じることで審査品質を早期に安定させるよう誘導している。

着手評価の結果は審査部署に毎月フィードバックすることで再検討が必要な評価結果の事後措置を誘導するとともに、審査部署では類似する不適合事例が繰り返し発生しないよう部署別に予防教育を行うことで予測可能で安定的な品質管理を目指して運営している。

また、審査評価と連携した品質支援のために四半期毎に審査官の個人別全数処理件に対する無効率、取消差戻率、登録率などをIPC別に比較・分析して審査部署にフィードバックするなど審査品質の管理領域を多様化している。

ハ. 評価及び発展方向

評価官数が少ないのに比べて評価件数が多く、特に特許・実用新案分野は膨大な範囲の技術分野に対して審査評価を行っているため限界があるものの、審査評価制度は着手評価を通じて着手の充実性に対するモニタリングを行って審査品質をリアルタイムで測定し、定期評価を通じて審査着手から最終決定に至るまでの審査の全過程に対する審査品質を測定することで、審査品質管理のための基礎データを提供し、審査品

質政策の方向を提示する上で重要な役割を果たしている。

一方、現在の審査評価制度は発送が完了した審査終結件に対して審査評価を実施しているため審査エラー件に対してエラー修正が困難であり、評価周期を半期別に運営しているためリアルタイムで改善が必要な事項を発掘して審査部署にフィードバックすることが不可能であるという運営上の限界が指摘されてきた。そこで2015年下半期からは登録・拒絶決定書が発送される前に評価対象件を抽出してリアルタイム審査評価を実施することで審査品質のリアルタイム測定及び修正機能の集中強化という方向に評価制度を改善する計画である。

3. 審査品質向上のためのISO9001認証及び審査能力開発支援

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上したことで知的財産権の出願が急増しており、審査品質の重要性もより強調されている。主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた審査品質の向上及び業務軽減を目的としてPPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を拡大している。

グローバル水準の審査品質を確保しつつ知的財産権分野で国際的な協力関係を維持するためには審査品質を高めるための地道な努力とともに韓国特許庁の審査品質管理プロセスが国際標準に基づいて行われていることを対外的に認められることで国際的な信頼度を高める必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

1) ISO 9001品質経営システムの導入及び認証

IP5特許庁間の協力関係及びUAE特許庁への審査官派遣など韓国特許庁の国際的な協力活動が増大しているとともに、最近米国特許商標庁(USPTO)とヨーロッパ特許庁(EPO)など世界の主要特許庁がISO 9001品質経営システムを導入するなど、審査品質管理システムの高度化基盤を構築して対外的な信頼性を高めることが求められている。このような背景の下で審査品質管理プロセスに対するISO 9001品質経営システムの導入及び認証を推進した。

ISO 9001品質経営システムと特許庁業務を連携する作業を行い、韓国特許庁の特許、実用新案、商標、デザイン出願に対する審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する審査品質管理プロセスがISO 9001標準に符合するかを確認し、外部期間の文書審査及び現場審査を通じて2014年12月にISO 9001認証を獲得した。

2) 審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会及びその他説明会

審査品質管理のための基礎単位である審査パートを対象とする審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パート別の審査品質分析及び審査官 - 評価官間の対話を通じて審査品質の効率的な管理、審査能力強化に向けた支援などを目的として2011年に初めて施行された。審査パート別オーダーメイド型説明会を通じてパート別審査能力に対する長・短所を比較・分析してパート別状況に適した審査能力強化方策を提示することでパート別審査品質管理業務を支援している。

また、PCT外部調査事業の納品報告書品質を高めるため、外部調査機関の調査員に対するオーダーメイド型説明会を運営している。調査機関説明会では機関別の強み・弱点の分析を通じて調査員のPCT審査能力が高められるよう、PCT分野の審査評価基準、国際調査報告書及び見解書の品質を高めるための主な点検事項、不適合類型別の事例及び調査機関別の評価結果を提供した。

その他にも研修院が提供する新規審査官課程、中堅審査官課程、審査事例課程、PC T課程など審査能力を高めるための職務教育過程において審査品質管理と関連する教

育を実施している。

3) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援するため、2014年度からは全体審査官の個人別登録率、無効率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査登録率、引用文献添付率などに対する統計指標を提供している。

審査品質関連統計指標の提供を通じて審査件全数に対する統計的な管理を可能にすることで審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援している。

4) 知識共有及びQ&A活動

内部共有サイト(KOASIS)に審査評価指針とともに半期別不適合事例及び優秀事例を類型別に分類して周期的に掲載する一方、審査評価と関連する質疑応答欄を常時運営して審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針、事例及び疑問などを確認して解決できるように支援している。

ハ. 評価及び発展方向

ISO 9001品質経営システムの導入及び認証を通じて韓国特許庁の審査品質管理業務プロセスが国際標準に符合するかどうかを確認することで、対内的には審査品質管理システムの高度化基盤を強化し、対外的には韓国特許庁の特許審査行政の国際的な信頼度を高めるきっかけとなった。

オーダーメイド型説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、知識を共有するための内部共有サイトの活用など様々な活動を通じて、審査評価結果の単純フィードバックを通じた自発的な改善努力だけを期待するのではなく、体系的な品質管理手段の提供を通じて総合的な審査品質管理体系を構築している。今後審査管理支援に対する強化方策として統計指標を活用した審査品質管理手段の追加的な開

発を持続的に推進する計画である。

知的財産権分野の国際的な協力ムードの中でグローバル水準の審査品質を確保するため、需要者が要求する審査品質を確保できるように品質目標を設定し、それを達成するため審査評価制度のみならず多様な品質管理活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践する品質文化(QUALITY CULTURE)が定着するよう取り組んでいく計画である。

第5節 出願、登録など方式審査分野

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・トンソン
登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

方式審査処理期間目標制の施行によって2014年受付書類の99.99%を期限(6日)内に方式審査処理した。そのために方式審査業務プロセスの持続的な改善、新規転入者に対する1:1密着メンタリング、知的財産権登録実務指針の発刊などの努力を持続的に傾けた。

<表Ⅱ-1-35>2014年方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
出願	1,341,452	1,341,438	99.99%
国際出願	90,948	90,923	99.97%
登録	711,996	711,872	99.98%
合計	2,144,396	2,144,233	99.99%

知的財産権を出願する時に出願人がエラーなく簡単に願書が作成できるように出願書式標準事例集を改訂・配布し、中小企業及び特許事務所の職員などを対象に方式審査の需要事例及び制度変更事項を案内する説明会を開催した。また、中小企業の特許手数料免除申込関連の手数料免除対象の要件、証明書類の見本を案内する中小企業手数料減免案内ハンドブックを制作・配布した。

国際出願分野では国際出願料収納の収納通貨をスイスフランに変更し、PCT願書書式及び通知書を改善した。また、マドリッド国際出願エラー通知事例調査分析を通じてエラーを減らすための改善事項を発掘した。

登録分野では特許(登録)証の再交付を可能にするためオンラインで申請してリアル

タイムで登録証が発行できるサービスを実施した。また、登録申請書のエラーが差し戻し項目に該当する場合は補正機会を与えず直ぐ差し戻していたのを、申請人の不便を減らすために「特許権などの登録令」を改正して重大なエラーでない場合は方式審査官が職権で補正できるように変えた。そして、権利者の不注意によって特許料を未納して権利が消滅することを防ぐため、特許料納付案内書を正常・追加・回復納付期間にわたって3回発送しているが、二重権利者の特許料に対する不満を解消するため、特許料の追加納付案内を一般郵便発送から登記郵便発送に変えて案内を強化した。

第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知識財産研修院 教育企画課 書記官 ユン・ネハン

国際知識財産研修院は1987年開院してから知的財産専門家を養成するための多様かつ革新的な取り組みと努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため実務中心の専門教育を強化し、主要事例と判例を中心に討論を通じた実務教育及び知的財産権関連法律教育などの課程を運営している。

まず、特許庁公務員を対象にした基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程では水準別・段階別に教育対象に合わせて運営している。特許と商標・デザイン審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など2014年度は計54課程1,559人に対して教育を実施した。また、技術各分野に対して新技術教育課程を運営して新しく登場する技術とトレンドに対して63課程1,569人を教育し、最高の審査・審判人材としての専門性と実務能力を強化している。

その他に国民を対象にした知的財産人材養成を強化してe-ラーニングを通じた知的財産の拡散に取り組んでいる。IP-R&D人材に対する教育を強化して特許情報検索、分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を推進して優秀知財権の創出を支援している。

また、国際知識財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2014年度にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程などで11課程計144人の外国人教育を実施した。その他に毎年WIPOと共同で中国、インド、インドネシア、ラオス、モンゴル、フィリピンなどアジア・太平洋地域15カ国の知財権専門家が参加する国際セミナーを開催したり、韓・中・日研修機関長会合を開催するなどIP機関の社会的な役割と人的資源の開発と関連する戦略を共有することで、知財権の法・制度や教育に対する相互理解を通じて協力関係を深めている。

2. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 ミン・ジョンジュン

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標に掲げて世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。また、審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。

その他にも特許、商標、デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の

教育課程に優秀な審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施している。一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授人材プールの拡充、法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育も拡大した。

国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程を運営して職務に対する実務能力を高めている。また、審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の豊富な職員に対する専門課程を新設し、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

<表Ⅱ-1-36>教育訓練状況(2014年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育日数	修了者数
新規審査官(01.20～02.14)	18	44
新規審査官(08.25～09.19)	17	56
中堅審査官(04.07～04.15)	7	133
審判訴訟制度(08.04～08.12)	7	62
審判官(11.03～11.11)	7	46
特許審査事例研究(基礎)(05.12～05.14)	3	22

特許審査事例研究(高級)(10.20～10.22)	3	28
審査指導(07.01～07.02)	3	12
審判決例研究(07.07～07.09)	3	54
明細書及び請求範囲の解釈(03.06～03.07)	2	33
知的財産権実務者(04.23～04.25)	3	14
先行技術調査(06.18～06.20)	3	17
PCT審査(基礎)(02.20～02.21)	2	45
PCT審査(高級)(07.17～07.18)	2	29
マドリッド出願(03.14)	1	21
(特別)1期新規方式担当者の能力向上(06.05～06.25、毎週水曜日)	4	27
(特別)2期新規方式担当者の能力向上(07.02～07.23、毎週水曜日)	4	40
(特別)デザイン国際出願制度(ハーグ協定)審査官教育(11.12)	1	14
(特別)標準文書活用特許審査官教育(11.26)	1	18
特許法(理論)(10.13～10.17)	5	64
特許法(争点と事例)(02.18～02.20)	3	66
特許法(イシュー及び争点討論)(06.19～06.20)	2	55
商標法(理論)(10.01～10.08)	5	34
商標法(争点と事例)(03.10～03.12)	3	29
商標法(イシュー及び争点討論)(06.09～06.10)	2	26
デザイン保護法(理論)(11.17～11.21)	5	32
デザイン保護法(争点と事例)(03.03～03.05)	3	28
デザイン保護法(イシュー及び争点討論)(06.02～06.03)	2	19
民法の理解(03.31～04.04)	5	20
特許民法(05.19～05.21)	3	13
民事訴訟法(理論)(12.08～12.12)	5	19
民事訴訟法(争点と事例)(03.24～03.26)	3	11
民事訴訟法(イシュー及び争点討論)(06.23～06.24)	2	13

不正競争防止及び営業秘密保護の理解(04.21～04.22)	2	21
著作権の理解(05.08～05.09)	2	26
新知的財産権(03.17～03.18)	2	11
新知的財産権(10.23～10.24)	2	14
外国の知的財産権制度(03.24～03.26)	3	17
知的財産権専門教授養成(05.15～05.16)	2	51
知的財産権専門教授養成(11.13～11.14)	2	25
知的財産権技術事業化(07.03～07.04)	2	23
新規公務員の職務教育(01.13～01.17)	5	29
広報企画能力向上(11.24～11.25)	2	15
文書作成能力向上(02.24～02.26)	3	33
正しい公文書の作成(06.12～06.13)	2	19
ソーシャルネットワーク(07.10～07.11)	2	15
デジタルカメラとPhotoshopの活用(04.17～04.18)	2	22
デジタルカメラとPhotoshopの活用(10.29～10.30)	2	13
動画の制作と活用(07.14～07.16)	3	16
PowerPoint(06.25～06.27)	3	11
Excel(初級)(05.26～05.28)	3	18
Excel(中級)(09.24～09.26)	3	11
ハングル(初級)(06.29～06.30)	2	13
ハングル(中級)(10.27～10.28)	2	12
計	190	1,559

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例と討論中心の実務教育、そして知財権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専

門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 国際教育課 行政事務官 パク・ゾンソク

イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出して国家を豊かにする知識基盤経済社会では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードする創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質ともに持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識が社会からもコンセンサスを得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様な取り組みを持続的に推進し、知識基盤社会をリードする人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定され、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、

「韓・中・日研修機関長会合」、「韓・中及び韓・日共同セミナー」などを開催して知財権教育発展に向けた協力を強化するとともに、中国知的財産権培训中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、テキスト及び講師の相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ. 推進内容及び成果

2014年に国際知識財産研修院はWIPOと共同でマレーシア、アフガニスタン、メキシコなど世界各国の審査官を対象に特許法・商標法専門教育課程を運営し、KOICAと共同で途上国の教育政策担当公務員を対象にした創意発明教育課程とアゼルバイジャン特許庁公務員を対象に知的財産教育課程を運営するなど計11回、114人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,590人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

また、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程を通じてアジアを始め、様々な地域の大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展様子を経験する機会を提供した。

その他にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。2014年10月21日から23日までインドネシア、中国、マレーシア、イランなどア・太地域18カ国の知的財産権政策担当者及び関係者21人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「国家発展に向けた政策手段としての知的財産」をテーマにしたセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し知的財産戦略が経済成長に及ぼした影響などに対する分析など深みのある討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立などIP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関する有用な情報を提供した。

一方、国際知識財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力を拡大している。2014年10月日本で開催された第5回韓・中・日研修機関長会合を通じて3国共同セミナーの開催、共同セミナー発表資料のe-ラーニングへの活用及び3国研修院共同ウェブサイトの運営に合意し、2010年から開催された研修機関長会合が3国間の知財権法・制度と教育に対する相互理解及び協力場として発展していけるように関係を深めた。同時に、2014年10月30日東京で関係企業、企業、弁理士など120人余りが出席した中で「知的財産権紛争事例」をテーマに韓・中・日知的財産権共同セミナーを開催し、韓・中・日3国の知的財産権保護戦略及びノウハウを共有する時間を設けた。

また、10月31日に開催した韓・日業務協力会議で韓・日間のMOCを締結し、相互人材育成に関する情報交換、人材育成に向けた研修協力などに合意し、11月25日に韓・中業務協力会議を開催してe-ラーニング教育資料の相互交換とストーリーテリングコンテンツ開発協力、両国進出企業を対象にした教育協力など知的財産権教育協力に向けた多様な議論を展開し、12月11日には中国北京に位置している中国知的財産権培训中心で韓国IP人材育成戦略及び韓国中小企業のIP経営戦略をテーマに韓・中共同セミナーを開催した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2014年にサウジアラビア特許庁から要請を受け、サウジアラビア特許庁の特許審査官10名を対象に韓国知的財産権の現状及び国際動向、審査ガイドライン及び特許検索及び実体審査などの教育を実施した。また、ザンビア特許・企業特許庁の代表団5名を対象に韓国特許庁の審査指針、商標・サービス表・国際出願現状などに関する教育を実施し、12月に湾岸協力会議特許庁(GCCPO)の要請を受けて11月11日から4日間GCCPO特許審査官7名が参加した中で韓国の特許法・特許審査ガイドラインなど6つのテーマで研修を実施した。

<図Ⅱ-1-7> 2014年知的財産教育分野における国際協力



ハ. 評価及び発展方向

IP5特許庁体系構築の主役である韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進国としてその能力が認められている。しかし、これはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならないということを意味する。

2014年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産シェアリング教育の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めるとともに、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力を傾けていく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく計画である。また、途上国オーダーメイド型教育課程を拡大・強化して途上国の費用削減のための「講師派遣型課程」及び高位政策公務員など水準別・分野別専門教育課程、重点戦略途上国教育課程の運営など、様々な観点のアプローチを通じて教育成果を高めていく予定である。同時に、隔年で開催されている世界IP教育機関長シンポジウムへの持続的な参加など、全世界IP教育機関との協力関係を強化して国際知識財産研修院が世界最高水準のIP教育機関として跳躍できるよう最善の努力を尽くしていく計画である。

<表Ⅱ-1-37> 2014年国際セミナー及び外国人向け教育の状況

区分	教育課程	期間	参加国	訓練人数
----	------	----	-----	------

WIPO協力課程	WIPO特許法・特許審査課程	2014.03.04～03.13	16	16
	WIPO商標法・商標審査課程	2014.04.23～04.30	19	19
	WIPO IP Summer School	2014.07.14～07.25	13	29
	WIPOア・太地域セミナー	2014.10.21～10.23	15	16
KOICA協力課程	KOICA知的財産制度課程	2014.06.12～07.02	9	16
	KOICA創意発明教育課程	2014.07.10～07.30	8	13
	KOICAアゼルバイジャン知的財産制度課程	2014.09.14～09.27	1	8
オーダーメイド型教育課程	サウジアラビア特許審査官課程	2014.03.25～04.04	1	10
	ザンビア特許審査官課程	2014.06.23～06.27	1	5
	GCCPO特許審査官課程	2014.11.11～11.14	1	7
その他	IP5審査官共同研修課程	2014.11.04～11.07	2	5
合計	11課程			144名

第2章 特許行政情報システムの高度化

第1節 概観

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 キム・ピョンス

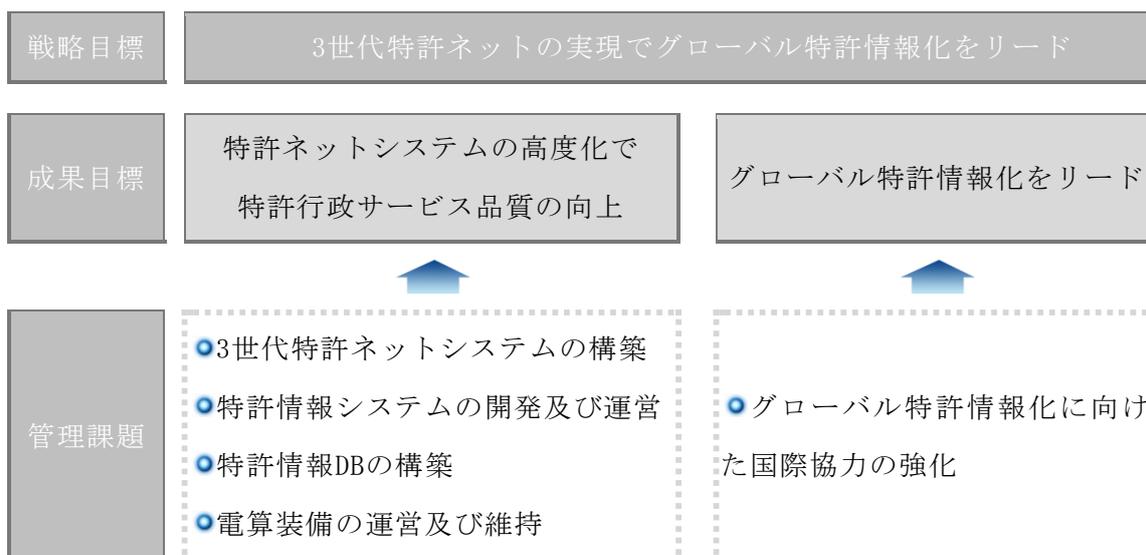
1999年特許ネットシステムの開通とともに電子出願時代が始まってから特許顧客の多様かつハイレベルなニーズとIT技術の急激な変化など環境変化に積極的に対応するため、特許ネットシステムの持続的なアップグレードを推進するとともに、国際的には特許ネットシステムを海外に拡散し、WIPO(世界知的所有権機関)などとの協力事業の推進で特許情報化システムの国際標準をリードするための努力を持続的に展開した。

まず、2009年から推進してきた3世代特許ネットシステム構築事業を完了することで出願人によりシンプルな電子出願環境を提供し、審査・審判官により便利な審査環境を提供するとともに、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のセキュリティを一層強化した。また、国民が国内外の産業財産権情報をより簡単・便利に利用できるよう特許情報検索サービス(KIPRIS)の品質を高めた。

2014年にはオープン特許路事業を展開して電子出願システムを改善し、審査支援事業の拡大及び効率化のために審査協力型先行技術調査の拡散に向けた情報化基盤を構築した。

最後に、米国・ヨーロッパなど先進特許5庁(IP5)とグローバル特許審査情報システム(Global Dossier)開放拡大の推進、UAE・サウジアラビア・アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)など主要戦略国家への韓国型特許行政情報システムの拡散、国際デザイン制度の施行によるシステムの構築・高度化、WIPO及びAPEC(アジア-太平洋経済協力)との情報化共同協力などを通じてグローバル特許情報化をリードした。

<図Ⅱ-2-1>戦略目標の体系図



第2節 特許行政情報システムの開発

1. 3世代特許ネットシステムの構築・運営

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 キム・ピョンス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通によって特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式に変わり、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を果たし始めた。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」を目指して推進された。

特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。また、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境が急変したため、全く新しい特許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ハーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正されたことで、特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められるようになった。

イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネットの構築戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年設計結果物を基に具現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の動きに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に3世代特許ネットを1次開通した。2012年6月からは国際特許、国際商標、及び審判システムに対し分析・設計・構築を進めると同時に、電子出願ポータルである特許路の全面改編も推進した。

ハ. 主要推進内容及び成果

2012年1月に1次開通した3世代特許ネットでは出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化した。また、出願プロセスが簡

単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。そして、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索する機能を構築することで、強い知財権を創出するための電子出願環境を整えた。

審査能率を高めるために24時間ノンストップ審査を可能にし、特許ネットにアクセスすれば何所でも続けて業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境構築を完了した。また、審査対象件の技術内容と類似する先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符号を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能も構築完了した。

システムの側面では業務システム共通機能のモジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスが簡単になり、データ品質改善とシステム性能アップのために従来US7ASC II形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティ体系も強化された。

2013年1月に全面改編された特許路では新規出願人の手軽な出願を支援するためにヘルプ機能が強化され、頻繁に使用するメニューを簡単に速くアクセスできるようユーザー利便性を中心にインターフェースが変更された。また、ユーザー認証には公認認証書のみ使用できるように認証システムが統合され、諸証明発行プロセスを改善して単純な証明書類はオンラインで申請すると即時発行できるようにした。その他にも政府機関としては初めて手数料の外貨納付を導入して国際特許(PCT)出願手数料をスイスフラン(CHF)で納付できるよう変更するとともに、手数料自動納付が可能な金融機関を既存の企業銀行から農協銀行まで拡大・適用した。

二．評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日ユーザーサービスを提供した特許ネット I、IIシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政

情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。今後はユーザーからの多様なニーズに対するオーダーメイド型サービスの提供で顧客を満足させ、知的財産権分野の国際的な統一化の流れに適時対応し、国家競争力を高めていく計画である。

2. オーダーメイド型検索システムの構築・運営

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

検索システムは国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文及び非特許文献などを迅速・正確・便利に探せるように構築された情報検索システムであり、特許庁の審査官及び審判官、外部の先行技術調査機関が利用する検索システム(KOMPASS)と国民がより簡単・便利に検索できるように無料で提供する検索システム(特許情報ネットKIPRIS)に分かれている。

これまで特許庁はKOMPASS及び特許情報ネットKIPRISシステムを利用してユーザーオーダーメイド型サービスを持続的に提供してきた。KOMPASSを利用する審査官の情報アクセスに対する言語の壁を解消するため、英・日・中→韓の機械翻訳サービスの提供及び持続的な翻訳品質の改善を進めており、多引用文献、IPCシソーラス情報、米国・EPO特許公報のCPCコード検索機能の提供などオーダーメイド型情報を提供することで高品質審査の基盤を整えた。

また、特許情報ネットKIPRISで韓→英の機械翻訳サービスを国内外ユーザーに無料提供することで韓国技術の海外保護機能を強化し、政府3.0開放・共有・疎通・協力を通じて海外デザインの提供範囲を拡大した。そして、欲しい情報を欲しい時期に提供できるMY関心特許メーリングサービス、登録期間延長及び消滅公報の提供、審査による中間履歴情報の原文提供など知的財産情報の提供範囲を持続的に拡大した。

<表Ⅱ-2-1>2008年～2014年検索システム高度化の推進経過

年度	内容
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化 - 公開・未公開 DB の分離など DB セキュリティー強化及び国民に対する検索セキュリティ強化
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATION など有料 DB の構築範囲の拡大
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP) DB 一部を構築
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - KIPRIS 韓英無料機械翻訳サービスの構築 - イメージ検索システムの構築など商標・デザイン・審判決文検索システムの高度化 - 標準技術文書(3GPP、IETF)DB の拡大構築(731,000 件) - 非特許文献統合検索システムの構築
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 最新検索技術が反映された次世代検索エンジン交替 - スーパー引用文献検索、IPCシソーラス検索の提供 - 先行技術調査機関用の検索システムの構築 - 中韓機械翻訳SWアップグレードを通じて高品質の翻訳サービスを提供 - 標準技術文書(3GPP、IETF、ITU、ETSI、TTA)DB構築範囲の拡大提供 - 米国、EPO公報のCPCコード検索提供 - KIPRIS 韓英無料機械翻訳サービスの提供 - KIPRIS MY関心特許メーリングサービスの開始

ロ. 推進内容及び成果

1) KOMPASS及び特許情報ネットKIPRISの検索性能・利便性の改善

審査官の検索業務における正確性及び効率性を高めるため、多引用文献、IPCシソーラスの提供及び日本イメージ公報のキーワード検索拡大などを提供した。また、検索業務の効率化を図るため、検索エンジンの全面交替を通じて検索結果の正確度向上及び速度改善を図った。

国民に対して知的財産情報の活用を促すため、欲しい情報を欲しい時期に提供するMY関心特許メーリングサービスの提供、審査による中間書類(意見提出通知書、拒絶決定書、登録決定書の3種)の原文提供、延長登録公報及び消滅公報情報などを提供し、提供情報はアイデアコンテストの受賞作、標準文書などまでに拡大した。

2) KOMPASSの先行技術調査機関への開放

先行技術調査報告書の品質向上のため、KOMPASSと同じDB、検索エンジンで構成されている先行技術調査機関用検索システムを構築して先行技術調査機関に提供した。

3) 資源利用の最適化

商標・デザイン・審判決文の検索DBであるKOMPASS及びKIPRISの共同活用体系を構築することでデータ重複の解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じた資源利用の最適化を取り図った。

4) セキュリティー・リスクに備えた対応体系の構築

国民に提供する特許情報ネットKIPRISの個人情報保護のため、毎年審査を通じて個人情報保護認証マークを更新している。また、住民登録番号を入力することなく

会員登録ができるように公共I-PIN、携帯電話、クレジットカード、公認認証書など様々な認証方式を提供している。また、ログインセキュリティを強化するためにHT TPSプロトコル及びキーボードハッキング防止ソリューションを適用した。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産に対する関心の増加とともにKIPRIS検索回数も2010年27百万件余りから2014年49百万件余りに20.2%が増加し、訪問回数は2010年15,594千回から2013年28,195千回へと51.6%増加した。また、特許庁は国民に知的財産情報をより多く提供するために持続的に提供情報を拡大している。また、アイデアの重複受賞防止のためのアイデア情報、特許紛争でイシューとなっている標準技術文書まで提供データ範囲を拡大した。

審査官に提供されるKOMPASSは先行技術調査の迅速性・正確性を高めるため、持続的な機能の高度化を進めている。今後高品質審査を支援するため、検索項目加重値の適用、予約検索、検索式の共有など検索サービスを持続的に高度化し、利便性を強化していく計画である。そして、審査官と外部先行技術調査機関が高度化された検索サービスを共同で活用できる情報化支援体系を持続的に管理し、情報化事業支援を通じた「審査支援再創造」を実現する計画である。

3. 国際デザイン出願(ハーグ)システムの構築・高度化

情報顧客支援局 情報開発課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

イ. 推進背景及び概要

最近韓国のFTA締結国が拡大するとともに国際市場でデザインの重要性が増している。このような環境の中で優秀なデザイン権を確保することは企業と国家競争力の強化において重要な要素となっている。そこで特許庁は韓国のデザイン競争力を高めるためハーグ協定加盟を推進し、2014年4月2日ハーグ協定加盟寄託を依頼し、2014年7

月1日ハーグ協定を反映した改正デザイン保護法を施行した。ハーグ協定に加盟すると出願人は1回の出願で複数の国家または政府間機関に出願したのと同等の効力を持つようになる。また、出願以後デザインの登録、更新などの手続きも1回の申請で複数の国家または政府間機関に同等の効果を見ることができ、出願人の利便性が大きくなる。

特許庁が改正されたデザイン保護法を適期に効率よく遂行し、ハーグ協定の締約当事者官庁としての役割を果たすのに成功するためには、国際デザインシステムを構築する必要があった。

ロ. 主要内容及び成果

国際デザインシステムの構築は改正デザイン保護法が適時に施行されるように段階的に行われた。国際デザインの受理官庁・指定官庁の受付、方式業務プロセスを1段階に構築・開通(2014. 7. 1)し、国際デザイン出願に対する実体審査、登録審判業務プロセスを2段階に構築して最終開通(2014. 11. 3)した。

1段階構築を通じて出願人は国際デザイン出願に関する全ての業務を電子的に処理できるようになった。まず、特許庁を通じて国際デザインを出願できるように電子出願ソフトウェア(DM-EDITOR、KEAPS)を開発して配布した。また、出願人が特許庁に国際デザインを出願すると、それを受け付け、方式審査を行った後、国際事務局(WIPO)に伝送する受理官庁業務プロセスを構築した。そして、出願人がWIPOまたは締約当事者官庁に国際デザインを出願する際に特許庁を指定官庁として指定した場合、WIPOから送付された書類に対する受付、方式及び発送業務が遂行できる指定国官庁業務プロセスを構築した。

2段階構築を通じて国際デザイン出願以後の業務プロセスである審査、審判、登録のためのシステムを構築した。ロカルノ分類を適用したデザイン分類システム、通知書作成決裁発送のための実体審査システム、一部審査登録された国際デザイン出願に対する異議審査システムを構築することで国際デザインに対する審査を支援できるようになった。また、

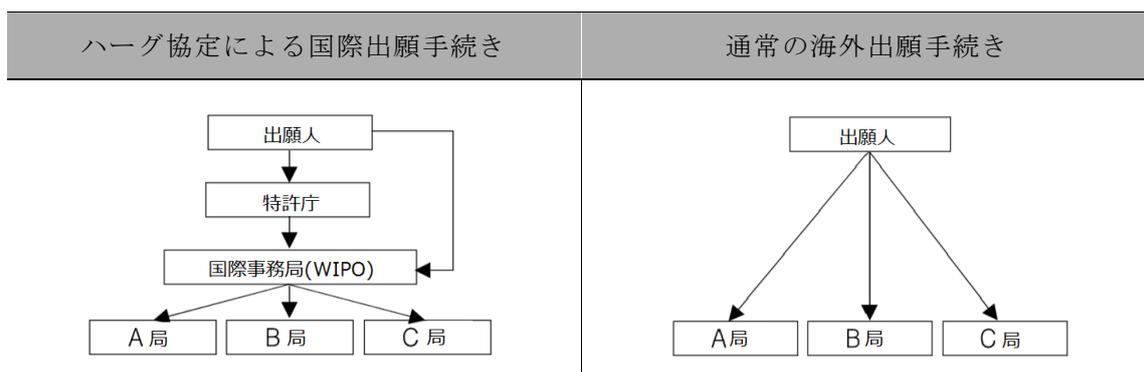
審判方式、実体審理、審決文作成システムを含む国際デザイン審判システムを構築し、国際デザイン公報システムを構築した。

ハーグ協定との調査を図るため国内デザイン制度にも変更が発生した。それによって、国内デザインシステムに対する高度化が国際デザインシステムの構築と同時に進められた。改善された複数デザイン制度によって最大 100 件のデザインを一つの出願として出願し、各デザイン別に審査と登録が受けられるシステムを構築した。また、国内デザイン出願においても国際デザイン分類であるロカルノ分類が選択できるようになった。

ハ. 評価及び発展方向

国際デザインシステムを知的財産権先進 5 か国の中で初めて開通し、韓国特許庁は特許、商標、デザインにわたる知的財産 3 権に対するグローバル情報システムを完成した。今後とも国際知的財産環境変化に能動的に対応する情報システムを通じて知的財産を通じた国家競争力強化に貢献するため取り組んでいく予定である。

<表Ⅱ-2-2> 通常の国際出願及びハーグ協定による国際出願の比較



第3節 特許行政情報システムの運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報顧客支援局 情報開発課 行政事務官 コン・チョンイ

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間情報技術企業に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることである。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託方針に基づき、公共機関としては初めて特許庁が1999年1月特許ネットの開通と同時にスタートした。特許ネットシステムの運営は応用システム部門と基盤システム部門に分離して委託・運営している。

特許ネット応用システム部門は出願・登録・審査・審判など特許行政における19の応用システム及び知識管理・成果管理・ホームページなど一般行政における15の応用システム運営を委託している。

また、特許ネット基盤システム運営業務はDBセキュリティーの脆弱性及び特許情報流出などセキュリティー事故に対する懸念から事業者を傘下機関である韓国特許情報院に変え、基盤運営の安定性・保安性を強化した。基盤部門は韓国特許情報院の職員が100%運営することで、特許情報流出のシャットアウト、ストライキなど非常事態時の対応策、安定的なサービスの提供を通じた特許ネットサービス品質向上のための基盤を構築した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野における19の応用システム及び一般行政分野における15の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、特許ネットシステムに知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を適時反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に特許ネット運営サービス水準を定量的に測定・評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービス水準協約(Service Level Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新たに発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費制度を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システム運営サービスの向上に相当な成果をあげていると評価されている。

2011年からは特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に込めている。

2012年には既存の特許ネットを全面改編した3世代特許ネットの開通(2012年1月)を

支援することでシステム運営の混乱を早期に安定させ、運営サービス水準協約、機能改善手続き、マニュアル管理など新しいシステムに最適化された運営プロセスを見直した結果、カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)からソフトウェア国際認証である「特許ネットシステムCMMIレベル4」を獲得(2012年11月)した。

2013年には3世代特許ネットの完全開通(2013年5月)を支援することでシステムを早期に安定させ、特許ネット機能テストの実施を通じたエラー及び機能不備に対するフィードバックを行うことで3世代特許ネットシステムの完成度を高めた。

2014年にはオープン特許路及び国際デザイン出願システムの新規開発事業の推進を支援し、システム開発完了後の特許ネット機能テスト実施を通じたリハーサル、エラー及び機能不備などを把握して先制・常時の障害予防活動を誠実に遂行した。

2) 基盤システム部門

特許ネット基盤システム運営部門はサーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど電算資源を効率的に運営・メンテナンスし、特許ネット新規システムの開発及び構築に伴うサービス運営業務を安定的に行うことで、世界最高水準の特許行政情報システムの構築に寄与している。

主要運営業務は電算機、ディスク、ネットワーク、ユーザー支援、特許電算センター・統合管制センターなどの運営、データベース運営、オンライン運営、セキュリティ運営、KIP0-Cloud運営及びITSM(Information Technology Service Management)運営に分けられる。

1999年から2004年まで主電算機供給業者との調達随意契約によって運営していた方式を、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤システムの運営委託とメンテナンスを統合・運営している。

2006年～2012年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際レベルのITサービス管理概念(ISO 20000)を導入・運営し、サービス品質及びユーザー支援を強化するための管理指標を発掘・補完するなど基盤システム運営サービスの持続的な品質管理及び性能向上を図った。

2013年には特許ネット性能改善のための性能管理専門担当組織を新設し、迅速な障害感知及び措置のためのサービス統合管制体制を運営している。

2014年には特許ネットノンストップ運営のために光州統合電算センターとともに二重化構成点検及び災害復旧訓練を施行し、特許ネット性能向上のために特許ネットシステムの構造を改善した。また、審査及び電子出願関連の多使用プログラムの構造改善などを通じて特許ネット速度向上に大きく貢献した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱して一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業として遂行するとともに、特許庁内部情報化人材による運営管理体系を強化することで特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく予定である。

また、昨年が続いて性能専門担当組織の新設、統合管制センターの運営及びSLA評価指標に回答時間短縮率、性能改善提案件数、サービス管制対応時間などユーザーが直接肌で感じられる指標を選定し、基盤システムの安定に万全を期する予定である。そして、SLAのインセンティブとペナルティー規定を更に合理的に設定し、特許ネット顧客満足度を客観的・計量的に測定できる新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の高品質特許ネット運営サービスを提供することで特許ネットシステムの運営サービス水準を持続的に高めていく計画である。同時に、特許ネット運営の連続性が確保できるように運営者マニュアルを改善し、より合理的な引継・引受手続きを整えていく方針である。

2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報顧客支援局 情報管理課 行政主事補 イ・ビョンソク

イ. 推進背景及び概要

国内外の経済パラダイムが知識基盤経済にシフトしていくにつれ、知的財産の重要性が浮き彫りになり、2000年度からは特許出願件数が10万件を超えるなど知的財産権の出願が急増した。そこで特許庁では審査処理期間を短縮するとともに審査品質を改善するために審査官業務能力の強化と業務効率の向上が重要な課題となっている。

特許庁は職員個々人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有して業務能力を強化する必要があるという認識の下で、2000年12月政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知識経営をリードしていく上で一つの出発点を作った。更に、2001年8月に「知識管理及び補償に関する指針」を制定し、同年9月に知識管理システムを構築することで、本格的に特許庁職員の知識を管理する基盤を構築した。

その後、知識管理システムが知識を蓄積する保管所の役割から脱して、業務遂行に必要な全ての情報を一つのシステムで収集・活用するポータル(Portal)として機能するように、2004年には審査・審判システム・検索システム及びオンナラシステムなど特許庁の全ての情報システムと知識管理システムを有機的につなげる作業を進めた。それによって一つのシステムで業務上の利便性と効率性が同時に高まる知識経営が可能となった。

2005年からはこれまで蓄積してきた特許関連の法・制度及び審査・審判などの知的財産権情報を外部と共有するため、NAVER、EMPASなどの民間ポータルでも検索できるようにし、2011年には韓国電子通信研究院など19の研究機関にも情報を提供している。

2012年にはIP法令総合情報システムを構築し、知的財産権関連の法令、マニュアル

及び判例などの基本情報とともに条文別の関連情報、審査類型別判例情報までワンクリックで照会・活用できるようにした。また、共同の関心事を持つ職員たちが情報を共有しながらコミュニケーションできるオンライン空間である情報共有コミュニティも追加的に設置した。そして、知識管理システムの検索インターフェースを高度化して検索の正確度を改善し、多様な検索オプション機能を提供して一回の検索で知識のみならずコミュニティ、法令、業務マニュアルまで簡単に探せるようにした。

<図Ⅱ-2-2>知識管理システム(KOASIS)の主要サービス

知識共有	自分が保有している業務ノウハウ、参考資料などを登録及び共有
	業務に必要な情報を公開的に質疑応答できる Q&A の運営
知識検索	知財権関連の法令及びマニュアルをテーマ別・部署別に体系化した IP 法令総合情報システム
	統計、報告書などの業務参考資料をリアルタイムで確認できる空間
コミュニティ	オンライン空間での職員間の自由な討論文化を定着させるための掲示板
	研究会、同好会などの小さな集まりを活性化するためのコミュニティ運営

ロ. 推進内容及び成果

2014年には活発な知識登録活動を通じて行政管理能力評価の機関別行政知識活動水準部門で最優秀レベルを達成した。特に、「知識管理及び補償に関する指針(訓令765号)の改正で知識活動に対するインセンティブを強化し、各職員が保有している知識がより手軽に形式知として変換・表出できるように知識管理システムのコンテンツと機能を整理・改編した。その他にも政府3.0に合わせて対外機関との知識共有を強化するため韓国特許庁と情報通信産業振興院間KOASIS-ITFIND知識コンテンツの連携を推進した。それによって、韓国特許庁は各種知的財産関連報告書及び政策・統計など情報をKOASISに登録して先行技術及び審査・審判サービスの品質を高め、情報通信産業振興院はITFINDホームページ内で特許庁が保有するレベルの高い知的財産情報を手

に入れることができるようになった。また、ユーザー満足度を高めるため絶えず知識管理システムの改善に向けた課題を発掘・推進してきた。

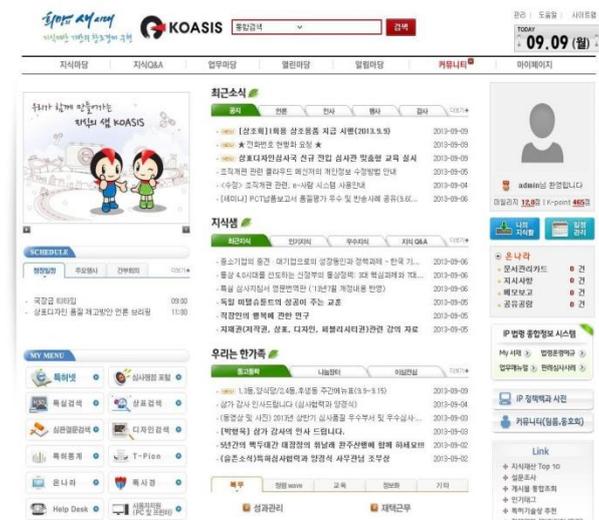
<表Ⅱ-2-3> 知識活動の状況

	2011年	2012年	2013年	2014年
知識登録(件)	351	334	517	496
知識照会(件)	73,925	79,120	116,210	172,609

ハ. 評価及び発展方向

これまでの成果にも関わらず特許庁に知識行政文化が「内在化」したと評価を下すにはまだ時期尚早である。特許庁はより高い知識行政として生まれ変わるため今後もアンケート調査のような意見収集を持続的に行うことで機能を改善していく予定である。特に、無分別に生成された不必要な掲示板を整理し、各メニューの性格による全体メニュー構造の分類・調整が求められている。また、ユーザーの不満がないよう知識マイレージ支給体系を合理的に修正・補完してしく計画である。このような課題の推進を通じて知識行政を代表する政府機関になるよう最善を尽くしていく予定である。

<図Ⅱ-2-3> KOASISのメイン画面



第4節 電算設備の運営及び維持

1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報顧客支援局 情報開発課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野の核心インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けた特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化事例を見ると、2011年には特許ネット事務処理システムの最適化を通じて特許ネットの稼働時間を週末及び休日まで拡大し、2012年には保安性の強化・業務効率性の向上などのためにユーザーレベルの業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に転換・構築した。また、2012年にはサービス品質及び性能を高めるための管制体系の強化と検索システムの性能改善及び電算資源活用度の最大化に向けた資源の再配置を推進した。2014年には審査協力型の先行技術調査事業を拡大するため、外部調査員用のサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境及び検索システム電算資源の増設を実施した。

このように特許庁は特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大及びユーザーからの多様なニーズに応えるため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安定性の強化、システムチューニングを通じた性能改善などを持続的に推進している。

特許ネットインフラを物理的な構成観点から見ると以下のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは光州統合電算センターで稼働中である。災害復旧センターは大田統合電算センターに構築され、災難・災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われている。もし災害が発生した場合は3時間以内に自動的に転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターは政府統合電算センターが運営している特許ネットサービスを支援

するために必要な統合サービス管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

ロ. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大に引き上げるため、2011年にはバックアップ・配置作業・メンテナンスなど特許ネット事務処理システムの点検時間を最適化し、特許ネットの稼動時間を大幅延長した。

＜表Ⅱ-2-4＞特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデーの休日
従来 of 運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在 (2011. 2以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

* 休日の特許ネットサービス利用者は平均141人で、平日比12.2%利用中

2012年には3世代特許ネットにのユーザー業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境で構築し、特許ネットシステムの保安を強化するとともにユーザーの特許ネット業務環境を改善した。

2013年には審査・審判業務に直接的な影響を及ぼす検索及び翻訳システムの性能を改善するための資源増設と電算資源を再配置することで審査・審判業務の環境を改善した。また、特許ネット異常兆候に対して早期対応するための24×365サービス管制体系を構築した。

2014年には審査協力型先行技術調査事業の拡大による先行技術調査員の人員増加に備えてサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を増設し、先行技術調査機関に対する検索システムを開放するために新規電算資源の導入と既存電算資源の再配置を推進した。

また、特許ネットシステムの性能及び品質を高めるため、DB・システムSWなど基盤

環境を持続的に改善し、障害が発生した時も特許ネットシステムのノンストップ運営のために二重化及び災難復旧訓練などを実施して特許ネットの安定性を高めた。

<図Ⅱ-2-4> 特許情報システムインフラの構成図



<表Ⅱ-2-5> 電算設備の運用状況

(2014年12月末基準)

区分	主要施設及び装備
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(Unix:14台、NT:50台、Linux:117台) ストレージ21台(Disk17、SAN4) ネットワーク装備505台、バックアップ装備2台、その他71台
統合保安管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> 侵入遮断システム19台、侵入探知システム1台、統合危険管理システム2台 電子出願認証システム1台 その他保安装備(VPN、IPS、ContentsFilterなど)27台
光州政府統合電算センター	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(Unix:36台、NT:44台、Linux:32台) ストレージ20台(Disk13、SAN7)

	<ul style="list-style-type: none"> ◦ネットワーク装備 50 台 ◦その他 28 台(バックアップ装備 3、JukeBox2、UNIX コンソール 2、財政情報ファイヤーウォール 1、侵入遮断システム 10、侵入探知システム 3、電子出願認証システム 2、その他保安装備 5)
災害復旧センター (大田政府 統合電算センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(UNIX:3 台、NT:4 台) ◦ストレージ 14 台(Disk8、SAN6) ◦ネットワーク装備 4 台、その他 4 台(侵入遮断システム 1 台、侵入探知システム 1 台、電子出願認証システム 1 台、スーパードームコンソール 1 台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(Unix:1 台、NT:13 台) ◦ストレージ 4 台(Disk2、SAN 2) ◦ネットワーク装備 36 台、その他 34(バックアップ装備 2 台、コールセンター交換機 1、特別司法警察団装備など 31 台)
特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> ◦パソコン 3,143 台、ノートパソコン 186 台 ◦プリンター399 台、スキャナー111 台、バーコードリーダー/プリンター83 台

ハ. 今後の発展方向

2014年まで3世代特許ネットの安定化期間を経て特許ネット基盤システムの安定的な運営環境を整え、2015年には特許ネットの性能・安定性の改善活動とともに電算資源の再配置を通じて開発環境の構成と基盤環境の最適化を図るように取り組んでいる。

まず、電算資源の再配置を通じて電算資源使用の効率性を高める。電算資源の再配置を通じて「出願書・通知書エラー分析サーバー」を構築してスマート審査システム開発事業を支援し、特実検索開発環境を整えて中小企業の開発事業参加を支援する。

サービスの連続性・安定性の側面から障害予防・障害の早期探知・障害発生時の迅速な措置などが行われるようにサービス管制を24×365体系で持続的に運営し、二重化訓練など障害対応訓練のマニュアルを整備することで障害対応活動を体系化する予定である。

電算インフラの拡充及び改善の側面では持続的な審査協力型先行技術調査事業を拡大するためサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を追加増設し、ユーザー向け

サービスの向上に向けたKIPRIS電算資源の高度化、海外IPデータを拡大提供するための保存装置増設を推進することで審査官とユーザーのための特許行政サービスの品質改善にも力を入れる予定である。

2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報顧客支援局 情報開発課 司書事務官 ミン・キョンソク

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備（パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンターなど）の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速・正確なサービス支援を行うことでユーザーの不便を最小化する役割を担っている。

<表Ⅱ-2-6>年度別ユーザー支援の状況

サービス支援事項	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
障害受付及び処理	32,253件	32,654件	47,396件	34,451件	21,805件
出前サービス	2,899件	2,914件	2,516件	3,077件	2,563件
在宅勤務支援	1,463件	1,648件	957件	1,008件	481件
集中支援サービス	250人/ 743回訪問	389人/ 1,117回訪問	480人/ 1,255回訪問	631人/ 1,247回訪問	605人/ 1,156回訪問

ロ. 推進内容及び成果

ユーザー電算環境の性能・機能改善、障害予防などユーザーに最適の電算事務環境を提供するため、ユーザー支援チームは現場で顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。

2008年からは頻繁に助けを求めるユーザーを集中支援するサービスを始め、ユーザー意見の収集及び事前障害予防活動を展開している。また、局別に出前サービス(Bef

ore Service)を定期的にも実施して運営者の立場ではなくユーザーの立場から見て不便な所を把握し、改善に向けて取り組んできた。

一方、2012年3世代特許ネットシステム及びSBC(Server Based Computing:サーバー基盤コンピューティング)システムを開通して初めの頃はユーザー向けの緊急支援チームを組織・運営して新規システム開通によるユーザーの不便を最小化した。2013年には在宅勤務者のKIP0-Cloud転換、網間資料伝送システムの安定的な定着と支援に力を入れ、下半期の庁職制改編による電算装備の移転設置及び障害処理支援を通じて早期業務安定化に寄与した。2014年には迅速なユーザー支援サービスの提供を最優先課題として選定して障害解決要請に対する迅速な処理に更に集中してサービスを提供した。同時にユーザー利便性を高めるため夜間トナー受給支援サービスを実施し、電算資源別に使用手続き、自己措置、最適化方策を案内した事務用電算資源ユーザーガイドを制作・配布した。

また、3世代特許ネットシステム環境及びWindow7、ワイドモニターの一般化などIT技術のトレンドを考慮し、ユーザーに最適な電算環境を提供するために持続的な関心を傾けている。また、事務用電算装備及びソフトウェアを購買する際に実使用者である庁職員を評価委員として委嘱するなど積極的な方法でユーザーの意見を反映している。

ハ. 評価及び発展方向

ユーザー支援サービスは常にユーザーに最高のサービスを提供するために様々な努力を傾けているにもかかわらず、ユーザーの目線と期待値は高くなる一方であるため、顧客を感動させるのは極めて困難である。特に、個人の性格や業務特性が異なるため、ユーザーの多様なニーズに全て応えることは不可能に近い。

それにもかかわらずユーザーからの要求事項の常時収集、頻繁にサービスを要請するユーザーに対する集中支援サービス及び出前サービス(Before Service)などの積極的な支援活動を通じてユーザーに最適な電算環境を提供するために絶えず努力した結

果、ユーザー満足度を相当な水準まで引上げることに成功した。

2015年には既存の出前サービス支援体系を改編することで集中ケアサービスを実施し、多年間蓄積されたユーザー支援ノウハウを反映した支援事例マニュアルを制作及び活用してユーザー支援サービスの品質を強化する計画である。

3. 情報保護体系の強化

情報顧客支援局 情報管理課 放送通信事務官 キム・ムンソン

イ. 推進背景及び概要

特許庁はサイバー攻撃への対応水準を強化するために多角的な保安業務を行っている。2005年に特許部門保安管制センターを構築して以来365日24時間サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2011年からは保安管制範囲を傘下機関まで拡大することで国家知識財産である特許情報を完璧に保護するための基盤を構築した。その結果、2009年、2010年連続で「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞し、2008年から2014年までには行政自治部主管の「個人情報保護水準診断」の結果優秀機関として選ばれる成果を挙げた。また、2012年から実施している行政自治部主管の「電子政府国民向けサービス情報保護水準診断」でも2014年まで3年連続で優秀な成績を記録した。最後に行政機関の情報保安管理体系を総合的に評価する尺度である国家情報院主管の「情報保安管理実態評価」でも2007年から2014年まで8年連続保安水準が優秀等級と格付けされ、特許庁の情報保安能力が高い評価を得ている。

現在も特許庁は行政機関の中で最高の情報保安水準を維持するため、情報保安政策、組織及び技術など各分野で情報保安業務が有機的に連携できるよう多角的な努力を続けている。

ロ. 推進内容及び成果

第一、ハッキングなどサイバー攻撃によって国家資料が流出することを防止するため、ネットワークを行政網、業務網、インターネット網に分離して行政網と業務網の安定性を確保した。2008年には国家情報院が主管する中央行政機関網分離事業の対象機関として選ばれ、行政網・業務統合網の網分離事業を展開した。更に2012年にはクラウドシステムを導入して業務統合網を業務網とインターネット網に分離することで業務網に対する保安を更に強化した。それによって特許文書は全て中央で管理するサーバーに保存され、特許情報の外部流出を根本的にシャットアウトした。

第二、サイバー攻撃による侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年から特許部門保安管制センターを運営し、2011年には保安管制の対象を特許情報を取り扱う関係機関まで拡大した。2012年にはサイバー攻撃の動きを正確に探知し迅速に対応するため、国家情報院との二重保安管制体系を確立し、ネットワーク・サーバー・パソコンに対する多様な情報保護システムを持続的に拡大・構築した結果、現在20段階の情報保安防御体系を確立した。

第三、庁職員の情報保護に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別にハッキングメール対応訓練、侵害事故対応訓練など独自の模擬訓練を毎年行っている。また、定期的に職員を対象に情報保安及び個人情報保護政策説明会を開催し、アウトソーシング業者を対象に別途の情報保安運営協議会を開催して情報保安遵守事項及び政策方向の伝播及びセキュリティ意識の向上に取り組んでいる。

最後に、2014年8月に改正された「個人情報保護法」の義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参加している。住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できる体系を構築することで個人情報保護体系を強化した。特に、特許庁は最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報管理実態の一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催して個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情報を取り扱う者のために特許庁個人情報保護ガイドラインを別途設け、個人情報保

護・管理強化に万全を期している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は最高の情報保安水準を維持するために多角的な努力を傾けた結果、政府機関情報保安評価で最優秀機関として選ばれる成果を達成した。しかし、最近サイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに現在の成果に満足せず、情報保安管理体系を持続的に強化して特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。

第3章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ハ・ユジン

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年3月に知的財産分野初の国家戦略報告書である「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を政府と企業そして市民社会に提示した。2009年7月には知的財産政策を本格的に国家アジェンダ化するため、13の省庁と共同で「知的財産強国実現戦略」を樹立し、大統領主宰の国家競争力強化委員会に報告した。また、2013年6月には創造経済生態系構築に向けた具体的な実現戦略として「知的財産基盤創造経済の実現戦略」を樹立した。

特許庁のこのような努力は創造経済を目指すパク・クネ政府の発足、国際特許紛争の激化など知的財産をめぐる対内外の主要イシューとともに、知的財産政策が特許庁など一部省庁の政策ではなく政府レベルの政策として発展する契機となった。特許庁は国家知識財産委員会(2013年11月、第2期発足)、創造経済委員会(2013年9月、発足)などを通じて知的財産政策の各省庁への拡散を図るとともに、国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するために各界の意見をまとめて政策研究を行うなど国家知識財産政策の土台となるインフラ構築をリードしている。今後も新しい知的財産イシューを持続的に発掘し、政府全体の協力の下でそれを政策化し、韓国が21世紀知的財産強国として跳躍できるよう努力と支援を惜しまない計画である。

第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ハ・ユジン

1. 推進背景

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に積極的に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要がある、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要である。

2. 推進内容及び成果

特許庁は創造経済生態系の観点から知的財産の役割と機能を改めて定立する5カ年総合計画として「知的財産基盤の創造経済実現戦略」を樹立(2013.6)し、知的財産政策が政府レベルで行われるよう核心政策を具体化・議題化した。2013年計10件の知的財産政策を講じたことに続いて、2014年には政府事業から発生した特許の民間活用度を高めるための「公共特許所有制度の改善方策」、知的財産権国際取引の実体把握及び国家知的座慰安政策の樹立・執行に活用するための「知的財産権貿易収支統計開発方策」、韓・中FTAなどに備えた「K(韓国)-ブランド保護総合対策」などの政策を樹立して国家知識財産委員会、創造経済委員会など多省庁会議体に上程・議論した。

3. 今後の推進計画

2015年にも国家R&D標準特許関連制度の改善、特許専門弁護士の要請及び弁理士の

特許侵害訴訟への参加方策、公共分野職務発明制度の合理化方策、地域知的財産競争力の強化方策、知的財産スマート教育発展方策などを講じ、特許庁の主要政策 이슈が政府レベルの観点から議論され、政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れて争点化するために取り組んでいく計画である。

また、知的財産政策を樹立する過程で他省庁・自治体・企業などと多様な協力を推進して政策効果を最大化するため持続的に取り組んでいく予定である。

第3節 知的財産権政策を強化するための基盤作り

1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

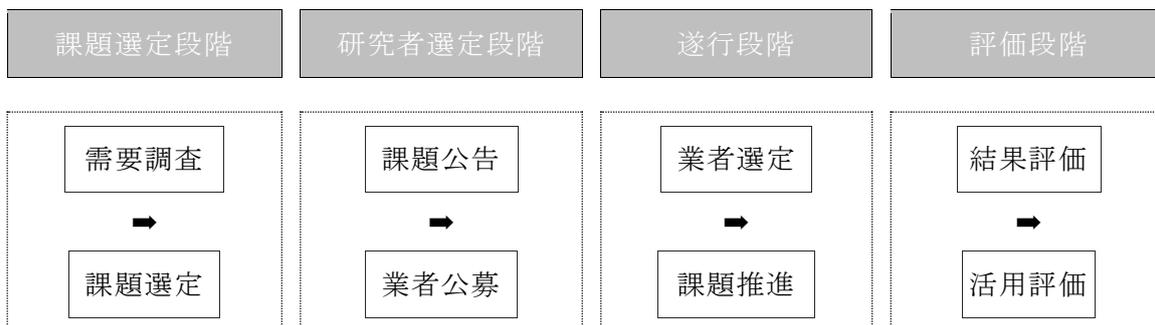
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方策導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

＜表Ⅱ－3－1＞政策研究の推進プロセス及び運営



* 特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第759号)運営

2014年度に行った研究課題は以下のとおりである。研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)または政策研究委託管理システム(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

＜表Ⅱ－3－2＞2014年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	審査品質管理の業務を向上させるための ISO 9001 品質経営システムの適用に関する研究
2	Taxonomy 構造及び韓国標準産業分類に基づく商品及びサービス業分類体系の研究
3	知的財産基盤の創造経済の実現に向けた特許法全面改正方策の研究
4	種子分野の特許制度と品種保護制度の調和及び両制度を活用した効率的な権利確保方策の研究
5	特許検索高度化のための検索システム及び検索技法の研究
6	出願件数及び歳入予測方法の研究
7	中小ベンチャー企業の知的財産基盤成長強化策の研究(知的財産金融及び特許教育を中心に)
8	科学英才教育における発明特許教育の活性化方策研究
9	地域知的財産能力を診断するための分析モデルの開発
10	産業財産権紛争調停の標準モデル及びマニュアルの開発
11	IP5 特許審査協力の強化及び効率化方策の研究
12	TPP、RCEP における知的財産分野の交渉方策の導出
13	アイデアコンテスト DB の効率的な構築方策の研究
14	物質特許に基づく民間需要者オーダーメイド型 IP サービスの創出方策
15	「知的財産サイバー教育院」の設置・運営方策の研究
16	適正審判費用額算定のための研究

17	他省庁(自治体)所管の規制発掘及び改善策の研究
18	融合的な知的財産人材を養成するための国際的な協力方策
19	知的財産サービス産業の国内外現状研究
20	特許庁の国際化能力を強化するための教育課程設計研究

ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2013年知財権研究事業を通じて行われた課題の政策活用率は90.7%(2014年課題の活用率は評価予定)で、2011年(84.6%)、2012年(88.4%)に引き続き活用率が着実に右肩上がりの傾向にある。今後も重複研究を防止するための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理を強化して、研究課題報告書の品質を改善して活用率を高めていく計画である。

2. 知的財産研究インフラの構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・キュンサン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会において創造経済を実現するためには知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

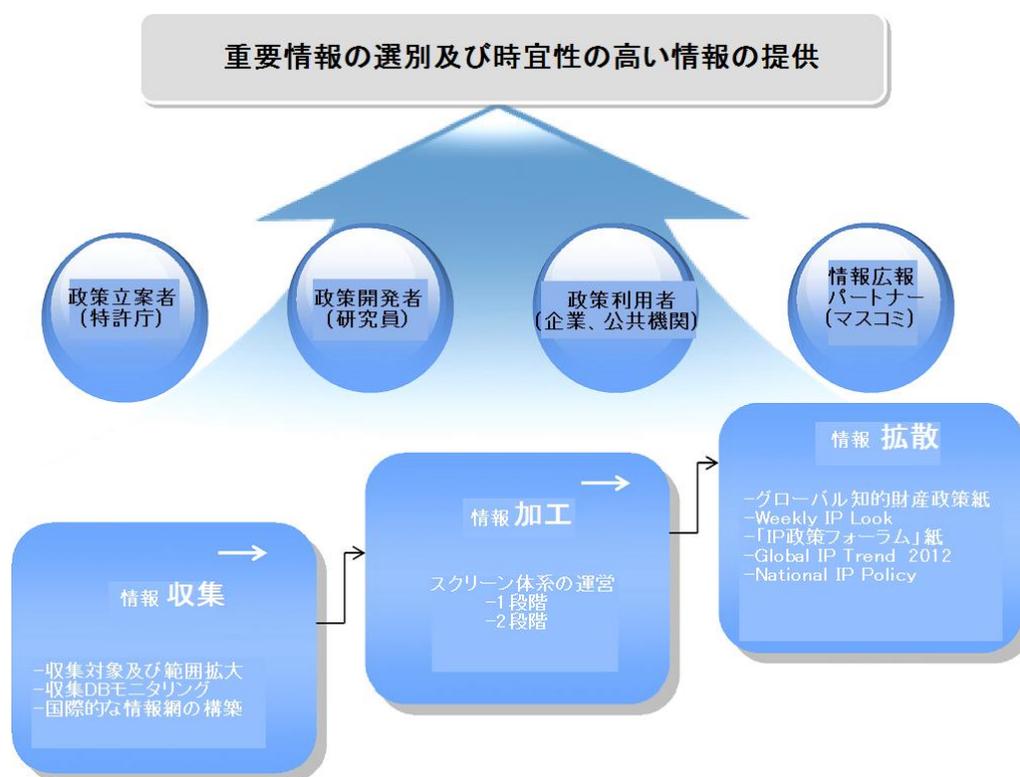
米国・ヨーロッパ・日本・中国など主な知的財産強国を中心に知的財産動向情報を把握し、主要内容を提供した。知的財産情報を提供する国内外DBを定期的にモニタリングし、他にもWIPOなど国際機関が発刊する資料及び主要新興国の政策動向も収集した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」の2種のウェブ発刊物と「国家別年間知的財産政策の分析」、「知的財産政策」、「National IP Policy」、「Global IP Trend」など4種の発刊物を通じて収集された知的財産動向を普及した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」の2種のウェブ発刊物と「IP Insight」、「知的財産政策」、「National IP Policy」、「Global IP Trend」、「国家別年間知的財産政策の分析」の6種の発刊物を通じて収集された知的財産動向を普及した。

「Issue & Focus on IP」は収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものを整理してメーリングサービスで毎週提供した。また、「深層分析報告書」は収集された世界動向及び学術情報などの知的財産関連情報を独自分析し、これを基に政策立案者たちに外国の関連政策と企業の知的財産動向に対する深層分析を提供(54回)した。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」を国別に整理した「国家別年間知的財産政策分析」を年末に発刊して提供した。

「IP Insight」を創刊して毎月主要政策 이슈と統計、判例などの 이슈とトレンドを分析して提供することで、随時変化している知的財産 이슈に対する情報を提供した。

「知的財産政策」は年4回(3月、6月、9月、12月)発刊しているが、主な知的財産政策 이슈や懸案に対する座談会を開催し、主要 이슈及びトレンドを分析して提供した。世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文翻訳本である「National IP Policy」(随時)をウェブで提供し、年2回まとめて発刊した。また、「Global IP Trend」を通じて年間国内外の知的財産主要 이슈を選定し、専門家寄稿を通じて未来予測を提供した。

<図Ⅱ-3-1> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

主要国の知的財産金融生態系作りに関する経験の共有及び国内IP金融懸案などを議論するため「IP金融国際コンファレンス」を開催した。

公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」を実現し、知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有の活性化を通じて専門性を強化した意見収集の場として活用した。

<表Ⅱ-3-3> 2014年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
知的財産金融生態系造成のための IP 金融国際コンファレンス
(社)韓国知識財産学会 2014 秋季学術大会の共同開催

2014 知的財産専門家フォーラム(特許と創業)

3) 知識財産研究の基盤作り

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。

＜表Ⅱ-3-4＞大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況

区分		2012年	2013年	2014年
受付チーム数	大学生	78 チーム	75 チーム	103 チーム
	大学院生	56 チーム	71 チーム	64 チーム
合計		134 チーム	146 チーム	167 チーム
受付チーム数	大学生	10 チーム	24 チーム	19 チーム
	大学院生	14 チーム	27 チーム	20 チーム
	指定テーマ部門	1 チーム	-	-
合計		25 チーム	51 チーム	39 チーム

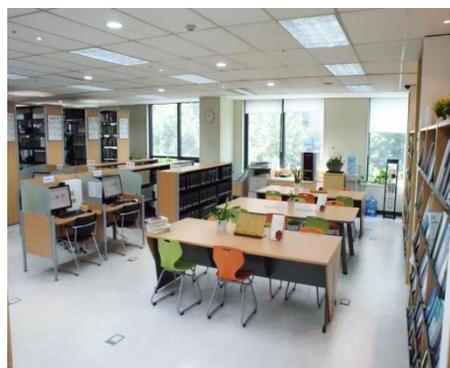
知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、現在韓国研究財団に登載誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約8,215冊、研究報告書3,216冊、フォーラムセミナー資料489冊、定期刊行物4,975冊など計16,895冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そして、図書館訪問でのみ利用可能であった学術DBを自宅やオフィスなど外部からでもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入するなど持続的に利用者の利便性を高めている。

<図Ⅱ-3-2>知的財産専門図書館



<知識財産専門図書館の内部>



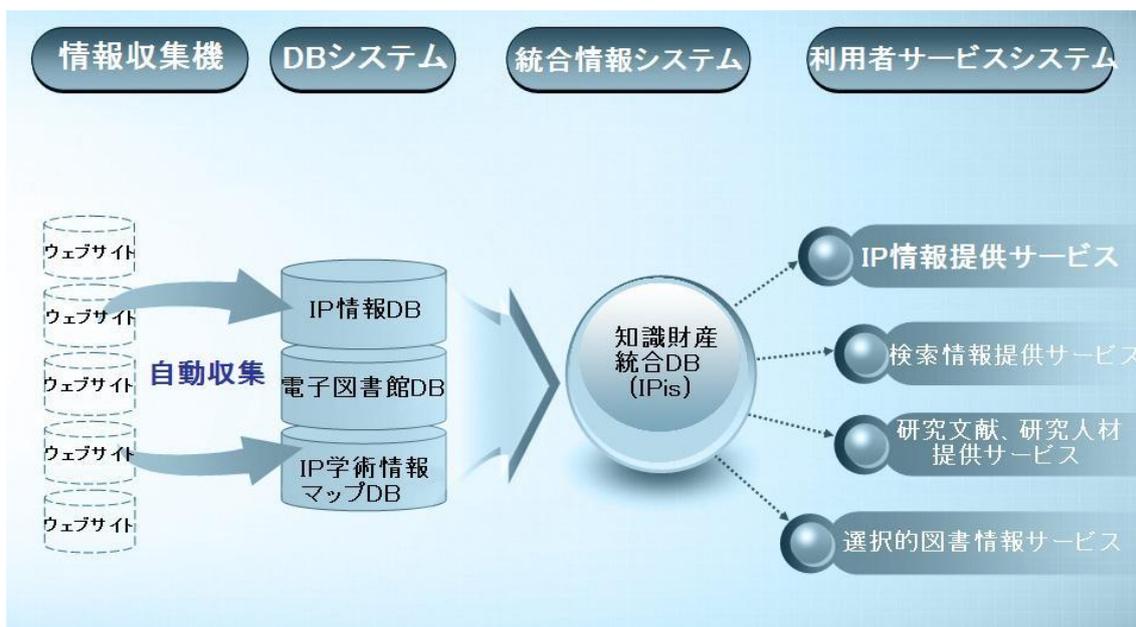
<知識財産専門図書館の書架>

4) 知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2014年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含めて会員数は10,341人に達しており、ウェブアクセシビリティ及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週配信するニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築して論文、動向、人材など多様な分野の知的財産研究DBを構築することで、知的財産分野の戦略的な学術振興に向けた総合的ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の計38,022件の学術情報を検索・閲覧することができる。

<図Ⅱ-3-3>知的財産情報サービスシステムの構成図



5) 知的財産基礎研究への支援

創造経済時代において知的財産分野の基礎研究を行うことで経済・経営、法制度及び政策関連の基礎資料と方法論を提供するなど国家知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の樹立を支援している。

特に、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究などを通じて知的財産の未来予測研究など他の知的財産関連研究の基礎資料と方法論を提供する中長期・中大型基礎研究の遂行を支援している。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

＜表Ⅱ－3－5＞2014年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
知的財産制度の実効性を高めるための法制度の基礎研究	知的財産制度の実効性を高めるための産業財産権 5 法の解説書の作成及び実効性に影響を与える争点の研究
海外主要国の知的財産法制度及び政策動向の調査・分析	海外主要国の知的財産法体系に対するテーマ別法令、判例、政策などを沿革中心に総合分析し、テーマに対する各国の法令、立法沿革、判例情報を統合的に提供
対外協力研究	WIPO など知的財産国際機関における主要アジェンダの分析及び韓国の対応戦略を樹立し、韓・中、韓・インドネシア、韓・ベトナム FTA など国際交渉時の知的財産方策を講じる
知的財産と経済発展	知的財産制度・政策 (PATENT BOX 制度) が国家・産業・企業に与える経済的な効果の分析、企業の IP 特性変数が創業企業の生存に及ぼす影響の分析など知的財産のマクロ効果分析研究
知的財産動向及び未来展望	知的財産権基盤の経済・産業情報サービスのための知的財産情報連携分析方法の開発、知的財産集約産業の経済的効果の分析などの研究を通じて、知的財産未来展望研究のための基盤構築
国家知的財産戦略の樹立に関する研究	知的財産基盤の創造経済実現戦略の樹立・推進根拠作りにために公共特許成果の民間活用促進方策、知的財産基盤の創造企業育成策、職務発明制度の経済的効果の分析など懸案の研究

ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて知的財産関連の懸案 이슈に対する情報提供活動を単純分析のレベルから、政策の核心内容をまとめて事案に対して深層分析後対応策が樹立できるように強化する必要がある。また、法・経済経営・科学技術など各学問分野との深みのある融合研究が出来るよう環境作りに取り組んでいる。また、国際知的財産戦略研究及び交流・協力を支援するとともに、知的財産政策情報提供の環境と中長期戦略樹立・推進の基礎となる基盤研究の遂行を強化するために取り組んでいる。

第4章 強い知的財産権創出に向けたIP-R&Dの拡大

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 ポク・サンムン

国家研究開発事業は国家競争力を強化するために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間が開発するには費用負担が大きい技術分野に対して研究する時に推進される。国家予算で運営されるこのような研究開発の予算規模は毎年持続的に増加している。

しかし、このような量的な成長にもかかわらず、先進国に比べると質的な技術革新の成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなげる知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保できるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許情報の活用を通じて国家研究開発事業の効率性を高め、優秀特許を創り出すなど多様な波及効果が期待できるため、持続的な研究開発と特許情報の相互補完体系を構築する必要があり、これを基に源泉・核心特許を創出するとともに技術移転・事業化などにつなげることで高付加価値を創り出す必要がある。

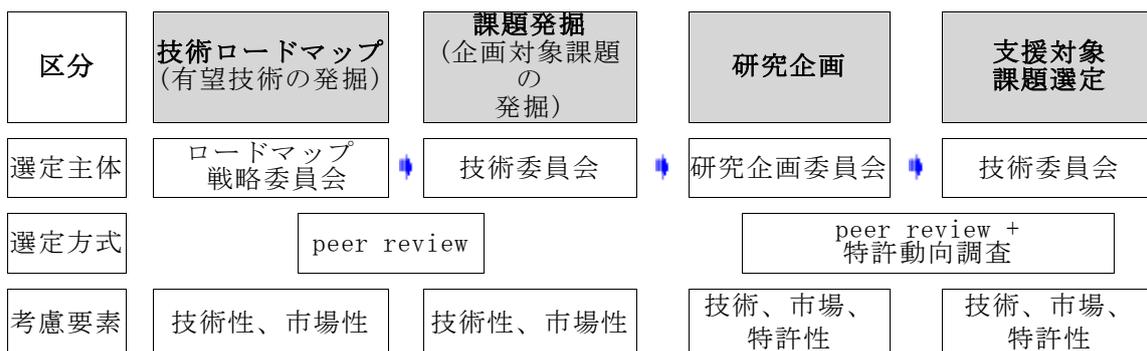
2. 国家特許戦略青写真の構築拡大

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

グローバル競争のための国家技術力の向上と創造経済推進の成功のため、未来有望技術を発掘して集中的に投資することが求められており、先進国は既に未来主導権を確保するために政府レベルで中長期計画を立てて国家戦略事業を選定し、革新技術の導出に力を入れている。

知的財産戦争時代に対応するため、知的財産権観点から優秀特許の創出が可能な有望技術を発掘し、技術先取り戦略を樹立する必要がある。政府のR&D投資拡大政策の結果、特許の量的規模は世界水準に達しているものの、質的水準は相対的に不十分な水準である。源泉・核心特許の不足で知的財産貿易収支の赤字は持続的に増加傾向にある。

<図Ⅱ-4-1> 現政府のR&D課題発掘プロセス(2009)



現在政府R&D事業の研究開発課題を発掘する際に殆ど専門家の主観的評価(peer review)に依存することで、優秀知的財産の獲得可能性が考慮されない非定量的課題発掘の慣行は政府R&D投資の効率性を大きく阻害している。R&D機関の特許情報分析経験及びインフラ不足によって課題発掘段階で特許情報を活用しようとしても取り入れることが容易ではない。

一部R&D部処が技術ロードマップ樹立時の知的財産権分析の必要性を認識し、特許分析(30大国家重点科学技術ロードマップ構築/未来創造科学部)を試みているが、概括的な分析に止まっている状態で、R&D部処課題企画の専門担当機関は課題発掘のための特許情報分析において知的財産専門部処である韓国特許庁の役割を期待している。

知的財産権獲得の観点から特許分析を通じて優秀特許の創出が可能な有望技術を提示し、これを達成するため国家レベルの知的財産権先取り戦略を提示する必要がある。そこで特許庁は全世界の特許情報データを分析して未来有望技術を発掘する「国家特許戦略の青写真構築事業」を企画し、2012年から推進している。

ロ. 推進内容

1) 有望技術に対する定義

有望技術に対する一般的な定義は有望技術発掘の目的や発掘対象によって非常に多様であり、有望技術に対する用語の概念として未来技術(FUTURE TECHNOLOGY)、将来性のある技術(PROMISING TECHNOLOGY)、新興技術(EMERGING TECHNOLOGY)、新技術(NEW TECHNOLOGY)、突破技術(BREAKTHROUGH TECHNOLOGY)、核心技術(KEY TECHNOLOGY)がある。

観点による有望技術に対する定義として供給者観点とこれを活用する受容者観点などこれを解釈する主体と見方によって技術開発主体別の分類、技術特性による分類、市場特性による分類、特許観点での分類などで定義されている。また、導入期にある破壊的技術として10年程度の中長期的な観点から国家・社会的 이슈を反映しながら産業をリードする技術として定義されることもある。

先行研究事例での特許分析を通じた有望技術の予測は5～10年程度の近い未来の発展可能性に焦点を当て、市場で優位を占めるものと期待される特許技術として定義されている。

特許は全世界的に審査を通じて公開・管理される信頼性の極めて高い科学技術データとして全技術知識の約80%が含まれており¹⁴、多様な商業的あるいは公的データベースを通じて簡単にアクセス可能であるという長点を持っている。よって特許データが未来核心技術基盤の新事業と関連して最も活用度が高く、産・学・研からも高い関

¹⁴ EPO Patent information promotion (EUROPEAN PATENT CONVENTION 40, 2013年)

心を示している。

そこで「国家特許戦略青写真構築事業」では有望技術を「特許観点から見て最近浮上している技術として、韓国が競争力を確保でき、技術自体の競争力(有望性)が高く、5～10年後源泉・核心特許の先取りを通じた市場での優位の確保が期待される技術」として定義している。

2) 推進基盤

特許分析のための有望技術を発掘するためには主要市場と技術をリードするIP5カ国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)の全特許を対象にする。しかし、IP5カ国の特許累積件数は2013年基準で約2億3,500万件程度で、一回で分析するには過剰な時間と費用がかかるため、産業分野を分けて個別推進する体系を樹立した。

韓国科学技術標準分類体系、韓国産業分類体系、6T(IT、BT、NT、CT、ET、ST)、産業部35大産業分類などを総合検討し、環境部及び気象庁などのニーズを受け入れて以下の表のような18大産業分野体系を樹立した。

<表Ⅱ-4-1> 18大産業分野分類体系

18大産業分野		産業分野の細部説明
1	情報 通信	情報通信メディア
2		デジタルTV/放送、電波衛星放送
3		次世代通信
4		次世代モバイル通信、BcNを含む
5		半導体
6	産業 バイ オ	半導体及び製造装備技術
7		ディスプレイ
8		ディスプレイ及び製造装備技術
9	LED/光	LEDを含む光技術、電気電子一般部品
10	産業融合技術	NT、IT、BTの産業融合技術(BNT、BIT、NITなど)
11	次世代ロボット	ロボット源泉技術(例：人間模写技術など)、ロボット応用技術(例：手術用ロボット)
12	環境/気象	環境技術(ET)、気象技術、気候変動及び温室効果ガス関

		連技術を含む
9	農林水産食品	農林、水産、山林、食品産業
10	バイオ/医療	バイオ(医薬、産業、融合、グリーン、海洋)、医療機器産業
11	素材	産業素材分野：複合素材、化学/繊維/金属素材、二次電池、燃料電池分野
12	部品	産業部品分野を含む
13	電力/原子力	電力/原子力技術、スマートグリッドを含む
14	陸上輸送	自動車(スマートカー、エコカーを含む)、鉄道、鉄道及び道路交通システム
15	製造基盤	プラント/エンジニアリング、産業用機械、生産装備、生産システム、生産基盤
16	海上航空輸送	造船海洋分野、衛星体(打上げ)航空宇宙
17	エネルギー資源	資源技術、エネルギー貯蔵、廃資源の活用、エネルギー効率の向上
18	再生エネルギー	再生エネルギー(電気、熱分野を含む)

3) 推進体系

特許庁が特許観点の未来有望技術をR&D省庁及び民間R&D(企業、大学、公共研究所、個人)機関に提示して強い特許を先取りできるR&D推進を誘導している。

< 図 II-4-2 > 事業推進体系



ハ. 主要内容及び成果

1) 推進経過

2012年バイオ、モバイル通信、ロボットの3大産業分野を始めに2013年産業融合、素材、エネルギー、環境など4大産業分野、2014年農林水産食品、部品、再生エネルギー、海上航空輸送、LED/光産業分野に対して産業別未来有望技術とその特許先取り戦略を樹立し、企業体及び政府省庁に提示した。

<表Ⅱ-4-2> 国家特許戦略青写真構築事業における推進対象の産業分野

年度	産業分野	備考
2012年	3つ ①モバイル通信、②バイオ産業、 ③ロボット	産業別10大有望技術の発掘
2013年	4つ ④産業融合、⑤素材産業、⑥エネ ルギー資源、⑦環境/気象	産業別10大有望技術の発掘 産業別IP戦略ロードマップの追加
2014年	5つ ⑧再生エネルギー、⑨LED/光、⑩農林水産食品、⑪部品、⑫海上/ 航空輸送	
2015年	6つ ⑬陸上交通、⑭情報通信メディア、⑮半導体、⑯ディスプレイ、⑰電 力/原子力、⑱製造基盤	

2) 4段階推進プロセス

国家特許戦略青写真構築事業は以下のように4段階プロセスに沿って推進されている。

＜図Ⅱ-4-3＞国家特許戦略青写真構築事業における推進対象産業分野

大分類	中分類	小分類		核心技術	
		IPC	分類名		
A61K [医薬バイオ] 	A61K031/048 [再組換え医薬品] 	A61K/039	蛋白質 医薬品	1) 蛋白質 融合技術	蛋白質/機能性分子融合技術
					蛋白質/蛋白質融合技術
					蛋白質/高分子融合技術
					人工蛋白質設計技術
					プロテオーム/ゲノム/トランスクリプトームの解析技術
				2) 糖蛋白質の製造技術	
	A61K031/048 [再生医薬品]	A61K035	細胞治療剤		人工多能性幹細胞
					2) 植物幹細胞

3段階有望技術の選定は特許観点から有望技術選定を行うが、1次的に浮上技術分析を通じて100大浮上技術即ち100大候補有望技術を選び出し、2次的に有望技術の分析と源泉性の分析を通じて最終的に10大有望技術を導き出す。

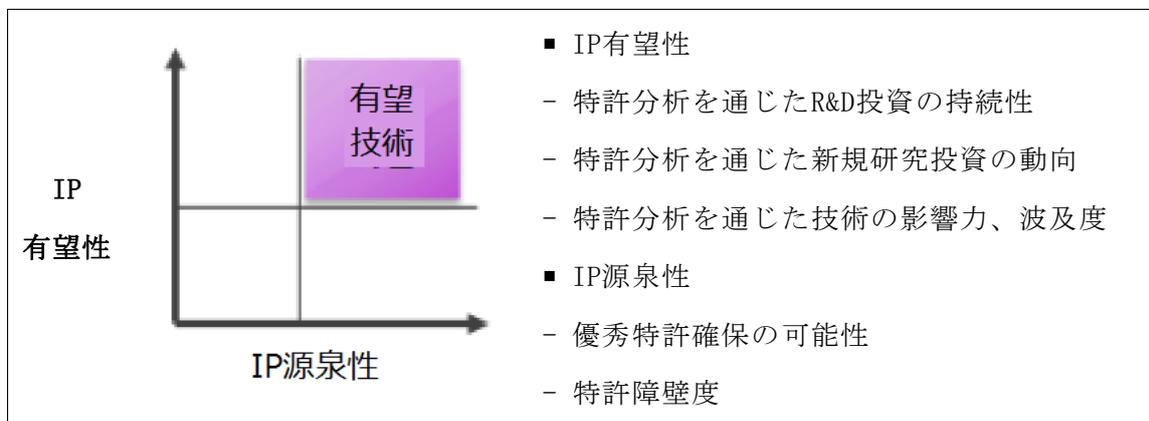
1次浮上技術分析はIP戦略技術体系の核心技術を対象に定量分析を通じて最近関心を集めている特許観点の浮上技術を選別する。浮上技術は緑色、停滞技術は黄色、衰退技術は赤色で表記する交通信号表記システムを使用し、上位の浮上技術を中心にIP戦略技術体系の核心技術のうち100個の技術を候補有望技術として選定する。

<図Ⅱ-4-4> 浮上技術分析結果の事例

中分類	小分類	技術コード	技術名	浮上技術総合評価	重要性				市場性					技術発展段階	技術循環周期(TCT)						
					出願増加率		占有増加率	2012増加率	総合	市場確保指数		最近外国人出願増加国			総合	核心技術	TCT変化(20年)				
					幾何平均	最近6年				PPS指数	平均比	韓国	米国					ヨーロッパ	日本		
知能型自動車	車両安全	プラン01	周辺状況認識技術	●	0.90	0.91	1.02	30.7%	中	2.69	1.00	増加	減少	減少	増加	上	発展	6.3	-0.1	中	
		プラン02	周辺情報統合技術	●	0.93	0.96	1.02	43.0%	上	2.77	1.03	減少	減少	減少	減少	下	発展	6.0	0.4	中	
		プラン03	ドライバー感傷/居眠り/統合型生体認識統合技術	●	0.78	0.75	1.12	36.2%	中	2.03	0.76	減少	増加	増加	増加	上	発展	7.7	1.9	上	
		プラン04	事故予防技術	●	1.01	0.92	0.77	35.4%	中	3.04	1.13	減少	減少	減少	減少	下	成熟	7.6	0.0	中	
		プラン05	衝突防止技術	●	0.89	0.95	1.02	27.4%	中	2.36	0.85	減少	増加	増加	増加	上	発展	6.5	-0.7	中	
		プラン06	車両運行関連情報(Data)活用技術	●	0.71	1.00	1.61	37.3%	中	2.66	0.99	減少	減少	減少	減少	下	発展	7.0	0.1	中	
		プラン07	スマートブラックボックス及びモニタリング技術	●	0.93	1.19	1.15	30.0%	上	1.81	0.67	減少	増加	減少	増加	中	発展	6.9	-1.3	下	
	無人自律走行	プラン08	車両セキュリティ技術	●	0.94	0.92	1.25	26.3%	中	3.00	1.12	減少	減少	減少	増加	中	発展	6.4	-0.2	中	
		プラン09	センサー基盤自律走行技術	●	1.19	1.42	1.07	59.1%	上	3.59	1.31	増加	増加	減少	減少	上	回復	6.8	-1.6	下	
		プラン10	車間距離制御技術	●	1.13	0.65	0.61	42.9%	中	2.82	1.05	減少	減少	増加	減少	中	衰退	6.3	-0.8	中	
		プラン11	自律認識制御技術	●	0.77	0.90	1.08	92.3%	上	3.45	1.28	減少	減少	増加	減少	中	回復	7.3	-1.5	下	
		プラン12	換向走行支援システム技術	●	0.87	1.07	1.05	56.3%	上	3.07	1.14	増加	減少	増加	減少	上	成熟	7.3	0.5	中	
		プラン13	V2X統合自律走行技術	●	1.14	1.72	1.14	40.9%	上	3.22	1.20	増加	増加	増加	減少	上	発展	6.7	-2.8	下	
		プラン14	無人運転走行システム	●	0.83	0.73	0.91	23.5%	下	2.09	0.73	減少	減少	増加	増加	下	成熟	10.2	1.5	上	
		車両用ネットワーク	プラン15	車内ネットワーク及びアクセス技術	●	0.89	1.22	1.28	50.0%	上	2.87	1.07	増加	増加	増加	増加	上	発展	6.2	0.3	中
		プラン16	V2X車間無線通信技術(V2X+V2I)	●	0.87	1.10	1.16	32.3%	上	2.63	0.93	減少	増加	増加	増加	上	発展	6.3	-0.8	中	
		ドライバーの利便性	プラン17	ドライバー向け	●	0.95	1.49	1.29	33.1%	上	2.31	0.86	増加	増加	増加	増加	上	発展	6.5	0.5	中
		プラン18	個人適応型自動車技術	●	0.90	0.88	0.95	34.4%	下	2.73	1.02	減少	減少	減少	減少	下	成熟	6.7	-0.1	中	
平均					0.92					2.69							7.1				

2次有望技術の選定は100大候補有望技術(浮上技術)を深層分析¹⁵し、10大特許観点の有望技術を選定する過程である。

<図Ⅱ-4-5> 深層分析の概要



4段階IP戦略技術ロードマップの構築は産業分野別10大有望技術に対して追加的な深層分析を通じて核心・源泉特許が確保可能な有望R&D課題を選定し、課題別特許確保可能類型を分析してポートフォリオ確保戦略を提示する。また、有望R&D課題で戦

¹⁵ 深層分析はIP-有望性分析とIP-源泉性分析を通じていずれも高い結果を出した技術の特許観点の有望技術として優先的に推薦し、それを実務委員会の技術専門家の技術実現可能性検討意見を追加してIP戦略委員会の会議を通じて最終選定する方式を活用している。

略技術ロードマップを構築して提示する。

3) 推進成果

産業分野別に選定された10大有望技術と有望R&D課題を各省庁に提供し、新規R&D企画課題181件として活用した。

＜表Ⅱ－4－3＞2012～2014年事業の省庁R&D企画課題として反映された結果

年度	産業分野	有望技術	特許観点 有望 R&D 課題	関連省庁 R&D 企画課題への反映状況		
				省庁	青写真連 携課題	備考
2012 年	ロボット	10 件	24 件	産業部	9 件	特許観点 18 件の課題が 9 件の企画課題として反映*
	バイオ	10 件	23 件	産業部	8 件	特許観点 8 件の課題が 8 件の企画課題として反映**
	モバイル 通信	10 件	46 件	産業部	3 件	特許観点 4 件の課題が 3 件の企画課題として反映
				放通委	4 件	特許観点 4 件の課題が 4 件の企画課題として反映
	小計	30 件	93 件		24 件	
2013 年	産業融 合	10 件	45 件	産業部	14 件	2013 年下半年 11 件 IT 融合、医療機器分野 2014 年上半年 3 件 IT 融合分野
				福祉部	2 件	2013 年下半年 2 件 R&D 企画研究課題
				文体部	7 件	2013 年下半年 7 件文化技術企画課題
				未来部	7 件	2013 年下半年 7 件企画課題
	素材	10 件	31 件	産業部	7 件	2013 年下半年 7 件の化学、金属素材分野企画課題
	エネルギー資源	10 件	29 件	産業部	4 件	2013 年下半年 4 件の資源開発分野課題
	環境気 象	10 件	28 件	環境部	1 件	2013 年下半年 1 件の環境技術開発課題
				気象庁	2 件	2013 年下半年 2 件の気象技術開発課題
				産業部	6 件	2013 年下半年 6 件の清浄生産分野課題
未来部				1 件	2013 年下半年 1 件の企画課題	
小計	40 件	133 件		51 件		
2014 年	農林水 産食品	10 件	32 件	農林部	-	2015 年農林分野 R&D 課題企画に反映中
				農振庁	5 件	独自 R&D 企画に反映

部品	10件	21件	産業部	13件	2014年下半期素材部品技術開発事業に反映 2014年下半期産業核心技術開発事業に反映
再生 エネルギー	10件	23件	産業部	16件	2014年下半期再生エネルギー核心技術開発事業 R&D 企画課題に反映
			未来部	-	2014年技術需要調査基準として活用
海上航 空輸送	20件	60件	海軍部	2件	2014年海洋科学技術分野課題
			防衛省	47件	2014年国防分野核心技術課題
			産業部	7件	2014年船舶エネルギー分野 1 件の課題 2014年航空宇宙部品技術開発産業に反映
LED 光	10件	33件	産業部	16件	2014年下半期 LED 及びレーザー分野に反映
小計	60件	169件		106件	

<表 II-4-4> 省庁 R&D 企画課題として活用した結果の事例

分野	有望技術	省庁 R&D 企画課題
産業融 合	医療用 Big data 技術	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. 個人に合わせた健康管理のためのスマート医療機器と EMR 及び PHR 統合管理プラットフォームの開発 [福祉部(韓国保健産業振興院)] 1. 社会保障部門のビッグデータ事業企画研究 2. 保健医療ビッグデータ R&D 事業企画研究
	ソーシャルエネルギークラウド管理システム	[建設技術研究院] 1. 国土ライフライン高度化技術企画(国土部国土交通科学技術振興院国家 R&D 企画課題として提案)
	IT 基盤水質モニタリング技術	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1. 河川藻類防除技術開発
	非接触式 UI/UX 基盤の動作認識・センシング技術	[文体部(韓国コンテンツ振興院)] 1. 体の不自由な人及び高齢者や子供のための機能性ゲームのインターフェース標準及び認証/検証技術の開発 2. 仮想宇宙旅行シミュレーションゲームの技術開発 3. 動作認識センサーと熱画像カメラを利用したリアルタイムメディア融合舞踊舞台演出システムの開発 4. Leap モーションに基づいた彫刻と塑像の直観的な両手技法を使用する 3次元モデリングシステム技術の開発 [未来創造科学部(建設技術研究院)] 1. 夜間雨天の際道路視認性増進技術開発計画
	芸術活動演出シミュレータ及び舞台自動化技術	[文体部(韓国コンテンツ振興院)] 1. マルチプル連動可能な複合機能型超薄型スマートステージ技術開発 2. DIY(DO IT YOURSELF)ライト、モーションコントロールソリューション開発 3. 空間及び展示品の制限を超える先端博物館展示技法のための超リアルなデジタル再現及び相互作用技術の開発
素材	高強度軽量アルミニウム合金	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. アルミニウム連続鋳造技術

	3D プリント素材	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. チタニウム総合素材化事業(メガプロジェクト)
	電磁波遮蔽/吸収用 超軽量高分子複合素 材	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. 低比重導電粒子の製造技術及びそれを利用した電磁波遮蔽用コーティング剤 の開発(化学工程 PD)
エネ ル ギ ー ・ 資 源	シェール/タイトサ ンドガス	[産業通商資源部(韓国産業技術評価管理院)] 1. ガス資源 C2 基盤芳香族化合物及びプロピレン製造技術の開発 2. シェールガス採掘素材の開発
		[産業通商資源部(海外資源開発振興財団)] 1. シェールガスプレイにおける亀裂の役割を究明するための個別要素モデリン グ研究 2. シェール及びタイトサンドガスの底流層特性化及び圧力遷移分析を通じた生 産性評価
	断熱技術(素材及び システム)	[未来創造科学部(建設技術研究院)] 1. 電力大乱を防止するための既存ビルのグリーンリフォーム技術の開発

また、未来部及び産業部などの政府省庁の科学技術基本計画、ロードマップ樹立時
の青写真事業のIP戦略技術体系及び有望技術導出結果が反映された。

<表 II-4-5> 2012～2014年政府R&D基本計画及びロードマップ反映状況

区分	青写真結果の活用内容	青写真産業分野
IP 戦略技術体 系	o2013 年未来部 2 次「国家融合技術基本計画」の技術体系として活 用 *青写真の 5 大分類構成を同基本計画の 5 大基本体系として活用	産業融合(2013 年)
	o2012 年産業部「ロボット産業 DB 構築」事業の技術体系樹立時に IP 戦略技術体系を活用	ロボット(2012 年)
	o2012 年国土部海洋バイオ分野 R&D 計画の技術体系樹立時に IP 戦略 技術体系を活用	バイオ(2012 年)
有望技術の選 定結果及び深 層分析の結果	o2013 年未来部 2 次「国家融合技術基本計画」樹立時に有望技術選 定結果を重点 R&D 推進方向の設定に活用	産業融合(2013 年)
	o2013 年産業部戦略企画団が推進する「メガプロジェクト」で単位 分野別浮上技術分析結果を活用	全体(2012～2013)
	o2012、2013 年未来部の政府 R&D 技術性(予備妥当性)評価*時に「技 術開発の必要性」項目の判断資料として活用	全体(2012～2014)
	o2014 年未来部「国家重点科学技術戦略ロードマップ」作成時に核 心技術分野戦略の樹立と要素技術別の目標樹立に反映	全体(2012～2013)
	o2012 年産業部「産業融合源泉 R&D 戦略」の重点研究分野の選定時 にモバイル通信分野の浮上技術分析結果を反映	モバイル通信(2012 年)

二. 評価及び発展方向

事業結果最終報告書を大学・公共研究所及び民間企業に配布してから活用度を調査した結果、2012年事業結果報告書は78.7%が(2013.7調査)、2013年事業結果報告書は94.9%(2014.8)が有効に活用したことが分かった。活用分野としてはR&D企画及び中長期戦略の樹立、特許技術動向の習得、技術事業化及び市場動向の把握、新規R&Dアイテムの発掘などに主に活用したことが分かった。

2015年6大産業分野に対する源泉・核心特許が創出可能な未来有望技術の発掘及び特許戦略ロードマップの構築を推進する予定であり、2015年まで18大産業分野に対する国家特許戦略青写真構築を完了する計画である。

<図Ⅱ-4-6> 国家特許戦略青写真構築計画



2016年以後国家特許戦略青写真事業は中長期的な観点から改編する計画である。中長期計画は、第一、全産業分野に対するマクロ特許戦略青写真を提示し、第二、近未来市場をリードすると思われるテーマ技術に対する特許戦略青写真を構築し、第三、国家戦略事業または基盤産業に対する特許戦略青写真を構築する計画である。

また、政府R&D省庁及び専担機関の特性及び需要を反映して 必要な分析指標を中心

に構成されるオーダーメイド型報告書を該当機関が拡大して提供することで省庁及び専担機関の活用度を高める計画である。また、持続的な説明会及び広報を通じて報告書の詳細内容を政府及び民間研究開発者たちに持続的に案内する計画である。

特許戦略青写真事業の中長期支援計画を通じて対内外的な急激な環境変化による国内外研究開発発展の流れと特許競争力の変化を予測し、強い特許を先取りできる未来有望技術と特許先取り戦略及び関連R&D戦略を持続的に提示することで強い特許先取りを通じた韓国研究開発投資の効率性を高める計画である。

3. 政府R&D特許技術動向調査の義務付けの拡大

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は国家研究開発事業の結果として生み出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査事業を試験的に実施した後、各省庁の国家研究開発事業の企画及び課題選定過程において特許動向調査及び先行特許調査を支援した。

特許動向調査は未来創造科学部、産業資源部など研究開発遂行省庁が中長期、大型研究開発事業を展開する際に研究企画段階で開発中の技術と関連する特許動向及び特許確保可能性を分析・提供することで特許が先取られていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そして、先行特許調査は課題選定過程において課題内容と関連して同一・類似する特許の存在有無を調査・提供して重複投資を防止することを目的としている。

現在国家研究開発事業の課題を企画する際は基礎研究、応用研究及び開発研究など全ての研究開発段階で特許動向調査を大統領令で義務付けており、課題選定の際に先行特許調査は応用研究または開発研究段階の研究開発課題である場合に限定して義務付けている。また、段階評価の際も特許動向調査を勧告しているが、「国家研究開発事業の管理などに関する規定」にその内容が規定されている。

＜表Ⅱ－4－6＞国家研究開発事業の管理などに関する規定(大統領令)

(第4条第2項) 中央行政機関の長は第1項による事前調査または企画研究を行う場合、応用研究段階及び開発研究段階の**国家研究開発事業**に対しては**国内外の特許動向、技術動向及び標準化動向(研究開発結果と標準化を連携する必要がある場合のみ該当する)**を調査しなければならない。

(第7条第3項第11号) ③中央行政機関の長は**研究開発課題を選定する時**は以下の各号の事項を検討しなければならない。但し、第11号の場合には応用研究または開発研究段階の研究開発課題である場合に限定する。

11. **公知された技術及び知的財産権存在の有無**(主管研究機関が中小企業で、総研究期間が1年以内の課題は除く)

(第16条第5項)⑤第1項の但書による**段階評価を行う時**はその研究開発課題と関連する**国内外特許の動向、技術動向、標準化動向、標準特許動向(標準化動向及び標準特許動向は研究開発成果と標準化及び標準特許を連携する必要がある場合のみ該当する)**及び事業化可能性などを調査してその段階評価に反映できる。

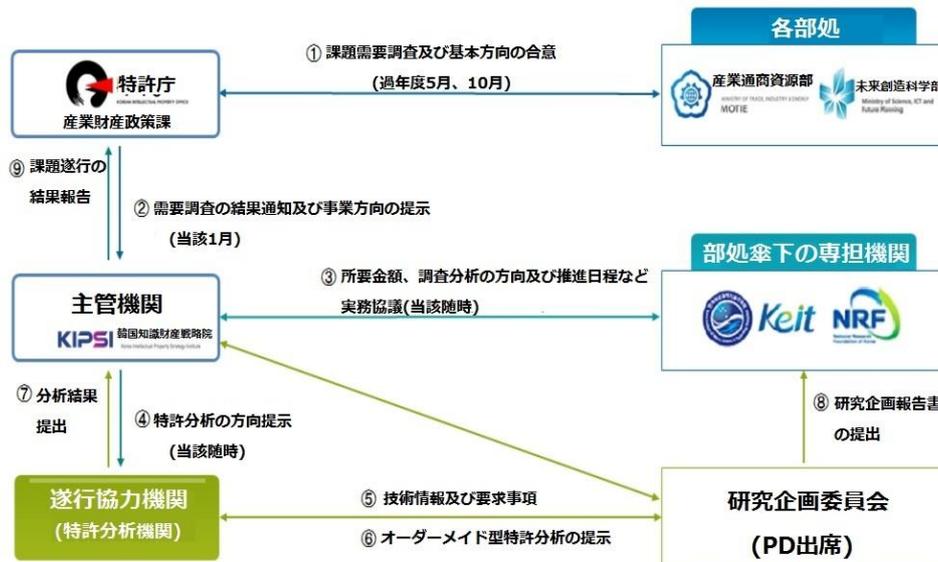
ロ. 推進内容及び成果

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画時の特許動向調査

特許庁は国家研究開発省庁との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を確定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2011年には694課題、2012年には735課題、2013年703課題、2014年723課題に対して研究企画段階の特許動向調査を実施した。

<図Ⅱ-4-7> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系

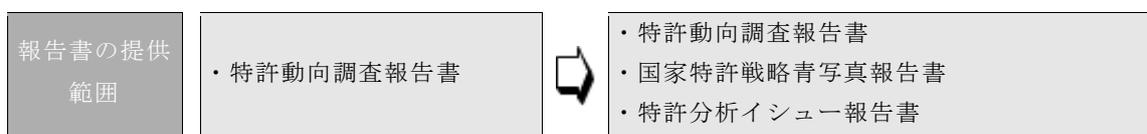


「特許動向調査報告書」は一般研究者たちも研究、技術開発を行う際に活用できるよう、e-特許ナラ(www.patentmap.or.kr)を通じて公開しているが、2014年メーリングサービス開始、特許分析体験サービスの導入などサービスの多様化を通じて情報へのアクセシビリティを高め、ユーザーの便宜を図った。

<図Ⅱ-4-8> e-特許ナラの改編事項

【～2013】

【2014～】



		<ul style="list-style-type: none"> ・ Best Practice Report
主な提供コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単一報告書提供サービス (タイトル検索支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合報告書提供サービス (全文検索) ・ 特許 DB 中心の技術トレンド分析 ・ キーワード DB を活用した自己分析支援
サービス提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索を通じた情報アクセス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関心分野メーリングサービスの導入 ・ アンケートを通じたユーザーパターン分析
追加サービス	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単で便利な特許分析体験サービスの導入 ・ サービス連携を通じたコンテンツ活用の拡大 ・ コンテンツの随時アップデート体系の構築

2014年各省庁で政府R&D課題を企画する時に特許動向調査の結果を提供した後にアンケート調査を実施した結果、191課題のうち85課題(44.5%)が特許動向調査の結果を活用して研究企画方向が修正されたことが分かった。

<表 II - 4 - 7> 2014年政府R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

省庁	研究開発事業名	課題数
国土交通部	コア技術革新型及び産学協力仲介センター事業	8
	建設交通研究企画事業	5
	交通物流研究事業	5
	国土交通研究企画事業	3
	航空技術開発事業	1
	航空安全技術開発事業	2
気象庁	気象産業支援及び活用技術開発事業	2
	グローバル標準観測所活用研究事業	1
企画財政部	予備妥当性調査事業	19
農村振興庁	農業共同研究事業	5
	農業基礎基盤研究事業	33
	園芸特作試験研究事業	14
	作物試験研究事業	7

	畜産試験研究事業	8
文化体育観光部	文化技術研究開発事業	60
	スポーツ産業技術研究開発支援事業	8
	スポーツ産業技術開発事業	2
未来創造科学部	公共福祉安全研究事業	1
	共同TLO事業	27
	ナノ融合技術開発事業	18
	未来有望融合技術バイオニア事業	21
	新産業創造プロジェクトパイロット事業	1
	電波技術開発事業	5
	情報通信技術開発事業	82
	創意研究事業	32
	出捐研支援課題	14
防衛事業庁	共同TLO事業	1
	軍民兼用技術開発事業	15
保健福祉部	グローバルコスメティック研究開発事業	1
	保健医療技術開発事業	6
	疾患克服技術開発事業	1
山林庁	山林科学技術開発事業	9
	山林生物種研究事業	4
	山林用種苗の生産貯蔵・流通管理技術開発事業	3
産業通商資源部	機械産業振興会事業	1
	ディスプレイ研究開発事業	1
	産業核心技術開発事業	221
	素材部品研究開発事業	17
	エネルギー技術開発事業	17
	研究装備競争力強化事業	1

	研究装備技術開発事業	1
	戦略的核心素材事業	1
	電子部品研究院基本研究事業	6
	知識サービス産業核心BI連携事業	8
安全行政部	災難危険低減技術開発事業	1
海洋水産部	海洋科学研究企画事業	9
	海洋研究企画事業	1
	海洋装備開発及びインフラ構築事業	3
環境部	グローバルトップ環境技術開発事業	3
	次世代エコイノベーション	3
	土壌地下水研究企画事業	2
	環境融合新技術開発事業	2
14省庁の53事業		723

2) 国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

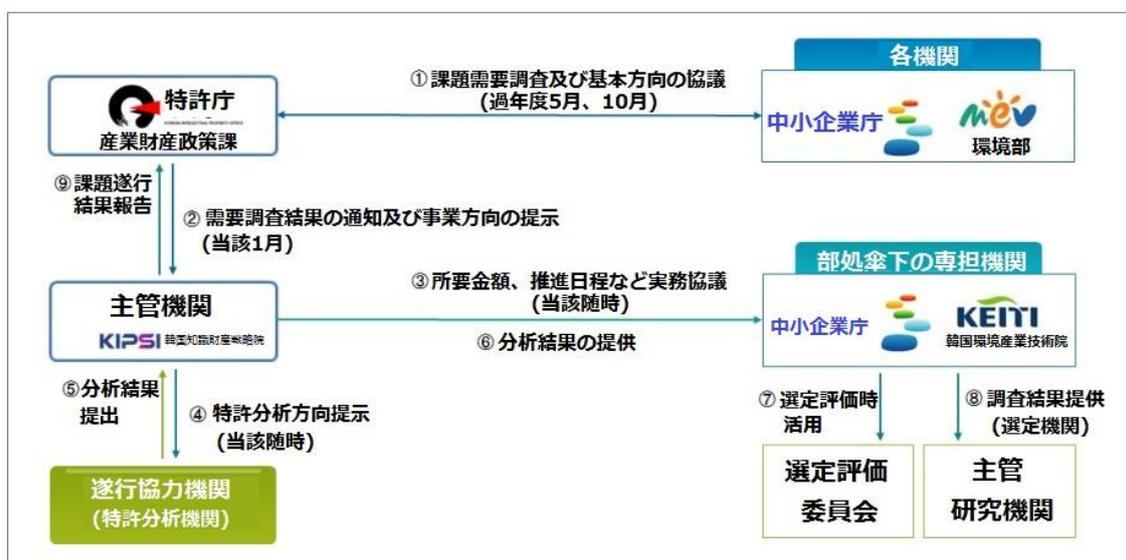
先行特許調査は短期、小型研究開発事業においてボトムアップ(Bottom-up)方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査することで研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は課題受付→技術分類→先行特許検索→調査報告書の作成などのプロセスを経て各省庁に「先行特許結果報告書」を提供し、各省庁は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

<図Ⅱ-4-9> 先行特許調査の進行プロセス



2011年には3,730課題、2012年には2,914課題、2013年には3,182課題、2014年には2,491課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援した。

<図Ⅱ-4-10> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



2014年度に先行特許調査を活用して課題を選定した評価委員を対象に実施した活用アンケート調査の結果と最終課題の選定結果を比較した結果、選定評価の過程において先行特許調査を活用して評価等級が調整され、それによって脱落した課題の比率が79.3%であることが分かった。

<表Ⅱ-4-8> 2014年政府R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査支援状況

省庁	研究開発事業名	課題数
国土交通部	国土交通技術事業化支援事業(技術需要調査段階)	21
気象庁	気象産業支援及び活用技術開発事業	45

農林水産食品部	高付加価値食品技術開発事業	300
	農林畜産食品技術料事業	9
	農林畜産食品研究開発事業	465
	農林畜産食品研究センター支援事業	9
	農生命産業技術開発事業	20
	未生物遺伝体事業	24
農村振興庁	農業共同研究事業	198
	ウ・ジャンチュンププロジェクト	42
文化体育観光部	スポーツ科学技術開発基盤造成事業	70
未来創造科学部	ICT研究開発事業(技術需要調査段階)	641
	公共福祉安全研究事業	12
防衛事業庁	軍民兼用技術事業	71
保健福祉部	グローバル化粧品新素材事業	29
	癌研究所及び国家癌管理事業本部運営事業	37
	リハビリロボット仲介研究用役事業	37
山林庁	林業技術研究開発事業	63
産業通商資源部	エネルギー技術開発事業	11
消防防災庁	災難安全技術開発基盤構築事業	22
	次世代核心消防安全技術開発事業	35
	特殊災難現場緊急対応技術開発事業	5
中小企業庁	融複合技術開発事業	77
海洋水産部	海洋水産研究企画事業(技術需要調査段階)	23
	海洋装備開発及びインフラ構築事業	8

環境部	グローバルトップ環境技術開発事業	7
	未来有望グリーン環境技術産業化促進事業	14
	土壌地下水汚染防止技術開発事業	34
	環境R&D事業	162
14省庁29事業		2,491

ハ. 評価及び発展方向

ソウル大学経済研究所が事業成果を分析した結果、国家研究開発事業R&D課題の企画及び選定の時に特許情報を活用した結果2013年に5,420億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて1課題当たり1.19倍の特許が追加創出され、優秀特許の比率も1.21倍が高く創出されたことが分かった。

<図Ⅱ-4-11> 2013年政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



* 政府R&D特許技術動向調査事業成果分析(ソウル大経済研究所)

2014年8月に一部改正されて2015年度に施行された「国家研究開発事業の管理などに関する規定」によれば政府R&Dの応用及び開発研究段階のみならず基礎研究段階まで拡大して特許動向調査を実施するよう義務付けられている。源泉特許を創り出す可能性の高い基礎研究段階課題を対象に特許動向調査支援をより拡大する計画であり、政府出捐金を受けて固有目的に合った研究を遂行してはいるものの未だに特許動向調

査が義務付けられていない出捐研究所または公共研究所の固有研究課題まで特許動向調査が実施されるよう支援を拡大する計画である。

また、各省庁で課題を企画する前に産・学・研を対象に技術需要調査を実施する時に先行特許調査を支援し、特許動向調査支援の際は特許のみならずデザインに対する動向まで把握できるように特許とデザインを連携して動向調査を支援する計画である。

特許技術動向調査事業は研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を通じてより競争力のある研究企画報告書の導出を誘導し、知的財産権中心の技術獲得戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用して研究企画段階のみならず研究を通じて開発された技術が事業との連携で収益を創り出すよう国家研究開発事業の全周期に特許情報活用を支援する予定である。

4. 政府R&D特許成果の管理

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 ポク・サンムン

イ. 推進背景

政府研究開発(以下R&D)の予算は2003年4兆9,036億ウォンから2014年17兆7,358億ウォンに大きく増加している。このように政府R&D予算規模が益々拡大するにつれ、R&D投資効率性に対する政府の関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術審議会(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

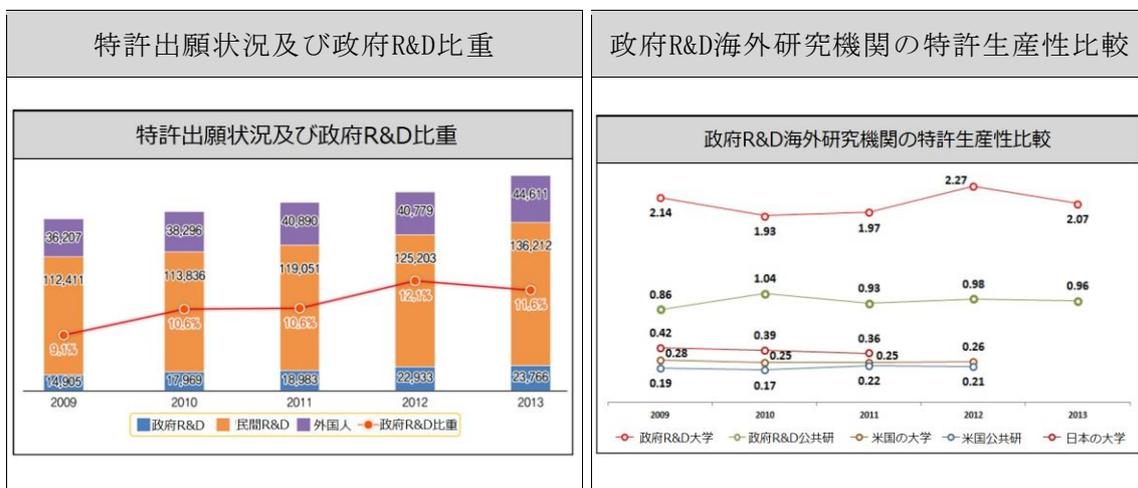
特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、国家研究開発事業で発生した特許成果の量的・質的水準及び活用状況を分析し、それと関連して示唆する点などを導出してその結果を毎年国家科学技術審議会に報告するなどR&D省庁及び機関などに普及している。

ロ. 推進内容及び成果

政府R&D政策樹立及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2013年度政府R&D特許成果を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2009～2013年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対してPQI (Patent Quality Index、特許品質指数、OECD基準)を活用した特許品質測定及び専門家分析を通じて質的水準を分析した。

分析結果によれば、2013年政府R&Dから創出された国内特許出願は23,766件で、最近5年間年平均12.4%の高い増加率を示しており、登録特許もまた年平均32.4%と持続的に増加している。量的効率性を示す特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)の場合政府R&D大学が2.27で米国大学(0.26)及び日本大学(0.34)に比べて高い水準であることが分かった。

<図Ⅱ-4-12> 2009年～2013年政府R&D特許出願及び特許生産性の現状比較

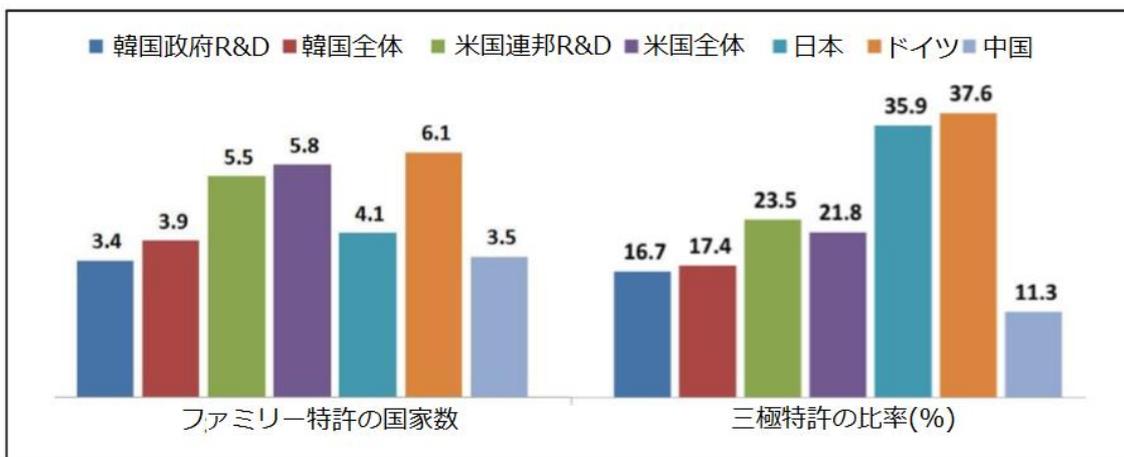


しかし、政府R&D特許の国内成果に比べて海外成果は期待に応えていないことが分かった。海外市場の競争力を表すファミリー特許数¹⁶と三極特許の比率¹⁷は米国連邦R&D及び主要国に比べて低い水準であり、よって積極的な海外権利化支援が求められる。

¹⁶ ファミリー特許は同じ発明が2か国以上に出願された特許を意味する。

¹⁷ 三極特許は米国、日本、ヨーロッパに同時出願された特許を意味する。

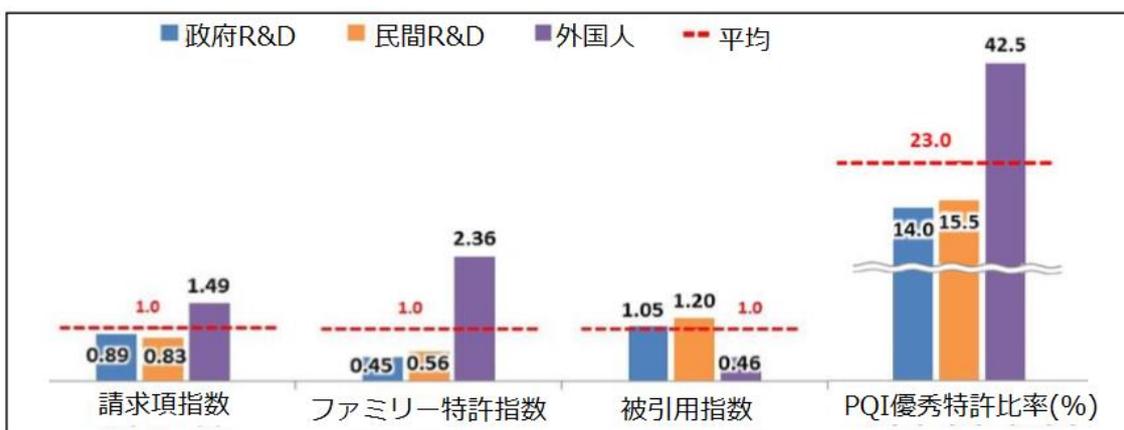
<図Ⅱ-4-13> 米国登録特許のファミリー特許及び三極特許の状況



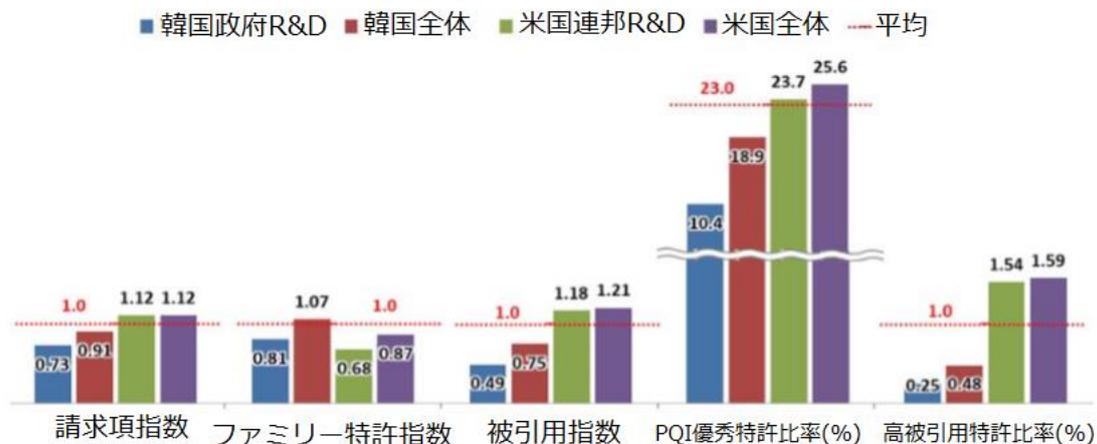
特許出願件数が毎年着実に増加して量的な面では著しい成果を上げたが、優秀特許及び質的な水準は依然として不十分であることが分かった。

政府R&D特許の質的な水準は民間R&Dと類似する水準であるが、外国人特許には及ばないと分析され、政府R&D米国登録特許の質的な水準も米国連邦R&D及び米国全体特許の平均未満であることが分かった。

<図Ⅱ-4-14> 国内特許の質的な水準の比較



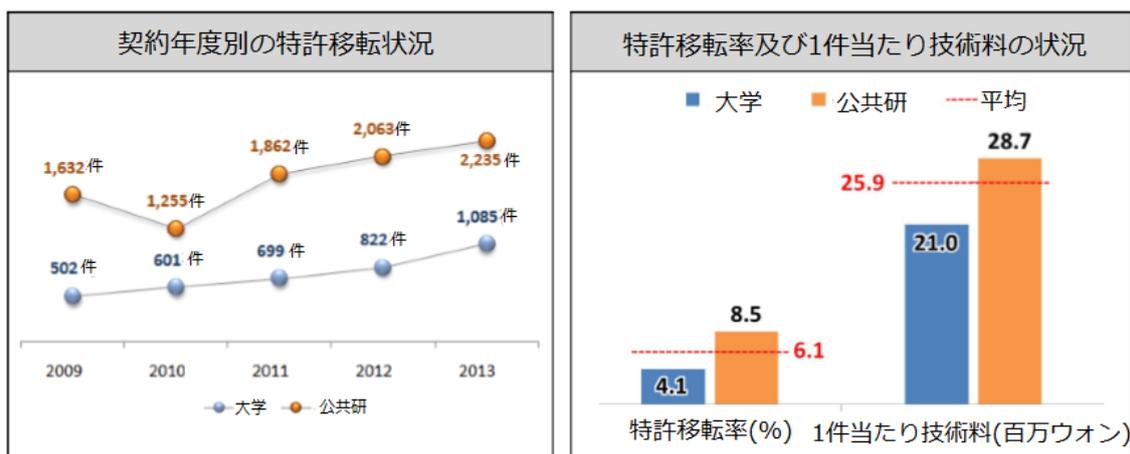
<図Ⅱ-4-15> 米国登録特許の質的な水準比較



特許の活用及び管理側面でも依然として改善の余地があることが分かった。

まず、大学・公共研の技術移転契約は最近5年間持続的に増加(増加率16.2%)する傾向にあり、2013年技術料収入は前年比8.9%下落した。特許移転件数もまた着実に増加したが、大学の特許移転(4.1%)は公共研(8.5%)に比べて実績が低く、大学の特許管理及び技術移転の能力強化が必要であることが分かった。

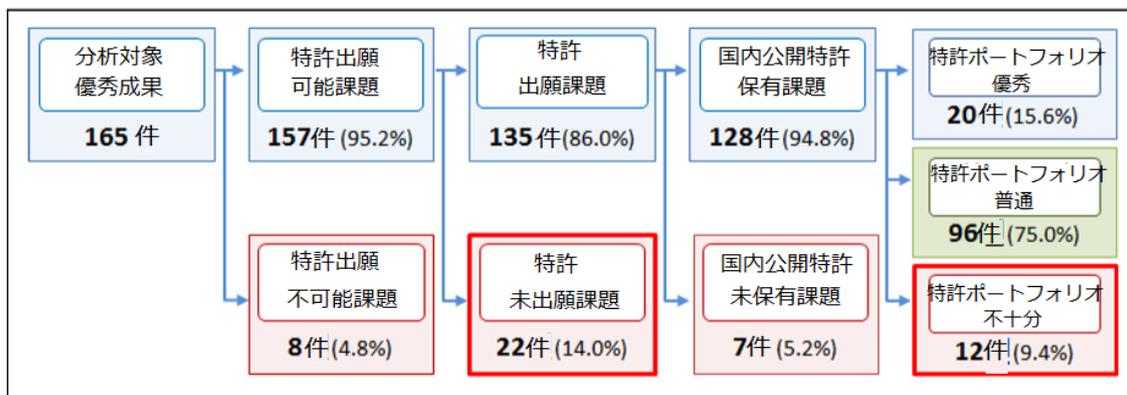
< 図 II - 4 - 16 > 特許移転及び技術料の状況



一方、未来部が2006年から毎年政府R&D成果の中から技術分野別選定委員会の総合検討を経て選定する「国家研究開発優秀成果100選」の権利化状況分析を通じて2013～2014年優秀成果157件のうち22件(14.0%)は特許出願されていないものと調査され、技術的に優秀な研究成果が強い特許ポートフォリオを確保できるように後続支援を強

化する必要があることが分かった。

<図Ⅱ-4-17> 2013年～2014年優秀成果100選の権利化状況の分析



また、大学は新規性違反(16.0%)及び記載不備(31.3%)による特許登録の拒絶が多かったが、低い質的水準にも関わらず公共研(53.9%)と企業(70.8%)より高い登録維持率(72.4%)を記録した。中小企業の場合は権利主体の中で拒絶決定率(20.8%)が最も高く、記載不備(30.5%)による登録拒絶比率もまた高いことから中小企業の特許管理及び権利確保の水準が不十分であると分析できる。

特許成果を効率的に管理するために支援体系もまた構築しなければならない。そこで、政府3.0の実現に貢献するとともに、特許成果の情報を共有するため「政府R&D特許成果管理システム(RIPIS)」内の開放型特許成果情報ウェブサービス(Open-API)を構築(2015.2)し、R&D省庁及び研究管理専門機関が特許成果情報を簡単に活用できるようリアルタイムの情報提供サービスを支援している。このサービスを通じてR&D成果の質的水準の診断と特許成果の評価及び分析などに活用可能な最新特許成果情報が提供される。

<表Ⅱ-4-9> 「政府R&D特許成果管理システム」 Open-APIサービスの提供情報

区分	Open-API情報項目
R&D課題情報	課題固有番号、省庁名、研究管理専門機関、研究事業名、研究課題名、貢献率、主管機関、研究機関など

特許書誌事項	出願番号、出願日、公開番号、公開日、登録番号、登録日、発明の名称、出願人、特許権者、発明者、IPC、WIPO技術分類など
特許状態情報	現状、審査結果、審査処分日付、消滅日付、消滅理由など
特許質的指標	海外出願状況、三極特許状況、請求項数、被引用数、ファミリー国家数、ファミリー特許番号、PQIなど

また、政府R&D成果評価が既存の量的評価から質的評価中心に変わったことで、R&D省庁の事業評価に向けたオーダーメイド型特許成果指標の設定を支援するため、関係省庁及び機関との協議の下で「特許成果指標の活用ガイドライン」を開発(2014.12)して関係省庁及び専門機関に普及した。

ハ. 今後の推進計画

まず、政府R&D特許成果の調査・分析を高度化するため今年「特許成果の調査・分析諮問団(仮称)」を構成し、研究者を対象にした深層分析を通じた既存特許成果の調査・分析の結果に対する研究現場のニーズを反映して調査結果の活用度を高めていく予定である。

また、専門機関のニーズ及び未来部政伊作に符合する海外特許成果入力モジュールを「政府R&D特許成果管理システム(RIPIS)」に構築する計画である。これは主管研究機関がRIPISに海外特許を登録し、一方韓国知識財産戦略院は登録された特許を収集・整備して専門機関に提供する形で、より効率的な海外特許成果の収集・整備プロセスを構築する方針である。

同時に、今後政府R&D特許成果評価に対する支援を拡大するため、内部的に特許指標研究会を運営し、特許成果の量的・質的側面を全て反映した複合指標を開発して特許成果調査・分析を高度化する予定である。そして、政府R&D特許成果総合評価のための特許指標を設定し、研究開発能力及び国家特許競争力を強化するため特許成果の

活用・管理インフラを持続的に強化する計画である。

5. 政府R&D特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

イ. 推進背景及び概要

政府のR&D予算は2008年11.1兆ウォンから2014年には17.8兆ウォンの予算が投じられるなど、政府R&Dの成果を高めるために毎年投資が拡大されつつある。

* 政府R&D予算の拡大(兆ウォン)：(2008)11.1→(2010)13.7→(2012)16.0→(2014)17.8(未来創造科学部)

このような持続的な投資拡大によって政府R&Dを遂行する韓国大学・公共研の特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)は大きく高まり、海外機関と比較すると極めて高い水準であることが分かる。

* 特許生産性(件/10億ウォン)：韓国2.07(大学)、0.96(公共研)(2013年)、米国の公共研0.21、日本の大学0.34、カナダの大学・公共研(以上2012年)

しかし、2009年～2013年に政府R&Dを通じて登録された国内特許を質的に分析した結果、政府R&D特許の被引用度及びファミリー特許指数は民間R&Dより低く、優秀特許比率(14.0%)は外国人の役1/3水準であることが分かった。

<表Ⅱ-4-10> 政府R&D国内登録特許(2009～2013)指標の分析

区分	請求項指数 ¹⁸	ファミリー特許指数	被引用指数	PQI優秀特許の比率 ¹⁹
----	---------------------	-----------	-------	--------------------------

¹⁸ 指数：特許の登録年度及び技術分野別平均で標準化した指標値

- 請求項：技術に対する特許保護範囲

- ファミリー特許：特許が出願された国家数(特許の優秀性及び市場性)

- 被引用：後行特許によって引用された回数(特許の技術的な重要度)

¹⁹ PQI(PATENT QUALITY INDEX、特許品質指数)：特許の優秀性を測定する総合指標であり、優秀特許は全体9等級のうち上位3等級を意味する。

政府R&D	0.89	0.45	1.05	14.0%
民間R&D	0.83	0.56	1.20	15.5%
外国人	1.49	2.36	0.46	42.5%
平均	1.00	1.00	1.00	23.0%

そこで特許庁は大学・公共研究機関が行っている政府R&D課題を対象に、知的財産権観点からの研究開発戦略の樹立を支援し、お金になる強い特許が確保できるように「政府R&D特許戦略支援事業」を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

2012年から始まった「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共(研)が遂行する政府R&D課題を対象に優秀特許の創出、特許ポートフォリオの設計、デザイン・ブランド及びマーケティング戦略などを提示する事業であり、2014年には30の大学・公共研究機関が行っている計78の政府R&D課題を対象に支援を行った。

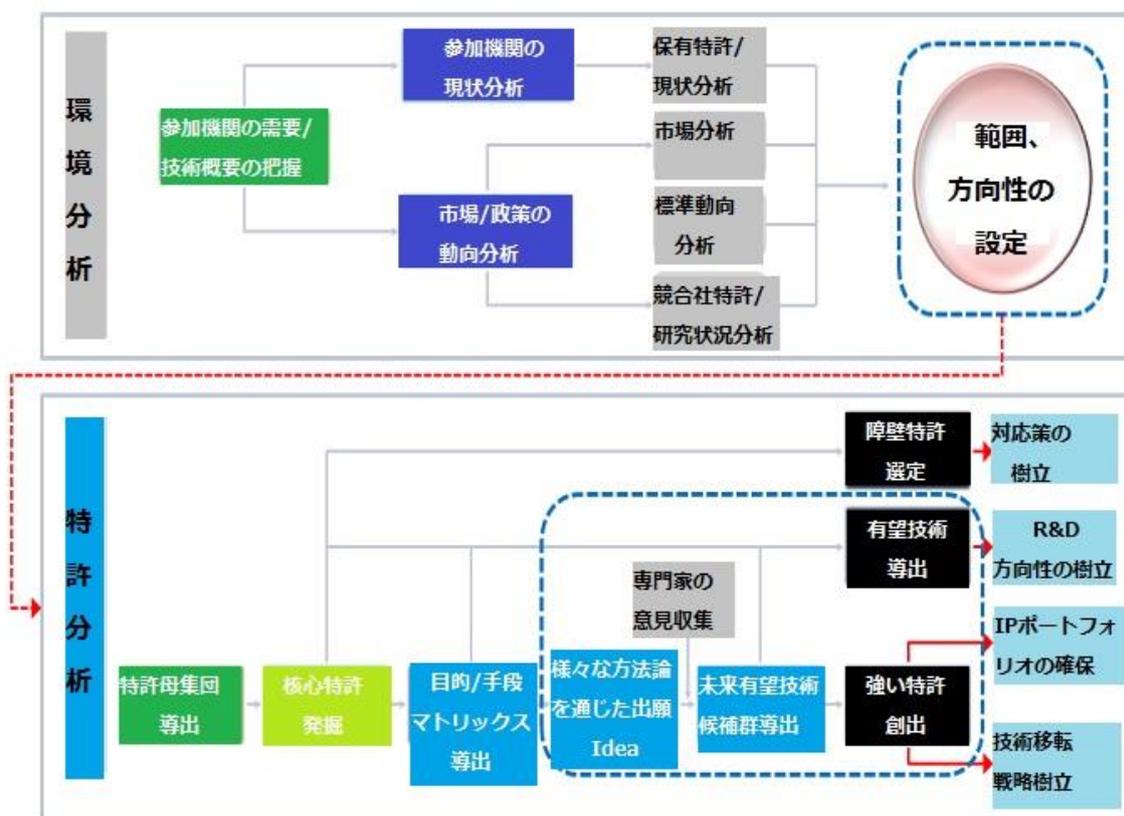
<表Ⅱ-4-11> 2014年政府R&D特許戦略支援事業の支援状況

省庁名	機関名	遂行課題数
未来創造科学部(28)	韓国科学技術研究院	11
	韓国電気研究院	6
	韓国エネルギー技術研究院	4
	韓国科学技術院	1
	嶺南大学	1
	鮮文大学	1
	ソウル大学	1
	釜山大学	1
	光州科学技術院	1

	慶北大学	1
農林畜産食品部(1)	鎮安紅参研究所	1
産業通商資源部(15)	韓国産業技術評価管理院	6
	韓国生産技術研究院	3
	韓国エネルギー技術研究院	3
	韓国機械研究院付設材料研究所	1
	ソウル市立大学	1
	蔚山大学	1
保健福祉部(4)	ソウル大学	1
	カトリック大学	1
	西江大学	1
	ソウルアサン病院	1
国土交通部(16)	韓国鉄道技術研究院	11
	慶南大学	2
	韓国機械研究院	1
	韓国交通研究院	1
	忠北テクノパーク	1
海洋水産部(2)	韓国海洋科学技術院	2
防衛事業庁(4)	国防科学研究所	3
	ソウル大学	1
その他(8)	漣川郡庁	5
	サムスンソウル病院	1
	亜州大学	1
	平澤大学	1
小計	7省庁など、30機関	78

2014年にはR&D課題の特性及び需要によって支援体系を「中大型R&D特許戦略支援」、
「知的財産権融・複合戦略支援」、「ニーズ符合型戦略支援」及び「大学R&D戦略支援」
に分けて事業を進めた。「中大型R&D特許戦略支援」は中大型R&D課題を対象に市場・環
境分析、特許ポートフォリオの設計、R&D戦略樹立及び技術移転・事業化戦略を支援
し、「知的財産権融・複合戦略支援」は研究後期段階の政府R&D課題を対象に技術移
転・事業化に直接活用できるように特許、デザイン、ブランドなどの開発戦略樹立を
支援した。そして、「ニーズ符合型戦略支援」は既に支援を受けた課題の特許戦略の
補強、小型R&D課題を対象に需要者ニーズオーダーメイド型方式などを支援し、「大
学R&D戦略支援」は大学が研究を主管するR&D課題及び事業団・研究団を対象に課題及
び事業団特性を考慮して特許ポートフォリオの設計または有望R&D戦略樹立などを支
援する。

<図Ⅱ-4-18>特許戦略支援のプロセス



<図Ⅱ-4-19>知的財産権融・複合戦略支援のプロセス

市場・環境分析	知的財産権-デザイン 融・複合分析		知的財産権-デザイン 融・複合開発		戦略導出
市場及び環境分析	知的財産権の 先行分析	デザイン権分析、 先行特許分析、 自社/競合社分析	知的財産権の 形状化	デザイン権、特許 出願、アイデア権 利化可能性の検討	新規 IP、 R&D 方向、 デザイン、 ブランドなど 融・複合 戦略
	デザイン 分析	市場分析 技術分析 環境分析総合	デザイン 開発	1、2次デザイン及 び企業品評 デザインガイド ラインの導出	

ハ. 評価及び発展方向

2014年政府R&D特許戦略支援事業は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高める同時に技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献したため、大学・公共研の研究者たちは高い満足度を示した。2014年上半期事業支援を受けた政府R&D課題研究責任者を対象にアンケート調査を行った結果、全般的な事業内容に対する満足度調査では「とても満足」64.5%、「満足」19.4%の結果が出た。また、83.9%の研究者が事業に再び参加する意思があると答えた。事業を通じて樹立を支援した戦略の中では「IP獲得戦略」、「R&D方向提示」の順で満足度が高いことが分かった。

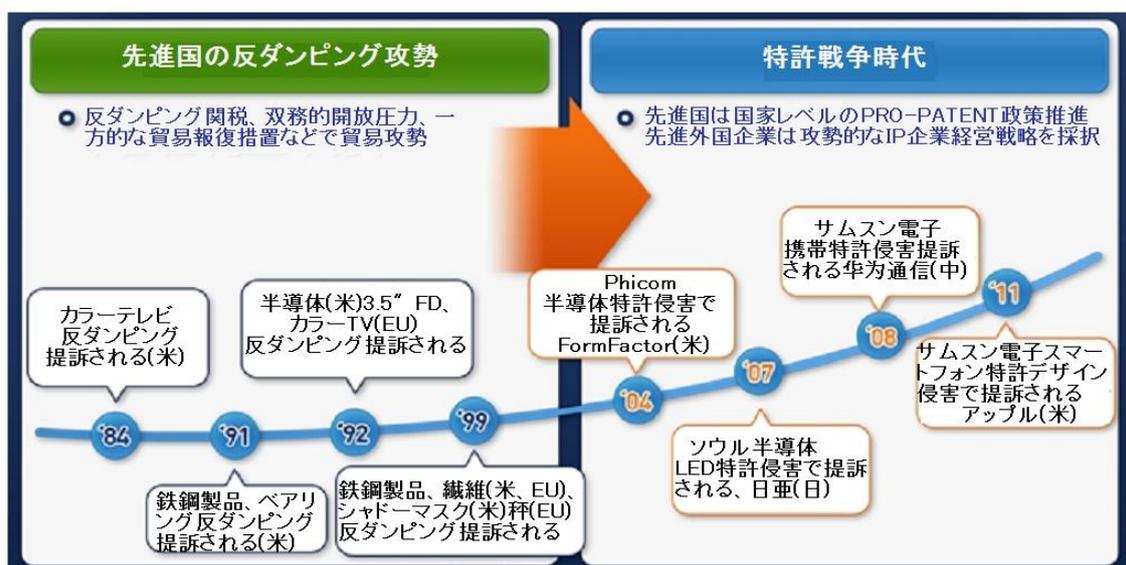
第2節 IP-R&D連携戦略の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産を付加価値創出の原動力と考える知識基盤の創造経済時代である。特許など知的財産権分野が益々重要になるにつれ、今の産業界では熾烈な特許紛争と訴訟が繰広げられている。

<図Ⅱ-4-20> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化



サムスンとアップル、KolonとDuPontの訴訟でもわかるように、知的財産を武器に市場を先取りした企業は競合社を攻撃して収益を上げるなど攻撃的な知的財産戦略を展開している。また、パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社 (NPEs) の特許攻勢も強まるなど今日特許は企業経営の鍵として浮上した。

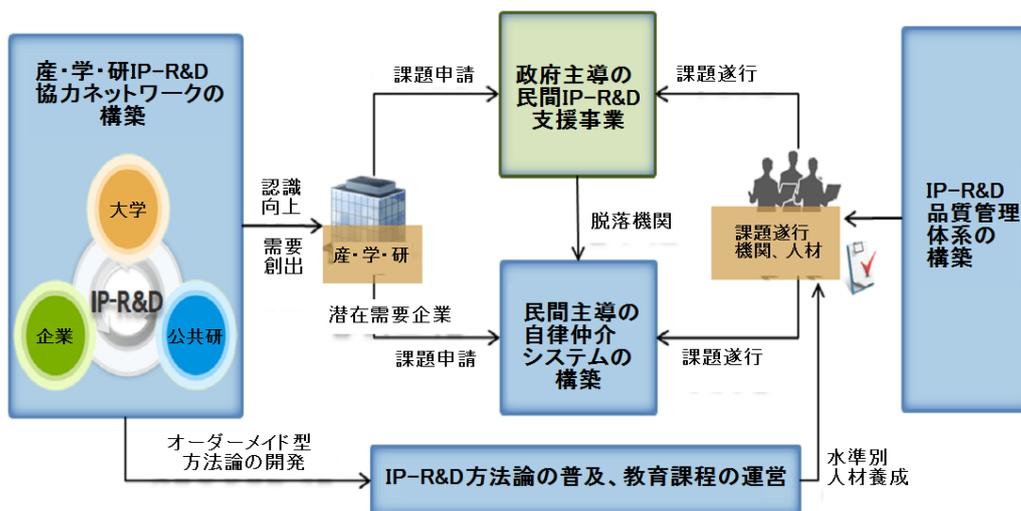
今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許管理専門会社 (NPEs) から提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2008年には5件に過ぎなかったのが2013年には44件に増え、わずか5年で5倍水準にまで急増している。これは特許紛争対象の普遍化及び知財権中心のR&Dが如何に重要であるのかを示す統計と言える。

そこで特許庁は韓国の中小・中堅企業の知的財産競争力を強化するため、2008年から民間IP-R&D戦略支援事業を推進してきた。産業界のR&D現場でオーダーメイド型知財権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示、IPインフラの構築などを支援している。

今年で7年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計800社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業から特許経営戦略とR&D戦略の樹立に役立っているという評価を得ている。また、単純に個別企業への支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO-CTO懇談会、R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンテストなどを開催している。特に、2012年には専門担当機関である「IP-R&D拡散支援本部」を設立するなどIP-R&D大衆化に向けた多角的な努力を傾けた。2014年にはIP-R&D大衆化の中心的な役割を担当する民間主導の自律協議体である「知的財産創造企業協議会」が発足して本格稼働に入った。

このように構成されたインフラを基に2014年には製品基盤IP-R&D戦略支援、知的財産基盤の国民幸福技術実現事業、再チャレンジIP-R&D戦略支援など企業のR&D現場にオーダーメイド型・密着型のIP-R&D生態系作りを積極的に推進した。

<図 II-4-21> 民間主導によるIP-R&D生態系構築モデル



2. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

イ. 推進背景

最近米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が何れも特許侵害関連事件であった事実はこれを裏付けている。

<図Ⅱ-4-22> 主要国の知的財産戦略の推進動向



今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず

ず質的生産性は低かった。

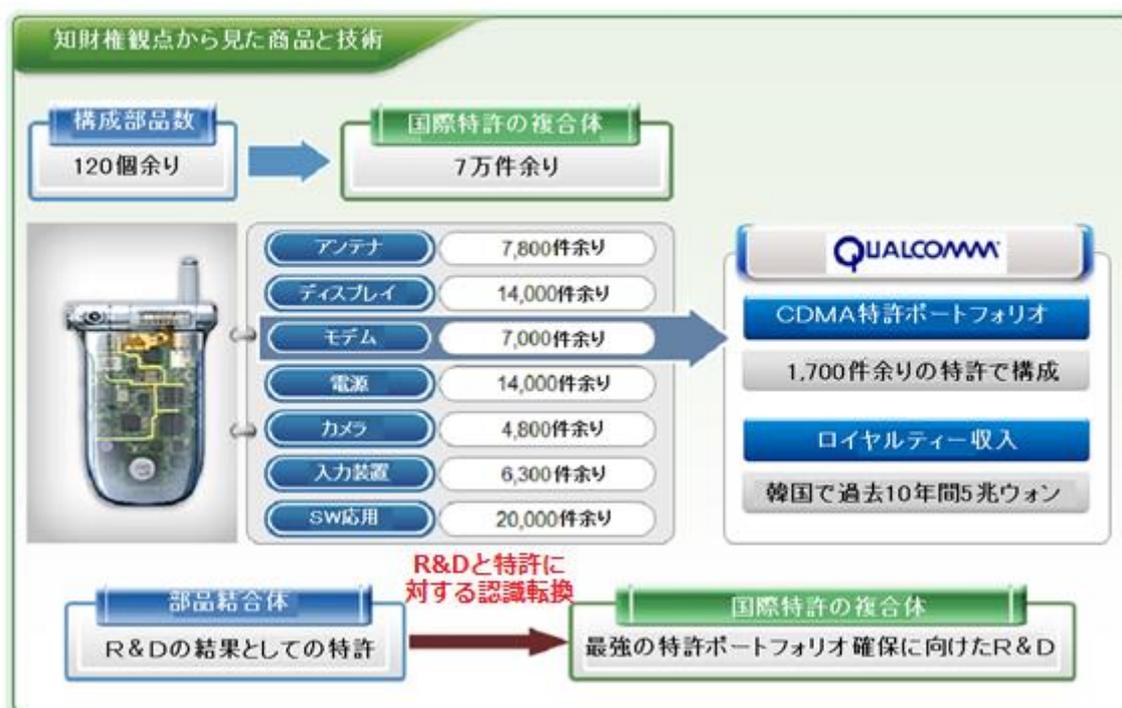
そこで、特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、未来有望技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権中心の技術獲得戦略」事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供するものである。

これは製品を「部品の結合体」と見ていた見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、「お金になる強い特許」の獲得及び先取りすることを研究開発の主要目的として定めることである。

<図Ⅱ-4-23>製品と技術に対するパラダイムの転換



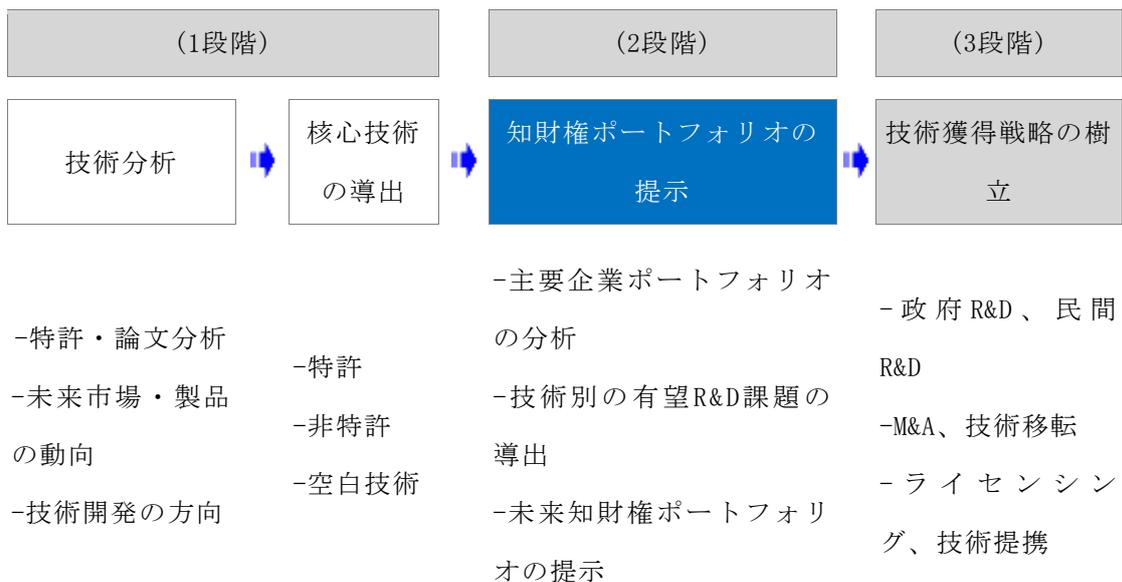
知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階) 未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階) 国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階) 最後に「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供することである。

<図Ⅱ-4-24> IP-R&D戦略支援の樹立プロセス



2014年には政府の「中堅企業成長梯子政策」に歩調を合わせて、韓国の中堅企業がグローバル専門企業として成長できるよう、42の核心技術課題に対する支援を行った。また、産業通商資源部・環境部・中小企業庁などR&D支援機関との連携を通じて機関間の協力モデルを構築するとともに、これを通じて事業成果を高めた。

その結果計755件の障壁特許を発掘し、855件の知財権獲得戦略及び230件のR&D戦略

などを導出し、産業界及びR&D機関に提供した。これを通じた経済的な効果を測定してみた結果、企業1社当たり平均が特許紛争予防を通じた費用節減(9.1億ウォン)、R&D期間の短縮(8.1ヶ月)、予算節減(3.5億ウォン)などの効果が予測できた。

その他にも産学研のIP-R&D方法論に対する関心を基に「知的財産創造企業協議会」が発足(2014.4.15)した。これまで中心的な役割を果たす機関もなく行われていたIP-R&D拡散活動を体系的・組織的に運営するという意志が反映されたもので、民間にIP-R&D戦略樹立方法論を伝播することが運営の目的であり、企画・革新分科、教育雇用分科、IP-R&D研究分科を中心にIP-R&D方法論の研究、学習、拡散に向けた様々な活動を展開している。

<図Ⅱ-4-25>知的財産創造企業協議会の発足式



ハ. 評価及び発展方向

このような知財権獲得戦略は企業の状況に適したオーダーメイド型特許戦略を提供することで、強い知財権の創出・活用を通じた収益の創出、特許紛争の事前予防、技術料などロイヤルティー負担の緩和、知財権取引の促進など中堅企業のビジネス能力強化に貢献している。

＜表Ⅱ－4－12＞支援企業の優秀事例

- （K社） 自社の申請課題は開発初期段階として数多くの単量体と添加剤の中で最適物質との組成が必要。本課題を通じて単量体の有望候補を選び出すことで初期物質スクリーニングにかかる期間を最小1年以上短縮及びフィルム技術の問題点と解決策を体系化し、物性を改善する添加剤のPOOLを提示することで高品質の製品を開発する。
- （H社） 特許分析、事業性、アクセシビリティなどを考慮して開発したMethodologyを通じて自社に適したR&D課題及び方向を提示し、30億ウォンの開発費が節減でき、新しいIP創出戦略を樹立して同時にIPを先取りできる基盤を構築する。

2015年にはIP-R&Dの民間拡散及び活性化と大・中小企業の共に生きる文化作りに貢献できる新規事業モデルの開発を推進するため、大・中小同伴成長IP-R&D戦略支援プログラムを新設する計画である。これを通じて大企業が協力中小企業の研究開発及び生産性向上などを支援できるよう政府レベルで大・中小企業の共存協力を通じて中小企業の生産性及び技術力の向上及び大企業の社会的役割の強化に貢献する予定である。

3. 先端素材・部品産業のIP-R&D戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

イ. 推進背景

素材・部品産業は他産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が大きく、創造経済をリードする次世代成長エンジンと認識されている。また、最近部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことで、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に政策方向を転換し、部品・素材産業の競争力を高めるための支援を拡大している。

部品・素材分野が国家経済に及ぼす影響を見ると、2011年貿易規模が4千億ドルを突破して貿易1兆ドル時代を主導し、2012年にはグローバル経済危機にもかかわらず

史上初の貿易黒字900億ドルを達成して韓国が世界貿易8強に跳躍する上で大きく貢献した。

<図Ⅱ-4-26> 国家別部品・素材輸出市場シェアの推移(%)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
2007	ドイツ (12.3)	米国 (11.9)	中国 (10.6)	日本 (8.2)	フランス (4.7)	香港 (4.5)	イタリア (4.4)	韓国 (4.2)	シンガポール (4.0)	英国 (3.5)
2009	ドイツ (11.2)	中国 (11.0)	米国 (10.6)	日本 (7.7)	香港 (4.8)	韓国 (4.6)	フランス (4.1)	シンガポール (3.8)	イタリア (3.8)	ベルギー (3.2)
2010	ドイツ (12.2)	中国 (10.6)	米国 (10.4)	日本 (8.3)	韓国 (5.0)	香港 (4.9)	シンガポール (4.0)	フランス (3.7)	イタリア (3.4)	ベルギー (2.9)

* 括弧の中は各国の世界輸出市場におけるシェア

* 資料：UN comtrade data(以下同一)、HS6単位基準で集計
(HS10単位基準集計と差がある)

しかし、韓国はここ数年間著しい技術水準の向上にも関わらず、唯一部品・素材産業分野では日本、ドイツなど先進国に比べて比較劣位が続いている。また、中国の追い上げが加速化するなど困難に直面している。

* 「5年以内に中国に追い越される可能性がある」：造船(41%)、IT(38%)、鉄鋼(29%)、自動車(28%)(大韓商工会議所調査、2013.2)

* 「日本と中国の間に挟まれた製造業サンドイッチ状態は悪化もしくは同水準になる見込み(80%)」(大韓商工会議所調査、2013.2)

2014年部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は153億ドルで貿易インバランスが続いているものの、史上初めて4年連続(2011~2014)貿易赤字が改善されている。しかし、化学製品・電子製品・精密機器部品など高付加価値業種における対日貿易赤字は続いており、部品・素材産業分野の対日貿易赤字の比重は依然として75%を上回

っている状況である。

＜表Ⅱ－4－13＞対日貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体産業	△299	△328	△276	△362	△286	△256	△253	△215
部品・素材産業	△187	△209	△201	△243	△228	△222	△205	△163
部品・素材の比重(%)	62.5	63.7	72.7	67.1	79.7	86.7	81.0	75.8

部品・素材産業の競争力を強化するためには従来の追掛け・模倣型戦略から脱し、市場先導型戦略に転換する必要がある。そのためにはまず未来市場を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオを設計する必要がある。それを通じて部品・素材企業のR&D効率性を高め、高付加価値を創出するように誘導する体質改善が急がれる。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は部品・素材中小企業が市場価値の高い知財権が獲得できるよう、R&D現場でオーダーメイド型IP-R&D戦略コンサルティングを支援している。2009年からIP中心のR&D戦略支援を通じて産業界に投入中心の量的成長から脱し、成長中心の質的成長モデルを提示してきた。

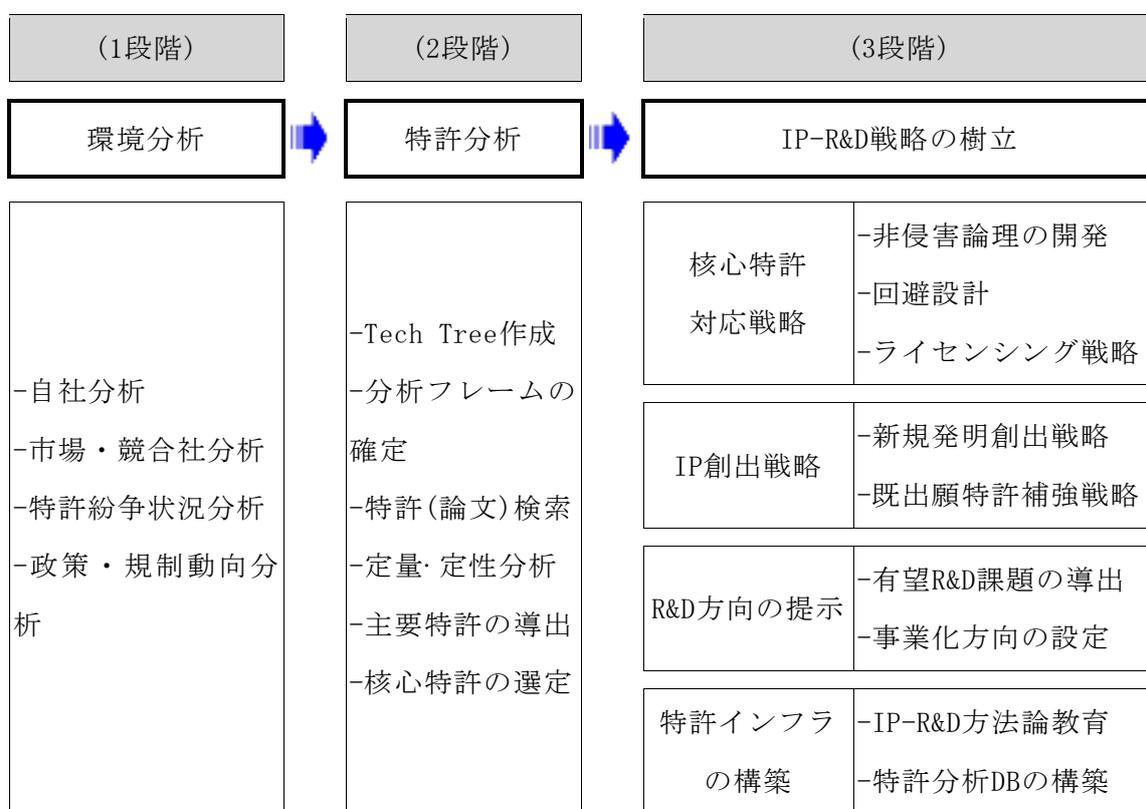
IP-R&D連携戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略の樹立という3段階で構成されている。

第一段階の環境分析段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を定め、市場及び競合社の分析とともに特許紛争状況、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次の特許分析段階では企業が保有している技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主な核心特許を導出する。

最後に、導出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発、回避設計の実施、新規IPの創出及び有望なR&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラ構築を支援する。

<図Ⅱ-4-27>先端部品・素材IP-R&D戦略の支援プロセス



特許庁は2014年本事業を通じて計135社の中小企業にオーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援した。その結、果計778件のIP獲得戦略、1,548件の核心特許対応戦略の提示及び496件のR&D方向提示戦略などを講じて中小企業のR&D現場に提供した。

<表Ⅱ-4-14>2014年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の実績

(単位：件)

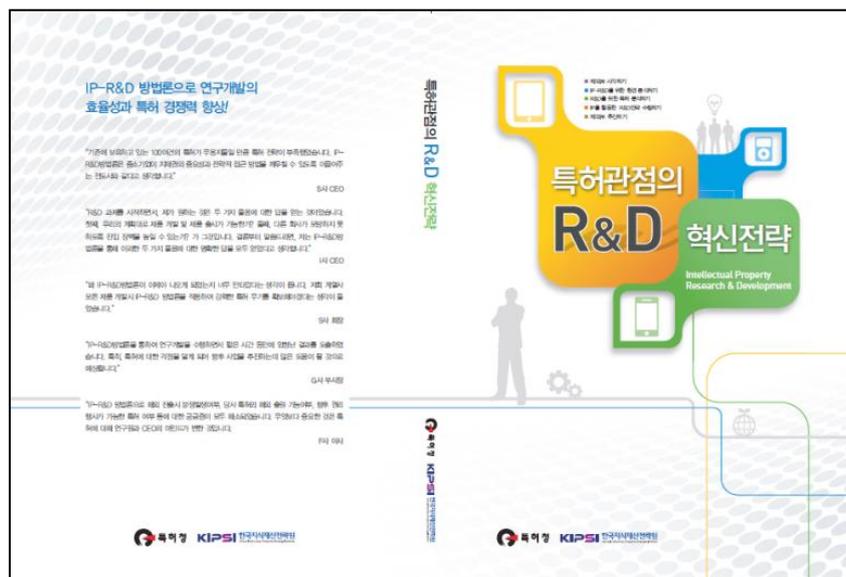
区分	IP獲得戦略 (購入、補強、 新規)	核心特許 の無力化 戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、R&D課 題)	ライセンス 戦略	特許イン フラ構築 戦略	合計
98社*	778	1,548	496	38	181	3,041
平均	7.9	15.8	5.1	0.4	1.8	31.0

* IP融・複合課題(12社)、再チャレンジ課題(24社)は除く。

経済的効果を分析した結果、1,114億ウォンの経済的成果及び77.3億ウォンの対日輸入代替効果、339名の雇用創出効果が発生するなど、部品・素材分野における中小企業の競争力向上及び対日貿易インバランスの改善に寄与するものと見られる。

その他にもIP-R&D戦略樹立方法論を分かり易く説明した「特許視点のR&D革新戦略」活用書を持続的に産・学・研に普及した。この活用書はIP-R&D戦略樹立事業を経験した企業のみならず、未経験の企業もIP-R&Dに簡単にアプローチできるように構成されているため、IP視点で韓国産業界のR&D方向性を提示するナビゲーションの役割のみならず、研究開発の効率性及び特許競争力の向上にも大いに役立つと見られる。

< 図 II - 4 - 28 > IP-R&D活用書



ハ. 評価及び発展方向

2014年本事業の支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると以下のとおりである。

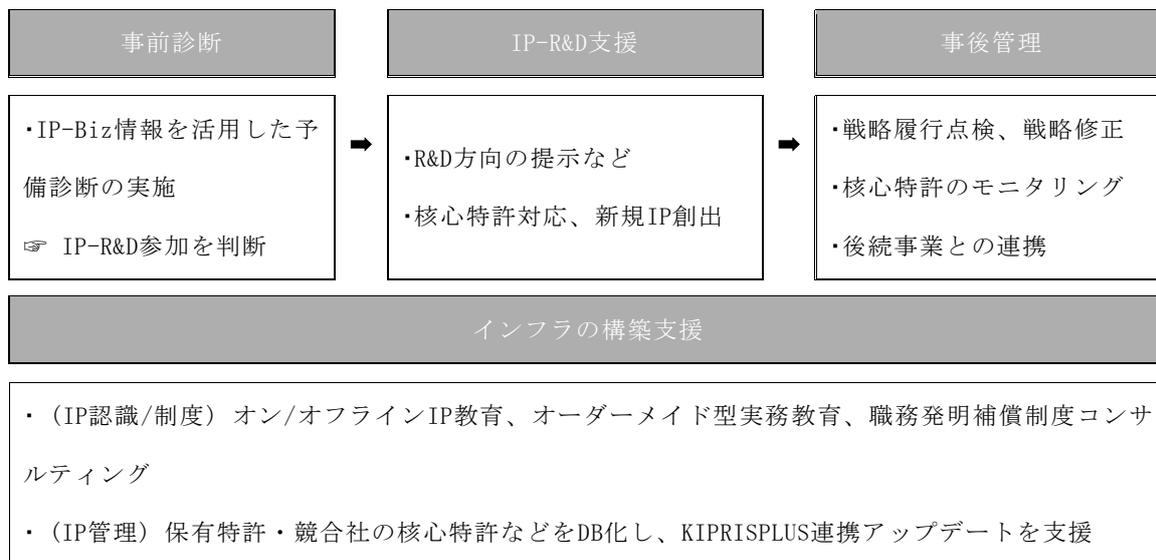
＜表Ⅱ-4-15＞支援企業優秀事例

- (S 社) 企業の核心技術に対する特許の権利補強及び 10 件の新規 IP 創出を通じて不十分であった特許ポートフォリオを補強。計画中である新製品に対する特許ポートフォリオの構築及び競合社先行特許への対応戦略的な R&D 方向の提示を通じて事業化の足枷を取り除く。現在顧客企業の解決技術 이슈 事項と関連する核心特許及び活用可能なアイデア特許を抽出して問題解決方策及び 3 つの新規製品開発モデルを提示。今後開発に成功した際は売上増大が期待される。
- (A 社) 自社の製品及び工程技術を着実に保護し、競合社の参入を防止する 44 件の特許ポートフォリオを構築
 - 独自開発した技術で市場を先取りするための特許
 - 事業の足枷になると予想される競合社の特許に対して回避設計案を導出
 - TSP 微細線幅を実現する核心技術に対する源泉特許の導出

2015年にはオーダーメイド型戦略を強化するため事業類型を多様化し、需要者の満足度を高めるために事業を充実化するとともに、IP-R&Dの裾野を広げるための民間への拡散を強化する予定である。

特に、事業に参加する前に企業のニーズを正確に把握してIP観点の戦略支援の必要性を正確に判断する事前診断を実施し、事業参加後も樹立された戦略の履行状況を点検するとともに、核心特許の状態変化などをモニタリングして必要な時は韓国特許庁の他事業及び多省庁支援事業に連携する事後管理プログラムも拡大・運営する計画である。また、参加企業が職務発明補償制度を導入するよう支援し、IP-R&D方法論を始めとしてIP全般に対する企業オーダーメイド型教育を通じてIP能力を培うIPインフラを構築することで企業の独自IP-R&D能力を内在化させるように運営する計画である。

<表Ⅱ-4-16> IP-R&D事前・事後及びインフラ構築の支援方策



第3節 標準特許²⁰の創出支援

1. 概観

特許審査政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イ・ヨンシン

本格的なIT融複合時代を迎えて製品間の相互互換性を規定する標準技術を権利化した標準特許が知的財産競争力の鍵として浮上したことで、特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2014年にはR&D企画段階からR&D国際標準案の開発、標準化活動に至る標準特許創出の全段階にわたる支援を持続的に拡大する一方、国家標準制定の際に産業界に及ぼす影響を最小化するための国家標準特許戦略支援事業を推進した。また、標準特許強小企業を育成するための中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許戦略支援事業を推進し、標準特許有望技術を創り出すための標準特許戦略マップの構築事業を試験的に実施した。

2014年事業の主な成果は、標準特許戦略マップパイロット事業を通じて次世代モバイル通信に対する標準特許戦略マップを構築し、未来部及び技術標準院を対象に計8件の課題に対する標準特許動向調査を試験的に実施した。産・学・研の標準技術関連15件のR&D課題及び15件の国際標準開発課題を支援し、国内外特許105件が出願され、そのうち69件の特許が反映された34件の標準案(寄稿文)が提案された。国家標準特許戦略支援事業は2つの課題に対して標準関連特許5件及び主要応用特許に対する分析結果を支援し、国家標準の制定に活用できるようにした。

また、標準化機関の標準特許5,000件に対するDBを新規構築して2014年累計27,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門誌であるSEP Insideを4回発刊し

²⁰ 標準文書の企画を技術的に実現する過程で必須的に利用しなければならない特許として、特許請求範囲の請求項のうち一つ以上の請求項が標準文書で読まれる特許。

た。そして、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許創出方法論の拡散教育などを展開することで標準特許の創出基盤を強化した。

標準特許の弱者である中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許戦略支援を通じて企業5社及び関連協会・フォーラム会員社を対象に標準特許戦略を提供し、参加企業の状況に適した23件のオーダーメイド型戦略を提供するとともに22件の国内外出願を支援した。

2015年は標準特許戦略マップ及び標準特許動向調査を体系化して企画段階 - 遂行段階 - 管理段階にわたる国家研究開発の全周期に対して体系的な標準特許管理を行うことで標準特許確保成果を最大化する予定である。

2. 標準特許の分析及び戦略樹立支援及び標準特許技術動向調査の義務化

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イ・ヨンシン

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザーの利便性向上に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。²¹

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティ収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

²¹ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定でWTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

韓国の状況(2013年基準)を見るとGDP対比研究開発投資比重は4.15%で世界1位水準である。しかし、技術競争力の基準である技術貿易収支比率は0.57と多少改善されてはいるものの慢性的な技術貿易収支赤字の状況からは脱していない。技術導入額と技術輸出額は其々120.4億ドルと68.5億ドルで51.9億ドルの技術貿易収支の赤字が発生しており、輸出が増加すればするほど核心源泉・標準特許の不足で赤字が更に増える技術貿易不均衡が続いている。

ISO、IEC、ITUなど国際標準化機関に登録された韓国の標準特許は2014年12月調査の結果、全体の4.3%に過ぎないくらいの微々たる水準である。また、標準特許は長い標準化期間にR&D、特許、標準などの能力が戦略的な協力によって創出されるものであるだけに、一部の大企業や公共研究機関を除けば、標準特許を保有している機関は皆無の状況である。

<表Ⅱ-4-17> 国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2014年12月)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	3,047	27.4%	6	大韓民国	482	4.3%
2	日本	1,972	17.8%	7	オランダ	357	3.2%
3	フィンランド	1,847	16.6%	8	スウェーデン	327	2.9%
4	フランス	1,587	14.3%	9	イギリス	203	1.8%
5	ドイツ	531	4.8%	10	カナダ	188	1.7%

* 出所：韓国特許情報院標準特許センター

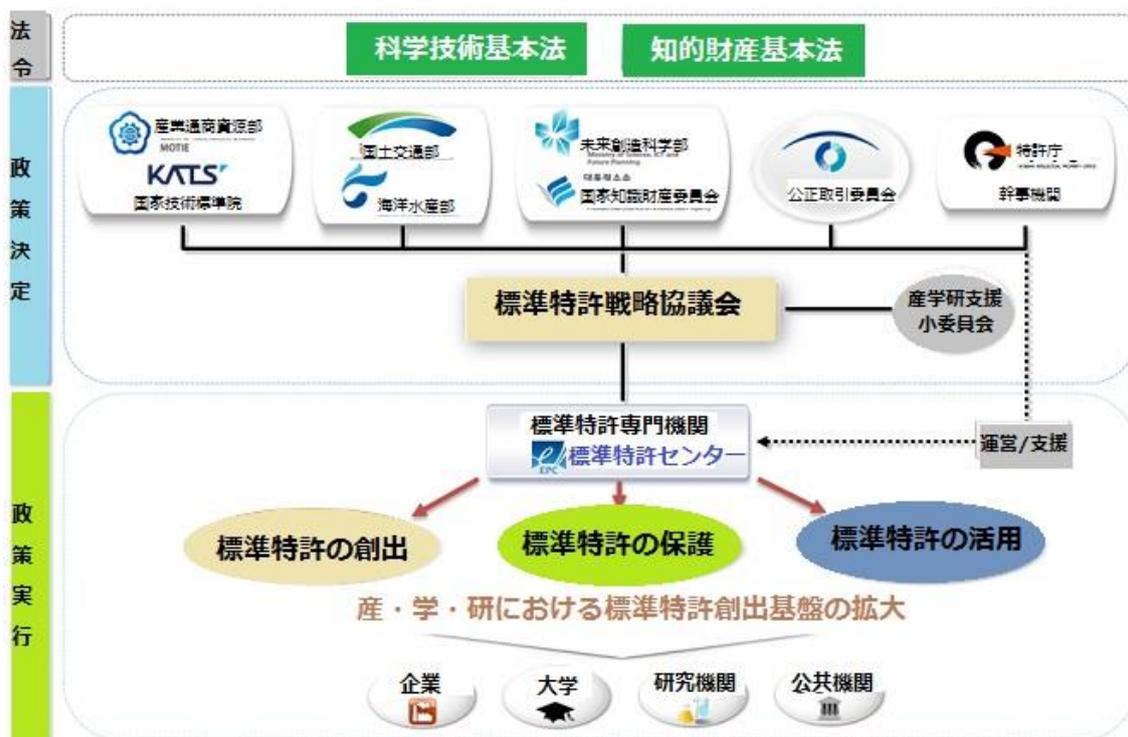
このような状況の中で特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる庁内の専門組織の編成及び国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。2013年には標準特許世界4強入りに向けた中長期(2013～2017)政策として「標準特許の戦略的確報方策」を講じ、国家知識財産委員会を通じて11省庁合同で確定した。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&D課題企画の時から国際標準案の開発、標準化活動に至る全段階にわたって標準特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが時々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準特許につながるように支援する事業である。

<図Ⅱ－4－29>標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系



まず、2014年には次世代モバイル通信に対する標準特許戦略マップの構築を通じて標準特許が有望な3つの課題を導出し、そのうち1つの課題が2015年ICT R&D新規課題

として反映され標準特許観点の課題を企画した。また、国家研究開発の成果を高めるため標準特許連携国家研究開発の企画及び評価の際に国際標準を考慮した標準特許動向調査を実施するよう国家研究開発管理規定を改正(2014.08)し、それによって2014年下半期に未来創造科学部及び国家技術標準院を対象に計8つの課題に対する標準特許動向調査を試験的に実施した。2013年に引き続き国際標準化を推進するR&D課題遂行機関と連携してR&D環境と国際標準環境を更に綿密に分析する一方、特許と標準の連携戦略を支援するもののR&D標準環境による細部戦略をより多様化して事業成果の向上を図った。これにより政府及び民間R&D15件の課題を支援して計59件の戦略を導出し、57件の国内外特許が出願された。そのうち30件の特許が反映された15件の標準安(寄稿文)がISO/IEC JTC1²²など国際標準化機関に提出された。

<表Ⅱ-4-18> 2014年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	国外特許出願	標準案(寄稿文)提案
超接続スマートサービスのための5Gモバイル通信核心技術の開発など15課題	ETRI など10機関	ISO/IEC JTC1 など10機関	59件	46件	11件	15件

そして、R&Dが一定部分終了して国際標準安の開発だけを目的とする国家標準化機関の標準開発課題と連携して既存の技術中心から特許中心の戦略的な標準安を開発することで標準特許が創出できるよう支援した。2014年には超接続スマートサービスに向けた5Gモバイル通信核心技術開発など計15件の課題を支援して標準、特許分析などを通じて59件の戦略を導出し、57件の国内外特許が出願された。そのうち30件の特許が反映された15件の標準案(寄稿文)が3GPP²³など国際標準化機関に提出された。

²² JTC1(JOINT TECHNICAL COMMITTEE 1) : ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

²³ 3GPP(3RD GENERATION PARTNERSHIP PROJECT) : IMT-2000の標準化として非同期方式(DS+GSM MAP)が決まるようにするためヨーロッパと日本の主導で結成された標準化団体

＜表Ⅱ－4－19＞2014年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許		③標準
			戦略 提示	国内特許 出願	国外特許 出願	標準案(寄稿文) 提案
WLAN(HEW)標準 開発など15件 の課題	漢陽大な ど8機関	OMAなど8 機関	46件	33件	15件	19件

また、標準特許創出支援事業による特許成果の活用性を高めるため、支援終了後の標準化の進行状況及び特許対応 이슈によって標準特許の地位が維持できるよう特許管理戦略を支援した。これを通じて計271件の事業特許成果、モニタリング再開54件及び75件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略49件、標準特許の活用を拡大するための分割/海外出願/仮出願権利設計戦略12件など計61件の標準特許化戦略を提供した。

＜表Ⅱ－4－20＞2014年標準特許後続管理事業の推進成果

後続管理の対象			標準特許化戦略支援(61件)			
特許成果	追加出願 件	モニタリ ング再開	権利範囲の 補正	分割出願戦 略	海外出願戦 略	仮出願権利 設計
271件	75件	54件	49件	3件	8件	1件

一方、国家標準制定の際に産業界に及ぼす影響を最小化するという目的で主要 이슈ー技術の国家標準制定時に国内産業界の特許ロイヤルティー支払を最小限に抑えられる特許対応戦略を支援した。これを通じて国家標準制定の際に特許戦略2件の課題(3DTV、スマートシティ)に対して標準関連特許5件及び主要応用特許に対する分析結果を支援して国家標準の制定に活用できるようにした。

＜表Ⅱ－4－21＞2014年国家標準制定特許戦略支援の推進成果

課題	標準関連特許	応用特許	戦略樹立
3DTV	5件	18件	国外特許防御戦略など4件

スマートシティ	-	36 件	標準技術項目の具体化戦略など 3 件
---------	---	------	--------------------

ハ. 評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許の戦略的な創出基盤を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011～2013年に推進された標準特許創出支援事業はR&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることでその基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

2014年には国家主要戦略技術分野に対してR&D企画段階から標準特許が創出可能な有望技術分野を発掘する「標準特許戦略マップ構築事業」及び標準に符合するR&D課題企画に向けた「標準特許動向調査」を推進し、これらを基に2015年からは国家R&Dの全周期に対する標準特許確保支援モデルを定立することで体系的な標準特許管理を通じた標準特許確保の成果を最大化していく計画である。

同時に、R&D企画、R&D遂行、国際標準案の開発、標準化活動、標準特許後続管理に至る標準特許創出の全周期にわたる支援を通じて2017年標準特許世界4強入りに向けた基盤作りにより拍車をかける予定である。

3. 標準特許情報DBの構築及び標準特許人材の養成

特許審査企画局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イ・ヨンシン

イ. 推進背景及び概要

標準特許情報DBの構築は標準特許の創出・対応能力が足りない国内産・学・研に標準特許と関連する情報を総合的に提供する事業である。本DBが構築される以前までオン・オフライン上で提供された標準特許関連情報は標準や技術動向または特定技術分

野に対する特許動向のような断片的な情報であって、提供されるこの情報さえもあらゆる民間及び公共機関に散在していたため、ユーザーが情報にアクセスするのが困難であった。

標準特許情報DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1、ITU、ETSI、IEEE²⁴など)に宣言された標準関連特許情報及び特許プール(MPEG LA²⁵など)に登載された標準特許情報を収集・分析して産・学・研が便利に活用できるようにDB化し、主要標準技術と関連する標準特許オーダーメイド型統合情報をウェブ上で一括提供することで、ユーザー・アクセシビリティを高め、標準特許関連情報をより簡単に活用できるようにするための事業である。

標準特許人材養成事業は産・学・研の研究開発者、標準及び特許業務担当者に標準と特許の関係及び標準特許の重要性を理解させることで、標準特許の創出・対応能力を備えるように教育を支援する事業である。現在産・学・研において「R&Dと標準」を連携した標準化活動や、「R&Dと特許」を連携した特許活動はある程度行われている。しかし、大半の産・学・研においてR&D－特許－標準を連携して標準特許を創出する戦略的な活動はほとんど行われていない。

このような問題点を克服するため、本事業は産・学・研の研究者と標準及び特許担当者を対象に専門的な標準特許教育を実施することで、産・学・研の標準特許創出対応能力を強化することを目的としている。

ロ. 推進内容及び成果

2014年には国際標準化機関(ITU, JTC1)で追加宣言された特許及び特許プール(Sisvel)に登載された標準特許5,000件を対象に標準特許情報DBを構築し、これを既に構築済みの22,000件の情報とともに標準特許ポータルサイト(www.EPCENTER.or.kr)を通じて提供している。

²⁴ IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

²⁵ MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許ライセンス及び管理を代行する団体

＜表Ⅱ－4－22＞2009～2014年の標準特許情報DBの構築内容

(単位：件)

年度	ISO/IEC	ISO/IEC JTC1	ITU	IEEE	ETSI	MPEG LA	SISVEL	合計
2009年	-	307	-	627	-	2,066	-	3,000
2010年	549	-	801	-	1,300	1,350	-	4,000
2011年	388	509	343	260	3,000	500	-	5,000
2012年	340	300	200	158	3,790	212	-	5,000
2013年	-	-	-	-	5,000	-	-	5,000
2014年	-	100	2,014	1,415	-	-	1,471	5,000

＜表Ⅱ－4－23＞2014年標準特許ポータルサイトのサービス内容

主要項目	情報構築状況
標準特許DB	・主要標準化機関 (ISO, IEC, ITU, IEEE, ETSI) 30,000件余り
標準特許の現状	・各種標準特許関連の統計状況 7種
標準特許関連情報	・国内外の標準特許関連ニュース及び動向、国内外の状況 ・標準化機関の概要及びリンクの提供 588件 150個余り
教育情報	・標準特許動画教育コンテンツ ・標準特許基礎資料 ・標準特許文書学習資料 22個 5種 3件

また、標準特許の人材養成に向けて、標準特許専門弁理士養成教育、研究室オーダーメイド型教育、特許・標準実務者及び中小・中堅企業を対象にする標準特許認識拡散教育など需要者オーダーメイド型の標準特許教育を実施した。教育効果を最大に引上げるため、教育課程を対象別/水準別に区分して細分化されたオーダーメイド型教育を実施し、計463人(54回)が教育を履修した。教育コンテンツを強化するために標準特許基本テキストを制作し、標準文書審査活用ガイドブックを制作して標準特許関連専門知識を備えた審査官を養成するための教育課程に活用した。

＜表Ⅱ－4－24＞2014年需要者オーダーメイド型標準特許教育の成果

教育課程	教育成果
------	------

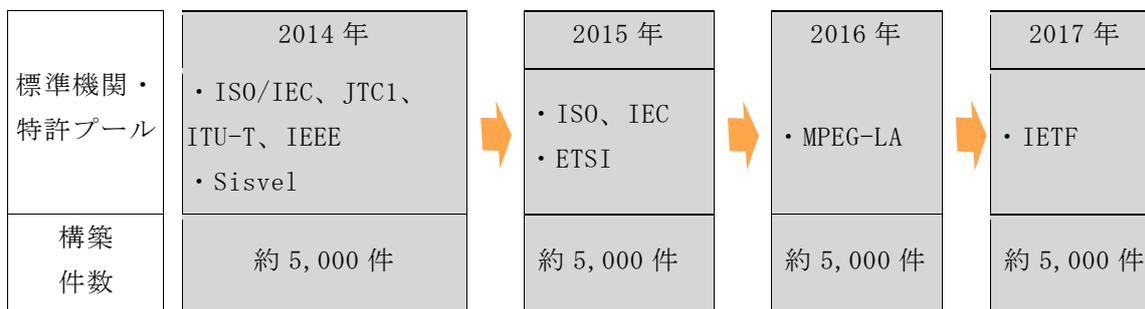
標準特許専門弁理士養成教育	75人(2回)
研究室オーダーメイド型教育	274人(48回)
標準特許認識拡散教育(特許・標準の実務者)	58人(2回)
標準特許認識拡散教育(中小・中堅企業)	56人(2回)

ハ. 評価及び発展方向

2014年標準特許ポータルサイトにアクセスしたユーザーは19,278人であり、主要利用情報は新しくサービスを開始し始めた標準特許専門誌「SEP Inside」と標準特許の統計状況に集中しており、標準特許の事業紹介と教育情報に対するニーズも多かった。専門誌を通じた標準特許の全文情報と統計情報などを活用して国内外標準特許の動向及び現状に関する情報を把握していることが分かった。特に、グローバル企業とともに特許プール、NPEsなどが保有している標準特許情報に対する需要が多かった。

2015年には標準化機関別の標準特許情報DBの構築計画に基づき、標準化機関ISO、IEC及びETSIに追加宣言された標準特許5,000件の標準特許情報を追加構築する計画であり、産・学・研が標準特許紛争対応などに活用できるように主要NPEsが保有している標準特許情報を拡充する予定である。

<図Ⅱ-4-30> 標準化機関別の標準特許DB構築計画



標準特許に関する国内外の情報をリアルタイムで収集し、標準特許ポータルサイトを通じて提供することで産・学・研の多様な情報ニーズを単一ウェブサイトを通じて解決できるように持続的に支援する予定である。また、収集した多様な標準特許関連

情報を深く分析・加工し、それを標準特許専門総合情報媒体である標準特許専門誌として四半期ごとに発刊し、標準特許ポータルサイト、メイリングなどの様々な手段を通じて配布する予定である。国内外の標準化動向情報を活用するため、未来創造科学部、国家技術標準院など関係機関との協力関係も持続的に拡大していく計画である。

一方、2014年専門人材養成教育参加者を対象にしたアンケート調査の結果、「選択して受講できる教育構成」と「基本教材及び用語集辞典の提供」、「通信分野のみならず他の分野に対する事例」などの要望意見が寄せられ、それを受けて2015年には細かく分かれた教育課程を定着させ、教育内容別基本教材を制作・完了して配布できるように取り組むと同時に、優秀な標準特許専門講師を持続的に拡充していく予定である。

第3編 知的財産及びアイデア保護の強化

第1章 国内知的財産権の保護強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 チョン・ジェフン

1. 推進背景及び概要

製品とサービス競争力の主要要素となった知的財産権は高付加価値を創り出すことのできる重要な資源として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく、一例として模倣品のケースを見ると、国内模倣品市場規模は約142億ドル(約17兆ウォン)で、米国、メキシコ、日本などに続いて世界10位になっている(2013年、havocscope.com)。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。

実際、各国の知的財産権保護水準を示すスイス国際経営開発院(IMD)の国家別知的財産権保護順位を見ると、韓国は2014年調査対象国60カ国のうち米国(3位)、ドイツ(4位)、日本(14位)よりはるかに低い41位であり、統計庁が調査したインターネットショップにおける模倣品取引額も2011年29兆ウォン、2012年34兆ウォン、2013年38兆ウォン台を記録し、持続的に増加していることも軌を同じくしている。

天然資源に乏しい代わりに人的資源が豊富で優秀な韓国は生まれながら無体財産である知的財産に頼って製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である状況の中で、国内知的財産権の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューである。

＜図Ⅲ－1－1＞国家別知的財産権保護の順位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2014)

国家	米国 	ドイツ 	日本 	中国 	韓国 
保護順位	3位	4位	14位	52位	41位

2. 推進内容及び成果

2014年度には特許侵害に対する損害賠償水準が低いため保護の実効性が落ちる問題を改善するため、特許侵害訴訟の現状を綿密に分析して損害賠償制度の改善案をまとめて国家知識財産委員会に上程(2014年12月)することで法制化推進に向けた基本的な土台を整えた。

また、営業秘密保護活動を強化するため「韓国企業の営業秘密保護方策」を経済関係長官会議に上程(2014年5月)することで省庁レベルでの協力体系を構築し、制度的にも新しい形の不正競争行為を制裁する補充的な一般条項及び営業秘密処罰の範囲を拡大した(2014年1月施行)。そして、営業秘密要件のうち秘密管理性要件を緩和して中小・中堅企業の営業秘密管理負担を軽減させ、原本証明制度の推定効を導入する法案を可決した(2014年12月)。

知的財産に対する保護認識を人々に拡散するため、芸能人のパク・シンヘを広報大使として委嘱することで大衆メディア及びオンラインコミュニティを通じた知的財産権保護広報の効果を高めた。また、知的財産権保護模擬裁判(2014年6月)、知的財産権保護作文・ポスターコンテスト(2014年8月)を通じて青年層の基礎意識を高めることで保護認識の裾野を拡大した。そして、関連省庁及びBlack Yark、Kolon、シャネルなど44社の企業が参加した「模倣品流通根絶協議会」を発足(2014年5月)させ、知的財産権保護認識の拡散における官・民プラットフォームを構築した。そして、知的財産保護の執行力を強化するため、模倣品流通根絶総合対策を講じて(2014年12月)国家知識財産委員会、検察庁、警察庁、放送通信委員会などで構成された政府レベルで

の対応体系を構築した。

特許庁模倣品特別司法警察隊は模倣品の製造・流通業者に対する刑事立件者数が2012年302人、2013年に376人、2014年430人と増加している。また、最近氾濫しているオンライン模倣品の流通を根絶するため、オープンマーケット上の販売中止及び個人ショッピングモールの閉鎖件が2012年4,761件、2013年5250件、2014年5,802件で増加するなど取締りを強化している。国内知的財産権侵害行為に対する取締り執行の強化及び認識向上活動を通じて対外国家信任度の向上及び健全な商取引秩序の確立に寄与しており、米国貿易代表部の知的財産権監視対象国から2009年以来6年連続除外され、模倣品に対する消費者認識度も2012年66.6点から2014年69.9点に改善した。

アイデアコンテストに出品されたアイデアの所有権をコンテストの主催側が持つていく不公正な慣行を改善するため、コンテストの主催者がコンテスト約款を作成する際に使える指針である「コンテストアイデアの保護ガイドライン」を制定(2014年1月)して施行した。その後ガイドラインの趣旨をより拡散するため、コンテストの主催側がすぐに使用可能なアイデアコンテストモデル約款を公正取引委員会との協議の下で制定・配布した(2014年11月)。このような取り組みによってアイデアコンテストにおける出品アイデアの提案者帰属比率が2013年度17.9%から2014年8～11月56%に大きく増加した。

3. 評価及び発展方向

2014年は特許庁部署間の情報共有・共同業務遂行など緊密な業務協力体系を構築し、政策を企画することで産業財産保護協力における政府内コントロールタワーの役割を果たした。2015年度にはこのような政策を更に発展させていく予定である。

実際市場の状況を見ると、模倣品であることを知りながら購入する消費者の比率が83.9%(2014消費者認識度調査、特許庁・保護協会)で、依然として国民の知的財産権保護に対する水準が低い状況である。2015年には知的財産権保護の実効性を高められる損害賠償制度の改善を骨子とする特許法改正を推進する予定であり、検察・警察な

ど関係省庁間の協業を通じた模倣品取締りの強化などより精巧かつ強力な政策企画と執行で知的財産権保護の国家基盤を整えていく予定である。

第2節 国内知的財産権保護活動の強化

1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願における世界4位であり、知的財産権創出の面においては米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としてのプレゼンスを固めている。このような国際プレゼンスの強化によって知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより強調されている。

2014年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは全体60カ国のうち41位となっている。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、国内に模倣品の流通が根絶されず、著作物に対する海賊行為が依然として続いているからである。国内に模倣品が氾濫すれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜による輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたって深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これによって特許庁は模倣品関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3つの地域事務所に取り締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。2013年9月には従来産業財産保護課内に所属されていた特

別司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。一方、近年急増しているオンラインを通じた模倣品流通に対する強力な取り締りのため、オンライン捜査専門のフォーレンシク (Forensics) 装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2014年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者430人を刑事立件し、模倣品約111万点を押収するなど所期の成果を上げている。特許庁が商標権特別司法警察隊を本格的に運営してから毎年取締りの実績が大きく伸びており、商標権専門担当捜査機関として位置づけられつつある。これは商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

＜表Ⅲ－1－1＞模倣品取締り状況

(単位：人、点)

区分		特司警導入 以前 (2010.1～8)	特司警の導入後					小計
			(2010.9～ 12)	2011	2012	2013	2014	
刑事 立件	人数(名)	15	45	139	302	376	430	862
	押収(点)	2,860	28,629	28,589	131,599	822,370	11,141,992	2,125,379

*2010.1～8：特別司法警察権の導入以前の検・警との合同取締り実績である。

2014年度に押収した物品を分析した結果、国民の安全に係る自動車部品類、有名商標を模倣したアクセサリ類、靴類、衣類が大部分を占め、正規品の時価で換算すると880億ウォンを超える。

＜表Ⅲ－1－2＞主要品目別の取締り状況(2014)

(単位：点)

品目	自動車部品類	アクセサリ類	靴類	衣類	カバン類	その他類	合計
数量	537,995	245,305	62,041	51,386	10,340	207,125	1,114,192

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は商標権特別司法警察権を確保することで他の捜査機関に頼らず、独自に模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察はオン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品を根絶するため、オンライン取引模倣品を常時モニタリングし、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品流通の頻発地域に対する集中取締りの他にも、自動車部品など国民の生命と健康を脅かす模倣品製造・流通業者などに対する企画捜査を強力に実施する予定である。特に、オンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通犯罪者に対する追跡捜査で刑事処罰を強化する方針である。

<図Ⅲ-1-2>模倣品取締りの写真



2. 模倣品流通防止協議会の発足及び政府レベルの知的財産保護活動

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ
産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

イ. 推進背景

最近国内オンライン市場の規模が拡大し、オンラインショップなどを通じた物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品もまた急増している。特に、SNSなど個人のオンラインコミュニケーション手段が多様化しているため模倣品のような不法

的な行為はより隠密化・知能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで特許庁は官・民協力体系の構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業と模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業、そして特許庁、警察庁、関税庁など捜査機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。協議会は国内外商標権保有企業26社、オープンマーケット・ポータル会社などオンライン運営企業12社、特許庁・警察庁・関税庁など関係機関6機関、計44の会員で構成されている。

同時に、特許庁は創造経済の核心テーマとして「知的財産権保護の重要性」が台頭しているものの依然として国民の保護認識と実践は不十分であると判断し、知的財産権保護の重要性に対する国民認識向上及び社会雰囲気作りに向けた多角的な政府政策活動を展開した。

そのため、2014年5月国家知識財産委員会、文化体育部、特許庁、関税庁などが主管し、Naver、SK Planet、e-bay Koreaなど民間が参加する官・民知的財産保護業務協約式など国民向け知的財産保護活動を推進した。

<図Ⅲ-1-3> 模倣品流通防止協議会の発足式(2014. 5. 22)



(1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会はも模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同

取締り、全体ワークショップ、分科会議などを通じて模倣品流通根絶方策を模索してきた。

昨年10月に行われた大邱地域模倣品合同取締りでは特許庁、警察庁など取締り機関とお協議会主要加盟社が参加しており、協議会加盟社は模倣品の鑑定などを現場で迅速に実施することで合同取締りがスムーズに行われる上で大きく貢献した。また、協議会は今後運営方策と模倣品流通根絶に向けた対策などを議論するため随時分科会議を運営し、昨年9月には全体加盟社が参加するワークショップを開催してオンライン模倣品流通根絶に向けた取締り強化方策、常習模倣品取引サイト制裁方策などを議論した。

(2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は昨年5月国家知識財産委員会、文化体育部などとともに政府レベルの知的財産保護活動を以下のように推進することを決めた。第一、知的財産の創出・保護、シェアリング・拡散に向けた官・民協力を拡大し、第二、知的財産に対する社会的な認識向上及び教育とともに不法著作物と模倣品などの根絶に向けた保護活動を推進し、第三、知的財産保護週刊を宣布するなど国民レベルの知的財産保護活動を展開することにした。

そして、模倣品流通根絶のために個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査を通じた取締り執行力を強化するため、国家知識財産委員会は政府レベルでの模倣品流通根絶年間実行計画を樹立し、検察庁は同種の前歴のある模倣品業者に対しては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止することにした。同時に、警察庁は各地域別の模倣品頻発流通地域に対して定期合同取締り及び大規模な製造業者になどが海外に逃走した場合の国際捜査協力を強化し、関税庁・食薬処は官民協力体系を通じてオンライン上の不法模倣品販売の根絶を強化し、特許庁は大規模な製造・流通業者事件中心の専門的な企画捜査を強化することにした。

<図Ⅲ-1-4> 協議会活動

大邱地域合同取締り (2014. 10)	協議会分科会議(2014. 6)	全体ワークショップ (2014. 9)
		

ハ. 評価及び発展方向

オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が欠かせない。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶への取り組みを誘導するだけでなく模倣品取締り機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体系である。今後、協議会を通じた多様な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させる予定である。

3. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

イ. 推進背景

米貿易代表部(USTR)は1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を通じて「スペシャル301条報告書」を作成・発表することで、自国の貿易圧力手段として活用している。韓国はこれまで監視対象国(Watch List)に分類されたが、2009年から昨年まで6年連続で監視対象国目録から除外された。このような成果は国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けた政府レベルでの持続的な努力の結果である。

模倣品の流通を根絶するためにはこれに対する関係機関の強力な取締りが求められるが、国民の意識転換と官民協力が伴わないと限界にぶつかる。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する通報の活性化を図るため、「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

通報対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも通報できる。また、通報の信頼性を確保するために実名で通報することを原則としている。

2014年度は78件の通報内容に対して計103百万ウォンの通報褒賞金を支給した。2014年度に褒賞金を支給した通報内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通通報40件(38百万ウォン)、オンライン販売通報5件(3.8百万ウォン)、倉庫保管通報14件(24.7百万ウォン)と製造工場通報19件(36.5百万ウォン)であった。

<表Ⅲ-1-3> 類型別褒賞金の支給状況(2006~2014)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013		2014	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5	117	107	109	103.5	123	106	55	38.5	40	38
	オンライン販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17	12	8	5	2.5	4	2	2	1	5	3.8
	倉庫	5	17	11	44.0	14	43.5	19	27.5	15	26	39	39.5	6	8	18	17.5	14	24.7
	小計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146	144	141	153	145.5	133	116	75	57	59	66.5
製造業者	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6	42	59	66	70.1	30	36.5	26	27	19	36.5

合計	107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6	186	200	219	215.6	163	152.5	101	84	78	103
----	-----	-------	----	-----	----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----	----	----	-----

通報褒賞金制度の実施初年度の2006年には計107件の3億2,310万ウォンの褒賞金を支給するなど、昨年まで過去9年間計17億97百万ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計2兆9,630億ウォンに達している。

ハ．評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導することで、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する官・民協力体制を構築し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・流通業者に対する不法行為の抑制効果などが極めて大きいため、模倣品通報褒賞金制度は模倣品の流通根絶のためには必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。今後通報報奨金制度の運営がより活性化できるよう、国民に対する制度の広報などを強化する計画である。

4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

イ．推進背景

2008年以降ますますグローバル化が進む経済市場において、模倣品の流通は健全な商取引を混乱させ、企業の固有ブランド開発と正規品市場の発展を阻害するとともに、韓国の国家競争力など知的財産権保護関連のイメージを毀損するなど、国家経済にマイナス要因として作用している。そこで、特許庁は知的財産権保護水準を高めるため、模倣品の不法性に対する消費者の認

識向上が最も重要な要因であると判断し、知的財産権の尊重と消費者認識向上に向けた多様な広報活動を展開した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 消費者団体との共同キャンペーンなど広報を実施

消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るため、2012年5月から消費者団体と共同で模倣品流通根絶のための全国決議大会を開催した。「ニセモノ0UT、ホンモノ0K」というスローガンに活用して、ソウル及び全国15の市・道の模倣品頻発地域を中心に知的財産権侵害の不法性に対する街頭キャンペーンとマスコミ広報活動を展開した。更に、青少年・大学生・保護者・サラリーマンなどを対象に模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、消費者教育も同時に展開した。

2) 多様な媒体を活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はTV公共広告、新聞広告、ポータルサイト、ブログ、SNSなど多様な媒体を利用して消費者の認識を高めるために国民向け広報を強化した。KBS TV公共広告及びKBSテレビ番組（「VJ特攻隊」、「SBS生活系経済」等）の製作を通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品消費文化を定着させるために国民コンセンサスの拡散に努めた。

また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識するとともに、正規品消費文化の定着に率先させるため、2008年から毎年知財権保護広告コンテストを開催し、2014年度には大学生サポーターズを選抜して自発的な広報を強化した。さらに、模倣品流通業者を取り締まって処罰するより、消費者の認識を高めて消費者主導の模倣品流通根絶を誘導するため、ブログ、SNSなどオンラインコミュニティを通じた双方向コミュニケーションと情報提供を拡大した。

特に、青少年予防教育用のために2011年からは直接体験できる正規品・模倣品の比較現場学習を展開しており、教育コンテンツの開発(2012)及び学習漫画の普及(2013)と正規教科課程内にIP保護教育を反映するための基礎研究(2014)と教師研修を実施した。

ハ. 評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーンは模倣品を購入・使用する実質的な消費者が率先して実施しており、青少年に対する知的財産権保護教育用コンテンツの製作・体験学習の施行、大学生の広告コンテストなどを通して自発的な参加を誘導することで、知的財産権保護に対する認識を新たに整備する契機となった。また、波及効果が大きいTV公共広告と地上波TV番組を製作・放映することで、模倣品の流通根絶に対するコンセンサスを形成し、国格と国家ブランドの向上にも大きく寄与したと評価される。

したかつて、青少年・大学生・主婦・会社員など階層別消費者を対象に、オーダーメイド型の教育・広報を積極的に展開するとともに、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。

5. 職務発明制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

イ. 推進背景及び概要

職務発明とは「従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員が業務遂行過程で創り出した発明といえる。

また、発明振興法上、発明とは特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象になる考案及び創作が含まれる。

韓国で職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定するためには、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継(設定)する代わり、それに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員が職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者などの寄与があつてこそ可能であるため、従業員などと使用者など間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

職務発明が重要視されている理由は、今日ほとんどの核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人主導の下で開発され、法人で開発される発明の大半は職務発明であるというところにある。

<表Ⅲ-1-4>韓国における法人の特許出願の推移

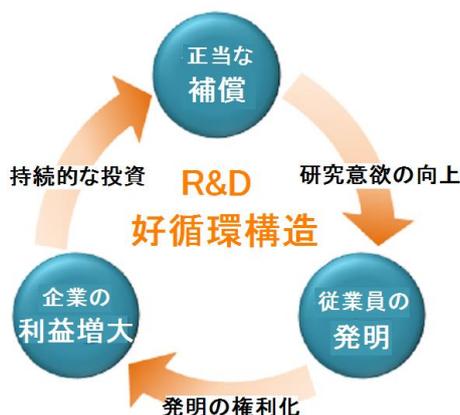
(単位：件、%)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014
個人出願(A)	35,588	33,267	35,424	36,940	38,433	39,200
法人出願(B)	127,935	136,834	143,500	151,975	166,156	171,092
計(C)	163,523	170,101	178,924	188,915	204,589	210,292
法人出願比重(B/C)	78.2%	80.4%	80.20%	80.45%	81.2%	81.4%

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を迅速かつ簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員などは職務発明

に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、従業員などと使用者などが共にウィンーウィン(Win-Win)できる。

<図Ⅲ-1-5>職務発明補償制度のメカニズム



そこで特許庁では国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対するオーダーメイド型コンサルティングの実施、職務発明補償制度運営の優秀事例公募及び職務発明フォーラムの開催など多様な支援を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は職務発明補償制度が韓国の産業発展及び知的財産に対する正当な補償文化の礎になるという認識の下で、発明振興法令の改正を通じて職務発明補償優秀企業を選定・支援できるようにし、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施して計23社を優秀企業として認証した。

<図Ⅲ-1-6>職務発明補償優秀企業の認証プロセス



<図Ⅲ-1-7>職務発明補償優秀企業認証の案内広告



『職務発明보상 우수기업 인증제』 시행 안내

직무발명보상제도의 도입촉진과 발명자에 대한 정당한 보상을 통해 창조적인 기술개발을 유도하여 기업의 경쟁력을 강화하기 위해 직무발명 보상을 모범적으로 실시하는 중소·중견기업을 대상으로 『**직무발명보상 우수기업 인증제**』를 다음과 같이 시행합니다. 관심 있는 여러분들의 많은 참여 바랍니다.

목적

- 직무발명 보상제도 도입 촉진
- 직무발명에 대한 기업의 자발적인 보상문화 정착 및 사전 분쟁예방
- 직무발명을 통한 기업의 기술경쟁력 강화

사업내용

- 직무발명보상 우수기업 인증제는 직무발명에 대한 보상을 모범적으로 실시하는 중소·중견기업을 직무발명보상 우수기업으로 인증하고, 인증을 받은 기업에게 정부 지원 사업 등에서 인센티브를 제공하는 제도임
- * 직무발명보상 고충분쟁에 대해 회사에서 근무하는 출발일이 현재 또는 과거의 직무수행 과정에서 개발된 발명발명진흥법 제2조 제2호)

신청자격

- 직무발명 보상규정을 보유하고, 최근 2년 이내에 직무발명 보상사실이 있는 중소·중견기업
- * 중소기업 : 중소기업기본법 제2조에 따른 중소기업
- 중견기업 : 산업발전법 제102조에 따른 중견기업

인증절차

- 평가기준 : 직무발명보상규정(20점), 보상실제(40점), 운용의 합리성(40점)
- 인증기준 : 심의위원회 평가점수 70점이상

발급절차

신청기업 인증신청	▶	진행기간 합수 및 심의	▶	특허청 인증서 발급	▶	특허청 인센티브 부여
--------------	---	-----------------	---	---------------	---	----------------

인증기업에 대한 인센티브

- 정부지원사업 대상자 선정시 가점부여
 - (특허청 인건 IP-R&D) 연평균적인 지원사업, 특허기술의 전략적 사업화 지원사업, 지역지식재산 창출 지원사업 등
 - (중소기업청) 중소기업 기술혁신 개발사업, 융·복합기술 개발사업, 실용화기술 개발사업, 창업성장기술 개발사업, 채용·공정개선기술 개발사업 등
- 기타 : 소특사업 제12조에 따른 보상금에 대한 비교제 등
- * 향후 법개정 완료후 특허 우수상사, 연차승급료 감면 해당(2013년 하반기 이후)

신청방법

- 접수기간 : 2014년 4월 1일부터 연속수시
- 제출서류 : 인증신청서, 보상사실 및 합리적 운용을 증명하는 서류 (신청서 참고)
- 신청방법 : 한국발명진흥회 서면(우편, 방문) 혹은
직무발명진흥회이메일(<http://employeeinvention.net>) 온라인 접수
- 접수처 : 한국발명진흥회서울 강남구 테헤란로 131 한국지식센터 18층 발명진흥팀
- 문의 : 전화 02-3459-2793, 2845, 팩스 02-3459-2799

2014년3月から職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査と4~6年目の登録料に対して20%追加減免を受けることができるとともに、特許庁、中小企業庁及び未来創造科学部の支援事業に参加する際に加点をもらうことができる。

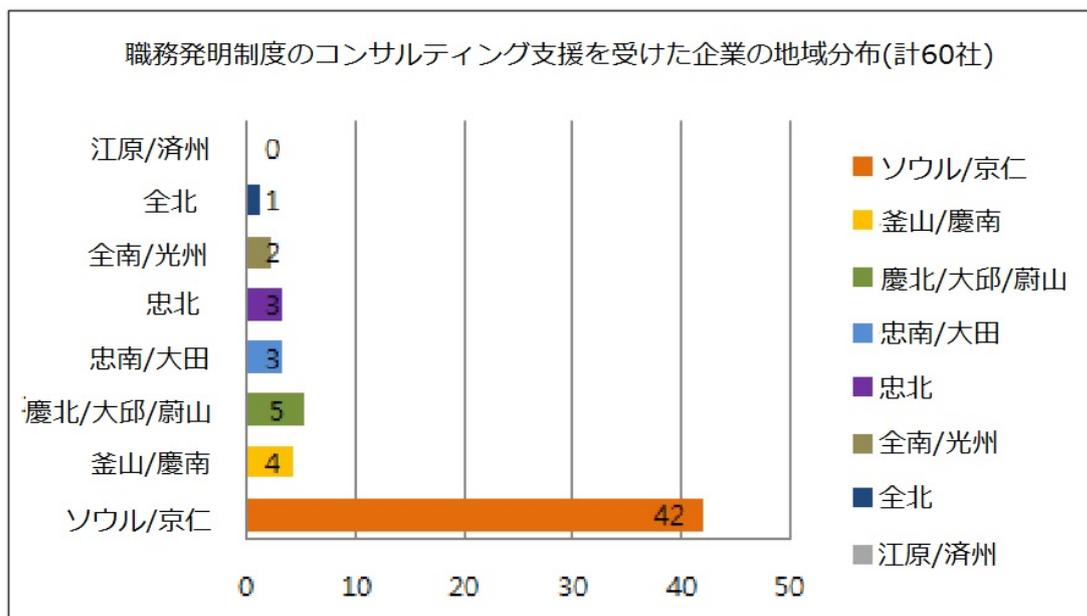
<表Ⅲ-1-5>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与 (特許庁) 民間 IP-R&D 戦略支援事業、特許技術の戦略的な事業化支援事業 (中小企業庁) 中小企業技術革新開発事業、融・複合技術開発事業、商用化技術開発事業、創業成長技術開発事業 (未来創造科学部) モバイル融合製品化技術開発及び R&D 能力強化事業、SW 工学技術現場適用支援事業、IT 中小企業共通隘路解消支援事業など ▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査対象 ▶ 特許・実用新案及びデザインの 4~6 年目登録料 20%追加減免

一方、専門人材や専門組織がなく職務補償制度の導入や運営に困難を感じている中小・中堅企業を支援するため、弁理士など職務発明専門家が直接企業を訪問して企業の職務発明と関連する現状を診断して企業に適した職務発明補償規定を整備したり、

職務発明補償制度の運営と関連する問題点の解決を支援するため、企業オーダーメイド型コンサルティングを行った。さらに、職務発明補償制度に対する国内企業の理解を高めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明補償制度に対する説明会と釜山・光州・春川、そしてソウル地域の企業を対象に巡回セミナーを開催した。

<図Ⅲ-1-8>職務発明補償制度コンサルティングの支援を受けた企業の状況



<図Ⅲ-1-9>職務発明補償制度の巡回説明会





2014年下半年には「職務発明補償制度運営の優秀事例」を公募し、韓国電力公社、(株)I&Cテクノロジーなど9社を優秀企業として選定・授賞し、優秀事例集を発刊することで国内中小企業がベンチマークできるようにした。

<図Ⅲ-1-10>職務発明補償制度運営優秀事例の発表



<図Ⅲ-1-11>職務発明制度運営優秀企業の授賞



また、「職務発明フォーラム」を開催して職務発明補償制度と関連する法令の改正事項と国内・外の重要懸案に対する情報を共有し、制度の改善方向を模索する機会を設けた。

<図Ⅲ-1-12>職務発明フォーラム



職務発明補償制度のホームページ(<http://employeeinvention.net>)を通じて職務発明制度及び関連情報を紹介し、優秀企業認証・企業オーダーメイド型コンサルティング・優秀事例公募などを案内して希望する企業が申し込めるようにした。同時に、職務発明補償規定の標準モデルと制度導入企業に対する各種インセンティブを紹介した案内マニュアルを製作し、国内IP活動企業約2万5千社余りに配布した。

<図Ⅲ-1-13>職務発明ホームページ及び広報パンフレット



ハ．評価及び今後の計画

2014年度知的財産活動実態調査の結果によれば、職務発明補償規定を保有・活用している国内企業の職務発明補償制度導入率は51.5%で、2012年の43.8%に比べて増加した。特に大企業や中堅企業の場合84.4%と75.0%とかなり高い比率を示したが、これは最近特許紛争または職務発明関連の紛争が 이슈となり、職務発明補償制度の重要性が浮き彫りになったことで、大企業あるいは中堅企業が保有しているIP専門担当組織と人材を活用して職務発明補償規定を制定もしくは改正して迅速に対応した結果と判断される。

＜表Ⅲ－1－6＞国内企業の職務発明補償制度導入比率

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
企業全体	39.6	46.4	42.6	43.8	46.2	51.5
大企業	84.0	74.2	63.3	72.9	74.5	84.4
中堅企業	－	－	－	－	87.5	75.0
中小企業	25.5	38.2	34.3	26.0	24.4	39.5

ベンチャー 企業	39.8	44.4	39.2	35.1	39.8	43.1
-------------	------	------	------	------	------	------

** 出处：知的財産活動実態調査(韓国知識財産研究院)

しかし、中小企業の職務発明補償制度導入率は39.5%と低迷しており、中小企業の職務発明補償制度導入を促進するためにはより積極的な支援政策が求められる。そこで、特許庁は職務発明に関するインフラが一定水準備えられている多出願企業などは職務発明補償優秀企業の認証が受けられるように「職務発明補償優秀企業認証」を広めていく予定である。一方、職務発明インフラが脆弱な中小企業にはCEO向け説明会の実施、職務発明補償規定標準モデルの製作・配布、企業オーダーメイド型補償規定作りの支援、オンラインコンサルティングなど企業オーダーメイド型制度の導入支援及び現場中心の問題点解消支援を強化する計画である。

さらに、職務発明に対する正当な補償ムードの拡散を狙った職務発明フォーラムを開催し、職務発明補償制度運営の優秀事例を発掘・授賞し、職務発明補償制度のホームページと関係機関のニュースレター、そして各種マスコミ媒体を活用して多様な広報活動を展開する予定である。特に、未来創造科学部、産業通商資源部、中小企業庁及び関係機関との協力体系を構築することで、職務発明補償制度に対する認識向上と制度導入を効果的に支援していく計画である。

第3節 知的財産保護環境の構築

1. 企業営業秘密保護のための制度改善

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定 (NAFTA) によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などで技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。

<表Ⅲ-1-7> 中小企業の産業機密流出状況 (2010~2012)

標本集団数(社)	流出比率(%)	平均流出回数(件)	1件当たり被害金額(億ウォン)
1,518	10.2	1.5	16.9

*資料：中小企業庁、2014

近年営業秘密流出事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が求められる。

<表Ⅲ-1-8> 企業の営業秘密管理実態 (特許庁、2014.1)

- * 営業秘密保護制度に対して知っていると答えた企業はわずか 21%。
- * 企業の過半数以上 (57.3%) が自社が営業秘密流出に脆弱であり、危険にさらされていると回答。

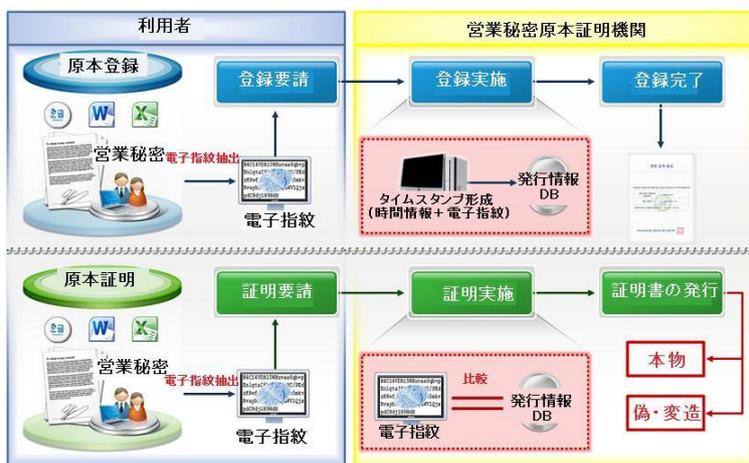
そこで特許庁は営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理体系の構築を支援することで、営業秘密保護の基盤作りに取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は営業秘密保護制度を改善するため、2013年7月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して営業秘密原本証明制度の法的根拠を設け、営業秘密侵害に対する罰則規定を改善した。また、2015年1月には原本証明機関を通じて原本登録された情報に対して原本証明書を発行してもらう場合は該当情報の保有事実に対する推定効力を導入するなど既存制度の不備点を補完した。また、中小企業など経済的な弱者の営業秘密保護の実効性を高めるため、営業秘密の認定要件のうち秘密管理性を緩和するなど韓国企業の営業秘密保護を強化するための制度的装置を更に強化している。

営業秘密原本証明制度は電子文書から抽出した固有の識別値と公認認証機関の時間情報をプラスしてタイムスタンプを生成した後、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の原本存在及び保有時点を立証することができる制度である。企業は営業秘密侵害訴訟で営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するために本制度を利用している。同制度が法的根拠及び登録による推定効を持ったことから信頼性と効率性が増大し、今後企業の利用が更に活性化すると期待している。

<図Ⅲ-1-14> 営業秘密原本証明制度



改正前の法律は刑事処罰の保護対象となる営業秘密の保有主体を「企業」に限定したため、企業でない個人や非営利機関は営業秘密の侵害を受けても刑事的な保護を受けることができなかったが、法改正を通じて営業秘密保有主体を企業から営業秘密保有者に拡大することで誰でも営業秘密を保有していれば刑事的な保護が受けられるようにした。これによって最近技術契約などで収益活動を推進している大学など非営利機関の営業秘密保護が一層強化できると見られる。

また、営業秘密の認定要件のうち秘密管理性を「相当な努力」から米国、日本など先進国水準に合わせて「合理的な努力」に変更した。これによって相対的な営業秘密保護システムの不備で営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく貢献できるものと見られる。

一方、特許庁は法律改正を通じた制度改善のみならず、韓国企業の営業秘密を保護するための総合的なサービスを提供するため、2012年6月から営業秘密保護センターを運営(<http://www.tradesecret.or.kr>)している。

2014年には営業秘密を保護するための実質的な情報を提供するため、相談、出前教育、地方所在企業密集地域を対象にした地域説明会を実施した。また、国内企業が多数進出している海外現地で説明会を開催することで、海外に進出した韓国企業の営業秘密を保護するための多角的な取り組みを展開した。特に11月には知的財産権保護コンファレンスを開催し、営業秘密保護の重要性に対するコンセンサスを得た。

<図Ⅲ-1-15> 営業秘密セミナー及び知的財産権保護コンファレンス



また、企業を対象に営業秘密診断コンサルティングを通じて企業の営業秘密管理実態の診断を行い、診断結果に適した管理方法を提示するとともに、営業秘密管理システムを備えていない企業が最小の費用と人材で営業秘密管理ができるように標準管理システムを普及するなど、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援している。

＜図Ⅲ－1－16＞営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム



ハ．評価及び発展方向

特許庁は2015年にも営業秘密保護の基盤づくりに向けた活動を強化していく予定である。特に、企業の役員・研究人材など需要者別のオーダーメイド型教育と主要産業の企業団体を対象にした広報を展開することで営業秘密保護文化を造成し、被害企業の速やかな権利救済のために通報センターを運営するとともに、専門家で構成された諮問団を通じて被害企業の初動対応のための基礎法律相談を提供していく予定である。

2. 公正な商標使用体系の確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ペク・インヒョン

イ．推進背景及び概要

韓国の商標法は先登録主義を採択している。しかし、このような制度を悪用して国内外に知られている他人の先使用商標及び商号、放送番組及び芸能人の名称などを先取りして先使用者に損害賠償を要求したり、刑事告発することで商標の使用秩序を乱

す問題を多数発生した。

そこで、使用主義の要素を強化することで先登録主義の短所を補完し、他人の先使用商標の先取りを目的に出願した出願人を体系的に管理するだけでなく、善意の被害者に対する相談など公正な商標使用体系の確立が必要であることを認識した。

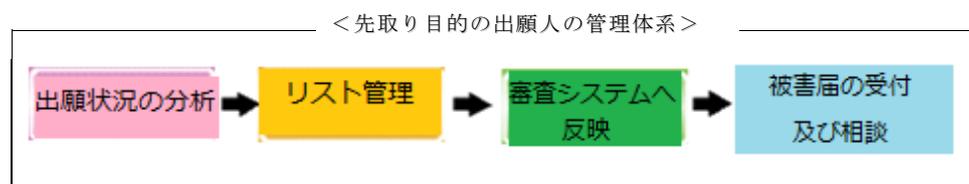
ロ．推進背景及び成果

1) 商標及び商号の先使用者保護に向けた制度改善

他人の先使用商標及び商号を先に商標登録して先使用者に示談金を要求する行為を防止するため、商標出願前に先に使用していた企業の名称や商号に対しては商標権の効力が及ばないように法を改正した。また、審査基準を改正して正当な権利者でない他人が出願する場合には商標登録が拒絶できるようにした。

2) 商標先取り目的の出願人に対する体系的な管理

2013年下半期には他人の先使用商標及び商号を先取りの目的で出願する出願人を抽出してシステムに搭載することで、審査官の厳しく公正な審査が可能になるよう取り組んだ結果、商標先取り目的で出願されたものの拒絶された件が着実に増加した。



3) 商標先使用者の被害把握及び相談

使用している商標を他人が先取りして被害を受けた事例を把握するとともに相談できるよう、2013 年末特許庁ホームページに「商標ブローカー被害届」サイトを開設した。

ハ. 評価及び発展方向

未登録先使用商標の先取りによる被害を最小化し、被害を防止するために制度及び審査基準を改正した。また、商標先取り目的の出願人を体系的に管理できるようにするとともに、被害届サイトを開設して相談を行うなど公正な商標使用体系を確立するための土台を構築した。したがって、今後も公正な商標使用体系を確立するため、制度を改善・補完する作業を持続的に推進する計画であり、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用して積極的に広報を展開する予定である。

3. 知的財産権訴訟における専門性の強化

産業財産政策局 産業財産人力課 技術書記官 カン・ユンソク

イ. 推進背景及び概要

最近全世界的に展開されたサムスンとアップルの特許訴訟によって社会的に知的財産権訴訟に対する関心が高まっている。2012年8月24日米国カリフォルニア連邦北部地方裁判所で9人の陪審員はサムスンがアップルの特許を侵害したと評決した。しかし、米国地方裁判所の陪審員の評決が公正であったかに対しては疑問を提起する見方が多かった。色々理由はあるが、最も大きな理由は陪審員たちがサムスンとアップルの特許技術を充分理解して実質的に議論を進めたかに対する懸念であった。このように知的財産権訴訟の判断主体が関連技術に対する専門性を持っているかどうかは極めて重要な問題である。

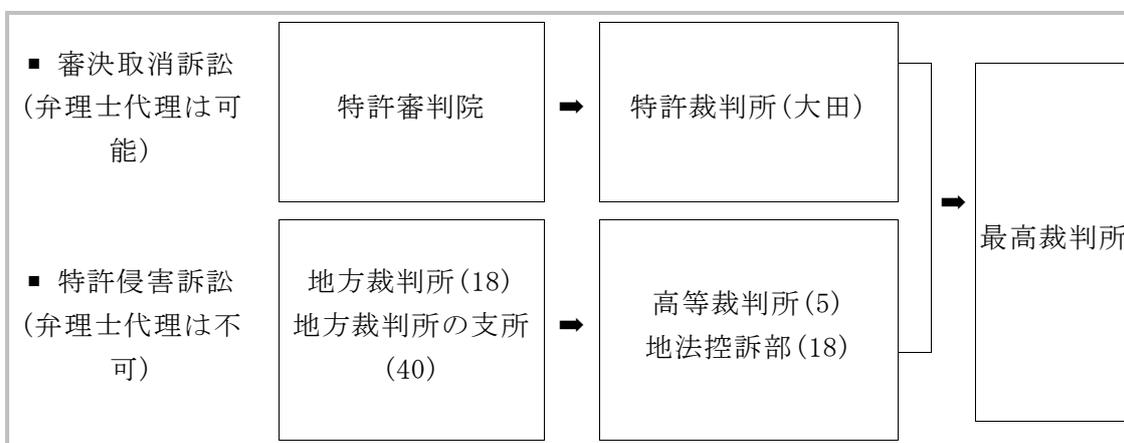
知的財産権訴訟における専門性を高めるためには訴訟主体である裁判所と当事者の専門性を強化する必要がある。世界各国が特許事件において「裁判所の専門性」を強化するために特許専門裁判所に管轄を集中させるとともに、「当事者の専門性」を強化するために専門性のある訴訟代理人を出席させる紛争解決制度を採択している。効率的かつ専門性の高い紛争解決に向けて特許訴訟関連制度を整備することで、自国企業の知的財産競争力の強化を図っているのである。

<表Ⅲ-1-9> 主要国の知的財産権訴訟制度

区分	特許侵害訴訟の管轄	特許侵害訴訟の代理権
日本	1 審は東京・大阪地方裁判所に(2004)、 2 審は東京知的財産高等裁判所に集中 (2005)	弁護士・弁理士共同代理制度を導入 (2003)
米国	連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)を設立 し、2 審管轄集中(1982)	弁護士・特許代理人(Patent Agent) 資格を同時に持つ特許弁護士 (Patent Attorney)制度を運営
イギリス	民事 1 審裁判所(High Court)に特許裁 判所(Patent Court)を設置して管轄集 中(1977)	法廷弁護士(Barrister)と弁理士の 共同代理制度を導入(2000)
EU	加盟国全体に通用する特許侵害など判 断のため、EU 共通特許裁判所の設立を 準備中 (2012 年合意、2015 年開所目標)	ヨーロッパ弁理士(EPA)の特許侵害 訴訟代理を許容

韓国もまた知的財産権訴訟の専門的な特性を認め、1998年ドイツに続いて世界で二番目に専門裁判所である特許裁判所を設立した。しかし、特許裁判所の管轄範囲が特許無効訴訟など審決取消訴訟に限られ、特許侵害訴訟は一般民事裁判所で進めるなど特許訴訟が二元化しているため、訴訟の長期化など多くの問題点が現れている。また、現在弁護士だけが特許侵害訴訟を代理することができるが、特許訴訟の特性上特許技術専門家である弁理士が特許侵害訴訟に参加すべきであるという意見が持続的に提起されている。

<表Ⅲ-1-10> 韓国の知的財産権訴訟体系



ロ. 推進内容及び成果

これまで長期間にわたって特許訴訟の管轄集中、特許侵害訴訟における弁理士共同代理の導入など知的財産権訴訟制度の改善を求める意見が持続的に提起されてきたが、利害関係者間の見解の違いによって合意可能な改善案を作り出すことには失敗した。

知的財産権訴訟の管轄問題を解決するため、16代、17代、18代国会では特許侵害訴訟2審を特許裁判所に集中させる裁判所組織法改正案が発議されたが、法司委上程の後に任期満了で自動廃棄された。その後、2010年10月総理室主管で総理室、法務部、特許庁、全経連、弁護士協会、弁理士会が参加する特許訴訟管轄集中TFが構成されたが、合意案の作成には辿り着くことができず、TF会議の議論は中断された。

また、知的財産権訴訟の代理問題を解決するため、17代、18代国会で弁護士・弁理士共同代理制度の導入に向けた弁理士法改正案が発議されて知識経済委員会を通過したが、やはり法司委上程後に任期満了で廃棄された。その後、2010年12月弁理士の訴訟代理権関連の憲法訴願が提起されたが、憲法裁判所は特許侵害訴訟は高度の法律知識及び公正性と信頼性が求められる訴訟であるため、弁護士にだけ特許侵害訴訟の訴訟代理を許すべきであると判示した。但し補充意見として、特許侵害訴訟で弁理士の法律専門性を強化するために信頼性の高い能力担保措置を講じた後、弁護士と弁理士の共同訴訟代理を許容することで訴訟の迅速化及び専門化を図り、訴訟当事者の權益が充分保護されるよう、立法的措置をとることが望ましいという意見を提示した。

このように利害関係者の立場の違いによって平行線をたどっていた知的財産権訴訟制度に対して2012年1月第3回国家知識財産委員会で政府レベルで改善を推進することを議決した。それによって2012年3月7日国家知識財産委員会、法務部、特許庁、産業界、弁護士協会、弁理士会など関係省庁・機関が参加する「知的財産権紛争解決制度の先進化特別専門委員会」が構成され、議論を始めた。

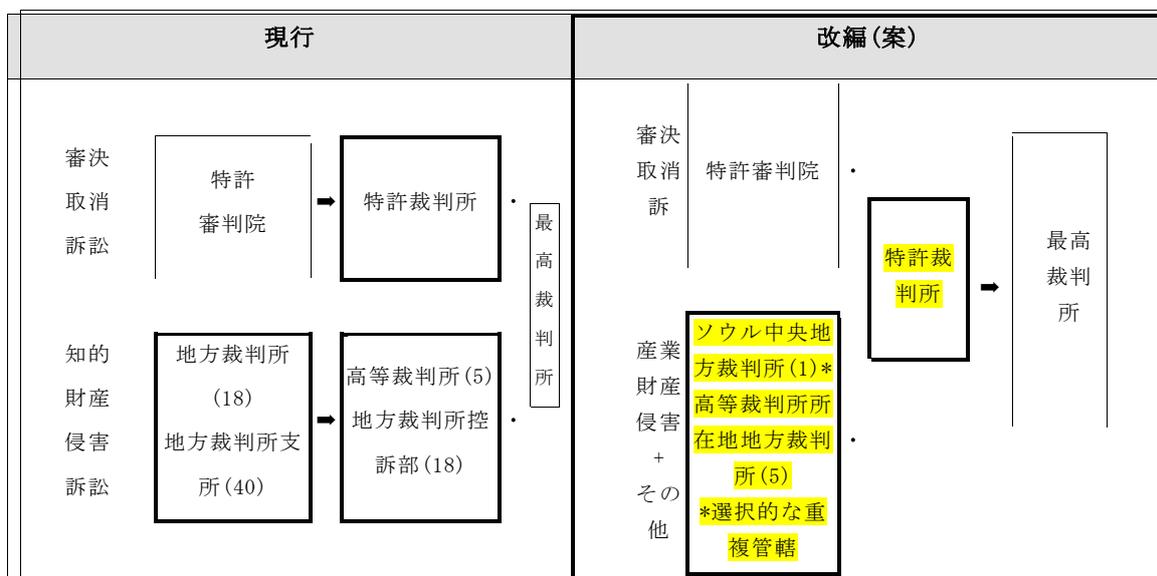
特委は2012年3月7日から2013年9月6日まで1年6ヶ月間に計16回の会議を通じて「特

許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」の二つの問題を集中的に議論した。その結果、「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」に対する改善策を導出し、2013年11月13日第9回国家知識財産委員会本会議で改善策が議決された。

まず、「特許訴訟の管轄集中」に対しては知的財産権侵害訴訟1審はソウル中央地方裁判所・大田地方裁判所の専属管轄とし、2審は特許裁判所に集中させることを決めた。但し、特許・商標など産業財産権侵害以外の訴訟はその他地方裁判所・高等裁判所と重複管轄することにした。

国家知識財産委員会の決定に対する後続措置として、2014年4月第9回司法政策諮問委員会は1審を高等裁判所所在地に管轄させるものの、但しソウル中央地方裁判所と選択的な重複管轄を認め、2審を特許裁判所に管轄を集中させる案を議決した。以後法務部・裁判所行政処など関係機関の協議を通じて司法政策諮問委員会案で改善方向を決め、2014年9月国会「世界特許ハープ国家推進委員会」を通じて法律改正案を発表し、2015年2月民事訴訟法及び裁判所組織法など関連規定の改正案が発議された。

<図Ⅲ-1-17> 知的財産権訴訟管轄制度の改善案



次に「訴訟代理の専門性強化」のために訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入及び弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であるという改善策を提示し

た。特許弁護士は法律的・技術的な専門性を全て備えた理想の専門家であり、特許弁護士の概念・権限など具体的な事項は今後法務部と特許庁など関係省庁間の合意を通じて準備する予定である。また、弁理士の特許侵害訴訟への参加が求められているため、これのための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する予定である。

それを受け特許庁では「特許専門弁護士」制度を具体化するために法務部と協議中であるが、これまで弁護士が弁理士資格を自動取得することで専門性が低下することを防ぐためにロースクールで知的財産権教育を受けたり、知的財産権関連の特別研修を受けた弁護士に弁理士資格を与える方向に弁理士法の改正を推進している。

また、弁理士が特許侵害訴訟に参加できず、それによって訴訟の当事者が被る不利益を防止するため、弁理士の訴訟参加を許容する方向の改善案を法務部と協議中である。

<表Ⅲ-1-11> 知的財産権訴訟代理制度の改善案

<特委の合意案(2013.9.4.)>

1. 韓国特許訴訟の先進化に向けた制度改善の方向として訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入を推進する。
 - 特許弁護士制度は3年以内の準備過程を経て施行する。但し、1年以内の経過期間において施行することができる。
 - 特許弁護士制度の導入に向けて弁護士及び弁理士制度の改編など関連課題は法務部と特許庁など関係機関間の協議を通じて準備する。
2. 弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であり、そのための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する。

ハ. 評価及び発展方向

国家知識財産委員会で議決された改善案は長期間提起されてきた知的財産権訴訟関連の課題に対して関係省庁、関係団体など政府と利害関係者が参加して制度改善案を講じたことに大きな意義がある。需要者の声、政策研究、先進事例の検討など多様な

研究・分析と議論を経て講じられた改善案であるだけに、今後国会・国民から説得を通じて理解を得ることができれば実現可能性が高いと見られる。

これまで国家知識財産委員会で合意された改善案を実現させるため、法務部・裁判所・特許庁など関係省庁が協議体を構成して持続的に協議をしている。但し、特許庁が裁判所組織法の改正など特許訴訟管轄集中の推進に協力し、訴訟代理の専門性を強化するため特許侵害訴訟に弁理士を参加させる方策を積極的に推進してきたものの、利害関係者間の意見調整が難航しているためまだ完璧な合意案は出ていないのが現状である。

しかし、2年間の努力が功を奏してある程度大きな枠組みの中で関係省庁間の合意点は見つかった状態であり、今後特許訴訟の管轄集中、特許専門弁護士制度の導入など知的財産権訴訟体系が整備されれば、迅速かつ正確な知的財産権紛争解決制度が構築されると見られる。それによって韓国企業の知的財産権の保護環境が整備され、韓国の国際競争力強化にも大きく貢献できると期待される。

4. 半導体設計財産の振興

産業財産企画局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イ・ヨンシン

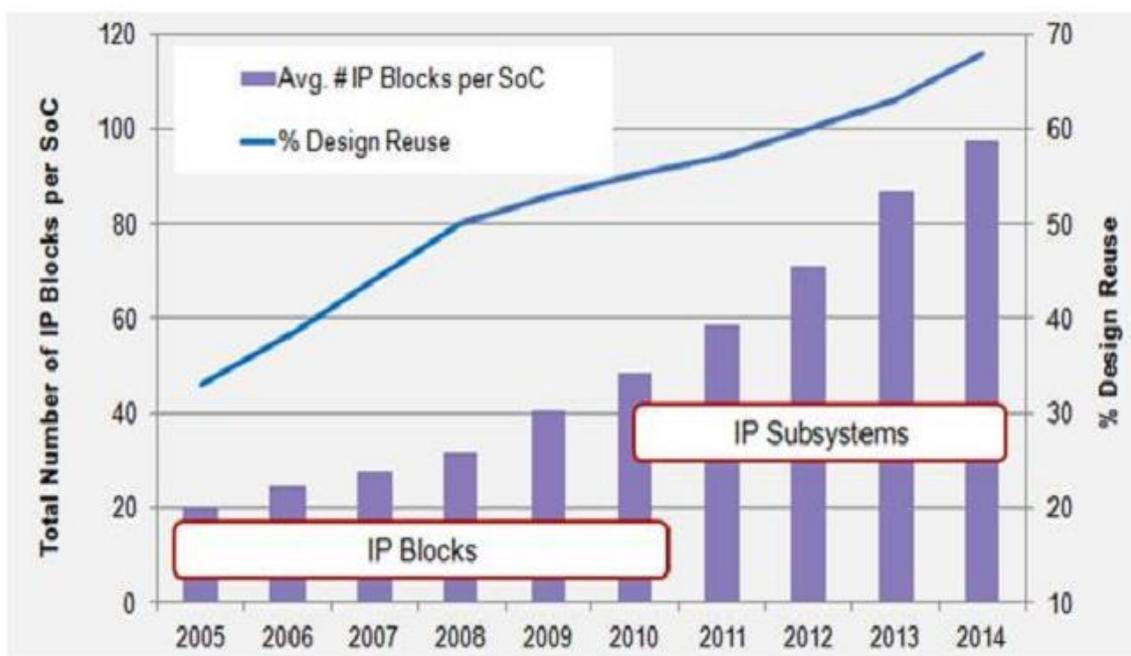
イ. 推進背景及び概要

半導体設計財産とは回路の動作と機能が検証され、半導体集積回路の設計時に独立的な機能を持って繰り返し利用が可能な機能ブロック(回路)と定義できる。半導体設計及び生産業界では半導体設計財産を一般的に半導体IP(INTELLECTUAL PROPERTY)、さらに略してIPと呼ぶケースが多い。

半導体設計財産は複雑・多様な機能を持つシステム半導体を設計するためには必ず必要な要素となっている。半導体設計用S/Wを供給するSynopsys社の調査結果によれば、一つのチップに含まれる半導体設計財産は2005年20個から2014年に97個まで増加

し、それによって半導体設計財産の再使用率も2005年33%から2014年68%まで増加するものと予測している。また、国際半導体連合(GSA)の調査結果によれば、システム半導体開発の時に半導体設計財産を適切に活用する場合、平均2.5ヶ月の開発期間短縮の効果が期待できるといわれている。

＜図Ⅲ－1－18＞チップ1個当たり使用する半導体設計財産の数及び再使用率

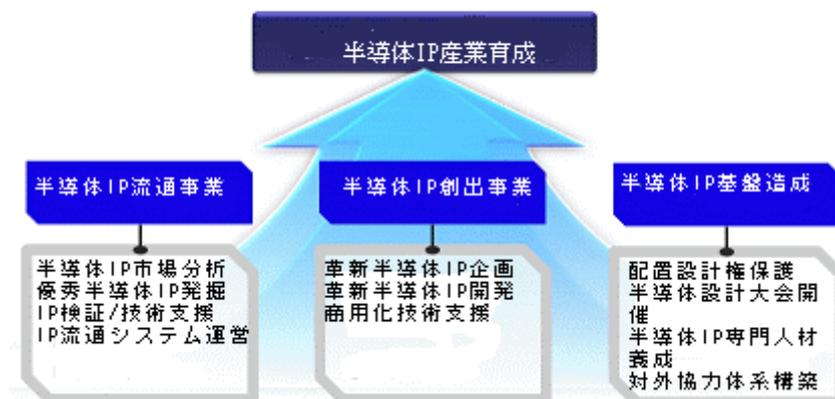


*資料：Synopsys, The World is Changing(2012.3.26.)

しかし、韓国の半導体設計財産の創出及び活用基盤はまだ微々たる水準である。国内で専門的に半導体設計財産を創出・供給している企業は5社程度であり、市場規模は200億ウォン未満と推定される。国内企業が半導体設計財産の創出・活用に消極的な理由は製品の販路が不確実で、あらゆる製造工程に対する信頼性の検証に多額の費用がかかるためであると調査された。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づいて半導体設計財産の創出・活用の活性化を支援するため、半導体設計財産振興事業を推進している。

＜図Ⅲ－1－19＞半導体設計財産振興事業の推進体系



ロ．推進内容及び成果

1) 半導体設計財産の流通支援事業

半導体設計財産の流通支援事業は国産半導体IPの発掘及び取引支援を通じて半導体IPの流通活性化を図る事業であり、優秀半導体IPの発掘及び信頼性検証支援、流通総合情報体系の強化及び取引活性化などの多様な支援を展開している。

2014年には計115件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計496件)、企業のニーズが高い14件の半導体IPに対しては信頼性を検証するためのチップ製作を支援した。また、信頼性の高い半導体IP DBとユーザー中心の取引システム構築などの流通基盤とともに様々な広報などを通じて2014年に計188件の半導体IPが仲介される成果を挙げた。

また、中国上海SMICシンポジウム及び香港CSIA-ICCAD総会を活用して国内参加企業の広報、商談ブースの設置、IP-SoC現地交流会の開催などの活動を通じて計68件の半導体IP輸出商談に成功する成果を挙げた。

<表Ⅲ-1-12>半導体IP検証の支援状況

NO.	検証半導体 IP
1	CDC (CalDriCon) Rx
2	Low Power 16bit $\Sigma \Delta$ ADC
3	HEVC Main10 4K Decoder
4	High Speed 4M SRAM
5	Power Management unit for Smart Card Communication
6	LED Driver with charge pump
7	12-bit Integrating ADC
8	OSC (0.5~3Mhz, 10~80Mhz)
9	3.3V to 1.8V, 120mA LDO(with POR)
10	Wide Range PLL
11	Coulomb Counter Sigma-Delta ADC
12	DDR2 PHY with Controller
13	USB3.0 Super-speed Device PHY
14	HEVC Encoder HW IP

2) 核心半導体設計財産創出事業

核心半導体設計財産創出事業は半導体IPの中で市場占有率と国内企業の海外依存度が高い半導体IPを国内技術に代替するための事業であり、エンベッディド・プロセッサIPを核心半導体設計財産として選定し、2009年に300MHz級エンベッディド・プロセッサIP(Core-A)を開発した。また、2011年には500MHz級エンベッディド・プロセッサIP(Core-A 2G)の開発に成功した。

特に、2014年には国産エンベッディド・プロセッサIP(Core-A)を国内のファブレス企業がロイヤリティー負担なく使えるように9件のソースコードを無償で普及した。また、国内企業が自社製品にプロセッサIPを簡単に適用できるように技術支援を行い、これを通じて計5件のCore-A適用チップが製作され商用化に向けたチップテストを行っている。

＜表Ⅲ－1－13＞Core-A搭載システム半導体試作品の製作状況

NO.	製作機関	Core-A 適用製品
1	電気研究院	HVDC 系統制御チップ
2	電気研究院	HVDC 補助エアチップ
3	ハンビッ EDS	太陽光 PMIC
4	PaxDisk	2.5' SSD コントローラー
5	PaxDisk	3.5' SSD コントローラー

3) 半導体設計財産の産業基盤作り事業

半導体設計財産の基盤作り事業は半導体設計財産の発掘・保護・人材養成など国内半導体IP産業のインフラを作るためのものであり、配置設計権の登録業務、大韓民国半導体設計コンテストの開催及び半導体設計財産教育事業などを推進している。

＜表Ⅲ－1－14＞配置設計権の登録状況

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	計	
内 国	大企業	318	-	1	-	-	11	9	-	-	1	-	340	
	中小企業	84	14	9	1	15	7	14	33	23	22	44	4	270
	研究所	264	57	3	89	13	16	14	18	15	37	13	8	547
	大学	29	5	14	17	8	11	13	28	39	52	112	55	383
	個人	50	2	6	-	5	7	-	8	2	13	3	-	96
	小計	745	78	33	107	41	41	52	96	79	124	173	67	1,703
外国(企業)	776	8	8	32	16	13	5	2	5	5	2	-	872	
計	1521	86	41	139	57	54	57	98	84	129	175	67	2,575	

* 影の領域は存続期間(10年)が満了し、権利が消滅した登録分である。

また、国内優秀半導体設計財産を発掘するとともに創作者の士気を高めるために、第15回大韓民国半導体設計コンテストを開催し、大統領賞に韓国電子通信研究院のモバイルRF研究室の「次世代エコ基地局システムに向けたAdvanced Class-S送信機」など計9作品の優秀半導体設計作品を選定して授賞した。また、チップ制作はせず設計

初期段階に対するアイデアを評価する大学生・大学院生対象の「創意IPコンテスト」を新設した。

<表Ⅲ-1-15> 第15回半導体設計コンテストの授賞作

等級	所属	設計作品名
大賞	韓国電子通信研究院	次世代エコ基地局システムに向けた Advanced Class-S 送信機
金賞	浦項工科大学	Coefficient-error-robust Feed Forward Equalizer
銀賞	電子部品研究院	生体挿入型の多重周波数無線充電/無線通信が可能な低電力超小型センサーSoC
銀賞	世宗大学	Real-time ray tracing で Dynamic scene を処理するための低電力 kd-tree build ハードウェア設計
銅賞	高麗大学	9.09ms の最大電力点追跡速度を持つ、30uW から 10mW の間で動作する自家電源エネルギーはーベスティングシステム
銅賞	韓国科学技術院	脳の活動を測定するための CDMA 基盤のマルチチャンネル high SNR NIRS IC
銅賞	韓国電子通信研究院	人間識別及び生体信号感知高解像度単一チップリーダー
特別賞	延世大学	カプセル型内視鏡のための高速データ通信及び精密な位置推定が可能な低電力無線送受信機
特別賞	光州科学技術院	イメージセンサー用低電力・超小型アナログ-デジタル変換器

最後に、核心半導体設計財産の創出効果を拡大するため、2014年10回のCore-A活用方法教育を実施した。また、半導体設計コンテスト及び半導体IP振興事業に対する主要大学現場説明会を9回開催し、半導体設計財産取引に必要な文書作成法と優秀事例などを盛り込んだ半導体IPビジネスガイドブックを制作して配布するなど半導体設計財産基盤作りの拡大に向けて努力を傾けた。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は半導体設計財産振興事業を通じて半導体設計財産の活用活性化及び核心半導体設計財産の創出・活用を支援することで、国内知的財産の創出・活用の活性化に貢献した。半導体設計財産流通支援を持続的に強化して毎年KIPEXを通じた半導体設計財産流通実績を高め、外国人が半導体設計コンテストに参加できる根拠を作るため、半導体配置設計技術振興事業の運営要領を改正するなど半導体設計財産基盤作りを拡大した。

このような成果を基に、2015年にはCore-Aに対する技術支援の民間移譲を支援する一方、半導体設計財産の取引活性化に向けて半導体IP国外市場進出支援を確保して多様な形態のフォーラムを開催する計画である。また、国内優秀半導体IPの持続的な発掘及びKIPEXウェブサイトの改編を通じて半導体設計財産流通インフラを更に強化し、半導体設計コンテスト受賞作の商用化支援及び半導体IP市場・政策分析の強化を通じて半導体設計財産の活用基盤作りを強化する計画である。

第2章 海外知的財産紛争に対する支援の拡大

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 書記官 チェ・チョルスン

1. 推進背景及び概要

知的財産権紛争の基本的な傾向は市場において可視的な存在感が現れる市場シェアを持つ製品とサービスに対して侵害問題が起きているといえる。このような脈絡から、韓国企業の技術水準の向上や製品とサービスの競争力向上によって対外輸出も増えたことで、2009年154件であった国際特許紛争件数が2014年300件と2倍以上増えている(韓国知識財産保護協会調査)ことからわかるように、韓国企業の海外知的財産紛争

は増加傾向にある。

海外知的財産権紛争の激化は韓国企業の成長の足枷となっているが、外国企業の特許攻勢による輸出中断、過剰な訴訟費用負担などによって韓国企業の海外市場進出において問題となっている。韓国企業の国際特許紛争件数は2009年154件、2011年280件、2014年300件など持続的に増加しているが、輸出過程において先進国からは特許保証を要求されたり、展示会物品を押収されるなどの被害が多く、途上国では模倣品が出回るなどによる被害が多く発生している。特に、中国、ASEAN地域との貿易増加及び韓流ブームなどで韓国企業製品の人気は急上昇し、韓国企業のブランド被害も持続的に増加傾向にある。

2013年1件以上の知的財産権侵害を受けた企業の比率は6.0%で前年5.6%比0.4%p増加し、そのうち輸出入企業の知的財産権侵害比率は7.1%で輸出入実績のない企業の侵害比率4.2%に比べて69%以上高い水準である。一方、韓国中小企業の中で知的財産独立専担部署を保有している比率は2.9%に止まるなど全般的に海外知的財産保護能力と認識が不十分であると言える(2014、特許庁・貿易委員会知識財産活動実態調査)。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外でより積極的に市場を開拓して製品とサービスを輸出することで国家経済に寄与できるようにするためには海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した場合は紛争対応を支援することを政策的に拡大する必要がある。

2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産紛争に対する支援を拡大するため、「韓国企業の国際特許紛争に対する対策(党政協議会、2013.8)」、「輸出中小・中堅企業の国際知的財産権紛争対応総合対策(経済長官会議、2013.11)」、「K-ブランド保護総合対策(国家知識財産委員会、2014.2)」のように、韓国輸出中小・中堅企業の知的財産権保護及び紛争予防を通じた国際競争力強化に向けて政府レベルの総合対策を講じて発表

した。

また、2014年知的財産権紛争コンサルティング支援283社、訴訟保険支援119社など中小・中堅企業に対して知的財産紛争に備えた予防・対応支援を強化した。そして、特許管理専門会社(NPEs)の訴訟に備えるよう、知的財産権紛争の動向、判例情報などを調査して専門サイト(www.ip-navi.or.kr)で紛争情報を提供している。

海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など5カ国の10ヶ所に設置されている海外知識財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応できるようにし、知的財産権紛争多発地域を中心に40の在外公館及び14のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地で対応できるよう支援した。

そして、海外知識財産センターが設置されていない地域における知的財産権紛争の発生、韓国企業の進出が活発な国家における韓国企業の知的財産権保護及び紛争初期対応のために国内外専門家プールを構築(2014.4)した。

3. 評価及び発展方向

海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が大企業に比べてまだ不十分な中小企業に対して紛争コンサルティング、訴訟保険支援、紛争情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前・後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果を出した事例が多く登場した。

国内市場に安住せず、海外市場の開拓を通じて生き残りを図らなければならない韓国企業の経済的な環境を踏まえ、今後も持続的に海外知的財産紛争に対する支援は拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング・訴訟保険の支援企業数をさらに増やし、質的には特許紛争情報を産業別に細分・提供するなど、様々な方法の実効的な政策を企画・遂行していく予定である。

第2節 海外知的財産権保護の強化

1. 海外における知的財産保護の必要性

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 書記官 チェ・チョルスン

イ. 推進背景及び概要

近年韓国は急速な環境変化の中で企業経営に多くの悩みを抱えている。世界経済は米国を中心に徐々に改善される見込みであるが、ユーロ圏は回復スピードが遅く、日本も景気低迷が続いており、中国も経済成長が失速しているなど不確実性が依然として存在している(2015年経済展望、企画財政部)。韓国が輸出中心の経済体制であることを考えると、最近の対外経済環境変化の重要性は極めて大きいと言える。

特に、グローバル技術競争が激化するにつれ、保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とする輸入禁止など強力な水際措置に変化している。また、アップルとサムスの訴訟からも分かるように、先進企業は源泉技術に対するロイヤリティーの要求と積極的な特許訴訟の提起など知的財産権攻勢を強め、競争相手である後発企業を牽制するなど、知的財産権の競争が激しくなっている。特に、かつて特許権に集中した知的財産権訴訟はデザイン、トレードドレスなど多様な権利に広がりつつある。そして、知的財産権を武器に無差別的な訴訟を乱発するNPEsの出現とNPEsによる訴訟が製造企業の訴訟の数を超えたことも示唆する点大きい。

かつて運送機械分野に限られて比較的訴訟が少なかった自動車産業の場合、電子通信部品の搭載など技術分野の融・複合化によって訴訟が増加し、訴訟もまた複雑になるなど、核心・源泉特許の不足で輸出貿易を中心とする韓国企業は益々大きな困難に直面している。それによって技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加し、韓国経済に大きな負担となっている状況である。

さらに、最近韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国など発展途上国に

において韓国の知的財産権を侵害する事例が急激に増加している。海外における韓国企業の知的財産権の侵害は、単純な該当商品の輸出減少に止まらず、韓国商品の国際的公信力と評判の低下を誘発し、長期的に韓国の輸出市場開拓にも大きな危険要素となっている。もちろん大企業の場合は知的財産権侵害に対応できる商品の認知度と問題解決の能力を備えていると言えるが、中小企業の場合は海外における知的財産権の侵害が発生した場合、専門人材の不足と訴訟に必要な費用及び時間の負担を負えず、なす術もなく侵害を受けているのが現状である。

したがって、韓国企業、特に中小企業に海外投資を通じて積極的に国富の増進に寄与させるためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した際は積極的に支援する必要がある。

ロ．推進内容及び成果

海外知財権紛争に対する収集・分析を強化し、2009年以後判例情報17,901件、海外知財権保護ガイドブック27種などを提供するとともに、共通紛争イシューに対しては2014年25社による企業間協議体を拡大構築・支援した。また、輸出中小企業などが知財権紛争を未然に防げるよう、2009年から2014年まで中小・中堅企業716社に専門コンサルティングを提供した。海外で知的財産権訴訟が発生した時にかかる莫大な訴訟費用の負担を緩和するため、訴訟保険料の一部を支援して企業の参加を呼びかけている。その結果、2009年から2014年まで266社の企業が支援を受けた。特許庁は海外に進出した韓国企業の知財権保護を強化し、海外進出国家の知財権情報を収集・分析するために海外知識財産センター(IP-DESK)を運営している。2008年から運営されたIP-DESKは、2014年現在中国(北京、上海、青島、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホーチミン)、米国(LA、ニューヨーク)、ドイツ(フランクフルト)など5カ国10カ所で運営されている。これを通じて知財権相談、侵害調査などを支援している。

ハ．評価及び発展方向

海外知財権紛争において輸出する中小企業に必要な紛争情報を提供し、コンサルテ

イングなどの支援を強化することで、企業が海外知財権紛争に対応できる土台が構築されたが、企業自ら紛争に戦って生き残れる環境を作るためには、企業の紛争対応能力の向上と公正な紛争解決に向けた国際協力の強化が必要である。また、韓・中FTAの実質的な妥結によって韓国企業の中国進出が更に活発になると予想されるため、中国、ASEANなどアジア国家における韓国企業の商標権など知的財産権保護に向けて外交部、関税庁など関係省庁間の協力体系を更に強化していく必要がある。

2. K-ブランド保護及びIP-Deskを通じた知的財産権支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 技術書記官 イ・ウォンジェ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外IP-DESK事業を運営している。2008年には知識經濟部と特許庁が共同で運営し、2009年からは特許庁が単独で中国の北京・上海・広州・瀋陽、タイのバンコク、ベトナムのホーチミンなど7つの地域でIP-DESKを運営した。2012年米国のLA、2013年ニューヨーク、2014年にドイツのフランクフルトにIP-DESKを追加オープンしたことで、現在5カ国、10ヶ所でIP-DESKを運営している。

特に、2014年末には中国・ASEAN地域において侵害被害の多い韓国ブランドの紛争予防及び紛争対応体系を構築するため、外交部、関税庁など関係省庁が合同で「K-ブランド保護総合対策」を打ち出し、国家知識財産委員会を通じて議決・発表した。

ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を立てることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「輸出が先で商標確保は後」という企業慣行のため、海外における権利確保を通じた紛争予防努力も不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標出願費用など権利確保支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取締り費用の支援、現地取締り公務員に対する模倣品識別セミナーとともに国内招請研修事業も展開するなど多様な形態の支援事業を行っている。特に、模倣品識別セミナーは2014年中国とタイで計3回にわたって現地の取締り公務員系238人を対象に実施し、これと連携した侵害調査・取締り支援事業を通じては最近4年間約77億ウォン相当の海外模倣品を没収する成果を挙げた。

その他にKOTRA、貿易協会など輸出関係機関との連携を通じて海外進出企業向けの知的財産権説明会を国内外で開催したり、中国、米国、ヨーロッパなど海外主要博覧会に韓国参加企業の知的財産権に関する悩み相談及び解決のために臨時IP-DESKを現場に設置して支援した。また、韓国ブランドに対する認識向上と友好的な環境作りのため、中国、タイ、ベトナムの公務員を韓国に招いて知的財産保護に対する認識を共有するとともに協力議論を具体的に進めた。

中国では現地の知的財産権関係機関との協力チャンネルの構築及び関係形成のために、現地における知的財産権の執行権限のある行政機関(工商行政管理局、知識産権局、海関)、公安部に個別企業と韓国特許庁が共に官民共同代表団を派遣して韓国企業の隘路事項を伝えた。そして、中国及びタイ、ベトナム公務員を韓国に招待して知的財産保護に対する認識を共にする協力議論を具体化した。

そして、2014年ヨーロッパに進出する韓国企業の知的財産権問題を解決するために新しく開所したドイツIP-DESKの成果も注目すべきである。ヨーロッパ地域は全世界主要展示会の35%が開かれる地域であり、その中でもドイツは2014年だけで288種の展示会が開かれる拠点国家といえる。また、韓国企業のヨーロッパ進出が増え、展示

会に参加する際に現地の企業との間で知的財産権紛争被害を受ける事例も急増している。

このような展示会における知的財産権紛争の特性上、事前予防及び初期対応が非常に重要であるが、ドイツIP-DESKは主要展示会参加企業に対する事前教育と事前コンサルティングを通じた紛争予防努力はもちろん、展示会現場に臨時IP-DESKを設置するなど紛争発生時の迅速な対応体系を構築した。

特にヨーロッパ最大の自動車部品展示会であるAuto-mechanika Frankfurt 2014では現地企業に対する知的財産権侵害防御に止まらず、むしろ韓国企業が特許侵害物品を展示していた中国企業に対してドイツ特許庁との協力を通じて侵害物品を押収して罰金を課する成果を挙げた。

そして、2014年12月には韓・中FTAの実質的な妥結によって韓国企業の進出が増加すると見られ、韓国製品の模倣品の流通が持続的に増加している中国・タイ・ベトナムなどの地域におけるK-ブランド保護に向けた省庁レベルの総合対策も樹立した。

第12回国家知識財産委員会の本会議で議決された「K-ブランド保護総合対策」は海外進出前の現地商標確保に対する広報及び出願支援、海外商標ブローカー対応体系の構築、国内海外模倣品対応総合支援センターの構築、産業団体中心の模倣品取締り支援、海外税関を始めとする現地知的財産権関係機関との国際協力強化などを骨子としているが、2015年にも国家知識財産委員会内の「知的財産権保護政策協議会」を通じて関係省庁と細部実行戦略を議論していく計画である。

<図Ⅲ-2-1> 上海模倣品識別セミナー



＜表Ⅲ－２－１＞2014年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2014年	中国					タイ	ベトナム	米国		ドイツ	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	
知的財産権相談	5,044	354	598	871	583	428	330	203	984	548	145	
出願	受付	914	202	143	126	165	77	35	37	104	24	1
	出願	471	71	95	106	22	35	27	34	64	16	1
侵害調査	17	2	7	3	1	1	-	-	-	-	3	
説明会	60	6	9	1	11	1	1	4	14	11	2	
協力チャンネル	186	37	14	4	21	23	43	4	4	21	15	
情報提供	230	51	9	14	15	41	26	12	49	13	0	

ハ．評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなどは知的財産権法制度施行の歴史が比較的短いため、社会一般的に知的財産権保護の認識レベルが低く、取締まり担当機関との人的ネットワークが不十分であるため、企業の立場からは現地進出前に商標確保や模倣品への対応が容易ではない。

即ち、特許庁が出願費用の支援を拡大することで現地知財権の権利化を強化し、韓国招請研修などを通じて現地知財権担当公務員とのネットワークを形成することは相当な実効性があると判断される。

そこで、2015年にはIP-DESKの現地商標出願支援及び模倣品への対応に向けた侵害調査支援を2倍以上大幅強化し、中国、タイ、ベトナムなどの現地取締り公務員を招請して行う研修プログラムも拡大していく予定である。

また、先進国において韓国企業の知的財産権紛争が急増していることを受け、最近新設・運営中である米国、ヨーロッパに加えて、2015年には日本にもIP-DESKを新設していく予定である。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産保護レベルを高めるため、KOTRA及び韓国

知識財産保護協会など関係機関と協力し、韓国企業の海外知的財産権保護レベルを強化して輸出競争力を向上するための各種施策を持続的に推進して行く計画である。

3. 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ムン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界市場進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も大企業のみならず中堅・中小企業まで拡大しており、半導体・デジタル分野では売上高10億ウォン以下の小さい企業も紛争の対象となっている。海外競合社からの過剰なロイヤルティー及びライセンスの要求は韓国企業の価格競争力を低下させる一方、莫大な特許訴訟費用(平均約300万ドル)は韓国企業の輸出における足枷となっている。

国内MP3輸出中堅企業A社が外国企業の特許侵害警告状を受け取った後、それに対して効果的に対応できず米国輸出を諦めざるを得なかった事例からもわかるように、海外で発生する知的財産権紛争の事前予防及び解決のためには競合社の特許分析など十分な事前準備が如何に重要であるかが分かる。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2014年特許庁が実施した知的財産活動実態調査の結果報告書によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約12.8%に過ぎないなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用の発生などで困っていることが分かった。

そこで特許庁は韓国企業の知的財産権紛争の対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社（NPEs：NON-PRACTICING ENTITIES）の活動動向を随時把握するとともに、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊した。また、海外進出（予定）企業を対象に専門コンサルティング及び訴訟保険加入支援など紛争対応に必要な資源を提供した。

1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

特許管理専門会社（NPEs）との訴訟に備えたオーダーメイド型紛争情報を提供した。

NPEs訴訟アラームサービスを通じてNPEsからの告訴された事実などを該当企業に案内し、3Dプリント、スマートカー分野に対する海外特許紛争対応戦略ロードマップの構築に着手した。

<参考> 特許管理専門会社（NPEs）とは？

NPEsは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEsは①特許権を企業に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPEs、②攻撃型NPEsに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEsに分類できる。最近 이슈になっているパテント・トロール（Patent Troll）は攻撃型NPEsの一部に該当する。

最近外国における知的財産権訴訟判決の傾向を提供するため、主要国の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を発刊した。商標・デザイン分野の主要判例100件を深層分析して示唆点を分析した。また、国別の知的財産権法・制度及び進出企業の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを改訂・発刊した。（2014.6カ国）

＜表Ⅲ－2－2＞海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計27種：地域別25種、特性別2種)

アジア(12種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(4種)	米国、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性別(2種)	輸出企業チェックポイント、EU圏の保護実務ハンドブック

2) 国際知財権紛争コンサルティング

2014年には知的財産権紛争発生の恐れがある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業283社を選定し、紛争予防・対応コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利主張にどのように対応していくかに対する戦略を樹立することができる。

＜表Ⅲ－2－3＞知的財産権紛争対応コンサルティングの成功事例

- ・ (紛争事実) 携帯電話クリーナー国内製造業者であるA社は日本R社から警告状を受けたため、海外取引先から侵害問題による取引中断の通知が届く。
- ・ (支援内容) 警告状に記載された問題の特許及び日本R社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を構築。
- ・ (成果) 2億ウォン以上の売上被害を防止し、回避設計を通じて日本だけで追加2.5億ウォンの輸出契約を達成。

3) 知的財産権訴訟保険の加入支援

米国において特許訴訟が発生した場合、平均所要費用が約300万ドルと調査されている。そのため、企業が外国で知的財産権訴訟に直面した場合、莫大な法律費用の負

担を背負うことになる。そこで特許庁は企業の知的財産権訴訟の際に発生する費用に対する負担を緩和するため、保険会社を通じて知的財産権訴訟保険商品を運営するように働きかけている。2014年には産業財産権(特許権、実用新案、商標権、デザイン権)を保有した中小・中堅企業119社に対して訴訟保険加入費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。一方、訴訟保険商品の多様化のために少額保険(売上高50億ウォン以下中小企業対象の5百万ウォン定額保険)商品を発売して61社を支援し、NPEsからの紛争に対応するための防御保険も開発して試験的に運営した。

ハ. 評価及び発展方向

2014年にはIP-NAVI内の知的財産権判例情報検索システムの機能を改善し、DBを再整備することでユーザーの検索利便性を高めた。「NPEs訴訟アラーム」を実施することで海外でNPEsから告訴された韓国企業に告訴された事実の関連情報を提供し、紛争対応支援事業情報を同時に案内した。これを通じて紛争発生初期段階で告訴された韓国企業が迅速な初動態勢が取られるように支援した。

一方、紛争予防・対応コンサルティング支援事業はその経済効果が約175.97億ウォンであり、政府予算投入に比べて8.3倍の効果が発生するものと評価されており(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の成果分析研究、2014.12)、支援を受けた企業のうち36.5%が海外輸出中、41.3%が輸出準備中であることが分かった(コンサルティング事後追跡調査、2014.12)。

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争をスムーズに解決できるよう、知的財産権紛争関連の情報を量的・質的面を継続して拡充するだけでなく、企業が情報を有効に活用できるよう積極的に支援する計画である。これに伴い、今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時改訂することで常に最新のコンテンツを提供するとともに、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、知的財産権紛争コンサルティングは韓国K-ブランドを保護できる戦略支援を

強化する予定であり、企業が希望する懸案中心のモジュール化されたコンサルティング(リスク分析、対応戦略、回避技術の開発、IP契約支援)を実施する予定である。

訴訟保険支援事業は企業が団体で一括加入する団体保険商品を開発して、創造経済革新センターへの入居企業、パンギョ ITバレーなど創造企業のための支援を拡大していく計画である。同時に、多様な技術分野を対象に企業間協議体を拡大・構築し、消費財業種別団体に対する新規支援を通じて知的財産権紛争に対する共同対応体系を強化していく方針である。

その他にも主要紛争対応事例を中心に地域別巡回説明会及び企業団体セミナーの開催を支援し、知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上に力を入れる予定である。

第3章 創意的アイデアの保護体系の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 ピョン・サンユン

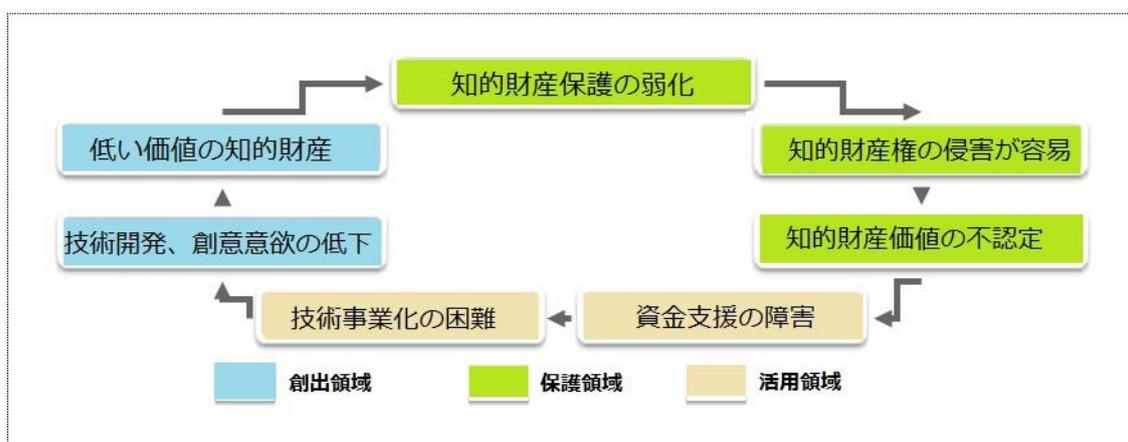
1. 推進背景及び概要

知的財産が適切に保護されなかった場合、権利侵害を受けやすくなるとともに知的財産の価値が認められないなどの問題が発生し、知的財産が創出・活用される過程の好循環生態系の作動が不可能になり、結局アイデアを通じて新しい経済的価値を創り出す創造経済の実現は難しくなる。

創意的なアイデアが経済的に正しく活用されるためには早期に知的財産権として権利化し、体系的に保護するシステムが必要であり、これは創造経済の実現に向けた核心的な成功要素(KSF:Key Success Factor)となる。

したがって、法と制度的観点から創意的なアイデアが保護できる装置を構築するとともに、アイデア保護の対象を拡大して国民自ら自分のアイデアを自律的に保護できるようにするなど、創意的なアイデアを保護する体系を強化する必要がある。

<図Ⅲ-3-1> 知的財産権の創出・保護・活用体系



2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような創意的アイデアの保護体系を強化するため、「創意的アイデア保護強化方策」の樹立(2013. 10)、「アイデア保護守則10」の制定・普及(2013. 10)、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の改正(2013. 7)、「アイデアコンテストのモデル約款」の制定・配布(2014. 11)など多様な政策的努力を傾けた。

創意的なアイデアの早期権利化に向けて審査処理期間を持続的に短縮しているが、特許の場合2012年14.8カ月から2013年13.2カ月、2014年11.0カ月に短縮した。また、強い特許を創り出すために審査パラダイムを特許品質中心に変え、着手前の予備審査、着手時の補正方向提示など需要者中心の審査サービスであるポジティブ審査を施行中である。また、先行技術調査機関が単なるアウトソーシング機関から審査支援機関として成長できるように審査協力型事業を通じて審査支援事業の運営効率性を改善するなど創意的なアイデア・発明の迅速・正確な権利化に向けた政策を企画・推進した。

出願人が市場の環境変化に能動的に対応できるように特許決定後も追加的に権利化が可能な分割出願制度を導入し、アイデア保有者の権利獲得の可能性を高めるために公知例外主張補完制度を新設する内容で特許法を改正(2015. 1. 28)した。

アイデアコンテストで知的財産が不合理に管理される慣行を改善した。まず、創意的アイデアの保護・尊重文化が広がるようにコンテストの運営実態を調査し、権利の提案者帰属原則、秘密保持、権利均衡の確保などの内容を骨子とする、コンテスト主催側が守るべき事項を提示するガイドラインを制定するとともに、ガイドラインの趣旨を盛り込んだ「アイデアコンテストのモデル約款」を制定・配布して各種コンテストに即時活用できるよう取り図った。

3. 評価及び発展方向

創意的アイデアは基本的に早期に権利化して保護を受けることが必要であり、権利化される以前でも国民自らアイデア保護の必要性を理解し、政府も制度整備を通じて

保護体系を強化することが重要である。特許庁はこれまで創意的アイデアを保護する政策を発掘・適用し、2015年にはこのような政策を拡散・補完していく予定である。

また、コンテストにおけるアイデア保護ガイドライン及びモデル約款が民間部門にも定着するように各種説明会を通じて広報し、コンテスト約款の実態調査を推進するなど創意的アイデアの保護体系が強化できるよう持続的な役割を果たす予定である。

第2節 アイデア保護範囲の拡大及び自律的な保護環境作り

1. アイデア保護範囲の拡大

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

商標は商品の出所を表示する機能を持つ標章である。伝統的に標章とは文字や符号、徽章などを指すものであったが、取引現状の変化によって商品の形やパッケージ、特定の色彩、音、匂いのようなものも商品の出所表示として機能することが可能になった。如何なる標章であれ商品の出所を表示する機能をするのであれば、これを商標として保護することで、需要者の誤認・混同を防止するとともに不正競争行為から営業者の信用を維持できるようにすることが世界的な流れである。韓国もこのような変化に積極的に対応し、商標保護の範囲を視覚的に認識できる全ての標識のみならず音・匂いのような非視覚的なものにまで拡大した。すなわち、文字・記号・図形のような一般標章でない立体的な形状、色彩、音、匂い、あるいはこれらの標章が特別な位置に使用されることで特定人の商品またはサービス業の出所表示として機能すれば、このようなアイデアを商標として登録して保護を受けられるようにしたのである。

しかし、このように特殊な類型の標章は原則的に直ぐに商標として機能しなかったり、デザイン保護法あるいは著作権法の保護対象に該当するものであるため、これに対する無分別な商標登録は知的財産権制度の形骸化を招く恐れがあると同時に、取引界の競争を不当に制限したり、無効事由を抱えている不良登録によって関連産業界の発展阻害、訴の乱発など社会・経済上の損失も予想されるため、一般文字・図形商標に関する審査より厳しく判断する必要がある。

特に、各商標の定義規定に該当するかどうかに関する標章審査を商標見本によって厳しく行う必要があり、商標説明書などを通じて総合的に考慮して判断しなければならない。また、その標章自体が商標として機能するものなのか、すなわち商標の使用

によって2次的な意味を獲得したのかどうかを重点的に考慮した上で商標として登録する必要がある。

そこで、音・匂い・立体・色彩商標など特殊な類型の商標の出願・登録のための審査指針を設けて施行した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 立体商標の審査指針

立体商標は商品またはサービス業の総体的な外観を意味するトレードドレス(Trade Dress)を保護するために導入された規定である。トレードドレスは全体的なイメージを意味するので商品自体の形状、サービス提供場所のエクステリア・インテリア、サービス提供者のユニフォームなどの形状、色彩などが全て含まれるといえる。したがって、立体商標を把握する際は文字・図形などの結合状況ではなく、全体的な形状が商標として機能するかどうか重点を置いて登録要件を判断するようにした。

また、商品自体の形状などではなく広義の立体的形状は指定商品と分離してそのものが物品として取引でき、物品性と結合した立体的形状はデザイン保護法の保護対象に該当するため、使用による識別力を取得したかどうかを判断するようにした。

2) 色彩商標の審査指針

商品またはサービス業の出所表示として機能する色彩(例：ガソリンスタンドの黄色や赤色)は商標として登録受けることができる。色彩商標は一般商標に色彩が結合したものを意味する広義の色彩商標と「色彩または色彩の組み合わせのみでできた商標」を意味する狭義の色彩商標に分けられるが、これまでの審査慣行を反映して広義の色彩商標を「色彩が結合した商標」として、狭義の色彩商標を「色彩のみでできた商標」として管理するようにした(2012年改正商標法施行規則)。

色彩商標は商標説明書の提出が義務付けられているため、商標説明書が添付されない場合は商標法第 13 条(手続きの補正)の規定によって説明書の提出を要求することにした。そして、この場合審査官は商標に対する説明書に商業的な色彩識別体系(PANTONE SYSTEM など)を参照して色彩の濃度表示を追加することを要求できるようにした。

もし商標見本が色彩のみで構成されておらず、商標説明書などが提出されなかった場合は法第 23 条第 3 項によって拒絶理由通知をするとともに一般商標に変更すれば登録できることを知らせなければならない。また、出願人が一般商標に補正を行った場合はそれを承認するようにした。

また、色彩は本質的に出所表示として機能するものではないので、色彩商標のみでできた商標を審査する時は色彩そのものでは本質的な識別力が認められるケースが多くないだけでなく、使用可能な色彩の枯渇及び色彩の混同に対する恐れがあるため、通常は使用による識別力(2 次的意味 secondary meaning)を取得して特定色彩に蓄積された営業者の信用(利益)を保護する必要性が発生したかどうかなどを充分考慮するようにした。もし出願人が使用による識別力を立証できなかった場合は商標登録を拒絶することにした。

3) 音・匂い商標の審査指針

音商標または匂い商標とは、商品・サービスの出所を表示するために使う音または匂いを記号・文字・図形またはその他の視覚的な方法で写実的に表現した商標を指す。写実的に表現したというのは、音や匂いの特徴的な内容を描くように文章で表現したものであり、その表現を読むだけで標章の構成が判断できる程度になるものを言う。しかし、文章で音と匂いの特徴的な表現を判断することには限界があるため、商標説名書及び音ファイルや匂いサンプルを通じて総合的に考慮するようにした。

音・匂いは本質的に出所表示として機能するものではないので、音・匂いそのものでは本質的な識別力が認められるケースが多くないだけでなく、需要者混同の恐れ及

び独占適応性が問題となる恐れがあるため、通常は使用による識別力を取得して特定の音・匂いに蓄積された営業者の信用(利益)を保護する必要性が発生したかどうかなどを充分考慮するようにした。また、出願人が使用による識別力を立証できなかった場合は商標登録を拒絶するようにした。

具体的に指定商品の質・原材料・効能・用途などを直接的に表すと認められる場合は法第6条第1項第3号を適用して拒絶することにした。このような商標の場合は通常商品の流通過程で必要な表示であるので誰もがこれを使用する必要があり、その使用を希望するため、これを特定人に独占排他的に使用させてはならないという公益上の要請があり、これを許容した場合は他人の同種商品との関係で識別が難しいためである。また、音が1音または2音で構成された場合は、簡単でありふれた音と看做し、法第6条第1項第7号によって拒絶決定することにした。

類似判断は各類型の商標同士で比較するのが原則であるが、需要者に誤認・混同が発生する恐れがある場合、すなわち音商標がある文字を呼称(例：「1泊2日」を声に出してその音声を商標として出願)するもので構成されていれば、一般商標検索を通じて法第7条及び第8条を適用させた。

4)位置商標の審査指針

位置商標とは「記号・文字・図形其々、またはその結合が一定の形状や模様を成し、このような一定の形状や模様が指定商品の特定位置に付着されることによって自他商品を識別するようになるもの」をいう。これまでは特定位置に付着された標章を特殊な商標の類型と看做さなかったが、最高裁判所全員合議体裁判部は adidas のトレーナー上着の脇腹に入った三線も商標と機能するのであれば登録できると判示した。

一定の形状や模様など標章がそのものでは識別力を持っていなくても、特定位置に付着されて商品を表示するものとして認識されるまで至ったのであれば、商標として保護する必要性がある。

これまで審査実務は点線で商品全体の形状を表した後、特定位置の標章のみ実線などで表示したものに対して、点線で表示された商品全体の形状を図形と見て法第6条第1項第3号を適用して拒絶したが、今後は点線で表示された部分をこれからは商品の形態として見てはならず、権利範囲と関係ない特定の位置を示すための手段として把握するようにした。

位置商標は「その他に視覚的に認識できる商標」で商標の類型が記載されなければならない。特定の位置に存在する識別力のない標章が商標として機能するため、その権利範囲を明確にするとともに第3者の予測可能性を担保するため、標章の位置が商標見本によって明確に確認できなければならない。また、商標説明書に位置商標という趣旨及び位置に関する事項を記載させ、もしこのような記載に不備があった場合、これの補完を命じるようにした。

そして、特定の位置に記号・文字・図形などが表示されたのはデザイン保護法の保護対象になり、特定の位置への使用に独占権を付与するものであるため、その使用された標章の識別力有無とは関係なく全体的な形状からその特定の位置に付着された標章が商標として機能するという事実と、需要者たちがこれを特定人の出所表示として認識するという事実を出願人に立証させ、もしこのような立証がなければ、審査官は法第6条第1項第7号を適用して拒絶決定するようにした。

ハ. 評価及び発展方向

世界的にトレードドレスの保護が注目されている状況の中でトレードドレスに該当し得る個別標章の商標登録制度を完備しているにもかかわらずこれを積極的に活用できなかったことを反省し、韓国企業が商品の出所表示として機能する多様なアイデアを商標として登録を受けて使用できるように審査指針を整備したことにその意義があるといえる。

2. 不正競争防止法の改正によるアイデアの保護

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

イ. 推進背景及び概要

韓国は 1961 年不正な商業上の競争を防止することで健全な商取引秩序を維持するために不正競争防止法を制定し、社会発展に伴って新しいタイプの不正競争行為が現れる度にこれを不正競争防止法に追加的に規律しながら不正競争行為の包括範囲を広げてきた。

しかし、不正競争防止法上に限定的に列挙されている不正競争行為では急変しつつある社会で発生する多様な形態の不正競争行為に対して適切に対応し切れないという問題があり、これを防止できる方策の模索を図った。

ロ. 推進内容及び成果

そこで、特許庁は新しい類型の不正競争行為による紛争が発生した時、裁判所に不正競争行為なのかどうかを判断できる柔軟性を提供することで、変化する取引観念と共同社会の価値基準を適時反映するため、2013 年 7 月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して不正競争行為に対する補充的な一般条項を導入した。一般条項の導入を通じて保護可能と予想される新しい類型の不正競争行為としてはインターネットフレーミング広告、放送番組フォーマット、アバター、パブリシティ権など不正競争防止法第 2 条第 1 号イ目乃至はリ目に列挙されていない取引秩序違反行為を挙げられる。

<表Ⅲ-3-1>不正競争行為の補充的な一般条項

第 2 条(定義) この法で使用する用語の意味は以下のとおりである。

1. 「不正競争行為」とは以下の各目の何れかに該当する行為を言う。

イ. … チ.

リ. その他に他人の相当な投資や努力で作られた成果などを公正な商取引慣行や

競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することで他人の経済的な利益を侵害する行為

ハ. 評価及び発展方向

2014年1月31日から改正された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」が施行された。今回の改正によって導入された一般条項が実際如何に適用されるのかは今後同条項の解釈・適用に関する裁判所の判例を通じて確立するであろうが、上記のように一般条項以外の、不正競争行為としては取りづらいものの法律上保護する価値のある利益に該当するアイデアなども不正競争行為の一般条項を通じて規律可能と見られる。

3. 自律的な保護環境作り

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 ピョン・サンユン

イ. 推進背景及び概要

アイデアコンテストはアイデアが新しい市場と雇用につながる代表的な創造経済のモデルとして公共・民間に広がりつつあるが、コンテストにおいて提案者がアイデアに対する権利を持つ比率は2.7% (2013年知識財産研究院調査) と非常に低く、コンテスト主催側がアイデアに対する権利を所有するなどアイデア保護のための最小限の基準もないのが現状である。

また、法と制度的な装置も重要ではあるが、アイデア創出の主役である国民自らがアイデアの取引・共有、コンテストなど日常生活の中で基本的に遵守しなければならない行動要領に基づいてアイデアを自ら保護することも非常に重要である。

したがって、特許庁はアイデアコンテストを通じて国民の創意的なアイデアが正当に保護され、広く活用されるようにガイドラインを制定・普及し、国民自らアイデアを保護するための行動要領を作成・提示した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁はコンテストの運営実態を調査して現状と問題点を把握し、それらを改善する内容を盛り込んだ「コンテストアイデア保護ガイドライン」を制定し(2013.12)、国民がアイデアの取引・共有、コンテストなど日常の中でアイデアを自ら保護するために遵守しなければならない行動要領である「アイデア保護守則 10」を制定した(2013.10)。同時に、アイデア保有者が自己診断を通じて該当アイデアの法的保護策に対して案内を受けることができるアイデア保護ナビゲーター・ガイドブックを開発した(2013.12)。

特に、特許庁は2014年11月にコンテストアイデア保護ガイドラインの趣旨を盛り込んだ「コンテストモデル約款」を設けて配布することで、コンテストの主催者が同約款を即時使用できるようにした。

ガイドラインの普及を通じて2014年に開催されたアイデア関連コンテストの約款上にアイデア提案者に権利を帰属させる比率がかなり高くなった。アイデアの権利を提案者に帰属させた比率が2014年上半期31%、下半期56%と、2013年度の17.9%より大きく上昇し、コンテスト主催者に帰属する比率も2014年8月以後20%と2013年47.3%に比べて大幅減少した。

コンテスト(創業アイテム・新製品コンテスト、発明大会、アプリコンテスト、デザインコンテストなど優秀なアイデアを発掘・活用するための各種イベント・大会プログラムを全て含む)主催側が遵守すべきコンテストアイデア保護ガイドラインの実行力を担保するため、ガイドラインより提案者により不利に作成されたコンテスト約款に対しては不公正約款として看做し、公正取引委員会の審査対象に含めるものと協議した。

＜コンテストアイデア保護ガイドライン＞

コンテストでアイデアに対する権利、知的財産権の提案者への帰属、アイデアに対する主催側の秘密保持、主催側の優秀アイデア活用策、紛争解決など規定

*2014. 1. 公共分野施行(民間分野は自律施行)

＜図Ⅲ-3-2＞アイデア保護守則10

＜創造経済タウンの「アイデア保護要領」＞ ＜「アイデア保護要領」の中でアイデア保護守則10＞



ハ. 評価及び発展方向

国民自ら創意的なアイデアを保護することができる自律的な保護環境を作るため、コンテストモデル約款の制定、保護ガイドライン実行力の向上など様々な方策を講じたが、2015年にはコンテストアイデア保護ガイドライン説明会の開催と実態調査を通じてアイデアコンテストで提案者と主催者の権利においてバランスが取れるように持続的に広げていく予定である。

また、未来部、中企庁などと連携して発掘したアイデアを早期に権利化・事業化できるよう、IP 創造 Zone を中心に創造経済タウン、地域発明大会のアイデア後続支援を強化する計画である。

4. 国民幸福技術実現事業を通じたアイデアの保護

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 チン・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

各種アイデアコンテストが開催されて良いアイデアが発掘されてはいるが、創意文化の拡散を主な目的とする一部コンテストは一回性のイベントで進められ、優秀受賞作に対する知的財産権化・事業化など事後活用が不十分であった。

また、各コンテストの出品作は主管機関が個別管理しているため、他コンテスト出品作に対する検索が難しく、重複受賞問題と賞金だけを狙ったチェリーピッカー (CHERRY PICKER) の発生に対する懸念も提起してきた。

それを受けて特許庁は国民幸福技術実現事業を通じてコンテスト受賞作に対する知的財産権化、事業化を支援し、コンテストアイデアに対する統合 DB を構築してアイデアの保護及び活用のための活性化基盤を整えた。

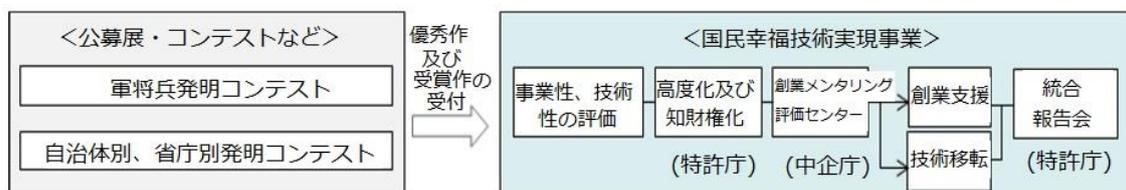
ロ. 推進内容及び成果

特許庁は未来部、中企庁などとアイデアの権利化と創業連携に対する協力体系を構築するため創造経済委員会に案件を上程し(2014.4)、オンラインを通じて受賞作 224 件を受け付け(2014.4)、書面審査と対面審査を通じて 20 件のアイデアを最終選定し(2014.5~6)、選定されたアイデアに対する高度化・権利化を支援した(2014.8~10)。

また、選定された 20 件のうち創業を希望する 7 件は中企庁オーダーメイド型創業支援事業に連携し、そのうち 4 件が創業資金の支援を受けた。

一方、アイデア DB の構築は国家 DB 事業の予算を確保し、中央政府、自治体などが主管するコンテストのデータを手入してデータベース化した後、KIPRIS(www.kipris.or.kr)を通じて検索サービスを提供している。

<図Ⅲ-3-3> 国民幸福技術実現事業の体系図



ハ. 評価及び発展方向

省庁レベルの協力を通じてコンテストで受賞した優秀アイデアに対する知的財産基盤の創業支援体系を構築し、2015年には地域知的財産センターで構築されている「IP創造Zone」を通じてアイデアの高度化・権利化を支援する予定である。

また、知的財産権化を支援した後は創業インキュベーションセンター、創造経済革新センターなど地域別の創業支援機関を通じて事業化支援を連携し、知的財産基盤の創業支援体系を地域に広げていく予定である。

第4編 中小企業などの知的財産活用能力の向上

第1章 中小企業の知的財産取引・金融の活性化

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 技術書記官 キム・ジュンギョン

韓国は2010年米国、日本、カナダに続いて特許登録100万件を突破し、2013年基準で国内及び国際出願実績が其々4位と5位を記録して知的財産の創出においてはIP5(特許先進5カ国)に相応しい成長を成し遂げ、標準特許保有順位でも世界6位を占めて知的財産の質的な面でも着実に成長している。対内的には2011年知識財産基本法を制定するとともに国家知識財産委員会を大統領直属に設置することで、政府レベルの知的財産政策推進体系も構築した。このように韓国経済は最近急速に知識基盤経済へ突入しつつある。

また、最近多様な形態の特許管理専門会社が出現して活動領域を広げているが、知的財産が実現された製品を生産・販売して価値を実現する活用形態から知的財産からキャッシュフローを創り出す直接的な収益化戦略へとビジネスモデルが変わるなど、知的財産市場の構造的な変化をもたらしている。²⁶

このような状況の中で政府は第1国政目標として「雇用中心の創造経済」を掲げた。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて創造経済を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い高品質の知的財産を創出し、創出された知的財産を保護しつつ積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産好循環システムの構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出を誘引してきたが、これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか? 如何なる戦略で事業化を通じて価値を生み出していくのか?」という側面から、創出された

²⁶ チェ・チョル、IP金融を見つめる転換期的な観点、IP Insight Vol2(3)、4ページ、2013.9

知的財産が企業成長のエンジンとして作用するように支援することで雇用創出及び創造経済の実現に寄与させる政策を講じるため力を入れている。

2012年、2013年「知的財産活動実態調査」の結果によれば、中小企業にとって事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金不足であることがわかった。物的担保は不足しているものの優秀な知的財産権など技術を保有している中小企業が知的財産権だけで資金が調達できる機会を拡大するため、2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行された。2013年には既存の保証、投資用評価支援とともに担保貸出のための評価費用支援を本格的に施行した。特許庁は自ら事業化能力を高められるように企業の知的財産戦略樹立を支援するとともに、創出された優秀な知的財産が眠ることなく事業化につながるように技術取引市場を活性化し、国有特許の活用方策構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を樹立するなど、創造経済の中心的な役割を担当する知的財産中心の中小企業を育成するため持続的に支援する予定である。

第2節 優秀な知的財産権の創出・活用に向けたインフラの拡大

1. 需要者中心の特許技術取引システムの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 イ・ハンギュ

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それによって国家の持続可能な成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権を確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっているのに対して、技術の融・複合化による技術開発の所要時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化しつつある。このような環境の中で競争優位を確保するためには外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術はライセンスングして活用する開放型技術革新が求められている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じた特許技術取引を支援しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげ、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に積極的に乗り出している。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

2000年4月に情報技術を活用して取引情報の交換及び提供を通じて技術取引が活性

化できるように特許技術取引情報システム (<http://www.ipmarket.or.kr>) をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトを連携して現在4万件余りの移転希望技術DBを含めて計24万件余りの技術情報DBを構築している。

知的財産取引情報システムに会員として加入した利用者には「最新技術取引ニュース」、「移転対象の国有特許情報」、「関連政府支援事業情報」などをメールを通じて提供している。特に、技術取引において主な障害要因となっている適正技術料の算定をより合理的に算出できるように、関心技術と類似した技術の過去取引類型、技術料などを検索・照会できる「技術取引事例検索機能」を構築・提供している。

<図IV-1-1> 知的財産取引情報システムのホームページ



技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても技術価値(取引価格)に対する不一致及び手続きの専門性など実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。特許庁は特許取引専門官をソウル、光州、大邱、大田など全国主要地域に配置することで取引の成功を支援している。

特許取引専門官は個人、中小企業を対象に需要技術の調査、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約書の作成など技術取引全般に関する技術仲介サービスを無料で提供しているが、必要な場合はIP金融など技術事業化推進策に対する情報と相談まで提供している。

これまでオン・オフライン技術取引支援を通じて成功した技術移転状況を見ると、10年間計5,379件に達している。

＜表Ⅳ－1－1＞権利別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	計
特許	72	86	127	259	281	388	441	561	785	808	902	4,710
実用新案	26	24	39	39	55	34	36	32	44	32	37	398
デザイン	-	-	2	1	7	2	14	27	21	31	58	163
商標	-	-	-	-	-	-	8	13	13	18	11	63
その他*								3	11	12	19	45
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	1,027	5,379

* ノウハウ、ソフトウェアなど

＜表Ⅳ－1－2＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
権利譲渡	19	3	32	26	43	62	89	82	101	120	147	724
実施許諾	79	107	136	273	300	362	410	554	773	781	880	4,655
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	1,027	5,379

21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融・複合化とともに消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くしている。このような技術サイクルの短縮によって不必要な技術を売却したり、新しい技術を導入しようとする企業も

増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確認する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを示唆している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていないのが現状である。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者のニーズを無視した技術開発で未活用特許を量産し、需要企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

したがって、特許庁は国内技術取引市場の環境下では知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、需要者が要求する技術内容を先に把握した後、それに適した供給技術を見つけ出す「需要者中心の技術取引」支援に力を入れている。2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに高めると同時に民間技術取引機関の仲介能力を強化することを目的に、技術導入を計画している中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方策など特許技術導入から事業化に至るまで全般的な部分を担当民間取引機関から諮問を受けられる「特許技術取引コンサルティング」を支援している。

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間の情報非対称が問題になる場合が多い。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術に対する優秀性を客観的に立証できる効果的な支援基盤作りが必要であり、2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発してこれに対する解決策を設けた。

特許分析評価システム(SMART3)は客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(技術性、権利性、活用性)を提供している。

2010年4月から国内に登録された特許を評価するサービスを開始した後、2011年には特許ポートフォリオ分析機能を追加的に開発し、2012年には米国登録特許に対する分析及び評価機能を追加して2013年3月からサービスを提供している。

2014年12月現在累積実績は259件の年間利用契約と25万1千件余りの利用実績を記録している。

<表IV-1-3> 機関類型別の特許分析評価システム利用契約の実績

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43
2012	8	8	24	11	51
2013	10	3	30	18	61
2014	25	5	29	12	71
合計	62	25	110	62	259

<表IV-1-4> 機関類型別の特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743
2014	40,170	4,858	13,453	53,260	978	112,719
合計	73,062	23,965	41,574	110,720	2,184	251,505

ハ. 評価及び発展方向

国内知的財産取引市場は知的財産に対する認識不足、特許の品質、小さな市場規模など本質的な問題によって活性化されていないのが現状である。このような環境にもかかわらず特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績が持続的に増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効率的な支援政策展開することで市場が拡大する可能性があることを示している。

今後特許庁は知的財産取引情報システムと特許取引専門官の連携を強化して有機的な支援体系を構築するとともに、他の技術取引機関及び事業との連携、需要技術の発掘拡大を通じて適材適所に必要技術が供給されるように支援する予定である。また、特許技術取引基盤を構築するため、国内外特許技術取引関係機関間の協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じたネットワークの強化、優秀事例の発掘及び関連情報の提供に向けたコンファレンスの開催で特許技術取引に対する認識を高める予定である。

2. 知的財産(IP)活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事 チョン・ヒョンテ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は現在世界4位の特許出願国であるにも関わらず、慢性的な技術貿易収支赤字から脱していない状況である。これは特許の量的成長は成し遂げたものの、活用を通じた付加価値の創出能力は不足しているからである。特許庁は創意と革新の産物である知的財産を効率的に活用することで企業の付加価値を高め、それを再び投資に回す知的財産好循環体系を構築するよう支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産活用戦略支援はIP製品の革新及びIP事業化戦略の樹立のための深層コンサルティングを提供するもので、支援プロセスは事業公告→企業選定(書類及びPT審査)

→事業遂行会社の選定(公開競争入札)→企業負担金の納付→契約締結→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れで支援される。

最近3年間の知的財産活用戦略支援の状況は以下のとおりである。

<表IV-1-5> 知的財産活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2012	2013	2014
予算	2,016	2,352	2,352
支援件数	33	39	40

細部類型別に見ると、IP製品革新戦略コンサルティングはIP適用製品の問題点を解決・革新できるようにTRIZ、特許、デザインの専門家を選択的に活用することで短期的に付加価値を創り出せるように支援する事業である。既存のIPコンサルティングが回避設計及び権利侵害予防の観点で行われたのに比べて、同コンサルティングでは異種分野の特許を活用して製品の問題を解決するとともに、消費者、市場、トレンド及びIP分析などを通じて最適化されたデザインを導き出せるように支援している。

IP事業化戦略コンサルティングは企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。中小企業がIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、投・融資を通じて資金を確保しようとする企業、競合社から自社の事業領域を保護または競合社を排除しようとする企業、特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の経営戦略に特許戦略を統合させて運営しようとする企業などに有用な事業であり、企業のニーズに応じてオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は製品革新を通じた利益の創出、事業戦略の樹立、研究開発戦略の樹立、海外市場進出及び海外紛争対応戦略の樹

立、インフラ構築、特許情報調査及び分析を通じた空白技術または回避技術の発掘、マーケティング及び広報などであり、毎年80%内外の高い活用率を示していることから、中小企業のIP戦略樹立に大きく貢献していることが分かった。

＜表IV-1-6＞知的財産活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2012	2013	2014	平均
活用率	82.0	84.38	86.07	84.15

ハ. 評価及び発展方向

新しい知識の80%は特許文献を通じて公開され、公開された知識のうち70%以上は他の文献としては全く公開されない。技術または製品の革新を考えているのであれば、知識の宝庫である特許情報を積極的に活用する必要がある、これは特許が革新の結果である同時に革新の源泉となっているためである。

このような意味で特許庁が実施している知的財産活用戦略事業は中小企業独自の能力では解決できない技術的な難題をTRIZと他の分野の特許を活用することで低費用、短期間で解決できるように支援する事業であり、中小企業に積極的に拡大する必要がある。

2015年にはこれまで課題を進める中で蓄積してきたノウハウを集約してIP製品革新に対する標準方法論を定立し、教育を通じて中小企業まで拡大していく計画である。

3. 知的財産(IP)価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 チェ・キュヨン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与するもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2014年知的財産活動実態調査を行った結果、国内全体企業の特許事業化率が64.8%であることから確認することができる。

創出された特許の事業化率を高めるためには、特許が企業経営戦略の核心要素として働くように活用分野を多様化できる政策的な支援が必要である。そのためにはまず特許技術価値評価に対する信頼性と公正性が担保されなければならない。

特許庁はこのような評価基盤を構築するため、発明の評価機関を指定・運営しており、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。

また、評価結果を現物出資、技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるように「事業化連携特許技術評価支援」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携特許技術評価支援」事業を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術評価費用の支援は発明振興法第30条に基づいて施行されており、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の70%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申込及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用を申し込める対象者は申込日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であり、個人、中小企業基本法第2条による中小企業は誰でも申込可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定す

る。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表Ⅳ－1－7>最近5年間特許技術評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2010	2011	2012	2013	2014
予算	1,263	1,301	1,634	1,586	1,600
支援件数	53	59	68	64	71

特許技術を評価する時は、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして特許権の金銭的な価値まで算定できるため、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術現物出資のための適正移転取引価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金の確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携特許技術評価費用を支援しており、2013年信用保証基金まで協約機関を拡大した。

2013年には特許庁が評価費用を支援して価値評価金額を考慮して最大20億ウォンまで知的財産(IP)だけを担保にして貸し出しを行うIP担保貸し出しを国内で初めて産業銀行を通じて実施しているが、2014年ウリ銀行、新韓銀行、国民銀行など市中銀行まで拡大するため業務協約を締結し、2015年に本格的に推進する計画である。その他にも投資対象企業が持っている特許に対する評価報告書の作成を支援し、優秀特許保有企業に対する投資活性化を誘導している。

< 図IV-1-2 > 2014年IP金融関連MOUの推進状況



特許庁 - ウリ銀行MOU (2014. 5)



特許庁-新韓銀行MOU (2014. 6)



特許庁-国民銀行MOU (2014. 9)

このような努力の結果、最近5年間1,200社余りの中小企業に計2,000億ウォン余りを連携して予算投入対比約26倍の連携効果を記録した。

最近5年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

< 表IV-1-8 > 最近5年間金融連携評価連携の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	合計
予算	679	899	1,616	1,664	2,932	7,790
支援件数	165	219	319	235	303	1,218
連携金額	37,774	37,900	50,459	75,907	1,658	203,698

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は10機関を評価機関として指定・運営しているが、各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するとともに評価機関の能力を高めるため、定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

＜表Ⅳ－1－9＞発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会、農業技術実用化財団

ハ．評価及び発展方向

中小企業の知的財産が無駄になることなく技術取引、現物出資、技術認証など評価を通じて事業化できるよう支援し、IP金融を通じて事業化資金が確保できるようにすることで知的財産を通じて中小企業が成長できる基盤を構築した。

今後は発明の評価機関に民間が参加できるよう指定基準を緩和して評価品質及び評価サービスのアクセシビリティを強化していく計画である。

また、中小企業がIP事業化における最も大きな問題として挙げている資金不足問題を解決するため、保証、担保貸出などIP金融を持続的に拡大する一方、優秀なIPを保有している企業に対する投資活性化に向けた投資用評価支援も拡大・実施する予定である。

4. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 チェ・キュヨン

イ．推進背景及び概要

優れた技術とアイデアを持つ創意的なベンチャー企業は創造経済時代における経済成長のエンジンになるが、失敗のリスクが高く、資金調達に難航している。民間ベンチャーキャピタル市場の形成が難しく、その規模が限られる可能性があるという判断から、政府が一定規模の基礎資金を設けて市場における誘い水の役割を果たすため、

2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づいてファンド・オブ・ファンズを作ってベンチャー投資市場を新たに形成した。

特許庁も優秀特許技術を保有している中小・ベンチャー企業に安定的に資金を調達するため、2005年初めてファンド・オブ・ファンズに出資し、2006年と2009年に追加出資して計1,430億ウォン規模の特許アカウントを設けた。

特許アカウントを含むファンド・オブ・ファンズは毎年予算配分によって投資金額が決まる供給者中心の投資政策から脱し、市場需要を反映した回収財源の再循環方式で運営されることで安定的な投資財源の確保が可能である。

また、政策の効率性を高めるため投資財源の供給は政府が担当するが、投資の意思決定は韓国ベンチャー投資とベンチャーキャピタルなど専門機関が担当している。

ロ. 推進内容及び成果

ファンド・オブ・ファンズの運用方式は毎年新規出資金、前年度の残高及び回収金を基に出資財源を確保し、それをシードマネー(SEED MONEY)として活用して子ファンドを結成することで個別企業に投資する方式で行われている。特許アカウントの場合、出資金1,430億ウォンを基に30個の子ファンドを結成し(総ファンド結成額8,358億ウォン)、2014年まで計344社の企業に5,663億ウォンを投資した。

このような特許アカウント投資資金は優秀な特許技術を事業化するベンチャー企業に投じられ、技術力のあるベンチャー企業がデスバレー(Death Valley)を克服して強小・中堅企業として成長する基盤となっている。また、アイデアと特許の買入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社と知的財産関連サービス企業に投じられ、国内特許ビジネスの活性化にも貢献した。

2013年と2014年には特許アカウントを通じてIP担保貸出回収支援ファンドを立ち上げ、産業銀行と企業銀行のIP担保貸出を支援することで、これを市中銀行に拡大でき

る基盤を整えた。また、2014年には中小企業庁との協力の下で「創業投資会社などの登録及び管理規定(中企庁告示)」を改正したことで、知的財産権そのものに対する投資が可能になり、特許アカウントの投資対象がより拡大された。

このように特許アカウントを通じた投資資金は特許技術事業化企業への投資、IPビジネスの活性化、IP金融支援など様々な方面で活用されてきたが、2009年以後追加出資がなく今後回収予想金額が減りつつあった。そこで特許庁は企画財政部との協議を通じて2015年特許アカウントに170億ウォンを追加出資し、特許アカウントを通じた投資を更に活性化することを決めた。

＜表Ⅳ－1－10＞特許アカウント出資状況

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	合計
特許アカウント	550	550	-	-	330	-	-	-	-	-	170	1,770

ハ. 評価及び発展方向

特許アカウントは2005年開設以来10年余りの間多様な子ファンド作りを通じて民間ベンチャー投資市場を形成して優秀ベンチャー企業を育成するとともに、国内特許ビジネスを活性化する礎の役割を果たしてきた。

特許アカウントはIP金融活性化支援、IP直接投資の拡大など新たに求められる投資ニーズに対応しつつ、特許の創出、発掘、事業化、投資につながる知的財産ライフサイクル全般を活性化するための生態系作りを積極的に支援する計画である。

5. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産活用課 環境主事 チョン・ウォンギ

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務に関して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許を受ける権利の売却及び専用実施権の設定または通常実施権の許諾を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、発明の実施で1年間の処分収入金が1,000万ウォンを超過する特許権の場合、発明機関に機関褒賞金を支給する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2014年基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は計4,348件が登録され、前年

比約19%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が3,707件(85.3%)で最も多く、実用新案権が204件(4.7%)、デザイン権が326件(7.5%)、海外登録国有特許権が111件(2.5%)を占めている。

2014年に新規登録された国有特許は769件で、2013年669件に比べて約15%増加し、特許権は前年比16%増加した。

<表IV-1-11> 年度別国有特許権の保有状況

(単位：件、%)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
2005	141	24	4	3	172	64(特 40, 実 24)	1,052	274	103	28	1,457
2006	154	35	7	9	205	42(特 28, 実 14)	1,178	295	110	37	1,620
2007	196	9	6	1	212	43(特 23, 実 12, デ 8)	1,351	292	108	38	1,789
2008	222	14	15	2	253	87(特 69, 実 15, デ 3)	1,504	291	120	40	1,955
2009	149	11	34	9	203	34(特 25, 実 8, デ 1)	1,628	294	153	49	2,214
2010	188	13	16	11	228	72(特 32, 実 40)	1,784	267	169	60	2,280
2011	316	10	28	7	361	42(特 19, 実 22, デ 1)	2,081	255	196	67	2,599
2012	432	21	41	15	509	58(特 22, 実 36)	2,491	240	237	82	3,050
2013	581	26	41	21	669	60(特 13, 実 47)	3,058	219	278	104	3,659
2014	676	34	51	8	769	80(特 28, 実 49, デ 3)	3,707	204	326	111	4,348

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中の職務発明に対する特許を受ける権利などを売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権を有償または無償で実施した活用件数は、2012年678件、2013年670件、2014年には計653件の有償または無償の通常実施契約を締結し、計2.7億ウォンの実施料収入を記録した。また、2013年10月から実施料を事前納付方式から契約期間満了後に精算して納付する「事後精算制」に改善することで中小企業の実施料負担を緩和した。

国有特許の活用を促進するため2011年12月から委託契約によって民間専門技術取引機関である農業技術実用化財団を通じて農業技術分野の国有特許権の処分が行われており、2013年452件から2014年473件へと持続的に増加傾向にある。

＜表Ⅳ－1－12＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

区分 年度	実施許諾(件)			実施料収入
	登録	出願中	計	
2005	98	63	161	486,212
2006	149	59	208	671,185
2007	192	63	255	513,913
2008	161	110	271	720,109
2009	204	120	324	627,494
2010	239	140	379	742,895
2011	243	234	477	1,281,561
2012	388	290	678	1,383,090
2013	391	279	670	1,150,075
2014	454	199	653	277,069

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員の職務発明を奨励するとともに国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分補償金は登録された特許権や出願中に特許が受けられる権利を有償で処分した場合、その処分収入金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2014年は処分補償金として613件に対して7億1千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として706件に対して3億5千万ウォン余りを支給するなど、これまで計7,296件に対して65億ウォンを公務員職務発明補償金として支給した。

<表Ⅳ-1-13> 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：千ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
2005 以前	1,192(特 939, 実 148, デ 105)	725,524	539	599,483	32	48,000
2006	193(特 168, 実 16, デ 9)	74,760	232	335,879	10	22,000
2007	103(特 94, 実 7, デ 2)	44,235	212	212,498	14	31,000
2008	264(特 230, 実 17, デ 17)	113,237	213	240,672	14	22,000
2009	131(特 118, 実 11, デ 2)	58,427	187	293,573	20	24,000
2010	166(特 145, 実 7, デ 14)	68,730	268	315,257	16	20,000
2011	267(特 226, 実 20, デ 21)	119,559	236	292,389	21	21,000
2012	215(特 200, 実 1, デ 14)	102,388	300	346,558	32	53,000
2013	582(特 511, 実 26, デ 45)	272,216	460	674,729	32	97,010
2014	706(特 638, 実 30, デ 38)	355,450	613	714,613	26	65,191

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関の職務発明担当者に対する教育を実施するとともに、特許使用希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を簡単に提供するために2007年から2014年まで計3,951件の国有特許権に対する選別評価を実施して知識財産取引センター(www.ipmarket.or.kr)及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用の状態である国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。

2014年には国有特許権を効率的に管理して活用率を高めるために政府省庁及び自治体公務員など実務担当者を対象に特別教育を実施し、国有特許技術の移転を促進するために知的財産大典に国有特許公報ブースを設置・運営して優秀な技術移転事例を広報した。

2013年10月から民間企業の初期事業費負担を減らして国有特許の技術移転を促進するため、国有特許を先に使用して契約が満了した後、使用した分だけ実施料を納付する事後精算制を導入したことで、2014年契約が満了する事後契約件に対して精算を行って実施料を賦課した。2014年8月農業分野の委託に引き続き畜産分野に対しても農業技術実用化財団に国有特許の処分・管理業務を委託し、今後委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて山林分野など他の分野の国有特許権に対する委託判断を検討する予定である。

第3節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化

1. 中小企業IP成長段階別の支援体系の構築

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景

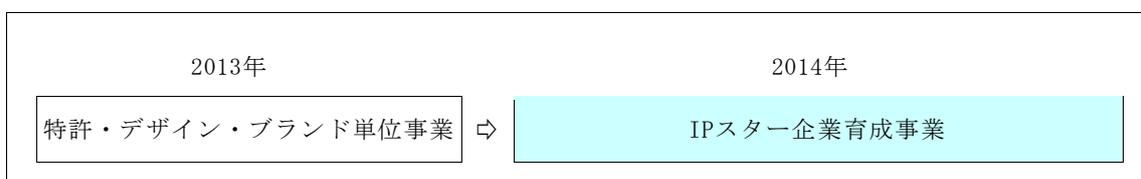
中小企業はその数が多く業種も多様であるため、一律的な支援方式では効率的な事業運営が困難である。これまで特許庁は特許総合支援事業、ブランド・デザイン価値向上事業、IPスター企業育成事業を個別的に運営し、需要者である中小企業の立場よりは供給者である特許庁を中心に事業を展開してきたと言える。具体的には中小企業のIP成長段階よりは特許、ブランド、デザインのようなIP権利別に事業を運営し、その結果効率的な中小企業オーダーメイド型の支援が困難であった。

最近中小企業が体系的に成長できるように成長オーダーメイド型支援体系の必要性が台頭し、特許庁も中小企業の知的財産経営を強化させるため2014年度にIP成長段階別支援体系を構築した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2014年度に中小企業のIP成長段階別支援体系を構築するため、2006年度から推進してきたブランド・デザイン価値向上事業、2010年度から推進してきたIPスター企業育成事業を統合し、IP Start-up→IP Scale-up→IP Starへとつながる段階別IPスター企業育成事業を構築した。

<図IV-1-3> 政策の実効性向上に向けた支援体系の改編





IP Start-up段階はIP入門段階であり、IPに無関心であった中小企業がIPに関心を持てるように先行技術調査や国内権利化支援のようなIP関連の基礎的支援を実施する。IP Scale-up段階はIP競争力を強化する段階であり、IP経験のある中小企業の海外権利化支援、ブランド及びデザイン開発などを通じて知的財産競争力を備えるよう働きかける。最後の段階であるIP Star段階では中小企業がIP経営を続けられるように3年間特許・ブランド・デザイン関連の総合支援を実施するとともに、地域知識財産センターに常駐する専門コンサルタントのIP経営戦略コンサルティングも支援する。

IP Start-up段階に該当する企業は最近3年間知的財産出願が3件未満である企業であり、IP Scale-up段階に該当する企業は最近3年間知的財産権出願が3件以上または最近知的財産権登録が1件以上の企業である。IP Star段階企業は別途の評価を通じて有望中小企業を選定する。

＜図IV-1-4＞ IP Star企業育成事業のプロセス

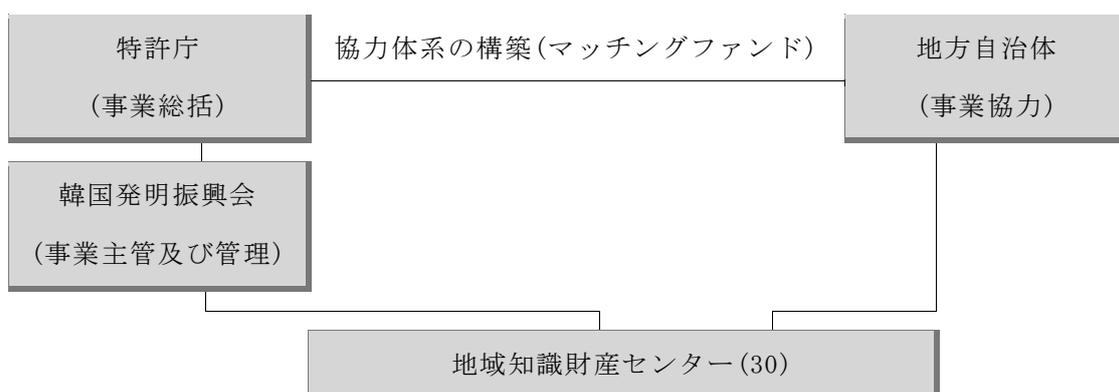


ブランド及びデザイン開発などの中・大型支援施策をIP Scale-up及びIP Star段階に配置することで成長可能性の高い企業に対する支援を強化し、IPに対して関心のない多数のIP初期企業を発掘してIPに対する認識を高めるために地域知識財産センターのコンサルタントが中小企業を直接訪問して積極的にIP Start-up支援事業を広報する活動を展開した。その結果、2014年度にIP Start-up支援5,849件、IP Scale

-up支援4,194件などを支援し、段階的な中小企業支援体系の構築を通じてこれまで疎外されていたIP初期企業に対する支援も強化することができた。

IP Star企業育成事業は地方自治体と共に事業を遂行し、地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保している。また、地方自治体と共に事業を遂行することで、相対的に疎外されていた非首都圏地域に対する支援が強化できた。事業を行う地域知識財産センターが全国各地に分布しており、特定の地域に支援事業が偏ることなく全国各地でバランスよく事業支援が行われた。

<図IV-1-5> IPスター企業育成事業の推進体系



ハ. 評価及び発展方向

2014年に導入された段階別支援体系によって中小企業はIP成長段階に適した支援を受けることができた。また、IPスター企業育成事業は各地域知識財産センターに常駐するコンサルタントの密着型コンサルティングを併行しており、事業の質的水準も高い。今後各段階別の支援施策を充実化・多様化し、IP初期中小企業がIPスター企業として成長できるよう事業を運営する必要がある。

2. 権利化支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

優秀な技術を開発したり、創意的なアイデアがあるにも関わらず資金力の足りない中小企業は優秀な技術や創意的なアイデアの権利化に困難を感じている。実際に優秀な技術を開発したにも関わらず知的財産権を確保しない状態のまま事業を進めた結果、市場の大部分を他企業に奪われるケースも稀ではない。

権利化支援事業は資金難によって知的財産権の出願に困難を感じている中小企業の出願をサポートすることで、中小企業における知的財産権の創出を図るために導入されたものである。また、中小企業の知的財産権に対する関心を呼び起こし、知的財産権の必要性を認識させる目的もある。

ロ. 主要内容及び成果

特許及び実用新案の権利化支援事業は2006年度に、商標及びデザインの権利化支援事業は2010年度に導入された。権利化支援事業では地域知識財産センターのコンサルティングとともに出願にかかる費用の一部を支援している。同事業は導入以降中小企業から大きな反響を得てその規模が持続的に成長しており、2014年度の支援件数は以下のとおりである。

<表IV-1-14> 2014年度権利化支援件数

	国内	海外
特許・実用新案	5,055	1,285
商標	1,580	489
デザイン	1,144	113
計	7,779	1,887

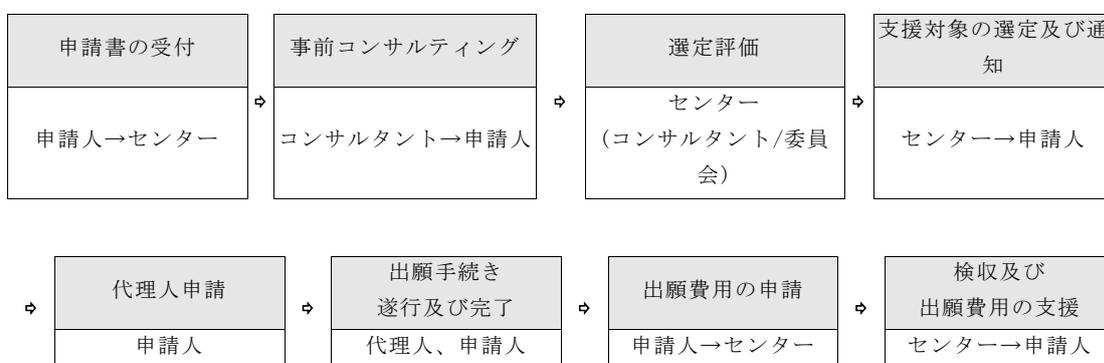
同事業は特許庁と地方自治体が事業を総括し、韓国発明振興会が事業主管及び管理

監督を実施し、地域知識財産センターが事業を行う推進体系となっている。特許庁と自治体がマッチングファンドを構成し、50：50の比率で予算を支援するため、全国各地域の全ての中小企業が恩恵を受けることができ、首都圏に比べて相対的に知的財産能力の足りない地域所在の中小企業も権利化支援事業の恩恵を受けることができた。その結果、非首都圏地域の特許出願件数が同事業施行以後持続的に増加する傾向にある。

特に、2014年度には貿易協会の予算を同時に振り分けることで海外権利化支援事業の予算規模が大きく増加した。貿易協会が10億ウォンをマッチングして計22.3億ウォンの予算で韓国発明振興会が679件の海外権利化支援事業を展開した。

同事業は地域知識財産センターが事前コンサルティングを行った件のうち優秀と判断した件に限定して支援しており、判断基準は登録可能性、活用可能性、事業性、波及効果である。支援手プロセスは下記の図のとおりである。

<表IV-1-15>権利化支援事業のプロセス



また、企業1社当たり最大3件以内で支援を受けることができ、支援単価は以下の表のとおりである。

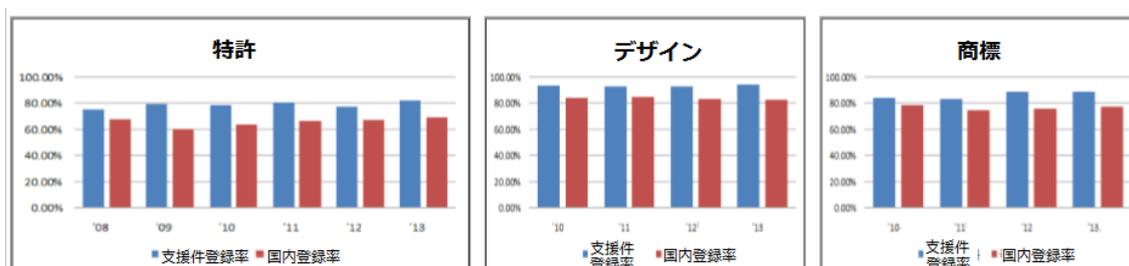
<表IV-1-16>2014年度権利化支援の単価

	国内	海外
特許	100万ウォン以内	700万ウォン以内

PCT	-	300万ウォン以内
商標	25万ウォン以内	250万ウォン以内
デザイン	35万ウォン以内	280万ウォン以内

コンサルタントの事前コンサルティングによって支援件の登録率が高く、2008年～2013年の間支援した国内権利化支援件の登録率は下記のとおりである。

＜図IV-1-6＞国内権利化支援件の登録率



ハ. 評価及び発展方向

権利化支援事業は中小企業から大きな反響を得ている。2014年度に実施したアンケート調査によれば、「権利化支援事業は中小企業の負担を減らし、知的財産権の確保と維持に大きく貢献している」、「知的財産権は中小企業の技術を保護するための唯一の手段であるものの、出願自体が中小企業に負担になっており、権利化支援事業は中小企業に大きく貢献でき、必要な事業である」、「中小企業は研究開発に対する費用負担が大きいが、権利化支援事業はそれを多少緩和させ、研究開発を促す」、「権利化事業はIPと関連して最も基本になる事業である」などの評価を得た。

今後は事前コンサルティングのみならず、地域知識財産センターのコンサルタントが持続的に関心を持って支援件に対する事後管理も強化する方針である。これを通じて支援事業の効率性が増大し、実際活用される知的財産権も大きく増加するものと予想される。

3. 特許技術シミュレーション支援偉業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

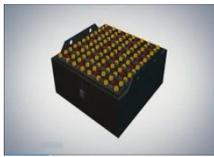
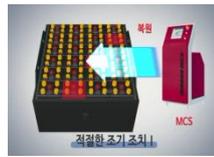
登録された特許技術は文書でのみ確認できるためにその技術分野に対してあまり知識のない人には説明し難い面がある。また、短時間で登録された特許技術を他人に紹介するためには特許証または図面だけでは限界がある。特許庁は中小企業が保有している優秀な特許技術を第三者が簡単に見て理解できるように特許技術シミュレーション事業を導入・運営している。特許技術シミュレーション支援事業は難しい特許技術内容を一般人がより簡単に理解できるようにすることで中小企業の技術移転の活性化及び事業化を促進することを目的として導入された。

ロ. 主要内容及び成果

特許技術シミュレーション支援事業は登録された特許技術内容をグラフィック、ナレーションなどを通じて3次元シミュレーション映像で制作して提供する事業である。中小企業の要請によって国文または英文で制作可能であり、1件当たり500万ウォンを支援する。

事業を行う企業は中小企業を訪問し、シミュレーションの活用目的及び企業のニーズを把握するとともに特許技術の内容を分析する。その後シミュレーション映像に入る内容やナレーションなどストーリーボードを作成し、写真及び映像の撮影を開始する。背景効果音を入れることで特許技術全般に関する事項を効果的に伝えられるようにし、最終的にマーケティング効果も考慮してダイナミックなイメージで特許技術を映像化して制作する。

<図IV-1-7>シミュレーションの例示1

シーン①	シーン②	シーン③	シーン④
		 Cell Monitoring Device 감착	 Data Collector 감착
シーン⑤	シーン⑥	シーン⑦	シーン⑧
 Network Adaptor 감착	 MCS 직접한 조끼 조치	 정상 과장 새완도 작동 기계자 관리에 필요한 모든 정보 확인 가능	 수비 MCS 유동적인 기계자 관리

< Ⅳ-1-8 > 시뮬레이션 例示2

シーン①	シーン②	シーン③	シーン④
			
シーン⑤	シーン⑥	シーン⑦	シーン⑧
			

中小企業から大きな反響があったため、2010年度108件を支援して以来持続的に予算が増え、2014年度には計250件を支援した。

< 表Ⅳ-1-17 > シミュレーション支援件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
支援件数	108	126	151	231	250

ハ. 評価及び発展方向

特許技術シミュレーションは中小企業のマーケティングに積極的に活用されている。具体的にはバイヤー商談、展示会または博覧会への参加、広報ブースの運営、ホームページの運営などに活用されており、中小企業のマーケティングに対する支援ニーズをある程度満足させている。マーケティングの結果がそのまま中小企業の売上につながるため、特許技術シミュレーション支援事業に対する中小企業の満足度は非常に高く、2013年度に95.05点、2014年度に93.44点を獲得した。

但し1年に1回支援を行っており、中小企業のニーズに直ぐに応え難いため、支援時期を多様化して回数を増やす予定であり、中小企業のニーズが高く満足度も高いだけに今後事業規模を拡大する予定である。

4. オーダーメイド型特許マップ支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

特許情報に対する分析能力の弱い中小企業は特許情報を分析・活用して企業のR&D方向を設定したり、競合社の技術開発動向を分析したり、特許リスクを回避するための戦略を樹立することに困難を感じている。このような中小企業をサポートするため、特許庁は2006年度からオーダーメイド型特許マップ支援事業を運営している。オーダーメイド型特許マップを通じて中小企業に特許技術に対するオーダーメイド型調査分析を支援することで、企業の実効的な研究開発方向の提示及び特許活用戦略の樹立を支援している。

ロ. 主要内容及び成果

2006年49件のオーダーメイド型特許マップ作成を始めに、2010年には95件、2014年

には153件のオーダーメイド型特許マップを作成・支援した。これを通じてIP基盤の弱い中小企業に分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向の把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業のR&D方向の設定など戦略の樹立を支援した。

＜表Ⅳ-1-18＞オーダーメイド型特許マップの支援件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
支援件数	95	99	96	148	153

中小企業は特許マップをR&D方向の設定及び空白技術の発掘の時に活用することが可能であり、事業遂行社は地図(MAP)を見るように技術の流れを一目で把握することができるように中小企業が要請した技術と関連して公開された特許情報を詳細に調査・分析して提供する。

オーダーメイド型特許マップには中小企業が要請した技術に関する特許技術の動向を調査・分析する必須モジュールと中小企業が必要な細部活用戦略を樹立して提示する選択モジュールがある。必須モジュールと細部モジュールの具体的な内容は以下の表のとおりである。

＜表Ⅳ-1-19＞オーダーメイド型特許マップ報告書の主要モジュール

モジュール区分	主要課業の内訳	備考
必須モジュール	(1) 分析背景及び目的 (2) 保有技術の概要及び 이슈 (3) 特許分析の範囲及び分析基準 (4) 特許技術動向(統計観点の技術動向)	必須反映事項
選択モジュール	(5) 企業 R&D 戦略樹立支援 (6) 問題技術の解決戦略 (7) 支援企業が保有している知的財産権の活用戦略樹立の支援 (8) 競合社の技術開発動向分析 (9) 特許リスク予防戦略の樹立 (10) グローバル技術事業化戦略樹立支援 (11) 戦略的な技術取引支援技術供給者モジュール (12) 戦略的な技術取引支援技術需要者モジュール	最低1つ以上遂行(選択遂行)

	※ 選択モジュールの場合、支援企業のニーズなどによって新規モジュールを開発・適用したり、既存モジュールの構成を変更して遂行可能	
必須モジュール	(13) 総合検討意見 (14) 添付資料(主要特許の要旨リスト)	必須反映事項

同事業は特許庁と地方自治体が事業を総括し、韓国発明振興会が事業主管及び管理監督を実施し、地域知識財産センターが事業を行う推進体系となっている。特許庁と自治体がマッチングファンドを構成して50：50の比率で予算を支援するため、全国各地にある中小企業が全て恩恵を受けることができ、首都圏に比べて相対的に知的財産能力の足りない地域所在の中小企業も同事業の恩恵を受けることができた。

オーダーメイド型特許マップ支援事業の支援単価は1件当たり1,200万ウォン以内であり、中小企業1社当たり1件のみ支援が受けられるように事業を運営した。

ハ. 評価及び発展方向

中小企業が高付加価値を創出し、グローバル競争力を備えるためには持続的な研究開発が必ず必要であり、特許マップは研究開発を行う中小企業にR&D方向を設定する上で必ず必要な事業である。2013年度にオーダーメイド型特許マップの支援を受けた企業の研究開発費と特許出願件数を調査した結果、支援前に比べて支援後の平均研究開発費と特許出願件数が其々24.6%、50.4%増加した。これは特許マップが研究開発の方向設定前に実施されていることを示しており、特許マップを通じて研究開発の方向が設定されれば直に研究開発がスタートし、その結果が特許として出願されていることが分かる。

但し、特許マップ支援事業は1年に1回事業を実施しているため、中小企業の即刻的なニーズに応えられない弱点がある。中小企業は随時研究開発の必要性を感じており、また多様な形態の特許技術動向調査を求めている。中小企業のニーズに即時応えるためには支援時期及び支援規模の多様化が必要である。

5. ブランド開発支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

企業資産において無形資産が占める割合が増大し、サムスン、LGのようなグローバル企業の場合ブランド価値が想像を超えている。このような大企業に比べて中小企業はまだ企業資産においてブランド価値が占める割合が微々たるものであり、一部中小企業の場合はブランドを持たずに企業を運営している。

ブランドを通じた中小企業及び中小企業製品のアイデンティティ確立が何より必要であり、そこで特許庁はブランド開発支援事業を運営している。同事業の目的はブランド開発を通じて中小企業の知的財産権を創出し、企業及び製品の競争力を強化することである。

ロ. 主要内容及び成果

ブランド開発事業は大きく新規ブランド開発事業、ブランドリニューアル事業、非英語圏ブランド開発事業に分けられる。新規ブランド開発事業はCIまたはBIを新たに制作する事業であり、ブランドリニューアル事業は既存の使用中のブランドを新しくデザインする事業である。非英語圏ブランド開発事業は非英語圏国家に進出(予定)した中小企業に現地の言語、文化、状況などを考慮して適したブランドを開発し、海外権利化まで支援する事業である。各細部事業の支援単価は以下のとおりである。

＜表Ⅳ－1－20＞ブランド開発の支援単価

	新規ブランド	ブランドリニューアル	非英語圏ブランド
支援単価	2,500万ウォン以内	2,000万ウォン以内	4,000万ウォン以内

ブランド開発に対する中小企業のニーズは極めて高く、2010年度に88件、2012年度に109件、2014年度には227件まで支援件数が増加した。

特に、非英語圏ブランド開発の場合は中小企業からの反響が大きいですが、これは最近新興市場として浮上しつつある中東、南米など非英語圏への進出を図っている中小企業のニーズが増加しているためである。非英語圏国家に進出する時に進出国家の文化的な特性を反映した現地語ブランドを保有する場合、企業固有のコンセプトとイメージの構築が容易であるため、販路開拓などにシナージ効果が期待できるためである。

また、2012年度からは既存の権利別単一支援方式から脱し、複合知的財産権を創出するためブランド&デザイン融合支援事業を実施している。同事業はブランドと包装デザインを同時開発し、同時開発によるシナージ効果を狙ったもので、国内権利化支援まで併行して支援している。支援単価は3,000万ウォン以内で、事業初年度である2012年には16件を支援し、2014年には22件を支援した。

2014年ブランド開発の結果は下記の図のとおりである。

<図IV-1-9> 2014年度ブランド開発の結果

新規ブランド	ブランドリニューアル	非英語圏ブランド	ブランド&デザイン融合
			
			

ハ. 評価及び発展方向

中小企業及び中小企業の製品に適合するブランド開発を通じて中小企業は独自のコンセプトとイメージを構築することで大企業と差別化された戦略を持って市場に進出できるという点で同事業に対する中小企業の反響は大きい。ブランド開発を通じて中小企業は販路開拓及び実質的な売上増大が期待できるため、同事業は中小企業に実質

的に役立っている。

今後は支援企業が開発ブランドを持続的に活用できるよう、関連教育などを含む事後管理を強化する予定である。そしてより充実した事業として発展させるため、関連機関との協力などを通じて事業化連携方策も模索する予定である。また、同事業に対する中小企業からのニーズは着実に増加すると見られるため、関連予算を確保して支援を強化する予定である。

6. デザイン開発支援事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

最近消費者のニーズが多様化し、価格、機能など伝統的な価値より差別化されたイメージやデザインなどが消費者の製品選択の際に重要な要因となっている。しかし、大半の中小企業は専門人材及び資金の不足、権利化に対する認識不足などで独自デザインなどを開発して使用することは困難な状況である。

デザイン開発支援事業はこのようなニーズを積極的に解決するため、中小企業にデザイン開発を支援して権利化を推進することで中小企業の知的財産競争力を強化するため2010年度からスタートした。

ロ. 主要内容及び成果

デザイン開発支援事業の目的は中小企業にデザイン関連の専門コンサルティングを行うと同時に、デザイン開発を通じて知的財産権を創出することで、中小企業のデザイン競争力を強化することである。

同事業は地方自治体と特許庁が予算を半分ずつ負担(50:50マッチング)することで

事業に対する効果と責任を担保し、地域別特性に合わせた事業支援を通じて地域の中小企業に知的財産創出に向けて実質的に役立てるよう努めている。

デザイン開発支援事業は製品デザイン開発、包装デザイン開発、デザインマップに分けられる。製品デザインは一般的な産業デザイン領域に該当し、製品が持つ外形的な要素、即ち製品の形態と色彩、質感、材料などの研究を通じて造形性を高めることであり、製品の使い心地側面まで考慮してデザインすることまでを含む。包装デザインは一般的な視覚デザイン領域に該当し、消費者に商品を広報して購買意欲を高め、商品を安全に保護・運搬できる立体デザインの領域を意味する。デザインマップの場合、中小企業がデザインを制作する前にデザインマップを作成してデザイン開発戦略が樹立できるように支援し、デザインに対する体系の確立及び研究開発活用度の向上などデザイン経営戦略の多角的なインフラ構築のために支援する。各細部事業の支援単価は以下のとおりである。

＜表IV-1-21＞デザイン開発支援単価

	製品デザイン	包装デザイン	デザインマップ
支援単価	2,500万ウォン以内	1,500万ウォン以内	1,500万ウォン以内

＜表IV-1-22＞特許マップとデザインマップの違い

特許マップは特許技術に対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究・技術開発の方向提示及び特許活用戦略の樹立などのための資料提供を主な目的としている。一方、デザインマップはデザイン知的財産権情報を加工・分析して提供するデザイン情報インフラであり、登録デザインを対象にしたDBの検索、イメージマッピング、ポジショニングマッピング、統計分析機能を提供してインターネット公知デザインと市場におけるデザイン現状を通じて最新トレンド情報、技術デザイン情報などデザイン開発と研究及び戦略樹立を支援するのが主な目的である。

また、既存の外見中心のデザイン開発から脱し、技術と連携したデザイン開発を支

援するため、2012年からデザイン&特許融合支援事業を施行し、2012年8件、2014年19件を支援した。

2014年度のデザイン開発結果物は以下の図のとおりである。

<図IV-1-10>2014年度デザイン開発の結果物

製品デザイン		包装デザイン
		

ハ. 評価及び発展方向

デザイン開発支援事業はデザイン開発と知的財産の権利化に困難を感じている中小企業を対象にした事業であり、有望な中小企業の特許とともに強い知的財産権を保有する強小企業として育成する上で大きく貢献している。今後は単純な支援事業よりは企業の戦略的なマインドを高められるコンサルティング及びデザインマップの作成、複合知的財産権の創出が可能な融合支援などを拡大する計画であり、それを通じてブランド開発支援事業の支援効果が一層高まると期待している。

7. IPスター企業育成事業

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、特許など知的財産権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専担組織を整え、

自社の特性に適した知的財産経営モデルを独自樹立して運営するなど知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部の中小・中堅企業の場合、積極的に知的財産権を確保して戦略的に確保した知的財産権を活用するなど知的財産経営を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長のための必須要件であるにも関わらず、大部分の中小企業の知的財産の重要性に対する認識は依然として不十分であるのが現状である。そこで特許庁は地域中小企業における知的財産の創出及び活用を強化するためにIPスター企業育成事業を導入・施行した。

ロ. 主要内容及び成果

IPスター企業育成事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して国内外での権利化、オーダーメイド型特許マップ、特許技術シミュレーション、ブランド・デザインの開発を集中支援し、地域知識財産センターのコンサルタントを通じてIP経営戦略コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の代表的な企業として成長できるよう支援する事業である。

特許庁はIPスター企業育成事業を2010年度に導入して地域有望中小企業を支援しており、2014年まで計846社の地域有望中小企業を選定・支援した。

<表IV-1-23> IPスター企業育成事業の支援対象選定状況

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
選定	108	203	157	151	227

特許庁は地方自治体と協力して地域有望中小企業を選定し、支援対象として選定されるためにはIP-Spectrum評価、現場実査、対面審査という流れの厳しい審査過程を経なければならない。支援対象として選定された企業は年間最大7千万ウォン以内(3年間2億ウォン以内)で3年間知的財産権と関連する総合支援を受けることになる。2014年度の支援実績は以下のとおりである。

＜表Ⅳ－1－24＞2014年度支援実績

支援事業	支援件数
国内権利化	542
海外権利化	601
特許技術シミュレーション	114
オーダーメイド型特許マップ	153
ブランド(新規、リニューアル)開発	80
非英語圏ブランド開発	18
ブランド&デザイン融合	22
デザイン(製品、包装)開発	101
デザイン&特許融合	19

ハ. 評価及び発展方向

IPスター企業育成事業を通じて支援対象として選定された地域有望中小企業は売上高、雇用規模などで一般中小企業より高い成長率を記録している。2014年ソウル大学経済研究所が発表した内容によればIPスター企業育成事業で支援を受けた企業1社当たり売上高増加効果は41.6億ウォンと推定されている。今後IPスター企業育成事業を通じて韓国型強小企業を持続的に育成するための関連予算を拡大し、中小企業のIP関連要求を即時解決できるよう時宜を得た支援事業を導入する必要がある。

8. IP経営戦略コンサルティング

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

世界は伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別化された特許技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基

盤社会に突入した。そこで米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を樹立し、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の経済発展を目指して知的財産の創出・活用・保護政策を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国も企業が知的財産を経営に導入できるよう積極的に支援する必要がある。

最近知的財産が企業の全体価値において占める比重が増大し、また企業競争力に貢献する程度が大きくなるなど、企業の価値比重が固定資産及び金融資産からブランド、デザイン、ノウハウなどの知的財産に速いスピードで移動している。知的財産が企業経営に及ぼす影響が大きくなるにつれ、企業にとって知的財産基盤の経営土台が構築できる知的財産経営の重要性も増大している。

知的財産経営とはR&D活動などを通じて獲得した成果を排他的権利化を通じて資産化し、それを活用することで経済的な付加価値を創出するための戦略的な活動を意味する。知的財産経営の最終目的は企業経営の主な意思決定に知的財産を戦略的に活用することで企業の本質的な価値を高めることである。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で極めて消極的な対応をしている。

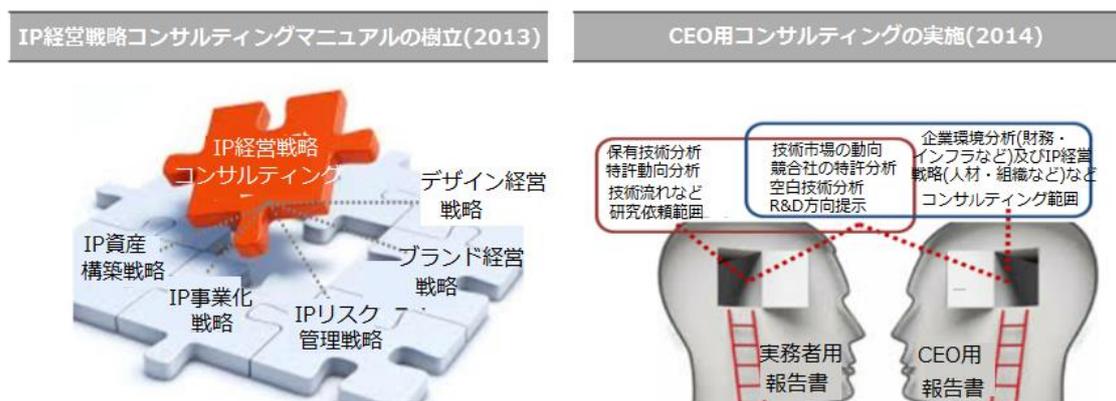
そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、IP経営戦略コンサルティングを2013年度に導入・実施した。

ロ. 主要内容及び成果

IP経営戦略コンサルティングは地域知識財産センターのコンサルタントが中小企業2～3社を専門的に担当して約8カ月にわたってコンサルティングを行う。2013年度に151社の中小企業を対象にIP経営戦略コンサルティングを実施し、2014年度には227社の中小企業を対象にIP経営戦略コンサルティングを実施した。また、2013年度には中

小企業のニーズを分析して優先して解決しなければならない5つの戦略モジュールを開発し、2014年度には企業経営者がIP経営活動に活用できるようにCEO向けのコンサルティングを実施した。

<図IV-1-11> IP経営戦略コンサルティングの方向



IP経営戦略コンサルティングのための基本モジュールにはIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略、ブランド経営戦略、デザイン経営戦略の5つがある。地域知識財産センターのコンサルタントは基本モジュールを基に企業のコンサルティング要求事項を反映して自由にコンサルティングを実施する。

基本モジュール別の主要内容は以下のとおりである。

IP資産構築戦略では企業の経営目標達成に寄与できるIP資産を構築するため、企業経営戦略を考慮したIP資産構築及び細部実行計画(ACTION PLAN)を提示する。

IP事業化戦略では企業が保有する技術を基に事業アイテムを発掘・開発し、それが実際企業の事業推進につながるように事業戦略を樹立・提示する。

IPリスク管理戦略では企業の持続的な事業運営の安定的な対応策を構築するため、保有しているIP 이슈と関連するリスク要素を把握して被害を最小限に抑えるための戦略及び基本実行計画を提示する。

ブランド経営戦略では企業及び製品のブランド要素を決定・管理することで企業及び製品イメージの構築など多様な要因を考慮して企業オーダーメイド型ブランド経営戦略を提示する。

デザイン経営戦略では大多数の有望な中小企業が技術競争力の確保に集中したあまり見逃しやすいデザイン経営戦略を樹立する課程を提示する。

2014年度には基本モジュールを基に中小企業のコンサルティングニーズを反映してコンサルティングを実施し、企業の財務観点、技術観点、組織観点での企業の現状を分析して多様な解決策を提示した。具体的に財務観点ではIP金融連携支援などを通じて企業の財務諸表の改善策を提示し、技術観点では先行IP分析を通じて新製品の開発及びIP創出戦略を提示し、組織観点では研究開発能力の強化に向けたIP専担組織の構成に対するコンサルティングを実施した。

ハ．評価及び発展方向

IP経営戦略コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営基盤構築支援は中小企業が優秀な知的財産権を確保し、独自の知的財産権能力を強化することに貢献している。2014年末実施したアンケート調査によれば、コンサルティングの貢献度では92.3点、コンサルティング報告書の活用可否では93.2点を獲得した。

今後は企業からのニーズを反映したコンサルティングの方向設定と事後管理の好循環体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルを創り出し、また有望な中小企業にオーダーメイド型コンサルティングを集中的に支援してIPスター企業として育成する計画である。

第2章 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

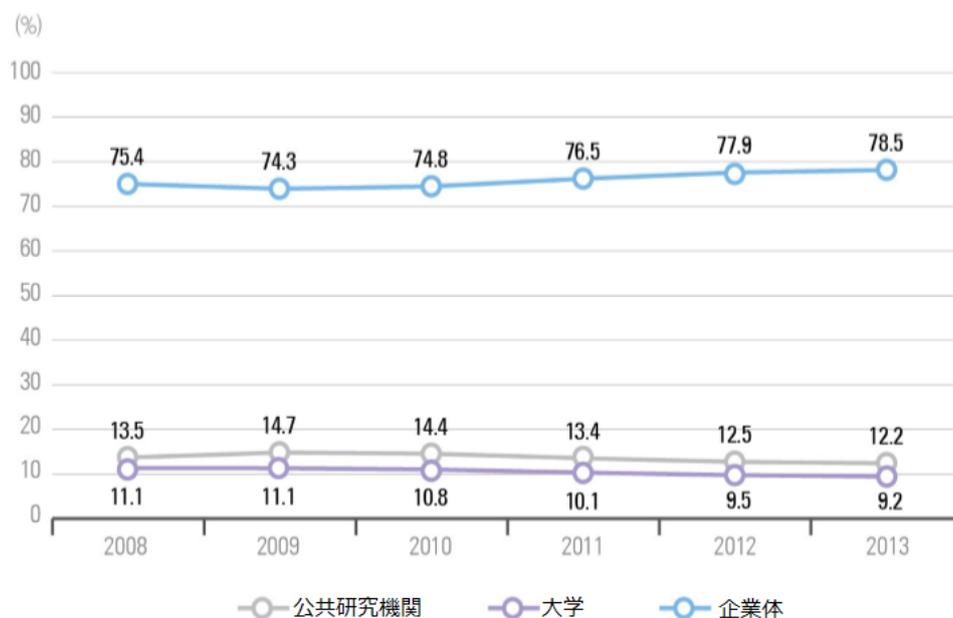
第1節 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ハ・ソンテ

知識基盤経済に変わったことによって世界各国は技術主導権を確保して国家競争力を維持するため、科学技術に莫大な資源を投じている。韓国も国家研究開発費を確保するために持続的に努力を傾け、2013年度韓国の総研究開発投資規模は世界6位(59.3兆ウォン)に拡大した。

一方、韓国の大学・公共研究機関は国家総R&D投資の21.4%を占め、博士級研究人材の79.3%を保有しているため、技術革新の主体としてのその潜在能力は極めて大きいと言える。

＜図IV-2-1＞韓国主体別研究開発費の比重(2013)



<図IV-2-2> 韓国の主体別・学位別研究員の分布 (2013)



* 出処：2013年度研究開発活動調査報告書(未来創造科学部・KISTEP、2014年2月発刊)

大学・公共研究機関の技術革新を通じて国家経済発展を成し遂げるためには、創出された優秀な研究成果を強い知的財産権として権利化し、産業界に効率的に移転・事業化させ、それを通じて発生した収益を再び研究開発に再投資する好循環体系の構築が必要である。

しかし、国内の大学・公共研究機関はその潜在能力に比べて研究成果を知的財産として創出・保護・活用する能力とインフラが不十分であるのが現状である。

そこで特許庁はこのような市場からのニーズに応えるため、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。また、2010年からは有望な特許技術が死蔵されることを防止し、未活用特許技術の活用を促進するために「有望技術発掘及び特許事業化支援事業」を推進した。同時に、グローバルIPビジネスモデルの変化に共同対応し、ノウハウの共有と成果の拡散のため

に大学・公共研究機関間の協力ネットワーク構築を支援し、知的財産創出と技術移転・事業化を効率的に図るために産業界・金融界との協力ネットワークの育成を支援する「知的財産生態系活性化支援事業」を展開している。

第2節 大学・公共研の優秀特許創出・活用の促進

1. 特許経営専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ハ・ソソテ

イ. 推進背景及び概要

韓国の大学・公共研究機関の技術移転率は先進国に比べて大きな差はないが、R&D生産性(年間研究費支出対比年間技術料収入の比率)は1.36%で米国の4.31%に比べて1/3水準であり、極めて低い水準である。

<表IV-2-1>主要指標の国家間比較

	韓国	米国	カナダ	EU	日本
技術移転・事業化 専担及び支援人材(人)*	7.0	12.1	9.3	8.3	17.9
特許出願件数(年間)(A)	24,811	14,333	945	6,621	6,517
技術移転契約件数(年間)(B)	4,358	6,406	427	5,030	2,298
年間技術料収入(百万ドル)(C)	123.6	2,718.4	56.3	572.1	-
年間研究費支出(百万ドル)(D)	9,080.3	63,050.0	5,626.8	51,214.3	
年間技術移転率(%) (B/A)	17.6	44.7	45.2	76.0	35.3
研究生産性(%) (C/D)	1.36	4.31	1.00	1.12	-

* 出処：2014年(公共研究機関)技術移転・事業化調査分析資料集(産業通商資源部、KIAT)

国内の大学・公共研究機関における技術移転・事業化専担及び支援人材は7.0人で米国の12.1人に比べて大きく不足していることが分かり、技術移転の成果が不十分である主な理由は知的財産専門人材の不足とそれによる知的財産経営インフラの脆弱と推測できる。

そこで大学及び公共研究機関に知的財産分野に専門性を備えた特許経営専門家を派

遣して知的財産経営インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

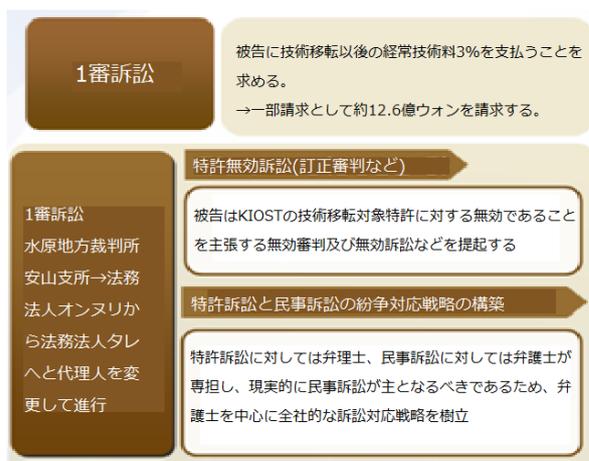
企業などで知識財産経営の経験が豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、関連規定の整備、知的財産権経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて、大学・公共研究機関の状況に適した特許経営体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通して知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2014年特許経営専門家の派遣を通じて相談及び諮問1,431件、セミナー及び説明会305件を実施し、技術移転665件、技術移転収入料17,055百万ウォンの成果を達成した。

< 図IV-2-3 > 「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例

- ・ (機関名) 韓国海洋科学技術院(ユン○○ 特許経営専門家)
- ・ (成果) 公共技術移転企業の未納経常技術料徴収に対する嚆矢となる
- ・ (成果内容) 技術移転を通じて業界世界 4 位と急成長した企業(株テクロス)が経常技術料(移転技術売上高の 3%)の支払いを拒否したため、特許経営専門家の主導で訴訟を提起して勝訴し、技術料 12 億 6 千万ウォンを支払わせる。

< 技術料請求訴訟の進行状況 >



ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。

また、地域の産・学・研の人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業家コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報の交流に積極的に取り組むことで大学・公共研究機関の技術移転及び事業家に多くの成果を上げている。

<図IV-2-4> 特許経営専門家の派遣状況(2006~2014年基準)



世界的に特許競争が過熱してその様子も複雑になり、大学・公共研究機関の知的財

産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大している。

今後は優れた知的財産能力を備えた機関と能力が足りない機関に対して機関別オーダーメイド型支援を推進するとともに、派遣専門家の能力も強化していく計画である。

2. 発明インタビュー及び知的財産事業化の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景及び概要

2014年国内に存続している875,221件(外国人229,329件を含む)の特許権のうち大学・公共研究機関は約10%である93,534件を保有しているが、その活用率は32.1%(2013、知的財産活動実態調査報告書)程度で約70%が活用されていない状況である。その主な原因は特許を産業界活用目的ではなく研究実績などの業績評価のために出願する傾向、特許を質的に管理する体系の未定立、需要企業の発掘と技術マーケティングなど技術移転・事業化する上での能力不足などを挙げることができる。

韓・米科学者特許管理実態調査(2007、特許庁)によれば、特許出願の理由が米国の科学者の場合は研究実績12.0%、防御戦略34.8%、収益創出33.7%、その他19.5%で、主に収益創出が中心となっていることが分かる。一方、韓国の大学・公共研究機関の科学者は研究実績40.4%、防御戦略28.6%、収益創出21.8%、その他9.2%で、主に研究実績が中心となっていることが分かる。

また、発明届出件対比特許出願比率は韓国が95.9%(知的財産活動実態調査報告書、2012)で米国60.7%(US annual licensing activity survey、2011)、EU 53.0%(ASTP Survey、2011)に比べて遥かに高く、事業化が有望な技術の選別なく大半の発明を特許出願していることが分かった。

そこで、大学・公共研究機関研究者の発明に対して特許出願前の相談・審議・評価を通じて発明を補強し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進できるように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するため「IP事業化支援」を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

「発明インタビュー制」の運営を通じて出願前の発明段階の技術に対して外部専門家(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加する発明相談・評価・補強を実施し、優秀発明の早期発掘を支援した。また、「IP事業化支援」を通じて大学・公共研究機関が保有している優秀特許技術を発掘し、特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、特許価値評価、需要技術の発掘及び技術マーケティングを支援した。

「発明インタビュー制」は30の大学・公共研究機関を支援し、計3,366件の発明届出件に対して発明等級審議と海外出願審議を実施した。その中で300件の発明に対して未承継決定を下し、1,166件(34.6%)の優秀技術(S、A級)を発掘した。また、優秀発明(S、A級)の中から22件の課題を選定して海外権利確保(PCT出願)を支援した。

<表IV-2-2>発明インタビューの支援内容

区分	発明等級審議						未承継及び保留
	全体	S級	A級	B級	C級	D級	
30機関	3,366件	143件	1,023件	1,502件	406件	292件	300件
	100%	4.2%	30.4%	44.6%	12.1%	8.7%	8.9%

また、「IP事業化支援」を通じて産学協力団及び技術移転専担部署が設置されている30の大学・公共研究機関が保有するIT・BT・NT・ETなど技術分野の有望特許の中から技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術36課題を戦略支援課題として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及び技術紹介書(SMK)の作成、技術マーケ

ティング支援などを通じて優秀な未活用特許が産業界に移転されるように支援した。特に、今年から出願段階の優秀発明または出願前の技術が発明インタビューを通じて事業性のあるものと評価された場合、翌年の2年目も事業化できるよう支援体系を変えて成果創出を図った。

<図IV-2-5> 「発明インタビュー及びIP事業化支援」の事業推進プロセス



<表IV-2-3> 2009～2014年技術移転・事業化の成果状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	戦略課題数	技術事業化の成果								生産性 (%)	
		企業設立	技術移転					共同研究開発			計
			件数	技術料			件数	金額			
				先払い	経常	小計					
2009年	23	3	7	800	-	800	1	-	11	40	
2010年	79	3	22	938	2,244	3,182	6	-	31	159.1	
2011年	62	1	31	2,164	1,693	3,857	1	100	33	133.9	
2012年	65	-	28	2,994	1,000	3,994	3	248	31	128.1	
2013年	48	-	34	7,436	-	7,436	-	-	34	265.9	
2014年	36	-	32	8,380	-	8,380	1	-	33	382.0	

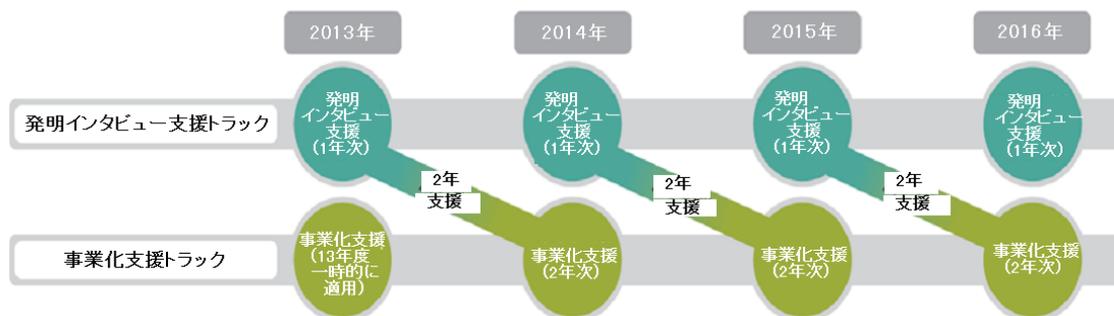
ハ. 評価及び発展方向

「発明インタビュー制」を通じて研究者の知財権に関する認識向上、不良発明の未承継または補強、発明の等級別差別化された特許管理戦略の樹立を支援し、特許管理

体系の品質を高め、発掘された有望技術に対しては特許事業化戦略を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。また、支援事業の効率性を改善するため2つの機関を対象に「発明インタビューの運営→海外権利の確保→有望技術の発掘→特許事業化」の統合支援を試験的に推進した。

また、大学・公共研究機関の研究開発の特性上、優秀発明の創出と発掘が下半期に集中して同年度に技術移転・事業化のための期間が足りなくなる現象を改善するため、1年目には「発明インタビュー制及び海外権利確保」を支援し、2年目には「有望技術の発掘及び特許事業化」を支援する2年連続支援の運営方を設け、十分な事業期間と連続性の確保を通じて支援事業の効果を最大に引き上げた。

＜図IV-2-6＞発明インタビュー及びIP事業化支援の2年統合運営プロセス



今後、産業界－学研界－金融界－官界の知的財産事業化に向けた協力ネットワークを強化し、研究開発段階から特許権利化及び移転段階、商用化段階、事業化段階まで有機的に連携するIP創出－活用の全周期的な支援システムを構築していく計画である。

＜図IV-2-7＞IP創出－活用の全周期的な支援システム



3. 知的財産生態系の活性化支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景及び概要

大学・公共研究機関が創出した優秀な知的財産が産業界で効果的に活用されるようにするためには、学研界(大学・公共研究機関)－産業界(企業)－金融界－政府機関など知的財産主体間の効率的な役割分担と有機的な協力が重要である。そこで、特許庁は公共知的財産の事業化を促進するため、産－学－金－官の協力ネットワークを強化するための「知的財産生態系活性化支援」を推進している。

<表IV-2-4> 知的財産事業化協力ネットワークの運営状況

主体		役割	主要内容
[学]	大学・公共研	特許技術 Pool 構築・活用支援	・「R&D IP 協議会」の運営 - 公共機関保有技術の共同活用支援事業の推進
[産]	企業	企業ニーズ Pool 構築・活用支援	・「ニーズマッチング協議体」の運営 - 企業の技術ニーズ説明会の開催
[金]	投資家	投資資本 Pool 構築・活用支援	・「知的財産投資協議会」の運営 - 知的財産投資説明会の開催

<図IV-2-8> 知的財産事業化協力ネットワークモデル



<図IV-2-9> 知的財産事業化協力ネットワークを通じた全周期的支援プロセス



ロ. 推進内容及び成果

グローバルIPビジネスモデルに共同対応し、大学・公共研究機関のR&D成果を強い知的財産として効果的に創出・活用できるよう、大学・公共研究機関の特許管理責任者で構成されたR&D IP協議会²⁷を未来創造部と共同で構成・運営している。

<図IV-2-10> R&D IP協議会の組織



R&D IP協議会は運営委員会・実務委員会など協議会組織の運営、R&D IP協議会フォーラム及び総会の開催、R&D IP協議会－国家科学技術委員会(知識財産専門委員会)共同ワークショップの開催などを通じて、産・学・研協力ネットワークの構築、制度改善に向けた対政府政策建議、大学・公共研究機関の技術移転・事業化支援などの役割を果たしている。

2011年から特許庁は教科部と共同で複数の大学・公共研究機関などが個別的に保有

²⁷ 2009年11月設立、2014年12月基準で大学68、公共(研)26、特別会員機関(投資資本1、研究機関7)8で計104の機関が会員として参加している。

している類似分野の特許技術を産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術テーマ別にパッケージングした特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

同事業は大学・公共研究機関のコンソシアム構成、核心技術の導出・製品分析、共同ポートフォリオの構築、技術移転マーケティングなどを支援するもので、2014年には45の大学・公共研究機関が参加する8件の共同ポートフォリオ課題を支援し、計7件（前払い技術料73.7億ウォン規模）の技術移転契約の成果を挙げた。

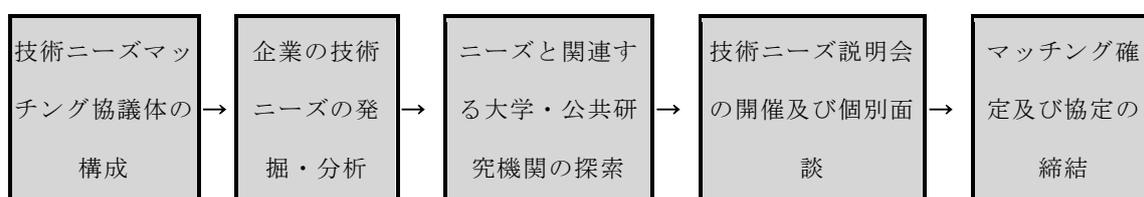
<表IV-2-5> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項

段階	戦略	所要期間	支援内容	備考
コンソシアム構成	機関間の コラボレーション	2週	面積特許指標の作成	課題 1段階
核心技術の導出	技術の実体把握	4週	機関別核心技術、研究者ピックアップ、研究者ミーティング	
製品・BM分析	企業の事業戦略、 技術ニーズ把握	6週	核心技術適用製品・BM分析、企業の事業戦略・技術ニーズを把握	
共同ポートフォリオの構築	技術間 パッケージング	4週	移転対象企業別共同ポートフォリオの提示	課題 2段階
マーケティング	技術移転交渉	24週	共同ポートフォリオの再構成、技術料算定作業の補強	

同時に、大学・公共研究機関の特許技術移転を受けたものの投資資金が確保できず、事業化に難航している企業を支援するため、ファンドオブファンズ特許アカウント運用会社などで構成された「知的財産投資協議会」を運営し、投資資本を誘致するための投資説明会を開催した。これを通じて2011年から2014年まで大学・公共研究機関の特許技術移転を受けた企業7社が121億ウォン規模の投資資金を誘致した。

また、企業の技術ニーズを基に大学・公共研究機関の特許技術を移転・事業化するため、技術ニーズマッチング協議体²⁸を構成(2012.9.)した。技術ニーズマッチング協議体を通じて企業の技術ニーズを発掘した後、それに適した大学・公共研究機関の特許技術をマッチングする「技術ニーズ説明会」を推進し、2014年18社の技術ニーズに対して21の大学・公共研究機関の特許技術34件とマッチングが行われ、技術移転・共同研究に対する交渉を進めている。

＜図IV-2-11＞技術ニーズ説明会の推進過程



ハ. 評価及び発展方向

「R&D IP協議会」の会員機関を中心に行われた「公共機関保有技術の共同活用支援事業」は多数の大学・公共研究機関が保有する技術を集めて産業界への移転・事業化を支援した成功事例と言える。すなわち、製品単位で特許ポートフォリオを構築・移転することで、企業としては製品の商用化が容易になるだけでなく、特許技術の活用可能性がさらに高くなり、新しい「公共技術事業化方法論」であるという評価を得ている。このような特許ポートフォリオの構築及び技術移転事業化方法論を大学・公共研究機関、企業など知的財産生態系の主体に持続的に拡散していく予定である。

また、技術ニーズマッチング協議体の運営を活性化することで企業の技術ニーズを導出し、需要に適した大学・公共研究機関の特許技術を連携する支援事業を拡大する予定である。同時に、大学・公共研究機関の特許技術を基に事業化する企業が安定的

²⁸ [技術事業化支援機関]京畿科学技術振興院、韓国ロボット産業振興院、韓国産学研協会、韓国研究財団、韓国知識財産戦略院、大韓貿易投資振興公社、大中小企業協力財団、韓国環境産業技術院、韓国保健産業振興院、韓国海洋科学技術振興院、農業技術実用化財団、国土交通科学技術振興院、韓国気象産業振興院、江陵科学産業振興院、[投資機関]インテレクチュアル・ディスカバリー、IP Cube Partners、デソン創業投資(株)、[技術供給機関]R&D IP協議会

に成長できるように投資資本の誘致支援も強化する計画である。

一方、2014年には大学・公共研究機関が保有している優秀な特許技術を中小企業に効率的に移転させて企業の競争力を強化するため、中小企業庁と共同で「特許技術移転ロードショー」を試験的に開催した。特許庁が大学・公共研究機関の優秀特許技術を発掘し、中小企業庁が需要企業を探索・発掘した後、共同で特許技術移転説明会を開催するイベントである。同イベントを通じて中小企業に移転された優秀特許技術に対して中小企業庁が「融・複合技術開発事業(移転技術課題)」を通じて製品化・商用化の支援を行い、特許庁は特許技術事業化に向けた投資資本との連携を支援する計画である。また、中小企業庁と共同で青年デザイン創業支援課題10分野を選定して所期の目的を達成した。このような省庁間の協力事業による持続的な活動を通じて知的財産生態系の活性化に向けた産・学・金・官の協力モデルを拡大していく予定である。

第3章 知的財産サービス産業の育成及び活用生態系の構築

第1節 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 イ・ウンジョン

知的財産基盤の創造経済時代において知的財産の重要性はますます注目されつつある。企業経営において知的財産の比重が拡大され、高付加価値を創り出す企業の知的財産経営の重要性が増している。企業価値において無形資産の比重が急増していることから、知的財産の創出・活用・保護及びこれらを活用した経営戦略の樹立が企業の成敗を左右している。同時に地域知的財産の創出・保護・活用を通じた地域革新は地域の競争力を高めるための重要な手段として注目されており、国家競争力の強化における鍵となっている。

大企業は独自に知的財産経営戦略を構築して専門担当組織・人材を通じて対応しているが、中小企業は知的財産権に対する認識、予算及び人材不足などで戦略的な知的財産経営をうまく展開していない状況である。また、地域別の知的財産インフラも格差が大きく、地域間の格差問題も深刻である。そこで、中小企業の知的財産経営を支援するためのインフラとして知的財産サービス業を育成し、地域知識財産センターを通じて知的財産経営における問題の解決に積極的に取り組んでいる。

<表IV-3-1>大企業及び中小企業の知的財産経営の状況

(単位：件)

区分	担当組織の保有率	専担人材の保有率	平均専担人材数
大企業	85.6%	20.7%	4.2名
中小企業	65.3%	10.1%	2.1名

* 出所：2014年度知的財産活動実態調査、特許庁

＜表Ⅳ－3－2＞首都圏・非首都圏間知的財産創出の現状

区分	産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)出願件数	比重
首都圏	270,533 件	68.6%
非首都圏	123,880 件	31.4%

※出処：2014年度地域別出願動向、特許庁内部資料、首都圏(ソウル、京畿、仁川)

企業が高品質の知的財産サービスを受けて知的財産競争力を備えていけるように知的財産サービス産業を育成している。市場規模が小さく、成長環境もまだ不足している知的財産サービス産業の成長基盤を構築するため、税金減免の推進など政府主導の支援を強化する一方、知的財産サービス業界が求める専門人材を養成・供給している。

2006年から特許庁と自治体が協力して運営している全国30の広域・基礎知識財産センターを通じて地域中小企業の知的財産の創出、活用能力強化支援を実施している。地域知識財産センターに常駐する特許・デザイン・ブランドの各知的財産分野別の専門コンサルタントを通じて知的財産分野で直面している悩みを相談し、必要な支援を提供している。地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に適した事業開発を通じて地域の個人発明家や中小企業に知的財産創出のための実質的な支援を提供している。

また、地域の知的財産権に対する認識向上及びIPインフラ構築のために住民、企業及び公務員を対象に知的財産権教育を展開しており、社会に出る前の若者に知的財産の重要性を教育するとともに認識を高めるために軍部隊を訪ねて軍兵士たちにIP教育を実施している。

＜表Ⅳ－3－3＞全国地域知識財産センターの状況

圏域名	知識財産センター名	圏域名	知識財産センター名
首都圏(6)	ソウル、京畿、京畿北部、仁川、水原、富川	東南圏(5)	釜山、蔚山、慶南、釜山南部、晋州
忠清圏(5)	忠南、大田、忠北、瑞山、忠州	江原圏(4)	江原、春川、太白、江陵

湖南圏(5)	全南、光州、全北、 順天、群山	済州圏(1)	済州
大慶圏(4)	大邱、慶北、龜尾、安東		

第2節 国内知的財産サービス産業の競争力強化支援

1. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

知的財産サービス産業とは知的財産の創出・保護・活用など企業・公共研究機関などの知的財産活動を支援する専門サービス業であり、調査分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、システム構築など伝統的な事業領域から管理・経営・金融など高付加価値分野へその領域が広がりつつある。

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2013年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約6,359億ウォン、雇用規模も約16,500人に過ぎないものと推定されている。このような市場規模は国内サービス業全体の売上高(1,428兆ウォン)の0.04%に過ぎない水準でまだ初期段階であり、関連企業も零細な水準である。

したがって、知的財産サービス産業が活性化すれば、国内の経済成長及び雇用創出にも寄与すると同時に、知的財産サービス産業を通じて高品質サービスが提供されれば、企業、大学、研究機関の知的財産競争力も高くなると予想される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は発明振興法を2014年1月に改正して知的財産サービス支援政策の推進根拠を作ると同時に、育成するための分野を具体化した。

2011年度に発表した「知的財産基本法」に知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれた。しかし、法律が省庁全体を対象にマクロ的にアプローチして実質的に役立つことはできなかった。そこで、特許庁は知的財産サービス業育成施策を樹立して関連業務を行えるように発明振興法を改正することで、知的財産の主務省庁として支援政策を推進できる根拠を作った。

既存の法律上、知的財産サービス業は調査・分析過程において作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指したが、発明振興法の改正を通じて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めることで知的財産サービスの先進化に向けた知的財産サービスの範囲を明確にした。

2) 知的財産サービス専門資格制度の施行

知的財産サービス分野における優秀な高級人材の識別体系を構築し、高級人材を持続的に養成するための基盤作りのため、売上高規模及び人材規模の大きい知的財産調査・分析と翻訳分野に対して専門資格制度を2013年から施行している。

<図IV-3-1> 資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部検定運営・管理方案を樹立して知的財産調査分析士及び知的財産翻訳士資格検定試験を施行している。

<図IV-3-2> 教育実施及び資格検定試験の施行



3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

零細な国内の知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外の有名展示会と国内の主要R&D分野別セミナーにサービス企業が参加できるように支援している。

海外進出は個別企業の努力だけでは限界があるため、協議体である韓国知的財産サービス協会を通じて中国上海IP PORT展示会及び日本特許情報フェア&コンファレンスなど海外主要国の展示会への参加を支援しすることで、国内知的財産サービス企業を広報するとともに海外動向を把握する機会を提供した。

<図IV-3-3> 中国IP PORT展示会、日本特許情報フェア及びコンファレンス



また、ワールドITショー2014、Korea Exhibition 2014など国内主要産業分野別の知的財産関連展示会に国内知的財産サービス企業が参加できるように広報ブースの設置を支援し、企業・機関内の知的財産R&D関係者を対象に優秀な特許・商標DBとソリューション関連のカンファレンス及び医療、IT・SWなど分野別オーダーメイド型説明会を開催して新規顧客の誘致を誘導した。

<図IV-3-4>2014IP DB及びソリューションカンファレンスの開催



<図IV-3-5>ワールドITショー2014、IoT Korea Exhibition 2014



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設けると同時に知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サービス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階であるために自発的な

需要が足りず、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって、特許庁は知的財産サービス業の競争力を強化するため、税制支援の根拠作り、サービスR&D推進、サービス企業投資ファンドの造成などより具体的で強化された支援政策を構築して推進する計画である。

2. 知的財産サービス企業の採用と連携した教育の拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 イム・チェギ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景及び概要

知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた専門人材の確保が難しく、知的財産サービス企業への就職を支援するための教育インフラが不十分な状況である。専門人材の不足及び人材養成体系の不在は知的財産サービス業界にとって大きなネックとなっており、知的財産サービス産業の競争力向上及びサービス品質向上のための優秀な人材の養成及び流入が必要な状況である。

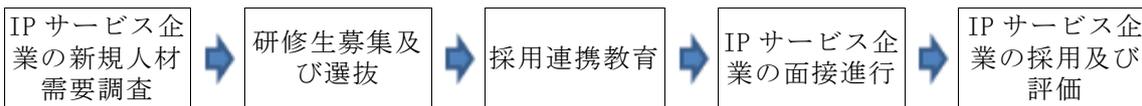
国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では全体の61.6%（2011年知的財産サービス業実態調査、特許庁）が政府の知的財産専門人材需給支援を必要としていることがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス市場における専門人材の不足及び人材養成体系の不在という問題を解決するため、2011年から（2011年17人、2012年56人、2013年100人、2014年125人）採用連携教育支援を推進した。

2) 推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービ

ス市場が求めている実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企業に就業または創業できるように誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を養成・支援している。

<図IV-3-6> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス



(1) 教育広報及び研修生の選抜

全国の主要大学及び韓国特許戦略院、韓国特許情報院など関係機関との協力を通じて関連内容を掲載し、メールを配信することで教育広報を展開した。また、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報し、R&D退職人材を選抜するため、経歴の優れた科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

<図IV-3-7> 教育広報資料

창조경제시대 유망분야 지식재산(IP)서비스업에 취업하자!

이제는 취업보다 어떠한 분야에 취업 하느냐가 더 중요한 때입니다.
지식재산(IP)서비스는 지식재산에 대한 전문적인 지식을 통해 기업·개인 등이 우수한 지식재산권을 창출·보호·활용할 수 있도록 지원하는 전문 서비스입니다.

- 20일(120시간)의 체계적인 교육 프로그램!
- 지식재산(IP) 산업분야 현장업무 수행이 가능한 실무 전문가 양성!
- 수료자 약 80% 지식재산(IP) 분야 취업!

지식재산서비스업 채용연계 교육 안내

교육 개요

- ① 교육 일정: 2014년 5월 12(일) ~ 6월 5(일) (주) / 평일 10:00 ~ 17:00 (120시간)
- ② 교육 장소: 행사/업협회 행사(카페)시설을 구유구 소재
- ③ 교육 대상: 대졸 미취업자를(예정)자 및 R&D특직 인력 (관련 교육 과정 이수자 및 이력서 주)
- ④ 추진 체계: 주최: 특허청
- ⑤ 수강료: 300,000원 (수료자 50% 환급) ※ 실제환급비율 150,000원
- ⑥ 신청 방법: 온라인 참가신청 (홈페이지: www.kipo.go.kr) ※ 4월 30일(수) 오후 6시까지 접수 가능

교육 내용

- ① 지식재산 및 관련 법제도 이해: 지식재산의 중요성, 특허/상표/디자인 등 관련 법제도, 특허 명세서 이해와 작성 실습
- ② 지식재산서비스 업무 이해와 실습: IP 번역/개제/인용업무 이해와 실습
- ③ 지식재산 정보 조사·분석 능력: 특허 DB의 이해와 활용, 검색 방법 이해와 실습, 검색 결과 분석의 이해와 실습
- ④ 직장인의 기본 교양: 직장 및 비즈니스 매너, 프리젠테이션 스킬 능력 향상

교육성 특선

- ▶ 관련 전문분야 취업지원
- ▶ 교육비 지원
- ▶ 중식 및 교재 제공
- ▶ 교육 수료자 네트워크 구성 및 지원
- ▶ 확인증/수료증 발급 및 우수 교육생 시상
- ▶ 수강료 50% 환급 (수료자에 한함)

2014년 교육현황

일수	교육시기	교육인원	모집시기
7월차	7.4~7.10	30명	14년 03~04월
8월차	7.14~7.20	40명	14년 05월
9월차	7.14~7.20	40명	14년 09월

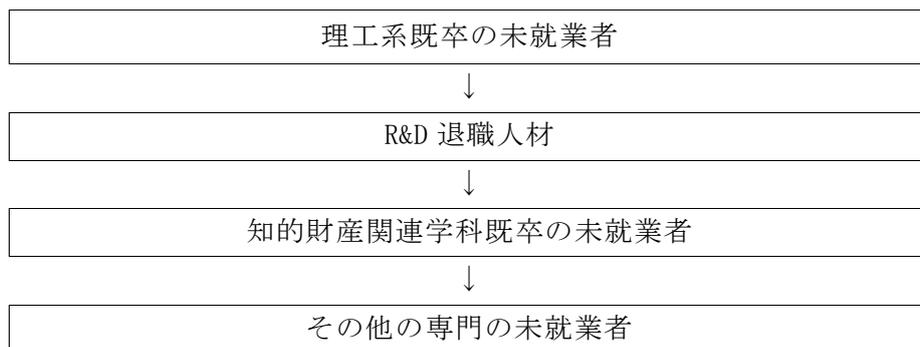
* 위 내용은 사정에 따라 변경 될 수 있음

"지식재산 업무 수행의 기본 능력을 갖춘 전문인력 양성"

특허청 T 042) 481-8780 E lim3927@korea.kr

第1回目52人、第2回目77人、第3回目は93人が教育を申し込んだが、教育趣旨に適合する研修生を選抜するため、知的財産サービス市場で好まれる理工系専門の人たちを優先して第1回目36人、第2回目54人、第3回目36人で計126人の研修生を選抜した。

<図IV-3-8> 研修生選抜の優先順位



(2) 知的財産教育の実施

主な教育内容は知的財産制度、調査・分析、翻訳、コンサルティング、取引で構成し、知的財産サービス業に必要な全般的な内容を習得させ、採用支援教育であることを踏まえて研修生が就職した後に必要な職場及びビジネスマナー、プレゼンテーションスキルなどの内容を教育課程として構成し、実際就職に役立てるようにした。

<図IV-3-9> 「IP分析の概要及びIP定量分析準備作業の実習」教材

第1回目教育は5月に、第2回目教育は8月に、第3回目教育は10月に其々20日間(1日6時間、計120時間)行われ、研修生126人のうち125人が修了した。

研修生の性別は女性(69人)が男性(57人)に比べて約1.2倍多く、ソウル及び首都圏に居住する研修生が大半(92人、73%)を占めたが、その他にも忠南、慶南など様々な地域(34人、27%)から参加し、研修生の年齢は25～29歳が53%で最も多く、R&D退職人材など35歳以上の研修生も18%を占めた。

<図IV-3-10>教育授賞式及び修了式



(3) 知的財産サービス企業採用との連携

採用を希望する知的財産サービス企業を調査して研修生リストを公開し、1次書類審査を行った後に採用意思のある企業は教育2週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き面接を行った。

<図IV-3-11>採用連携のプロセス



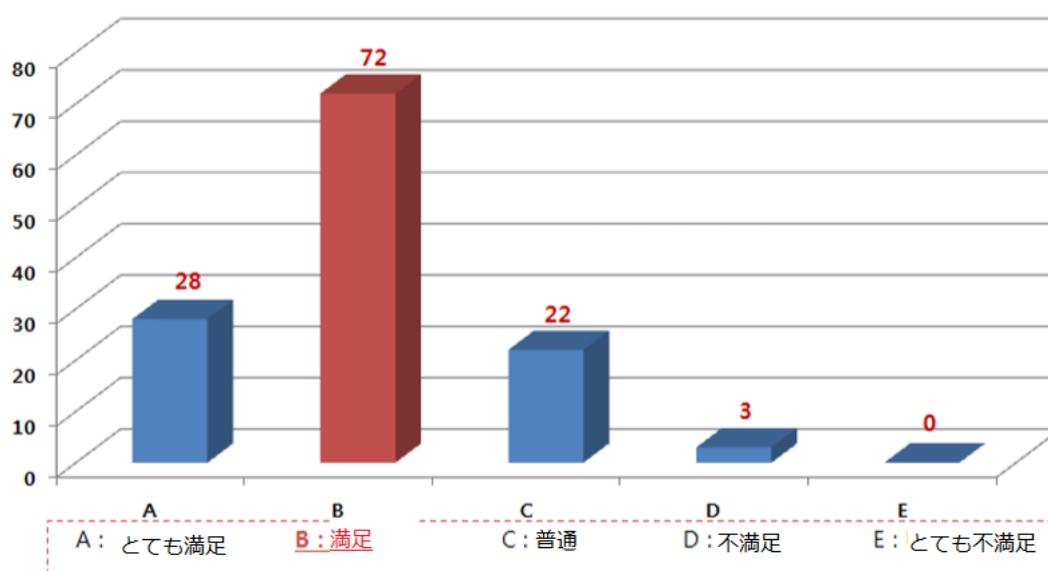
その結果、第1回目教育では30人(83.3%)、第2回目教育では45人(75.9%)、第3回目教育では18人(55%)の計93人(74%)が採用された。男性(43人採用)修了生よりは女

性(50人採用)修了生の方が約16%多く採用され、20代修了生の採用率が約60%を占めて30歳以上の修了生より多く採用された。

3) 評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、教育に80%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界という就職の方向を決める上で大いに役立ったという意見が多く、教育効果が非常に高いことを確認することができた。

<図IV-3-12>採用連携教育の満足度



但し、2013年に行った知的財産サービス業採用連携教育のアンケート調査の意見を反映して明細書の作成、調査・分析実習など実習時間の比重を増やしたにもかかわらず、現場実習及びチームプロジェクト課題の追加など理論よりは実習中心の授業に対するニーズが持続的に多く寄せられたため、今後教育運営において実務教育をさらに強化・運営する予定である。

知的財産サービス採用連携教育は教育満足度(80%)のみならず、採用連携率(就業

率74%)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス人材の新規採用の需要を調査して採用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携とともに中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時に進めて専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力強化に貢献できるものと期待している。

第3節 地域における知的財産インフラの構築

1. 地域知識財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シム・ボンス
地域産業財産課 工業事務官 チン・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2014年12月末基準で全国に30の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

一方、2014年からは江原、光州、大邱、釜山など4つの地域の知識財産センターに「IP創造Zone」を設置し、予備創業者のアイデアに対する権利化・事業化を支援するプログラムを進めている。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムードを作り出すと同時に知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の

発展と国家競争力の向上を図ることを目標に掲げている。

地域知識財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、顧客の近い場所で地域の知的財産権に対するニーズに応えることで顧客価値経営を実現している。

2006年本格的な自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2014年には特許事業化相談及びコンサルティング6,653件、ブランド2,563件、デザイン1,833件を実施し、地域における発明ムード作りのために発明振興イベントを26回開催した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に231回の出前知財権教育を実施するなど知的財産権総合支援体系の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進して地域の経済活性化に貢献している。また、自治体との有機的な協力事業を推進して地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

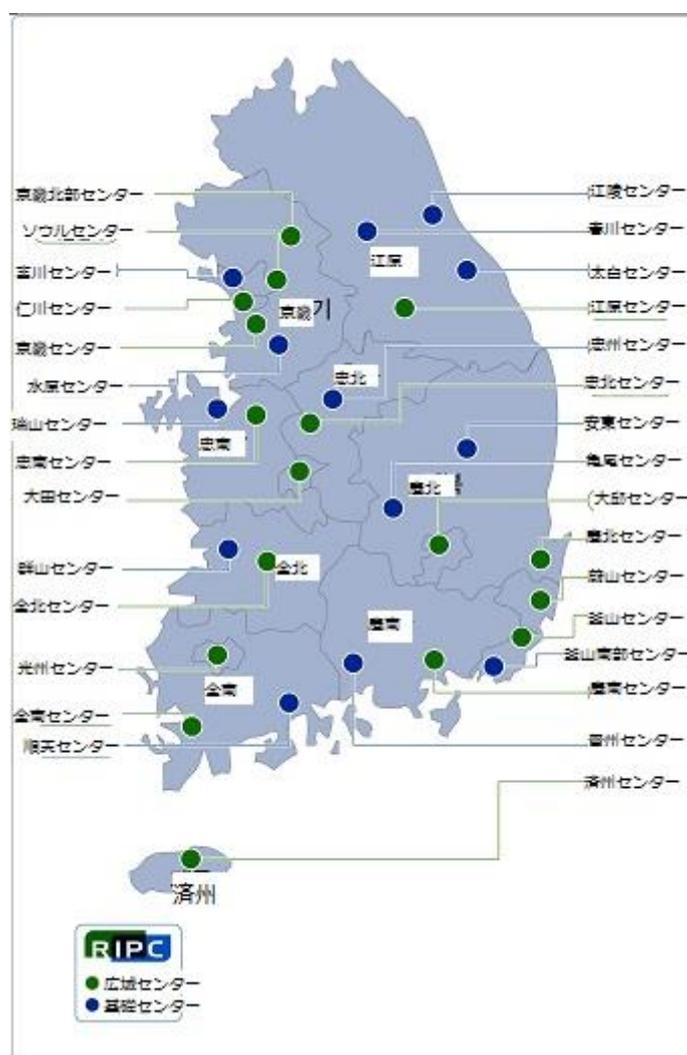
一方、「IP創造Zone」の段階別教育プログラムである創作教室 - 特許研究室 - 創業インキュベーターを通じてアイデア発想から特許出願、事業化連携支援を行っている。2014年に300人余りを教育し、27件のアイデアに対する特許出願を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は地域知識財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画であり、そのために地域環境に適したオーダーメイド型知的財産政策の樹立を支援し、産・官・学界の参加を呼びかけられる地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、IP創造Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業化支援、創造経済革新センター予備創業者に対するIP教育及び権利化支援など創造経済革新センターとの業務協力を強化する予定である。そして、地域知識財産センターを地域のIP拠点機関として発展させるため、専門コンサルタント中心のIPコンサルティングを強化していく計画である。

<図IV-3-13> 地域知識財産センターの状況



<表IV-3-4> 地域知識財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知識財産センター	ソウル産業振興院	02)2222-3860	2009.2	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院1F

2014年度知的財産白書

2	京畿知識財産センター	京畿テクノパーク	031)500-3043	2003.10	京畿道安山市常緑区海岸路705
3	京畿北部知識財産センター	京畿北部商工会議所	031)853-7431	2010.2	京畿道議政府市楸洞路140
4	仁川知識財産センター	仁川商工会議所	032)810-2882	2001.7	仁川広域市南東区ウンボン路60番ギル46
5	江原知識財産センター	江原道産業経済振興院	033)749-3327	2001.7	江原道原州市好楮路47
6	忠南知識財産センター	忠南北部商工会議所	041)558-5706	2001.7	忠南天安市西北区広場路215
7	全南知識財産センター	木浦商工会議所	061)242-8587	2005.7	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2
8	光州知識財産センター	韓国発明振興会光州支部	062)954-3841	2001.7	光州光山区河南産団8番路177
9	全北知識財産センター	韓国発明振興会全北支部	063)252-9301	2014.3	全北全州市徳津区盤龍路110-5全北TP本部棟503号
10	済州知識財産センター	済州商工会議所	064)755-2554	2001.7	済州市チョンサ路1ギル18-4
11	大田知識財産センター	大田テクノパーク	042)930-8420	2003.10	大田市儒城区テクノ9路35
12	忠北知識財産センター	清州商工会議所	043)229-2732	2001.7	忠北清州市上党区北党路106
13	釜山知識財産センター	釜山テクノパーク	051)974-9076	2003.3	釜山市江西区科学産団1路60番ギル 32 釜山TP科学技術振興交流センター5F
14	蔚山知識財産センター	蔚山商工会議所	052)228-3087	2001.7	蔚山市南区トジッ路97
15	大邱知識財産センター	大邱商工会議所	053)242-8079	2001.7	大邱市東区東大邱路457
16	慶北知識財産センター	浦港商工会議所	054)274-5533	2001.7	慶北浦港市南区ポスコ大路333
17	慶南知識財産センター	昌原商工会議所	055)210-3085	2001.7	慶南昌原市義昌区中央大路166
18	水原知識財産センター	水原商工会議所	031)244-8321	2001.7	京畿道水原市長安区水城路311
19	富川知識財産センター	富川産業振興財団	070)7094-5483	2005.7	京畿道富川市遠美区平川路655富川TP401棟1503号
20	春川知識財産センター	韓国発明振興会江原支部	033)264-6580	2001.7	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ボドゥム館403号
21	太白知識財産センター	太白商工会議所	033)552-4779	2005.11	江原道太白市黄池路188-1
22	江陵知識財産センター	江陵商工会議所	033)643-4413	2003.10	江原道江陵市総合運動場ギル88
23	瑞山知識財産センター	瑞山商工会議所	041)663-0041	2005.11	忠南瑞山市邑内3路28
24	忠州知識財産センター	忠州商工会議所	043)843-7005	2005.7	忠北忠州市ウトム路31
25	釜山南部知識財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051)645-9683	2001.7	釜山市鎮区伽倻大路607セマウル会館6F
26	安東知識財産センター	安東商工会議所	054)859-3093	2005.11	慶北安東市祝祭場ギル240
27	亀尾知識財産センター	亀尾商工会議所	054)454-6613	2001.7	慶北亀尾市松亭大路120
28	晋州知識財産センター	晋州商工会議所	055)762-9411	2001.12	慶南晋州市東晋路255
29	順天知識財産センター	順天商工会議所	061)741-5411	2001.7	全南順川市長明路6

30	群山知識財産センター	韓国発明振興会全北支部 群山事務所	063)471-1284	2011. 3	全北群山市セ万金北路437セ万 金総合コンベンションセンタ ー2F
31	蔚山テクノパーク知識 財産センター(自立型 センター)	蔚山テクノパーク	052)219-8505	2014. 5	蔚山市中区ゾング路15(茶雲 洞)テクノパーク本部棟

* 蔚山テクノパーク知識財産センター：人件費、事業費の国費支援なく運営機関が自律的に運営する「自立型知識財産センター」を試験的に運営している。

2. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シン・ユルゴン
行政事務官 シム・ボンス

イ. 地域知的財産フォーラムの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催することで、自治体及び知的財産関係機関の知財権認識を高める努力を持続的に展開している。特に、2014年には江原、大田、慶北安東、全北全州、忠南など計6つの広域市・道とともに地域知的財産フォーラムを開催し、自治体の首長、市・道議会の議長、国会議員など地方における政策りリーダー及び学会・経済界の専門家とともに地域が直面している懸案を知的財産の観点から分析し、解決方法などを議論する場を設けた。

2) 推進内容及び成果

地域知的財産フォーラムを通じて自治体が主導する知的財産条例制定の必要性を強調し、標準条例案も作成・普及した結果、仁川広域市が初めて「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008. 8. 4)し、その後も全国の全ての広域自治体で知的財産条例を制定し、地域社会の知的財産に対する認識向上に大きく貢献している。

特に、2011年に制定された知識財産基本法によって市・道別知的財産施行計画の樹立が義務付けられたことを受け、2014年フォーラムは自治体の首長、国会議員、市議会議員、中小企業CEOなど地域の政策リーダーが共に知的財産に基づいた地域経済の発展戦略に関する議論を交わす場となった。このフォーラムを通じて特許庁は地域の知的財産現状に関する統計を分析・共有し、それに基づいて地域戦略産業と連携した知的財産戦略方向を共に議論して考える機会を提供した結果、地域現場から好評を得た。

＜表Ⅳ－3－5＞2014年地域知的財産フォーラムの開催日程

地域	開催時期	主要参加者	フォーラムのテーマ
江原	9. 2	江原道知事、江原道議会議員、春川市長、地域の国会議員など	江原 IP-Festival
大田	7. 5	大田市長、イ・サンミン国会法司委員長、中小企業人など	朝食会フォーラム、知的財産サービス産業の育成
慶北	11. 14	慶北部支社、キム・クァンリン国会情報委員長、安東市長など	伝統産業 IP 創造経済活性化方策
全北	11. 21	全北道知事、地域国会議員など	全羅北道農食品知的財産発展戦略
忠南	12. 5	忠南知事、地域国会議員、牙山市長など	忠南の知的財産活用戦略、知的財産才能シェアリング成果報告

3) 評価及び発展方向

特許庁の努力に地方自治体が応えた結果、2014年は地域知識財産フォーラムを通じて中央政府と広域自治体が知的財産の重要性を共有し、中央と地方間の知的財産政策協力に成功した。2015年は前年度の未開催地域、知的財産 이슈がある地域を中心に知的財産フォーラムを開催する予定である。これを通じて知的財産に対する理解を深め、中央と地域間の知的財産のビジョンと戦略を共有して実行を体系化すると同時に、地域住民一人一人が知的財産を理解・活用できるように取り組む計画である。

ロ. 地域知的財産政策協議会の開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2013年4月、17の広域自治体とともに地域知的財産政策の発掘及び知的財産に優しい政策を地方政府に広げる方策を模索するため「地域知的財産政策協議会」を新設した。

国家知的財産政策方向の共有及び中央・地方政府間、自治体間の政策協議を通じた政策シナジー効果の向上、地域間の知的財産格差問題の解決、地域知的財産の活性化を目指して、第1回協議会は2013年4月11日、第2回会議は2013年12月20日に政府大田庁舎で開催された。第3回協議会は2014年4月3日 済州で、第4回協議会は2014年12月12日政府大田庁舎で開催された。

2) 推進内容及び成果

2014年4月3日に開催された第3回地域知的財産政策協議会では17の広域自治体のチーム長及び事業担当など実務者たちが出席した。この協議会で地域センターの運営改善策、地域知識財産委員会の設置及び活性化に向けた協力、知的財産才能シェアリングの活性化協力、知的財産経営確認制度の広報などに対する協力事項を議論した。

同日議論された内容の中で円滑な地方費確保のために自治体予算作業の前に特許庁から仮内示(臨時通知)公文を早めに受け取りたいことや、事業協議の際に地域センターや発明振興会を経ずマッチングパートナーである特許庁と自治体担当者間の直接的なコミュニケーションが必要であるという意見に対しては年内に施行した。また、地域センター独自の能力を確保するためには独自の事業が必要で、IPスター企業を選定する際に特許長官名義の確認書が必要であり、役割の曖昧な国家知識財産委員会より地域の現状に適した実務者中心の協議会運営が効率的であるという案件は長期検討課題として推進することを決めた。

2014年12月12日開催された第4回地域知的財産政策協議会で特許庁は共有の機会を

持続的に設け、地域センター別の状況に適したIPスター企業数の調整が必要であり、地域センター間の重複支援防止のための方策などを提示した。自治体からの出席者たちも海外進出中小企業の知的財産権紛争コンサルティングなどの事業の拡大と国費、地方費精算結果の共有、知的財産振興院の設立要求(大田市)、自治体及び地域センター固有事業共有の必要性、コンサルタントの能力強化など多様な意見を提示し、国家と地域が知的財産政策に対してともに考える場として政策協議会が活用された。

3) 評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて「地域知的財産政策協議会」を設立し、協議会を計4回開催した。創造経済生態系作りの核心である知的財産の創出・保護・活用体系の先進化政策を地方自治体と共に議論し、地域知識財産センターを中心に自治体との協力方策の模索及び地域知的財産認識の向上を図る、地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用体系の先進化、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化に向けた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係機関との知的財産政策協議会を年2回定例開催する計画である。

ハ. オーダーメイド型教育を通じた知的財産裾野の拡大

1) 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の役職員、自治体公務員、予備創業者、学生など地域内の多様な層を対象に知的財産の重要性を認識させるため、地域知識財産センターを通じた知的財産教育事業を2004年から運営している。

2) 推進内容及び成果

2014年の1年間自治体公務員を対象に計77回(1,791人)の「公務員教育」を実施し、

一般人を対象に知的財産権制度の基礎、特許情報検索、電子出願及び知的財産権に対する認識教育を中心とする「一般教育」を計286回(12,154人参加)実施し、知的財産権の基礎から創出、権利化まで専門家を養成するための「集中教育」を計226回(4,382人)実施した。また、事前に教育希望企業との相談を通じて企業の役職員の知的財産水準を把握し、知的財産能力によるオーダーメイド型教育(出前知財権教育)を計231社の中小企業を対象に実施した。このように地域センターは地域内の多様な階層の人々が知的財産を理解して活用できるよう、知的財産に友好的な社会環境作りと知的財産の活用に対する裾野を広げてきた。

＜表Ⅳ-3-6＞知的財産権教育の状況

区分	2011	2012	2013	2014
出前知的財産権教育	3,780人 /176回	4,157人 /201回	4,676人 /286回	4,445人/231回
知的財産権一般教育	14,792人 /398回	14,193人 /368回	13,413人 /346回	12,154人/286回
知的財産権集中教育	4,146人 /129回	11,641人 /365回	8,173人 /284回	4,382人/226回
自治体公務員の知的財産権教育	1,650人 /35回	1,956人 /34回	2,961人 /64回	1,791人/77回

3) 評価及び発展方向

地域住民全体が創意的なアイデアを出して知的財産として実現し、さらには知的財産に基づいた創業を通じて成果を出す創造経済を実現させるためには、知的財産に対する理解が前提されなければならない。そこで特許庁は地域現場の最前線で需要階層別のオーダーメイド型教育を持続的に実施してきた。今後も教育機会の拡大と水準別プログラムの開発、専門教育の運営など多様な階層の積極的な参加を誘導するために持続的に努力する計画である。

第5編 知的財産行政サービスの高度化

第1章 需要者中心の顧客サービス改善

第1節 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ハン・マンヨル

1. 推進背景及び概要

特許庁は企業型責任運営機関としてユーザーのニーズに応じた特許行政サービス体系の構築、ユーザーの不満及び隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質の相談サービス拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善などに取り組んできた。

2. 推進内容及び成果

特許庁は手数料体系の合理化に向けて2014年ユーザーサービス総合推進計画の策定・施行を通じて国民の不満事項を体系的に改善・是正し、出願人住所の自動変更制度の導入、青年及び元老発明家の手数料減免拡大、無料オンライン特許証(登録証)の再発行、仮想講座を通じて納付可能な特許手数料の拡大などを推進した。

そして特許庁はユーザーサービスの向上のために毎年2回にわたって特許顧客満足度調査を実施しており職員の電話対応態度をモニターリングする電話親切度調査も併行している。また、弁理士会、韓国知識財産保護協会など外部の専門家が参加して特許行政の全般にわたり点検を行う特許行政モニター団を運営している。

韓国特許庁は、いつでもどこでも簡単に特許行政サービスの利用ができるよう、24時間電子ユーザーサービスの「特許路」システムを提供している。24時間提供するサービスとして書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原簿など各種証明書の申込及び発行、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類処理過程の通知などが電子ユーザーサービスで利用できる。2006年にシステム改善を行い翌日処理から当日処理が

可能となり、サービス処理期間が短縮された。

3. 評価及び発展方向

特許庁はユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的な特許行政サービスを提供するため、今後も申込書類の簡素化など各種サービス制度を改善し、合理的な手数料システムの構築とシステム整備を持続的に推進していく計画である。

第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築

1. ユーザー指向的な手数料体系の改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ハン・マンヨル

イ. 推進概要及び概要

特許庁は手数料政策が知的財産基盤の創造経済の実現に寄与できるよう、ユーザーの立場に立って手数料関連制度と慣行の改善に取り組んでいる。手数料体系合理化方針を通じて出された主な改善事項を2014年3月特許料などの徴収規則改正の際に反映して手数料制度を合理化した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 4～6年分の年次登録料減免制度の導入

個人及び中小企業など経済的弱者の手数料負担を緩和するため、4～6年分の特許登録料減免制度を導入した。個人・中小企業・中堅企業・公共研究機関の特許権、実用新案権、デザイン権の4～6年分登録料が30%減免され、また職務発明補償優秀企業として選定された中小・中堅企業の登録料も20%追加減免され、最大50%まで減免を受けられるようにした。

2) 出願料及び審査請求料の調整

手数料原価及び国際的な水準に比べて相対的に低い水準であった出願料及び審査請求料を約10%内外引上げ、高品質の特許行政サービスを提供する基盤を整えた。

3) 青年及び元老発明家を支援するための手数料減免比率の拡大

青年(満19歳以上満30歳未満)及び元老(満65歳以上)発明家の知的財産創出活動を支援するため、出願料、審査請求料及び最初3年分の登録料を85%減免するよう減免比率を拡大した。

4) 追加納付機関の加算区間細分化及び加算比率の引き下げ

追加納付機関の加算区間を現行の3段階から6段階へと細分化し、加算比率も既存の最大50%から大幅引き下げて毎月100分の3ずつ加算、最大18%を超えないよう大幅引き下げた。

5) 共同出願人間で減免率が異なる場合、平均減免率を適用

従来は減免対象の共同出願人間で減免率が異なる場合は最低減免率を適用したが、これを平均減免率に変更して減免メリットをより多く享受できるように改善した。

6) 手数料マイレージ制度の廃止

顧客の利用率の低い手数料マイレージ制度を顧客にとって実質的なメリットである年次登録料減免制度の導入と連携して廃止し、積立手数料マイレージは有効期間(5年)が経過して消滅する前まで使用できる。

7) 国内デザイナー一部審査登録料の引き下げ

国際デザイン出願制度の導入による「ハーグ協定」との国際調和のため、現在3年単位の累進体系となっている国内デザイナー一部審査登録料を累進体系なく4年から15年まで一括適用するよう引き下げた。

8) クレジットカードのポイントによる手数料納付の拡大

貯めたクレジットカードポイントで手数料が納付できるクレジットカードに既存の

サムスン、外換、国民カードの他にハナカードが追加され、手数料納付方法がより多様化した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁はユーザーの立場に立って費用負担なく、特許行政サービスをより便利に利用できるようサービス基盤を持続的に改善した。手数料体系を合理化して顧客の費用負担を緩和する一方、クレジットカードポイントで手数料の納付が可能なカードも拡大した。今後も特許庁はユーザーの立場に立って権利維持の負担を緩和し、手数料制度と慣行の改善に向けて取り組んでいく予定である。

2. 出願・登録分野における特許行政制度の改善

イ. 出願分野の制度改善

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	シン・トンソン
	登録課	行政事務官	パク・ソンヨン
	国際出願課	行政事務官	パク・ヒジョン

1) 優先方式審査制度の導入

特許及び実用新案出願に対する優先審査制度の趣旨を活かすため、方式審査段階でも優先審査申請件に限り一般出願件と区分して4日以内に処理する優先方式審査制度を2014年4月導入した。従来は出願方式審査の時、優先審査申請件も一般出願件と同じく6日以内に処理しており、速い審査を希望する出願人のニーズに応えられなかった。優先方式審査制度の導入を通じて方式及び実体審査段階での迅速な審査が可能になった。

2) ポジティブ方式審査制度の導入

出願方式審査段階で出願人が提出した出願書類などに欠陥がある場合、その欠陥を更に詳しく記載し、具体的な補正方向を提示するポジティブ方式審査制度を2014年6月に導入した。従来は出願人が提出した書類の補正・差戻し事由中心に補正要求書や差戻し理由案内書を作成したため、出願経験の不十分な出願人に正確な欠陥修正方法を提示できず、顧客満足度を引き下げる要因となっていた。同制度は出願人が提出した書類のうち手数料未納など一部補正頻度の高い書類に対して優先的に実施し、これを段階的に拡大して施行する予定である。

ロ．登録分野の制度改善

1) オンライン登録証再発行サービスの実施

特許(登録)証を再発行するためこれまでは一定の手数料を納付して申し込みをしなければならず、また特許(登録)証を受け取るには郵便か、直接出向いて受領しなければならなかったため、迅速な発行が不可能であった。そこでオンラインで申し込み、リアルタイムで登録証が発行できるサービスを2013年7月1日から実施した。電子出願サイト「特許路」から本人の公認認証書でログインした後、特許(登録)証再発行を申し込みれば、自宅や事務室のプリンターから特許(登録)証が即時無料で発行できる。

2) 登録申込の補正機会の拡大

登録申込書の欠陥が返却項目に該当する場合、申請人に補正の機会が与えられず登録申込書は即時差戻される。その場合申込者が登録申込書を再度提出しなければならない。そこで申込者の利便性を図るため「特許権などの登録令」を改正し、重大な欠陥でない「登録の原因と合わない申込書書式を提出した場合」、「申込区分に記載ミスがあった場合」、「登録の原因を証明する書類の登録番号と違う登録番号を申込書に書いた場合」など、3つの差戻し項目を補正項目として変更した。

3) 年次登録料の追加納付案内書留郵便サービスの実施

特許庁は権利者の不注意で年次登録料の未納によって権利が消滅することを防止するため、年次登録料納付案内書を正常、追加、回復の納付期間にわたって3回発送している。正常納付案内書と追加納付案内書は一般郵便で、回復納付案内書は書留郵便サービスを提供していたが、書留郵便で回復納付案内書を受け取った権利者は3倍の登録料を納付しなければならず、それによる苦情が頻繁に寄せられた。そこで権利者の年次料に対する不満解消及び案内強化のため、2013年3月から年次登録料追加納付案内の書留郵便サービスを提供している。

4) 変動登録申込登録完了案内書の発送

登録申込書は方式担当者が方式審査を行った後に登録又は差戻処分する。差戻した場合は差戻し案内書を登録申込者に発送して申込者に最終処分の結果を通知していたが、登録した場合は登録原簿に該当登録事項を記載するだけで、登録申込者には登録事実を通知しなかった。登録申込者が申込書の登録可否を確認するためには、顧客相談センター、登録課に直接問い合わせなければならなかった。そこで権利変動が発生する変動登録申込書の登録が完了した場合も変動登録申込登録完了案内書を登録申込者に発送することで登録申込者の便宜を図った。

5) 登録補正書共同申込主義の緩和

登録申込書に補正欠陥があって登録補正書を提出する場合、登録義務者と登録権利者が共同で登録補正書を申し込まなければならない。しかし、登録補正制度を導入した後、共同申込主義を厳格に適用した結果、顧客の直接申込が多い韓国特許庁の特性上、補正制度の実効性が落ちるとともに顧客の不便をもたらした。そこで共同申込主義で運営する制度の根本的な趣旨を鑑み、契約内容の変更を伴わない単純な補正の場合には、単独申込ができるよう審査基準を緩和した。

ハ. 国際出願分野の制度改善

1) PCT国際出願における国内段階補正期間の拡大

PCT国際出願における国内段階の時に特許法第203条書面に対する補正期間を従来1カ月から2カ月に拡大した。これはこれまで代理人が外国出願人に補正書作成のための書類発行を要請して該当書類を用意するまでは長時間がかかるため補正書を該当期間内に提出できなかったケースが多く発生し、韓国とシンガポールを除いた大半のPCT条約加盟国家が国内段階補正期間を2カ月で運営していることを考慮したものであった。今回の改善で外国出願人及び代理人が十分な時間をもって関連書類を準備することができ、これまでの不便を解消すると同時に国際法との調和も図れるものと期待している。

2) PCT国際出願における出願人及び発明者情報変更手続きの改善

PCT国際出願過程で出願情報変更を申告する場合、出願人と発明者が同一であっても出願人は「出願人情報変更申告書」と「発明者情報変更申告書」を其々特許庁に提出しなければならなかった。そこでそのような煩わしさを解消するため、出願人兼発明者の情報変更事項が発生する場合は1回の書類提出で情報変更事項を一括処理できるよう特許法施行規則を改正して出願人の書類手続きを簡素化した。

3) 出願人審査請求料の事後減免対象の拡大

これまでPCT国際出願の際に国内段階に進入する時、錯誤などで審査請求料減免申込をしなかったり、減免証憑書類を添付しなかった場合は減免の恩恵を受けることができなかった。そこでPCT国内段階に進入してからも審査請求料事後減免の申込を可能にし、顧客が予め減免を申し込めなかった場合でも後から手数料(審査請求料の10～70%)の払い戻しができるよう関連法令を改正した。

3. ユーザーとともに行うサービス・制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 イ・テギョン

イ. 顧客サービス総合推進計画の樹立

特許庁は知的財産基盤の創造経済活性化のため、国民の幸せにつながるオーダーメイド型サービスの強化に向けた顧客サービス総合推進計画を策定して施行した。2014年には需要調査、懇談会などを通じて政策または制度改善需要者の参加や意見収集手続きを活性化して需要者中心の双方向計画樹立を通じて7つの推進課題に43の細部課題を樹立して推進した。これを通じて外部リサーチ専門機関が調査した韓国特許庁顧客満足度が最近5年の中で最高点を記録するなど需要者中心の顧客サービスを提供するとともに全職員の顧客サービス水準を持続的に高めている。

ロ. 顧客とともに行うサービス制度の改善

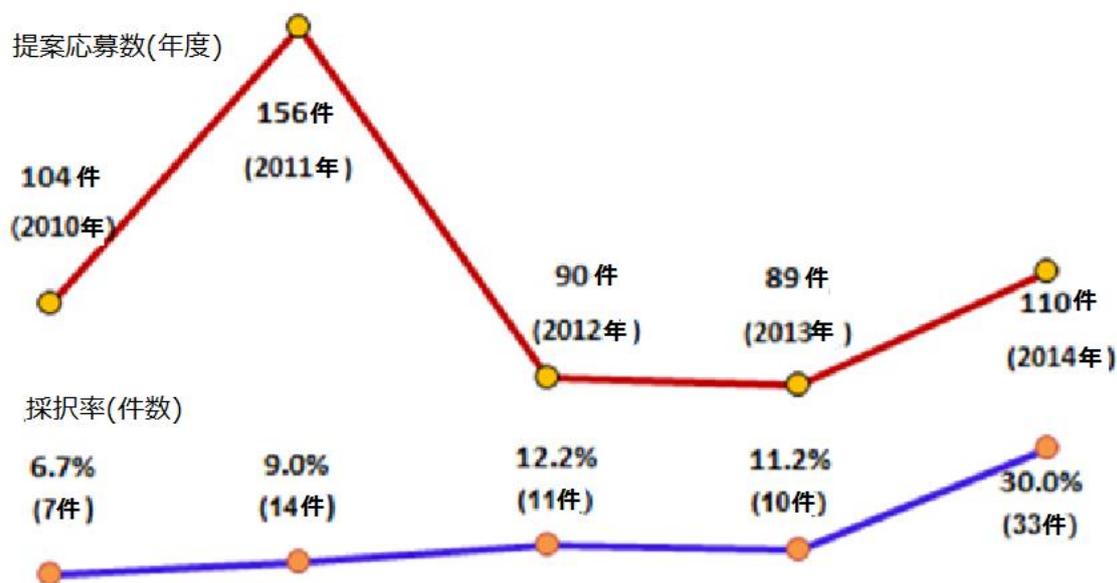
1) 推進背景及び概要

特許庁は特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し、制度改善課題を発掘するため、「発明の日」行事と連携して2014年5月に特許顧客を対象に制度改善提案公募を実施した。

2) 推進内容及び成果

2014年5月には国民提案公募を通して計110件の提案を受け付け、このうち33件の制度改善課題を採択した。提案公募は2008年から持続的に実施しており、2014年は採択率と提案件数が以前に比べて大きく上昇した。

＜図V-1-1＞過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移



所管部署の検討を経て採択された提案の40.9%が特許庁ホームページ、電子出願などのようなシステム改善に関するものであった。所管部署では採択された提案について即時施行可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して提案実施の時期を決め、提案実施が完了すれば国民シムンゴ(苦情申立窓口)などを通して実施結果を提案者に通知する。

3) 評価及び発展方向

出願・登録・手数料など多様な部門において制度改善事項が発掘され、一般国民のアクセシビリティ向上と利便性の向上に寄与した。今後も特許庁は顧客からの提案をより多く取り入れるため、公募提案及び特許行政モニター団の運営を更に活性化する計画であり、顧客からの提案が単純な採択や不採択の案件としてではなく、一回提案された顧客からの声が大切に管理されるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

ハ. 特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団は顧客中心の特許行政サービス実現に向け、専門性と参加度の

高い外部ユーザーをモニター団として選定して特許行政全般にわたるモニタリングなどを行い、顧客からの現場の声を反映するコミュニケーションの窓口役割を果たしている。

2014年第2期を迎えた特許行政モニター団は大韓弁理士会・韓国知識財産保護協会・韓国知識財産サービス協会・韓国知識財産協会・大学の発明サークルから推薦を受けた知的財産専門家と特許行政優秀公募提案者など計35人で構成された。

第2期特許行政モニター団は与えられた課題を特定期間モニタリングする課題付与方式と自由課題に対する常時モニタリング方式を併行した。また、庁内部署別モニタリング課題需要調査を通じて充実した政策モニタリングのために努力した結果、計96件の提案を受け、所管部署の検討を経て63件を採択して措置を取る成果を挙げた。

二. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1) 顧客満足度調査

<表V-1-1>5年間特許満足度の推移

(単位:点)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
満足度	73.81	72.70	74.40	75.98	76.18

特許庁は分野別の特許行政サービス水準を正確に診断し、ユーザーの意見を取りまとめて制度改善に反映するため、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判など特許行政全分野を対象に出願人、代理人、請願人など約900人余りを対象に、特許行政全般にわたる満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に評価を委託して施行しており、評価結果は顧客サービスを改善するための基礎資料として活用されている。特許顧客満足度は2011年度に若干下落したものの毎年上昇傾向にあり、2014年度には76.18点と最近5年

間最高点数を記録した。

2) 電話親切度調査

＜表V-1-2＞5年間電話親切度の推移

(単位：点)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
満足度	89.48	92.85	90.99	91.02	92.75

特許庁は職員の電話対応時の態度をモニタリングして局別・課別の点数を公開することで、電話対応時の態度の向上に努めている。2012年からは特許行政サービス提供機関の全体的な電話親切度向上に向けて、特許庁のみ実施していた調査を傘下機関まで拡大して実施している。最初の受信状態、応対態度、アクセス状態、まとめの部分に区分してモニタリングを行っている。2014年の総合点数は92.75点を記録して2013年の総合点数(91.02点)に比べて1.73点上昇し、全般的に「極めて良好」な水準を維持している。2013年から傘下機関の電話対応態度を向上させるため、傘下機関長評価の際に電話親切度調査の結果を反映しており、2014年傘下機関における電話親切度の総合点数は87.70点を記録して全般的に「極めて良好」な水準である。

3) 請願行政サービスに対する評価

国民権益委員会では2014年41の中央行政機関を対象に国民シンムンゴに受付・処理される苦情と国民提案に対する評価を実施した。請願サービス総合評価は請願満足度、処理期間、追加回答など10つの指標で評価され、国民の提案は提案処理率、採択率、実施率など5つの指標で評価される。請願サービス総合評価は全体中央行政機関に対する請願サービスの品質を測定することで、競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通して請願行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁は顧客満足サービス推進計画の策定、毎月請願サービス状況の分析・報告など、顧客満足のための多様な内部点検システムを運営している。2014年特許庁は国民権益委員会が実

施した国民シムンゴ請願サービス総合評価及び国民幸福提案運営実績総合評価で普通グループとして評価され、今後も需要者中心の特許行政サービスが実現できるよう多様な顧客満足度向上方策を講じて施行する予定である。

第3節 顧客を感動させる電子請願サービスの提供

1. 24時間電子請願サービス

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 キム・ピョンス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年から世界初のインターネット基盤電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内と限定されていたため、顧客からのサービス時間に対する拡大要請が多く寄せられた。

そこで特許庁は顧客の要望に応じて24時間、365日、いつでもどこでも電子請願サービスの利用ができるよう特許ネットシステムを改善することを決め、まず24時間365日のNon-stop電子出願サービスを提供するマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づいて2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービスシステムに切り替える作業に着手すると同時に関連法制度を改善し、2005年11月から24時間の電子請願サービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」はユーザーのコンピューティング環境変化に敏感であるため、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Safariなど)の多様化など、国内外ユーザーのコンピューティング環境変化に伴う特許路システムへのアクセシビリティ改善が必要であった。

ロ. 推進内容及び成果

2003年度にはマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理(Real-Time Processing)体系に切り替えられるよう、特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業に取り組んだ。また、請願人が電子出願サービスをより簡単に利用できるよう、出願人コード付与の申込、電子

文書利用届出など事前登録手続きを簡素化し、インターネット「Giro」納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

＜表V-1-3＞2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願 サービス 改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード付与申請、電子文書利用届出などオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過誤手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善 ・ メールによる通知書受信などユーザーの利便性を中心に電子出願ソフトウェアの改善
特許ネット 基盤の 構造改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャーの再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワーク統合設計 ・ 24時間データベース起動のためのノンストップ・リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのDBの統合設計 ・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用

2004年には一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施するとともに、電子出願システム障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出期限の調整など関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システムに障害が発生した場合、書類提出の期限が自動的に延長できるなどの取組みを行い、制度変更によって請願人に不利益が発生しないよう制度的な装置を取ったものである。即ち、書類提出期限の末日が土曜日の場合は、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

＜表V-1-4＞2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> 電子出願システムの障害によって提出期限のある書類が提出できない場合の処理策を構築 週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜を図るため、提出期限末日が土曜日の場合は次の勤務日まで延長
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> 翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 リアルタイム侵入探知及びセキュリティモニタリングのために統合セキュリティ管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用 ノンストップサービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築 オンライン・リアルタイム受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類のエラー検証機能の実現 多様な添付書類の受付及び通知機能の実現 書類提出に伴う後続手続き連携機能の実現 電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現

2005年2月特許ネットⅡシステムの開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行されることとなり、特許顧客の電子請願サービス利用における便宜を図りサービス時間を拡大した。また、2005年11月からは夜間及び休日も電子出願など電子請願サービスの利用ができるようになった。24時間体制で提供するサービスは出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など、ほとんどの電子請願サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期せぬ不利益を未然に防止するために、請願人が納付すべき特許手数料及び提出する書類のエラーを、書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

<表V-1-5> 2005年24時間電子請願サービスの拡大

対象サービス	推進内容
--------	------

オンライン 出願	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間帯に支援→24時間支援(方式審査は現行維持) ・ 書類の欠陥を提出前に検証/校正するサービスを24時間提供
オンライン 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願処理過程の通知に対し、 - 翌日一括処理→リアルタイム処理 - 勤務時間帯支援→24時間支援
諸証明 申込/発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間帯支援→24時間支援 ※申込サービスは24時間支援するが、発行サービスは手数料が納付された場合に限り24時間支援
審査進行 情報など検索	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非リアルタイム・サービス→リアルタイム・サービス

＜表 V-1-6＞24時間電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	24時間サービス(3段階)
時期	2005. 2 ～2005. 6	2005. 7～2005. 10	2005. 11～
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日:08～24時 ・ 土曜日:08～24時 ・ 公休日:なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日:06～24時 ・ 土曜日:06～24時 ・ 公休日:09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日:00～24時 ・ 土曜日:00～24時 ・ 公休日:09～21時

2006年には24時間電子請願サービスの提供によって翌日に処理されていた業務が当日リアルタイムでNon-stop処理されることとなり、請願処理時間の短縮に伴う請願費用の節減及び行政効率の向上など請願サービスの画期的な改善をもたらした。特に、単なるサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されたことで、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間に縛られず外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外におけるプレゼンスを高めた。

一方、請願書式の簡素化作業に取り組んだ結果、334種の請願書類を149種に減らすことができ、手数料の過誤納による出願人の不便を解消するため手数料の納付事項を

オンラインで照会・訂正・リサイクルできるシステムを構築するなど、手数料払い戻し及び納付手続きを簡素化したことで請願処理時間を大幅に減縮した。

＜表V-1-7＞2006年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の 統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・類似請願書式の統廃合(334種→149種) ・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個)
手数料納付事項 オンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能 ・手数料納付事項のオンライン訂正機能
国有特許 活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国有特許の閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請及び契約機能
寄託微生物 管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物寄託機関との連携 ・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能 ・微生物の分譲申請及び発行手続きのオンライン化

これまで持続的な電子請願サービスの拡大によっていつでもどこでもNon-stop請願処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便までは解消されなかった。そこでオーダーメイド型電子請願サービスを開発し、請願人が該当サイトを訪問せず、処理しなければならないTo-Do情報を一箇所に集めて提供するサービスを2007年11月から施行している。

また、これまで電子出願を行うためには、特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置する必要があったが、Web基盤の電子出願システムを構築することで専用ソフトウェアを設置せず誰でも特許庁ホームページにアクセスさえすれば、簡単に電子出願できるように改善した。更にクレジットカード、携帯電話、リアルタイム「Giro」による銀行振り込みなど手数料の納付手段も多様化し、特許ユーザーの手数料納付における利便性を大幅に強化した。

＜表V-1-8＞2007年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合及び簡素化に伴う電子出願システムの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・書式統廃合(347種→149種、57%縮小) ・ユーザー便宜機能の提供により書式作成時間の短縮(件当たり10分、年間236,237時間短縮予想) ・Window Vistaなど多様なPC環境支援
電子出願SW機能改善	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書記載不備による意見提出通知率の減縮(43.62%→4.36%、90%減縮) ・請願書類の再作成・提出による請願費用の節減 ・記載不備による審査処理遅延の予防
オーダーメイド型電子請願サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ・請願サービスのアクセス段階の縮小(5段階→3段階) ・請願処理結果などリアルタイム・オーダーメイド型お知らせ情報の提供により処理期限満了による請願被害の予防
Web基盤電子出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・商標から全権利へと拡大 ・個人出願人の利用増加(商標の場合、前年比5.6%増加)
手数料納付手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料納付手段の拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振替、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問) ・手数料納付時間の短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付) ・納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上

2008年にはこれまで需要者中心の電子請願サービスの拡大を通じて主な請願書式を直ぐ作成・提出することができたが、支援対象の書式が出願書中心に限られていたためサービスの利用に限界があった。そこでWeb出願サービス支援対象の書式を登録書式、審判書式など請願書式全体へと拡大し、各種便宜機能を拡充した上、2008年11月からサービスを提供している。同時に出願人が作成した請願書式の作成エラーを最小化するため、コールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・高齢者など情報疎外階層の利便性、多様なP

C運営環境を支援するWeb標準・Webアクセシビリティの適用を通じて特許顧客のホームページ利用における利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判に関する基本情報を中心に特許情報Webサービスを提供していたため、サービスの利用及び特許情報の活用において限界があったが、諸証明書発行情報、手数料納付情報及び期間到来情報などに提供対象範囲を拡大することで、特許情報の管理及び活用の活性化に貢献した。このように電子請願サービスの持続的な拡大により、個人出願人などのWeb出願サービスの利用が前年比76.7%増加し、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

<表V-1-9>2008年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
Web出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・Web出願支援対象書式の拡大 -出願書式→登録・審判書式 -Web出願人の利用増加(前年比76.7%増加)
特許情報ウェブサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報Webサービスにおける提供情報の拡大 -特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明・手数料・期間到来情報 ・特許情報Webサービス拡大策の策定 -特許検索及び統計情報に拡大 -特許情報Webサービスインフラの拡大
請願サービス改善	<ul style="list-style-type: none"> ・提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築 ・書類ファイルの履歴照会を通した諸証明発行システム改善 ・電子出願専用サイト(特許路)の拡大 ・オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編
ホームページWeb標準・Webアクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ Web標準・ Webアクセシビリティの強化 ・個人情報保護のための公共I-PIN適用

ティの適用	
-------	--

2009年にはこれまで電子出願サービスを中心に運営されていた「特許路」を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)として改編した。顧客は特許路Webサイトを通して出願進行情報、登録、審判情報など使用者別にすべての特許情報をひと目で確認でき、より簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識シェアリング、ブログサービスの構築を通じてユーザー参加活動を拡大するなど、ユーザーコミュニケーション活動を強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービスを強化するため、未公開情報、通知書情報、締切り期限情報などに対するWebサービスを拡大した。Webサービス拡大に伴い安定的なサービス提供に向けて、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡充にも努力を傾けた。その結果、顧客は拡大されたWebサービスを通じてより多くの特許情報を顧客が使う内部システムと関係させ、活動及び加工できるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性及び編集機能が優れた商用ワード基盤の特許文書作成機を開発して、ユーザーが特許文書をより便利に作成することができるようになった。そして共通出願書式の適用によって国内出願書式でPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成に対する負担が大きく減少した。

一方、手数料の管理では顧客の手数料納付の利便性を高めるため、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料自動納付サービスは顧客が別途の納付行為をしなくても、顧客本人の口座から特許などの手数料が自動振り替え方式で引き出される方法である。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すると顧客が直接納付をしなければならぬ不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりそのような不便さが解消された。7月から施行された手数料自動納付サービスによって12月まで14,048件、30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表V-1-10>2009年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
オーダーメイド型 特許管理ポータル の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・My特許保管箱を通じて特許関連業務の全社的管理を実現 ・知識シェアリング、ブログなどユーザー参加型の空間構築
特許情報 Webサービスの 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年49種から2009年181種へとコンテンツを拡大 ー未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など ・サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラの拡充
商用ワード基盤の 電子文書作成機 開発	<ul style="list-style-type: none"> ・出願書及び補正書作成における利便性の向上 ・共通出願書式(CAF)の適用による国内/外出願作業の簡素化
特許手数料自動 納付システム 構築	<ul style="list-style-type: none"> ・出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築 ・自動納付お知らせサービスを通じた請願人利便性の向上

2010年にはこれまでソウルを中心に推進していた電子請願サービス懇談会を全国にまで拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)の結果を、電子出願関連システムと制度改善に反映した。特に、地域知識センターの地域実情に合うオーダーメイド型の教育と面談を実施し、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルの提供で注目を集めた。

<表V-1-11>2010年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・共通出願書式の適用を通じて一度提出した出願文書を翻訳さえすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できるように電子出願ソフトウェア機能を改善 ・塩基配列目録作成機の便宜機能の改善
諸証明	<ul style="list-style-type: none"> ・諸証明発行サービスにおいてマドリッド国際商標の事後指定件に対する

サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> 「謄・抄本交付申込」の発行機能追加 諸証明発行サービスにおいて1件単位で発行可能であった「最初出願人確認書」を複数件併合して申し込めるように改善
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> 個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントとして換算して現金のように使えるように手数料マイレージシステムを反映 個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業まで拡大
特許路ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善 特許路の出願人コード付与申込の「本人証明書類」欄を新設し、案内文をページ追加

2011年にも電子請願サービス懇談会を持続的に開催し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取した上、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学との協議の下で特許に関心のある大学生を対象に電子出願関連の教育を行い、大きな反響を呼んだ。

<表V-1-12> 2011年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> グローバル特許文書作成機の性能改善及びエラー検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を基に使用者の利便性を向上
諸証明サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> 登録原簿写本申込を出願人コード発行及び認証書発行/登録など事前登録の手続き要らずに基本個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発行できるように改善
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> 一部の特許手数料(年次登録料)に対してオンラインだけでなくATMで納付できるように仮想口座サービスを構築
特許路ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 出願件に対して審査進捗状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能を改善

2012年にはユーザーフレンドリーな特許ネット構築のために特許ネット顧客諮問団を発足して運営するとともに、要求事項を持続的に収集し、特許路 UI (User Interface) の改善、諸証明発行速度の改善などを反映した。また、3Dデザイン出願制度の利便性を高めるため、3Dデザイン多出願顧客の政策懇談会を実施し、3Dデザイン出願可能なファイルの拡大などの要望事項を反映した。

<表V-1-13> 2012年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・登録原簿など諸証明発行速度の改善 ・出願件に対し審査進捗状況を一目で確認できるよう審査処理進行事項確認機能を改善 ・特許顧客の電子出願に係わる作成ガイドを動画で提供する電子出願登録案内動画サービスの構築 ・特許権者の権利を本人が便利に照会及び管理できる年次(更新)登録管理サービス構築 ・微生物情報及び特許出願の連携状況を照会できる寄託微生物照会登録サービス改善 ・特許保管箱において登録公報情報を一括して照会できるよう、特許情報院に連携する登録原簿照会サービスの構築
電子出願分野	<ul style="list-style-type: none"> ・個人出願人の明細書作成の品質向上及び審査官の審査業務効率を高めるための模範明細書作成方法の内容を補完

2013年にもオープン特許路開発事業を通じてIEでのみ動作する非標準技術であるアクティブXの代替技術を開発して、Chrome、SafariなどIE以外のブラウザでも使用者が「特許路」を利用できるようにウェブ互換性を改善した。また、視覚障害者、聴覚障害者などシステムにアクセスし難い使用者のアクセシビリティを高めるため、イメージ代替テキストの提供、色と関係のないコンテンツ認識、キーボードアクセシビリティの向上を通じてウェブアクセシビリティを改善した。

<表V-1-14>2013年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ互換性の改善 <ul style="list-style-type: none"> - ウェブ標準技術及びアクティブXの代替技術適用を通じてIE以外のChrome、Firefoxなどのウェブブラウザでも特許路へのアクセスが可能 ・ウェブアクセシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> - イメージ代替テキストの適用などを通じて障害者などのシステムアクセスが難しいユーザーを支援 <p>*イメージ代替テキスト：イメージで表現されたコンテンツの内容を理解しやすくするためにテキストで提供する方法</p>

2014年にもオープン特許路開発事業を持続的に推進し、電子出願SW(明細書作成SW、通知書閲覧、統合書式作成機など)を全面的に再構築し、出願人がより便利に知的財産権関連出願を行えるように改善した。また、諸証明申込機能の改善を通じて書類履歴を照会して必要な書類だけ発行できるようにした。

<表V-1-15>2014年完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書作成SWの統合及び再構築 <ul style="list-style-type: none"> - 既存3種の明細書作成SWを1つに統合し、他ワードプロセッサとの互換性を改善 ・PDF基盤の統合書式作成機の構築 <ul style="list-style-type: none"> - 書式作成機ポップアップの最小化と直感的なユーザーインターフェースの提供を通じて書式作成の利便性を提供 - 1回の統合書式作成機設置で国内書式、国際デザイン書式、国際商標書式を全て作成できるように支援 ・通知書閲覧器の再構築 <ul style="list-style-type: none"> - 特許庁からダウンロードした通知書の検索、整列、一括出力など管

	理機能の提供
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明申込機能の高度化 - 既存の同一書類名に対して一括発行されていた書類を履歴を確認して必要な書類だけ発行できるように改善

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子請願サービス高度化に取り組んだことで、特許顧客の電子出願満足度及び電子出願率が持続的に向上した。今後はユーザーオーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく高付加価値特許情報活用を最大化するため、特許情報普及インフラの拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に貢献するための制度である。そこで米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は自国技術の保護及び技術活用の増大のため、特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報検索サービス (KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service) を通して、国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な連携情報及び利用者オーダーメイド型サービスを提供することで、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許情報普及の促進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策に取り組んでいる。2006年から中小企業、研究機関などのホームページにKIPRISの検索窓を生成する「出前特許検索サービス」を実施し、2014年末には特許事務所、中小企業、研究所、学校など計458機関で活用している。また、2012年には初心者を含む多様な階層が特許情報を便利にアクセスできるようKIPRISホームページ及び機能を全面改編し、スマートフォンなどを通じていつでもどこでも特許情報が検索できるよう、KIPRISモバイルウェブを構築した。

2) 検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットKIPRISが提供する情報は、初期は国内特許だけに限られていたが、2002年商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)を始め、2006年から海外特許全文(full text)サービスを実施している。海外特許に対する持続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年英国、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索が可能になった。特許庁ホームページでのみ提供していたインターネット技術公知検索サービスを2011年から提供し始め、2012年からは公報上の技術移転希望情報を検索詳細情報から見られるように提供している。また、審査官用の検索システムから提供しているファミリー情報を活用してKIPRISの海外特許ファミリー情報を改善した。2013年にはKIPRISを検索する際に非特許文献情報、知的財産紛争及び判例情報、Googleポータル情報が同時に検索できるよう、統合検索にNDSL、IP-NAVI、Google Patentを連携した。2014年には海外特許CPCコード情報検索サービスの提供、海外特許検索における日本特許情報及び引用文献情報の拡大など多様な知的財産融合情報を特許情報ネットKIPRISを通じて検索できるよう、持続的に情報提供を拡大している。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータ規模の拡大とともに利用者の利便性を考慮した政策及びコンテンツ開発を持続的に推進した。2006年会員加入及びログインなしで自由に検索できるようにし、2007年には言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供した。また、発行された公報をKIPRISで提供するためにかかる期間も着実に短縮し、2005年3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年にはKIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同様に提供し、2010年には利用者の検索利便性を高めるため、関心のある特許情報を自動検索してその結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施している。2012年には既存の項目別検索機能を改善した「スマート検索」を構築して提供し、利用者が多様な統計情報を一目で見られるように「TODAY KIPRIS」を構築した。2013年には政府省庁・自治体・関連機関と協力して国民に対する広報活動を強化し、KIPRISを初めて使用する初心者が知的財産情報を効果的に検索できるように特許情報ネットKIPRIS「即席講座」を製作してオン・オフラインを通じて配布した。2014年にはスーパー引用文献、標準技術文献などIP情報の開放とMY関心特許メーリングサービスを通じたワンストップサービスの提供で国民のIP情報活用を強化した。

4) これまでの成果

このような特許情報の活用拡大政策によって特許情報ネット(KIPRIS)の利用量も毎年大幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べてみると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初の年間検索回数1,000万回を超え、2014年には4,905万回に達した。また、全世界169カ国がKIPRISを活用するくらいKIPRISは知的財産権情報検索分野における韓国の代表商品である。特許情報の普及が国と産業界が進むべき産業発展の方向を提示する指針を提供し、研究開発の重複を未然に防げるツールとしての比重と重要度が日増しに増加することによって、KIPRIS利用者は今後も持続的に増加するものと期待している。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速かつ正確、より便利に利用できるよう、常に顧客の声に耳を傾けてきた。2012年には国民向け特許情報検索サービスであるKI PRISを初心者など多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果として2012インターネットエコワードサービス革新大賞を授賞した。また、2013年には国家知識財産委員会が選定する今年のヒット商品にも選定された。今後も特許庁はより多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう持続的なサービス改善を通じて国民が知的財産権情報を円滑に活用できるように最善を尽くしていく予定である。

＜表V-1-16＞KIPRISの現状

(2014年12月現在)

区分		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
KIPRIS ユーザー 登録状況 (名、新規 加入者)	大企業	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926	221	253	235	360	318	580	571	493
	中小 企業	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905	886	1,059	830	872	1,629	1,608	1,328
	弁理士	372	400	315	308	68	16	10	17	56	58	21	112	192	112
	研究所	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119	430	410	506	388	412	778	806	661
	個人	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863	3,052	2,018	2,268	2,243	2,190	3,533	3,805	4,744
	その他	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,295	7,260	6,998	1,889	5,690	4,763	3,228	1,250
	合計	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913	10,844	5,768	5,768	9,503	11,395	10,210	8,588
KIPRIS 検索回数 (千回)	機関別 (増加率)	879 -	2,033 131.4%)	5,514 171.2%)	6,858 24.4%)	9,242 34.8%)	13,049 41.2%)	16,107 23.4%)	18,699 16.1%)	23,785 27.2%)	27,675 16.4%)	27,361 -1.1%)	33,085 20.9%)	40,805 23.3%)	49,053 20.2%)
KIPRIS Plus 検索回数 (千回)	機関別 (増加率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,729 -	13,216 71.0%)	18,624 40.9%)	116,033 523.0%)	206,234 77.7%)
ホームベ ージ訪問 回数 (千回)	機関別 (増加率)	3,279 104.8%)	3,765 14.8%)	4,104 (9.0%)	4,220 (2.8%)	4,429 (4.9%)	7,808 76.3%)	11,214 43.6%)	15,914 41.9%)	13,863 (-13%)	15,594 12.5%)	16,914 (8.5%)	17,972 (6.3%)	18,596 (3.5%)	220,427 51.6%)

第2章 環境変化に応じた知的財産制度の改善

第1節 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ヤン・ジェソク

知的財産を基盤とする創造経済の時代を迎え、知的財産は創造経済の貨幣のような経済成長の核心要素として登場した。国家間の貿易においても知的財産と関連した物品の交易が増加したことで、WIPO、WTOなど多国間舞台及び二国間の貿易交渉においても国際知的財産権の規範に対する議論が活発に行われている。各国は国際舞台において自国優位の国際知的財産権規範を創出するための努力とともに、すでに形成された国際知的財産権規範に従って自国の国内法令を改正する努力も並行している。そこで特許庁も国際知的財産権規範の反映を通じた知的財産制度の先進化と特許権の保護強化のための損害賠償制度の改善、商標権乱用行為の防止に向けた合理的な商標制度の改善など多角的な知的財産制度の改善を推進している。

特許分野では特許法条約(Patent Law Treaty)など国際規範の反映を通じた特許制度の国際調和を推進し、国内外の環境変化に対応するため特許制度先進化に向けた特許法及び実用新案法の改正を推進して2015年1月から施行している。

一方、創意的なアイデアの保護を強化するため、公知例外主張補完制度を導入することで単純なミスなどで公知例外主張ができず創意的なアイデアが特許を受けられない問題点を改善することを主要内容とする特許法改正を推進し、2015年1月28日公布した。

特に、特許権侵害による損害賠償額が少なく、侵害立証も困難であるため、特許制度の実効性を阻害するという指摘から損害賠償額の適正化及び特許権者の立証負担の緩和を含む特許法改正も同時に推進している。

商標分野では使用主義要素を補完して商標制度の悪用を防止するため著名商標の希

積化が懸念される商標の登録を禁止し、信義誠実の原則に反する商標登録出願を拒絶する規定を新設する一方、商標の使用による識別力認定要件を緩和することを骨子とする商標法改正を推進し、2014年6月から施行している。

また、現行の商標法が頻繁な部分改正によって枝条文が過剰に多く、国民の法理解に問題が生じているため、それを改善して国際的標準に適した商標制度を構築するため商標法全部改正を推進して2014年12月国会に改正案を提出した。

デザイン分野ではデザインの創作水準を高め、デザイン創作者の権利保護を強化するため、デザイン保護制度の改善を推進している。

デザイン保護法を改正して周知のデザインから容易に創作したデザインはデザイン登録を拒絶できるようにデザインの創作性要件を強化し、デザイン登録出願人の便宜を図るために最大100個まで複数デザイン登録出願を可能にした。拡大された先出願適用において自己出願の例外規定を設け、出願時のみならず意見書提出時と異議申出及び無効審判請求時にも新規性喪失例外主張の証明書類を提出できるように改善した。また、「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」の国内履行のための手続きと特例を規定し、国際分類体系を導入して2014年7月1日から施行している。

審判分野では権利範囲確認審判において確認対象発明の補正許容基準を緩和し、訂正審判における特許請求範囲の実質的な変更に対する判断基準を設けるなど、実体審判の判断基準を改善するために審判便覧を2014年7月に改正した。

第2節 特許・実用新案分野

1. 特許法、実用新案法の国際調和及び顧客利便性の増進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 シン・ジンソプ

イ. 推進背景及び概要

発明者と企業、研究所など特許庁の核心顧客が感じる主な不便要因である複雑で厳しい特許出願手続きを国際的流れ²⁹に合わせて緩和し、単純なミスなどで特許料を未納して消滅した特許権の回復要件を緩和し、出願人の便宜を図るなど多様な制度導入の必要によって特許制度の先進化に向けた特許法・実用新案法の改正を推進及び完了して2014年6月11日に公布した。

また、創意的なアイデアに対する保護を強化するために公知例外主張補完制度を導入することで単純なミスなどで自分が公知した事実のせいで特許が受けられない問題を解消する一方、分割出願可能期間を拡大して出願人が市場環境の変化に能動的に対応できるようにする特許法・実用新案法の改正を推進し、2014年12月29日国会議決後2015年1月28日公布(2015年7月29日)した。

また、特許手数料制度を国民の目線に合わせて合理的に運営するため、審査着手前に特許出願を取下げ・放棄する時に納付された審査請求料を還付する特許法・実用新案法の改正を推進している。

その他に改正特許法及び実用新案法を反映し、国際特許出願と関連する書面の補正期間を延長することなどを主な内容とする特許法・実用新案法の施行令及び施行規則を改正するなど特許出願と関連する制度改善及び国際的な統一化に向けた下位法令の

²⁹ 出願日認定要件の簡素化などを主要内容として各国特許制度の統一化・単純化を目標とする特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月に妥結、2005年4月に発効し、米国、イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計36カ国(2014年12月基準)が加盟するなど全世界的に広がりつつある。

改正も同時に推進した。

ロ．推進内容及び成果

特許制度の先進化に向けた特許法・実用新案法の改正は、改正の必要性及び至急性などにより段階別に分けて推進している。第1段階では消滅された特許出願の回復機会の拡大(特許法大67条の3の新設)、刊行物に準ずる電気通信回線の範囲規定の整備(特許法第29条第1項第2号)、共同出願対象の明確化(特許法第84条)及び手数料還付対象の拡大(特許法第84条)などを主な内容とする特許法・実用新案法の改正を推進した。特許法・実用新案法の一部改正法律案は、2013年3月22日に改正特許法(第11654号)・実用新案法(第11653号)として公布された。

<表V-2-1>第1段階：特許法の主な改正内容

区分	改正内容
特許出願回復機会の拡大	出願人が責任を負えない事由で審査請求期間(5年)や再審査請求期間(30日)を守れなかった場合、その事由の消滅日から2ヵ月以内に申し込めば出願を回復させる
手数料還付対象の拡大	特許出願後1ヵ月以内に出願を取り下げ、放棄した場合、出願料、審査請求料以外に優先権主張請求料も還付
電気通信回線範囲制限規定の削除	大統領が定める電気通信回線を通じて公知された発明は特許を受けられなかったが、その他の電気通信回線を通じて公知された発明も特許を受けられないように規定
補正手続きの改善	最終的に補正された発明が何なのか明確にするため、補正手続きにおいて最後の補正前に行った補正は取下げと見なす
共同出願対象の明確化	共同発明者の他に持分譲渡などによって特許を受ける権利を共有することになった承継人も共同で出願できるよう明確に規定

第2段階では国際的な流れに歩調を合わせて出願日認定要件を緩和し、国内外の環境変化に対応した法改正の需要を一括反映する一方、難しい漢字語でできた法律用語を分かり易いハングル表現に変え、長く複雑な文章を簡潔・明確に直す、分かり易い

法令づくりを推進した。具体的には出願日認定要件の緩和と関連して英語でも特許出願できる外国語出願制度を導入し、外国語出願の明細書補正基準を従来の国語翻訳文から原文に変更した。また、別途の特許管理人が居ず特許維持に難航している個人及び中小企業などを支援するため、特許料未納関連の特許権回復要件を緩和した。その他に国際基準に合わせて特許用語を統一し、国語翻訳文提出の充実化のために国際特許出願の国語翻訳文提出期間の延長制度を導入した。該当改正特許法(法律第12753号)及び実用新案法(法律第12752号)は2014年6月公布され、2015年1月1日から施行(一部条文公布日施行)された。

<表V-2-2>第2段階：特許法の主な改正内容

区分	改正内容
出願日先取りのための明細書記載要件の明確化	発明の説明を書いた明細書及び必要な図面を添付した特許出願書が特許庁長に到着した日を特許出願日として認定
出願日先取りのための明細書言語要件の緩和	外国語明細書で出願ができるようにし、最先日から1年2ヵ月の期限内に韓国語翻訳文を提出するよう規定
外国語出願の明細書補正基準の転換	外国語(英語)国際特許出願の明細書補正基準を外国語明細書に転換(即ち、翻訳文主義から原文主義に転換)
特許用語の統一	特許出願書に添付して提出しなければならない「明細書」を「発明の説明」と「請求範囲」に区分し、現行の国際出願の「明細書」を「発明の説明」に、「請求の範囲」を「請求範囲」に特許用語を統一
特許料未納関連の特許権回復規定の緩和	特許料の未納で特許権を喪失した場合、その特許権を回復する要件を緩和
国際特許出願の韓国語翻訳文提出期間延長制度の導入	出願人の申込がある場合、韓国語翻訳文の提出期間を1ヵ月延長できるようにする

第3段階として特許法条約などで規定された優先権主張の回復、出願補完、移転出願引用などを反映するための制度改善であり、これらの事項は国内外の状況によって今後改正作業を進める計画である。

一方、特許制度先進化とは別途に創意的アイデアの保護強化のために公知例外主張可能時期を従来の「出願時」だけでなく、明細書の補正可能期間及び設定登録期間にも補完して追加で主張できるように公知例外主張補完制度を導入し、出願人が市場の技術流れに能動的に対応できるように特許決定後も設定登録期間まで分割出願できるようにする特許法及び実用新案法の改正案が国会で議決(2014年12月29日)され、2015年7月29日から施行される。

そして、国民の目線から見て不合理であると感じる審査請求料還付制度を合理的に改善するため、出願後1カ月以前のみならず実際審査に着手する前まで出願が取下げ・放棄された場合にも審査請求料を還付する特許法改正を推進中である。

特許法・実用新案法の下位法令では特許法の委任によって明細書などが作成できる外国語を英語に定め、外国語特許出願の韓国語翻訳文の提出及び誤訳の訂正など外国語特許出願に必要な手続きと書式を設けた。また、国際特許出願の国内書面提出期間に提出された書面の補正期間を従来の1カ月以内から2カ月以内に延長する一方、特許料の未納によって消滅された特許権を回復させるために提出しなければならない実施証明書類の提出に関する規定を削除した(2015年1月1日施行)。

<表V-2-3>特許法下位法令の主な改正内容(2014年改正)

区分	改正内容	公布日(施行日)
外国語出願など 公報発行規定の 整備(施行令)	外国語出願は韓国語翻訳文による明細書を公開し、請求範囲記載猶予出願は最初の明細書と補正した請求範囲をともに公開するなど公報発行範囲を規定	2014. 12. 30 (2015. 1. 1)
専門機関指定基準など整備(施行令)	微生物寄託専門機関の指定基準、依頼業務範囲などに関する規定を設け、先行技術調査専門機関の指定基準などを整備	2014. 12. 30 (2015. 1. 1)
外国語出願関連	明細書などが作成できる外国語を英語に定め、	2014. 12. 30

の手続き及び書式の整備(施行規則)	韓国語翻訳文の提出と誤訳訂正などに関する手続き及び書式の整備	(2015. 1. 1)
国際出願の国内段階補正期間の拡大(施行規則)	PCT国際出願の国内段階進入の時に提出された書面に瑕疵がある場合、補正期間を1カ月から2カ月に延長	2014. 12. 30 (2015. 1. 1)
特許権回復手続きの整備(施行規則)	改正特許法による特許権回復の時に発明が実施中であったことを証明する書類を提出させていた規定を削除	2014. 12. 30 (2015. 1. 1)

ハ. 評価及び発展方向

2013年には特許出願回復対象の拡大などを主要内容として特許法の一部改正を完了した。

2014年には特許制度の先進化に向けた外国語出願制度の導入と出願日認定要件の緩和などの特許法・実用新案法の改正と創意的アイデアの保護強化のための公知例外主張補完制度及び分割出願可能時期の拡大などの特許法・実用新案法の改正を完了した。

一方、それとは別途に2014年初めから不良特許を予防するとともに優秀特許の権利保護を強化する上で役立つ制度と特許技術の活用促進と特許紛争長期化防止に役立つ制度の導入を慎重に検討している。まず、不良特許を予防するため、誰でも先行技術情報など特許取消事由を特許審判院に提供すれば審判官が該当特許の取消可否を迅速に決定する特許取消申請制度の導入を検討している。また、特許権者の権利保護を強化するため、特許無効審決前に審決を予告・通知して特許発明の訂正機会を追加的に付与する制度を検討している。そして、特許発明の活用を促すため、共有である特許権に対して他の共有者の同意を得ず自分の持分全部を他の人に譲渡できる制度の導入とともに、特許出願された発明の迅速な権利確定のために出願審査の請求期間を特許出願日より5年以内から3年以内に短縮することも慎重に検討している。このような検討結果を基に2015年も不良特許を予防し、登録された特許の活用を促進する一方、特

許紛争の長期化を防止して企業の負担を減らすことで創造経済の基盤を構築できるよう、国民とのコミュニケーションを通じて特許法の改正を持続的に推進する予定である。

2. 国民とコミュニケーションするポジティブ審査・一括審査

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 カン・ヨンム

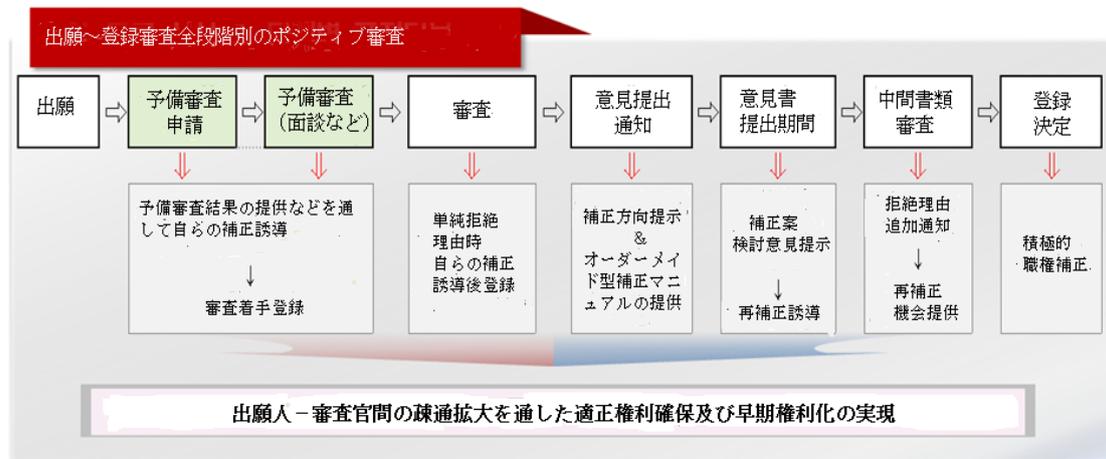
イ. 推進背景及び概要

グローバル特許紛争が拡大し、IP金融、ライセンスなど知的財産の活用が増えるにつれ、特許品質に対する社会的な関心が高まりつつある。このような対内外的な環境において特許庁は特許品質の向上に向けて努めているが、審査段階において限られた予算、人材など独自資源だけでは特許品質を高めるには限界が存在した。

そこで2014年には拒絶理由だけを指摘していた既存のネガティブ審査から脱して審査の全段階において国民とのコミュニケーションを基に協力することで特許庁と国民が共に強い特許を創り出していくポジティブ審査へと審査パラダイムを転換した。

また、一つの製品に関連する複数の特許・実用新案・商標・デザイン出願を出願人が希望する時期に一括して審査する一括審査制度を導入した。これを通じて企業は製品の市場発売戦略に合わせて知財権の獲得時期をコントロールできるようになった。一括審査説明会などを通じて一つの製品に関連する複数の特許を審査する審査官たちと出願人が直接意見を交わすことで正確な審査が可能になった。

<図V-2-1> ポジティブ審査の概要



ロ. 推進内容及び成果

1) 出願人とのコミュニケーション・協力型ポジティブ審査

特許庁は拒絶可否判断中心のネガティブ審査方式の運営から脱し、出願人とのコミュニケーション・協力を通じて適正権利を創り、正確な審査を行うためにポジティブ形態に審査パラダイムを変えた。

このようなポジティブ審査は特許出願から最終登録決定まで特許審査の全段階にわたって提供することを目標に掲げている。それによって2014年度には審査着手前の段階における予備審査、審査進行段階における補正方向提示及び補正マニュアル提供サービスを実施した。

イ) 予備審査

2014年に初めて試験的に実施した予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面面談を通じて審査意見を交換することで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。予備審査面談を通じて出願人は拒絶理由を公式審査前に把握して対応でき、審査官は出願人と直接技術及び審査意見を交換することで正確な審査と迅速な特許権利化が可能である。

2014年は予備審査の試験実施期間であったため、その対象を拡大された優先審査（先行技術調査専門機関に先行技術調査を依頼してその調査結果を特許長官に提出させた出願）決定を受けた出願である同時に高難易度特許分類に該当する出願に限定した。2014年試験的に実施した結果、高い着手登録率とともに個人・中小企業から大きな反響を呼ぶなど肯定的な反応が大きかったため、2015年にはその対象を優先審査全体出願にまで拡大し、制度をより整えた形で施行する計画である。

ロ) 補正方向の提示

特許庁は審査官が拒絶理由通知の際に出願人が拒絶理由を解消して適正な権利を迅速に確保できるように補正方向を提示するサービスを提供した。特に、優秀な補正方向を提示した審査官を選抜して褒賞するなど、適切な権利を創るための補正方向を審査官が積極的に提示するよう働きかけた。今後は審査通知段階のみならず審査全体段階にわたって出願人とコミュニケーションをとりながら補正方向を提示するように拡大していく予定である。

ハ) 補正マニュアルの提供

これまで代理人を選任していなかった個人出願人は良いアイデアを基に特許出願をしたにも関わらず、特許法に対する理解が足りず特許庁の拒絶理由に対する適切な補正ができないまま拒絶される場合が発生した。そこで特許庁は代理人のいない出願の場合は出願人が直接拒絶理由を適切に解消できるよう拒絶理由通知の際に「解り易い補正マニュアル」を提供した。

特許庁は2015年にはポジティブ審査を更に発展させ、出願人と特許庁のコミュニケーション・協力から一歩先に進み、審査全体段階にわたってオーダーメイド型サービスを提供する「特許審査3.0」を施行する。それによって審査全体段階にわたる双方向・オーダーメイド型審査を強化し、出願人の予備補正案を事前検討する補正案レビュー制度、国際協力型審査など新しい制度を発掘・施行する計画である。

2) 企業戦略オーダーメイド型一括審査の実施

技術がグローバル化して事業形態が多様化するにつれ、事業戦略上、知的財産を群として取得して活用することが重要となっている。そこで企業の事業戦略に必要な知的財産の包括的な確保を支援するため、事業と関連する出願群を一括して審査する企業戦略オーダーメイド型一括審査制度を導入した。

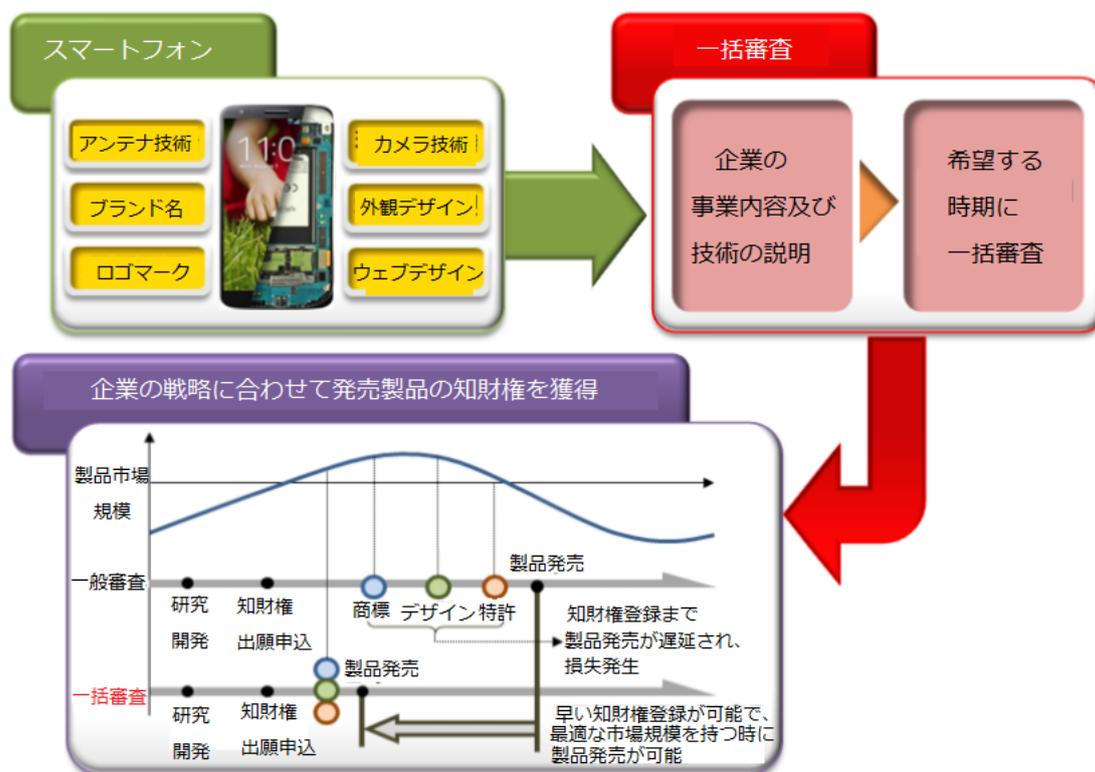
一括審査制度とは一つの製品と関連する複数の知的財産権出願を出願人が希望する時点に合わせて審査する制度である。

2014年には特許・実用新案のみならず商標・デザインまでその対象を拡大した。一括審査の実施申込対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願として「事業実施又は準備」、「海外輸出」に関連する出願である。中小企業及び創業を支援するため「ベンチャー企業」、「技術革新型の中小企業」、「1人創造企業」の出願も一括審査の申込が可能である。また、出願人が異なっても大企業製品に中小企業から調達を受けた部品が含まれている場合、大企業と中小企業が関連する出願を同時に審査を受けられるようにし、大・中小企業間の共存・協力にも寄与する制度を構築した。

一方、一括審査を行う前に担当審査官を対象に企業が申し込んだ出願の技術内容を事前に説明する「一括審査説明会」を開催し、出願人と審査官の技術内容に対する円滑なコミュニケーションを通じてより正確な審査を支援する。

このような実施結果を基に2015年からは同じ国家R&D事業に関連する複数の知的財産権の出願まで一括審査対象を拡大し、国家R&D結果が適時に技術評価、技術移転及び事業化ができるよう支援する予定である。また、一括審査説明会の時に出願人が希望する場合、予備審査を同時に進めて一括審査と予備審査の効果を万遍なく提供する計画である。このような一括審査制度の拡大を通じて企業の総合的な知的財産権戦略の樹立及びポートフォリオの構築がより容易になるものと期待している。

<図V-2-2>企業戦略オーダーメイド型一括審査



ハ. 評価及び発展方向

以上のように国民とコミュニケーションするポジティブ審査、一括審査を施行した結果、高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

2014年はポジティブ審査施行の初年度であり、審査全段階にわたるサービスのうち、予備審査、補正方向の提示など一部だけを施行したにも関わらず出願人、代理人など特許顧客の満足度は極めて高かった。特許庁は制度定着の成功に向けてポジティブ審査懇談会などを通じて持続的に意見を取り集め、その過程でポジティブ審査を更に拡大することに対して要請が多く寄せられた。

それによって今後ポジティブ審査及び一括審査を特許審査3.0に拡大・発展させ、国民と直接コミュニケーションを取りながらオーダーメイド型サービスを提供する計画である。そのため審査前段階、審査着手段階、審査進行段階、審査終結段階など各

審査段階別に細部的な特許審査3.0制度を持続的に開発・改善することで、正確かつ迅速な審査とともに創造経済の基盤となる高品質特許を創出していく計画である。

3. 世界的水準の特許・実用新案審査基準の改正

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 ウィ・ジェウ

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる品質の高い審査を行うために、優秀な審査人材及び審査支援インフラの拡充に加え、具体的で明確な審査基準の構築が必須である。

このような状況下で韓国の審査基準をグローバル水準にアップグレードするため、2009年には特許要件部分の審査基準を改正し、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など特許審査全般にわたる審査基準を改正した。

また、2011年7月には改正した特許法・実用新案法を反映して明細書の背景技術の記載に関する審査基準を新設し、その他の優先審査及び審査手続きに関する審査基準を補完した。

一方、2011年12月2日に韓-米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことで、2012年3月に特許分野の韓-米FTA履行に向けた細部運営基準を設ける一方、微生物寄託、請求項の記載方法、分割出願可能期間などに対しても明確な基準を設けた。

2013年7月には改正された特許法・実用新案法を反映し、職権補正対象を拡大するとともに単純な補正欠落に対して同一拒絶理由を再通知することで出願人の手続き上の機会を十分保障できるように審査基準の改正が行われた。

ロ. 推進内容及び成果

2014年7月には審査指針としてのみ運営していた特許・実用新案の審査基準に対する法的地位を明確にするため、例規として上向・制定した。例規として制定されたことで特許・実用新案審査基準が法制処サイトでも同時に提供され、国民がより簡単に特許・実用新案審査基準を利用でき、特許・実用新案審査基準の改正履歴も体系的に管理できるようになった。

一方、生命工学関連の発明、医薬・化粧品関連発明など多数の局・課に分散していた技術分野別審査基準の管理体系も一元化するため、技術分野別審査基準を特許・実用新案審査基準に統合・管理するようにした。

また、国民とコミュニケーションするポジティブ審査と関連し、拒絶理由に対する補正方向提示の基準と補正方向提示の適切事例及び不適切事例を含む特許・実用新案審査基準を設けることでポジティブ審査が円滑に施行されるように取り組んだ。

そして、再審査が請求された出願件が取消差戻された後、再び拒絶決定された場合には、新しい審査段階として再審査請求が可能であることを明確にした。また、中国文献を先行技術として採用する比率が増加したことで、審査通知書に中国文献を添付する時に統一された中国文献表記のために中国文献表記基準を設ける一方、マーカッシュ形式の請求項記載に対する審査基準を明確にするため、マーカッシュ形式請求項の記載適合性可否判断を置換要素そのもの間の性質または機能が類似するかどうかで判断するのではなく、置換要素として個別置換された後の全体発明が共通性質または機能があるかどうかで判断するよう改正した。

2014年12月には外国語出願制度の導入及び出願日認定要件の緩和を骨子とする改正特許法の施行に合わせて、該当制度の細部運営基準を設けた。特に、外国語出願による誤訳訂正審査の手続き、新規事項の追加判断及び誤訳訂正事例を反映して新しく導入される外国語出願制度に対して正確な審査が行われるように支援した。

また、進歩性、記載不備に対する拒絶決定の際に意見提出機会を付与するかどうか

に対する基準を明確にし、合金審査基準の明細書記載要件を緩和し、最後補正・再審査の際に削除された請求項を直・間接的に引用する請求項に瑕疵がある場合は補正却下せず再び意見提出機会を与えるように審査基準を改正した。

ハ. 評価及びは発展方向

2014年2回にわたる特許・実用新案審査基準の改正で国民とコミュニケーションするポジティブ審査を規定化し、外国語出願制度及び出願日認定要件の緩和に対する細部基準を設けることで特許品質の向上と規制改善に貢献した。

特許審査パラダイムが国民とのコミュニケーション強化にシフトしたことで、企業など特許顧客の優秀な発明が強い特許として創出できる審査環境が整えられ、それによって特許顧客からの評価も高まりつつある。また、知的財産制度のグローバル化時代を迎え、特許・実用新案の審査基準も先進国レベルまで引き上げて支障なく国際協力時代に備えることができた。

今後も韓国の審査結果が外国でも認められるよう、特許・実用新案審査基準の一貫性を確保し、外部信頼度を高める一方、特許・実用新案の審査基準をグローバル水準に改善・補完する作業を持続的に展開していく予定である。

第3節 商標・デザイン分野

1. 商標法及び商標審査基準の改正推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンウォン

イ. 推進背景及び概要

商標法は1949年に制定されて以来、単発性の制度改正ニーズによる頻繁な部分改正によって枝条項が過剰に増え、特定位置に集中配置されたことで法律の複雑性が増し、論理的な一貫性の欠如によって国民の商標法に対する理解度が低下した。一方、登録主義という制度を悪用して不使用保存商標を増加させ、正当な権原のない者が商標を先取りして不当な権利行使をするなど商標権乱用行為が増加したため、それを補完する必要性があった。

そこで法律体系の整合性を高め、登録主義原則の下で使用主義要素を補完し、商標制度の悪用を防止するとともに、不合理な慣行を除去して出願人の利便性を向上させ、不必要な規制を緩和することで、公正かつ合理的な制度を構築するために取り組んできた。

ロ. 商標法一部改正の推進内容及び成果

商標ブローカーなど商標制度を悪用する事例が多数発生したため、全部改正の主要内容のうち一部を時宜性を反映して優先改正した。

商標法一部改正(2014年6月11日)の主な内容は以下のとおりである。

1) 商標の使用による識別力認定要件の緩和

現行の規定は商標の使用による識別認定基準の要件が高すぎるため他人の模倣行為

に対する適切な対応が不十分であり、インターネットなど情報通信産業の発達などによってすでに関連需要者や取引業者が商標所有者が誰なのか知りながらも、それを模倣する行為に対して積極的に対応できないようにするのは商標所有者には過酷な話であろう。したがって、改正案は元々自他商品の識別力のない商標であっても、長い間自分の商品表示として関連の取引先や一般需要者に認識されていれば、識別力を取得したものと見做し、商標登録を受けられるようにした。

2) 商標権侵害を根拠にした損害賠償請求権の新設

これまで民法の不法行為に期する損害賠償請求が可能であったものを商標法に損害賠償の宣言的な根拠条文を新設することで商標権者または専用使用権者は自分の商標権または専用使用権を故意または過失で侵害した者に対してその侵害によって自分が受けた損害の賠償が請求できるよう明示した。

3) 著名商標希釈化の懸念のある商標の登録禁止

営業上信用が化体されて著名になった商標を商標権者以外の者が他の商品に使用することで、商標の名声が損なわれるもしくは識別力が弱くなるのは商標権者の財産的利益の損失のみならず、需要者も出処の混同による損害を受け得るため、そのような商標の登録を拒絶できる根拠条項を設けた。

4) 信義誠実の原則に反する商標登録出願の拒絶規定の新設

他人と契約など特定関係にあった者がその特定な関係を原因として知った他人の商標を自分の商標として出願し、先取りするのを防止するため、その登録を拒絶できる根拠条項を新設した。

ハ. 商標法全部改正の推進内容及び成果

その他に商標法全部改正案の主要内容は以下のとおりである。

1) 同日に2以上の出願が競合した場合は、先使用者の出願を認定

同日に同一・類似する商品に2以上の商標登録出願があった場合、まずは協議によって出願人を決めるが、協議が成立しなかった場合は先使用者が先に登録を受けられるようにした。

2) 商標の定義・概念などの整備

概念上の重複や拡大可能性のない説明は削除し、標章の類型を例示的に列挙することで商標権の保護範囲を拡大させた。また、サービス標を商標に一元化することで商標の定義が簡潔でなく、商標として機能するすべてのものが商標として登録できるにも関わらず、それを限定的・列挙的に定義したものと誤解する余地があり、商標とサービス標の区分によって法体系が複雑であったため、サービス標を商標に一元化した。

3) 商標不登録事由の該当性に対する判断時点の変更

商標不登録事由に該当するか否かを商標登録出願時に判断すれば、瑕疵やすでに消滅した事由などによって商標登録が受けられない不合理な結果を招き、出願人は関連の事由が消滅されたとしても再び出願しなければならないなど、時間と費用の不経済が発生するため、悪意的な模倣商標に関する規定を除けば、商標登録の可否査定時に不登録事由に該当するか否かについて判断するように変更した。

4) 不使用取消審判制度の合理的な補完

不使用保存商標の累積により出願人の商標選択範囲が狭くなり、商標検索範囲の増加による負担が発生し、取消審判請求時の利害関係の有無に対する争いとそれに対する判断によって審理の遅滞するケースが度々発生した。また、不使用商標に対する移転交渉が提起されると、審判請求が行われることに備えて名目的な使用を通じた使用証拠を操作し、登録商標の取消を免れるなど、不公正な商標の使用行為が問題となっ

ている。権利として保護すべき実体がないにもかかわらず、登録という形式的な行為に対し民・刑事上の責任を認めていた不合理を除去するために、不使用取消審判の請求人適格を「何人」に拡大し、不使用取消審判請求日3ヵ月以内に使用した行為に対しては、取消を免ずるための「名目的使用として推定」し、不使用取消審決が確定すれば「その審判請求日に遡及」して権利が消滅するものと制度を改善した。

5) 商標共存同意制度の導入

現行は商標出願が先登録された商標と同一・類似して拒絶決定に対する意見が通知された場合、出願人が先登録商標権者からその登録に対する同意書をもって提出してもその出願は拒絶される。しかし、過剰な分離観察によって類似範囲を広く見るなど、市場状況を反映しない商標審査になる可能性があるという反省の下で、審査官から先登録・先出願商標と同一・類似であるという意見提出通知を受けた出願人が、その商標権者から登録に関する同意書をもって提出すれば、特別な事情がない限り登録できるように関連規定を設けた。

10) その他の改正事項

その他にも出願人の錯誤などによる誤記載が明白である場合、審査官が職権で出願を補正できるようにし、商標権消滅後1年間の出願禁止規定の削除、商品分類転換登録に係る条項の削除、指定商品別の権利範囲確認審判請求制度の導入、分かりやすい法令づくり勧告案の反映など、出願人の利便性向上と法律整合性のための改正案を設けた。

二. 商標審査基準の改正

商標法改正による商標審査基準の主要改正内容は以下のとおりである。

第一、著名商標の識別力や名声に損傷を与える可能性のある商標に対する審査基準を新設した。これは著名商標を希釈化する懸念のある商標に対しても拒絶できるよう

に商標法が改正され、2014年6月11日から施行されたことで具体的な判断基準を設けて反映したものである。

第二、信義誠実の原則に反する商標に対する審査基準を新設した。同業・雇用など契約関係や業務上の取引関係またはその他の関係を通じて他人が使用する、もしくは使用を準備中である商標であることを知りながらその商標を盗用して出願した場合、拒絶できるように商標法が改正され、2014年6月11日から施行されたことでそれに対する具体的な判断基準を設けて反映したものである。

第三、商標法第7条第1項第12号の不正な目的を持つ商標出願に対する判断基準を補完した。同条文を適用するためには引用商標が特定人の商品標示として認識されていなければならないが、不正な目的をもって出願した商標でなければならないが、審査過程においてそのような要件を満たすかどうかを判断することは容易ではなかった。そこで出願人が他人の商標という認識を持っていたかどうかと不正な期待利益があったかどうかを同時に考慮して判断できるようにした。即ち、出願人が他人の商標であることを知りながら出願し、それを通じて売上高の増加など便乗利益が期待されれば、特定人の商品を標示するものと認識されている商標を不正な目的をもって出願した商標と看做すようにした。

第四、性質標示の適用要件を明確にし、具体的な判断方法を提示した。商品の出処標示ではなく商品説明に見えたり、もしくは自由使用が必要な場合のみ性質標示として見るようにし、審査官が性質標示可否判断に困難を感じる場合が多いことを踏まえて、「標章の構造分析→辞典的な意味の把握→直感の強度分析→使用実態の把握→自由使用の必要性」などを段階別に分析して適用するよう判断方法を提示した。

第五、スローガンや標語などの識別力認定要件を緩和した。従来は一般的に使われるスローガンや標語などは識別力がないものと看做していたが、スローガンや標語などの形態で構成されたとしても一般的に使われなかったり、出処標示として認識される場合は識別力を認めるようにすることで、出願人に商標選択機会を拡大・提供した。

第六、公序良俗を害する懸念のある商標に対する適用要件を緩和した。公序良俗は時代の変化によって変わる相対的な概念であるため、取引現実及び時代状況に合わせて違反したかどうかを判断するように明示して出願人に商標選択機会を拡大・提供し、登録可能な商標が拒絶されることを防止した。

第七、他人の先登録または先出願商標との類似判断の際に、類似可否そのものではなく出処の誤認・混同可能性可否を基準に判断するよう明示した。商標の類似判断の目的は商品出処の誤認・混同可能性があるかどうかを判断して商標権者の信頼と消費者の利益を保護するものであるため、類似判断の根本趣旨を理解して審査できるようにすることで、誤認・混同を招かない商標が拒絶されることを防止した。

第八、業務標章の識別力の認定要件を緩和した。業務標章も一般商標の識別力要件をそのまま適用するようになっているが(商標法第2条)、公共団体や公益法人などで自分の法人名称と同一、もしくは実質的に同じ標章を法令や定款に記載された業務を指定業務として出願する場合、識別力を認定するようにした。これは公共団体や公益法人などが営為する業務は公共目的のための業務または非営利業務が大半であり、紛争が発生する場合が少なく、業務標章は非営利業務を遂行する者だけが登録受けられるため、このような特性を考慮して一般需要者に広く知られている名称を業務標章としてより簡単に登録受けられるようにしたものである。

第九、優先権主張の認定要件を緩和した。各国制度上の差異によってやむを得ず商標を変更したり、商標の付記的な部分を削除しても最初出願国に出願した商標と同一性を認定させ、指定商品も各国の制度や取引実態などの差異によってやむを得ず変更する場合、最初出願国に出願した商品と同一性を認めさせることで出願人の便宜を図った。

第十、補正の認定範囲を拡大した。商標見本における記号・文字・図形などが鮮明でない場合、同一性が認められる範囲内で鮮明に補正したり、大きさを調整する場合は要旨変更でないことと看做し、立体・ホログラム・動作・その他視覚的商標において同一性が認められる範囲内で商標見本の一部を削除、変更、追加する場合も要旨変

更とは看做せないことで出願人が意図する標章をより簡単に登録受けられるようにした。

第十一、著名な他人の姓名などを含む商標に対する適用要件を緩和した。従来は著名な他人の姓名・名称、これらの略称などが商標として使われたり、商標に含まれた場合は拒絶していたが、著名性要件を緩和することで有名人の名前などと直感できる場合は拒絶可能にすることで、有名人の名前などに化体された財産権的な価値と人格権的な価値をより積極的に保護した。

第十二、非典型商標審査基準を新たに設けた。従来は非典型商標の審査基準が複数の条文に散在しており、商標類型及び標章、識別力、類似判断基準などが不明確であったため審査が難しかったが、改正基準では非典型商標の審査基準を独立パートとして構成し、簡単に探して審査に適用できるようにした。

その他にも権利能力及び行為能力、代理人、期間、書類の提出及び送達、書類の差戻し、手続きの補完及び補正、手続きの中断及び中止などを追加して総則を大幅補完し、商標法各条文別の趣旨を明示することで該当条文の趣旨を明確に理解した上で審査ができるようにした。また、立体商標、色彩だけでできた商標などの機能性判断基準を具体化し、出願書の商標類型別の記載事項及び審査要領を新設することで正確かつ合目的な商標審査が行われるようにした。

ホ．評価及び発展方向

商標法は知的財産権法制の一つであるが、創作性を保護する法ではなく、商標の混同による需要者及び営業者の不利益と市場競争を保護するための法制といえる。そこで今回の一部改正及び全部改正案では商標権が不公正競争行為の手段として使用されないように公正性の確保に重点を置き、不合理な制度を改善して国際的な標準に適合する商標制度を構築することで、韓国企業の営業活動における利便性を高めることに焦点を合わせた。

2. デザイン保護法及びデザイン審査基準改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 イム・テワン

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性と比べ、現在の韓国のデザイン保護制度は1961年に「意匠法(現デザイン保護法)」を制定して以来、デザイン無審査制度の導入、複数デザイン制度の導入、部分デザイン制度の導入など一部制度の改善は行われたが、デザイン創作レベルを高め、デザイン創作者の権利を保護するなど、デザイン登録出願人のための制度改善には力不足であった。

そこで特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野における意見と批判を受け入れ、デザイン創作性要件の強化と複数デザイン登録出願の向上を大幅に改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を骨子とするデザイン保護法全部改正案を設け、2013年5月に公布して2014年7月1日から施行している。

また、デザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」加盟に向けた法律を改正案に反映することで、一つの手続きで複数国に出願する効果を上げると同時に、登録後もデザイン権の一元的な管理が可能となり、国際出願方式における出願人の便宜を図った。

ロ. 推進内容及び成果

1) デザイン保護法の改正

イ) デザイン創作性要件の強化

従来の規定によれば、公知デザインの結合または国内で広く知られた周知の形状などから容易に創作できるデザインに対してのみその登録を拒絶していた。しかし、改正された法ではデザイン登録出願前に国内または国外でも広く知られた形状・模様・色彩またはこれらの結合によって簡単に創作できるデザインも創作性のないものと見做し、デザイン登録を受けられないようにした。

また、公知デザインの結合だけでなく、単独の公知または周知デザインから容易に創作したデザインに対してもデザイン登録を拒絶できるように規定することで、最高裁判所の判例(2008フ2800)と一貫性を維持することになった。

さらに周知の形状を国外まで拡大することで、外国の有名なデザインを模倣したデザインはその登録を排除することで、国内デザインの創作水準を高め、他人のデザインを模倣しない社会的雰囲気を作られるものと期待される。

ロ) 関連デザイン制度の導入

従来の類似デザイン制度は自分の先登録または先出願デザイン(基本デザイン)に対してのみ類似するデザインに対しては自分の先行デザインによる新規性違反及び先出願主義の違反でデザイン登録を拒絶せず、登録をしてあげる制度である。

しかし、類似デザイン権としてデザイン登録を受ける場合、基本デザインと同じ審査を受けて設定登録料を納付するにも関わらず、その権利範囲が基本デザイン権に合体され独自の権利範囲がなく、類似デザイン権として登録する意味が失われたという批判があった。

そこで今回改定された法では類似デザイン制度を廃止し、基本デザインと類似した関連デザインに独自の権利範囲と存続期間を付与する関連デザイン制度を導入することで、デザイン権の保護が一層強化されるものと見られる。

ハ)複数デザイン登録出願制度の改善

従来の複数デザイン登録出願はデザイン無審査物品に限り20個以内のデザインを1デザイン登録出願でき、秘密デザイン請求、補正却下、出願公開、デザイン登録決定及び拒絶決定をする場合、複数デザイン登録出願されたデザイン全体に対して請求や審査を行わなければならない不便が存在した。

そこで改正法は審査・無審査(改正法は「無審査」を「一部審査」に変更)物品の可否を問わず、同じ物品類(デザイン保護法施行規則別表第4号)に属する物品に対しては100個まで出願可能とし、複数デザイン登録出願されたデザインの一部に対しても、秘密デザイン請求、補正却下、出願公開、デザイン登録決定及び拒絶決定ができるように改善することで、出願人の利便性を高めると見られる。

二)ハーグ協定に伴う国際出願手続きの導入

国内出願人が一つの出願書に登録受けようとする複数の国を指定して直接または締約当事者官庁を通じてWIPOにそれを提出すれば、指定した全ての国に出願する効果が発生する国際デザイン出願制度を導入することで、韓国国民が海外でデザイン権を簡単かつ便利に取得できるようにした。

また、外国の出願人が韓国を指定国と国際デザイン登録出願をする場合は、原則的に国内で出願するものと同じ効果が発生するものとして審査と関連した全ての規定を適用するものの、協定と相異なる一部分に対しては、別途の特例規定を設けて国際出願に対する審査・登録の手続きを明確にした。

ホ)その他の改正内容

デザイン創作性要件の強化、関連デザイン制度の導入、複数デザイン登録出願制度の改善の他にも、拡大された先出願適用の自己出願例外、デザイン権の存続期間延長、

新規性喪失例外主張手続きの改善、職権補正制度の導入、手数料還付対象の整備、再審査請求事由及び補正機会の拡大、デザイン登録出願手続き上の補完制度の導入、デザイン無審査用語の変更、民法改正事項の反映及び分かりやすい法令づくりの整備基準による法令整備が行われた。

<表V-2-4>2014年デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較

区分	現行	改正
複数デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・無審査品目 ・最大20個まで認定 ・全体登録/全体拒絶 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査/無審査品目全て可能 ・最大100個まで可能 ・一部登録/一部拒絶
拡大された先出願	<ul style="list-style-type: none"> ・本人出願も適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人出願は除外
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> ・設定登録日から15年 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定登録日から出願日後20年
職権補正	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・明白な誤記である場合、審査官が職権で補正可能
新規性喪失例外	<ul style="list-style-type: none"> ・出願時主張&出願日後30日以内に証明書類を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官が拒絶理由を通知したり、第三者の異議申出や無効審判請求がある場合、意見書(答弁書)などで主張
類似デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の権利範囲は認められない(判例) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連デザイン制度に変更-独自権利範囲の認定
再審査請求事由	<ul style="list-style-type: none"> ・図面の補正に対してのみ再審査請求が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・補正事項全部に対し、再審査請求可能
デザイン無審査	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン無審査登録出願 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン一部審査登録出願

2) デザイン審査基準の改正

デザイン分野では2014年7月1日から施行されるデザイン保護制度の解釈基準を明確にするため、デザイン審査基準全部改正を完了した。デザイン創作性要件に対する判断基準を補完し、ハーグ協定による国際デザイン登録出願に対する特例基準を設け、

ポジティブ審査のための不合理な審査慣行の改善事項などが盛り込まれた。

ハ. 評価及び発展方向

デザイン保護法改正は2010年7月デザイン制度改善法案及び2011年9月のハーグ協定に伴う国際出願導入などの一部改正法律案が国会に提出されたが、2012年5月第18代国会任期満了によって自動廃棄となった。

そこで特許庁は2012年6月にこれまで国会に提出された法律案とともに、デザイン無審査用語の変更、分かりやすい法令づくりなどの追加的な改正要因を反映して、これまで単発的な部分改正によって発生した全体条文202個に対する枝条文113個という問題を解消し、法律の条文体系に合わせてデザイン保護法全部改正(案)を設け、2012年9月に立法予告と公聴会などを経て、2013年1月国会提出の後、同年5月に公布した。

しかし、2010年国会に提出した法案のうち、デザイン保護対象及びデザイン保護範囲の拡大は、デザイン成立要件である物品性要件の欠如及び著作権との重複保護など、国民のデザイン自由実施の利益を侵害する可能性があるということで、立法予告及び公聴会を通じて大韓弁理士会、デザイン企業協会、文化観光体育部などが反対意見を提出したため、全部改正案に反映できなかった。

今回のデザイン保護法全部改正を通じてデザイン創作性要件が強化され、より質の高いデザイン権が登録されることで産業発展に貢献できるものと判断される。また、関連デザイン登録及び存続期間の延長などを通じてデザイン権がより固く保護されるものと予想される一方、韓国企業の優秀デザインが海外において簡単かつ迅速にデザイン権を確保するためのデザイン国際出願制度を導入したことでデザインの競争力が一層強化されるものと期待している。

第4節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判制度の施行

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ユ・チョルボン

イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の樹立、審判官の自助努力を通じた審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催を通じた審判品質向上活動、口述審理争点審問書、審決文電子送達制度、動画遠隔口述審理システムの導入を通じた審判制度・システムの改善、審判争点深層研究T/F、審判長会議などを通じた審判便覧(第11版)の改正、特許審判研究(第1集)の発刊と2011～2013年最高裁判所判例分析集の発刊を通じた審判インフラの構築など多様な努力を通じて2010年9.9ヵ月であった審判処理期間が2012年9.0ヵ月、2013年8.5ヵ月、2014年7.9ヵ月と持続的に短縮された。

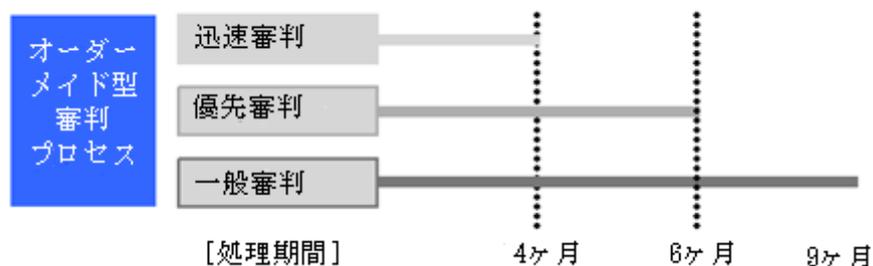
一方、2012年1月最高裁判所全員合意体は「侵害訴訟を担当する裁判所も特許無効確定前の進歩性判断を通じて、その侵害可否の判断ができる」と判決(2012.1.19.宣告最高裁判所2010ハ95390判決)したことで、訴訟とともに進行中である無効審判又は権利範囲確認審判の処理が遅延される場合、裁判所が審判結果を待たずに判決できる余地が大きく拡大された状況であるが、最近当事者系審判事件の場合、審判処理期間が2012年6.8ヵ月、2013年6.3ヵ月、2014年6.5ヵ月と一般民事裁判所の法廷処理期間である5ヵ月より依然として高い水準であり、一般民事裁判所に侵害禁止仮処分を申請した場合3～4ヵ月以内に処理される点を踏まえると、画一的な審判処理期間の管理だけでは多様な審判当事者からの要求に応じるには限界があるため、特許審判院は「顧客オーダーメイド型の審判処理制度」を設けて施行している。

ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、迅速に処理すべき審判事件に対する審判手続きを3トラック（迅速審判、優先審判、一般審判）として設計して管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連した特許出願のうち超高速審査による拒絶決定に対する不服審判事件を対象にしている。迅速審判の手続き進行は答弁書提出期間満了日から1ヵ月以内に口述審理を開催し、口述審理の開催日から2ヵ月以内に審決することを標準手続きとして設定し、審判請求日から4ヵ月内に当事者が審決文を受け取ることができるようになる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては、其々処理期間6ヵ月と9ヵ月を基準に審判手続きを進めることになる。

<図V-2-3> オーダーメイド型審判プロセスの概要



迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連した特許出願のうち超高速審査による拒絶決定に対する不服審判事件を対象にしている。迅速審判の手続き進行は答弁書提出期間満了日から1ヵ月以内に口述審理を開催し、口述審理の開催日から2ヵ月以内に審決することを標準手続きとして設定し、審判請求日から4ヵ月内に当事者が審決文を受け取ることができるようになる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては、其々処理期間6ヵ月と9ヵ月を基準に審判手続きを進めることになる。

＜表V-2-5＞2014年迅速・優先・一般審判の審決件数

2014年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	全体
迅速審判	79	14	93
優先審判	678	325	1,003
一般審判	4,682	3,771	8,453
合計	5,439	4,110	9,549

ハ．評価及び発展方向

以上のように特許審判院は迅速審判、優先審判、一般審判の3トラック顧客オーダーメイド型審判処理制度を充実に推進することで、特許紛争中の当事者に迅速な結果を提供するという点で高く評価できる。

しかし、審判官の業務負担が依然と高く、顧客の要求を全て受け入れることは難しい状況の中で、審判請求が増加する場合は審判処理期間が延びる可能性があり、侵害訴訟裁判所が特許の有効性について直接判断を下す可能性もあることを踏まえると、今後もう少し補完する必要がある。

審判結果が裁判所及び貿易委員会など他の行政機関において十分活用されるよう、審判制度や運営上の改善点を発掘して整備すると同時に、関連機関との有機的な協力体系の構築も並行しなければならない。

2. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 キム・ヨンヒョク

イ．推進背景及び概要

北東アジア地域がグローバル経済の中心として浮上し、知的財産権分野における協力の必要性に対する認識が高まっている。同時に、全世界において知的財産権紛争の

予防と効率的な解決策が講じられている。

特許審判院は中国・日本などに韓国企業の進出が活発で、知的財産権紛争が予想される国だけでなく、グローバル経済体制の主要国との審判分野における協力関係を持続的に発展させていくことで、韓国企業が現地における知的財産権紛争の予防及び迅速・正確な紛争解決で保護を受けられる環境作りに取り組んでいる。

審判分野の国際協力はこれまで審査分野に比べて相対的に後れて始まったが、韓・中・日3国が参加した審判専門家会合の開催、審判官交流プログラム及び審判分野比較研究の施行など、様々な取り組みを通じて業務協力に向けた基盤を整えている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年韓・日特許庁長官会合にて両国間で審判専門家会合を開催することに合意したことで、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。この会合を通して韓・日両国は各国の審判制度に対する情報交換とともに相互理解を増進させ、両国審判制度の違いと長・短点を分析することで審判制度を更に発展させるために取り組んでいる。

日本との両国会談の他にも2012年韓・中・日特許長官会合を通じて韓国特許庁は特許紛争の予防及び効率的な紛争解決に向けた3国審判官専門家会合体の新設を提案し、それを受けて2013年8月日本で第1回及び2014年9月韓国で第2回韓・中・日審判専門家会合を開催するなど3国間審判分野の協力に向けた基盤を構築した。

2013年日本で開かれた第4回韓・日審判専門家会合では、韓・日審査官交流プログラムを実施することに合意し、同年11月に日本の審判官が韓国特許庁を訪問して口述審理の傍聴及び関連案件について討論を行った。2014年11月には韓国特許庁の審判専門家の日本審判院訪問を通じて口述審理の参観、韓・日審判制度の比較・討議などを行った。2015年には審判官交流プログラムを中国まで拡大し、韓・中・日審判分野比較研究を持続的に発展させるなど、北東アジアにおける協力に更に拍車をかける予定

である。

また、特許審判院は2012年韓・中特許/商標庁官会合の時に、両国審判院長会合の開催に合意し、2013年3月北京で韓・中特許審判院間の会合を通じてハイレベル会合の定例化、審判官交流、審判情報の交換などを骨子とするMOUを締結するなど、中国との二国間協力の強化に向けて積極的に取り組んでいる。

2013年10月には特許裁判所及び米連邦巡回控訴裁判所と「2013年韓・米知財訴訟コンファレンス」を共同開催し、知的財産権分科セミナー、韓米特許庁長官懇談会、模擬裁判など、知的財産権関連の多様なプログラムに参加するなど、対外及び海外の知的財産権機関との協力を強化した。

ハ. 評価及び発展方向

韓・日審判専門家会合及び韓・日審判官交流事業の実施により、韓・日両国審判院の定期的な交流の機会が設けられ、米・日より先に韓・中特許審判院間の審判協力に向けたMOUの締結で、韓・中間の実質的な協力が可能となった。

特許審判院は今後も韓・中・日審判専門家会及び審判官交流事業などに積極的に参加し、多様な新規事業を発掘することで、韓・中・日のみならず米国、EU及びその他アジア国家とも二国間及び多国間で充実した協力関係を構築していく計画である。

第5節 弁理士法の改正及び損害賠償制度の改善推進

1. 弁理士法改正の推進

産業財産政策局 産業財産人力課 行政事務官 チョン・ヒギョン

イ. 推進背景及び概要

国際特許紛争が特許と無関係である一般人の間でも話題になるほど、知的財産は国家の競争力を左右する未来の国家資産として注目を集めている。このように知的財産紛争が激化する時代環境に対応するため、弁理士の専門性強化に対する要求もより強くなっているが、これまで弁理士法は部分的な改正に止まり、1961年制定以来全面的な改正は一度も行われなかったため、時代の流れや法体系に合わなく、法解釈に対する苦情が多く寄せられるくらい曖昧な規定が多かった。

また、弁理士法が弁護士法に比べて弁理士としての公共性や職業的義務に対する規定が極めて不十分であるという指摘が持続的に提起されたため、弁理士法全部改正を通じて弁理士の公益的な役割と職業義務を具体化することが求められた。

2. 主要内容及び成果

イ. 推進経過

弁理士法全部改正に向けて2012年11月学会、産業界、弁理士会、法曹界委員で「弁理士制度改善委員会」を構成し、2013年4月まで月1回の全体会議及び月1回の2つ分科委員会など計16回の会議を開催した。制度改善委員会の意見を取り入れて弁理士法全部改正案の草案を作成し、公聴会・関係機関意見問い合わせなどを経て2013年9月立法予告を行った。

しかし、弁理士法主要改正内容の一つであるロースクールで知的財産権教育を受け

(知的財産権教育を受けなかった場合、弁理士試験特別選考を通過しなければならない)、知的財産権の専門研修を履修した弁護士に弁理士の資格を与える改正案に対して法務部・国務調整室など関係省庁の異見が生じたため、それを調整する必要があった。

そこで法務部などとの協議を経て、弁理士資格制度を修正してロースクールで知的財産権教育を受けたかもしくは知的財産権専門研修を履修した弁護士に弁理士資格を付与するものとし、再び立法予告及び関係省庁の意見調整の過程を経た。現在大韓弁護士協会・大韓弁理士会など関係機関が改正案に対して反対しているため、追加的な意見取り集め及び調整過程が求められる。

ロ. 改正の趣旨

グローバル特許戦争の激化、法律市場の開放など急変している時代環境に対応するためには、弁理士の専門性強化が求められている。これまで司法試験に合格すれば知的財産権関連教育を受けたこともなく、大学で理工系学科を専門としているわけでもない弁護士たちが登録さえすれば弁理士になれたため、大多数の弁護士が実際特許関連訴訟において専門性に欠けていたことは事実である。特に、ロースクール制度の導入によって1年に1,500人余りの新規弁護士が誕生したにも関わらず、実際弁護士試験で知財権を選択する、もしくはロースクール在学中に知財権教育を受ける者は10%程度に過ぎない。従って、弁護士も基本的な法的素養の他に知財権能力を備えてこそ弁理士資格を与える方式に法を改正する必要がある。

同時に、弁理士の公益活動を義務付けるとともに弁理士登録業務を弁理士会に移管して弁理士たちの自治権を拡大し、弁理士の権利・義務及び罰則を強化することで弁理士の公共性を強化する方向の弁理士法改正を目指した。

このような内容を盛り込んでこれまで法律体系上不十分な部分や不必要な条項を削除し、章を区分することで弁理士法の目的及び弁理士の使命を新たに規定した。

ハ. 主要改正(案)の内容

1) 弁理士資格要件の強化

弁理サービスは益々より分野別に高度化・専門化しており、2009年から法学専門大学院制度が導入され、1年1,500人余りの弁護士が誕生している。このような時代変化に歩調を合わせるため、弁護士も弁理士業務を行うためには知的財産権関連能力を備える必要がある。従って、従来は「弁護士資格を持つ者」は登録さえすれば弁理士になれたが、改正案ではロースクールなどで一定単位以上の知的財産権科目を履修するか、もしくは弁護士試験で知的財産権法を選択して合格した場合弁理士資格を与えることにした。但し、ロースクールで知的財産権単位を履修しなかった弁護士は大統領令が定める特別研修を履修した後に弁理士資格が与えられる。

2) 弁理士資格の欠格事由の整備

従来の弁理士法は国民の財産権を取り扱う弁理士資格に対する欠格事由が弁護士法など他資格司法に比べて不十分な部分があった。今回の改正案では禁固以上の実刑を宣告され執行が終わったり、免除された者の欠格期間を現行3年から5年まで増やし、禁固以上の刑の執行猶予を宣告受けた者の欠格期間を現行の「猶予期間中」から「猶予期間が終了した日から2年」に延長し、禁固以上の刑の宣告猶予を宣告受けてその猶予期間中である者を欠格事由として新設した。弾劾または懲戒処分によって罷免または解任された場合、現行2年から罷免は5年、解任は3年に其々欠格期間を増やし、弁理士法による懲戒処分登録が取り消されたり、弁護士法によって除名された者の欠格期間を現行2年から弁護士法と同じ5年に延長した。

3) 弁理士試験免除の対象拡大

特許庁経歴者に対してのみ認めていた試験一部免除を企業実務者などに拡大し、有能な人材を弁理サービス市場に流入させ、理工系科目の一定単位以上を履修した者に対しては理工系基礎知識があると認め、一部科目を免除させるよう改正案に反映した。

具体的に試験一部免除の要件は特許事務所や特許法人及び企業・大学・研究所などで10年以上知的財産権関連業務を専担した者に対して第1次試験科目の一部(産業財産権法)を免除し、理工系科目の一定単位以上の履修者に対しては第1次試験科目の一部(自然科学概論)を免除する。

これを通じて実務経験が豊富な人材の弁理士資格取得の機会を拡大することで弁理サービスの品質を高め、理工系専攻者たちの弁理士への流入を拡大することで技術専門性を高めると同時に受験生の負担を減らせるものと期待している。

4) 弁理士自治権の拡大

大韓弁理士会の法定団体としてのプレゼンス及び公共性を強化するため、弁理士登録業務を大韓弁理士会の固有業務に移管し、登録された弁理士を弁理士会の会員とすることで登録と弁理士会への加入を一元化した。また、弁理士登録拒否及び取消に関する事項を審査するために大韓弁理士会に登録審査委員会を設置し、登録が拒否されたり、取り消された場合は3カ月内に特許長官に異議申出できるようにすることで手続きの公正性と安定性を確保した。

5) 弁理士業務領域の明確化

知的財産権市場が通常の産業財産権から半導体配置設計、貿易、通関などに範囲が徐々に拡大しており、消費者の代理権を保障するため、弁理士の業務範囲を新しく明確に規定する必要がある。

したがって、弁理士の固有業務として特許庁または裁判所に対する産業財産関連事項の代理、外国行政庁などに対する産業財産と関連して国内で行われる業務及び特許など知的財産関連事項に対する鑑定を規定し、当事者の委任または国家などの委嘱によって大統領令で定めるものによる事務を弁理士が遂行できるよう規定した。

6) 弁理士の権利・義務の強化

イ) 秘密維持義務及び秘密保護特権の新設

知的財産権は保安が必須であるため、依頼人の信頼を守るため弁理士とその事務職員または過去に弁理士もしくは事務職員であった者は職務上知り得た秘密の漏洩及び盗用を禁止し、弁理士は依頼人から提供を受けた情報のうち秘密として取り扱うことを要請された情報及び文書などに対する陳述・公開を拒絶する特権を与えた。一方、盗用及び漏洩の罪を犯した場合、「5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金」を賦課した。

ロ) 兼職制限規定の新設

弁理士が知的財産関連業務外の業を兼職する場合、弁理士本然の業務に充実できず依頼人に損害を与える懸念があるため、弁理士が国会議員や地方議会議員または常時勤務が不要な公務員になる、もしくは公共機関が委嘱した業務を行う場合を除いた報酬を受ける公務員になれず、知的財産関連業務を除けば営利を目的とする業務の経営人や使用人になることを禁止した。

ハ) 帳簿の作成・保管義務の新設

弁理士が依頼人から受任した事件に対する内訳を作成・保管させることで弁理士の事件主任関連情報をより透明にする必要がある。そこで弁理士が受任に関する帳簿を作成・保管することを義務付け、帳簿の種類・様式、保管方法、保存期間など具体的な事項は大統領令で定めた。この義務を違反する場合、500万ウォンの科料を賦課する義務履行担保装置を設けることで、公正な弁理士業務環境が整えられるものと期待している。

二) 弁理士の公益活動義務の新設

弁理士の職業的な属性上、知的財産権関連の唯一な専門資格として倫理性と公共性を無視できず、公益的な役割に対する国民からの要求が高まりつつある。

そこで弁理士を年間一定時間以上の知的財産分野に関する公益活動に従事させるものの、公益活動の具体的な範囲と方法は大韓弁理士会が自律的に定めるようにした。

ホ) 嘱託業務遂行規定の新設

弁理士の業務に特許・実用新案・デザインまたは商標などに関する事項に対する鑑定が含まれているため、行政庁、裁判所などで上記の事項を弁理士会に諮問または業務委嘱できる根拠を整えた。また、弁理士会はこのような行政機関の委嘱または諮問に応じる場合、その業務を弁理士会の会員に行わせるように規定した。

7) 罰則及び料金の強化

国会「法定刑整備委員会」の立案基準は懲役1年刑は罰金1千万ウォン水準で法定刑を統一するようになっている。この基準によって弁理士法罰則規定の懲役刑と罰金刑間の不均衡を解消するため、弁理士でない人が弁理士業務を行った場合は罰則を「5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金」に調整し、秘密保持義務を違反した場合は罰則を「5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金」に調整した。名義貸出禁止及び流職行為禁止義務を違反する時は5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金で、係争権利の譲受禁止義務を違反する時は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に調整した。

また、非弁理士提携禁止を違反した場合、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する罰則を新設し、弁理士の他にその相手にも同じ罰則を賦課した。また、弁理士資格を持つ人が登録せず業務を行う場合、現行の「500万ウォン以下の罰金」から「2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金」に上方修正し、帳簿の作成・保管義務を違反する時は「500万ウォン以下の料金を賦課する条項を新設した。

8) 特許法人設立要件の緩和

現行法は特許法人の最小構成員要件を5名以上と定めているが、弁護士・公認会計士・税務士など他資格士の事例と比較して多少規制が強い側面があり、現実的に5名の構成員要件を満たせず法人登録が取り消されるケースが発生している。したがって、特許法人最小構成員の要件を他法と類似する水準である3名に緩和して規定した。

3. 評価及び発展方向

50年余りぶりに初めて弁理士法を全面的に改正する過程が順調であったとは言えない。改正案を設けるため2012年11月から翌年4月まで計16回の「弁理士制度改善委員会」を運営し、委員会で多様な利害関係によって数回も修正された草案を用意し、法務部、国務調整室など関係省庁及び大韓弁護士協会、大韓弁理士会など関係団体と至難な協議過程を経てまた修正を重ねた。

特に、弁理士法第3条の資格制度と関連し、弁護士と弁理士の尖鋭な立場の違いを狭めるため、法務部など関係省庁と異見調整会議などを経て最終合意案を作成し、再び立法予告した。

このように厳しい過程を経ても弁理士法全部改正を政府レベルで引き続き推進する意味を考えてみる必要がある。誰もが改正の必要性には共感するものの、実際に多様な利害関係が反映される法条文を簡単に変えられないのは当然のことである。但し、大きな方向性で弁理士制度が時代の流れに遅れず、新しい時代に新しい専門性と公共性を備えた弁理士を排出できる体系を整えなければならない。そのスタートが今回の弁理士法全部改正になるものと期待している。

4. 損害賠償制度の改善推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許侵害に対する損害賠償額が先進国に比べて非常に少なく、侵害立証も困難であるため、特許侵害を助長する可能性があるという指摘が多い。実際韓国の特許侵害訴訟において認められた損害賠償額は約 5,900 万ウォン(2009 年～2013 年)で、GDP を考慮しても米国の 49 億ウォン(2007 年～2012 年)の 1/6 水準に過ぎず、損害賠償額の算定が難しく、弁論全体の趣旨などを考慮して裁判所が職権で算定する事例も全体判決の約 60%(2009 年～2013 年判決分析)に達している。このような環境下で企業が技術開発を通じて合理的な利潤活動を追及することは期待できない。そこで特許庁は損害賠償額の適正化及び特許権者の立証負担緩和を目的に特許法改正案を設けるため、2013 年下半期から多角的な検討を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

具体的には学会、法曹界、産業界など知財権専門化などで構成された「知財権損害賠償制度改善委員会」を運営し、具体的な改正事項を発掘・検討した。18 名の委員で構成された本委員会は 2014 年 2 月から 5 月まで計 7 回開催され、毎回特許法改正のための争点事項を外国の立法例や制度などの比較分析と実務経験などを基に検討する作業を進め、議論の結果を土台に改正草案を設けた。

一方、これと並行して最近 5 年間特許侵害訴訟と関連する民・刑事判決を分析する作業を通じて特許侵害訴訟で認定される損害賠償額の水準及び引用率、適用法条、紛争形態、起訴率など多様な実証的な論拠を設けることにも取り組んだ。分析結果を見ると、上述したように損害賠償額の認定水準が先進国より極めて少ないという問題点のみならず、実施料賠償における認定実施料率も米国や日本より極めて少なく、正当な賠償が行われているとは言えないことが確認できた。

<表 V-2-6> 主要国の認定実施料率の比較

国家	逸失利益	実施料	職権	その他	認定実施料率
韓国	53.3%	13.4%	28.3%	5%	3%

日本	52.7%	35.2%	0%	12%	4.2%
米国	35%	81%	-		13.1%

出処：韓南大学産学協力団、「損害賠償制度の改善に向けた特許侵害訴訟判決の動向分析」

また、特許権侵害に対する刑事処罰の規定も起訴率が約 5.1%に止まるなど極めて低く、特許権侵害に対する事前抑制的な機能が正常に作動しているとは言えない。

＜表V-2-7＞特許権侵害に対する刑事処罰の状況

区分	特許法違反*	知的財産権法違反**	一般刑事犯罪
起訴率	5.1% (2006～2012)	14.7% (2006～2012)	40.6% (2012)
有罪率	46.3%	-	91.2% (2010)、 80.6% (2011)

出処：チョン・チンウク、「特許侵害刑事訴訟判決動向報告」

*特許法違反：特許侵害罪のみならず秘密漏洩罪、偽証罪、虚偽表示の罪、詐偽行為の罪などを含む

**知的財産権法違反：特許法(実用新案法を含む)、商標法、デザイン保護法、不正競争防止法及び著作権法違反を意味する。

特許権の悪意的な侵害を防止するための増額賠償は実際発生した損害として認定された金額を超過する範囲内で賠償責任の拡大を図るものであるため、制度の関連当事者として企業の意見を聞くことが必須であると評価され、企業を対象にしたアンケート調査を推進した(2014年7～9月)。アンケート調査の結果によれば、回答企業の約67%は増額賠償導入に賛成し、反対した企業は6%に過ぎなかった。特に、制度を認知している企業の中でも賛成する企業が反対する企業より多かったという点で、韓国企業は特許権侵害に対する強力な事前抑制策が必要であると認識していることが分かった。

＜表V-2-8＞増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査の結果

	区分	賛成	反対	関係ない	知らない
中堅・ 大企業 (32)	制度認知 (12)	9 (75%)	3 (25%)	-	-
	制度不認知 (20)	12 (86%)	2 (14%)	3	3
中小ベンチ ャー企業 (123)	制度認知 (8)	7 (88%)	1 (12%)	-	-
	制度不認知 (115)	76 (96%)	3 (4%)	11	25

出処：特許庁、「増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査」、2014.9

同時に、特許権侵害訴訟担当経験の多い前職裁判官などを含め、関連専門家などを個別面談する方式で損害賠償制度の改善方向に対する意見も収集した。実務経験の豊富な専門家たちは口を揃えて裁判上証拠提出が正しく先行されてこそ損害賠償額も適正化できると指摘した。一方、増額賠償に対しては意見が分かれて必要性は認めるものの韓国の司法環境において実際導入は容易ではないという見解もあった。しかし、既に増額賠償制度を導入した他の法律でも民法に対する特別法として導入されるべきである現実的な必要性が認められて新設されたように、特許事件でも上記のような関連判決分析結果の導入当為性が認められると言える。

以上のような推進結果に対する綿密な検討を経て2014年11月損害賠償制度の改善に向けた特許法改正案を設け、2014年12月には国家知識財産委員会で「特許侵害損害賠償制度改善方策」を案件として上程し、特許法の改正方向に対する国民のコンセンサスを得た。

「特許侵害損害賠償制度の改善方策」に含まれた主要改正事項は正当な損害賠償体系の構築、特許権の悪意的侵害の抑制、特許権者の立証負担緩和及び裁判上営業秘密の流出防止に大きく分けられる。

正当な損害賠償体系の構築に向けた具体的な改正事項は実施料賠償の適正化、軽過失侵害者に対する損害賠償額減軽規定の削除及び損害額算定のための計算鑑定人制度の新設である。特許権侵害に対する損害賠償額が少なく、侵害立証が困難であるために特許権侵害を助長する可能性があるという指摘は既に前述した。このような理由で他人の特許権を侵害するという事実を知らずながら不法行為を犯す事例が多いということが、直接事例を経験している産業界と訴訟実務担当者たちの衆論である。したがって、悪意的な特許権侵害を予防するため、賠償責任を実損害を超過して負担させた。

次に、特許権者の立証負担を緩和するため、被告に自分の実施行為の具体的な態様を提示する義務を新設し、証拠提出命令の対象を拡大し、証拠提出命令の拒否事由を最小化するとともに、命令に応じない場合は制裁できる規定を新設することで効果的な立証が可能になるよう改善を図った。

一方、このような証拠提出命令の強化を通じて不当に営業秘密が流出する事例が発生しないように秘密審理手続きと営業秘密資料に対する閲覧制限制度を新設する一方、秘密維持命令の対象を拡大した。

2015年2月には特許庁における議論の結果を盛り込んだ特許法改正案が国会の「大韓民国特許(IP)ハープ国家推進委員会」を通じて議員発議された状態である。

ハ. 評価及び発展方向

以上のような改正事項が盛り込まれた特許法改正案が国会を通過して施行される場合、今後特許権侵害に対する正当な賠償体系の確立を通じて特許制度の実効性が高まり、健全な知的財産生態系作りに大きく貢献するものと期待している。

第3章 知的財産情報の拡充及び情報サービスのレベル向上

第1節 概観

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

創造経済の実現及び政府3.0課題の成功のためには公共情報の民間開放・共有の拡大が重要視されており、韓国特許庁もそれに応じて知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じた国内知的財産情報の国内外活用の活性化を図るために持続的に力を入れている。特に、知的財産情報の開放・共有拡大に向けて「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービスのレベル向上」を重点的に推進している。

韓国特許庁は全世界特許出願件数の約80%を占めるIP5の一員として、出願量だけでなく特許審査の品質向上にも努力を重ねている。そのため「審査支援の再創造」を宣言し、特許審査官に品質の高い多様な特許・非特許情報を提供するために努力しており、R&D研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP戦略の樹立支援などのために国民に対する検索サービスの拡大・提供も推進している。

国際協力の強化を通じて米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ベトナムなど新興国の特許情報の入手及びDB構築を推進しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作など多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。また、非特許文献の特許審査活用のために2013年には審査官のための非特許統合検索システム(N-PIS)を構築し、2014年サービスを開始して審査品質の向上に寄与する予定である。2013年に新規構築した標準技術文書DBは特許情報ネットKIPRISを通じて民間にも開放を推進中である。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内特許情報の国内外での活用強化のためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供しており、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

DB構築とともに一般国民のためにモバイル検索サービス及び海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援などを通じて特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも力を傾けている。

韓国特許庁は多様な特許ユーザーからのニーズに対する分析と受入れを通じて、今後より高品質で便利な特許情報サービスを提供し続ける計画であり、韓国特許情報の海外における保護強化のためにも努める計画である。

第2節 特許情報DBの構築

1. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

情報顧客支援局 情報活用チーム 行政事務官 ヤン・キソン

イ. 検索DBの持続的な拡充

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は国民と審査官が先行技術検索のために活用できるよう1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在米国特許商標庁などIP5国家(韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)を含めて海外46カ国から知的財産権データを入手しており、その中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2014年12月末基準で検索DBに搭載された国内及び海外知的財産権データは27,120万件に達しているが、これは前年比3,424万件が増加したもので、毎年1,000万件以上の増加傾向にある。現在審査官の利用率を基準にしてみると、日本、米国、ヨーロッパのデータ利用率が高い。

2008年には韓国特許文献が世界各国の特許庁が国際特許審査過程において調査が義務付けられているPCT最小限文献に含まれ、韓国検索DBの品質が重要な事項として台頭した。それを受け韓国特許庁は2009年に精製用DBを構築し、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防ぎ、既存データのエラーを自動的に探知して整備できる体系も整えた。2012年にはデータフローを統制し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフローを管理する情報システム」を構築した。

2) 検索DBの構築状況

＜表V-3-1＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2014年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983～2001	Text	8	6,574
	公開公報	1983～1998	Image	413	
		1983～2005	SGML	1,088	
		2005～	XML	1,323	
	公告公報	1947～1998	Image	144	
		1979～2005	SGML	459	
		2005～	XML	989	
英文抄録(KPA)	1979～	SGML/XML	2,150		
国内 実用	書誌	1948～2001	Text	252	1,442
	公開広報	1983～1998	Image	373	
		1983～2005	SGML	132	
		2005～	XML	69	
	公告公報	1947～1998	Image	142	
		1979～2005	SGML	376	
		2005～	XML	98	
日本	書誌	1975～1998	Text	6,968	55,950
	公開請求項/明細書	1986～1992	SGML	1,093	
	登録請求項/明細書	1986～1993	SGML	961	
	特・実公開登録(実 用)公報	1971～1996	Image	13,830	
		1993～2004	SGML	4,372	
		2004～	XML	4,229	
	特・実公告	1950～1979	Image	5,881	
		1994～2004	SGML	1,522	
		2004～	XML	2,096	

	特許抄録イメージ	1975～1996	Image	5,159	
	特許英文抄録(PAJ)	1976～	SGML	9,839	
ヨーロッパ	DOCDB2.0	1974～	Text	97,526	104,165
	ヨーロッパ公開(Espace-A)	1978～1999	Image	914	
		1975～2004	SGML	1,477	
		2004～	XML	1,334	
	ヨーロッパ公告(Espace-B)	1980～1999	Image	356	
		1980～2004	SGML	742	
		2004～	XML	550	
	国際公開パンフレット(Espace-world)	1978～2002	Text	462	
			SGML	346	
Image			458		
WIPO	国際公開パンフレット(Impact Rule87)	2002～	XML	2,485	2,485
米国	特許公告	1975～	Image	11,832	24,878
		1976～2004	SGML	3,045	
		2005～	XML	2,085	
	特許公開	2001～	Image	3,917	
		2001～2004	SGML	760	
		2005～	XML	3,239	
台湾	特許公開書誌/抄録	2000～	Text	646	646
イギリス	特許公開	1991～2007	SGML	184	258
		2007～	XML	74	
中国	特許公開/公告(英文抄録)	1985～	Text	6,480	22,175
	特許公告	1985～	Image	9,727	
		1996～2009	XML	5,968	
カナダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410	815

		2007～	XML	405	
オース トラリ ア	特許公開/公告	1998～	SGML	779	779
ドイツ	特実公報	1991～	Image	1,597	1,597
フラン ス	特許公報	1992～	Image	273	273
計				222,037	222,037

＜表V-3-2＞デザイン検索DBの構築状況

(2014年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	4,153	26,395
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image (TIFF)	169	
	国内公報	1966～	Text	875	
			Image (JPG, TIFF)	5,622	
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image (TIFF)	244	
	拒絶包袋全文イメージ	1992～1998	Image (TIFF)	36	
	登録書類綴り全文イメージ	1966～1999	Image (TIFF)	235	
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image (TIFF)	132	
カタログ(全)	1980～	Text	4,362		

	文イメージ含む)		Image (JPG)	6,539	
	画像デザイン	2003～	Text	174	
			Image (JPG)	174	
	フォント (typeface)	2004～	Text	31	
			Image (JPG)	66	
	実用新案デザイン	1970～	Text	479	
			Image (JPG, TIFF)	2,491	
	平面デザイン	1976～	Text	127	
			Image (JPG)	127	
日本		1965～1999	Text	898	7,073
		1997～	SGML	450	
		1965～	Image (JPG)	5,725	
ドイツ		1988～	Text	583	1,482
			Image (JPG)	899	
WIPO		1999～	Text	164	604
			Image (JPG)	440	
OHIM		2003～	Text	682	3,253
			Image (JPG)	2,571	
過去の海外デザイン (米国、ベネルックスなど)		1975～2004	Text	798	1,867
			Image (JPG)	1,069	
米国デザイン		1997～	Text	267	534
			Image (JPG)	267	
中国デザイン		2010～	Text	109	706
			Image (JPG)	597	
国外平面デザイン		1960～	Text	90	180
			Image (JPG)	90	

計			42,094	42,094
---	--	--	--------	--------

＜表V-3-3＞商標検索DBの構築状況

(2014年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	書誌	1950～	Text	3,097	7,068
	見本イメージ	1950～	Image(JPG)	2,914	
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image(TIFF)	151	
	登録書類綴り全文イメージ	1974～1999	Image	527	
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	379	379
計				7,068	7,068

3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービス体系の実現に向けて、海外データの多様化と情報サービスの高級化、データ管理体系の効率化を中長期計画に沿って体系的に推進するため、2013年に特許情報分野の情報化戦略計画(ISP)を樹立した。

現在国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、質の高いデータを生産し対外に提供するため、2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」の構築を完了し、検索DB品質管理の土台を構築した。その後もデータ品質管理体系を持続的に運営及び高度化してエラーデータを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

今後も韓国特許庁は国民と審査官がより膨大かつ高品質の知的財産権データを活用できるように検索DBに搭載する海外のデータを拡充し、「エラーデータ自動検証のための業務規則(Business Rule)」を拡充するなどデータ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国の特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する時に不都合が発生しないようデータの普及及び技術支援体系も強化してい

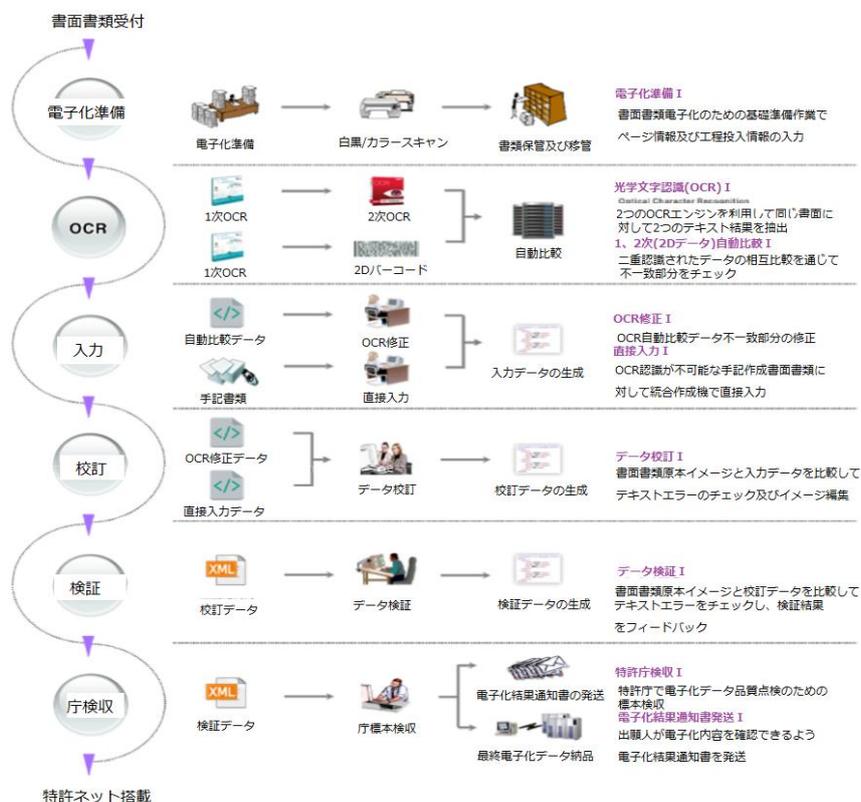
く計画である。

ロ. 特許文書電子化センターの運営

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は紙のない(Paperless)特許行政に向けて、書面で受け付けられる全ての書面書類を電子化している。そのため韓国特許情報院に特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を2001年1月に設立し、特許法に基づき特許文書電子化機関である電子化センターに委託して事業を展開している。電子化センターでは韓国特許庁に提出される全ての産業財産権に係る書面書類(出願書、補正書、登録申込書、審判請求書など)を特許ネットで活用できるように電子化を推進しており、特許情報の疎外階層を対象に特許情報検索及び電子出願に対する無料教育を実施することで、特許情報の活用及び電子出願の利用拡散に貢献している。

<図 V-3-1> 電子化処理工程フロー



2) 推進内容及び成果

14年間特許文書電子化事業を推進し、紙文書の保管に必要な空間と書類維持管理費及び公報制作費などの節減を通じて約368億ウォンの経済効果を達成し、行政処理の過程において紙を無くすことで約122.5トンの炭素排出量の減少効果をもたらした。電子化対象書類は1,098種であり、2014年には韓国特許庁に提出される書面書類計15万件余りを特許ネットから活用できるよう電子化することで、迅速かつ正確な審査審判に寄与した。また、電子化エラー率を核心成果指標(KPI)として管理し、2014年には7.19ppm³⁰を達成した。特に、2014年には電子化システムの改善及び高度化を通じて電子化文字認識率を高め、保安を強化するとともにウェブ環境の電子政府標準フレームワークを導入した。

<図V-3-2> 年度別の電子化処理期間及びエラー率状況



また、一般国民、中小企業、大学、地域知識センター、創業インキュベーションセンターなどの特許情報利用者を対象に出前支援教育を実施している。特に、2014年には344回の教育(8011人受講)を行い、教育需要者中心のオーダーメイド型教育サービスを実施した。

³⁰ PPM(PPM, Parts Per Million) : 百万率、電子化 100 万ラインの中でエラーライン数

＜図V-3-3＞年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数



3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来電子出願率が持続的に上昇し、2014年には96.0%を達成したが、電子出願率の増加が限界に達しているため、書面出願に関する電子化作業は続くものと見られる。2014年電子化システムの改善及び高度化を基に文字認識率の向上などシステム環境の最適化を持続的に推進し、今後も電子化処理所要期間の安定的な維持と無欠点電子化データの確保に向けて持続的に努力する計画である。

また、知的財産権大衆化に向けて地域知識財産センターなどを通じた地域別拠点教育体系を構築し、創造経済革新センターなど外部機関との協業を通じてオーダーメイド型出願支援教育サービスを拡大していく予定である。

ハ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動となった特許ネットシステムの安定化によって、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工する

とともに、データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在、韓国特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のため、同専門担当組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託運営している。専門担当組織は特許情報DBの構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データの整備、データの品質管理業務を遂行している。

2) 推進内容及び成果

専門担当組織を運営した初年度の2002年にはデザインのカatalog、書面包袋など6万2千件の過去書面書類を電子化し、特許庁検索及び特許ネットDBのエラー・漏れのデータ8万5千件を整備した。

2003年には文字商標の円滑な検索のため、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式の導出とデータ整備マスタープランの樹立などデータ品質管理基盤を整え、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には政府機関初のデータ品質管理自動化システムを構築した。その結果、韓国特許庁は政府機関初のデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一のデータ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベル2を獲得した。

2009年にはデータ品質管理だけを専門に担当する別途組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理自動化システムを高度化し、データ品質管理指針と手続きを整備した。特に、データ品質管理の義務化水準を強化するために政府機関初の「特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)」を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより体系化した。

データ品質管理規定の主な内容は、

1. データ品質管理組織及び任務の定義(第2章)
2. データ管理手続きの樹立(第3章)
3. データベース及びデータアーキテクチャ管理の体系化(第4章)
4. データ品質管理協議会規定の策定(第5章)

である。

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定して情報システム開発時にデータ遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改正して配布するとともに、データ品質重視文化の定着のために定期的にデータ品質管理教育を実施した。

2011年には特許データ品質管理の先進化に向けてEPOなどの先進特許庁と国内官庁及び民間銀行の情報化インフラをベンチマーキングし、2012年特許ネットⅢの開通に伴いそれに最適化したデータ構造の運営のため、データ構造管理計画を樹立・運営した。また、特許データ検証式の導出及びエラーデータの整備を通じてデータ品質指数を高めた。

2012年には「特許データ品質管理先進化事業」を通じて3極特許庁レベルの先進データ管理体系構築戦略計画を樹立し、データフロー管理情報システムを構築してデータエラーの発生原因に対する追跡・分析機能を通じてより迅速かつ正確なエラー整備が可能となった。

2013年には「データ品質中心文化の定着」に向け、現業部署データ担当官懇談会を通じて品質改善活動の活性化方策を樹立し、特許庁のデータ品質管理の先進事例に対する発表及びベンチマーキングの支援などを通じて外部機関品質管理の拡大にも寄与した。

このような努力の結果、2006年397件であった特許データ検証式が2014年基準で5,936件となり、特許ネットのエラーデータ監視範囲を50%以上拡大した。また、データ

品質の正確度は毎年増加し、2014年現在データ品質の正確度は99.70%に達している。

2014年にはこのような高品質の知的財産データが政府3.0戦略によって民間に開放され円滑に活用できるよう、出願人代表名、特許分類・ファミリー情報など知的財産オーダーメイド型普及DBを開発して民間に普及した。

<表V-3-4>2014年度教育及び広報状況

教育 対象	開発企業		運営企業		現業部署		データ 担当官 懇談会	ベンチ マーキ ング
	回数	時間	回数	時間	回数	時間		
実績	3	6	2	4	2	4	2回	7回

<表V-3-5>年度別データ品質の正確度

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
データ品質 正確度(%)	96.97	97.80	99.27	99.35	99.46	99.56	99.63	99.70

<表V-3-6>2014年度データ管理業務処理の状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理			特許情報DB構築		システム運営管理			特許情 報共同 活用
	検証式	BR分析	検証式に よるデー タ整備	国内	国外	公報発 刊	優先権 交換	顧客要 請処理	
実績	5,936件	39件	7,305	2,296	32,638	480	64	20	61,184

3) 評価及び発展方向

品質の高い特許データは特許審査品質の向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化

システムの安定的な運営とデータ標準及び構造管理などの活動を展開しており、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(Ownership)を付与し、現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで特許庁全体のデータ品質重視文化を造成しており、優秀データ担当官及び品質改善活動優秀者に対する多様な支援策を講じてデータ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及などの管理体制を改善し、特許庁全体のデータ品質統制管理が持続できるようデータ品質管理システムを高度化し、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化していくことで世界最高レベルの特許行政サービス実現に向けた基盤を提供する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は海外で国内の知的財産を保護し、特許多出願国としてのプレゼンスを高めるため、国内で出願された特許技術内容を英文で記載した韓国特許英文抄録(KPA³¹)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は海外における韓国特許技術保護のための先行特許技術調査及び技術動向の把握のための資料として、海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献が2005年10月WIPO総会でPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は特許公報に記述されている発明の主要内容を海外の審査官及び

³¹ KPA(Korean Patent Abstracts)

利用者が迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

＜図V-3-4＞韓国特許英文抄録の構成項目

1 書誌事項

- 番号・日付(11.21.22.24.43.45)：公開(または登録)番号、公開(または登録)日付、公告日付、出願番号、出願日付
- IPC(51)：国際特許分類(WIPO ST.8基準)
- 人名情報(71,73,72)：出願人(または特許権者)、発明者
- 優先権主張(31,32,33)：優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国家(国際標準(INPADOC)基準)
- 先行技術調査文献(56)：特許文献及び非特許文献

2 要約書

- 発明の名称：特許公報の発明の名称
- 要約書：出願人が提出した特許公報の要約書

3 代表図面

- 特許公報の代表図面
- 代表図面に記載された国文表記の英文翻訳

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し、1997年からは3極(米国・ヨーロッパ・日本)が共同で開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年からは国内出願技術の海外保護機能を強化するため発刊対象を公開特許まで拡大し、2010年にはデータ形式標準をSGMLから国際的なデータ標準であるXMLに変更した。これまで登録特許の先行技術調査文献情報(2011年)、代表図面に存在する国文に対する英文翻訳(2013年)、PCT国際出願書誌情報及び出願人国籍情報(2014年)など韓国特許英文抄録の活用度を高めるため、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大した。韓国特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計538億ウォンを投入し、2014年に発刊した136,208件を含め計2,134,120件の英文抄録を発刊した。

＜表V-3-7＞韓国特許英文抄録DBの構築状況(2014年12月末基準)

(単位：件)

区分	1979～ 1999	2000～2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
登録特許	82,086	214,136	14,543	12,503	16,470	20,258	28,936	35,471	424,403
公開特許	-	1,014,089	119,812	126,324	111,762	109,340	127,653	100,737	1,709,717
小計	82,086	1,228,225	134,355	138,827	128,232	129,598	156,589	136,208	2,134,120

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作し、41の海外特許庁と国際調査機関と国際調査機関及び国立中央図書館など国内34機関に無料で普及しており、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を2012年から中国(1カ国)から2014年まで米国、ヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなど17カ国まで拡大した。

＜表V-3-8＞韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況

(2014年12月末基準)

区分	内 容	
海外 (51箇所)	特許庁 (44箇所)	日本(FTP)、中国(FTP)、台湾(FTP)、ロシア(FTP)、スペイン(FTP)、ブラジル(FTP)、ドイツ(FTP)、ベラルーシ(FTP)、クロアチア(FTP)、アルヘンチーナ(FTP)、米国(FTP)、カナダ(FTP)、デンマーク(FTP)、フィリピン(FTP)、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、エジプト、南アジア共和国、ケニア、アンゴラ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、イタリア、キルギスタン、オーストリア、ギリシャ、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、イスラエル、ヨルダン
	関連機関 (7箇所)	EPO(FTP)、INPIT(FTP)、ARIPO(FTP)、APCTT、WIPO、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(34箇所)	国立中央図書館、韓国科学技術研究院、地域知識財産ンセ	

	ンターなど34箇所
--	-----------

また、外国審査官と外国人が発刊した韓国特許英文抄録を無料で利用できるように、特許情報ネットキプリスとK-PION(韓国特許情報照会サービス)において検索サービスを提供している。2014年からは制作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するために出願人が提出した要約書を翻訳・制作しており、書誌情報提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じて迅速に海外に英文抄録を普及している。最近このような努力や韓国特許英文抄録に対する需要の増加によって韓国特許英文抄録の検索回数が毎年増加傾向にあり、2014年の1年間で190万回を超えた。

＜表V-3-9＞過去4年間韓国特許英文抄録の検索状況(2014年12月末基準)

(単位：回)

区分	2011	2012	2013	2014
KIPRIS	1,209,798	7,032,213	2,506,529	1,906,368
K-PION	117,254	136,899	175,490	191,666

*外部リンク：PatentScopeなど他検索サービスとのリンクサービス

ハ. 評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が増しており、グローバル特許紛争が激化していることから、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなど非英語圏の国家は自国特許に対する英文抄録を持続的に発刊し、海外普及に努めている。

これまで韓国も外国審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるように、韓国特許公報に対する英文抄録を適期に発刊して迅速に普及し、海外における韓国特許技術の保護に貢献した。

今後も外国審査官が特許審査の時に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国特許

技術を先行技術として引用できるよう、顧客が求めるコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及に向けてオンライン(FTP)普及先を拡大するなど多様な取り組みを持続的に展開する計画である。

<表V-3-10>各国における韓国特許英文抄録の活用状況

(2014年12月末基準)

区分		対象国家
自国検索システム活用	審査官用	(9カ国)米国、日本、ヨーロッパ、中国、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ (1機関)ユーラシアン特許機構(EAPO)
	一般国民用	(4カ国)日本(IPDL), 中国(CNIPR), ヨーロッパ(Esdac enet)、ドイツ(DEPATISnet) (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*活用		スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ハンガリー、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、キルギス共和国、ルーマニア、イギリス、ポーランド、チリ、モロッコ、ニュージーランド、フィンランドなど
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など88カ国余り
	K-PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国など40カ国余り

*海外検索システム：Patentscope、espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

3. 知的財産権公報の発刊及び普及

情報顧客支援局 情報活用チーム 電算事務官 ヤン・キソン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は発明の技術内容を公衆に公開することで発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月

からは公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月からは世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページwww.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できる。プログラムを別途設置する必要もなく、インターネット環境で閲覧できるようにPDF文書形式で発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、毎月2回DVD及びFTPで18機関(国内7機関、海外11機関)に配布している。そして、検索DBにも搭載して、特許情報検索サービス(www.Kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供している。

ロ. 推進内容及び成果

<表V-3-11>2014年度公報発刊件数

(2014年12月末基準、単位：件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標公告	その他公告	計
148,110	6,492	130,582	4,974	55,908	127,282	7,247	480,595

<表V-3-12>インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール配信件数

(2014年12月末基準、単位：人/件)

区分	2002～ 2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
加入者	6,295	8,563	10,367	10,868	11,099	11,240	11,425	11,548	11,748
配信件数	1,635,401	2,511,428	3,373,541	4,380,697	5,280,945	6,083,659	6,827,983	7,597,503	7,965,950

ハ. 評価及び発展方向

現在韓国特許庁は、発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野において最新特許技術情報が必要なユーザーのために、新たに発刊した公報と関心分野情報リストを電子郵便で配信する「関心分野メールサービス」を実施している。出願人には自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をメールで事前に通知する「公報発刊予告サービ

ス」を導入してサービスしており、国民が公報サービスを理解して活用し易いように公報書式を改正するなど、ユーザーの便宜を図るために持続的に努めてきた。2014年からは個人情報保護に関する苦情を解消するため、公報の特許法施行令などの改正を完了し、2014年度7月から情報主体が希望する場合は全体住所の代わりに部分住所のみ公開できるように公報の住所公開方式を改善した。

韓国特許庁は今後も特許技術情報流通幅の拡張、ユーザー利便性の向上及び権益保護、国家競争力の向上に向け、国民に国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供していく計画である。

第3節 知的財産情報サービス水準の向上

1. 知的財産情報モバイル検索サービスの拡大

情報顧客支援局 情報管理課 行政主事補 イ・ビョンソク

イ. 推進背景及び成果

スマートフォンの拡散に伴いモバイル特許行政サービス需要の増加が予想される中、2010年韓国特許庁はモバイルホームページと発明カフェー、特許検索アプリを開発してサービスを提供している。その中で特許検索アプリは国内知的財産(特許・実用新案、商標、デザイン)情報の検索機能を提供するために開発されたアプリで、 아이폰及びアンドロイド運営体制でも使われている。キーワード検索を基準に検索範囲が設定できるのが特徴である。

一方、2013年1月からは国内特許・実用新案、デザイン、商標、審判情報の検索が可能なキプリスモバイルウェブを提供している。スマートフォンが登場する前の2008年モバイル標準によって開発された既存のモバイル商標検索サービスを高度化し、スマートフォンなどモバイル機器から知的財産権情報が簡単に検索・閲覧できるように、特許・実用新案・デザイン及び審判情報までサービスの提供範囲を拡大した。特許検索アプリより検索機能が高度化したサービスで、検索演算子(and, or, notなど)を利用したキーワード、期間別検索及び登録、拒絶など行政状態別の検索結果と整列機能を提供するとともに、書誌事項、図面、公報全文、登録事項などを閲覧できるサービスを提供しており、サービス改編の初年度である2013年度に180万件を超える検案件数を達成し、2014年度には281万件を記録して持続的に増加傾向にある。

<表V-3-13>モバイル検索サービスの利用状況

	2011年	2012年	2013年	2014年
特許検索アプリ	37,215	15,151	14,944	14,895

ダウンロード数				
モバイルキプリス検案件数	-	-	1,828,642	

ロ. 評価及び発展方向

2010年度に開発した特許検索アプリは誰でも簡単に本人が所持したモバイル機器を通じて特許検索ができるという利便性のおかげで、累積ダウンロード数が8万2千件に達するなど多くのユーザーから愛されている。しかし、年度別ダウンロード件数を見ると2011年3万7千件に達していたものが、2012年には15,151件、2013年14,944件、2014年14,895件と毎年下落している。

特許検索アプリの利用を活性化するため、今後特許検索アプリの検索機能を強化し、ユーザー中心のインターフェースを構築する予定である。また、モバイル機器の機種別互換問題、ネットワーク問題など現在まで報告された問題を改善していく予定である。

2010年度に開発した特許検索アプリと2013年にオープンしたキプリスモバイルウェブは、同じ知識財産権情報に対する検索サービスを提供しているが、モバイルユーザーの便宜を図るためにアプリとウェブに二元化してサービスを提供している。しかし、アプリとウェブを統合したハイブリッドアプリの活性化によって、韓国特許庁でもモバイル特許情報検索サービスを効率的に管理し、最適なモバイル検索サービスを提供するため、両サービスの統合と改編を行うことで、キプリスモバイルウェブをハイブリッドアプリとして発展させ、モバイルユーザーのサービス満足度向上を図る予定である。

また、特許情報ネットキプリスの海外利用国家が148カ国を超え、スマートフォン利用者が全世界的に拡散することに伴い、キプリスモバイルサービスの検索機能の高度化及びキプリスモバイル英文サイトの新規開発などを通じて、モバイルを通じた韓国特許情報の普及・拡散に貢献していく予定である。

<図 V-3-5> 特許検索アプリ及びモバイルKIPRISの画面



2. 海外進出企業のブランドネーミング支援に向けた海外商標情報提供の拡大

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

最近急増している特許紛争に比べて商標権紛争は相対的に知られていないため、その重要性が注目されていないが、企業の立場では紛争が発生すると商品の販売が難しいため、特許と同レベルなものとして認識しており、一つの商標を持つ商品が多様な国に輸出される場合が多い。そこで国家別の商標DBを総体的に検索しなければならない場合が頻繁に発生し、各国別に自国登録商標に対する検索サービスを益々強化する傾向にある。商品の輸出・輸入の場合、通関の前に簡単な事前検索だけで事後に発生し得る商標紛争を予防することができるため、国内企業の海外進出を助けるために海外商標検索サービスを提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 外部環境によって海外商標のデータを補強

国別のデータ政策、電子化有無などによって異なる入手時期と国内企業の輸出量及び要求事項を考慮し、海外商標庁と商標データの交換を推進することを決め、2010年から特許情報ネットキプリス(www.kipris.or.kr)を通じて米国、日本、オーストラリア、カナダの商標情報を試験的に国民向け検索サービスを提供し、2013年からはヨーロッパ商標庁(OHIM)に登録されたEU加盟国の商標情報まで拡大して提供している。

<表V-3-14> KIPRIS海外商標データの提供状況

国家	提供範囲	件数
米国	1823～現在	7,704,091
日本	1898～現在	1,370,720
オーストラリア	1906～現在	690,096
カナダ	1872～現在	1,274,897
OHIM	1996～現在	1,205,203
合計		12,245,007

2) 検索機能の高度化及び運営品質の向上

検索入力窓に日本語入力サービスを提供し検索できるようにしたが、2011年からは利用者の検索利便性を高めるために検索入力窓に韓国語文字を入力すれば韓国キーワードが日本語に自動変換される検索サービスを提供している。また、言語障壁を解消するために検索結果リストを日韓自動翻訳することで、一般国民が海外商標を便利に検索できるようになった。また、運営品質向上のために国家別支援言語の追加及び変更、漏れたデータ補完時において発生する所要時間を短縮するために検索サービスのプロセスを改善した。

ハ. 評価及び発展方向

特許情報ネットキプリスの海外商標検索サービスの利用量は2013年62,222件、2014年107,710件と増加傾向にある。サービス初期に発生した商標名称、イメージ漏れに

対して原本CD及び各特許庁に確認要請を行い、商標名称、イメージ再整備及び周期的自動アップデートシステムを開発して、商標データの正確性を高めるために持続的に努力する予定である。それによって海外商標検索サービスの利用活性化を図り、韓国企業の海外市場進出時に該当地域における企業との商標紛争可能性に対する事前調査検索費用及び時間節減の効果が期待される。特許情報ネットキプリスは今後多様な情報を国民に提供するため、各国の特許庁との協力を通じて持続的に海外商標データを拡大・提供する計画である。

3. 特許文献翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は高品質の審査・審判支援に向けて海外引用文献の言語障壁を最小化し、海外特許に対する国民のアクセシビリティ向上及び国内企業の国際競争力強化のため、翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のため、海外特許文献翻訳サービスの翻訳品質高度化事業を推進し、KIPRIS³²国民向けサービスの海外技術文献翻訳サービスに対して、審査官と同品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要5カ国特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献の機械翻訳の活用が広がりつつある。韓国特許に対する世界的関心の増加及び国内特許の保護強化のためには特許公報の言語的アクセシビリティの向上及び翻訳品質の管理が非常に重要である。

³² KIPRIS (Korean Intellectual Property Information Service) : 国民向け特許情報検索サービス

＜表V-3-15＞翻訳サービスの提供状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS, KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006～	2007～(有料)、 2014～(無料)	K-PION ³³ , KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS, KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013～	2015～(予定)	KOMPASS

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は新規技術用語など特許文献内において頻繁に登場する単語に対する翻訳辞典を持続的に構築して翻訳品質を高めている。2014年国内特許技術の海外保護強化のために国民向け検索システムで有料提供されていた韓英機械翻訳を無料で提供した。

＜表V-3-16＞翻訳辞典及び翻訳メモリ(TM)の構築状況

(単位：万件、()は翻訳メモリー構築件数)

区分	基本辞典 ³⁴	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
英韓辞典	301	30	35	20(1)	9(5)	-		395(6)
日韓辞典	123	30	30	10(1)	6(2)	-		199(3)
韓英辞典	310	30	-	-(1)	20	5	3	368(1)
中韓辞典	30	-	-	-	-	30	26	86
計	764	90	65	30	35	35	29	1,048

2009年から持続的な英韓・日韓機械翻訳品質改善事業によって、過去5年間(2009～2014)英韓・日韓の特許文書の引用活用件数は年平均其々26.8%、24.2%増加している。特に、2013年中韓機械翻訳の導入以降、中国特許文献の活用件数は過去5年(2008

³³ K-PION(Korean Patent Information Online Network)：韓国特許情報照会サービス

³⁴ 基本辞典は機械翻訳エンジンが内部に搭載された基本辞典のうち技術用語辞典の数である。

～2012年)間の平均活用件数より5.2倍増加した。

<表V-3-17>海外特許文献の引用文献活用推移

(単位：件)

区分	2012	2013	2014
日本語圏	78,194	88,264	88,580
英語圏	27,794	33,146	34,655
中国語圏	86	197	476

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は今後国民向け中韓翻訳サービスの拡大に向けて中・韓翻訳エンジンを導入し、持続的な翻訳辞典の構築を通じて中国特許文献の活用性を強化する予定であり、検索サービスの対象を抄録から公報全文に拡大する計画である。

4. 知的財産情報の統合検索支援

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 チェ・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産情報が国家経済成長と技術革新のエンジンとして認識されることにより、国民が手軽にアクセスして活用できるように多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは知的財産サイトにアクセスして良質の特化された情報を簡単に手に入れることができる。しかし、多数のサイトを個別的にアクセスして情報を得なければならない不便によって、情報間の相互連携性確保及び融合情報への活用が困難である。

そこで、韓国特許庁では国民に役立つ有用な知的財産情報をより手軽に総合的にアクセスできるよう、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス

(IPIS、www.ipis.or.kr)を構築した。現在、ユーザーが求める知的財産情報とともに利用度の高い非特許文献を持続的に発掘して追加連携し、検索機能を高度化したオーダーメイド型サービスを提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するため、従来(2013)提供していたIP情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統知的情報など、24種)に公共データポータルサイト(data.go.kr)を通じて活用度の高い非特許文献である著作権登録情報サービスを追加連携し、計25種のIP情報の統合検索ができるようにサービスしている。

<表V-3-18> 知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携状況

年度	2011	2012	2013	2014
連携IP情報個数	7	12	24	25
連携データ件数	6,699,578件	7,508,963件	143,984,269件	156,959,303件

2) 検索品質向上に向けた改善

既存サービスにデータ連携方法と検索エンジンを再整備することで検索結果の正確性と検索速度をより高め、連携されたデータの定期的な最適化を通じて利用者が一回のアクセスで複雑で難しい情報に簡単にアクセスできるように改善した。

<図 V-3-6> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大



ハ. 評価及び発展方向

各種知的財産情報サイトで個別的に提供されていた知的財産情報を統合・再構成して関連情報を総合的に照会できる窓口を構築した。それによりユーザーは知的財産情報統合サービス (IPIS) を通じてより手軽に欲しい情報を手に入れることができるという実質的な支援を行っている。今後もユーザーが希望する高品質の知的財産情報を持続的に発掘してサービスの連携を拡大し、需要階層別のオーダーメイド型コンテンツ分析を通じて融合情報の提供などユーザーからのニーズを積極的に反映し、知的財産関連の代表ポータルサイトとして発展させていく計画である。

第6編 生涯周期別知的財産人材の養成びグローバルリーダーシップの強化

第1章 知的財産に親和的な社会基盤の形成

第1節 知的財産専門人材の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンウク

創意的な科学、技術、コンテンツ及びアイデア等の知的財産が商品価値の主な決定要因となる近年、知的財産集約産業が新たに成長のパラダイムとして浮上する創造経済時代において、知識基盤経済革新の主体である起業家精神と創意的で融合的なマインドを備えた人材養成が国家競争力の核心要素として重要視されることにより、政府省庁の合同による協力体系を構築し、知的財産専門人材養成に向けて中長期的な総合計画(第2次国家知的財産人材養成総合計画(2013～2017))を策定し取り組んでいる。

知的財産創出人材養成のためには何よりも既存の理工系中心の知的財産教育の形態から脱皮し、医学、薬学系列、デザイン系列、商経系列等の系列全体において知的財産講座を開設し支援を行い、複合的な問題解決のために学制間の融合教育を実施している。また、知的財産担当教授の任用等を通じて自律的な大学の知的財産基盤の構築及び優秀な教育モデルの拡大等に向けて知的財産教育の先導大学を選定して支援している。また、体系かつ標準化された知的財産教育に向け、知的財産教育課程を開発して全国の大学に普及するとともに、大学教授を対象にする知的財産に関する基礎から高級までの多様な教育課程の運営を通じて認識向上及び専門性強化に努めている。

また、企業と大学が協力し創意的なアイデアを発掘して問題を解決する開放型革新(OPEN INNOVATION)形態の新産学協力プログラム(キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、D2Bデザインフェア)を通じ、参加企業は多様なアイデアで問題の解決や優秀な知的財産人材を確保でき、学生は知的財産を基盤にアイデアの発掘及び商品化による事業化又は技術移転等で競争力を高める大きな役割を果たしている。

そして、現在熾烈に行われているグローバル特許戦争に効果的に対応し、企業の知的財産経営基盤の構築及び競争力向上に向け、多様な事例内容を企業の実務人材向けに知的財産教育を持続的に実施している。

2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンウク

イ. 大学(院)の知的財産講座

1) 推進背景及び概要

コア特許、収入源となる特許の創出は研究者の創意的な能力だけでなく、特許についての事前調査を行って特許戦略を策定することにより成敗がわかる。日増しに増加する国内企業に対する海外先進企業との特許パテントロールによる特許訴訟も、特許の事前調査と適切な特許戦略の策定により最少化することができるため、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専従人材の養成が必要である。

これにより2006年から本格的に工学及び自然科学系列大学(院)の学生向けの特許教育に取り組んでいる。2010年には未来有望知的財産権の創出分野である医薬、経営、デザイン系列にまで知的財産教育を拡大し、2011年には大学の自律的な知的財産教育基盤構築のために知的財産教育先導大学を選定して支援を行い、2013年には知的財産教育の標準化に向けて標準教育課程を開発する等の事業基盤を構築した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育活性化に向けて理工系及び医薬、デザイン系列大学(院)だけでなく経営大学にまで知的財産科目を定期課程として開設し、知的財産に対する学生達の関心を高め、特許等の知的財産制度全般についての講義と特許検索及び明細書

作成等の実習も実施した。

2013年には57大学における知的財産講座が183講座新設され8,067名が受講したが、2012年に比べると278名が減少した。2014年度には大学の知的財産講座が64大学において188講座が開設され8,569名が受講し、2013年に比べ受講生が502名の増加となった。

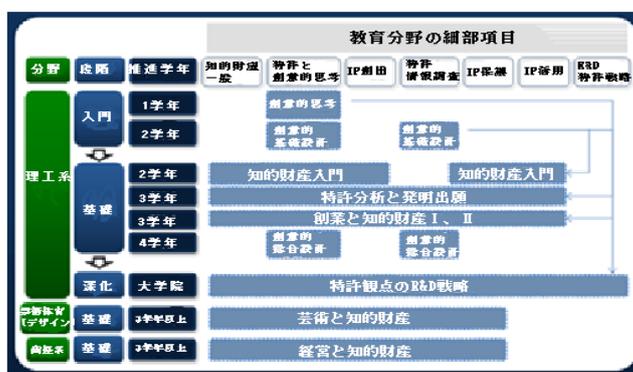
<表VI-1-1>大学の知的財産講座志願状況

区分	大学及び大学院				
	2010	2011	2012	2013	2014
大学数(校)	56	60	57	57	64
講座数(講座)	165	207	183	183	188
講座履修学生数(人)	8,316	9,762	8,345	8,067	8,569

2010年に試験的に取組んだ医薬、デザイン系列大学(院)の知的財産教育の場合、2014年度には医薬系列において4大学の13講座、デザイン系列において7大学の22講座で運営され、知的財産権教育についての関心度が高いものと示された。

また、大学1年から大学院に至るまで体系的で標準化された知的財産教育のため、分野別、段階別の教育履修体系を反映した知的財産標準教育モジュールと標準教材を開発し全国125の工科大学に普及を行い、大学における知的財産教育の拡大に取り組んだ。

<図VI-1-1>大学(院)知的財産教育の履修体系



2012年から大学の知的財産能力を強化し、大学自ら体系的な知的財産人材養成教育の実施ができるよう、知的財産専門教授を採用して運営するようにした。これにより仁荷大学、全南大学(1次)、壇国大学、釜慶大学、ソウル大学(2次)、公州大学、金烏工科大学、東国大学(3次)等の9大学を知的財産教育先導大学に指定し運営した結果、2014年度には9大学において418の知的財産講座が開設され16,002名が受講した。

＜表VI-1-2＞知的財産教育先導大学の運営結果

次教	大学	2012		2013		2014	
		講座数(個)	受講生(名)	講座数(個)	受講生(名)	講座数(個)	受講生(名)
1次先導大学 (2012)	江原大	26	1,084	29	1,042	38	1,434
	仁荷大	31	1,407	54	2,130	58	2,544
	全南大	26	950	27	1,167	31	1,288
2次先導大学 (2013)	壇国大	21	990	54	2,362	61	2,806
	釜慶大	7	155	21	508	24	753
	ソウル大	6	356	15	429	15	526
3次先導大学 (2014)	公州大	19	619	21	719	79	2,348
	金烏工科大	3	153	6	183	36	1,101
	東国大	3	161	3	165	76	3,202
計	計	142	5,875	230	8,705	418	16,002

3) 評価及び発展方向

大学(院)の知的財産講座は2006年から本格的に実施されて以来、量質ともに順調に成長しており、先導大学の講座を含め大学(院)の全体の知的財産講座は、2006年は48講座であったが2014年には606講座に11倍以上増加した。

今後、教養授業又は理論中心の教育から工学認証プログラム、専攻科目との連携や知的財産を基盤と工学、経営、医学、デザイン系列等の学制間の融合を通じて知的財産教育を持続的に取組み、創意的な融合型の人材養成と先導大学をさらに拡大支援を行い大学の知的財産教育基盤の構築と競争力強化に積極的に取り組む計画である。

ロ. 知的財産専門学位課程の運営

1) 推進背景及び概要

近年国内外の知的財産紛争が激化となるにつれ、このような紛争に効果的に対応し知的財産権基盤の戦略的R&D・技術投資戦略を策定できる知的財産専門人材の必要性が強調されている。知的財産専門人材は、工学的な知識だけでなく知的財産に対する法学的能力と経営戦略に対する深い理解が必要とされる。人材養成のためには大学院レベルの学問間の融合教育を実施しなければならず、既存の工科大学、法科大学、経営大学においてはこのような融合教育の実施が難しかった。

そこで、特許庁は知的財産専門人材養成のため、特化された大学院修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。「2009年にはKAISTと弘益大学が運営大学に選定され、2010年に初めて新生を募集して本格的に知的財産専門人材養成を始めた。

2) 推進内容及び成果

2014年に弘益大学で30名、高麗大学で14名の新生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程教育を運営し、学術大会の開催等の知的財産に係る研究活動も並行した。

<表VI-1-3> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録人員
KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法専門)	週末	2年 (6学期)	33単位	2011年 45名 2012年 58名 2013年 48名
弘益大	知的財産学修士(MIP) (MASTER OF IP)	週内 (平日 夜間 /週末週間)	2年 (4学期)	24単位	2011年 44名 2012年 45名 2013年 26名 2014年 30名

高麗大	専門修士学位 (知的財産学修士)	週内 (平日 夜間 /週末週間)	2年 (4学期)	34単位	2014年 14名
-----	---------------------	------------------------	-------------	------	-----------

3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は、国内において初めて知的財産分野の専門家養成のため、工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この過程を終了した専門人材は、特許戦略の策定、特許紛争への戦略対応、知的財産の創出及び活用等において企業と国家の知的財産競争力強化に核心的な役割を果たすものと期待される。今後大学別に特許強化された課程を強化するとともに、社会において必要とされる教育を実施する等のさらに活発な活動を繰り広げる計画である。

ハ. 知的財産教授向け教育のプログラム(T3)運営

1) 推進背景及び概要

大学で知的財産についての知識とこれを活用できる能力は、教授に対してもっと必要とされる。特に理工系教授は、知的財産に対する理解を基に教育を実施しなければならない知的財産教育者であり、科学技術研究の最前線に立つ研究開発者でもあるためである。

大学において設置される知的財産講座は、ほとんどが特許庁の支援により弁理士等の特許関連専門家によって講義が行われた。これは多くの理工系大学において専門分野と融合した知的財産教育の実施ができる教授がないか不足しているためである。そして、教授が研究開発を行う場合、知的財産に基盤した研究戦略を策定して取組まない収入源となる強い特許権を創出する成果等を極大化できないため、研究教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を備えるべきである。

従って、教授の知的財産能力向上のために理工系教授向けの知的財産教育プログラ

ム(T3 : TEACHING THE TEACHERS)を構築し施行した。

2) 推進内容及び成果

大学教授が教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用させるために段階別・分野別の教育プログラムを構築して実際に講義に適用できるよう事例中心の教育を実施した。

教育に参加できない教授には便宜を図って大学へ直接出向いて講義するプログラムと、中間試験期間中や夏と冬休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に対する認識向上と知的財産に関する 이슈を伝えるため、韓国知的財産教育研究会等計5の専門学会と協力して定期的な学術大会において知的財産セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向や研究戦略を発表して知的財産講義を実施した。

2008年に初めてスタートした教育課程には、知的財産の必要性を認識した教授の参加が増加して2014年まで累計2,034名が教育を受けた。特に短期集中教育の場合、2014年は88の大学で303名が教育を修了し大学内の知的財産教育の裾野の拡大に寄与した。教育全般に対する満足度も92.32%で高い満足度を示した。

<表VI-1-4> 大学知的財産教授教育の状況

区分	主な内容	2010		2011		2012		2013		2014	
		大学	人員								
訪問型教育	知的財産権基本	6	47	4	51	4	79	4	108	2	45
短期集中教育 (課程別 2泊3日)	知的財産権基本、特許情報調査分析、海外特許制度等	78	238	66	228	71	285	64	268	88	303
国外深化教育	先進国特許制度等	6	9	9	10	10	10	-	-	-	-
合計		81	294	79	289	73	374	64	376	88	348

＜表VI-1-5＞大学の知的財産教授教育プログラム

出前教育	短期集中教育
<ul style="list-style-type: none"> ・圏域別の大学訪問型教育により需要者便宜性の向上 ・知的財産権に対する興味を誘導 ・大学名(2大学)：中央大学、忠南大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・教授の知的財産能力向上及び特許活用能力の強化 ・課程名 <ul style="list-style-type: none"> - 春T3(知的財産権基本課程、有望知的財産権創出戦略課程) - 夏T3(特許情報調査・分析課程、強い特許のための請求範囲作成課程) - 秋T3(知的財産権基本課程、海外特許制度課程) - 冬T3(特許技術価値評価及びライセンスング課程、知的財産マスター課程)

＜表VI-1-6＞学会学術大会における知的財産セクションの開設状況

区分	イベント名	日時	場所	参加者数	テーマ
韓国知識財産教育研究学会	春季学術大会	2014. 4. 10～11	金烏工科大学グローバル館	81	地域経済活性化のための知的財産基盤の産学協力方策
大韓金属材料学会	春季学術大会	2014. 4. 24	大邱EXCO 323B	26	金属材料分野の特許出願戦略及び特許訴訟
韓国生薬学会	春季学術大会	2014. 4. 30	ソウル大学湖岩教授会館コンベンションセンター	210	生薬・天然物の特許発掘及び産業化戦略
ICT フラットフォーム学会	夏季学術大会	2014. 6. 24	麗水HIDDENBAY HOTEL	130	ICT 分野の特許 이슈と紛争事例
韓国工学教育学会	秋季学術大会	2014. 9. 26	ラマダプラザ-済州	34	工学教育分野における知的財産教育運営事例
計					5学会、481名

3) 評価及び発展方向

教授向けの知的財産教育プログラムに参加する教授が持続的に増加し続け、学生向け知的財産講義の必要性について認識した教授が高い関心と情熱をもって教育に参加し、知的財産講座を開設する等の教育課程運営に対する成果を収めている。しかし、量的な規模においては至らないところが多い。知的財産教育プログラムを終了した教授は、累計で2,034名(2008年～2014年累積人数)であり、全国の教授88,163名(2014年

の専任教員基準)対比2.31%に過ぎず、知的財産創出の核心人材である大学教授向けの教育を強化する必要がある。

さらに多くの教授が教育に参加できるようにするためには、知的財産に対する認識を広範囲に拡大する方策を講じる必要があり、特許庁主導の教育プログラム運営だけでなく先導大学等を通じて大学自ら教育を実施することが望ましい。

現在のプログラムをレベル別、プログラム別にプログラムを体系化、多様化にして教授が容易に参加できるようにするとともに、学会との協力を拡大して知的財産に対する認識向上を図る必要がある。また、知的財産教授同士のネットワーク構築を推進して知的財産教育についての情報と教案の共有、研究活動の活性化等を期すればより効果的なものとなるはずである。

3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ソン・イング
行政事務官 ヨム・ホンイク

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパスの特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に対する大学の関心を高めることができ、大学の実用的な特許教育を拡大するとともに、企業が必要とする特許に強いエンジニアを養成し、大学の斬新なアイデアを産業界に供給することを目的に実施された。企業は問題の出題及び審査、賞金を負担し、大学(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題について未来獲得戦略を提示し、特許庁は大会の運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な産、学、官の協力事例である。そして、企業が大学のアイデアを選択して企業経営に適用することは、企業内部に限られたR&Dから果敢に脱皮することであり、外部の

技術やアイデアを積極的に活用することによって企業内部の革新に繋がる開放型革新(OPEN INNOVATION)の事例ともいえる。

イ) 競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードの競合部門は、特許戦略策定部門、専攻技術調査部門の2部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技術主題に対し国内外の特許を分析して研究開発戦略及び特許獲得の方向を策定するものである。先行技術調査部門は、産業別仮想の出願書又は発明要約書について関連のある先行技術を調査した後、特許可能性の判断や出願書の作成と補正を行うことである。

ロ) 参加資格

国内大学(院)生を対象に特許戦略策定部門は3名以内のチーム又は個人で参加でき、必ず指導教授1名が参加しなければならないが、先行技術調査部門は個人の参加である。

ハ) 審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行され、書類審査は、申請資格の有無、推薦書(参加確認書)確認等の基礎審査であり、書面審査は、企業が提出した答案を審査基準に従い受賞者数の3倍数程度を選抜する。発表審査は、書類審査で選抜された者を対象に自分が作成した論文発表を通して最終順位を決める。最終審査においては企業が推薦した最優秀学生を対象に特許庁長官賞以上の上位の賞を選定する。

ニ) 審査基準

審査基準は、競合部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を行う。先行技術調査部門の書面審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成、補正を中心に細部評価指標を定めた。特許戦略策定部門は先行特許調査及び分析、特許戦略策定を評

価項目に定め評価指標を定めた。

<表VI-1-7> コンペティション部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術	先行技術 検索	先行技術調査達成度	効果的な検索方法の使用有無、先行技術調査結果の達成度等
		検索先行技術適正性	検索先行技術の問題出題意図との不適合性
調査部門	請求範囲 作成、 補正	請求範囲作成、補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用等
		特許要件に係る意見の妥当性	新規性及び進歩性等に関する説得力のある意見改進を行ったか否か
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析等	技術開発及び産業動向等の分析	技術、市場、産業動向分析の適正性等
		先行特許調査(定量、定性分析)等	主要技術に対する先行特許調査等の細部モジュール別、国家別、出願人別の分類等の核心特許の導出等
	核心特許の導出、選別、分析等	主要特許の検索レベル、選別、分析の適正性等	
	特許戦略策定等	未来技術開発の方向、戦略等の提示	未来技術開発のための基本方向、戦略提示の適正性等

<表VI-1-8> コンペティション部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術調査部門	学生 答案	先行技術検索など	先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性など
		請求範囲作成・補正など	請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業 成果	問題解決寄与度	問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果程度

			など
		発展可能性など	今後の研究課題採択可能性、実務適用計画など
特許 戦略 確立 部門	先行特許 調査及び 分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別分類など 核心・基盤特許導出など
		基盤特許の導出、選別、分析など	重要特許の検索程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略 確立など	将来技術開発の方向・戦略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得の戦略確立の具体性・適正性など	基盤特許確保のための特許戦略提示など 回避(空白)技術設計の方策など 内部開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発可否判断など
特許分析と戦略確立(回避設計)間の論理的関係性など			

ホ)2014年の授賞内訳

2014年キャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略策定部門ではWIPO事務総長賞と特許庁長官賞以上の上位の賞に学生チーム、指導教授6名が選定され、後援機関の優秀賞は21チーム、後援機関の奨励賞は37チームが選定され、全体で65チームが選定された。先行調査部門ではWIPO事務総長と特許庁長官賞以上の上位賞に5名、後援機関優秀賞31名、後援機関奨励賞57名で全体で93名が選定された。授賞式には大学総長、企業CEO等の社会著名な有職者200名余りが参加し全体では430名の参加となった。

＜表VI-1-9＞2014年の授賞内訳

区分	特許戦略確立		先行技術調査
	学生	指導教授	
産業通商資源部長官賞	1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	1人 (300万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞	1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	-
特許庁長賞	4チーム (問題当たり800万ウォン)	4人 (問題当たり500万ウォン)	3人 (問題当たり200万ウォン)
特別賞(WIPO事務総長賞)	1チーム (700万ウォン)	-	1人 (150万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞	問題当たり1チーム (600万ウォン)	問題当たり1人 (100万ウォン)
	奨励賞	問題当たり2チーム (200万ウォン)	問題当たり2人 (50万ウォン)
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)	1大学(1000万ウォン)		
最多応募大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)	1大学(1000万ウォン)		

へ)2014年の主要日程

2014年キャンパス特許戦略ユニバーシアードは2014年3月26日大会公告を始めに申込書の受付、論文提出、審査の順で行われた。

＜表VI-1-10＞2014年の細部推進日程

区分	詳細内容	2014年の日程
----	------	----------

公告・受付	大会公告	2014. 3. 26
	参加申込書の受付	2014. 3. 26～4. 30
先行技術調査部門	問題公告	2014. 3. 26
	答案提出	2014. 5. 26
	基礎・書面・発表・最終審査など	2014. 5. 27～7. 22
特許戦略策定部門	論文提出	2014. 8. 25
	基礎・書面・発表・最終審査など	2014. 8. 26～10. 21
授賞式		2014. 11. 19

2) 推進内容及び成果

イ) 電機電子、造船機械金属、化学生命等3分野に45機関が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は、2010年はサムスン電子、LG電子、現代KIA自動車など43社、2011年は韓国電力公社、DOOSANインフラコアなど46社、2012年は(株)KT、サムストータル、日進製鋼、サムスンSDIなど47社、2013年はサムスンディスプレイ、現代ROTEM、FEELUX の41社、2014年はLGディスプレイ、韓国電子通信研究院等の45社が参加した。受賞者に対する2014年の就職優遇企業はHanhwa Chemical等19社であった。

※2014年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(45社)

サムスン電子株式会社、Hanhwa Chemical、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、シンアエスビ、DAESUN造船、韓国電力公社、現代製鉄株式会社、SKハイニックス、LGシリトロン、株式会社緑十字、(株)KT、サムスンディスプレイ、サムスン電気、KITURAMI、ILJINディスプレイ、KMAC、現代ROTEM、韓国科学技術研究院(KIST)、韓国航空宇宙研究院(KARI)、韓国機械研究院(KIMM)、韓国電子通信研究院

(ETRI)、韓国標準科学研究院(KRISS)、韓国電気研究院(KERI)、韓国原子力研究院(KA EIR)、ジュウソンエンジニアリング(株)、高麗亜鉛(株)、DOOSAN重工業、HUROM、POSCP 特殊鋼、韓国鉱物資源公社、韓国エネルギー技術研究院(KIER)

※受賞者就職優遇企業(19社)

Hanhwa Chemical、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、ソウル半導体、LGシリトロン、韓進重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船海洋、シンアエスビ、KMAC、KITURAMI、ジュウソンエンジニアリング(株)、ILJINディスプレイ、HUROM

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により、2012年は101の大学から3,423チーム、2013年は106の大学から3,844チーム、2004年は109の大学から3,757チームが参加した。この中で94大学の1,950チームが論文を提出し、この中から37大学の158チームが受賞者として選定された。

<表VI-1-11>部門別の参加及び受賞状況

区 分	特許戦略確立		先行技術調査		合計	
	大学	チーム(名)	大学	チーム(名)	大学	チーム(名)
参加申込	76	699(1,512)	96	3,058	109	3,757(4,570)
論文提出	63	293(671)	73	1,657	94	1,950(2,328)
発表審査	37	111(275)	35	198	46	309(473)
受賞者	25	65(164)	27	93	37	158(257)

ハ)大学別の受賞者状況

2014年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて受賞者を出した大学は37大学(158チーム、257名)である。最多受賞大学嘗及び最多応募大学嘗は仁荷大学が占め

た。

<表VI-1-12> 最多受賞大学及び最多応募大学

最多受賞大学	最多応募大学
仁荷大学	仁荷大学

※ 最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0) + (特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)
 *(上位賞受賞チーム数×1.5) + (優秀賞受賞チーム数×1.0) + (奨励賞受賞チーム数×0.5)
 *上位賞:知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

※ 最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0) + (特許戦略樹立部門の論文提出チーム数×3.0)
 *書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

3) 評価及び発展方向

2014年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は大会について肯定的な評価をした。後援企業は「全般的に技術力が優秀であり、問題の理解が明確で具体的な実現アイデアが優れている」、「ロードマップによる戦略提示が印象的であった」と評価した。また、主催・主管機関は後援機関の管理、授賞式の開催、次世代の知的財産リーダのネットワーク運営の支援業務の協力を行う等、成功的な大会開催のために努力を傾けたと評価した。

参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ることができ、特許戦略の策定において将来の技術発展方向を予測する経験ができたと評価し、就職学生たちも大会で習った知識が企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかを面接官に説明す

ことができ、肯定的な評価を受けたと述べ、大会の参加主体の全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードに対し肯定的な評価をした。

ロ. D2Bデザイン・フェア

1) 推進背景及び概要

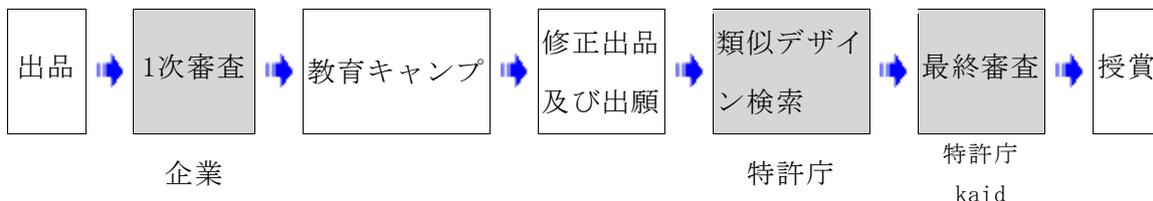
D2Bデザイン・フェアは、デザイン権の認識向上により国家産業競争力を強化することが目的であり、2006年の大学生デザイン公募展 (Design & Right) からスタートし、2008年にはその対象と方法を画期的に変えてデザイン権公募展 (Design Right Fair) となった。韓国貿易協会と共同の開催で輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には外国人の出品及び外国企業の参加も可能となり作品の多様性を高めた。2011年には大会の名称を「D2Bデザイン・フェア」に変えて参加者向けにIP教育と、現場における参加企業の教育とインターシップを拡大する等、より多くの支援を行った。

数多くあるその他のデザイン公募展は、各企業の広報と安価な費用で優秀なデザインとアイデアを得ることに目的を置いているため、出品者はすべての知的財産権を主宰側に譲り渡し所定の賞金だけ受け取ることが現状であった。しかし、D2Bデザイン・フェア出品作のデザイン権等は知的財産権創作者であるデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション (open innovation) であることが最も大きな特徴である。

この公募展は、新しいデザインが必要な物品について企業側で提示し、デザイナーは、この物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらはD2Bサマースクールに参加でき、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは、本人のデザインの問題点を修正し最終出品する一方、自らデザイン登録の出願も行う。特許庁の類似デザイン検索が終われば韓国産業デザイナー協会 (KAID) 所属のデザイン教授で構成される審査委員団が、企業の意見を最大限に反映して最終受賞作を選定す

る。企業が受賞作を商品化する場合は受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げに伴うロイヤリティーを受けることになる。

<表VI-1-13> D2Bデザイン・フェアの審査手続き



2) 推進内容及び成果

2014年の「D2Bデザインフェア」では、23企業が公募物品を提示し80大学で4,806件が出品されてデザイン146件を出願した。また、4件についてはライセンスの締結または締結する予定である。

<表VI-1-14> 2014年のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部庁官賞	キム・ヒョンソク、キム・サンア	Tulip
金賞	特許庁長賞	キム・ヨンソン	REQUB
	韓国貿易協会会長賞	チョン・ヒョンシキ、チェ・ユリ	Easy Clean Pack
	WIPO事務総長賞	イン・ヨンジョ、キム・ハクス	Bird Drawing Pin
銀賞	韓国デザイナー協会会長賞	イ・ハンソル、キム・ヒョンソク	Birds
		パク・ヨンソ	月が笑う夜
		イ・スンヒョン	The Modular Series 1
	韓国発明振興会賞	キム・ナムヒ	Folding case of vegetables
		ド・ウヒョン	山岳持つもの、固定型ベスト
		ファン・キナム、コ・ジス	Clasp Range
韓国産業デザイン	アン・クックジン	Step by Step	

	振興院長賞	チョン・ソンジン、キム・チョンジク	Crossing
		ハム・ノミョン	アフオーダンスベンチtype1

<図VI-1-2>2014年の大賞(Tulip、左)及び金賞(Easy Clean Pack、右)受賞作



3) 評価及び発展方向

出品作が4,806件で前年に比べ46.6%の増加、参加人数も1,626名で前年に比べ20.5%の増加となり量的な成長を遂げた。ライセンスも4件が締結され、事業化の検討企業も4件で大きな成果を収めた。しかし、出品作が首都圏に集中されていることから今後は地方大学等に対する多様な広報も必要とされ、また、企業のデザイン品目も製品デザインに止まる等、今後視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業を積極的に参加させる広報戦略を多角化にして多様な企業を選定し、事業化が容易で効果の高いローテク（Low-tech）分野へと拡大すべきであり、授業と連携させるために期間を調整して大学において実質的な知的財産権の出願教育機会を提供するとともに、出品作の多様化を追求すべきだと評価された。この他に1次合格者に対する教育と出題企業とのメンタリングにより知的財産権管理及び活用能力の強化と、事後の受賞作品に対するライセンス管理を徹底させて名品公募展として跳躍できるようにする計画である。

ハ. 大学創意発明大会の開催

1) 推進背景及び概要

知財戦争に勝つためには、特定分野に対する工学的知識と創造力、知的財産に対する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を基盤に技術課題について創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と連係した研究計画の策定及び発明の事業化等R&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることができるはずである。

このような認識の下で、知的財産に強い創意的な発明人材を育成し、大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のため、2002年から行ってきた学部の学生及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展させ統合した「大学創意発明大会」を2010年から運営している。

2013年の大会では、これまで「発明研究部門」、「発明特許部門」、「発明公募部門」の3部門により開催された大会を自由部門と公募部門に統合して開催した。大会開催の成功のために韓国科学技術団体総連合会と共催で開催し、教育部を始め大韓機械学会等7の工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会の後援とLG産電(株)の協賛により参加基盤を拡大した。

<表VI-1-15>大会の主要進行日程及びプロセス



特に書類審査を通過した作品については2泊3日のIPサマー(IP-Summer)キャンプを運営し、知的財産専門家が大学(院)生に先行技術調査及び特許明細書の作成教育等を通じて参加者のアイデアが知的財産権として出願できるように積極的に支援する。また、優秀作品については特許費用、試作品の製作、事業化等の支援を行う。

2) 推進内容及び成果

2014年の大会では計124大学から3,961件が出品され、申請件数を基準に前年度の実績と比べると15.1%増加となった。その中から51件を選定して授賞したが、大統領賞は「顔面自動認識システムを搭載したスマート電動ゆりかご」を出品した仁済大学のキム・ハクス(チーム長)、ファン・テミン、ジャン・ンソク、の学生チームが、最優秀発明サークル賞は金烏工科大学の発明サークルの「亀甲船の神話」が受賞した。

<表VI-1-16> 大学創意発明大会の出品状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
申請件数	1,990	2,360	3,030	3,442	3,961
参加大学	120	122	115	94	124

<表VI-1-17> 2014年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況

賞格	授賞主体	大学名	氏名(学年)	発明の名称
大統領賞	大統領	仁済大	キム・ハクス、 ファン・テミン、 ジョン・ンソク	顔面自動認識システムを搭載したスマート電動ゆりかご
国務総理賞	国務総理	亜州大	イ・チャンレ、 ムン・ソクヒョン	エネルギー節減のための窓一体型ブラインド
WIPO事務総長賞	WIPO事務総長	浦項工科大	イ・ベクヒ、 イ・スンフン	飲食物の呑み込み回数測定システム
最優秀賞	未来創造科学 部長官	清州大	キム・スルミン	避難用階段移送椅子に変形できる車椅子

		清州大	ヨム・ソニア	鍋とバーナーが結合した一体型バーナー
産業通商資源 部長官		蔚山大	ユン・テシク、 オム・デヒョン、 パク・チャンヒ、	ゲームアプリケーション連動のスマート水耕栽培機
		仁済大	ノ・キョンヒョン	車両カーテンの開閉装置
特許庁 長官賞		漢陽大	パク・チャンヒ	寝具用静電気掃除機
		湖南大	イ・カンジュン	EA-SY パンイ

3) 評価及び発展方向

2014年の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を図り、大学発明活動の底辺を拡大した。参加者は大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワーク等の経験を積みR&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができ、また、大学発明サークル活動の支援を行うことにより大学生らの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。

今後も大会受賞者のために持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者のためのネットワーク構築等を通じて大学生の持続的な発明活動の支援を行い、延いては受賞学生をR&Dの核心人材、創意的リーダーとして育成する努力を続けなければならない。

4. IP経営Level-upプログラム等を通じて企業の知的財産専門人材の育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・フンコン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の核心基盤となり、企業の競争

力を左右する核心要素として注目されている。最近、知的財産を巡る企業間の紛争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が求められている。このような業務がますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に関する専門知識を有し、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の育成が急を要する。

しかし、現状は一部の大企業を除いたほとんどの韓国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪であり、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2013年の知的財産活動に関するアンケート調査¹⁾によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の割合は5.3%に過ぎないものと調査され、専門担当の人材を保有している企業の割合も約16.1%³⁵⁾で低いレベルであることが分かった。特に、資金と人材が不足する中小企業の場合は知的財産の紛争に無防備で露出されており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

従って、韓国特許庁では、中小企業の知的財産専門担当者を体系的に育成し、知的財産能力を高めるために中小企業の知的財産専門担当者の育成及びインフラ構築のための政策を策定し取組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 中小企業IP経営 Level-upプログラムの運営

2009年から本格的に運営された企業知的財産の職務教育課程は、中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程を提供する等の持続的な業務改善の過程を通して企業の知的財産能力の強化及び専門性向上に寄与した。また、知的財産基盤が脆弱な中小企業人材に対する支援を強化するために中小企業人材に対する教育費を80%支援した。

2013年の場合は、中小企業人材のレベルに合う多様な教育課程を提供するために教育対象別に「初心者向けの入門課程」と「在職人材のための上級課程」に区分し、教

³⁵⁾ 2013年度知的財産活動実態調査、2013年11月特許庁・貿易委員会

育内容を段階別に細分した31の教育課程を構成し需要者がレベルに合う教育科目を選択できるようにした。

入門課程は知的財産基礎教育が必要な中小企業の新規人材を対象に構成し、上級課程は在職人材を対象に特許評価及びライセンス契約、知的財産紛争対応及び交渉等の専門家レベルの業務知識を中心に構成した。31課程において225名の中小企業人材が教育を修了した。

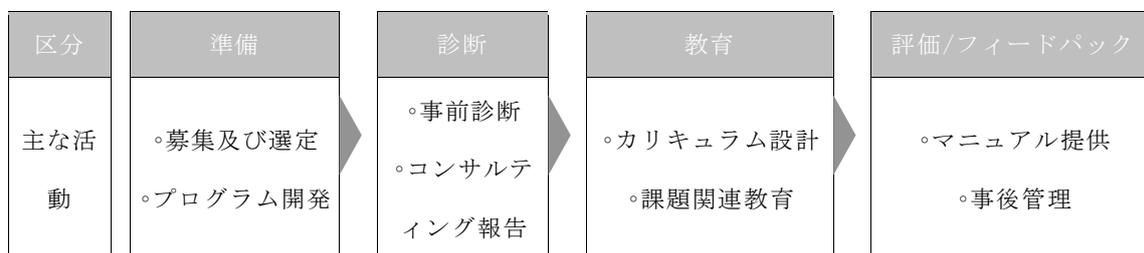
＜表VI-1-18＞2013年の中小企業知的財産職務教育課程状況

区分	教育内容	課程数	中小企業 修了生数
入門課程	知的財産権基礎、特許請求範囲の解釈と侵害判断など	14	108
上級課程	特許評価とライセンス契約、知的財産紛争及び交渉など	17	117
計		31	225

しかし、このような国内職務教育の課程は主題別の理論教育であることから教育効果が低く、首都圏での短期集中教育として行われているので接近性が悪い地方の中小企業人材の参加が低い。中小企業経営像層の立場からみると、人材不足、教育に対する信頼不足等の理由により実務人材に対する知的財産教育に消極的な状況であった。

このような問題点を解決するため、2014年から国内職務教育課程を「IP経営Level-upプログラム」に全面改編した。既存の主題中心(SUBJECT-BASED)の理論教育ではなく問題中心(PROBLEM-BASED)の実務教育を通して教育に対する企業の満足度を高め、現業において即活用できる教育へと方向を変えた。

＜表VI-1-19＞IP経営Level-upプログラム



IP経営Level-upプログラムは、企画・R&D・製品生産等の企業経営全般において、特許を戦略的に活用して企業において特許経営ができるよう知的財産管理能力を強化する教育である。研究開発部署と特許部署の有機的な連携を通して企業の強い特許創出を誘導するため教育対象に企業のR&D研究人材及び特許担当者等を含める。支援企業は知的財産権保有状況、知的財産専従組織及び人員、R&D研究人材規模等の企業の知的財産活動及びインフラ等を総合的に評価して選定した。

起業家、弁理士及び地域知的財産センターの特許コンサルタントで構成される専門家グループを企業とマッチングし、2ヶ月間企業現場に5回程度派遣した。まず企業の知的財産状況及び経営実態、能力レベル、R&D政策方向等について設問(面談)及びテスト等で診断を行い支援企業の教育ニーズに合うカリキュラムを構成した。実際の教育時には、支援企業の事例を活用することによって教育効果を最大化にして現業に役立つよう運営した。今年試験的に実施した結果、全国6広域市道において48社を支援した。2015年には全国の中小・中堅企業を対象に知的財産創出・管理、知的財産紛争予防等の2段階プログラムで構成し、企業のレベルと領域に合わせて体系的に教育課程を運営する計画である。

2) 海外知的財産戦略人材育成課程の運営

海外における最多出願及び特許紛争が予想される中小企業人材のグローバル知的財産紛争対応能力強化のため、韓国内で海外主要国の知的財産制度及び訴訟手続き等を教育する「海外知的財産紛争及び交渉課程」を開設し運営した。

2014年には、出願、紛争及び訴訟等を経験した弁理士及び弁護士等を国内専門家講師として招聘し、知的財産に係わる海外先進国の特許・商標等の出願戦略、特許侵害事例及び紛争解決のための交渉戦略等について教育を行った。また、米国特許出願戦略及び訴訟手続きの教育6回、中国知的財産動向、出願戦略及び紛争対応4回、国際特許ライセンス契約と交渉1回、ヨーロッパ特許動向及び出願戦略1回を開設して計12回の教育を実施し、中小企業人材の海外知的財産実務能力を高めることに努めた。本課程においても中小企業の費用負担を減らし参加率を高めるために中小企業人材に限り教育費の80%を支援した。

<表VI-1-20>2014年海外知的財産戦略人材育成課程の状況

課程名	教育期間	全体教育受講者数(中小、中堅企業人材)
国際ライセンス契約及び交渉	2014. 4. 14～4. 15	31(27)
成功する米国特許出願戦略	2014. 5. 12～5. 13	21(17)
米国特許訴訟の段階別ガイド	2014. 5. 27	22(18)
米国特許侵害判断と事例分析	2014. 6. 10	29(20)
中国知的財産動向と出願戦略	2014. 6. 24	28(20)
中国知的財産紛争動向と対応方策	2014. 7. 8	27(19)
ヨーロッパ知的財産の最近動向と出願戦略	2014. 8. 26	20(16)
中国知的財産動向と出願戦略	2014. 10. 2	32(28)
米国特許訴訟の段階別対応戦略	2014. 10. 14	15(13)
米国特許侵害判断と事例分析	2014. 10. 30	20(17)
中国知的財産紛争事例及び対応方策	2014. 11. 13	23(22)
成功する米国特許出願戦略	2014. 11. 25	16(10)
計		284(227)

同課程は、国内専門家を招聘し講演してもらい、海外特許出願及び訴訟制度等の実

務を中心に深度ある教育を実施した。受講生の海外知的財産制度に関する理解に役立たせ、増加する企業の国内外の知的財産紛争に備え、知的財産管理人材の知的財産能力を高める機会となった。

3) 中小企業関連機関と連携した知的財産教育課程の運営

中小企業教育機関である中小企業振興公団傘下の中小企業研修院及びベンチャー協会と連携し中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小企業研修院の既存の教育課程に知的財産科目を追加して開設し、特許庁は教育コンテンツの提供及び専門講師の支援を行い、中小企業研修院は受講生の募集及び教育場所等を提供した。

2014年に、中小企業研修院(安山)において運営中の各種教育課程に、知的財産関連の教育を開設して中小企業人材105名に対し教育を行った。

<表VI-1-21> 2014年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況

区分	連携機関	課程名	教育日付	教育者数 (名)
1	中小企業 研修院 (安山)	製品開発 Project Management - 製品開発段階において必要な知的財産権	2014. 4. 3	37
2		製品開発/改善のための価値工学(VE) - 技術保護のための知的財産侵害判断	2014. 4. 24	18
3		特許及び知的財産権100% の活用	2014. 10. 16	23
4		技術保護のための知的財産侵害判断	2014. 11. 13	27
合計 (計 4回教育)				105

教育課程は知的財産に対する関心と興味を誘発する基礎知識及び事例を中心に運営した。同課程の運営を通じて中小企業人材の知的財産に対する教育機会を拡大することができ、中小企業研修院で運営する既存の教育課程よりも、知的財産課程に対する受講生の満足度が多少高く評価され、教育の効果が高いものと示された。

4) 地域の中小企業CEOの知的財産経営認識向上に向けた特別講演運営

地域の知的財産センターと連携を図り、各地域別のIP経営者向けに、各々の会合で主催するセミナーワークショップ等に講師を派遣し、中小企業CEOの知的財産経営認識向上のために知的財産特別講演を支援した。2014年には仁川知識財産センター等と連携して計229名に対し教育を実施した。

<表VI-1-22> 2014年地域における中小企業CEO知的財産経営認識向上特別講演の状況

区分	教育概要		
	会合名	日時	人数
仁川知的財産センター	仁川 IP経営人クラブ朝食セミナー	2014. 6. 27	40
光州、全南、済州知的財産センター	湖南、済州 IP経営人協議会交流会	2014. 11. 18	52
仁川知的財産センター	仁川知的財産経営の成果報告会	2014. 12. 17	137
計			229

5) 企業間における知的財産ノウハウ共有などのためのKINPA運営と支援

現在、企業間における知的財産ノウハウの共有と、知的財産教育等による企業の知的財産人材能力を強化する目的に、韓国知的財産協会(KINPA)³⁶が設立され活動している。

2014年には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など7つの分科委員

³⁶ 韓国知識財産教会(KINPA, Korea Intellectual Property Association) : 2008年6月4日、サムスン電子、LG電子、現代自動車、POSCO等の国内主要企業67社が集まって、知的財産に対するノウハウの共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共存協力などを目的に設立された。

会³⁷を計40回開催し、企業特許担当者の知的財産ノウハウの共有及び事例発表を行った。また、会員企業の特許実務者で構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決めて議論する役割を遂行している。

これとともに全体ワークショップ、コンファレンス等の対外行事を主管し、特許庁と協力して主要IP5会合に韓国代表団体として参加しIP5 Industry会合を開催(2014年6月)した。また、新規会員企業の加入を決め、分科委員会の活性化方案等のようなKINPAの充実化を図る多様な活動を展開した。

そして、最近の知的財産 이슈に関する国内外の知的財産専門家の主題発表等で構成されるKINPA Annualコンファレンスを開催した。2014年には約300名の企業関係者が参加し、「主要5ヶ国特許庁協議体の特許情報システムの共有に関する動向」、「主要5ヶ国特許庁(IP5)の特許調和」、「主要5ヶ国特許庁の審査協業及び優先審査制度」、「米国無効審判制度」、「不正競争行為(商品形態の模倣)」、「最近の特許審判判例動向」等の知的財産戦略及び実務者の専門性を高めるための主題を取り扱った。なお、企業の知的財産経営に貢献し、知的財産ノウハウの共有及び拡大に寄与した企業の知的財産担当者に対しBest特許エンジニア賞を授賞した。

<図VI-1-3>KINPA Annualコンファレンス開催模様



³⁷ 特許分科、商標デザイン分科、国際分科、中小企業分科、ライセンス紛争分科、特許情報分科、IP経営分科

また、2014年にも企業内で知的財産を総括しているCIP0(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、国内企業のIP経営戦略、職務発明補償の最近の判例動向及び企業の対応策、最近のグローバル特許訴訟事例などについて紹介した。

＜表VI-1-23＞2014年CIP0朝食会セミナーの開催状況

日時	発表主題	発表者
2014. 2. 19	IPを活用した企業経営戦略	HALLA VISTEON CLIMATE CONTROL Corp アン・ヨンギ常務
2014. 4. 16	技術競争力強化のためのIPパラダイムShift戦略	DOOSAN重工業、カン・ドンヒ常務
2014. 6. 24	B2B 企業の商標経営事例	LG ディ스플레이、オ・ジョンフン常務
2014. 8. 26	ボルボグループのIP革新戦略	ボグループ코리아、イ・ヨングアン常務
2014. 10. 15	侵害訴訟事例で見た知的財産	ウィニアマンド、イ・ジェホン担当
2014. 12. 17	ベンチャー企業の特許戦略と研究開発の方向	ツインウォン、ナム・ヨンヒョン代表理事

同協会の運営を通じてこれまで「秘密と競争」として代表される知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有等の活動により企業の知的財産能力を高める契機となった。

ハ. 評価及び発展方向

本事業は、中小企業知的財産の人材を対象に知的財産の理論と現場で適用可能な実務中心の教育課程を併行して行い、中小企業担当者の知的財産業務能力を高めることに寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有等のKINPAにおける活動は、企業人材の知的財産能力の強化及び企業間の知的財産協力インフラ構築等、知的財産専門担当者を育成する基盤を構築することに貢献した。

今後本事業の運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員等の経営陣に対する教育も行い、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に紛争・交渉分野を強化し、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

一方、職務教育課程を新たに改編してR&D研究課題等、企業が直面している知的財産関連課題について専門家の診断を受けた後、オーダーメイド型の教育を実施する問題解決型教育への転換とともに、知的財産紛争・交渉関連分野に対する教育も強化する予定である。

また、社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるよう支援する計画である。

5. 知的財産単位バンク制度

国際知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 パク・ジンホ

イ. 推進背景及び概要

近年、技術が高度化し競争が熾烈化するにつれて知的財産の重要性が増大し、これに伴い知的財産が一般大衆にも必ず必要な知識として注目されている。これを受け知的財産専門人材の養成及び知的財産大衆化の実現のため、知的財産分野の生涯教育制度の導入が必要となった。

また、既存の知的財産教育が単発的、散発的に運営されてきた。知的財産人材の体系的な養成が難しく研究所、企業等の関連業務従事者を中心に教育が行われていたため、一般大衆が体系的に知識を習得することに限界があった。従って、現在の趨勢に合わせてパラダイムを国民向けの教育に展開させるとともに、知的財産の管理・保護・創出・教育の体系的な知的財産専門家養成の教育プログラムが必要となった。

一方、特許庁で2013年1月に発表した「第2次知的財産人材養成の総合計画」による

と、特許庁が2013年から2017年までの5年間に約93万名の知的財産教育需要が発生し、その中で知的財産管理及びサービス等の専門分野に8万名の人材が必要となると推定している。それにもかかわらず、現在の国内知的財産関連の教育課程は、光雲大学、京畿大学等の14大学のみ運営され、在学学生数は前年度の基準で約900名に過ぎない。また、教育カリキュラムも理工系科目と法学科目を融合しているわけではなく理工系又は法学中心の科目に偏重しており、市場で要求する人材を養成することに限界があった。

そこで特許庁は、国家生涯教育制度内の単位バンク制度の標準教育課程に31科目で構成される「知的財産学」専攻を新設し、知的財産分野に関心のある国民であれば誰でも「知的財産」を専攻とする「学士学位」を取得できるようにした。

ロ. 推進内容と成果

単位バンク制度は、大学と同様に1科目(45時間)終了時に3単位が認められ、計140単位を履修すると単位取得の所要研修と関係なく学士学位を取得することができる。

2012年に「知的財産大衆化に向け知的財産教育の生涯教育制度の導入方策」を設け、2014年5月に標準教育課程に「知的財産学」専攻を新設し、専攻必修10科目と専攻選択21科目で計31科目を構成した。

<表VI-1-24> 知的財産単位バンク制度の知的財産一般科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体必修	知的財産概論	ー産業財産権及び著作権の基本概念	法学史
全体選択	発明の理解	ー発明のための理解及び創意的発想技法	
	デザイン論	ーデザイン理論の概念、傾向、歴史等	産業デザイン等10科目
	インターネット	ーインターネットと商標・著作権・特	

	知的財産権法	許・パブリシティ権	
	知的財産 出願実務	－産業財産権の出願実務教育	
	知的財産 審判訴訟実務	－知的財産権の判制度実務	
	国際出願実務	－主要先進国の出願実務	
	国際知的財産権	－主要先進国の制度及び国際条約	
	デザイン経営課 ブランド戦略	－ブランドとデザインを通して経営戦略	産業デザイン 等3科目

＜表VI-1-25＞知的財産単位バンク制度の法学科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体 必修	特許法	－特許制度の基本的理解	－
	商標法	－商標制度の基本的理解	－
	デザイン保護法	－デザイン保護制度の基本的理解	－
	著作権法	－著作権制度の基本的理解	
	法学概論	－法学に対する基本的理解	法学史
全体 選択	民法総則	－民法に対する基本的理解	法学史
	知的財産と競争法	－独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び 営業秘密保護法	－法の基本的理解	－

＜表VI-1-26＞知的財産単位バンク制度の理工系基礎科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体 必修	自然科学概論	－現代科学に対する基礎的理解	－
全体	物理学概論	－大学物理	物理治療学等3科目

選択	科学概論	－大学化学	化学工学等7科目
	生物学概論	－大学生物学	臨床病理学等5科目
	地球科学概論	－大学地球科学	教養科目
	工業設計	－大学機械構造設計一般	機械設計工学
	材料科学	－大学材料科学概論	金属工学等3科目
	生物資源保護論	－新品種保護制度、生物資源保護・活用	－
	遺伝子と遺伝工学	－大学遺伝工学概論	教養科目
	電機電子工学概論	－大学電気電子工学概論	機械工学4科目

＜表VI-1-27＞知的財産単位バンク制度の研究開発・経営関連科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体 必修	技術経営論	－工学と経営学を統合、技術開発及び管理	
	研究開発と 知的財産	－研究者が知って置くべき知的財産権	
	知的財産権 管理論	－知的財産管理戦略	
全体 選択	技術移転とライ センスの理解	－技術の事業化戦略、交渉手続き・戦略	

上記の知的財産単位バンク制度の施行によって「知的財産概論」科目が国際知的財産研修院の教育場において2014年8月に開設され、公務員、CEO、学生等18名が受講した。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産に関心のある国民であればだれでも容易に教育が受けられ、知的財産と関連した理工系、法学科目及びこれらを融合した総合科目等の知的財産の国際的能力を

強化できる課程まで取り入れ設計されており、体系的に優秀な知的財産人材を養成することができることが期待される。

2015年には遠隔基盤単位バンク制度を運営し、専攻必修3科目(商標法、研究開発と知的財産、知的財産権管理論)及び専攻選択1科目(インターネットと知的財産権法)を開設し、IP教育発展協議会の会員機関、全国市道の生涯教育振興院、大学の生涯教育院等の国内教育専門機関が「知的財産学」科目の開設を支援し、一般大衆が「知的財産学」の学位取得を容易にできるようにする計画である。

第2節 創意的発明人材の発掘・育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 ジョウ・ヒョンジュ
産業財産人材課 工業主事 ユ・ヨンチョル

現在、教育の政策方向は、多くのことを知る教育から楽しく学ぶ幸せな教育へと教育のパラダイムが変わった。特定分野への知識偏重現象を減らし、社会現象に対する統合的理解ができる各分野と細部技術の知識にまたがる統合と融合教育が大きな軸となっている。

特許庁において80年代からスタートした発明教育は、科学的思考方式と知識を基に人文学的素養を養うとともに、発明の活用価値を計るための経営的判断力等を備える複合的融合教育である。特定教科目間の境界に縛られず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて拡散的思考の訓練が可能な創意性及び共同精神を養う教育である。

発明教育は韓国においてのみ実施されているものでなく、米国、日本、イギリス等の先進国においても何年も前から実施されている。外国の先進国では創造的な人材育成のために多様な国家政策を策定し実践を行い小中等教育課程において発明教育を強調している。

米国は、米国特許庁のプロジェクトを基盤に小中等学生のために標準教材を開発して普及し、融合教育を全国的に実施する中でプロジェクトと実習中心のアイデア創出、発明教育等を実施している。日本は、発明協会と各自治体が連携して発明サークルを支援しており、農業高等学校、商業高等学校等の専門系高等学校を協力学校として指定し発明教育を実施している。イギリスは、デザインと技術という正規科目があって発明教育と類似な技術と芸術の融合、アイデアの実体化等の教育を行っており、ロシアは、TRIZ発想法を小学校から教育を行っている。

2012年の韓国ギャラップで実施した「発明教育に関する国民認識調査」の結果、発明教育の必要性について一般国民の87.3%が必要であると答えている。2011年の企業等を対象にした調査においては「発明・特許教育を履修した学生を優遇・採用する意向がある」と答えた企業が73.6%に至った。発明教育は、「体験と実習を通じて夢と才能を育てる」ということが現在の教育方向と教育理念によく符合していることから教育的効果が期待され、今後需要が増加するものと予想される。

2. 発明教育の基盤構築及び制度化

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 ジョウ・ヒョンジュ
産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨン Chol

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、21世紀の知識基盤社会を先導する将来の発明家に対する潜在力を見つけ出し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び育成する発明教育の基盤を構築するために、発明教育の正規教科への反映に取組み、発明教育センター運営等を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育の制度化

これまでの発明教育は、正規の教育ではなく特別活動の形で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師の指導意気込み低調等により発明教育の拡大に限界があったが、発明教育関連機関及び教師の努力によって教育科学技術部における「2007改正教育科目」及び「2009改正教育科目」で初・中・高等学校の正規教育科目として反映され、発明教育の量・質的転換のための契機が構築された。また、2014年9月に発表された「2015年文理系統合型教育課程」改編(案)の総論において、「知的財産一般」が新設されたが、従前の教育課程では単元レベルで反映していたものを、

改編によって独立教科目として編成され、2018年から高校の選択科目として施行される予定である。

＜表VI-1-28＞教育課程への反映状況

<p>＜2009改正教育課程「発明単元」反映状況＞</p> <p><input type="checkbox"/> 小学校の実生活課程(必須)5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 中学校技術・家庭(必須)1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校技術・家庭(選択)1～3学年科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)</p> <p>＜2015改正教育課程の反映状況＞</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校技術・家庭(選択)1学年課程:知的財産一般(選択科目)(2018年適用)</p>

2) 発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

発明教育の品質を担保とする教師の役割は、発明教育において大変重要である。よって特許庁は発明教育の活性化において何より重要な発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上に向け多様な政策に取り組んでいる。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力を高めるために研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施等の支援を行っている。2009年には発明教師の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え発明教育の質的レベルを高めた。

3) 発明教師教育センターの運営

これまで発明教育指導教師は、発明教育に関心のある小・中・高の現職教師が特許庁の職務研究課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学における発明教育職務研修を通じて発明教師に入門した。このため、増加する発明教育の需要に比べ発明教師の数が圧倒的に不足し発明教育の問題点となっていた。

予備教師から現職教師まで体系的かつ専門的な発明教育指導教師の育成のため、全国の4教育大学、師範大学に対し発明教師教育センターを指定した。発明教師教育セ

ンターに選定された大学は、春川教育大学(首都圏)、忠南大学(中部圏)、光州教育大学(西南圏)、釜山教育大学(東南圏)であり、これら大学では2013年から標準教材を活用した発明講座開設と発明教育文化の拡大のために内部のプログラムを運営した。

イ) 予備教師向け発明講座の開設

予備教員のための学部課程は、発明教育理論及び実習を各々2単位の正規講座を運営し、現職講師を対象に休み期間中に発明教師に発明教師基礎課程、上級課程等を開設している。

ロ) 現職教師向け職務研修課程の運営

各4大圏域別の地域における現地教師を対象に、休み期間中に発明教師基礎課程(60時間)と発明教師深化課程(30時間)を教員職務研修課程として運営した。

ハ) 発明教育文化の拡大のための内部プログラム運営

地域の発明教育文化の活性化のため、地域の教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭等)を対象に、発明教育優秀事例発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークルの運営及び発明教育の才能寄付等を運営した。

ニ) 発明教員認証制度の施行

また、教員の専門性を高め動機付与のために研修課程と連携し、教員の専門性と経歴を保障する制度を施行することになった。教育・研修や大会の指導等の一定基準を満たした教員に発明教員認証制度による資格を検証する認証制度が施行され、2014年1月に認証を受けた講師が初めて輩出された。

認証制度は、発明教育の実績によって2級⇒1級⇒マスターの3段階で運営される。専門家レベルのマスターは、発明教育経歴7年以上、大会入賞指導、研究等の多様な

条件を充足すると付与される最高等級であり、2015年に初めてマスターを輩出する予定である。

＜表VI-1-29＞発明教員認証制度の運営状況

区分	段階別の認証要件				運営
	単位/研修	大会指 導入賞	研究	追加条件	
発明教員 2級	4単位/60時間	-	-	2級評価通過	拠点大学、発明教育センター
発明教員 1級	120時間	5件	150%	経歴 3年、1級評価	発明教育センター
専門家	180時間-	10件	300%	経歴 7年、以上	発明教育センター

ハ. 評価及び発展方向

2009年に改正した教育課程（2011年8月確定）により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の中で発明教育ができるようになったことは発明教育の大きい転換点といえる。

今後正規の教科目に反映された発明教育の充実化と発明教育の活性化に向け、発明教育の専門性を整えた教員を育成する体系的な教員育成システムを持続的に開発して運営する計画である。

3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 チョウ・ヒョンジュ
産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨンチョル

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国196の発明教室センター（旧発明教室）を運営し、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、個別に発明教育センターで自主的に取り組んでいた発明英才教育について、本格的に実施できるよう政府部署（省庁）との協力を強化した。教育科学技術部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画（2008～2012）」と、「第3次英才教育振興総合計画（2013～2017）」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大に取り組む等、発明英才育成のための教育根拠及び基盤を構築し、その一環として2008年から発明英才の選抜ツール及び発明英才教授の学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで取り組んでいる「政府部署（省庁）による特性化専門係高校の育成」事業の一環として、「2008年発明特許特性化高校4校を選定し本格的な支援に突入した。2014年現在、6校を対象に支援を行っている。同事業を通じて高校段階における体系的な発明及び特許分野専門教育を通じた創意的で問題解決力の優れた学生たちを育成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ．推進内容及び成果

1) 発明教育センター（旧発明教室）の運営支援

発明教育センターは、1995年ソウル・ボンチョン中学（現、インヒョン中学）において模範的に設置された以降、全国市・郡・区の教育庁別に1ヶ所ずつの設置を目標に推進された。各市・道教育庁と連携し毎年16センター前後が設置され、2006年に24センターを設置し全体で182の発明教育センター設置事業を一次的に完了した。

2007年以降は、市・道・教育庁の主官で14の発明教育センターを追加で設置し、現在全国において196の発明教育センターが設置されている。

＜表VI-1-30＞年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995～2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	計
設置数(センター)	187	2	-	1	3	1	2	196

特許庁は2006年まで発明教室設置事業を完了し、その以降からは発明教育センターの充実した運営のために発明教室の運営費支援を持続的に取組んでいる。

このような発明教育センター設置等のインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営に努力している。発明教育センターの設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近では、基礎、中級、上級の3段階の教育課程に分けて10～30時間程度で運営し教育の品質を一層高めた。また、学生だけでなく父兄など一般人向けの教育まで拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

＜表VI-1-31＞発明教育センターの利用者状況

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
学生	412,402	217,656	201,283	182,126	151,896	191,661	230,284
父兄	27,995	28,415	29,459	42,001	6,715	21,344	16,804
教師	16,529	23,753	26,071	21,629	12,334	16,569	12,410
利用者合計	456,926	269,824	256,813	245,756	170,945	229,574	259,498

*2007年は年間の人数調査及び2008年以降は実際人数の調査

*2009年の利用者減少の理由：開発活動、才能活動(学校内部教育)利用者数を除外、1回の教育(2～3時間)から長期教育課程(20時間以上)に転換したため。

*調査期間(前年12月～該当年度11月末基準)

また、発明教育センターにより多くの学生が関心を持って参加できるよう、2012年に発明教育センターの履修実績を学校の生活記録簿に掲載できるよう、根拠規定を発明振興法施行令に盛り込み、また、教育科学技術部では「学生生活記録簿の記載要領

(初等用、中等用)に、上記の内容を反映して全国の各学校に伝えた。

2014年9月には特許庁－17の市・道教育庁間でMOU締結を通じて発明教育の拡大のために基盤をさらに強化した。

2) 発明英才教育

韓国特許庁は2007年に、政府レベルで取組んでいる「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参加して発明英才育成に向けた基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定されたものである。同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許庁等の6省庁が参加した。韓国特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置等、発明英才を体系的に発掘・育成できる制度的装置を構築した。

また、2013年10月には英才教育の機会を拡大し教育の質を高め、等教育の効果を強化するために、教育部、未来創造科学部、文化体育観光部、特許庁等が参加して「第3次英才教育振興総合計画(2013-2017)」を構築した。

イ) 市・道教育庁の発明英才教育支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して市・道教育庁に配布する等、発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授学習プログラムを開発して普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16市・道において発明英才クラスを運営している。2014年には、243の発明英才クラスで4,474の学生たちに発明英才教育を実施した。

＜表VI-1-32＞発明英才教育の状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014
発明英才クラス数	192	242	237	230	243
発明英才学生数	3,765	4,650	4,568	4,361	4,474

発明英才学生の教育プログラムとして、2008年に小・中学の初級レベルプログラムの各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後も毎年小・中学の中級対象の発明英才教育プログラムを開発して普及した。2013年には、発明教育関連の6の関連学会(技術教育学会、実科教育学会、職業教育学会、英才学会、英才教育学会、相談学会)と連携した体験中心の発明教育プログラムを開発して普及した。

発明英才の選抜を支援するため、2008年～2009年に発明英才選抜ツール4種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及し、2010年～2011年には発明英才選抜ツールの他に、英才選抜方法が多様化するすう勢を反映して観察、推薦制度の選抜マニュアルを開発して配布した。2012年には発明英才選抜ツールを8種類(小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)と、2010年～2011年に開発した観察・推薦制度の選抜マニュアルを補完及び改善して配布した。2013年には深層面接を行う市・道が増加し、深層面接の選抜問題3セットを追加で開発・普及した。

＜表VI-1-33＞発明英才教育プログラムの開発状況

年度	内容	対象	遂行機関
2008	発明とSTEM	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類	忠南大学
2009	多重知能理論に基づいた発明英才教育プログラム	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類、高校(初級) 1種類	忠南大学
2010	発明・設計プロセス基盤	小、中、高校各1種類	光州教育大学
	チームプロジェクト中心の創意的問題解決教育科目	中級3種類(発明、人文社会、数理科学、問題解決)	崇実大学
2011	発明教育標準教材	小、中、高校各1種類	国庫/忠南大学

	発明英才教育内容 標準指導ガイド	初、中、高級各1種類	光州教育大学
2012	発明英才内容標準教育プログラム 後続開発	初、中、高5大領域1種類	光州教育大学
2013	発明教育関連学会との連携 を通じた体験中心の発明教育 プログラム	初2種、中3種、高1種	6つの学会

*6つの学会：韓国技術教育学会、韓国実科教育学会、韓国職業教育学会、韓国英才学会、韓国英才教育学会、韓国相談学会

ロ) 知的財産基盤の次世代英才起業家育成

特許庁は、創意性が優れた少数精鋭の中・高校生の発明英才に対し、今後新成長産業を創出できる知的財産基盤英才起業家として育成するため、KAISTと POSTECを次世代英才起業家教育院に指定して運営している。

そこで科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成し運営した。諮問団はKAIST POSTECH大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファKAIST招へい教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授等の最高の碩学で構成され、企画団は発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業等の関連分野の専門家で構成された。数回にわたる会議を経て人材像から選抜・育成体系までについての方向を策定し、導出された計画を2009年9月の諮問会議に報告することによって、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画を完成した。

2009年2月に韓国内理工系大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を構築した。その後、随時に推進団会議を開催し教育院の運営方策の論議を行い、2009年9月に両大学に次世代英才起業家教育院を指定・設置した。

このような過程を経てKAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生の教育対象者を2009年末に第1期の教育生181名を選抜して2010年から2年の基本課程の教育を運営しはじめた。2010年に第2期教育生152名、2011年に第3期教育生165名を選抜した。2013年は3～4期教育生329名を対象に教育を実施し、2013年末には第5期教育生163人を選抜した。2014年は4～5期の教育生327名を対象に教育を実施し、2014年末には6期の教育生162名を選抜した。

両教育院は、小数精鋭の英才らが英才起業家として備えなければならない基盤知識である、創意的問題解決力・未来技術・起業家の精神・知的財産専門性等を兼ね備えるために、多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが将来社会で要求する融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接する教育機会を提供している。

<表VI-1-34>次世代英才起業家教育院の教育内容

	KAIST 教育院	POSTECH 教育院
教育目標	・ 価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家育成	・ 将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家育成
方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位) ※未来通信環境に馴染むようツイッター、 グーグルBuzz、グーグル Docs などを通じた討論及びフィードバックを同時に運営 ・ オンオフラインキャンプの運営 (週末に年6-8回、学期休み中1週間ずつ2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位) ※学習メンターが個人別に学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付与を通じた円滑な自己主導的な学習支援 ・ オンオフラインキャンプの運営(学期休中2週間ずつ年2回)
	<ul style="list-style-type: none"> ※ KAIST.POSTECH 連合教育(年 1回) - 両教育院教育対象者間の相互交流機会構築 - 年間教育課程の結果物に対する競争、共有の場構築 	

<p>教育内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来技術の変化に対するビジョンを育てる未来技術 ・ 企業発達史など人文学 ・ 知的財産を創出できる能力を培養するための知的財産教育 ・ 企業を設立・運営するリーダーシップを培養する起業家精神教育など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Dream the Future : 未来技術先見及びアイテム企画 ・ Discover the Future : アイテム具現のため技術検索、開発 ・ Develop the Future : ビジネスポートフォリオ作成、ミーティング、事業化 ・ Deliver the Future : アイテム選定して実際的设计、事業化プロジェクト
-------------	--	--

<図VI-1-4> KAIST. POSTECH 次世代英才起業家教育院の教育体系



2010年9月には韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野等の修士・博士レベルの専門担当者5名で構成された「次世代英才起業家センター」を開所した。センターでは、次世代英才起業家教育生の認知的な領域の発達をはじめ、情緒的領域に至るまで安定的に成長できるよう、教育生個人別の心理、能力分析及び進路等に対する個別相談サービスを提供した。

2012年12月には、次世代英才起業家教育生及び発明英才を総合的に支援するため、「次世代英才起業家センター」を「発明英才教育研究院」に拡大・改編した。発明教育研究院は次世代英才起業教育生の支援の他にも発明教育の政策研究及び教育プログラム開発の役割を果たしている。

3) 知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

特許庁は、高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として育成するため、2007年に4の専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。これは、教育人的資源部等の7部(省)2庁が参加し、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校の育成事業」の一環として取組んだ事業である。

事業計画書の評価、現場の実態調査、発表審査等を通して2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、公立)、デクァン工業高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)等の4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営策に対する研究を行った。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営等、学校別の事業推進計画を具体化にし、韓国特許庁、教育人的資源部、4の教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結して支援主体間の役割を明確にした。

これを基盤に2008年に本格的に発明・特許特性化高校の運営支援をスタートさせ、初年度には、特性化高校の運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別の専門家コンサルティング等により運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続され、第1回目の支援が完了した。

一方、2012年には第2回目の支援(2013~2017)を行うため、発明、特許特性化高校を選定した。全部で6校が選定され、このうち支援を受けたことのある学校のサムイル工業高校(水原、私立)、デクァン発明高校(釜山、私立)の他に、未来産業科学高校(ソウル、私立)、ゲサン工業高校(仁川、公立)、光州自然科学高校(光州、私立)、西帰浦産業科学高校(済州、公立)等計4校が新規に選定された。また、高校の専門教科科目に発明・知的財産関連の独立した教科科目の新設のために教科部とMOUを締結し、特性化高の発明教育の基盤をより整えることができた。

第2次支援の初年度である2013年には、発明・特許教育を通じた「創意的職務発明産業人材」という新たな人材像の実現に向け、管理運営指針の改定等の事業管理体系を強化し、学校別に協力企業と連携した職務発明プログラムを運営して学生の知的財産創出能力と就業競争力を強化した。

<表VI-1-35>2014年企業連携職務発明プログラムの参加状況

学校	参加学生数	参加企業数	知的財産権出願
サムイル工業高校	153名	43社	16件
デグァン発明科学高校	135名	13社	35件
ゲサン工業高校	69名	15社	15件
未来産業科学高校	70名	13社	5件
光州自然科学高校	22名	19社	11件
西帰浦産業科学高校	19名	5社	7件

また、2014年には特許庁、兵務庁、中小企業庁、農林畜産食品部等の関連部署(省庁)との協議を行い、これまで特性化高校・マイスター高校の卒業生を中心に運営されてきた産業機能要員制度を発明・特許特性化高校の卒業生にも適用できるようにし、発明・特許特性化高校の卒業生39名が41企業に産業機能要員に選抜され、兵役サービスの恵沢を受けられるようになった。

ハ. 評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育の拡大が発明教育の正規教科目の反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校育成」等により、発明教育の裾野が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層広がるようにするために、各分野別にこれまでの成果を評価し意見を取りまとめて、学生のレベル別・学校レベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。また、地域の

教育政策を管轄する17の市・道教育長とMOUも締結しているため、関連部署(省庁)との業務協力も強化していく予定である。

4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 行政主事 ヨム・ホンイク

イ. 推進背景及び概要

特許庁では、創造性に優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高めるとともに、望ましい発明人材像を確立するため、多様な発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動学生と教員を選抜して支援している。

<表VI-1-36> 優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び教員選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明フェスティバル * ・ 大韓民国学生発明展示会 ・ 大韓民国学生創造力チャンピオン大会 ・ 青少年発明家プログラム(YIP) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明奨学生 ・ 大韓民国発明教育大賞

* 「大韓民国学生展示会及び大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会を同時開催

これまで分離・運営された「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会」、「青少年発明家プログラム」を2014年から「青少年発明発明フェスティバル」として同時開催して発明教育学術大会等の多様な催しを提供し、発明教育の拡大にシナジー効果を生みだせるようにした。

大韓民国学生発明展示会は、創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化させることによって知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・育成することを目的に1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う私」と「一緒に暮らす私」の調和を基盤とした協同的な問題解決の過程を通じて青少年らの幅広い思考力と創造力の育成を目的に、2002年から特許庁とサムスン電子が共同で開催している。この大会は、5～7名の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生たちの創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業が提示した課題を、中・高校の学生たちに創意的なアイデアで解決策を提示するようにして特許出願まで行えるよう支援し、青少年らに創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

また、発明活動が優秀な学生を選抜する発明奨学生選抜制度があり、2011年度から発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘・授賞しているが、これに発明教育者の志気と自負心を鼓吹するために大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 青少年発明フェスティバル

これまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創造力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを2014年からは同時に開催(7.26～30)し、開かれた発明教室、チャンピオン大会模擬体験、想像の宇宙体験、次世代英才起業家フォーラム、学術大会等のさまざまな催しを提供したことにより、観覧客が約4万名に増加し大きな成果を収めた。

イ) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は、小・中・高校の学生たちの優秀な発明品に対するアイ

デアを発掘・授賞・展示する大会であり、2014年で27回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校の学生たちの発明及び考案品であり、書類審査→先行技術調査→公衆審査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞等の個人賞と団体賞に分けて授賞している。上位受賞者には、賞状及び賞金の他にも海外研修、特許出願諮問支援等の機会が与えられる。

2014年に開催された第27回大韓民国学生発明展示会は、8,466件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された165件の出品作は、2014年7月24日から7月27日までソウルCOEXにおいて展示した。そして、国務総理賞及び特別賞を受賞した学生及び教師には海外研修を支援し、先進発明文化の学習、学生発明の活性化を図り発明指導意欲を高めた。

<表VI-1-37>大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
受付作品(件)	5,572	6,344	7,060	9,768	8,485	9,538	8,466

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年からサムスン電子と共同で主催している大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、青少年に創意的問題解決能力の涵養と知的基盤社会を先導する人材育成を目標にしている。2009年に16の市・道別予選大会を開催したが、参加チームの数が大幅に増加し今年1,132チームの参加となった。

全体参加チームの中で書面審査及び6月に開催される16の市・道予選大会後、7月24日から26日までソウルCOEXにて本戦大会を開催した。チーム毎5～7名の指導教師1名が同伴し表現課題と即席課題を解決した。

＜表VI-1-38＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
参加チーム	259	1,022	1,036	1,240	1,273	1,256	1,132

全国16の市・道予選大会において同時に進行される即席課題の問題が同一であることから問題の保安を強化し、本選大会時に参加チーム講演中の音響施設の故障等による予期せぬ状況を考慮して運営を行い内実のある大会を準備する計画である。

ハ)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年には、DUOBACK KOREA及びCOREX自転車(前INFIZABI KE社)等の2社が参加したが、2010年には後援企業が6社に拡大され、2014年には11企業が参加し66チームを選抜することによって、より多くの青少年らが発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加し、2009年に134チームが参加申し込みをしたのに比べ、2014年は1,123チームがアイデアを提出し大きな成長を成し遂げた。申請チームの中で選定されたアイデアは教育を通じてアイデアの改善課程を経て、すべて特許出願を完了した。

＜表VI-1-39＞YIP(青少年発明家プログラム)状況

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
後援企業数	2社	6社	8社	8社	9社	11社
申込チーム数	134	386	586	822	1,087	1,123
参加チーム数	10チーム	30チーム	40チーム	50チーム	80チーム	66チーム

*2014年YIP 後援企業：クムホ電気、緑十字、ルノサムスン自動車、モーニンググローリー、サムスン電子、AMOREPACIFIC、APDISCO、ウィニア萬都、CRUCIALTEC、POSCO、KT

2) 発明奨学生を選抜

特許庁は21世紀の知的財産基盤社会を主導する創意的潜在力を持つ優秀発明学生の発明活動を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を実施している。

発明奨学生を選抜は、2008年までは書類評価のみ行われ、産業財産権出願及び登録実績・学生発明大会の参加及び入賞実績・発明教育履修実績等の発明活動を総合的に評価して選抜し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)によって奨学金を支給した。

2009年からは発明奨学生を選抜人数を320名から100名に調整し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)を廃止し、多くの学校の学生たちが受けられるよう1校当たり申請人数を5人に制限した。そして、選抜方式を定量的な書類評価の1次選考から、書類評価と深層面接評価で構成された2次選考方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を開発して持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために、金銭的支援による教育的な補償を強化する方向へと、選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは、発明奨学生を選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校の学生に対象を変更し、選抜方式も書類評価と深層面接評価から書類評価と観察評価(選抜キャンプ)に切り替えた。

2011年からは地域均衡選抜制度を導入し、発明奨学生選抜の地域格差を緩和して発明活動が不振な地域発明文化の拡大を試みた。2012年には選抜学生全員に対し海外発明文化体験の機会を提供した。

2013年には、既存の一元化した補償の代わりに奨学金支援の他、個別特性診断プログラムの提供等を通して選抜学生の自己主導的な能力開発を支援した。

2014年は発明活動奨励金及び専門家個別特性診断プログラムの特典を運営し、新規発明人材発掘のために前年度の選抜者について申請制限の基準を設けた。

＜表VI-1-40＞発明奨学生年度の別選抜人数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
人数(名)	315	100	100	101	101	102	101

3) 大韓民国発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場で発明教育に献身した優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有し励ますために行われた。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と公開検証、面接審査を経て選ばれるが、2014年には7名の受賞者が選ばれた。選抜基準は教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性等であり、過去3年間の功績を対象に評価した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は発明・創意性大会の運営を行い、対国民の発明認識の拡大と発明文化活性化のために多様な努力を傾けている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報、大韓民国学生創意力チャンピオン大会はサムスン電子と各々共同で主催しており、YIPはルノ SAMSUNG自動車、KT、POSCO等11企業の後援を受けて運営し、企業及び報道機関等と連携して大会開催の効果を高めることに努めた。また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大を行い大会の参加動機を高めることに努めた結果、参加者数が大きく増加している。

今後発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても充実度を向上させ、公正かつ透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

5. e-ラーニングを活用した国民全体の知的財産常時学習の取り組み

国際知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 パク・ジンホ

イ. 推進背景及び概要

韓国政府は知的財産基本法の制定以後、第2回目の知的財産基本計画(2012～2016年)を策定し具体的な教育実行計画を推進している。これと歩調を合わせ、知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知識財産研修院では、e-ラーニングを通して多くの国民が知的財産教育を受けられるよう運営しており、優秀な知的財産の人材養成に力を入れている。

国際知識財産研修院では、知的財産教育情報を安価な費用と高効率のe-ラーニング事業を通して中小企業等の実務中心の知的財産教育拡大と、小・中・高校等の創意的な知的財産未来の主役育成等の需要者オーダーメイド型コンテンツを開発して知的財産分野の核心人材を育成している。e-ラーニング事業が急激に増加する教育需要に効率的に対応しながら多様な階層に知的財産の学習機会を提供し、企業で必要とする知的財産専門人材を養成している。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は、知的財産教育が必要な7分野において支援を行っている。①創意力中心の青少年、②実務人材中心の企業役職員、③知的財産権が必要な理工系の大学生、④発明教育を指導する教員、⑤発明の拡大を推進する特許関連機関、⑥審査、審判の専門性が必要な特許庁公務員、⑦中央、地方自治団体公務員等を対象に、生涯周期別の生涯教育を実施している。2014年には中小企業研究員等の約46万1千名に対し教育を行い累積受講生数は311万名に達している。

300名まで同時アクセスが可能なインターネット基盤のリアルタイムの放送を通じ

てフラッシュアニメーション及び動画像で製作した251のコンテンツを提供し、実習が必要な明細書の作成等については集合教育で併行している。

国家知識財産教育ポータルでは、知的財産教育情報統合システム、教授要員の登録システムだけでなく、知的財産教育情報資料室を運営して名実共に国内知的財産教育総合ポータルの役割を遂行できる機能を拡大することで教育の信頼性を高め知的財産教育の民間活用度を高めた。

また、ポータル内に知的財産ストーリーセンターを構築し、国民なら誰でも容易に知的財産関連の主要 이슈や時にかなったコンテンツに接することができる情報と、感性が融合した知的財産ストーリーコンテンツ10個のサービスを行い、CBSの「世の中を変える時間、15分」と連携した「第3回知的財産ストーリー・フェスティバル」には、約600名の市民が参加し、大衆との疎通・共感の場をなつた。。

さらに知的財産教育活用の優秀事例発掘のために「知的財産教育競合大会」を開催し、6企業の事例を発掘して広報教育の動画像資料に活用し、企業向けの広報を強化して教育コンテンツの多様性を向上させた。

大学では、知的財産e-ラーニングサービスを利用して250講座33,894名に対し良質の知的財産教育を提供した。また、小学生から高校生まで発明に関心のある青少年のために発明記者団を運営している。発明体験活動とこれに関する作文等を通じて発明原理と理論的な思考を育成でき、このような発明記者団の活動はオンラインで実施され、多くの人数を効果的に教育することができ、2014年には6,885名が発明記者団として活動した。

一方、最近発明教師の職務教育は発明教育の必修的な履修課程として認識され人気を集めている。30時間の課程である「遠隔職務研修」は、発明教師に必要な単位を负担なく取得できるように支援し3,027名が研修を受け、研修履修率も前年度に比べ5%向上する等の高い反響をみせた。

e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のため、進度率の確認、受講認証等の職務教育が必要な企業等を対象に、教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供し、これまで538機関を対象に団体教育(B2B)を実施している。オンライン教育システムを備えた企業にはコンテンツをレンタルして知的財産教育を拡大している。

ハ. 評価及び発展方向

教育環境が相対的に劣悪な中小企業に対する教育支援を行うため、オーダーメイド型の知的財産e-ラーニングを提供し特許に強い中小企業研究員を育成している。また、青少年発明記者団の運営を改善し、2014年度には6,885名の発明記者に拡大して記者団が作成した3,016件の発明記事を年10回にわたりインターネット青少年発明新聞に掲載して創意的な知的財産の未来の主役を育成するための基盤を構築した。発明教員の遠隔職務研修については効率性を改善して3,027名に対し教育を実施し90.1%の高い修了実績を達成した。

また、関連アプリ開発、教育管理システム(LMS)及びリアルタイム放送システムを構築してスマートラーニングとインターネット基盤のe-ラーニングを同時に提供する等、国民全体を対象に時間と場所に縛られず、知的財産教育にアクセスできる環境を造成した。

特に、多様な階層が参加できるe-ラーニングの常時学習体系を構築し、中央、地方公務員と弁理士の義務教育等の関連機関を対象にした知的財産教育を推進する等の知的基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

そして、2015年からは知的財産スマート中心の知的財産教育に取り組み、オン・オフライン混合教育、FLIPPED-LEARNING等の講義方式を活用して教育の効果を高める計画である。学習者の経験及び実務中心の実習型e-ラーニングコンテンツである「自分の手で守る知的財産」等を新規コンテンツとして開発して、知的財産人材の効果的育成に取り組む計画であり、知的財産専門人材育成のために取組んできた知的財産遠隔基盤の単位銀行制度を新規のサービスとして開始して各企業で希望する知的財産専門

人材を確保できるようにし、知的財産に対する一般人のアクセスを強化する計画である。

<表VI-1-41> 知的財産e-ラーニング教育対象別の運営状況

(単位：名)

教育対象	教育形態		教育運営の状況		
			教育課程の形態	運営方式	受講人数 (2014年基準)
1. 企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産認識向上	15,101名
		中小企業	中小企業IPリーダー	基礎、混合課程	507名
	B2B	大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	6,610名 (27企業)
		中小企業	団体教育	基礎、企業職務教育	113,986名 (232企業)
		公的機関	団体教育	基礎、企業職務教育	7,442名 (35機関)
2. 関連機関	B2B	関連機関職員	団体教育	先行技術調査機関教育	5,798名 (5機関)
3. 弁理士	B2B	弁理士及び職員	団体教育	(修習)弁理士食教育連携	117名
4. 大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程と連携	18,342名 (194講座)
		デザイン	団体教育		391名 (5講座)
		教育大/師範大	団体教育		187名 (10講座)
		人文大/法大/経商大	団体教育		1,099名 (18講座)

		その他	コンテンツレンタル		13,875名 (9校 63個レンタル)
5. 青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自律受講	18,104名
	B2B	小	団体教育	学生生活指導と連携	100,740名 (78の学校)
		中	団体教育		31,084名 (35の学校)
		高	団体教育		18,822名 (41の学校)
		地域教育庁	団体教育		79,640名 (79の教育機関)
6. 発明記者	B2C	青少年	開かれた教育		発明体験記事作成
7. 発明教員	B2B	小	教育庁団体教育	年5期数、職務教育	2,000名
		中			1,000名
		特殊幼稚園/その他			27名
8. 公務員	B2C	特許庁	個別教育	年5期数、職務教育	9,760名
	B2C	中央/地方	個別教育	職務教育(中 工業協同共同)	615名
計			コンテンツ 251個		461,365名

第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨンチョル

特許庁は社会的弱者に対する支援を拡大するため、シェアリング発明教育、無料弁理サービス、知的財産才能シェアリング等に取り組んでいる。

教育の疎外地域及び疎外階層の青少年のために取組んだシェアリング発明教育は、「訪問型シェアリング発明教室」を運営して発明教育に接する機会があまりない島しょやへき地地域の学校、児童福祉センター等に、2014年度は40機関を訪問して895名の学生に発明体験型の発明基礎教育を提供した。また、「訪問型シェアリング発明教室」で優秀な成績で終了した74名の学生を国際知識財産研修院に招いて「シェアリング発明キャンプ」に参加させ、発明深化教育及び国立中央科学館等を見学するプログラムも提供した。

国民基礎生活受給者、障害者、中小企業等の社会的弱者の産業財産権創出・保護のため、相談、明細書等の書類作成及び審判訴訟支援等の方法で社会的弱者に対する支援を行った結果、相談実績が前年比15.5%増しの18,828件を達成し、2011年から実施している公益弁理士の審判・訴訟取消訴訟の直接代理支援事件の勝訴率は毎年持続的に上昇する等、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を高めた。

「知的財産才能シェアリング事業」は、弁理士、知的財産サービス業の従事者、デザイナー等の知的財産権専門家の才能寄付により、小企業、社会的企業等、社会、経済的に弱者を助ける活動である。2014年は86名の才能寄付者が111名の受恵者(企業)とマッチングが行われ、先行技術調査、明細書作成、ブランド及びデザイン開発等計139件の才能シェアリングに取り組んだ。

2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育

産業財産政策局 産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨンチョル

イ. 推進背景及び概要

シェアリング発明教育は、教育が脆弱な青少年を対象とする発明教育を通じてシェアリング文化を広く伝える目的に2008年から実施した。発明教育の機会がない島しょやへき地及び児童福祉施設、発明教育未設置地域の小中学生に発明教育を提供し、彼らの創意力と素質を育て未来に対する希望を与えることができるよう取り組んできた。

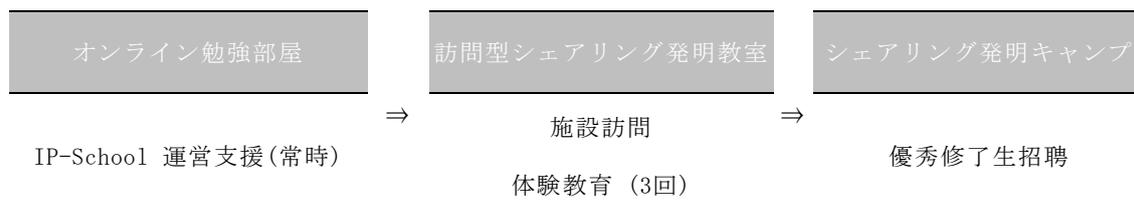
訪問型シェアリング発明教室とシェアリング発明キャンプを連携して、学生に段階別に構成された体系的な発明教育のプログラムを提供した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 教育の疎外地域・階層の青少年を対象に「訪問型シェアリング発明教室」の運営

島しょやへき地及び発明教室未設置の小・中学校、児童福祉センター等に、2014年は40機関を訪問し895名の学生に発明体験教育を実施した。教育対象の年齢別特性及び教育連携性を考慮し、発明教育専門教師を機関当たり毎週3時間ずつ3週間にわたり計9時間課程の創意力向上の体験プログラムを提供した。必要な全ての準備物と教具材を提供し、青少年が発明教育にもっと関心を持つようオンライン課程（IP-School）も開設して運営した。

<表VI-1-42>2014年シェアリング発明教室の運営体系



2) 疎外地域・階層の青少年を招待して「シェアリング発明キャンプ」の運営

「訪問型シェアリング発明教室」を履修した学生の中から優秀な成績で終了した学生を、国際知識財産研修院の発明教育センターに招いて、発明深化教育を提供するシェアリング発明キャンプを1回運営した。教育疎外地域の74名の学生が2泊3日間のシェアリング発明キャンプにおいてチームごとの発明ミッションプログラムとともに、日ごろ接し難い都市文化の体験と国立中央科学館の見学等の多様な体験活動を行った。

＜表VI-1-43＞2014年シェアリング発明教育の運営状況

課程名		教育対象	回数	人数
シェアリング発明教育	訪問型シェアリング発明教室	島しょやへき地、児童福祉施設の小・中学生	120	2,685
	シェアリング発明キャンプ	島しょやへき地、児童福祉施設の小・中学生	1	74
計			121	2,759

＜表VI-1-44＞年度別の疎外地域・階層のためのシェアリング発明教育状況

区分	2011	2012	2013	2014
教育回数(回)	116	177	246	120
教育機関(機関)	50	35	52	40
教育人数(名)	1,616	921	1,276	895

※ 2011年の場合は自治体が運営するプログラムとの連携により数値が高い。

ハ. 評価及び発展方向

2008年に初めてシェアリング発明教育を実施して以来高い満足度をみせており、教育を希望する申請機関が増加している。今後も持続的に島しょやへき地及び児童福祉施設等の疎外地域の学生たちに、発明教育を通じて夢と希望を与えるために多様な努

力を傾ける計画である。

3. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ユン・ヒョンジン

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスが受けられない国民基礎生活の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業等の社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対する産業財産権創出・保護のため、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

2014年を基準に公益弁理士12名が、相談、明細書等、出願、審査、審判関連書類の作成支援、産業財産権関連説明会及び紛争コンサルティング等の業務を遂行している。

また、社会的弱者の知的財産権保護のために審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律救済事業を2001年から施行中であり、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編し「公益弁理士特許相談センター」と統合して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

制度の持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大により、公益弁理士の特許相談センターの相談実績は毎年増加傾向にあり、2013年は前年に比べ58%以上の増加、2014年は前年に比べ16%以上の増加となった。過去3年間の具体的な相談実績をみると、2012年10,319件、2013年16,304件、2014年18,823件であった。

書類作成の場合は、同一人に対する書類作成支援件数の制限を緩和(通年1回→権利別通年1回)し、支援実績が前年に比べ23%の増加となった。過去3年間の具体的な書

類作成支援実績は、2012年801件、2013年700件、2014年860件であった。

＜表VI-1-45＞2014年相談及び書類作成支援実績(支援類型別)

(単位：件)

知財権関連相談				書類作成支援	知的財産権 説明会	合計
電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談			
14,967	955	2,186	720	860	15	19,703

＜表VI-1-46＞2014年相談及び書類作成支援実績(支援対象別)

(単位：件)

基礎生活受給者	次上位 階層	国家有 功者	障害者	在学生	満19才 未満	小企業	その他	合計
571	178	778	1,651	2,215	41	2,580	11,689	19,703

* その他：小企業を除外した企業、疎外地域住民及び一般人

社会的弱者に対する産業財産権保護支援の強化のため、既存の代理人費用を支援していた特許法律救済事業方式を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合は公益弁理士が直接事件を代理することになり、2014年には制度導入以降の最大支援実績(32件)を達成した。これは前年に比べ129%の増加であり、多様な広報とともに直接代理支援回数を通年1回に制限していたものを回数の制限をなくして支援できるように制度を改善したからとみられる。直接代理支援事件の具体的な支援実績は、2012年27件、2013年13件、2014年32件で持続的に上昇しており、勝訴率も2012年41.4%、2013年55.6%、2014年100%に上昇している、訴訟費用支援も2012年21件、2013年17件、2014年28件で支援件数も増加している。

＜表VI-1-47＞2014年審判・訴訟関連の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

審判代理	審決取消訴訟代理	審決取消訴訟上 告代理	民事侵害訴訟費の支援	合計

29	3	-	28	60
----	---	---	----	----

＜表VI-1-48＞2014年審判・訴訟支援実績(支援対象別)

(単位：件)

中小企業	零細個人発明家	障害者	基礎生活受給者	国家有功者	学生	合計
42	7	4	1	4	2	60

そして、2013年には社会的弱者に対するサービス支援活性化のため、多様な広報活動も実施し、事業運営以降に初めて公益弁理士特許相談センターの優秀事例集を発刊・配布し広報効果を極大化した。また、パンフレット、ガイドブック等の広報パンフレットの発刊・配布をはじめ、中央日刊紙、地域新聞、インターネット バナー及び地下鉄広告を行い無料弁理サービス支援の拡大に努めた。

特に、当年は社会的企業中央協議会、小企業商工人連合会、京畿テクノパーク、(財)ドンチョン等も社会的弱者所属及び支援機関と業務協約を締結し、無料弁理サービスの接近性を高め、常時支援体系を構築するために努力した。

ハ. 評価及び発展方向

2014年は、公益弁理士の成果評価及び補償体系を経歴順でなく客観的な実績を中心に改編し、成果年俸の偏差も拡大することによって高品質な弁理サービスを提供でき、運営実績を高めるための基盤を造成した。

今後、現行規定上において法律救済の対象でない社会的弱者(商標ブローカによる被害者等)を実質的に保護するために特許紛争経営コンサルティングを新規に取り組み、審判・審決取消訴訟の支援方式を現行の直接代理方式とともに、2011年の制度改善以前の費用支援方式を並行して行い選択の幅をさらに拡大する計画である。

また、現行の巡回相談及び説明会開催地を創造経済革新センターを中心に再調整を

行い、経済革新3ヶ年計画取組みを支援し、障害者のウェブ接近性を高めるためのホームページの改編を推進する等、今後も需要者中心のサービスが提供できるよう持続的に努力する計画である。

4. 知識財産才能シェアリング事業の取組み

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事補 ソ・ウンファ

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産として浮上し、知的財産権の確保に企業が活発に動いている。しかし、資金事情が苦しい小企業、社会的企業等は、出願、ブランド、デザイン開発等の費用負担が大きく、知的財産経営活動に多くの隘路事項があった。特許庁の多様な中小企業向け支援事業又は限定された予算内で需要をすべて充足させることができない状況であり、高い競争率により主に地域の有望な中小企業が選定され、零細な企業は政府の支援を受けることが難しかった。

そこで特許庁は、社会的に注目を受けている「才能シェアリング(自己が有する才能や専門的な知識をシェアリングする社会貢献活動)」を知的財産活用にも取り入れ、「知的財産才能シェアリング」に取り組んでいる。2012年から試験的に実施した知的財産才能シェアリングは、広域地域の知的財産センターを通じて弁理士、デザイナー、教授等の知的財産才能を寄付しようとする者と、小企業と社会的企業、予備創業者等の才能寄付が必要な者を募集及びマッチングを行い細部活動を支援している。

<図VI-1-5>知的財産才能シェアリングのCI



2) 概要

「知的財産才能シェアリング」は、弁理士、デザイナー、教授等の知的財産関連の才能及び専門知識を持つ個人、団体企業が、知的財産活動において困っている小企業、社会的企業、予備創業者等を助ける活動である。これだけでなく、受患者は「知的財産才能シェアリング」により収益が発生した時は、地域社会へ還元することで脆弱階層等に寄付することによって、地域社会とともにシェアリングが好循環されることを目指している。

知的財産才能シェアリングの分野は、①出願相談、②知的財産教育、③知的財産経営コンサルティング、④先行技術調査、⑤ブランド、デザイン開発等である。

才能寄付又は才能受惠を希望する者は地域知識財産センターの知的財産才能シェアリングのホームページに申し込み、その後地域知的財産センターのコンサルタントが寄付者と受患者をマッチングを行い、マッチングされた寄付者と受患者が細部内容について協議を行った後で才能シェアリング活動を開始することになる。

<図VI-1-6>知的財産才能シェアリングの構造図



ロ. 推進内容及び成果

2012年から開始した「知的財産才能シェアリング」は、徐々に拡大し現在は202名が才能寄付者として参加している。これまで企業及び予備創業者等216名で286件の知的財産才能シェアリングが行われた。特に、2014年には86名の才能寄付者と111名の受恵者がマッチングされ、139件の才能シェアリングが行われた。才能シェアリング分野は、デザイン開発支援が37件で最も多く、知財権出願の相談が27件、知財権出願のための明細書作成支援が24件、ブランド開発支援が18件、先行技術調査が13件、知的財産経営コンサルティングが8件、紛争相談が6件であった。

＜表VI-1-49＞2014年の知的財産才能シェアリングの取組実績

出願 相談	明細書 作成	先行技術 調査	IP経営コンサ ルティング	紛争 相談	デザイン 開発	ブランド 開発	教育	合計
27	24	13	8	6	37	18	6	139

知的財産才能シェアリングは「シェアリング文化」の造成だけでなく、企業及び予備創業者等の知的財産競争力を高めることに大きな役割を果たした。事例でみると、海外進出を準備していた某小企業は、知的財産才能寄付者として参加した弁理士から特許調査・分析、明細書の作成等について助けてもらい、特許防御戦略を策定し技術を改良し後続の特許出願まで済ませることができた。また、他の事例として、ある社会的企業は才能シェアリングにより包装デザイン開発の支援を受け製品の競争力を認めてもらい全国の大型マートに入店することができた。

一方、必要に応じて企業及び学校等の団体と協力する方策を模索し、2013年から大韓弁理士会、サムスン電子、金&張法律事務所、第一特許法人等と業務協力を締結して協力を行っており、2014年は忠清大学、韓国交通大学において視覚デザイン学科の実習プロジェクトを通じて教授と学生が、40地域の中小企業及び社会的企業のブランド・デザイン開発の支援のために知的財産才能シェアリングを実践した。企業の反応

も良く結果物は会社のブランド及び製品等に活用される予定である。また、特許法人も才能寄付者として参加して企業のデザイン及び商標出願支援に取り組んだ。

知的財産才能シェアリングは、才能寄付者の活動で「シェアリング」が終わるわけではなく、支援を受けた受恵者が寄付者となって販売収益金の一部、又は製品を地域内の脆弱階層に対する寄付も行った。才能シェアリングに対するお返しとして社会還元という形で実践され、シェアリングの好循環をもたらした。

<図VI-1-7>2014年知的財産シェアリング事業の成果報告会



ハ. 評価及び発展方向

2014年12月5日に2014年知的財産才能シェアリングの成果報告会が開催され、優秀事例として選定された16名の才能寄付者に感謝状が贈られた。その後に開催された懇談会では、才能寄付者は自分の「才能を通じて他の人に大きく役立つことができ、やりがいがあった」と感想を述べ、また、ある才能寄付者は「才能のシェアリングではなく、腕前をみせる良い機会であった」と感謝の言葉を述べた。才能シェアリングは才能を受ける相手のための活動だけに止まらず、寄付者自身も「フィーイング」できる活動である。知的財産才能シェアリングが持続的に拡大され、シェアリング文化の代表事例として位置付けられることを期待している。

第4節 発明振興イベントの開催

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

「発明の日」の記念式は、優秀発明家及び発明有功者を褒賞することによって、発明家と科学技術者の士気を奨励し、国民レベル的な発明雰囲気づくりを拡大するために開催するイベントである。2014年には、「発明による創造経済、知的財産からなる経済革新」という主題で、経済副総理が臨席しaTセンター3階第2展示会場で行われた。

2014年の「発明の日」の記念式では、金塔勲章を含む政府褒賞等79の授賞が行われ、この中で今年の発明王の授賞作に対しては褒賞金の支給、トロフィーの授与、「発明家の殿堂」献納及び海外優秀発明展示会の参観経費の支援等の副賞が授賞された。

韓国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞は、2014年には18の発明と2つのデザインが選定され、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。応募が全体で447件で22：1の競争率をみせ、全体授賞作20件のうちに個人及び中小企業が15件を占めた。

2011年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展示会、ソウル国際発明展は、国内の優秀特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を展示し、国内最大規模の知的財産権展示会として開催しており、2014年には35,000名以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内96社(名)から96件、海外34ヶ国から723件を出品及び展示され、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第49回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

イ. 推進背景及び概要

知的情報化社会において、知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産の好循環構造の確立有無は、国家と企業競争力の主な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促すためには、社会各界の各層へと知的財産創出の底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのために発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対する共通認識を拡大し、国民レベルで発明の雰囲気を作成する必要がある。

政府は、知的財産に関する認識の重要性を向上させ、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1442. 5. 19)を記念して、5月19日を「発明の日」と決めて法定記念日に指定した。発明の日の記念式典では、発明家の士気を高めるために有功者の褒賞、発明優秀事例の発表、優秀発明品の展示等の多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2014年の第49回「発明の日」の記念式典では、「発明による創造経済、知的財産からなる経済革新」というタイトルで創造経済時代の核心基盤である知的財産の重要性を強く唱え、政府の知的財産に向けた政策取組みの意志を表明した。記念式には経済副総理をはじめ、発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教師等の約600人余りが参加した中で5月16日にaTセンター3階第2展示会場で行われた。

記念式典では、発明及び特許分野に貢献した有功者78人に対し金塔産業勲章等の政府褒賞があった。同時に大韓民国を代表する発明家1名を今年の発明王に選定し大統領の表彰と月桂冠を授けた。特に経済副総理が臨席して褒賞者に親授したことは、

知的財産に対する重要性と発明家を尊重する文化を造成する政府の意思表示であり、発明の日の位置づけを高めた。

<図VI-1-8> 経済副総理の授賞



<図VI-1-9> 国家知識財産委員会委員長の挨拶



<図VI-1-10> 2014年今年の発明王授賞式



<図VI-1-11> 記念映像の上映



ハ. 評価及び発展方向

第49回発明の日の記念式典は、単純に褒賞と政策情報を伝えるイベントではなく、発明に対する関心を持続的に誘導するために多様な試みを図った。特に既存の記念映像物は事実を伝達する政策動画像であったが、今回の記念式では落ち着いた雰囲気の中で「発明家の皆様、有難うございます」というタイトルを掲げ、感動的な記念動画を準備し、褒賞者及び発明家に発明と特許の意味と重要性を認知させる構成であっ

た。そして、初めて世界女性発明大会及び女性発明品博覧会を並行して開催し、一般人向けの広報も効率的に行った。

3. 特許技術賞の授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業主事 チョン・ヒャンナム

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、発明者に対する発明意欲の奨励と国民的な発明ムードを拡大させて産業技術の競争力を高め、国家産業発展の貢献を目指し韓国内に登録された特許及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は、1992年から毎月1つの優秀発明を選定したが、1996年からは四半期毎に、2007年の下半期からは半期毎の授賞に切り替えて実施した。特許技術賞授賞規模の増加に伴い申請件数も増加したことから一般人からの関心も高まっている。

<表VI-1-50>授賞の種類

部門	区分	種類	授賞数	賞金	受賞者
世宗大王賞	特許・実 用新案	世宗大王賞	1	700万ウォン	発明者
		忠武公賞	1	500万ウォン	
		池錫永賞	2	300万ウォン	
	デザイン	丁若鏞賞	1	500万ウォン	創作者
洪大容部門	特許・実 用新案	洪大容賞	5	100万ウォン	発明者

* 選定審査協議会の審査結果、特許技術賞の選定に適さないと判断した場合、奨励賞（賞金30万ウォン）の授賞や、当該特許技術賞を選定しない場合もある。

* 2014年度から個人又は小企業の発明を奨励するために、特許、実用新案部門に洪大容賞を新設（授賞数5、申請対象：出願人が個人又は小企業、受賞者：発明家）

<図VI-1-12>授賞マークの種類

世宗大王賞	忠武公賞	丁若鏞賞	池錫永賞	洪大容賞
 <p>0000년 특허기술상 세종대왕상 특허등록 제0000000008</p>	 <p>0000년 특허기술상 충무공상 특허등록 제0000000008</p>	 <p>0000년 특허기술상 정약공상 디자인등록 제0000000008</p>	 <p>0000년 특허기술상 지석공상 특허등록 제0000000008</p>	 <p>0000년 특허기술상 홍대공상 특허등록 제0000000008</p>

* 奨励賞は受賞マークから除外

ロ. 推進内容及び成果

2014年の特許技術賞は18の発明品と2つのデザインが選定され、韓国知識財産センターにおいて韓国特許庁と中央日報の共同により授賞式を行った。高い競争率の中で2014年上半期には、株式会社テジンインポテックの「マルチレベルRAID構造のためのハイブリッド貯蔵システム」、下半期にはジョ・ハンヨン他2名の「正品認証用ラベル、そのラベルの認証コード生成方法、そのラベルの認証方法及びシステム、そのラベルを認証するための携帯用端末機及びそのラベルの認証のためのコンピューター可読性記録媒体」が世宗大王賞に各々選定された。

<図VI-1-13>2014年上・下半期の特許技術賞授賞式



<2014年上半期授賞式>



<2014年下半年期授賞式>

特許技術賞は、1992年から2014年まで313件の優秀発明・デザイン(特許233件、実用新案21件、デザイン59件)を選定し授賞したことにより、発明ムードの拡散に大きな役割を果たした。

<図VI-1-14>2014年上・下半期の授賞発明紹介写真



<2014年上半期授賞発明の紹介>



<2014年下半期授賞発明の紹介>

ハ. 評価及び発展方向

1992年からスタートした特許技術賞制度はマンネリズムに落ち込むことなく、発明者の発明意識を奨励するために大きな役割を果たしている。2014年には、特許技術賞に447件が応募し22:1の競争力をみせるほど発明者の関心度が高かった。特に授賞者選定時に、個人または中小企業を優遇する条項を設け、大企業との発明競争においても実質的に均衡が成り立つよう運営し、2014年度も授賞件数20件のうちに個人及び中小企業は15件を占めた。

一方、2014年からはより多くの授賞機会を提供するために洪大容賞(半期別5賞)を新設した。申請対象を個人又は小企業に限定し実施効果が可視化されてない発明についても機会を与えることにした。また、授賞作に対する実効的な支援策を構築して創業オーダーメイド型事業(中小企業庁の運営)対象の選定、創業士官学校(世界経営研究院運営)入学のような事業活性化の機会を拡大した。

4. 2014大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

イ. 推進背景及び概要

今年は発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展を「2014大韓民国知的財産大典」という名前で統合し開催した。大韓民国知的財産大典は、知的財産権に関する国民の認識を向上させて発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大し国際的なネットワークを構築することが目的である。さらには今回の展示を通して優秀発明品を一般の国民に広く知らせて販路を切り開いて流通を活性化できる。技術先進国への跳躍のために今年1年間の発明と特許を決算して授賞することによって、新技術の発掘ができるとともに、益々その価値が重要となっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大会は、1982年から毎年開催されて33回目を迎え、商標・デザイン権展は、2006年から毎年開催されて9回目、ソウル国際発明展は、2002年から2008年まで隔年開催されたが、2009年からは毎年の開催となり10回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2011年から大韓民国発明特許大会及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することにより名実共に韓国国内最大規模の知的財産権展示会であった。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め、国際的イメージ向上にも大きく寄与した。

大韓民国発明特許大会は、受賞作96作品を含め計96品目の製品展示とともに多様な見どころを提供し般国民の関心を集めて展示会のレベルを高めようと試みた。また、受賞作を中心にメイン展示館以外に、スマートリビング館、未来館、特許技術事業家支援館、購買相談会場等の多様な展示館を運営し、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供した。

商標・デザイン展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、商標・デザイントレンド館、商標・デザイン紛争事例館等で構成され、多様な年齢層の観客のために様々な工夫を行った。並行イベントとしてSNSを活用した展示広報のイベントとポトカードイベントを実施し、多様な年齢層の観覧客が直接体験できる展示空間を造成した。

ソウル国際発明展は、6年連続30ヶ国以上の参加と4年間で600品目を超える出品作を紹介し世界的な発明展示会として確固たる位置を占めた。2014年には35,000名以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内102社(名)170品目、海外33ヶ国553品目が出品及び展示され、世界的な発明展示会として国内外の発明家らの交流拡大及び国際ネットワーク構築の場となった。また、購買相談館を運営して発明家とバイヤーの相談の場を提供することにより参加者に対する発明品の広報だけでなく事業化の実績向上にも貢献した。

<図VI-1-15> 展示会場の様子



<図VI-1-17> 授賞技術展示館VIP
巡回の様子

<図VI-1-16> スマートリビング館
の様子



<図VI-1-18> 未来館の様子



<図VI-1-19>購買相談会場運営の様子



<図VI-1-20>ソウル展示場の様子



ハ. 評価及び発展方向

展示会の他に並行イベントとして無料弁理諮問館、特許技術の政策説明会場等を運営し、展示会の参加主体である中小企業に対して実質的に役立つようにした。既存の広報方式に加え海外広報も初めて施行し計454回の国内外における報道(海外114件)が行われた。

e-BAY、楽天、タオバオ、アマゾン、クテン等の海外オープンマーケットのバイヤーとオークション、Gマーケット等の国内オープンマーケットバイヤーを招聘して既存のB2Cバイヤー中心の購買相談会からB2B分野の相談ができるように運営を変え、大量生産しない受賞企業向けに技術移転専門機関を招聘し技術移転相談会も同時にできるよう運営した。

第5節 女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

女性発明振興事業の結果、過去3年間の女性特許出願率は毎年増加している。

* 女性の特許出願件数(出願率)

(2012) 4,670(12.9%)→(2013) 5,458(14.6)→(2014) 5,505(14.4%)

* 男性の特許出願件数(出願率)

(2012) 31,402(87.1%)→(2013) 32,019(85.4%)→(2014) 32,690(85.6%)

しかし、未だ男性に比べて微弱なレベルであり、韓国の女性経済活動参加率も2013年基準で55.6%であり、OECD加盟国平均の62.6%より低いレベルである。高い教育レベルと優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のためには、多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

特許庁は、女性発明協会の支援事業により女性の知的財産に係る認識を高めるため、全国において女性向け知的財産権教育を実施している。女性の発明アイデアが死蔵せず産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明コア、試製品製作支援、女性発明品博覧会等の多様な支援政策に取り組んでいる。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がより沢山生まれるよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

2. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産の認識向上

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性経済活動の参加人口は着実に増加しているが、韓国の女性経済活動の参加率は2013年の基準で55.6%であり、OECD加盟国平均の62.6%より低いレベルである。また、韓国は急速な高齢化及び出生率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために多様な女性発明振興事業を取組む必要性が台頭している。

＜表VI-1-51＞OECD主要国における女性経済活動参加率の比較

区分	2010年	2011年	2012年	2013年
韓国	54.50%	54.90%	55.20%	55.60%
日本	63.20%	63.00%	63.40%	65.00%
米国	68.40%	67.80%	67.60%	67.20%
OECD平均	61.80%	61.80%	62.30%	62.60%

*出所：OECD Employment Outlook 2014

そこで、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性向けに体系的な知的財産権教育、生活発明コア等を支援を行い、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性対象の知的財産権説明会

特許庁は、女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上をさせ、潜在力のあ

る女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体等と協力して、発明に関心の高い主婦、発明教室の参加学生、父兄、女子大生等を対象に、女性対象知的財産権教育を実施している。

弁理士、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家を講師として招いて運営している女性発明創意教室は、知的財産権に対する概要及び事例、女性の創意性及び潜在力開発の価値、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例等を主な内容に講義を実施している。これにより知的財産権に対する認識を向上させて底辺拡大に大きく寄与しており、2008年から2014年まで計373回の26,967名が参加した。

2) 生活発明コリアの運営

2014年の女性創造経済支援プロジェクトとして「生活発明コリア (WWW.WOMANIDEA.NET)」システムを新たに構築し、4月4日から6月1日までの2ヶ月間に女性の生活の中のアイデア公募を行い計1,536件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアについては、オンライン書類審査、先行技術調査、アイデア発表及び面接等の3段階にわたる審査を通じて最終支援大賞作20件を選定し、オーダーメイド型のマントリングを通じて出願の手続き、技術及びデザイン開発等を体系的に支援を行った後、試作品を製作して11月20日にオンライン上で公開して11月29日まで消費者の評価を実施した。さらに12月2日のソウルaTセンターにおいて生活発明コリアの最終審査及び授賞式を開催した。公開オーディションの形態で進行された最終審査においては、選定された20名が自分で開発した製品について説明と紹介をした後、関連分野の専門家で構成される現場の審査委員会で採点して点数に、事前に実施した消費者の評価を加算して最終順位を決め、最高の大統領賞の受賞者に発明奨励金として1千万ウォンを授与した。

3) 女性発明情報誌の発刊

女性発明イベント及び支援情報、発明界の各種ニュース情報の発信、政府の知的財産権創出促進事業の紹介を行うため、韓国女性発明協会の主管で発行している「発明する人々」は、発明マインド向上、発明家の自負心奨励及び権益擁護、国民レベルの発明生活化運動の展開、発明家と企業間関係の取組み、発明企業の広報等のナマ情報と多様なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者等に提供している。

ハ．評価及び発展方向

女性発明振興事業は、より多くの女性が知的財産権を有して経済活動に参加させて韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的な女性発明家の育成と活用により優秀な女性発明の出願及び事業化の支援を行い、体系的な女性発明教育と多様な振興事業に取り組んできた。特に2014年には生活発明コア事業を新たに取り組み、女性の創造経済活動の活性化に寄与した。これをより女性発明親和的な社会環境を造成し、女性発明支援インフラを構築して国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤づくりに取り組んだ。

3. 女性発明コア及び女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

イ．推進背景及び概要

21世紀は土地と資本等の有形資産が競争力の基盤となる産業社会から、情報と知識に基づいた技術力・ブランド・デザイン等の無形資産中心の知識基盤社会に転換する、知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭する時点である。特にこのような状況において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合は、女性の経済活動が新しい活動の主体として重要性がより一層高く

なっている状況である。

そこで、女性発明の事業化を通じた国家競争力向上のため、製品化支援、販路開拓及びビジネスマッチングの機会を提供する世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会等への支援が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界初の大規模国際女性発明大会の開催によって、韓国が世界女性発明の主導国としての地位確保に大きく寄与できた。2008年から大韓民国世界女性発明大会と、大韓民国女性発明品博覧会・女性発明国際フォーラムを共に開催することによって、韓国内の女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を与えるシナジー効果を創り出した。

2008年から毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧会は、2014年で第7回目の大会を迎えた。5月16日から19日までの4日間、aTセンター第1展示場において開催された第7回目の大会では、26ヶ国から296品目の発明品が出品され、4万4千名余りが参加する等の高い反響を呼んでいる。

このような世界女性発明大会において、全世界女性発明家の国際的連帯とネットワークを構築し、韓国内の女性発明起業家の海外進出の橋頭堡を築き上げた。また、積極的な広報活動により多様な媒体において紹介され、女性の発明文化振興の重要性及び関心を高める契機となった。

<図VI-1-21>大韓民国世界女性発明大会の開幕式



<図VI-1-22>大韓民国女性発明品
博覧会



<図VI-1-23>大韓民国世界女性
発明フォーラム



2) 試作品製作支援及び弁理諮問サービスの提供事業

女性の優秀な発明アイデアを発掘して試作品の製作支援を行い、権利化と事業化を促進するために女性発明の試作品製作に対する支援を実施した。2007年に事業を開始し、2014年には282件の申請書を受け付け33件に対する試作品製作費を支援した。また、アイデアの具体化、特許出願案内等に対する無用弁理相談を通じて女性の知的財産取得に対する隘路事項を解決して上げ、2014年には計361件の相談を実施した。

ハ. 評価及び発展方向

世界知的所有権機関(WIPO)と緊密な協力を行い、世界的規模の唯一な女性

発明大会を韓国で開催でき、特許強国として大韓民国の品格を高めることに寄与した。韓国内外の女性発明品を国際的に広報することにより、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

2007年から女性のアイデアに対する製品化、事業化に寄与してきた試作品製作支援事業は、IP創業の女性に実質的な助けとなるよう2015年から生活発明コア事業と統合させて実施する予定である。

女性の潜在力と創造力の開発は、国家産業発展の新しい原動力であるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許により具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例が多く輩出するよう、女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

第6節 軍将兵の知的財産認識の向上

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人事課 行政事務官 アン・ビョンオク

世界経済は土地、資本等の有形資産中心の経済から想像力、創意性と科学技術を基盤とする経済的付加価値を創出する創造経済へと転換している。創意的創造が実現される過程において、知的財産は創造の結果物であり経済的価値を創出する重要な手段となっている。

<図VI-1-24>想像力、科学技術と知的財産権



そのために創意的アイデアを知的財産権として確保し競争力を維持することが重要であり、創造経済の競争力の核心は想像力と創意性を基盤とする創意的なアイデアを生産する創意人材である。

そこで特許庁は、知的財産を通して創造経済の実現を促すために、小中高校から大学(院)、企業、軍の将兵等の国民全体を対象に生涯周期的な知的財産教育に取り組んでいる。

特に軍においては、知的財産の重要性を認識して軍部隊を知的財産人材育成の前進基地として活用し、軍の知的財産管理体制の効率性を高めるために、特許庁と各軍との間でMOU(陸軍、空軍と2013.4.8、海軍2013.6.27)を締結した。

イスラエルでは軍で取得した高級技術、知識を通してアイデアを発掘して権利化を行い、軍服務により形成されたネットワークを基盤に除隊後も創業する文化が形成されている。最も若い時代に同年輩の同僚と一緒に過ごしなが、創意的なアイデアで新しい創作物を作り上げる環境がイスラエルではベンチャー企業の発展基盤となっている。

韓国の軍隊でも創意的なアイデアを発散させ、創造経済実現に向けてインキュベーターとなるよう、特許庁では将兵の知的財産認識向上のための将兵向け知的財産教育等を拡大している。

2. 軍将兵向け知的財産権教育

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク

イ. 推進背景及び概要

韓国の場合、政府R&D予算の中で国防R&D予算が占める割合はおよそ12%程度占めているが、国防技術(国防所所有の国有特許)は国有特許全体の1.3%に過ぎない水準であり、現在も軍将兵の知的財産教育に関する認識は低く、関連インフラ及び体系的な教育プログラム等が不足している状況である。

そこで韓国特許庁では、軍服務の現場において生み出されたアイデアを研究開発し、軍の戦闘力向上に直結する軍用品開発及び機能改善ができる創意人材育成のために軍将兵の知的財産教育事業を開始した。軍将兵に対する体系的な教育を通して、その重要性を認識させ創意的なアイデアを発掘し、新特許技術の創出能力の培養及び予備知的財産創出人材として育成することにその目的がある。

<表VI-1-52>軍の技術を民間分野に伝播した事例

軍の技術	レーダー技術	軍用粉乳で作った	潜水艦厨房の技	「米軍通信技術ア
------	--------	----------	---------	----------

		噴霧乾燥技術	術	ルファネット」
民間活用事例	電子レンジ	「インスタントコーヒー」	マクドナルド売り場の厨房適用	インターネット

取組んだ主な内容は、軍の発明コンテスト、軍将兵の知的財産教育の単位履修、知的財産認識水準別のe-ラーニング教育、軍の知的財産専門担当部署の設置及び運営支援等である。

＜表VI-1-53＞軍将兵の知的財産認識向上のための主要推進事業内容

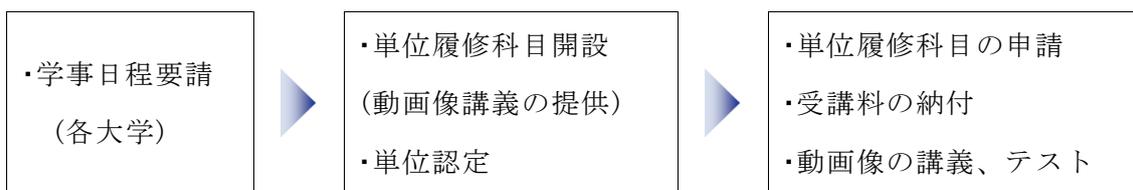
事業名	事業内容
軍将兵の知的財産教育単位履修	国防部、知的財産教育先導大学等と協力して軍将兵（軍服務期間中の大学生）に対する知的財産教育の単位履修制度（2～3単位）
知的財産認識水準別のe-ラーニング教育	各軍内部の専用通信ネットワークを通して知的財産e-ラーニングコンテンツにアクセスして教育
軍の知的財産専門担当部署の設置及び運営支援	軍の知的財産専門担当組織を構築（2013.6月に陸軍及び2014.1月に空軍の知的財産チームを運営、海軍は推進中）及び知的財産専門人材の採用支援

ロ. 推進内容及び成果

軍将兵が兵営生活の中で知的財産に対する認識を高め単位履修ができるよう、知的財産教育の先導大学において開発したオンラインコンテンツを活用して学習を行うか、共有し活用できるコンテンツを開発し国防部及び大学等と協議を行った。その結果2014年には全南大学と釜慶大学出身の大学生66名が単位を履修した。

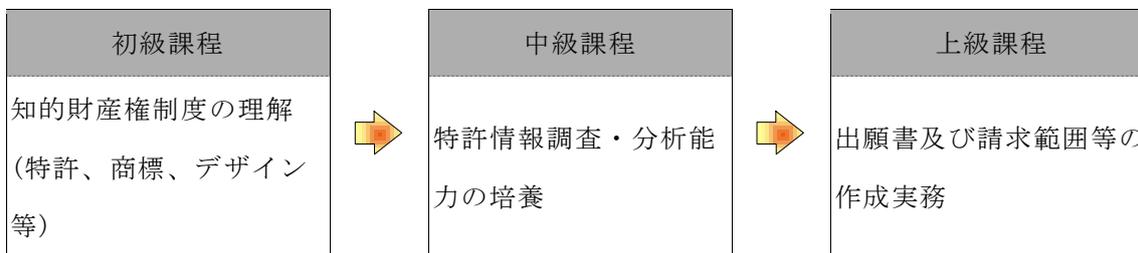
＜表VI-1-54＞軍将兵の知的財産に関する遠隔講座単位履修体系





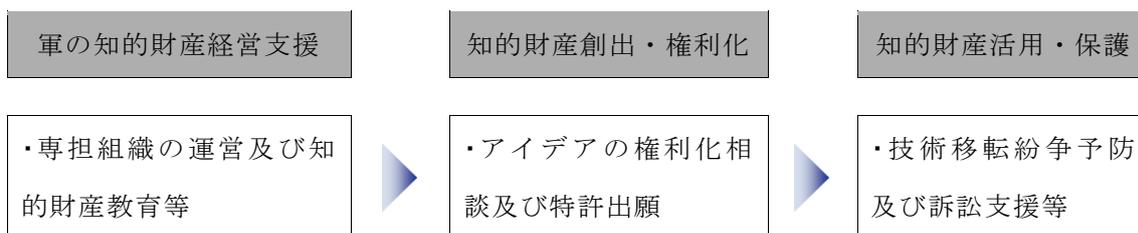
軍隊における問題を創意的に解決するため、各軍の専用通信ネットワークを活用してレベル別の知的財産教育ができるようにe-ラーニングコンテンツを提供し、オーダーメイド型のオンライン教育に取り組んだ。

<表VI-1-55> レベル別の知的財産オンライン教育体系



また、知的財産の管理不足の軍において直接開発した国防技術や軍将兵のアイデアについては、体系的に管理し技術移転等のために「知的財産管理チーム」を設置して運営できるよう支援することによって知的財産インフラを構築に寄与した。

<表VI-1-56> 軍の知的財産管理チームの主要機能



ハ. 評価及び発展方向

オンライン講座の場合、単位履修のためにテスト、課題の提出等の必要な手続きを経なければならない等の問題があるが、国防部と緊密な協力を通して単位履修教育がうまく行くよう改善し、持続的に軍隊における知的財産教育が活性化する多様な施策

に取組む計画である。

3. 知的財産権の創出支援

産業財産政策局 地域産業財産課 電算書記 イム・ジョン

イ. 推進背景及び概要

国防だけでなく社会で必要とされる人材資源を育成する役割を遂行している軍の重要性に比べ、知識基盤社会の核心である知識基盤社会に備えた知的財産権の認識は不十分である。

そこで特許庁は軍内の知的財産権創出に寄与し、未来産業人材の知的財産権に対する認識を向上させ、知的財産マインドを兼ね備えた創造的人材の育成に寄与するため、2006年に陸軍1部隊を試験的に実施した後、2011年にすべての軍将兵に対し知的財産認識向上の事業を拡大させ施行する等、知的財産権創出を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁では軍将兵の知的財産創出能力を培うため、上半期に専門講師を各部隊に派遣し、知的財産権基礎及びアイデアの発想、導出方法等の理論教育と、コンテストのアイデア提出希望者を対象に行う実習教育の2つに分けて教育を実施した。これを基に下半期には軍用品の活用改善及び戦闘力の向上に役立つアイデアを発掘及び発明体験のため、幹部及び軍務員を含む兵士等、大韓民国全体の軍部隊を対象に軍将兵発明コンテストを行った。

大会に提出されたアイデアは厳格な審査を経て優秀作品が選定され、選定された優秀作品は展示会を開催して対内外に広報を行い、展示会を訪ねる一般人に軍用品に対する認識を高めるとともに受賞者に対する自負心も高めた。

2014年には、軍将兵発明コンテストを通して64部隊、847件のアイデアが受け付けられ、専門家の審査を経て軍用品及び一般用品対象を含め、海軍17件、陸軍12件、空軍6件等計35件が受賞の名誉を授かり、「2014年知的財産大典」において展示された。

また、2014年には軍将兵発明大会を軍用品部門と一般用品部門に分けて、軍将兵の多様なアイデアに対する提案の幅を広げ、一部の優秀作品については知的財産権の権利化を支援するとともに、職務発明への連携を図り軍内の優秀知的財産権の創出はもとより、知的財産権管理にも関心を傾けた結果、空軍4件、海軍3件、陸軍2件の優秀発明品についてコンサルティングの提供及び権利化のための一切の費用を支援し現在出願を進行している最中である。

<図VI-1-25> 2014年軍将兵発明コンテスト





<表VI-1-57> 2014年軍將兵発明コンテスト優秀発明品に対する出願支援状況

権利	出願番号 (出願日)	発明の名称	発明者	軍	備考
特許	10-2014-0187093 (2014. 12. 23)	火災の危険から安全 な照明弾	リ・ハンジ ユ	陸軍	職務発明承継
特許	10-2014-0187111 (2014. 12. 23)	機関銃銃身過熱表示 用示音塗料シール	カン・ジュ ルギ	陸軍	職務発明承継
特許	10-2014-0192787 (2014. 12. 30)	ロードチェーンの長さ 調節が容易なチェ ーンブロック	キム・チョ ルヒョン	海軍	職務発明承継
特許	10-2014-0192791 (2014. 12. 30)	潜水艦減圧器用圧力 微細調整工具	ジョン・ジ ェウ	海軍	職務発明承継
特許	10-2014-0192793 (2014. 12. 30)	海上位置表示装置	ジョン・ジ ョンデ	海軍	職務発明承継

特許	10-2014-0192196 (2014. 12. 29)	小銃に結合するレー ルシステム	ピョ・ジョ ンファン	空軍	職務発明承継
特許	10-2015-6001791 (2015. 01. 07-再 出願)	多重ロケット発射管 の検査装置	キム・ヒョ ンギョン	空軍	職務発明承継
特許	10-2014-0188259 (2014. 12. 24)	電線ターミナル圧搾 機	ハン・ミョ ンキ	空軍	一般用品
特許	10-2014-0188260 (2014. 12. 24)	傘たて台	ムン・チャ ンス	空軍	一般用品

ハ. 評価及び発展方向

今後、軍用品に対する将兵の実務改善アイデアを発掘して実際に適用ことにより、軍の戦闘力の向上に寄与でき、より多くの軍将兵の発明活動を支援するために発明コンテストを一般発明にまで拡大し運営する計画である。また、関係機関との協力を通して発明大会に出品したアイデアの活用を促進する予定である。

また、発明コンテストの一般部門の優秀発明品については他事業との連携を行い、事業化まで支援する計画である。

第7節 発明教育支援法制定の取組み

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 チョウ・ヒョンジュ

1. 推進背景及び概要

生活の中で問題点を見つけ出し、チームのプロジェクトを通じてアイデアを具体的に具現する発明教育は、創意・融合教育という最近の世界全体的な教育方向に附合しており、米国・日本。ヨーロッパ等の先進国のみならず、韓国においても正規の教科や創意体験の活動、サークル形態等の色々な経路で実施されている。

全国163の自治体に設置された196の発明教育センターを通じて、年平均約20万名の学生が発明教育に参加しており、これは全国11,000の小・中・高校の約600万名の学生の中から3%程度が発明教育に参加していることになる。

特に、地域に基盤を置く学生のみならず、教師、父兄等にまで発明教育を実施しており、地域拠点の役割を担っている発明教育センターの地域別の設置率を調べてみると、特に江原、全南地域等は、発明教育センターが設置されていない基礎自治体が半分に上る等の地域別の偏差が大きい。このような地域別の偏差は、発明教育センターを担当する専門担当教員の割合や発明英才クラスの割合も同様に示された。

<表VI-1-58> 基礎自治団体基準の発明教育センター設置状況

地域	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	計
基礎自治体数	25	16	8	10	5	5	5	31	18	11	15	14	22	23	18	2	1	229
設置基礎自治体	15	8	7	7	4	5	4	25	7	10	9	14	11	19	16	2	0	163
設置率(%)	60	50	88	70	80	100	80	81	39	91	60	100	50	83	89	100	0	71

発明教育の現場における関連施策や支援施策の中断と困難な状況を解消ための制度

的な基盤を構築し、国家と自治体が発明教育について支援できる制度的・法的な根拠を明確にすべきだという要求が大きくなった。

小・中・高校から大学、企業まで段階別に発明・産業財産権教育を体系的に支援するため、独自の法律に対する必要性が台頭した。

2. 主要内容

このように発明教育の効果を拡大し、発明教育現場の隘路事項を解消するために、発明教育支援法の制定が国会において進行中である。発明教育支援の具体的な根拠となる発明教育支援法の制定に関する専門家及び現場の関係者と意見交換を行うため、キム・サンフン・ブ・ザヒョン・ジョン・ハジン国会議員の共同により2014年11月19日に「発明教育支援法制定のための公聴会」が開催された。この公聴会には、現場で発明教育を担当する教師、校長先生をはじめ、市・道教育庁の奨学士及び特許庁等の関連省庁の公務員、学生、父兄等の200名を超える方が参加した。この公聴会では、発明教育は単なる特許庁の主管で成り立つものでなく、関連省庁、自治体、地域コミュニティ、教育現場の多様な主体が共に協力すべきであることに共感し、発明教育が所期の成果を収めるためには、教員の専門性向上、レベル別・段階別の発明教育プログラム開発等の必ず先決すべき事項等があり、これを支援する内容が法的根拠として構築されるべきだという意見が提起された。

その後の発明教育支援法律制定案は、2014年11月24日のキム・サンフン議員をはじめとする13名の国会議員の共同で発議され国会産業通商資源委員会に回付されている。発議された法案の原案は、国家と自治体が発明教育に関連した支援を拡大するとともに、発明教育の政策を体系的に取り組むことによって、究極的には韓国の技術発展を誘導することに目的がある。発明教育支援法案の主な内容を調べてみると次のとおりである。

〈 発明教育支援法の議事発議原案(2014. 11. 24)〉

- 発明教育に関する総合的な基本計画と施行計画を立案して施行し、特許庁、教育部等の中央省庁と自治体が協力できる基盤を構築する。
- 国家と自治体の責務として発明教育の支援ができる。
- 国家と自治体は、発明教育関連教員に研修の機会を提供することができ、発明教育関連教員の各種活動を支援することができる。
- 教員研修を支援するために、大学及び関連機関について支援することができる。
- 大学人材を専門的に養成するための事業について支援することができる。

「政府立法政策遂行の効率向上等に関する規定(国務総理訓令第601号)」により、特許庁は同法律制定案に対し中央省庁と自治体等との関連省庁及び専門家等を対象に意見交換を2014年12月以降に実施し、意見交換の結果を基に教育現場の意見が法律案に充実に反映されるよう努力している。

3. 評価及び発展方向

発明教育は単に発明そのものが教育目的ではなく、発明を通じて青少年の潜在力を育て、発明を生活化するためのすべての形態に対する教育であり、また、これを基盤に成長して職業を持つ過程において、知的財産権に対する素養を持ち、科学技術と研究開発に参加する人材を育てる教育である。発明教育の拡大のために予算及び指導専任教師等の支援が持続的に行われなければならない、地域の状況等を勘案して不均衡的な要素を減らすための国家と自治体の行政的、財政的支援を誘導することが重要である。

発明教育の支援対象と主体を明確にし、支援方策を体系的に含んだ発明教育支援法が制定され、国レベルにおいて総合的・体系的に発明教育に取り組み、国家人材を育てる前向きな側面から発明教育が拡大されるものと期待される。

第2章 グローバル知的財産協力の拡大

第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界へと拡大することにより、知的財産分野においても国際協力の重要性が日増しに高くなっている。そこで、特許庁は国民に実質的に役立つ国際協力の取組みに向けて、先進5ヶ国特許庁(IP5)の協力を通じてグローバルリーダーシップを強化、二国間・多国間の協力を通じて友好的な海外知的財産保護環境の造成、知的財産行政韓流の拡大、知的財産行政サービスの国際競争力強化等の多様な事業に取り組んでいる。

2014年にはIP5会合の議長国を務め、IP5関連の主要会合を国内³⁸IP5次長会合(2014.4)、IP5長・次長会合及び長官－産業界宴席会合(2014.6)で開催したことにより知財権分野における韓国の位相を一層高めた。特に、2014年6月に釜山にて開催された第7回IP5長官会合では、過去に開催されたIP5長官会合の中で最も多くの合意事項が導出され、審査官用として使用していた特許審査進行情報を一般人に公開することに合意し、2016年まで国民向けの公開用システムの開発を完了することにした。また、IP5特許庁間の審査結果を適時に相互共有するためのwork-sharing政策方向に合意し、特許制度調和に向け優先的に議論すべき3つの主題及び主題別のリーダ国を選定した。

また、二国間協力を通して韓国企業に友好的な海外知的財産保護環境の造成を行うために努力した。中国とは協力強化のために、韓・中商標長官会合を通じて中国内の韓国有名商標の保護に対し両国が協力を行い、韓国企業の進出が増加する新興・途上国とも協力を拡大し、ASEAN、アフリカ、中南米国とも友好的な協力関係の構築のために二国間会合を継続して開催した。また、韓国企業の海外知的財産紛争に効果的に

³⁸ IP5次長会合(2014.4)、IP5長・次長会合及び長官－産業界宴席会合(2014.6)

対応するため、ベトナムの市場管理局及び中国の最大オープンマーケットのアリババとMOUの締結を行い、フランクフルトに海外知的財産センター(IP-DESK)を追加で設置し、在外公館及び貿易館の知的財産担当者を指定を持続的に拡大した。

国際機構を中心に多国間の議論を通じて遺伝資源の保護、地理的表示の保護、デザイン法条約の採択等の知財権グローバルイシューについても主導的に対応した。WIPOとWTOを主な舞台に知的財産権制度の強化に取り組む先進国と、開発アジェンダ(Development Agenda)の履行及び知財権制度の弱体化を狙う途上国の立場の違いが持続する中で、地理的表示の国際的保護イシューを取り巻く旧大陸と新大陸という先進国間における新しい対立構図が表面化となった。特許庁は国益を反映するため、韓国と利害関係を共にする国との共助強化及び共同対応を通じて戦略的かつ主導的に対応した。

一方、自国の知的財産権が海外において安定的に保護されることを希望する各国の努力も強化されており、通商交渉において知的財産権分野を重要な議題として取り上げていることが代表的な事例である。これを反映してほとんどのFTAにおいて、知的財産権分野は一つの独立的なチャプターで構成されることが一般化となっている。2014年中国、ベトナム等とのFTA妥結の際には、知財権分野について別途の交渉を行い、未登録商標の保護等の韓国企業を保護する方策を策定し、現在進行中の韓・中・日及びRCEP等のFTA交渉においても、別途の知的財産権チャプターを通じて議論を主導している。

高くなった韓国の位相を基盤に特許行政サービスの輸出も拡大した。2014年2月にアラブ首長国連邦(UAE)と知財権協力のMOUを締結し、6月から特許審査代行サービスを開始した。また、アゼルバイジャン特許情報システムの構築を完了し、アフリカ地域の知財権機構(ARIPO)の特許情報システム改善事業に取り組んでいる(2013年10月～2015年)。知的財産シェアリング事業も拡大し、途上国向けの適正技術及びブランド開発を支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知財権能力を強化し、知財権格差(IP-Divide)の解消に寄与した。

国際知財権の議論にも主導的に参加し、韓国制度の反映を通じて韓国の知的財産システムの国際競争力を強化した。特許分野は先進特許分類体系であるCPC³⁹を導入し試験的に使用(全体出願の約5%)している最中であり、米国及びヨーロッパ特許庁と特許分類業務に関する業務協約を締結してCPC協力の基盤を構築した。多国間の特許審査ハイウェイ(PPH)を施行(2014年1月)することにより統一化した要件と様式でPPH申請が可能となり、特許庁間の審査品質に対する相互信頼を確保し、審査結果の活用基盤を造成するために日本、中国、ドイツ等と共同先行技術調査事業を施行した。また、デザイン分野の国際出願制度であるハーグ協定を施行することにより、韓国企業が海外においてデザイン権を容易に獲得できる基盤を造成した。

2014年はグローバル知的財産分野において高くなった韓国の位相を確認することができた一年であった。2013年末を基準に韓国の知的財産に係る全体出願件数は43万件で、中国の422万件、米国の95万件、日本の48万件の後に続き世界4位であった。PCT国際出願においても韓国は、PCT出願基準占有率は6.1%で世界5位、PCT国際調査基準における占有率は14.8%で世界3位を記録した。今後も高くなった位相にふさわしく知的財産国際議論に積極的に参加して主導的に対応し、国際知的財産社会における韓国の役割を強化するとともに、韓国企業の海外進出の多様化に応じて知的財産協力対象国及び協力分野を拡大して行き、海外知財権保護活動を強化していく計画である。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は、知的財産が国家競争力の強化に向けた核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルで努力を傾けている。

イ. 米国

米国特許庁は「2010-2015知的財産戦略計画(以下、2010-2015 戦略)」に続き、「2014-2018 知的財産戦略計画(以下、2014-2018戦略)」を発表した。今回発表された2014-2018戦略は、米国特許庁が特許及び商標の品質向上と審査期間の短縮、国際社会

³⁹ Cooperative Patent Classification : ヨーロッパと米国が主導する最新特許分類体系

における知的財産保護及び執行強化を目標に取り組んできた「2010－2015戦略」が満了される前に立案したものであり、米国の改正特許法(AIA：America Invents Act)制定以降に変化した周辺の環境を反映し、これまで一貫して取り組んできた米国の特許改革努力の成果を発展的に継承しようとした点に意義がある。

2014－2018戦略の主な内容を調べてみると、①特許審査の品質及び適時性の向上、②商標審査の品質及び適時性の向上、③国内外の知的財産政策・保護・執行リーダーシップの強化を成果の目標にし、各々の成果目標別に特許審査の品質及び適時性の向上のために特許審査期間の短縮、審査能力の強化、特許制度国際的調和のための国際協力の拡大、最適化されたITサービスの提供等に取り組み、商標審査の品質及び適時性の向上のために商標審査平均処理期間を205～3.5ヶ月を維持しながら商標の高品質の維持、審判院の機能強化等を行い、知的財産政策・保護・執行リーダーシップ強化のためには、IP政策と認識改善のための教育提供、知的財産保護と執行を高めるための国際協約及び政策に対するリーダーシップの発揮の取組み等を提示している。

このような戦略目標の達成のために米国特許庁は、組織管理側面においても情報技術(IT)投資の拡大⁴⁰、柔軟で多様な人材雇用、内外協力関係の強化、持続可能な財政確保、地域密着型サテライトオフィスの設置⁴¹等に取り組むことにした。

FY2014年基準で特許審査官は9,302名で、前年対比1,251名の増加となり、特許審査期間は審査着手が平均18.4ヶ月、審査終結が平均27.46ヶ月を達成した。商標の場合には、審査官429名で、審査着手が平均3ヶ月、終結が平均9.8ヶ月のレベルに達し前年と同レベルを維持した。

米国特許庁は、急変する国際環境に対応するために2014年4月に国際特許協力室(OFFICE OF INTERNATIONAL PATENT COOPERATION)を新設した。新設した国際特許協力室は特許分類、特許法と条約、情報化、審査協力等の4つの部署で約70名が勤務してお

⁴⁰ FY2013予算(約25億ドル)のうちの15%をIT分野に支出

⁴¹ デトロイト(2012)、デンバー(2014)、シリコンベリー(2015上半期予定)、ダラス(2015. 下半期予定)

り、特許分野の国際協力を専担している。また、米国のPCT出願人に多様なサービスを提供するために、イスラエル特許庁を国際調査機関に追加選定や中小企業と個人に対する国際調査料の減免制度を導入⁴²してPCT制度を利用できる機会を拡大した。

米国は知的財産権分野においてグローバルリーダーシップを確保するための多様な活動も持続的に続けている。審査積滞解消のために特許審査ハイウェイ (PPH) 対象国を29ヶ国に拡大して特許審査ハイウェイ利用者の増加によりFY2014年には計7,299件のPPH出願があった。また、知的財産認識向上のために米国特許庁傘下の国際知的財産研修院 (GLOBAL INTELLECTUAL PROPERTY ACADEMY) を通じて知的財産権関連の政府省庁、中小企業知的財産権担当者等の自国民1,543名に対する教育訓練を実施しただけでなく、140のプログラムの100ヶ国の4,960名に達する外国人向けの訓練過程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通じて持続可能なグローバル知的財産システムを拡大に向けた米国の努力が伺える。

ロ. 日本

日本は知識財産政策の戦略的な取り組みを通じて自国の国家競争力を強化することに努力している。日本の知的財産戦略本部は2013年7月初めに「知的財産推進計画2014」を発表し、産業競争力の強化のためのグローバル知的財産システムの構築、中小・ベンチャー企業の知的財産マネジメント強化支援等を重点施策として立案した。具体的には特許審査請求から特許権利化までの期間を今後10年以内に14ヶ月以内に短縮するとともに、2014年4月に11ヶ月まで短縮した1次審査通知までの期間 (FA) を10ヶ月にさらに短縮を行い、中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財権の活動を総合的に支援することにした。

また、日本特許庁は自国企業のイノベーションの促進を支援するために、職務発明制度の改善を本格的に検討している。近年、現行の職務発明制度が日本企業の産業競争力を低下させる障害要因となっているという産業界の意見を受け入れて、教授、弁護士・弁理士等の専門家等の20名による「特許制度小委員会」を構成し、職務発明制

⁴² 一般 (REGULAR) \$2080、中小企業 (SMALL ENTITY) \$1040、個人 (MICRO ENTITY) \$520

度について従業員発明の法人帰属化又は使用者と従業員間の契約に任せる方案等について検討している。

日本特許庁は、中国・韓国語の特許文献をはじめ、日本語以外の言語で記載される外国語特許文献の増加に対応するため、2014年11月から中国・韓国語の特許文献を日本語で検索できる中韓文献の翻訳・検索システムをテスト稼働し始め、2015年1月からは審査官のみならず一般使用者にも提供する計画だと発表した。

企業のイノベーション促進とともに、国際的な制度の調和を実践するための法制度の整備を行った。2003年の特許法改正の際に特許無効審判制度に統合された特許異議申立て制度が使用者の便宜性を図り、強く安定した特許権の早期確保のために新たに導入(2014年5月に公表)された。また、色や音等を保護対象に追加する商標法の改正が行われ、ハーグ協定加入を準備するために意匠法を改正したことにより、複数国に対し意匠を一括出願できるようになった。

日本企業のグローバル活動を支援するための努力も行っている。日本企業の海外知的財産権活動を促すために特許審査ハイウェイ (PPH) 対象国を持続的に拡大し、2014年末現在は30ヶ国とPPHを実施している。特に米国特許商標庁と特許に関する審査協力の強化に合意し、2015年4月から日本特許庁のPCT国際調査・国際予備審査管轄国に米国を含めることにした。

日本は新興国との知的財産権分野における協力強化にも努力を傾けている。2014年7月に第4回日-アセアン特許庁長官会合を開催し、日-アセアン間の知財協力強化を確認した。9月にはスイスジュネーブにおいてVisegrad Group⁴³の特許庁と両庁間の知的財産分野における協力強化に関するMOUに署名した。今回のMOUは日本特許庁の国際調査機関としての経験を共有するとともに、企業のイノベーションを促進するための両庁の政策共有、専門家派遣等が主な内容となっている。これに先立ち日本は2014年6月にアフリカトーゴ共和国において開催された知財権首脳会合に羽藤長官が参加し、アフリカ各国の特許長官との会談を開催してアフリカ地域における日本の支援と協力

⁴³ ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの4ヶ国で構成されるグループ

の強化について表明した。

ハ. 中国

今では世界最大出願国として浮上した中国は、2014年も自国の知的財産制度の改善に努力を続けている。中国商標法の第3回目の改正(案)が2013年8月30日に、第12回の全人代商務委員会において通過され2014年5月1日に施行された。商標法の主な改正内容は、商標出願人の便宜を拡大するために音の商標を保護範囲に含ませ、電子商標出願の実施、商標の異議申し立て主体を「何人も」から「先権利者」又は「利害関係者」に修正し、市場秩序の保護のために有名商標の概念を明確にするとともに、類似商標の保護強度を強化し、悪意的な商標権侵害行為者に対する処罰を強化するため、損害賠償金を現行の50万元から30万元に増加した。

中国の知財権紛争事件が急増している中で、司法的保護を行うために中国全人代商務委員会は、2014年8月31日の第10回の会合において知財権裁判所の設立に関する草案の審議を通過させた。主な内容は、北京、上海、広州地域に知財権裁判所を設立することであり、知財権裁判所の管轄範囲は、①特許、植物新品種、半導体設計、営業秘密等の高度な専門的技術の知識が必要な1審の知財権民事及び行政事件、②知財権裁判所が所在する市の基層人民裁判所第1審の著作権、商標権等の知財権民事と行政に対する上訴事件は知財権裁判所で審理、③知財権裁判所第1審の判決に対する上訴事件は、知財権裁判所所在地の高級人民裁判所において審理を行う等である。これにより北京(2014. 11. 6)、広州(2014. 12. 16)、上海(2014. 12. 28)に各々知的財産専門裁判所が設立された。

2014年12月10日に中国国務院は、2014年から2020年までの国家知財権政策実行計画内容が盛り込まれている「国家知的財産権戦略の深化実施行動計画(2014~2020)」を発表した。同計画において中国政府は知的財産強国の建設を宣言し、同計画において提示した主な目標は、①知的財産権の量的増大及び高品質で優秀な知的財産権創出の強化、②市場価値の増大のために知的財産権活用の支援、③知的財産権侵害に関する事後対策及び事前予防を強化し社会的満足度の増大、④知的財産権審査能力向上のため

の行政管理能力の強化、⑤知的財産権人材の増大及び知的財産権尊重文化の拡大である。

2014年6月14日に中国国務院は、知的財産部門の信用構築のための方案の一つとして「社会信用体系建設の計画要綱(2014～2020)を発表した。同要綱は、知的財産権侵害情報を信用照会システムに含ませ健全な知的財産権管理制度の構築及び知的財産権保護を図り、①偽造、低品質商品の製造及び販売行為の重点的取締、②企業及び個人の知的財産権侵害行為の情報をデータで記録し公開、③知的財産サービス標準化及びサービス機関に対する信用評価システムの構築、④知的財産権保護の意義伝播を通じて中国の社会全体に知的財産権信用体系の構築を図る等の業務に取り組むことを強調した。

二. 対応策

主要国は自国の知的財産権競争力の強化のために多様な政策手段を活用している。これに対応するため、まず先に主要国では、知的財産権取得手続きの簡素化と保護強化のために整備している知的財産権関連法制の改正状況についての動向把握が必要である。変更される制度を熟知してないことによって発生する不利益を予防し、知的財産権保護関連制度と規定の十分な活用のためには現地情報に対する正確な接近が求められる。

その次に、激化する知的財産権紛争の様相をよく調べる必要がある。現在、韓国と関連するほとんどの国際的な知的財産権紛争は米国において発生している。米国企業の知的財産権強化のために知的財産権保護を強化している動きと、知的財産権乱用を防ぎ特許パテントトロールを規制すべきだという相反する動きが、今後どのようになるのかを調べることも重要である。また、中国における知的財産権紛争発生の可能性についても備えなければならない。中国内の知財権紛争件数が増加することによつて、中国知財権専門裁判所が設置され知財権に対する大衆の認識も向上している。一部の韓国企業も中国の現地企業との知的財産権紛争に巻き込まれていることを鑑みると、韓国企業の精巧な中国進出の戦略が必要である。

政府レベルでは、東南アジア、南米、ヨーロッパのような途上国及び新興国と知的財産権協力を一層強化していく必要がある。韓国企業の海外進出が多元化となり、知的財産権協力においても先進国中心の協力から進み、協力対象国及び協力分野を多様化する必要がある。韓国企業が知的財産権侵害の恐れがない現地において、思い存分活動できるよう新興国の知的財産権当局との協力強化が一層要求されているといえる。

さらに、国際的な知的財産権規範に関する議論においても、韓国が持続的に主導権を強化すべきである。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェイ制度を韓国企業の実情に合わせ改善して行くことによって、海外における特許活動が益々便利かつ迅速に行われるよう支援すべきである。また、特許法条約(PLT)、商標法に関するシンガポール条約のような国際的な知的財産権制度の統一化についての議論にも積極的に参加し、韓国企業に有利な方向への国際的な知的財産権規範の形成に努力を傾けなければならない。

第2節 先進5ヶ国特許庁(IP5)体制の強固化

1. 先進5ヶ国特許庁の協力推進経過

産業財産保護協力局、国際協力課 技術書記官 イ・ジンヨン

知的基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策により、世界全体の知的財産の出願が順調に増加している。伝統的な多出願国家は米国、日本、ヨーロッパに続き、近年は韓国と中国の知的財産権出願も急増しており、これにより韓・米・日・中・ヨーロッパ等の先進5ヶ国特許庁の出願が世界全体の出願の約80%を占めている。このような特許出願の急増により5ヶ国の特許庁の審査負担及び審査滞積も急激に増加しており、これを解決するために5ヶ国特許庁間の特許協力の必要性も高くなっている。特に、最近是中国の特許出願急増とこれに伴う先行技術文献の増加はIP5審査協力の必要性を一層増幅させている。

このような審査協力の必要性について共に認識した5ヶ国の長官は、2007年5月にハワイにおいて初めて合い5ヶ国庁の協力について議論をスタートさせ、2008年5月に開催した次長レベルの実務会合においては韓国が5ヶ国庁間の協力の必要性について力説した。以降、2008年10月27日～28日の間に韓国の済州において開催された先進5ヶ国特許庁(IP5)長官会合において、IP5業務共助のビジョンとこのビジョンを実現するためのIP5の10大基盤課題立案に合意し、2010年4月に中国鶏林にて開催したIP5長官会合においては、10大基盤課題の短期所要資源が確定し、各庁の基盤課題の取組みを総括、調整するプログラム管理グループ(PROGRAMME MANAGEMENT GROUP)の責任と任務が確定され、10大基盤課題の取組みが本格化し加速化した。

2011年6月に東京にて開催した長官会合では、既存の業務共助に加え特許調和及びPCTを基盤とする業務共助強化の必要性について共に認識し始めた。一方、米国とヨーロッパが新たな内部の特許分類を独自の開発することになってから、同会合において5ヶ国庁間で運営中であった特許分類実務グループの責務(MANDATE)に対する改定の必要性について議論し始めた。以降の2012年6月にコルシカにおいて5ヶ国の産業界代

表と5ヶ国の特許庁官が共に参加した会合が初めて開催されたが、これは特許制度利用者の意見を反映することができる制度的装置できたという点で高く評価されている。

2013年6月にサンフランシスコにて開催された長官会合では、これまで合意に至らなかったいくつかの重要イシューに対する合意がなされ、IP5が生産しお互いに交換した特許情報を第三者に無償又は最小限の費用で普及するための「IP5特許情報政策」と各国の特許審査情報をリアルタイムで見ることができる「グローバルドシエ (GLOBAL DOSSIER) システムの推進基本方向」に合意し、特許分類のための新たな責務を承認することによってFI(日本特許庁の内部分類)とCPC(米国とヨーロッパ特許庁が新たに作った内部分類)の漸進的調和を通してIPC(国際特許分類)を改正することになったのみならず、同年の10月にジュネーブで5ヶ国長官会合を通して2014年1月からIP5 PPHを試験的に施行することに合意し、5ヶ国の出願人が一層便利に特許制度を利用できる新しい基盤ができた。

2. 近年の先進5ヶ国特許庁会合における主な成果

2014年には韓国においてIP5次官会合(4月、大田)とIP5長・次官会合(6月、釜山)が開催されたが、これは2008年の済州にて開催された第2回IP5長官会合に続き6年ぶりに韓国が再び議長を務めることとなり、過去長官会合の中で最も多く合意事項が導出された会合であった。

主な成果は、これまでIP5特許庁審査官同士で共有した特許審査の進行状況の情報をインターネットを通して一般にも公開することに合意した点であるが、これは韓国政府が取組み中である開放、疎通、協力の「政府3.0」基調と軌を一にするという点でも大きな意味があるといえる。具体的に審査進行情報は OPD(ONE PORTAL DOSSIER)というサイトを通じてIP5特許庁の審査進行情報をすべて見ることができるものであり、遅くとも2016年までにはIP5すべての特許庁において各々のサイトを構築することにした。

また、特許審査協力分野においてはIP5の審査業務共助の実効性を高めるため、各

庁の審査結果を適切な時期に相互共有するようにした適時性戦略(TIMELINESS POLICY)に合意し、「特許調和専門家チャンネル(PHEP; PATENT HARMONIZATION EXPERTS PANEL)」という別途の協議体を構成し議論を行っている特許制度及び実務調和分野においては、過去数年間の議論の末にIP5国で優先に取り組むべき議題3つを最終的に確定し、主題別に主導庁を指定したが、韓国は米国特許庁と共に「先行技術の記載要件」、中国とヨーロッパ特許庁は「発明の単一性」、日本特許庁は「明細書の記載要件」を担当することになった。

2014年の釜山での長官会合は、2012年から開始した産業界(使用者)との疎通を通じた意見収集の努力が実質的な成果を収める重要な決定がなされた会合であり、IP5協力の長期的な方向性を設定し、使用者の要求を反映した特許制度の発展という取組み方式を確固なものにした点で、IP5協力の新たな段階への第一歩になったと評価できる。

3. 今後の推進計画

2008年の済州会合では、IP5業務共助のビジョンとこれについての実現のための10大基盤課題を策定されIP5協力の実態的な議論がスタートし以降、過去6年間のIP5の協力は実務グループ別に試行錯誤を重ねある程度安定期に入った。特許分類実務グループ(WG1)は、CHC (COMMON HYBRID CLASSIFICATION)⁴⁴を経て2013年6月 月 GCI (GLOBAL CLASSIFICATION INITIATIVE)⁴⁵に合意することによって、その協力の枠を整えることができ、検索戦略と審査結果の共有、共通出願の書式、機械翻訳等の議論からスタートした情報化実務グループ(WG2)は、OPDを含む GLOBAL DOSSIERの取組みと特許情報の活用(普及)に集中し、特許審査政策実務グループ(WG3)は、審査官の訓練政策、審査関連統計等からスタートして現在は、特許審査はハイウェイ(PPH)と適時性戦略をはじめとする業務共助(WORK-SHARING)、共助特許協力条約(PCT)分野の協力、品質の管理だけでなく別途の特許調和専門家パネル(PHEP)会合を共に開催しながら特許制

⁴⁴ IP5が事前合意により共通の意見(共通分類)を作った後、IPC勘定に取り組んだプロジェクト(2013年6月に正式に終了)

⁴⁵ 内部分類(CPC、FY)間でお互いに一致した分野又は新技術分野に対するIPC勘定に取り組む FRAMEWORK(2013年6月にMANDATE承認)

度の調和についての議論まで行っている。

これからのIP5協力は、その根本的な目標である業務共助の効果的な実現、ユーザー中心の特許システムの構築、そしてIP5を通じた世界特許制度の発展という方向へと進む計画であり、このために実務グループ別に整った推進の枠の中で課題別に議論が益々活発化して多様化する見込みである。

このような側面で2015年5月に中国にて開催されたIP5長官会合では、これまで総体的に速度を出せなかった品質管理及び審査統計指標分野における推進方向を初めて設定し、韓国特許庁が提示した着手前の協業審査(CoBOA)をIP5全体に拡大して推進することにし、既に施行中のIP5 PPHの改善方向について議論を行い効果的な業務共助のための方策が模索できた。また、去る釜山での長官会合以降に産業界がグローバルドシエ(Global Dossier)分野について新たに提案した優先推進の短期課題に対する各庁の推進方向、そして特許制度の調和分野において各庁が主導している3つの優先課題に対する進行経過を報告し承認したことによってユーザー中心の特許システム構築を推進でき、GCIを通じた特許分類改正状況を点検し、PCT制度改善のためのIP5レベルでの協力事業を新たに発掘することによって、IP5通じた世界特許制度の発展を議論する契機となることを期待している。

第3節 商標先進5ヶ国特許庁(TM5)体制の強化

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ヤン・ムンジュ

1. 商標先進5ヶ国特許庁の協力推進経過

イ. 推進背景

10億ドル以上の損害賠償額の評決で注目されたアップルとサムスン間の知的財産権紛争からみても分かるように、知的財産権分野における商標及びデザインの重要性が台頭している。2011年の商標・デザイン出願規模は、世界全体において大幅な増加(商標9.6%、デザイン12.5%)となったが、多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国、ブラジルだけでなく、最近は中国、インドの商標、デザイン出願も急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標で多くの国に出願できる多国出願が増加趨勢であるという点だ。多くの国において商品とサービスを販売してる企業の立場としては、一つの商標で多くの国において登録を受けて使用する商標管理が必修的な時代となっている。このような状況下において、韓国企業が主な出願国において商標・デザインの権利確保を容易に行うためには、商標、デザイン分野における国際協力の強化が必要だと提起された。

ロ. 商標先進5庁体制の形成

商標・デザイン分野の国際協力の強化に関する高い要求に応じ、韓国特許庁は2009年4月に、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入について議論を始めた。2009年12月には商標3庁会合に公式的な参加の意思を表明し、TM3は2010年に商標3庁の会合に韓国をオブザーバーとしての参加を決定した。さらに2011年5月に開催されたTM3中間会合では、韓国特許庁は商標3庁会合の正式会員としての参加が決まり、2011年12月には、第1回商標先進4庁会合をの開催により商標先進4庁体制が

本格的に発足した。この会合では新しい会合の運営規則について制定、4庁間の協力事項についての検討及びユーザーグループとの懇談会等の意味のある成果を導出し、韓国は商標分野においてグローバル協力体制を強固にした契機となった。2012年にはオブザーバーとして参加した中国が正式会員としての参加が確定され、4庁間の協力体は先進5庁間の協力体制となりTM5に拡大された。

韓国特許庁は2011に正式会員として加入した後、商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加してTM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初のTM5定例会合では韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

2. 商標先進5庁会合の主な成果

イ. 2013年TM5定例会合の成果

韓国特許庁は2013年のTM5の議長国として12月5日～6日の2日間にわたり定例会合を成功裏に終えた。同会合では、韓国特許庁がTM5の長期発展方向を提示するとともに、新規協力事業として「審査結果の比較分析事業」を提案し公式事業として採択された。「審査結果の比較分析事業」は、TM5国間で同一商標についての審査結果を比較、分析することであり、各国の商標法と審査基準、審査慣行等の差異について理解するとともに、これを基に統一化を模索する一方、出願人に比較、分析資料を提供して海外への出願時に審査結果の予測に役立てるものである。

また、2013年の定例会合では、国内外のユーザーグループ代表70名余りが参加し、各国の制度について深度ある質疑及び応答が行われ、TM5協力事業についてユーザー側の意見を聞くことができた。

ロ. 2014年の中間会合及び定例会合の成果

2014年の中間会合及び定例会合では、日本と米国が提案した「マドリッド国際出願

に対する情報提供事業」と「非典型商標分類基準の作成事業」が新規事業協力の範囲に採択されTM5協力の範囲が拡大する契機となった。また、図形商標検索システムの構築事業と悪意的な商標出願に対応する事業についての最終報告書を採択し、これまで取組んできた協力事業の可視的成果を引き出した。

また、2014年の定例会合では、TM5会合においてデザイン関連の議題を分離してデザイン分野の別途の5ヶ国協力体の設立について合意を引き出し、デザイン出願の増加及び国際協力需要増大にもっと効果的で緊密に対応できる基盤を整えた。

ハ. TM5協力事業の進捗状況

2014年の定例会合では、5ヶ国の商標及び商品を一度で検索できるTM-View及びTM-Class事業、5ヶ国共通認定の商品目録構築事業、悪意的模倣出願の防止対応策等、既存9の協力事業に対する進捗状況を点検し、今後の進行方向について深度ある議論を行った。

<表VI-2-1>TM5の主要協力事業

協力事業 (主導庁)	事業進捗状況
TM-class Taxonomy (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30ヶ国の認定商品名称が検索できるシステムの構築、運営 (2013年、ヨーロッパ、米国、韓国が参加)、(2014年)日本、SAIC参加予定 ・ 商品類検索便宜向上のためのNice分類体系を (2013年)ヨーロッパ、WIPO導入、(2014年)韓国、日本、SAIC、米国が導入検討
TM-view (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30ヶ国の商標出願、登録情報が検索できるシステムの構築、運営 (2013年)ヨーロッパ、米国、韓国が参加、(2014年)日本、SAIC参加検討
共通認定商品目録 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員国すべてが認める商品名称目録の構築 (2013年)4ヶ国(中国除外)参加、約15千件構築、(2014年)中国正式参加

悪意的商標対応セミナー(JP0)	<ul style="list-style-type: none"> ・悪意的商標出願に関する各国の審査制度を共有、セミナー開催 (2013年)日本開催、TM5審査制度設問調査(2014年)香港開催、最終報告書発刊
TM5 ウェブサイト(KIPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・TM5公式サイトの構築、運営 (2013年)韓国ウェブサイト設計、構築、(2014年.4月)開通、四半期毎アップデート
共通統計指標(OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> ・共通統計指標の設定、国家間情報交換及び活用 (2013年)49の共通統計指標に合意、(2014年)2013年の統計収集及び交換
共通状態指標(USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・商標出願の法的処理状態を表示する共通指標の設定 (2013年)共通状態指標に対する意見収集、(2014年)共通状態指標合意
図形商標検索システムの構築(JPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・各国で開発している図形商標検索システムの構築情報の共有 (2013年)ヨーロッパ、日本で構築検討中、韓国構築、(2014年)実務会合開催(日本)、最終報告書発刊
審査結果比較事業(KIPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の審査事例比較分析、ユーザーに国別の審査情報提供 (2013年)韓国新規事業として採択、(2014年)研究対象・方法・推進日程合意
デザインカタログ(OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> ・各国のデザイン図面提出要件を比較整理 (2013年)カタログ内容の収集、(2014年)カタログ発刊

3. 今後の推進課題

2013年のTM5議長国としての選出と、TM5の定例会合の開催国としての役割を担うことになったのは、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願の便宜を向上する政策目標に基づきTM5の協力体系を積極的に利用する戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国としての役割を充分果たし、定例会合を順調に開催することで、商標先進5ヶ国協議体であるTM5における韓国特許庁の位置づけを堅固なものにした。また、2014年にTM5ウェブサイトを開通し「審査結果比較分析事業」を効果的に取組み協力事業にも積極的に参加した。このような基盤を基に、今後韓国企

業の国際的な商標・デザイン出願における隘路事項をTM5加盟国と協力して解消していく計画である。現在進行しているTM5協力事業が計画とおりに進み実りを結び、新規協力事業を発掘して取組むことができるよう加盟国との緊密な協力関係を維持している。特に各国の指定商品・サービス業の目録が異なることにより発生する商品・サービス業名称の不明確による拒絶査定を減らす共通認定事業の目録事業、多国間の商標を一括検索可能なTM-view、商品名称の国別認定可否を一括検索できるTM-class等の事業は、すでにある程度実りが得られた。特に韓国特許庁が主導しているTM5ウェブサイトを通して加盟国及び各国のユーザとの情報共有及び疎通を活性化させ、審査結果比較分析事業の最終報告書の発刊を通して各国の制度についての理解を深め、長期的には制度の調和の検討についての基盤をつくっていく計画である。

第4節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の主要構成員として仲間入りし、韓国の企業、研究院等により海外主要国へ出願する国際出願が持続的に増加している。これにより韓国の出願人が、特許権、商標権等を海外市場において正当な保護を受け事業を遂行するためには、海外における韓国の知的財産権に関する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁では、米国、日本、中国等の韓国企業の進出が活発な主要国と二国間の協力関係を持続的に発展させ、韓国企業が現地において出願及び登録手続きを迅速かつ正確に進行でき、知的財産権の紛争から正当な保護を受けられる環境づくりに努力している。

特に特許審査分野においては、特許審査滞積に伴う経済的損失が世界全体において重要な課題として浮上しており、特許庁間の業務共助(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。これにより先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査共助により、もっと早く質の高い特許審査サービスを提供できる対応策が模索されることになった。

主要国との二国間協力は、相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間の知的財産権に係わる主要懸案及び協力事業の取組みについて合意する。これを土台に両特許庁の該当実務部署において後続処置を取る手続きを行う。長官会合とともに両庁の局長レベル以上の高位レベル実務会合と課長レベル以下の実務会合も、主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2014年の1年間、韓国特許庁は米国、中国、日本、ヨーロッパ、オーストラリア等と30回以上の長官会合を開催し、知的財産権専門家の派遣、特許分類の協力、特許情報交換、知的財産権教育の協力等の合意を引き出し、特に韓国知的財産行政人材及びサービスの海外進出を加速化させ、知的財産分野において行政韓流の拡大を成した。

具体的には、米国とは特許分類協力を強化させて特許文献再分類事業を持続推進、CPC試験事業技術分野の拡大、特許分類協力のMOU締結等に合意し、知的財産専門家の派遣も持続させ、2015年には審査協力分野の専門家を派遣することにした。韓国企業の進出が活発な中国との協力を強化させ、中国特許庁(SIPO)とは定期的に二国間会合を行い、知財権連絡官(Liaison)を派遣、共同先行技術調査対象の拡大、両国審判長会合の定例化、CPC分類相互協力等に合意し、中国商標庁(SAIC)とは長官会合を通じて中国内の韓国有名商標の保護のために両機関が努力することに合意し、両機関間の会合を定例化して協力基盤を拡大した。日本とは商標、デザイン、教育、審判等の各分野別の専門家会合を通じて両国間の知財権協力関係を強化し、長官会合を通じて共同先行技術調査事業の対象及び共有情報の拡大、PPH共同セミナーの開催、両国間のデータ交換拡大のためのMOU推進等に合意した。ヨーロッパ特許庁(EPO)とは、両機関の協力事業を体系的に取り組むために2014年～2015年の二国間協力ワークプランを承認し、特許分類協力、データ交換、審査協力等のこれまでの協力事業を充実させるために努力を行い、ヨーロッパ商標庁(OHIM)とは、デザインデータ交換に関するMOUを締結し、ヨーロッパ商標庁のデザイン検索システムであるDesignviewに韓国のデータを提供して韓国語の検索機能を具現した。

韓国特許行政サービスに対する関心が増大することにより、知的財産行政における韓流拡大にも力を注いだ。アラブ首長国連邦(UAE)側と特許審査の代行及び人材派遣に関する協議を終え、2014年6月に韓国審査課5名をUAE現地に派遣して特許審査代行サービスを開始した。2014年9月には韓国特許庁の情報システムを基盤にUAE特許情報システム構築のためのMOUを締結した。MOU締結を通じてUAE政府が特許審査代行とともに情報化システム構築のパートナーとして韓国を選択したことによってUAE が取り組んでいる特許庁審査基盤づくり事業に韓国が中枢的な役割を果たすことになった。サ

ウジアラビアは韓国特許庁をPCT国際調査機関に指定し、中東地域PCT審査サービス輸出の橋頭堡を築き上げた。現在PCT国際調査サービス市場は、多くの国が新たに参入を試みており、既存の19の国際調査機関も業務拡大を図る等、PCT国際誘致競争が激化する状況において収めた成果であるため益々意味が大きい。

特許審査ハイウェイ (PPH) については、IP5 PPH及びフローバルPPH(13ヶ国参加)等の多国間PPHに参加し、韓国とPPHを施行する国が2013年は14ヶ国であったが、2014年は21ヶ国に拡大され、制度利用においても従来の二国間協約に基盤を置くPPHとは異なり、一つの申込書で多数の国へPPHを申し込むことができるようになり利用者の便宜性が大幅に向上された。

このようにPPH施行国が増加するにつれ、韓国企業が海外において特許登録をより早く簡単に受けられる道も拡大された。海外で特許登録を受けられる新しい「高速道路」が開通されたのである。特許庁の観点からみると、PPHは外国で登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単に正確に活用できるようになったことから、審査の品質を向上させ、審査期間を短縮できる効果を納めることができる。PPH対象国の拡大とともに、PPHが企業において海外における特許登録を迅速に受けれる効果的な手段であるという認識が拡大されており、このような観点からPPHは現在まで導入したか、導入を検討中であるグローバル審査共助のプログラムの中で最も成功的な制度であるといえる。

ハ. 評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体へ拡大されることにより、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は、韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的な協力事業について展開している。主要拠点国との二国間会合を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、PPH及びPCT-PPH対象国の拡大を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。特に二国間会合を知的財産行政の韓流拡大のためのセールス外交の場として活用して、アラブ首

長国連邦(UAE)特許情報システムの輸出、サウジアラビアにPCT国際調査サービス提供を合意する等の成果を収めた。これからも特許審査共助等の二国間協力は継続して拡大する見通しである。

2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 シム・ウヤン

イ. 推進背景及び概要

成長エンジンとして知的財産に対する認識が拡大し、韓国企業が知的財産権を獲得する国も多角化している。これにより韓国特許庁は、韓国企業の進出及び交流が拡大されている次世代有望経済圏国を中心に、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を続ける計画である。

ロ. 推進内容及び成果

2014年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、EPO等の主要パートナーと二国間協力を持続的に推進するとともに、中東、アジア、中南米、アフリカ地域へと知的財産権協力の外延拡大に努力してきた。

特に2014年には中東の国との協力を強化し、韓国の先進特許行政を伝授することに努め多くの成果を収めた。ポストオイル(Post-oil)時代に備え、知的財産を国家革新資源として取組む中東の拠点国であるアラブ首長国連国(UAE)とは、韓国の審査官がUAE現地に派遣されUAE特許審査業務を開始した。派遣された審判官は、特許審査のみならずUAEの知的財産権法、制度改善のためのコンサルティングもともに行った。2014年9月にはUAEにおいて知的財産権分野の首脳会合を開催し、UAEに韓国の特許行政情報システムを輸出する内容のMOUを締結した。サウジアラビアとは2014年9月に長官会合を開催し、韓国特許庁をPCT国際調査機関として指定するMOUを締結し、知的財産権全般にわたる協力強化に合意した。

韓国企業の投資と進出が早い速度で増加しているアジア地域の新興国との協力も活発に行われた。2014年4月には韓国企業の知的財産権保護強化の重要性が強調されるベトナム、フィリピン特許庁と長官会合を開催し、知的財産権保護のための協力強化に合意した。2014年9月にはシンガポール、インド、カザフスタン等と特許長官会合を開催し、ミャンマーと知的財産権協力のための了解覚書(MOU)を締結する等の知的財産全般にわたる協力基盤を構築した。

中南米地域の特許庁とは、知的財産権分野の交流・協力の基盤を構築するとともに、韓国特許庁の立地を強化した一年であった。2014年4月には、チリとコロンビアにおいて各々知的財産権共同セミナー及び国際PPHフォーラム、11月にはブラジルにおいて審査協力関連のワークショップを通じて先進特許庁としての韓国特許庁の制度運営の経験を共有し、2014年7月にはメキシコと、9月にはチリとブラジル、コロンビアと特許庁長官会合を開催した。以降チリ及びコロンビアとは特許情報交換し、メキシコとはPPH施行に関する了解覚書(MOU)を更新しPPH-Mottainaiを要点に既存pphに比べ便宜性と活用可能性を高めた。

アフリカの場合は、特許庁はアフリカの英語圏地域の知的財産機構(ARIPO)の特許行政電算化事業の円滑な推進を支援するために知的財産権情報化専門家を1年間派遣し、アフリカ地域内において韓国特許庁の位相を高め、現地に進出した韓国企業の知的財産権関連の活動環境造成に寄与する契機をつくった。2014年7月には、ザンビア特許・企業登録庁(PACRA)と高位レベルの会合を開催し、両国間で知的財産権分野の交流をスタートさせ、PACRAの高位役員及び審査官を対象に研修課程を開設した。国際知識財産研修院のオーダーメイド型教育プログラムと特許関連機関の見学等の教育需要を考慮した同訪問研修課程に参加者は高い満足度をみせ、2015年のザンビア補助審査官訓練課程の開設も要請してきた。

ハ. 評価及び発展方向

2014年には、これまで順調に協力基盤構築のために努力してきたUAE等の中東国家

及びアジア国家との協力事業が実を結んだ年であると評価できる。特に韓国の先進特許行政サービスを輸出したことによって有形資源を中心になされた既存の中東国家との協力を高級知識サービスの輸出に変え、類似協力モデルを拡大する重要な契機をつくった。このようにな韓国特許庁の努力は、他の途上国を対象にする知的財産行政の韓流拡大と職場づくり外交強化に大きく貢献した。

また2014年は、中南米、アフリカ等の既存協力が少なかった国との協力をさらに強化した1年であったといえる。今年構築した友好的協力関係を基盤に、該当地域内の他の知的財産権主要国との協力範囲がさらに拡大されると期待される。

新興国及び途上国との知的財産権協力は、該当国の知的財産権制度の発展に寄与することができ、責任ある先進国としての韓国のイメージを高めただけでなく、知的財産権保護の重要性についても認識させ、韓国企業の海外知的財産権保護の基盤構築に大きく貢献したといえる。

3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応

産業財産保護協力局 多国機構チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機構)

1) 第54回WIPO総会

2014年9月22日から9月30日までスイスジュネーブにて開催されたWIPO総会において、キム・ミョンミン韓国特許庁長官は基調演説を通して韓国政府が推進中の「知的財産基盤の創造経済戦略」に関する1年間の主な成果として、「知的財産権担保貸し出しの拡大」等の知的財産の金融活性化、「ポジティブの審査制度」、「一括審査制度」等の顧客オーダーメイド型審査サービスについて紹介した。また、政府機関が有する有用な特許情報及び公共著作物等を国民に提供し付加価値を創出できるようにした韓国政府の「政府3.0」政策についても紹介した。

また、総会期間中の9月23日には、各国代表団500名余りが参加した中でWIPO韓国信託基金運用10周年記念イベントを開催した。キム・ヨンミン特許庁長官は祝辞の中で受惠国から供与国に変わった韓国の経験及びノウハウを基に韓国信託基金事業の過去10年間の成果を国際社会に紹介した。

一方、第54回総会においては、遺伝資源の保護、地域事務所の新設、デザイン法条約のための外交会合の開催等、主要議題に対する加盟国間の先鋭な意見対立により合意を引き出すことができなかつたが、次年度の総会で議論を続けることにした。

2) 特許協力条約(PCT)改革の議論

2008年4月と5月に各々開催された第15回目のPCT国際機関会合と、第1回目のPCT実務会合において議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に、2009年2月にWIPOが国際審査の完結性、適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査等を骨子とした「PCT発展ロードマップ」を作成した。

2009年3月と5月に各々開催された第16回目のPCT国際機関会合と、第2回目のPCT実務グループ会合においては、国際調査機関と指定官庁が同一である場合の国内出願については反復調査を実施しない方策等の国際審査の有用性向上、不必要な手続きの廃止、協業審査システムの試験的实施等のロードマップの主な内容について議論が行われた。

2010年2月に開催された第17回目のPCT国際機関会合においては、「3Track PCTシステム」、PCT協業審査、補充的国際調査制度の導入時期等について議論が行われた。

「3Track PCTシステム」は今後PCT実務会合及びPCT総会において追加の議論を行い、PCT協業審査は細部施行方策を構築して参加国に通報することにし、補充的国際調査制度の各国の導入時期を把握してユーザーに広報することにした。

2011年3月に開催された第18回目のPCT国際機関会合においては、中国特許文献をPC

T最小文献として追加できるよう上位意思決定機構への上程に合意し、韓国－EPO－米
国間における協業審査に関する試験的実施の経過報告がなされた。その他にもPCT国
際調査及び予備審査報告書の品質向上方策についての議論が行われ、補足的国際調査
制度の活性化の必要性が指摘された。2011年6月に開催された第4回目のPCT実務グル
ープ会合においては、PCTシステムの機能改善勧告案の実行についての結果、第3者情
報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発等のPCTシステム開発に
関する 이슈と、中国特許文献のPCT最小文献の追加、不可抗力の事由による期間
未遵守についての救済方策等のPCT規定改正に係わる事項を主な議題として議論した。

2012年2月に開催された第2回目のPCT国際機関品質サブグループ会合及び第19回目
のPCT国際機関会合においては、国際予備審査機関の2次見解書作成条件の緩和、国際
調査報告の検索戦略情報強化、補足的国際調査の導入可否等の議題について議論を行
った。

2012年5月に開催された第5回目のPCT実務グループ会合においては、途上国への支
援のためのPCT制度改善について、先進国と途上国間で極めて激しい対立が繰り返さ
れ、米国、EPO、イギリスが提案したPCT品質の改善、制度の単純化、ワークシェアリ
ング等のPCT制度改善のための方策が議論された。

2013年2月に開催された第3回目のPCT国際機関品質サブグループ会合及び第20回目
のPCT国際機関会合においては、PCT品質の透明性と品質向上のための品質指標開発及
び制度改善のための努力が可視化とされ、出願人による修正、撤回、補正等の手続き
の簡素化、国際調査報告書及び見解書の品質向上、手数料値下げ、協業審査、国内及
び国際段階の審査統合等について議論が行われた。2013年5月に開催された第6回目
のPCT実務グループ会合においては、国際出願料の減免、国際調査機関指定要件の強化、
PCT20/20、PCT KAIZEN、PCT最小文献についての議論が行われ、途上国はPCT制度改善
がもたらす特許実態事項の調和問題と各国の立法自律性の毀損可能性に対して牽制す
る雰囲気が依然として繰り返される様子がみられた。

2014年2月に開催した第4回目のPCT国際機関品質サブグループ会合及び第21回目のP
CT国際機関会合においては、検索戦略の記録、共有と関連したcontact groupを構成

して研究を進行することに合意し、韓国特許庁が提案した検索結果と分類情報を国際調査機関に提供する提案に対する支持を獲得でき、国際機関指定手続きの改正案に合意した。2014年6月に開催した第7回目のPCT実務グループ会合では、途上国の国際出願料減免に係わる新しい基準の適用について合意し、韓国特許庁が提案した検索結果及び分類情報提供の提案はほとんどの加盟国から支持を受けたが、各国の国内法に対する検討が必要であるという理由により次期実務グループ会合で再議論することにした。

3) 特許法の常設委員会(SCP)

WIPOは、特許法の世界統一化のために、1998年から特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通して特許出願人の利便性を高め、費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて特許実体法条約(SPLT)に関する議論を取組んできたが、先進国と途上国間での対立はさておき、先進国間での意見対立により合意点をみつけることができない状態である。

2005年6月に開催された第11回目のWIPO SCPにおいては、特許実体法条約(SPLT)の対象範囲の設定について合意を引き出すことができずに議論が中断された。2008年6月に3年ぶりに再会された第12回目の会合においては、特許システムに関する今後の検討課題として技術移転等、18のイシューを選定し今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは除外された。

2009年3月に開催された第13回目のWIPO SCPは、18の主題リストのうち、特許除外対象と特許権の制限、標準と特許、代理人－顧客特権(attorney-client privilege)、特許情報の伝播等の4つの優先課題が選定され議論が行われ、外部の専門家による研究進行、各国の状況を反映した深度ある報告書作成、技術移転及び異議申し立て制度に関する追加予備スタディーの進行について合意した。

2010年1月に開催された第14回目及び10月に開催された第15回目のSCP会合において

は、多数の議題について途上国と先進国間で活発な議論が行われた。途上国グループは、「特許権の制限と例外」を新たな議題について提案を行い、特許除外対象と特許権の制限に対する特許権の制限範囲拡大を主張したのに対し、先進国グループは、SCPが開発途上国の主導下において特許権を制限する方向へと傾いていくことは正しくないという共通認識の基に、特許制度の調和と関連した新たな議題(特許品質)を制限することにより、SCP本来の設立趣旨に合う環境づくりに努力を傾けた。一方、標準と特許及び特許情報の拡散、異議申し立て制度については研究及び議論を続けることに合意した。

2011年5月に開催された第16回目のSCP会合では既存の4つのテーマ(国際特許システム、特許除外対象及び例外、顧客 - 代理人特権、技術移転)の報告書に対する検討が重点的に行われたが、各議題に対する立場の違いで先進国と途上国間の政治的対立が続いた。

2011年12月に開催された第17回目のSCP会合においては「特許品質」について、第16回目のSCP会合においては、カナダとイギリスが提案した提案書についての各国の意見が反映された修正提案書、デンマークと米国の追加提案書が提出され議論が行われ、なかなか進まなかった特許法調和の議論が「特許品質」を主題に少しずつ進展した。一方、途上国で提案した「特許権の除外及び例外」については、アンケート調査に関する加盟国の回答内容をまとめ作成した報告書を補完することで、議論を進展させることに合意した。「特許と公衆保健」については、WIPO内の他の委員会の活動との重複問題により先進国と途上国間の対立が続いている。

2012年5月及び2013年2月に各々開催された第18回目、第19回目のSCP会合では、既存の6つの議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、顧客—特許助言者間の秘密維持、特許と保健、技術移転)に加え、開発アジェンダグループが提案した「開発アジェンダ勧告案の施行のためのSCPの寄与」に関する議題が追加され議論が行われ、各議題に対する先進国と途上国間での極めて激しい立場の違いにより、主要争点のほとんどが最終合意に至らず、次期会合にて継続して議論することにした。

2014年1月及び11月に各々開催した第20回目、第21回目のSCP会合では、既存の6つの議題に対する議論が行われたが、特許制度が技術移転、公衆保健等にグローバルイシューに障害となり、開発及び発展と関連した議題を強調する途上国と、特許品質、依頼人の特権等の国際協力議題に対する議論の強化を主張する先進国間の極めて激しい意見の対立によりSCPの活動範囲を単純な情報収集活動のみに制限することにした。

4) 商標法の常設委員会 (SCT)

SCTとは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications (商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化のための商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定主題の個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項について持続的に議論を行うことに合意した。1998年7月にジュネーブで第1回目の会合を開催して以来、2013年末基準で全体で30回目の会合が開催され、主要成果としては2002年以降の8回目のSCT会合を通して商標法条約を制定することができ、2006年に商標法に関するシンガポール条約が採択されたことが挙げられる。

一方、2005年からは特許出願及び登録手続きの国際的調和を迫る特許法条約 (PLT) と、商標法条約 (TLT) に相当するデザイン出願及び登録手続きを国際的に調査するためのデザイン法条約 (DLT: Industrial Design Law and Practice Treaty) について議論が提起され、最近まで続いている。

2011年3月に開催された第25回目のSCT会合においては、デザイン法条約の採択可否については加盟国間で異見があったが、デザイン法と慣行に関する実質的な議論については合意に至った。

これにより2011年26回目のSCT会合においては、デザイン法条約に伴う費用便益分析、条約の採択が途上国に及ぼす影響等について追加的に研究を推進することとなり、法 (Article) と規則 (Regulation) に分けて議題化されたデザイン法条約の条文別の検

討においては、加盟国間の大きな異見なしで条文が一部導出された。

2012年9月27回目の会合においては、「デザイン法条約に対する影響分析」の結果、デザイン法条約は、先進・途上国のデザイン産業発展とデザイン制度改善に肯定的であると分析され、EU国を中心にデザイン法条約の採択のための外交会合の開催が本格的に取り上げられた。そして、2012年12月に開催された28回目の会合では、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループが技術支援(案)を提案したが、先進・途上国の見解の違いを狭めることができず閉会となった。2013年5月に開催された29回目の会合では、韓国は技術支援(案)に関する議論を進展させるために、EUグループとアフリカグループが提案した技術支援(案)を基に、3つ(案)を統合した単一(案)の導出に寄与した。

2013年11月に開催された30回目の会合では、デザイン法条約の文案が一部の条文を除いてはほとんど合意段階に至り、技術支援の内容においても相当な進展があったが、技術支援規範形態において、アフリカグループは条約本文を前提にしなければ外交会合の開催はできないとした反面、米国が外交会合の決議文形式を強く主張したことにより、結局デザイン法条約の採択のための外交会合の採択は中止となった。

2014年3月及び11月に各々開催された第31回目、第32回目のSCT会合では、デザイン法条約文案と係わる技術支援規範形態において先進国と途上国間の意見違いが続き、また、地理的表示議題についても新大陸と旧大陸間の意見対立が続いた。一方、第32回目のSCT会合では、アフリカグループがデザイン法条約文案に遺伝資源、伝統知識、表現物関連の新規条項の追加を提案したために外交会合の開催は益々不透明となった。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR: Genetic Resources)及び伝統知識(TK: Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会」を構成した。

2009年の会合においては、2008-2009会計期間のIGC権限範囲を2010-2011会計期間まで延長するか否かについては、権限範囲に含める内容についてのアフリカグループ、GRULACグループ等の遺伝資源・伝統知識の保護を強く主張する国と先進国との間で意見の違いが極めて明らかとなった。両陣営の意見を折衷し合意案を引き出すために、数回にわたる公式及び非公式の協議を経て最終的にIGC権限範囲の延長が合意され、IGC権限範囲の内容を確定した。細部的には途上国の陣営は、(1)文案交渉、(2)確実な日程の設定、(3)法的拘束力の3つの権限範囲が必ず含まれるべきだと主張した反面、先進国の陣営では、文案交渉、日程の設定には合意するが、最終結果物の法的拘束力には合意できないという立場をみせた。数回の文案調整後に核心争点である文案の法的拘束力の可否については、両側の立場を折衷した案が作成されて合意に至った。交渉課程の中で韓国の代表団は、キムチと中国で生産されるアフリカ特産物等を例として取り上げ、このような製品を伝統知識により保護しようとするのが概念上不明確な部分があるということ指摘し、生産的な議論の進展のためには、概念の整理と法的・技術的問題点の解決が優先されるべきだと主張した。

2010年に開催された第1回目の会計期間実務グループ会合においては、伝統文化表現物(Traditional Cultural Expressions)の保護策を単独議題として議論を行い、核心用語に対する定義と用語解説が文書に含まれるべきことを確認し、次期政府間委員会において文書上にある核心用語に対する用語集をまとめてくれるよう要求した。また、遺伝資源、伝統知識及び伝統表現物に関する政府間委員会においては、専門家から提案のあった11の条文草案の全体に関する加盟国の意見収集を完了し、非公式の「草案作成班(Drafting Group)」を別途運営して文句を簡素化した。

2011年に開催された会計期間作業班会合(IWG Intersessional Working Group)に、遺伝資源及び伝統知識に対する各国の専門家が参加し、各主題に関する深度ある議論を行った。伝統知識については、文案別の交渉よりは各条文に関する加盟国の意見収集の作業を行い文案を整理した。遺伝子資源については、遺伝資源に関する目的と原則(Objectives and Principles)についての文案構築のために各国の立場を受け入れIGCに報告を行い、2011年の会合ではIWGの議論内容だけでなく、既存の文案を持って各参加者と文案交渉を持続して行った。また、2013年までmandateを延長することに

合意し、これは2011年9月のWIPO総会において最終承認となった。2012年には新しいmandateに従って8日間に遺伝資源についての議論だけが行われ、既存のアフリカグループ、スイス、EU、LMCs(Like-minded countries)の提案を基に、遺伝資源について単一文案を引き出すことに成功した。また、米国が提案した共同勧告文(Joint Recommendation)については、日本、ノルウェー、カナダとともに共同提案者となり、各先進国と共助体制を形成した。

2013年及び2014年のIGC会合は、外交会合開催について及び遺伝資源等の効果的な保護方案について議論が継続され、途上国を主軸とする資源提供国は、過去12年間に十分な議論がなされたという理由からIGC活動を終了し外交会合を開催したいという立場である反面、韓国及び先進国を主軸とする資源利用国は、依然として両グループ間の立場の差が大きいため、外交会合の開催は時期尚早だという立場だ。一方、遺伝資源等の効果的な保護方案と関連しては、資源提供国は遺伝資源の安定的な利用及び適切な代価支払い等のために出所の公開等を特許許容要件として新設することを主張したが、資源利用国は当事者間の契約を通じて遺伝資源の保護が可能であるから、出願人の負担と法的に不確実性が加重する特許要件の新設に反対している。

2014年には遺伝資源及び伝統知識保護に係わる統合文案の議論のために第26回目のIGC(2014年2月)、第27回目のIGC(2014年3月)、第28回目のIGC(2014年7月)が開催され、遺伝資源・伝統知識保護関連の利益共有、特許出願時の出所公開義務等を要点とする遺伝資源・伝統知識の保護関連協定文(案)の主要イシュー及び2014年WIPO IGC活動及び結果に対する2014年WIPO総会(2014年9月)報告(案)について議論された。

6) 国際特許分類(IPC)会合

IPC(International Patent Classification)は、発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系であり、1971年に締結された「国際特許分類に関するストゥラスブルール協定」により設立され、2014年1月1日からIPC-2014.01バージョンが使用されている。現在、ストゥラスブルール協定加入国は62ヶ国であり、韓国は1999年10月8日に加入した。

2009年3月に開催された第41回目のIPC専門家会合においては、IPC基本レベルをなくし、拡張レベルに統合させ一つの分類体系のみ使用することに決め、IPC発行周期を年1回にして電子版形態による発行を原則とし、改正プロジェクトの数が急激に増加する場合は、委員会で年2回において発行数を増やすことができるようにした。また、IP5共同特許分類のプロジェクトは、三極分類調和会合プロジェクトと同様に、IPC改正時に他のプロジェクト(IPC実務グループ会合プロジェクト)より優先的に改正することにした。EPOとロシアは、ナノ技術をすべて含んだ新しいタイプの補助分類のJセクションを新設することを主張したが、国際事務局(IB)はナノ技術と関連した文献をB82クラスに集め、既存のB82Bは包括的な技術分野について取り扱い、B82Yと同じ技術的側面を反映したサブクラスを生成して副分類として活用することを提案し加盟国の同意を得た。2009年11月に開催された第21回目のIPC実務グループ会合においては、25(機械9、電気14、化学2)の改正プロジェクト、9の技術分野(機械5、電気1、化学3)に対するIPCエラー修正及び68の定義プロジェクトの検討等が論議された。8のセクション(A~H)に新しいセクションJ(ナノ技術)をつくることを希望する米国の提案は、分類関連ITシステムの変更、分類枠の大規模な変化等の理由で採択されず、国際事務局はB82(ナノ技術)にサブクラスB852Yを新設し、その下にメイングループ(1/00~99/00)において義務的にB82Yを使用し、副分類を付与することを決めた。

2010年2月に開催された第42回目のIPC専門家会合においては、IPC基本レベルをなくし、現行の拡張レベルに統合することにより一つの分類体系のみ存在させ2011年から施行することにした。IPC発行周期は年1回の電子版形態で発行し、IPC改正関連の文書は2011年から修正版を提供して使用することにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会合プロジェクトと同様に、IPC改正時に他のプロジェクト(IPC改正作業班プロジェクト)より優先的に改正することにした。

2010年11月に開催された第24回目のIPC改正実務グループ会合においては、第23回目の会合に続く議論が持続中である25(機械12、電気11、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通してIPC改正案の採択可否及びエラー修正等を議論した。韓国代表団は、F

005(太陽光関連電気分野)の改正案について議論を主導した。

2011年2月に開催された第43回目のIPC専門家会合においては、韓国特許庁が初めて細分化して提案した太陽光技術分野の分類表をはじめ、56の改正プロジェクトが最終承認となり、2012年1月に改正されたIPCに反映された。

2012年2月に開催された第44回目のIPC専門家会合においては、第43回目のIPC専門家会合で採択された太陽光技術分野の定義部分を含め、70の改正プロジェクトが最終承認となり、EPOとUSPTOが共同で推進した米-ヨーロッパ特許分類(Cooperative Patent Classification, CPC)の開発進捗状況と、これに対する他国特許庁の立場について議論を行い、IPCの改正により遂行すべき過去文献の再分類作業をIPC再分類システムを通して2013年1月から遂行することに合意した。

2013年2月に開催された第45回目のIPC専門家会合においては、39の改正プロジェクトが最終承認され、光学要素に関する分類個所であるG02BのIPC改正プロジェクトについては、韓国特許庁がプロジェクトの管理者として選定され、専門家会合において行われたIPC分類表の最終承認をIPC改正実務グループ会合に委任することに合意し、IPC再分類システムを通して遂行した再分類作業の結果と問題点及び改善事項などについて議論した。

2014年2月に開催されら第46回目のIPC専門家会合では、34の改正プロジェクトが最終承認され、このうちの16の改正プロジェクトがIP5協力体制であるGCI体制を通じて活発に行われていたことが確認され、GCIが反映されたIPC改正政策及び手続きの修正案が提案された。また、韓国特許庁を含むCPC試験実施庁、CPC使用庁のCPC使用状況を点検し、CPCにより分類された新規公報及び再分類の結果のCPC情報をWIPOデータ標準であるST. 96方式でEPOのDOCDBに伝送することに合意した。

韓国特許庁は、韓国産業に適合したIPC改正のために今後もIPC改正関連の会合に積極的に参加し、世界的に競争力のある韓国技術分野のIPC反映及び細分化のために新規IPC改正プロジェクトを積極的に発掘・提案する予定である。

7) マドリッドシステム

マドリッドシステムは、マドリッド協定 (Agreement) とマドリッド議定書で構成され、マドリッド協定又はマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加入したものと認められる。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟しており、加盟国はマドリッド協定及び議定書の改正を議論するため、マドリッドシステム改善のための実務会合を毎年開催している。

2009年7月に開催された第7回目の制度改善実務会合においては、マドリッド出願言語の追加と関連し、アラブ語等の4つの言語の他にも年間1,000件以上であり、全体国際出願のうちの占有率3% (dual threshold) に該当する言語をマドリッド出願言語として追加できる原則設定についてほとんどの加盟国が賛成した。韓国特許庁は今後韓国語も出願言語に含めるため、マドリッド出願の活性化及び関連電算システムの補完等の努力を続ける計画である。スイスが提案した分割国際出願 (登録) の許容については、「一部仮拒絶制度 (partial provisional refusal)」を採択する国において、これに対する議論は不必要だと意見を提示し、大半の加盟国において案件の公知が遅すぎたために十分な検討ができなかったと問題提起したため、国際事務局において研究報告書を作成した後で次期会合において議論を行うことにした。

2010年7月に開催された第8回目の制度改善実務会合においては、マドリッド基礎要件の廃止、集中攻撃制度の改善、マドリッド国際商標の発展方策等について議論した。参加国は「基礎要件 (Basic Requirement) の廃止及び集中攻撃 (Central Attack)」に対する意見をWIPO電子フォーラム (Electronic forum) に改進し、これを根拠に基礎要件廃止の波及効果及び長・短点を検討した後で、次期会合で議論を継続することにした。

2011年7月に開催された第9回目のマドリッド実務会合においては、マドリッド基礎要件の廃止、国際登録分割制度の導入、マドリッドシステムの簡素化のための共通規則改正方策等を議論した。加盟国間で「基礎要件 (Basic Requirement) の廃止及び集

中攻撃Central Attack)」に対する意見が対立し、事務局が集中攻撃及び転換制度に対する追加研究を進行し、これを土台に次期会合において再議論することにした。国際登録分割制度の導入についても加盟国間の立場が対立し、次期会合においてスイス等が具体的な代案を提示し、これについて再び議論を行うことにした。

2012年7月に開催された第10回目の会合においても国際登録分割制度の議論がなされ、WIPOは分割及び合併制度を締約国で自律的に導入することを提案し、スイスは締約国の自律で導入するが、導入しない国はWIPOに別途宣言を行うことを提案したが、大半の加盟国が慎重に検討したいと主張したことにより、次期会合において再議論することにした。その他にマドリッドシステムの簡素化のため、4つの通知書(仮拒絶通知以降の保護付与記述書、国際出願書の減縮商品・サービス業、事後指定書の商品・サービス業、減縮申請書の商品・サービス業)に対する国際事務局の翻訳業務簡素化、マドリッド共通規則のうち、本国官庁を通して事後指定出願義務化に係る規定及び保護付与記述書の通知関連経過規定を削除することに合意した。

2013年11月に開催された第11回目の会合においては、手続きの継続、指定国において実際に保護を受ける商品・サービスに対する更新登録の許容、更新登録がない場合に権利者及び代理人に通知するマドリッド共通規則の改正について合意した。国際登録分割制度については11回目の会合においてWIPOとスイスの提案を基に討論した結果、加盟国間の分割・合併制度の導入趣旨は肯定的に検討されているが、導入方式(集中方式又は分権化方式)については意見が不一致し、次期会合において再議論することにした。一方、「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」制度の廃止に対する賛否両論の中、集中攻撃の凍結(freezing)が折衷案として提示された。基本的にヨーロッパ系の国は、基礎要件・集中攻撃制度の維持を主張している反面、韓国を含む米国、オーストラリア等は出願人の便宜及びパリ一条約の商標保護独立の原則を理由に、集中攻撃の凍結を支持した。。

2014年10月に開催された第12回目の会合では、「電子出願利用時の期限を未遵守に対する免責規定の新設」、「標章の説明に対し基礎要件緩和」、「事後指定申請に対する国際事務局審査権限の明示」、「事後指定時の使用意思宣言関連規定の改善」、

「手数料免除事由の追加」について共通規則を改正することに合意を成した。国際登録分割制度についてはWIPO 国際事務局で集中方式(CENTRALIZED)による分割・合併制度の導入に関する提案を提出したが、一部の国ではシステムの複雑性の増加憂慮を理由に反対を示し次期会合にて再議論を行うことにした。一方、集中攻撃の凍結に関して依然に賛成と反対が対立し、WIPO国際事務局は全世界のユーザを対象に従属性規定の長短点についてのアンケート調査を実施し、次期会合にて結果を報告することにした。

今後、国際登録の分割・合併制度の導入及び集中攻撃の凍結等と関連して、韓国出願人の便宜を高めるための立場が十分に反映されるように積極的に対応していく必要がある。

8) 開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)が発足された。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるために2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで4回の会合を開催した。2007年9月の総会では、WIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6クラスター(A~F)⁴⁶、45の勧告(recommendations)を採択した。その具体的な履行方法を議論するために2008年から発足した開発委員会(CDIP)は、2013年まで25のプロジェクトを採択し、このうちの19課題は完了し6課題は推進中である。

2010年4月に開催された第5回目のCDIP会合においては、第3回及び第4回目の会合時に韓国が提案した事業を土台に作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブランディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力強化」が開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好

⁴⁶ Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性および共同政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識接近)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

評と積極的な支持を受け採択された。この他にも第4回目の会合時に議論されたが商標分野の合意失敗により再上程された「IPと公共の領域」に関する事業及び新規に提出された「IPと社会経済的発展」に関する事業が承認された。CDIPの調整メカニズム及びモニターリング・評価・報告方式については、加盟国が数回にわたる公式及び非公式の議論を行い合意案を導出し承認され、WIPO活動範囲全体にわたる開発アジェンダの主流化を目的に、ブラジル、エジプト、インド、メキシコ等の18の途上国で構成される開発アジェンダグループが発足され、会合全体にわたりグループの立場を強硬に提示した。

2010年11月に開催された第6回目のCDIP会合においては、WIPO開発アジェンダ勧告と関連し履行中である事業の状況についての点検を行い履行方法等を議論した。第4回目の会合時から先進国と途上国間で争点となっていた「IPと技術移転：共同の課題-ソリューションの導出」事業については、事務局が会合進行中に意見を反映した修正案を作成する等の多角的な努力により妥結された。また、新規で上程された「公開協力プロジェクトとIP基盤モデル」に関する事業も、大きな見解の違いなしで事務局が一部加盟国の意見を基に修正案を作成し妥結された。第5回目の会合及び第48回目のWIPO総会において採択された、[調整メカニズム及びモニターリング・評価・報告方式指針]に対する後続細部議論を行い、総会に開発アジェンダの履行状況を報告しなければならない「WIPOの関連組織の範囲及び報告方式」について、地域別グループ会合及び非公式的協議を経たが、先進国と途上国間で意見の違いにより合意に至らなかった。

2011年5月に第7回目のCDIP会合が開催されたが、新規プロジェクトの推進に積極的な途上国グループと消極的な先進国グループが先鋭に対立した末、会合が「中止(suspension)」となった。11月に再開された第7回目の会合においては、5月会合の跛行の契機となった「途上国と最貧国間のIPと開発協力増進プロジェクト及び同プロジェクトに伴う「定例のコンファレンス及び地域間会合(inter-regional meeting)」の先進国の参加可否及び資格問題に対する議論が再開され、同イシューは2012年1月まで会計期間会合を通して合意される内容によって実行することを前提に採択された。その後続いた第8回目のCDIP会合においては、「IPと技術移転：共同の挑戦課題-解決策

の導出」及び「特許とpublic domain」の3つの新規事業が採択された。

2012年4月に開催された第10回目のCDIP会合においては、「開発アジェンダ履行の義務を有する関連機構の範囲」、「IPと開発に関する新規アジェンダ採択」等、以前の会合時から継続していた争点を妥結することに失敗し、「開発アジェンダ関連機構」について先進国と途上国間の立場違いが続き、これに対し途上国は先進国が開発アジェンダの中心化及び総会の指針に逆行していると強い不満を提起した。また、「WIPOの技術的支援活動に対する外部検討報告書(以下、検討報告書)の勧告のうち、WIPOが履行すべき勧告が新規に争点として浮上し始め、先進国はWIPOの事務局が検討報告書上の勧告を分類したもののなかからCategoryBに集中すべきだという立場を強く主張した。途上国は事務局の分類に同意できないという立場を堅持し、検討報告書上の勧告を全般的に再検討することを主張した。

2012年11月に開催された第11回目のCDIP会合においては、先進国は開発に係わるプロジェクト式接近法は許容するが、「開発アジェンダ」を名分にWIPOの過度な開発中心化と、途上国の知的財産権規範の議論に関する主導権確保の試みは許さないという立場を明らかにしたのに対し、途上国はこのような先進国の動きに「IPの開発指向的(development oriented)活用」を勧告した開発アジェンダの趣旨と総会の決定に反するとし、強く不満を表出した。

2013年に開催された11回目、12回目の会合においても、これまで主要争点分野であった「開発アジェンダ履行の義務を持つ関連機構の範囲」、「技術的支援に対する外部検討方法」及び「開発アジェンダ勧告事項の履行と関連した検討範囲の決定」等のCDIP業務推進の基本哲学において、依然として先進国と途上国間の視覚差を狭めることができず会合が終了された。ただし、技術支援の外部検討においては、アフリカグループと開発アジェンダグループ(DAG)の共同要求事項の中の技術支援マニュアル、WIPOウェブサイト改編及び技術支援DBアップデートの部分については合意がなされ履行となる進展があった。一方韓国は、途上国のビジネス創出のためのIPとデザイン管理事業を2013年5月の11回目の会合において提案し、11月の12回目の会合において多くの加盟国から関心と支持を受けWIPOの正式事業として最終的に採択される成果を取

めた。

2014年5月及び11月に各々開催された第13回目、第14回目の会合では、韓国が提案して第5回目の会合にて採択された適正技術情報活用能力の強化事業に対する2段階事業が追加で承認され、開発アジェンダ履行に対する外部検討基準は数回の非公式会合を経て先進国と途上国間での意見を調整することによって最終承認されたが、IPと開発に対する国際コンファレンス開催及びWIPO技術支援に対する外部検討の履行可否は合意を引き出すことができず、次期会合において再議論することになった。

ロ. APECの知的財産専門家会合 (IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産専門家会合 (INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS EXPERTS GROUP; IPEG) はAPEC 貿易投資委員会 (COMMITTEE ON TRADE AND INVESTMENT; CTI) 傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想 (INITIATIVE) の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権の発展と相互協力を追及している。

2005年APEC内の知的財産権分野において最も重要な議論事項は、韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択可否であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内で知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を構築するためのものであり、「2005年6月の通商長官会合 (MRT) において最終承認となり採択された。

同構想は、知的財産権保護に関する範囲が広範囲であり、レベルの高い執行体制の策定について取り上げており、加盟国の支持獲得が難しいと予想されたが、韓国特許庁は中国及びASEAN市場等において韓国知的財産権保護の必要性等を念頭に置き、共同提案国として参加することにより、同構想に韓国の立場も適切に反映できるようにした

2007年には同構想を根拠に開発された5のモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法、制度のような状況を加盟国に紹介し、9月にシドニー

で開催されたAPEC首脳会談の宣言文に挿入された「偽造及び違法コピー品を販売する有名市場」の用語の使用を巡る先進国及び途上国の先鋭な対立の中で、韓国は仲裁的役割を立派に遂行した。

これまでAPECにおいて知的財産権の効率的な管理と執行のため、概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起してきたが、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するために、APEC域内の各国に対して知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案し採択され、これにより同事業を2009年に遂行した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、多くの加盟国が満足し、これに応じ2010年9月に後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成深化課程」をさらに提案し事業承認を獲得した。また、これとは別途に、新しいIPの創出及びこれを通して最貧国及び途上国を支援する事業の取組みとして21のAPEC加盟国及び国際機構、NGO等を招聘し、2010年6月にソウルにて「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品をブランド化するための直接的な支援要請に応じ2011年4月には、「APEC1村1ブランド事業」をAPEC後続事業として承認を受ける等、ブランド事業を連続に確保した。

2012年2月に開催された第34回目及び6月に開催された35回目の会合においては、韓国は2011年4月に採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国竹繊維製品(「ANJIAN」)及びチリの果物カクテル(「MAQUIRE」)に対するブランド開発の結果及びブランディングガイドラインを加盟国に配布することによって、加盟国内地域の小商工人の低評価された商品に対するブランディング戦略を提供し、実質的な恵沢が受けられる事業として加盟国内で好評を受けた。一方、2010年9月に承認された「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成上級課程」事業の段階別推進計画によって、加盟国の知的財産権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011年)、及びe-ラーニングコンテンツを開発・普及(2012年)することによって事業を無事完了した。タイでの同プログラムを自国語に翻訳・活用した事例からみても分かるように、韓国はIP情報化教育を行いAPEC加盟国の能力開発に中枢的な役割を遂行したものと評価された。近年のAPEC知的財産権会合の基調は、伝統的に議論されてきた特許・商標

及び執行とともに地理的表示制度、インターネット関連知的財産権、著作権・水際処置・放送等、議論の範囲が拡大している趨勢である。基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追及するが、敏感なイシューに対しては国益によって立場が対立する様相をみせている。2012年の第34回目の会合において米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年の第35回目の会合において日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連の国際条約加入拡大」の協力構想等が利害関係国の反対により採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会合の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策の情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘し提案することにより、持続的な協力を強化する必要があると判断される。これにより韓国は2013年1月の36回目の会合において、先進-途上国間の開発格差を減らし、APECレベルの適正技術開発事業のモデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェアリング議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。主要内容は、加盟国間の適正技術の政策及び経験共有のためのアンケート調査、ケーススタディーを通じた適正技術開発モデルの具現、特許情報を活用した適正技術開発の方法・活用戦略ガイドラインの作成及び国際的拡散のためのワークショップの開催を目標にした。ケーススタディーは韓国特許庁内部の予算で加盟国の需要調査を行い、フィリピンで生息するイランイラン木(Ylang-Ylang Tree)のオイル抽出機とパプアニューギニアの自転車を活用したウォータポンプを開発することにした。また、同計画によって韓国特許庁は2013年9月に「IP知識シェアリング：適正技術ワークショップ」を提案してAPEC基金約9万ドルを確保することができ、2014年7月に同コンファレンスを成功的に開催した。一方、2013年10月にバリにおいて開催されたAPEC首脳会合の午餐会で、VIPによりAPEC加盟国の公平性ある持続可能な成長達成策として適正技術ワークショップの開催計画を紹介する成果を収めた。

2014年にAPECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。韓国特許庁は、2014年2月に第38回目のIPEG会合において、2014年のAPEC基調と連携し、加盟国間の実質的な協力を引き出すことができる

議題として「中小企業革新及び知的財産権の活動促進のための協力構想」について提案を行い、この協力構想は万章一致で承認された。この協力構想は知的財産権を通じて中小企業の革新を支援することにより、APEC域内の貿易及び投資の活性化に寄与することを目的としており、アンケート調査等を通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有(2014～2015年)、APEC基金を活用した研究役務を実施して関連政策に対するマニュアルを製作(2015～2016年)、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供(2017年)することが主な内容である。

このように韓国特許庁は、APEC知的財産権専門家会合(IPEG)において加盟国間の持続的な協力を引き出す議題を提案し会合を主導することによって、知的財産権先導グループとしての役割を遂行することに最善を尽くしており、韓国の国レベルを高めるために絶え間なく努力している。

ハ. その他の国際機構及び多国間交渉

1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機構(WTO)創設以来、貿易の円滑化のための後続交渉が持続的に展開されてきた。2001年11月にカタールのドーハで開催された第4回目のWTO閣僚会合を通して発足された世界貿易機構(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以来の初めての多国間貿易交渉である。「開発」という名前をつけたのは、過去行われた交渉とは違い、途上国の開発に重点を置くべきだという途上国からの主張を反映したからである。交渉発足当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立等により未だに交渉が続いている。

2007年から加速化したDDA交渉は、農業、非農業(NAMA)及び規範議長が各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せてきたが、途上国の農産物輸入急増時の緊急関税を付加するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異

見を解消できず、合意を引き出すことができなかった。2009年3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催されたが、定期理事会の開催の間に特別会合を開催して立場の違いについて調整する交渉が進行された。2009年12月にジュネーブで開催された第7回目のWTO閣僚会合においては、2010年のDDA交渉妥結に向けて第一四半期中にDDA交渉の状況を点検することに合意したがこれといった進展はなかった。2010年の下半期に、2011年中にDDA交渉の妥結を再度の目標として設定し、TRIPSで議論中のGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年に再開することに決めてその準備作業を行った。

2012年に開催されたWTO TRIPS理事会においては、主要イシューに対する先進国と途上国の立場の違いが依然として先鋭に対立し、議論を進展することができなかった。既存の途上国と相互協力的な関係を構築していたEUが途上国の意見に対し積極的に同調しなくなり、先進国、EU、途上国間の意見対立がさらに明白になった。すなわち、途上国はCBD名古屋議定書の主要内容である遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系の確立をTRIPSに反映すべきだと主張していることに対し、EUはこれに反対している。また、米国はACTA(以降、知的財産権執行イシューに対する議論を続けていくために、新たに「偽造品に対する供給ネットワーク遮断による知的財産権保護」に対する提案書を提出したが、同議題に対し途上国が大きく反発し提案書内容についても批判的な立場を見せ、インドネシア、南アジア共和国を含める途上国は、偽造品の取引防止に関する交渉(ACTA, Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が先進国の業界利益にだけ反映する交渉であり、現時点においては締結国のみを拘束する交渉であるが、今後の執行分野においてTRIPSの代替となる新しい規準となり、先進・途上国間のRTA(Regional Trade Agreement、地域貿易交渉)交渉時には先進国が途上国に同基準を強要する状況を招くものと憂慮しており、知的財産権執行に対する議題が持続的に議論される見通しである。韓国は、米国、日本等の同案件に対する意見が一致する国との間で持続的な協議が必要であるとみている。

2013年及び2014年に開催されたWTO TRIPS理事会においては、米国とスイスを除いたほとんどの国が反対し非違反・状況提訴のTRIPS適用が2年間猶予となり、生命工学等のイシューは途上国と先進国の立場の差を狭めることができない状況である。先進

国グループは生命工学についての議論をWIPO IGCにおいてのみ議論をしたいと主張しているが、途上国の反対によりこれさえできなくなる等、二つのグループ間の先鋭な意見対立が続いている。一方、2014年の会合において途上国は、近年国際的に公衆保健を脅かす伝染病に対する共助のために医薬品の強制実施要件を緩和することを主張したが、先進国は医薬品と関連する強勢実施権の正当性は認めながらも同事案が単純な知的財産にだけ極限される問題ではなく、経済規模、貿易、関税等の経済全般に関するものであるから、より慎重な接近が必要だと主張した。

2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(Convention on Biological Diversity, CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用により発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択により国際社会は生物遺伝資源をはじめ、自国の生物資源に対する主権的な権利が認められる。

CBDは先進国の生物資源の利用により、正当な利益が割り当てられず被害を受けていることを主張する途上国の立場を反映し、「遺伝資源の利用により発生する利益の公平な共有」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには、遺伝資源提供国に事前通報承認(Prior Informed Consent, PIC)を求めなければならない、利用方法及び正当な利益の共有条件等について、相互合意条件(Mutually Agreed Terms, MAT)を別途従うことを規定した。

2010年3月に第9回目のABS作業班会合において、既存の文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が可視化となった。2010年7月に第9回目のABS作業班の再開会合において、カリ草案を土台に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月に地域間交渉グループ会合を経て2010年10月30日に、第10回目の生物多様性条約の当事国総会最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択され、現在各国では国内履行のための法制度の整備作業に取り組んでおり、韓国は環境部主管下で名古屋議定書履行TFチームを構成し履行準備を進めている。しかし、最も重要なイシューは連絡機関(focal point)、責任機関(competent na

tional authority)、点検機関(check point)等の各主要機関を指定することである。特に遺伝資源の接近を要求する際に、PIC(事前通報承認書)を発給する責任機関の指定及び遺伝資源のモニターリング機関である点検機関の指定に関しては関係部署(省庁)の間の緊密な協力が求められる。

2012年7月に開催された名古屋議提書の政府間委員会においては、グローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM、義務遵守委員会の設立等の主要イシューについて、本会議と同時に進行した各主要イシュー別の分科会合(Contact Group Meeting)を活用して会合時間を効果的に活用した結果、各イシュー別の議論が進展をし、同案件に対する議論は今後開催される専門家グループ会合にて本格的に進行される予定であり、同会合に備えて細部イシュー別の韓国の立場を整理する必要がある。今後多国間の利益共有体系(Contact Group Meeting)の必要性和様式(Modality)を巡り、先進国と途上国間の先鋭な意見対立が予想され、これに対応する論理及び徹底した準備が必要である。

2012年10月に開催された第11回目の生物多様性条約の当事国総会においては、名古屋議定書の2回にわたる政府間委員会の議論結果に関する再確認及び今後の日程について議論を行い、これまで議論したABS情報共有体系、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間の利益共有体系、制定体系、資源動員に係わる議題についての議論が続いた。グローバル多国間の利益共有体系の設立及び運営方式については、具体的な方案は同システムの必要性に対する国家間の合意導出後でないと議論ができないものとみているため、今回の会合での韓国側の基本立場は、資源利用国の立場を反映し先進国の意見(GMBSM不必要)を支持することが望ましいという韓国側の意見を明確にし、ABC情報共有体系(Clearing- House Mechanism)のうちのABS Clearing- Houseの役割は、国内の遺伝資源状況等の情報体系を形成して国家間のネットワークを総括するCBD上のシステムであり、online包括機能を担い、情報登録及び検索を許容する内容で議論が持続された。2014年2月に第3回目の名古屋議定書政府間委員会の会合(ICNP-3)が平昌で開催され、第1回目の名古屋議定書当事国会合の運営規程、議題準備、GMBSM、ABS Clearing-House等の主要未解決の争点について議論が行われ、2014年10月には平昌において第12回目の生物多様性条約当事国の総会が開催された。

4. 知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業事務官 ファン・サンドン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は、特定の国との間で排他的な貿易特恵を付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)は、世界化とともに今日の国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。1995年にWTO体制発足の前後に、多国間貿易交渉等により全般的な関税水準が低くなり、他の分野へと協力領域が広がる傾向が拡大され、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がった。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃のほかに、サービス及び投資自由化等まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化により、韓国特許庁は、FTA交渉を通して知的財産分野の通商摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外においてより保護を受けられる環境づくりに努力している。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は、第1回目のFTA交渉対象国であるチリ(2004. 4. 1. 発効)をスタートに、シンガポール(2006. 3. 2. 発効)、EFTA⁴⁷(2006. 9. 1. 発効)、ASEAN⁴⁸(2007. 6. 1. 発効)、米国(2012. 3. 15発効)及びEU(2011. 7. 1. 発効)、ペルー(2011. 8. 1. 発効)、トルコ(2013. 5. 1. 発効)とのFTAを発効した。インドとの包括的な経済連携協定(CEPA)⁴⁹は、2010. 1. 1. 付

⁴⁷ European Free Trade Association(ヨーロッパ自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

⁴⁸ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムで構成

⁴⁹ Comprehensive Economic Partnership Agreement: 商品交易、サービス交易、投資、経済協力等の経済関係全般を含む内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)のような性格である。

けで発効された。また、オーストラリア(2014. 12. 12. 発効)、カナダ(2015. 1. 1. 発効)とのFTAが発効され、コロンビア(2013. 2. 11. 署名)、中国(2014. 11. 10. 妥結)、ニュージーランド(2014. 12. 22. 仮署名)、ベトナム(2014. 12. 10. 妥結)とのFTA署名又は交渉妥結を宣言した。

<表VI-2-2>FTA交渉の主要内容

区分	主要内容
・韓・チリFTA (2004. 4. 1. 発効)	・チリが韓国に人参、キムチ、寶城グリーンティーを地理的表示として保護することに合意 ・韓国は Pisco, Pajareto, Vino Asoleadoの地理的表示に対し独占権付与
・韓・シンガポールFTA(2006. 3. 2. 発効)	・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定 ・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早急審査処理
・韓-EFTA FTA (2006. 9. 1. 発効)	・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守 ・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)に保護
・韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	・知財権保護強化 ・知財権分野の情報交換及び協力強化
・韓-米 FTA (2012. 3. 15. 発効)	・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入 ・公知例外適用期間12ヵ月延長 ・音、におい商標認定及び証明標章制度の導入 ・商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入 ・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化
・韓-インド FTA (2010. 1. 1. 発効)	・PCT ISA/IPEA指定、特許手続き簡素化などの分野で協力 ・両国特許庁間、別途協力のMOU締結推進
・韓-EU FTA (2011. 7. 1. 発効)	・GIは協定付属書に記載して保護(使用が確立された先行商標は継続保障) ・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
・韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	・GIは付属書交換方式で保護 ・遺伝資源(GR)/伝統知識(TK)はCBD Textの宣言的内容など妥結
・韓-トルコ FTA (2013. 5. 1. 発効)	・GIは不足書交換方式で保護及び今後追加可能 ・有名商標の保護に関するパリー条約及びTRIPS義務遵守

・韓-コロンビア FT A(2013. 2. 11. 署名)	・商標権、著作権侵害の疑い物品に対する通関保留など ・音、におい商標など非視覚的商標の保護
・韓-オーストラリ ア FTA(2014. 4. 8. 署 名)	・未登録有名商標の保護 ・公知例外適用期間、12ヵ月延長など
・韓-カナダ FTA (2014. 3. 11. 妥結)	・両国が相互保護することに合意したGIに対し、同一な保護水準を付与

現在、韓国は3ヶ国と交渉を進行している最中(インドネシア、韓・中・日、RCEP⁵⁰)であるとともに、3ヶ国と交渉再開のための要件を調整している最中(日本、メキシコ、GCC⁵¹)である。

インドネシアとは2012年7月から2014年2月まで7回にわたりCEPA交渉を行い、知財権分野については商標・特許・遺伝資源及び伝統知識・執行分野等について議論を行っている。

韓・中・日FTAとRCEPは2012年11月に交渉の再開を宣言し、韓・中・日FTAは2014年11月まで6回にわたりFTA交渉を行い、RCEPは2015年2月にタイのバンコクで第7回目の公式交渉が開催された。

日本とのFTAは2003年12月から2004年11月まで6回にわたり行われたが、それ以降、国民の世論悪化、靖国神社の参拝のような外交的問題及び特定交渉分野における持続した見解の違い等により交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉の再開に向けて実務協議を毎年2回開催した。

⁵⁰ RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership:域内包括経済 동반者協定): アセアン10ヶ国、韓・中・日、オーストラリア、インド等アジア/太平洋16ヶ国が参加する経済交流協定

⁵¹ GCC(Gulf Cooperation Council;ガルフ沿岸協力会議): ガルフ隣近6ヶ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成される中東経済協力体

メキシコとは2006年2月から6月まで3回にわたり戦略的経済補完協定(SECA⁵²)形式で交渉が行われたが、商品の開放レベル等に対する見解の違いにより交渉がしばらく中断され、2007年12月からFTAに転換し第1回目の交渉を行い、2008年6月に第2回目の交渉を行った。知財権分野の主要争点事項は地理的表示の保護、音及びにおい商標の認定、PCT ISA/IPEA指定等がある。

GCDとは2008年7月から2009年7月まで3回にわたりFTA交渉が行われ、第2回目の交渉から知財権分野について議論されはじめ、知財権分野においてはTRIPS協定に遵守を再確認し、知財権に係わる問題が発生した時には協議体を構成して解決できるように推進中である。

ハ. 評価及び発展方向

政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化されると見込まれる。特に近年、FTAが二国間の貿易自由化を超え米国主導のTPP⁵³、中国主導のRCEP等のMega-FTAが発足・進行されはじめ、地域経済統合の議論が一層加速化となる見通しである。特に2014年に妥結した韓・中FTAは、両国の経済規模、交易量、地理的隣接性等を考慮すると、他の国とのFTAよりも大きな影響を与えるはずだ。一方、韓・中FTAは別途に韓・中・日FTAとRCEP交渉等を通じて遅かれ早かれ名実相付き合い東北アジアの経済時代を迎えることになる見通しである。韓国は米国及びEUとのFTA締結を通じて知的財産権保護において既に相当なレベルに到達しているため、今後締結するFTAでは韓国が既に施行している制度の効果を最大化できる戦略の策定及び持続的努力が必要であるとみられる。

⁵² Strategic Economic Complementation Agreement：すべての商品を交渉対象にせず、自由化対象商品範囲を交渉を通じて決定する、FTAより自由化程度が低い形態の貿易交渉

⁵³ TPP(Trans-Pacific Partnership;環太平洋戦略的経済連携協定):米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペル、チレ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本等の12ヶ国が参加しているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

第5節 グローバル特許行政情報化の先導

1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

産業財産保護協力局 情報顧客政策課 電算事務官 チョウ・アラ

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機関(WIPO)の統計によると、2014年(1月～11月)の韓国は特許協力条約(PCT)による国際特許出願件数が11,582件であり、2013年に続き世界5位の多出願国となった。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」に指定され、国際調査機関(14の特許庁)がPCT国際出願を審査する場合、韓国の特許文献を必ず事前に検討することとなった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されることにより、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することができるようになった。一方、韓国は米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書接近システム(TDA : Trilateral Document Access)を通して相互間の審査情報及び優先権書類を交換できることになり、審査結果の相互活用と行政効率を高めることができた。

特に韓国特許庁は、2013年には米国、ヨーロッパ及び日本特許庁で推進している国民向け特許情報の無料拡散政策に参加することに決め、2015年3月から韓国の国民が他国の審査進行情報を容易に照会できるよう、審査官にだけ提供していた審査情報統合照会システム(OPD:One Portal Dossier)を国民に対し拡大開放する計画である。

一方、知的財産情報化分野の国際的な趨勢をみると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を軽減するため、グループ別、地域別のブロック化を通じた共助が活発化されている。先進国は既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制から5極(IP5:米、日、ヨーロッパ、韓、中)体に変えて庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリア等もバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN : Association of Southeast

t Asian Nations)を通して知的財産権共助を強化するとともに、ITインフラ拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁等の主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。

韓国特許庁は1999年に世界で初めてインターネット基盤の特許出願システムを開通し、2005年からは年中24時間運営の電子出願サービスを開始した。また、2012年はクラウド技術を基盤に3世代特許ネットシステムを開発する等、特許行政情報化分野において世界最高の技術を整えている。さらに先進む情報通信(IT)技術を基盤にアジア、アフリカ地域の主要開発途上国を対象に特許ネットシステム基盤の情報化システムの構築の支援を行う等、特許行政システムの途上国への進出分野においても先進国として浮上している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 主要国特許庁との情報化協力強化

イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界において特許出願の急増による審査滞積がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が増大された。このような中で、韓国特許庁は、IP5体制の発足を国際社会に提案することにより、2008年10月に済州島にてIP5特許庁間会合を開催し、その後の実務会合を通して審査協力のための10の基盤課題の推進に合意した。10の基盤課題のうちの6課題が情報化に係わる課題であり、特許庁間の審査協力において情報化に関する支援がかなり重要な役割を占めていることが分かる。

韓国特許庁は機械翻訳の課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー

検収事業を無事完了することに成功し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機会翻訳の品質改善事業を遂行した。

2012年の下半期には、ヨーロッパ及び米国審査官が参加したアジア3つの特許庁の機械翻訳品質評価を遂行した結果、2008年の機械翻訳基盤課題の推進時に立てた目標である「先行技術調査に使用可能な品質」をアジア3つの特許庁が全て達成したことを確認した。

他国の主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システム等に対しても積極的に意見を延べるなどの活動を遂行し、国際情報化の議論において韓国特許庁の立場を強固にしている。

しかし、最近IP5発足5年目を向かえ、当初設定した目標を達成して終了した課題及び技術又は政策の問題によりこれ以上進展が難しい課題が現れ、これが協力課題全般に対する再調整の議論となっている。

この過程においてIP5は、単純な既存課題の再調整を行うことよりも、根本的な変化が必要であることに認識を共にし、これを契機に特許グローバル化及び大衆化の時代に合う新たな課題として「グローバル特許審査情報システム(Global Dossier : GD)構築が議論された。GDは世界の特許庁審査官、出願人、代理人に各国の特許庁が取組む特許審査情報を言語の障壁なしで全体をみることができ、希望する国に簡単に出願できるシステムである。

しかし、未だ初期の議論段階である。2013年1月にオランダのハーグにおいて、IP5特許庁とユーザーが参加するTask Force会合が開催され、ユーザーの要求事項と必要な機能について意見を収集した。

GDの未来像を議論する初期段階であるにもかかわらず、IP5特許庁の間でグローバル特許審査情報システムに係わる主導権の争いがかなり高いことに注目する必要がある。これはGDがIP5特許庁をはじめ、世界の特許庁の協力方向を決定する基本枠組み

となる可能性が高いからである。今後システムの構築と係わり先導的位置を占める特許庁が、世界の特許政策及び技術標準の議論においても、自国の利益と立場を容易に反映できる見通しである。韓国特許庁は今年計画される第2回目の Task Force 会合において、韓国産業界の意見を反映したGDの今後の発展方向を提案する予定である。

また、韓国特許庁は2014年6月に釜山において「IP5 特許庁長官会合」を開催し、米国、ヨーロッパ、日本、中国と共に審査情報統合紹介システム(OPD : ONE PORTAL DOSSIER) の国民に対し公開することについて、今後の日程等について具体的に発表した。審査情報統合紹介システム(OPD : ONE PORTAL DOSSIER)は、審査官が一つの画面からIP5特許庁の審査進行情報を全部見ることができるシステムであり、2013年8月に開発を完了して国内の審査官が使用しており、環境保安の処置、使用便宜機能等を追加して2015年3月には国民に対し該当システムを公開する予定である。特許情報の自由な利用を重点とする「IP5特許情報の普及政策(IP5 PI Policy)」については具体的な実現方策に対する合意を引き出した。先進5庁の特許公報、英文抄録、書旨事項をテキスト形態で各国の国民に配布することにより、韓国の国民が活用度の高い先進の海外特許庁の文献をより簡単に接近できるものと期待される。

ロ) 韓・日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は2014年9月に韓国で開催された第17回目の韓・日情報化専門家会合において、両庁の情報化状況及び今後の計画を共有した。韓国特許庁は、3世代特許ネット及び特許行政情報化戦略計画(ISP)の推進状況及び今後の計画を、日本特許庁は、「特許業務システム最適化計画(System Optimization Plan)及び国内外の特許出願状況を共有し、今後の韓・日両庁間の情報化 이슈ーについて緊密に協力する意志を確認した。

韓国特許庁は日本とこれからも緊密な情報化協力を行い、既存のIP5情報化の課題はもとより、新たに浮上したGD議論の課題についても積極的な意見を提示した。また、合理的な情報化協力モデル等を提示することにより、IT分野の最強国としての主導的な役割を強化していく予定である。

ハ) 韓・中特許庁の情報化協力

韓・中特許庁は2002年11月に両庁の情報化状況及び今後の計画について共有し、両庁の情報化協力を強化して能力を高めるため、毎年1回の情報化専門家会合を開催することにした。2014年9月に韓国で開催された韓・中情報化専門家会合においては、これまで特許庁内部における使用用途として交換中であったデータ目録を点検し、データ交換目録の拡大及び国民に対する普及等の今後の推進方向について議論した。また、IP5で活発に議論が行われている「IP5特許情報普及政策(IP5 PI Policy)」の適用対象を法的状態情報等に拡大するための両庁の立場を共有した。

また、両庁間の交差出願件数が日ごとに増加し、二国間基盤優先権書類の交換システム(TDA-PDX)の構築が必要であるという立場を共にし、これにより優先権書類の電子的交換のためのMOU(了解覚書)を締結した。これを受けて2014年1月から優先権書類の交換システム(TDA-PDX)を構築し、優先権書類を電子的に交換し始めた。

二) 韓・中・日特許庁の情報化協力

韓・中・日の3国特許庁は、2014年9月に韓国において開催された第11回目の韓・中・日情報化実務会合において、各庁のデータ品質管理プロセスの状況等、各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制下で3国間の共同発展のために持続的に協力していくことに合意した。

韓国特許庁は3国間の情報化協力を通じて、情報化が急速に進行している中国及び日本と共同協力を強化することにより、IP5体制における韓国特許庁の役割及び位置づけの強化が図れるものと期待している。このような努力はグローバル知的財産時代に、東北アジア地域の特許庁間で実質的な協力の枠組みが構築されたという点で重要な意義がある。

ホ) 韓・ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は、2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を含んだ了解覚書(MOU)を締結した以降、了解覚書の充実な履行のために毎年協力計画(Work Plan)を策定して体系的に情報化協力を推進している。

近年両庁は、情報化の 이슈が韓・EPO間の協力を強化し、共同発展のための核心課題であることを認識し、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。実際に両庁は、情報化協力プロジェクトの一環として、優秀なIT専門家を派遣して機械翻訳、データ処理プロセス等の情報化システム全般にわたるベンチマーキングの機会を持つことに合意し、これにより韓国特許庁はIT専門家2名を2012年11月にハーグ所在のEPOに派遣した。2014年12月には韓・EPOの実務会合において、データ交換範囲の拡大及び同年下半期にEPO側の専門家派遣等について議論し、その結果今年の3月にEPO側の専門家が韓国特許庁を訪問し両庁のIT状況と今後の発展方向について議論を行う予定である。

また、韓国特許庁に先出願を行いEPOに後出願する場合、韓国特許庁での先行技術調査の結果を電子媒体でEPOに伝送すようにし、2013年3月からは韓国国民がEPC Rule 41(ヨーロッパ特許条約141条)に基づいて出願人が選考技術検索結果を提供しなければならない義務事項が免除となる。

今後韓国特許庁はヨーロッパ特許庁との情報化専門家会合を定例的に開催し、韓国特許庁の出願人の便宜と、情報化能力を高めることができる新しい議題と共同協力事項を提案し、戦略的なパートナーシップを構築する計画である。また、EPOと持続的にIT技術を共有し、最新技術を導入することによって韓国特許庁の技術力を強化していきたい。

へ) 韓・米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的な協力を行うための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの後続処置として2008年10月に開催された情報化実務会合において、両庁の審

査官業務の効率性を高め両庁の審査官協力の強化のため、PCT文書の両方向交換、仮想協業システム等の多様な協力事業への取組みに合意した。

2009年には両庁間でSHARE (Strategic Handling of Application for Rapid Examination) プロジェクトを試験的に遂行し、オンラインにより両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互共有するシステムを構築した。これにより両国は、審査品質を向上させることができ、業務効率性の向上により審査滞積の解消に大きく寄与できるものと見通している。また、出願人は韓国特許庁の品質の高い審査サービスにより、韓国だけでなく米国でも安定的に強い特許権獲得が可能になると期待している。

2) 国際機構との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は韓・WIPOで共同開発したPCT - ROADを2005年に初めてお披露目した。その以降から現在まで、ブラジル、マレーシア、エジプト、フィリピン等の各国に普及され、持続的な品質改善及び機能の高度化作業を行い2011年4月に新バージョンを出し、世界各国の特許庁の注目を集めた。特に受理官庁から送られるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られる全てのデータの中で最も品質が優秀であり、WIPO内部においてもその優秀性が認められている。

3) 国家間の特許情報交換・活用システムの構築及び運営

韓国の半導体、電子、移動通信分野の技術が1990年代末まで国際的な認定とともに、世界市場において優位を占めることになり、関連する韓国特許情報に関する需要も急激に増大され、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関において必修的に参照すべきPCT最小文献に指定された。これにより韓国特許庁は、韓国特許情報に対する海外特許庁の審査官の接近と理解を高めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス (K-PION: Korean Patent Information Online Network) を開始し、それ以降サービス情報の範囲と品質改善のために努力を続けている。

このような努力の一環として、2006年11月に審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月には英文のキーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA:Korean Patent Abstract)の検索サービスを追加した。また、2008年12月からは韓国特許公報を英文のキーワードで検索できるようにして韓国特許情報の活用手段を多様化にし、2009年にはデザイン及び商標についての検索機能と韓国語PCT文献の検索機能を追加した。2010年にはユーザーの利便性向上のためにヘルプデスク機能を追加し、2011年と2014年には翻訳の品質改善のために1万件の翻訳メモリーと23万件の単語辞典を構築した。

2013年12月基準に、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁を含む全世界42の海外特許庁においてK-PIONサービスが利用され、これにより韓国特許情報に対する海外拡散に寄与している。

これとは別に韓国特許庁は2009年12月に国内企業の海外進出を支援するために、国民に対する検索サービスであるKIPRISに海外登録商標の検索機能を追加して国内外のユーザーにサービスを提供している。2012年12月には既存の米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標約830万件に加えヨーロッパ商標のDB約95万件を追加で搭載した。

また、韓国特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)特許庁とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類、2008年11月からは審査情報を相互交換、米国で依頼するPCT国際調査の件数が急増することにより2008年11月からはPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換している。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために国及びサービス別の分散システムを構築し、TDAの既存のネットワーク装備(Virtual Private Network)をアップグレードして保安機能を強化した。

韓・米間のTDAにより審査情報及び優先権書類の相互交換が可能となり、2009年9月から韓・米間の審査業務負担の軽減のため、審査業務協力プログラムである韓・米SH

ARE (Strategic Handling of Application for Rapid Examination)の試験プログラムを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対し第1庁が先に審査着手し、第2庁は第1庁の審査結果の活用が可能になる時まで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトであり、韓国特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムにより審査報告書を提供している

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS (Digital Access Service)を構築し、IP5の以外のイギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランド等の他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。また、2013年12月に本システムを2.0に高度化させ出願人の便宜を図った。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書接近システム(TDA)により、韓国特許情報を海外に普及する等で国内の特許権保護のために努力を続けている。また、IP5基盤課題の中の機械翻訳課題の主導庁として韓・英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外の審査官の接近性を高めるために努力している。

さらに、審査効率性を高める努力も続けている。このために審査情報統合照会システム(OPD)を2013年8月に国内審査官向けにオープンした。オープンにより既存の米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査進行情報とともに、過去接近が不可能であった中国特許庁の審査進行情報まで一目でみることができる。このように多様な努力により国際特許権紛争の原因を最小化でき、審査処理期間の短縮にも大きく役立つものと期待している。

韓国特許庁は、今後も二国及び多国間において多様で実りのある情報化協力事業を推進する計画である。また、PCT-ROADのような成功事例を基に、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に総力を傾け、特許行政情報化分野の世界標準の定立において主導的な位置づけの確保と、世界特許行政情報化の発展に寄与するモデルを積極的に発掘し、国際機構との協力事業として推進して行く予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

顧客情報支援局 顧客支援政策課 書記官 イ・スングァン

イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は、急増する特許出願を効率的に処理し出願人の利便性を高めるため、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標に設定し取り組んでいる。特に、3極特許庁と呼ばれる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は、自国の特許行政の情報化だけでなく「グローバル特許システム」を開発して途上国を含む全世界の特許庁に普及する計画に取り組む等、特許行政情報化分野の主導権確保のために熾烈な競争を展開している。

韓国は、2010年OECD開発援助委員会(DAC : Development Assistance Committee)の加入を契機に持続的にODAを拡大することにより、国際社会において経済規模に合う役割を遂行してきている。2013年のODA予算は2.4兆ウォンであり、国民全体所得対比0.16%の水準である。2015年までに0.25%水準である約4.3兆ウォン規模に増額する方針である。特に短期間で先進国の仲間入りした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP : Knowledge Sharing Program)等の韓国型ODAモデルを定立している。特許分野においても、ODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に広げている。これにより知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保でき、開発途上国との戦略的 동반者関係を形成することにより、国際社会において国益優先の協力関係の形成のための前哨基地を構築するとともに、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

ロ. 推進内容及び成果

最近韓国特許庁が開発・運営している特許情報化システムである特許ネットが、3極特許庁を含む世界各国の特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、

APEC域内途上国の特許庁に対する情報化協力事業の担当者及びWIPO PCT国際出願システム開発及び普及事業のパートナーに選定される等、韓国特許庁の特許情報化システムが世界で注目を浴びている。

APECは、世界最初にインターネット基盤の電子出願システムを具現した韓国特許庁の特許情報化のレベルを高く評価し、2002年度の途上国特許行政技術協力事業の主パートナーに韓国を満場一致により選定して韓国特許庁に特別基金の提供を決定した。このように提供を受けたAPEC特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィジー、ベトナム及びインド特許庁に対し情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC域内加盟国の高い評価とともに、特許情報分野において先導的な国として浮上した。

特許ネット海外進出の取組みは主要拠点国を中心に2006年から本格的に推進した。2006年2月にタイの商務部は、タイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請し、これを受けて韓国特許庁は、韓国通信、LG-CNS等とコンソーシアムを構成して2006年下半期に予備の事業提案書を作成し両庁間でモデル事業について合意したが、クーデターが勃発したために同事業の推進が保留となった。2006年12月末にタイ政局が安定したことにより協議を再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結するとともに、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知的財産権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョンの開発に着手することにより、韓国特許庁はIP Center構築事業の参加のための国際競争において比較的に優位な立場を確保した。

また、2003年8月に韓・インドネシア特許庁間で包括的な協力のために締結した了解覚書(MOU)を基に、2007年上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性の調査事業を遂行し、33百万ドル規模の特許情報化事業を共同で推進することに合意した。2007年9月に両国の特許庁は、インドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結した。2008年にインドネシア政府は、事業の妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式的に選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府

の借款である経済開発協力基金 (EDCF: Economic Development Cooperation Fund) 事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業支援のための技術協力了解覚書 (MOU) を締結して両国政府は2010年8月に33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年に事業妥当性調査から始まったモンゴル特許情報化事業は、2010年4月に335万ドル規模の韓国国際協力団 (KOICA) 公的開発援助 (ODA) として確定され、主事業者であるLG-CNSがシステムの開発に参加し、2011年12月にモンゴル特許情報化システム (I-POMnet) を開通することに至った。モンゴル特許情報化事業の取組みのため、韓国特許庁は2011年6月に韓・モンゴル技術協力MOUを締結し管理者・実務者の国内招聘研修等を行い、能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。

2009年に知的財産権の教育分野における協力を開始したアゼルバイジャンの特許情報化事業は、2010年に事前の妥当性に関する調査を終え、2011年2月に420万ドル規模のKOICA ODA事業に確定された。2011年8月に事業者として選定されたシリウスソフトが、2013年5月に特許情報システムの構築を完了し、韓国特許庁は事業のモニタリング、評価、技術諮問及び能力培養プログラムの提供等を行い、アゼルバイジャンの特許情報化事業を支援した。

カンボジアは2014年に事前に実施した妥当性調査の結果を基にシステム開発のために両国間でMOUを締結した。今年度はKOICA等の関連機関との協力を通じてカンボジア商標情報システム構築事業に取り組む予定であり、これによりアセアン国家に対する韓国のグローバル知的財産リーダーシップを強化することができる見通しである。

2014年には韓国の先進特許行政情報化の海外進出を中東、アフリカ地域に多角化するために努力を尽くした。まず、知的財産を国家基盤資源として取組んでいる中東の拠点国家のアラブ首長国連邦 (UAE) とシステム構築協力のMOUを2014年9月に締結した。特許庁は同MOUを基盤に韓国のIT企業が中東市場へ進出し、韓国型特許情報化システムを輸出できるよう支援する計画である。

また、韓国特許庁は、2010年11月に策定した「特許ネットアフリカ進出基本推進戦略」において、アフリカ18の英語圏国の政府間知的財産権協力機構であるアフリカ地域知的財産機構 (ARIPO) を特許ネット進出拠点に活用することにし、2010年12月にARIPOと知的財産権分野の包括的協力のMOUを締結した。ARIPO本部が所在するジンバブウェ・ハラレにて開催された韓・ARIPO・WIPO情報化実務会合において、韓国特許庁は3者間の技術協力のMOU締結を提案し、同年9月のWIPO総会(ジュネーブ)においてMOUの署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が2013年～2015年の3年間で580万ドル規模のKOICA ODA支援事業に確定され、2013年10月7日にハラレにおいて着手報告会を開催したのをスタートに、特許情報システム改善事業を進行し、ARIPO及び18の加盟国の既存システム(POLite, IPAS)を特許ネット技術を基盤とする特許情報システムに改善している最中である。また、特許ネットシステム構築事業を効率に推進するために2014年7月にIT専門家を現地に派遣した。このような過程を通してアフリカ諸国の特許情報化インフラ構築に大きく寄与するものと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

2009年にアジア最大電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例に選定される等、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPO等の国際機構と海外特許庁から好評を得た。また、スペイン特許庁、フランス特許庁等の先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としての国のレベルを高めるためにODA財源を多様化にし、専門性を基盤に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。

また、ヨーロッパ特許庁の場合は、自国のシステム (EPTOSシステム) とPCT-ROADシステムとの統合を提案する等、これまで3極特許庁主導で進行されていた特許行政情報化の国際協力に変化が起こっている。このように韓国特許庁が、情報化システムの開発等の情報化国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発等の情報化ノウハウを基盤に、先進特許庁の国際機構情

報化システムに特化された情報化協力事業モデルを持続的に発掘する予定である。また、情報化標準についての議論においても主導的な役割を遂行するとともに、3極特許庁との協力を強固にし、知的財産権分野の先導特許庁として取り組んでいく予定である。

3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業

産業財産保護協力局 多国機構チーム 行政主事補 イム・ジュンヨン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は特許先進5ヶ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として、知的財産権の二極化を解消することが延いては韓国の国力を高め、海外知的財産権保護環境にも寄与できるものと認識し、国内外の知的財産権専門人材のグローバル競争力の強化のため、知的財産権コンテンツの開発及び普及を目標に、2006年から国際機構との協力を通して知的財産権の英文教育コンテンツを作成し普及するようになった。まず、初心者向けに「世界知的所有権機構国際教育院(WIPO World Academy : WWA)」のオンライン教育課程を活用して大学の教育課程を開設し、世界知的所有権機関の中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリア等とAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権と国際取引等のビジネス的観点からの活用戦略に関する知的財産権英文コンテンツ「IPパノラマ(Panorama)」を開発した。2009年6月には、WIPOとIPパノラマをUN共用語として開発することに合意したことにより、2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、UN共用語の6バージョンを全て完成した。また、韓国特許庁は途上国を支援するためにIPパノラマ開発に関する協定を締結し、

タイ語、ハンガリー語、ベトナム語、スワヒリ語、ポルトガル語、スロバキア語、エストニア語、ポーランド語、インド語、ブルガリア語、ペルシア語、セルビア語、クロアチア語、アルバニア語、ラオス語、ミャンマー語、カンボジア語等の17の言語でIPパノラマを開発するとともに、韓国版も開発して2014年の年度初めから普及する等、これまで世界24ヶ国の言語で開発して普及されている。

また、2012年に初めてIPパノラマを海外の民間企業(インドReliance Industries社、8千ドル)とライセンス契約を締結する成果を収めた。

韓国特許庁はまた、APEC特別基金を確保して2006年から特許情報の検索・分析及び活用等の特許情報に係わる実証的内容の知的財産権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009年にはAPEC基金14万1千ドル(USD)を誘致し、ア・太平洋地域の21の加盟国を対象とするオン・オフラインの知的財産権情報活用の教育課程を運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」、2010年にはAPEC基金14万7千ドル(USD)を誘致して「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」を順調に推進した。これにより2011年10月にはAPEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供することにより、国内特許情報システムの優秀性を広報でき、APEC加盟国対象の最大規模のオン・オフライン・ブレンド教育課程の提供とともに、2012年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」の主要講義を基に、主要国の特許進歩性判断に係わる判例中心のオンラインコンテンツを開発して普及した。

韓国特許庁はグローバル知的財産権教育課程の運営効率性及び学習の便宜性増進、利用者の接近性を高めるために2013年に新規学習管理システムを導入し、IP Discoveryというグローバル知的財産権教育コンテンツを提供するホームページをオープンして途上国の知的財産権教育コンテンツのプラットフォームを構築した。

上記のように韓国特許庁のグローバル知的財産権コンテンツに対する国際社会の反応は好評である。しかし、既存のウェブ又はCD形態のコンテンツ普及が物理的・財政的な限界に直面しており、最近のモバイル情報通信環境に合う教育コンテンツの普及

が切実な状況である。また、これまでデジタル環境に慣れている幼・少年を対象とするオーダーメイド型知的財産権コンテンツの不在により開発が急を要する。そこで、2014年には文化体育観光部及び韓国コンテンツ振興院との協業で、知的財産権教育の効果を高めるゲームと学習をうまく取り入れた「G-ラーニングコンテンツ」と、2015年に初等実科正規教科課程に「発明」が反映され、教科過程の履修及び創意人材の育成のための「デジタル教科書を開発した。また、WIPOと協力してIPパノラマの教育内容を実際の事例を中心に再構成して、中小企業等で勤務するユーザーの実務能力を高めるモバイル基盤の教育コンテンツであるIPパノラマモバイルを開発中である。2015年にはG-ラーニングコンテンツの活用度を高めるために、「G-ラーニングコンテンツ学習ツール」及び発明深化のために 幼・少年用モバイルコンテンツの開発を拡大していく計画である。これらを通じて韓国特許庁はモバイル基盤の知的財産権教育市場において先導的な役割を推進していく計画である。

4. 国内外特許情報の拡散・活用のための特許情報博覧会

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ハン・マンヨル

イ. 推進背景及び概要

特許情報が国と企業の競争力の重要な要素として浮上することにより、特許情報の戦略的で体系的な活用のために政府レベルでの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は、国内外の最新特許動向を共有し特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回目のイベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から2013年まで毎年特許情報博覧会のイベントを開催した。イベントは大きく特許情報分野の主要イシューについて、国内外の有識者による基調演説と講演、特許庁、特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用の実体を主に紹

介する主題発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示するブースの運営、特許情報商品サービスに対するコンサルティング及び教育を行うワークショップで構成された。

PATINEX2014は、2014年9月3日から4日の二日間、ソウルインペリアルパレスホテルで開催され、「企業のバリューチェーンと特許情報活用戦略」をタイトルに4つのセッションと2つのワークショップ及び20企業の展示会を開催し、実務者のための特許アカデミーを開き 参加者の多様な需要を反映した。

ハ. 評価及び発展方向

PATINEX2014により、PATINEXが世界最高レベルの特許情報博覧会として位置づけられた。イ・ミンファKAIST教授、Google James Maccoun特許法律顧問、Solvay Cedric ValentinoアジアIP総括等の著名な基調演説者及びスピーカーにより、企業の特許情報活用戦略に対するレベルの高い講演を提供した。今後、国内外の参加者及び展示会社の利便性を高めるために、海外参加者の準備期間を考慮して広報期間の延長及びオンライン決済システムの構築、展示空間の拡大を念頭に入れてイベントの場所等を推進する計画である。

第6節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ソン・ウンジョン

2014年に韓国政府は、政府開発援助（ODA）の拡大基調を継続的に維持しながら、協力国との共存、協業の内在化及びODA戦略の補完等を通じて成果を高めることに重点を置くODA重点推進方向を定めた。特許庁はこのような基調に符合とともに、知的財産5大先進国という国際社会での位相と期待に適合した知的財産分野の公的開発援助事業に取り組んだ。主に最貧国・途上国に生存型適正技術を開発して提供するとともに、途上国の優秀商品についてブランド獲得を支援するシェアリング事業を行い、先、後進国間の開発格差の解消を図り、韓国知的財産権の外交力強化に寄与してきた。

適正技術（Appropriate Technology）とは、「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え現地の原材料を使用し小規模の人が集まって生産する技術」である。一語とで先進国では活用価値が高くないが途上国では効用が大きい技術のことである。飲む水すら不足し、コレラ、疫痢のような水系感染症により苦痛を訴えるアフリカ住民のために、一度に75メータの水を汲んで簡単に転がして運搬できる円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染した浄水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

<図VI-2-1> 適正技術製品の事例



Q Drum 飲水源から遠いところまで簡単に水を運搬できる	Life Straw 汚染した上水源のバクテリアを99.9%除去
----------------------------------	-------------------------------------

韓国特許庁は、これまでグットネイバース、ハビタット等のNGOや国際機構と協力して途上国に適正技術を開発して普及してきた。2010年には政府の伐木禁止令により調理用燃料である木材の需給が難しいチャドに、サトウキビ炭製造技術を開発して提供し、また、ネパールの低所得層のために、土の煉瓦製造技術を普及して住居の環境改善に一助した。2011年には水系感染症が頻繁に起こるカンボジアで、家庭用浄水器を開発してあげ、グアテマラでは呼吸器の病気を誘発する伝統火鉢の代替として簡易調理用ストーブを開発して提供した。2012年に韓国はハビタットと共に、ネパールに断熱効果を改善する竹で作る住宅建築技術を開発・提供し、韓国企業のLG化学が提供した寄付金1千万ウォンを活用して現地の断熱住宅モデル7棟を追加で建設・提供した。2013年にはアジア太平洋経済協力体(APEC)と協業し、APEC加盟国を対象に適正技術の需要発掘を行い、最終的にフィリピンが要請したアロマオイル抽出機とパプアニューギニアが要請したウォーターポンプが選定された。フィリピンのオイル抽出機の性能検証のための現地でのテスト場には、Bon Edgardo S. Felipe Anao市長とPHilm echの責任者も参加しており、Anao市長はオイル抽出機がAnao地方の農家の所得増大に一助することを期待していると表明し、内部予算確保によりオイル抽出機の普及拡大計画についても明らかにした。

<図VI-2-2>ブランド開発の成果



ボリビア QUINUA のブランド



フィリピン TARLAC 地域のブランド

また、韓国特許庁は途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備によりまともな価額をもらえない状況を解決するために、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。2010年にはアフリカのチャドーに乾

乾燥マンゴ技術についてブランドの獲得を支援し、2011年にはチリの果物カクテル製品についてのブランドを開発してあげた。2012年にはカンボジアの赤米と熱帯果物「リュウガン」についてブランドを開発して提供した。2013年にはボリビアの代表輸出穀物であるQUINUAに対するブランドを開発して支援を行った。また、フィリピン TARLAC州の地域認証ブランドを開発して提供したが、現地企業の代表は韓国特許庁が開発してあげた地域認証ブランドが事業拡大及び現地の所得増大に大きく寄与することを期待していることを示した。

一方、韓国特許庁は2009年に韓国特許文献を始め、エネルギー・住宅等6分野200件の適正技術情報DBを構築して英文のホームページで提供しており、2014年には下水処理システム関連55件、はちの巣及び分離器関連110件の適正技術の特許情報を補充した。このように技術の宝庫といえる特許文献を公開することにより途上国が必要とする技術情報を自ら探し出し活用できるよう支援している。

2. 主な推進成果

2014年に韓国特許庁では同事業を通じて事業化と商品性を強化した開発支援により被援助国の経済を活性化する目標を立てて、適正技術の開発及び普及の拡大とブランド開発を支援した。適正技術開発事業は、まず韓国信託基金事業であるWIPO適正技術大会を通して発掘された需要技術を基盤に適正技術を選定して特許技術及び情報の調査を行い、これを現地化するための試作品を開発して普及する手続きを取る。ベトナムの場合は分散型下水処理装置の適正技術を開発してベトナムブンタウ地域に普及した。同技術はベトナムBUSADCOの特許技術とボウオン建設産業の特許技術を結合したものであり、環境にやさしい高性能下水処理装置を開発するために3回にわたり試作品を製作し、下水処理の効率を確認する等の努力の末に技術開発に成功した。

<図VI-2-3>分散型の下水処理技術



1回目の試作品



最終製品

ガーナの場合は養蜂関連の適正技術を開発したが、手動式の分離器関連の特許検索を通じて価格適正性・現地製作可能性を考慮した必須要素を抽出して、現地において簡単に手に入れられるプラスチックカンを活用することができ移動が容易であり、最小金額で製作ができるように設計した。また、現地で直接製作ができるように設計図とマニュアルを送付し、適正技術関連の動画像を活用して養蜂技術のノウハウ、はちの巣及び分離器の製作方法等について遠隔教育を実施した。

<図VI-2-4>養蜂関連の適正技術(はちの巣、分離器)



分離器



設計図

一方、2014年には試験的にガーナ製品1件に対し適正技術 - ブランド統合開発を実施した。ガーナVORAB (VOLTA地域の養蜂協会)において養蜂産業の発展及びバリューチェーンを通じた収益拡大のために養蜂ブランド開発を要請したことにより、Volta地域の養蜂業社の製品に認証マークとして使用できる認証マークロゴを支援した。

＜図VI-2-5＞ガーナ養蜂ブランド



また、ミャンマーでは MFFVPEA (ミャンマー果物、花卉、野菜生産者協会) の要請により、「ダイヤモンドマンゴ」ブランドを開発し、認証マークロゴを通じて多くの農家で生産されたマンゴを一つのブランドとして認証を受けられるようにデザインした。これと連携してミャンマーマンダレーにおいて政府と民間関係者約50名余りを対象に1村1ブランドセミナーを開催し、ブランドについての基礎教育等を行い商標権およびデザイン権の認識向上に努めた。

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ソン・ウンジョン

韓国特許庁はアジア太平洋経済協力体 (APEC) と共同で、2014年7月2日～3日の二日間、ソウルイムペリアムパレスホテルにて「適正技術コンファレンス - 持続可能な成長のためのIPの戦略的活用」を開催し、最貧、途上国及びAPEC加盟国とともに、これまで推進してきた適正技術開発事業の成果と教訓について話しあい、適正技術開発事業の今後進むべき方向を模索した。

一日目は地域共同体の発展と知的財産のシェアリング、適正技術開発と関連したAPEC加盟国が経験を共有し、適正技術開発の国際的トレンドと知的財産を活用した適正技術開発戦略について議論を行った。2日目には適正技術開発の持続可能性及び適正技術開発の増進のための知的財産戦略を議論し、分担ディスカッションを通じてAPEC加盟国の適正技術開発ガイドをつくるための今後の課題を導出した。

本コンファレンスには、キム・ヨンミン特許庁長官、外交部アン・チョンギ経済外交調整官、Miguel A. Margainメキシコ特許庁長 (APEC知的財産権専門家グループ議

長)、Richard Kuglmann キュドラム代表、Kifle Shenkoru WIPO最貧国局長をはじめ、途上国の政府関係者、国際機構及びNGO関係者等の国内外人事250名余りが参加した。同イベントにおいて韓国特許庁は、適正技術開発事業を通じてフィリピンに提供したイルランイルランオイル抽出機試作品を展示し参加者の注目を浴びた。

さらに、WIPOとの協業によりフィリピン、モンゴル等で途上国の日常生活問題の解決及び特許情報を活用した適正技術開発方法論の拡大のための発明大会を開催した。モンゴルは27件、ベトナムは173件の技術が受け付けられ、特にベトナムは大会の授賞式を国営TVの生放送で放映するほど高い関心を見せた。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に遂行することによって、途上国の国民が知的財産を創出し活用する能力を培養して生活の質の改善、経済発展の達成を支援し、今後も知的財産5大強国という位相にふさわしい知的財産分野の開発援助の先導国としての国家イメージを構築していきたい。

第7編 規制改革、非正常の正常化、政府3.0

第1章 規制改革

第1節 概観

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

1. 推進背景

現政権に入り規制改革は、国民の幸せと職場創出に向けた経済革新の最優先の国政基調となり、国民が感じる不合理な規制の改善に向けて政府各省庁の努力があった。特に、パク・クネ大統領が主宰した「結着議論」(3.20、9.3)を契機に、規制改革の必要性に対する国民の共感形態と生動感のある規制改革の雰囲気造成された。このような動きの中で、特許庁も知的財産を基盤に創造経済の具現に向けて「開かれた規制改革」に取り組んだ。歴代の全政権において規制改革を主な国政課題に定め、規制を除去するための努力をしてきたが竜頭蛇尾に終わってしまったという指摘を受けてきた。これは規制を生産する公務員が規制を廃止するか否かについて自ら決定しなければならなかったから消極的であり、また、規制を廃止することができても効果が大きくない体面を保つだけのものに止まり、国民の期待に答えられなかったというのが専門家の衆論であった。特許庁の規制改革はこのような問題意識から出発した。そして、規制改革に対する発想の転換を通して規制を生産する「公務員」でなく、規制対象者である「国民」が自ら規制改善の課題を発掘して評価できるよう推進体系を刷新し、開かれた規制改革の推進基盤を構築することからスタートした。

2. 推進内容及び成果

2014年5月に「内部規制改革委員会」の規制審査を強化するために委員会構成を既存の政府委員中心から政府委員1名だけ残し全ての委員を民間委員に改編した。また、規制改革のパラダイムを転換し規制の主体である公務員の立場でなく、規制の客体である国民の立場から規制改革に取り組むことができるよう、経済団体の役員(2名)、企業代表(2名)、教授(3名)、研究委員(2名)、弁理士(3名)等の各分野の民間専門家で構

成した「規制改革の国民陪審員団」を発足し、国民が規制を直接決定・点検・評価できるように推進体系を刷新した。5月15日に第1回目の会合を開催し、特許庁の登録規制96件について全面再検討を行い、「消滅した特許権回復のための書類提出の廃止」等の11件の規制を廃止・緩和することに決定した。また、10月20日に第2回目の会合を開催し、特許庁が取組んだ50大規制改革課題を評価して特許出願の形式要件の緩和、知的財産金融制度の改善等の4件の優秀課題を選定した。さらに、特許審査処理期間の短縮等の主な規制改革課題を実施し、「2014年を基準に1兆4,834億ウォンの経済的効果及び5,100名余りの雇用創出効果を誘発する成果を収めたものと分析された。

＜表Ⅶ－1－1＞規制改革国民陪審員団の民間委員プール

連番	氏名	所属	職位
1	ユ・ファンイク	全経連	産業本部長
2	ジョン・スボン	大韓商工会議所	調査本部長
3	ジン・ヨンウ	㈱ウンファ	代表理事
4	ミン・キョンナム	㈱セジョンイエンシ	代表理事
5	キム・ジンクック	培材大学	中小企業コンサルティング学科教授
6	イ・ヒョックウ	培材大学	行政学科教授
7	シン・ヒゴン	忠南大学	自治行政学科教授
8	イ・ジョンハン	韓国行政研究院	研究委員
9	チャ・ミスク	国土研究院	研究委員
10	キム・サムス	大韓弁理士会	副会長
11	パク・スンムン	特許法人ダレ	代表弁護士
12	ウ・ジョンギョン	金&張法律事務所	弁理士

＜表Ⅶ－1－2＞規制改革国民陪審員団の会議結果による登録規制廃止・緩和の件

NO.	規制事務名	根拠法令	所管省庁	推進状況
1	登録弁理士及び設立法人は大韓弁理士会	弁理士法第11条	産業財産	国会提出

	に義務的に加入		人材課	(2014. 12. 19)
2	弁理士登録をしたい者は登録料を納付	弁理士法第6条		
3	特許法人の設立のための最小弁理士の数	弁理士法第6条の3		
4	消滅権利回復のための手続き制限	特許法第81条の3	特許審査	完了(2014. 6. 11 公布)
5	消滅した特許権回復のために提出すべき書類	特許法施行規則第55条の2	制度課	完了(2014. 12. 30 公布)
6	特許技術情報センターを設立しようとする者は特許庁長官に登録	発明振興法第21条	政府顧客政策課	国会提出(2014. 10. 31)
7	登録された特許技術情報センターの業務停止又は登録抹消事項の規定	発明振興法第22条		
8	特許技術情報センター登録のための保有施設等の具体的な基準	発明振興法施行令第8条の5	情報顧客政策課	完了(2014. 12. 9 公布)
9	登録された特許技術情報センターの登録抹消等の行政処分基準	発明振興法施行令第8条の6		
10	権利回復資料の提出手続きの制限	デザイン保護法第84条	審査政策課	2015年改正予定
11	権利回復資料提出の提出制限の提出資料	デザイン保護法施行規則第64条		

<表Ⅶ-1-3> 規制改革国民陪審員団選定の規制改革優秀事例

課題名	改善内容
特許出願形式要件の緩和	(言語) 特許出願明細書を韓国語だけでなく英語でも作成可能 (形式) 論文内容を明細書に記載し提出しても出願日を認定

知的財産(IP)金融制度の改善	(担保貸出) 知的財産(IP) 処分手続きの明確化、簡素化 (母体ファンド) 投資対象プロジェクトに産業財産権を含む
出願人のためのポジティブ審査	予備審査制度(審査着手前に拒絶理由の説明及び補正方向の提示) 及び拒絶理由通知時に補正方向提示の制度導入
拒絶査定取消時に審判請求料の返還	審査官の拒絶査定取消時、審査対象と審判対象が同一な場合は審判請求料の返還手続きを設定

3. 評価及び発展方向

「規制改革国民陪審員団」を構成・運営し、国民のレベルに合わせ規制改革の対象を発掘し、評価まで国民が直接決定できるよう推進体系を刷新する一方、「開かれた規制改革の取組みが可能な基盤を構築したという点において評価の意義があった。今後も国民陪審員団とともに、国民の立場に立ち開かれた規制改革を持続的に取組み、国民公募制度の実施、規制改革の申告届け窓口等を活用して政策需要者中心の規制改革課題及び他省庁との協業が必要な知的財産関連の規制も発掘・改善を行い、職場の創出等の経済的波及効果が大きい規制改革の取組みに尽力する必要がある。

第2節 既存規制の減縮及び未登録規制の整備

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

1. 推進背景

大統領の新年記者会見時に(2014. 1. 16)「投資関連の規制を白紙状態から全面再検討し、必ず必要な規制でなければすべて廃止する」と述べた後、時代の状況に合わない規制は果敢に廃止することを要求した規制改革指針が作成された。また、大統領主宰で、3月20日に大統領官邸で開催された「第1回目の規制改革長官会合及び民間合同の規制改革点検会合」において、経済跳躍に向け既存の登録規制(1万5,269件)のうち、半分以上を占める経済規制(約1万1,000件)の中から年内に10%、パク・クネ政権の任期が終わるまで最小限20%を減縮することを明らかにした。このような動きのなかで、韓国特許庁も規制改革を通じて国内知的財産サービス業の育成基盤を造成し、個人、中小・中堅企業等の知的財産活用を支援して職場創出及び知的財産を基盤とする創造経済活性化に寄与する必要があった。

2. 推進内容及び成果

イ. 登録規制

国務調整室では、「規制システム改革施行指針」を通じて既存規制の減縮目標を2014年に10%、任期内に最小限20%の減縮を目標として提示した。ただし、2014年は省庁・規制の特性によって減縮目標を差等し設定するようにし、2015年以降には省庁別に自律的に減縮目標を設定するようにした。また、減縮対象の規制は全体省庁の登録規制(15,000件余り)のうち、業種規制11,000件余りを対象にした。また、規制減縮の勸奨目標値を経済関連省庁は12%、社会関連省庁は8%、秩序・安保関連省庁は4%に定めた。

<表Ⅶ-1-4>特許庁の年度別規制状況

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年4月
件数	70	72	72	72	96

<表Ⅶ-1-5>法令別登録規制の現状

計	弁理士法	発明振興法	特許法	不競法	その他(デザイン、商標、実用新案)
96	44	24	10	9	9

4月当時の特許庁の登録規制は96件で、そのうちの業種規制は46件であり、政府の減縮目標値は12%であった。しかし、特許庁は、規制改革の発想の転換を通じて国民が直接減縮規制も決定できるよう12名の民間専門家で構成される「規制改革国民陪審員団」を発足し、登録規制96件について原点から再検討を行った後、経済省庁の勧奨目標値である12%の5.52件より高い17.4%の8件を減縮した。その減縮内容を調べてみると、弁理士の登録業務を弁理士会に移管し、特許技術情報センターの登録基準等の市場参入規制の撤廃、情報サービス事業者の指定基準一元化、特許権回復時の実施有無にかかわらずすべての特許発明に回復要件を拡大し、これを裏付ける書類提出の規定を廃止した。

<表Ⅶ-1-6>法令別登録規制の状況

NO.	規制名	改正規定	規制内容	推進状況
1	弁理士会の加入義務	弁理士法第11条	登録弁理士及び設立法人は大韓弁理士会に義務的に加入	国会提出 (2014. 12. 19)
2	登録料	弁理士法第6条	弁理士の登録をしようする者は登録料を納付	国会提出 (2014. 12. 19)
3	消滅権利の回復手続きにおける制限	特許法第81条の3第3	(消滅権利の回復要件)実施中の発明で特許料の3倍納付→発明実施有無に関係なく特許料の2倍	改正完了 (2014. 06. 11)
4	権利回復資料提出、手続き制限における	特許法施行規則代55条の2第2項	特許発明が実施中であったことを証明する書類提出	改正完了 (2014. 12. 30)

	提出書類			
5	特許技術情報センターの登録基準	発明振興法第21条第3項、第4項、第7	特許技術情報センターと産業財産権情報提供専門機関の役割重複	国会提出 (2014. 10. 31)
6	特許技術情報センターの登録抹消	発明振興法第22条	特許技術情報センターと産業財産権情報提供専門機関の役割重複	国会提出 (2014. 10. 31)
7	特許技術情報センターの登録基準	発明振興法施行令第8条の5第1項	特許技術情報センターと産業財産権情報提供専門機関の役割重複等	改正完了 (2014. 12. 09)
8	特許技術情報センターの登録抹消等の処分基準	発明振興法施行令第8条の6	特許技術情報センターと産業財産権情報提供専門機関の役割重複	改正完了 (2014. 12. 09)

また、既存規制の減縮と並行して登録規制の21.9%である21件の規制を緩和した。そのうちの国民の商標選択権を拡大するため、商標消滅後の1年間は商標登録の禁止規定を廃止し、特許法人設立の活性化のために国内他資格所有者に合わせ法人の設立要件を緩和した。また、各地域知的財産センターの自律的な運営と地域別実情に合うオーダーメイド型の知的財産サービスを提供するために地域知的財産センターの施設要件を緩和した。

＜表Ⅶ-1-7＞特許庁における既存規制緩和の状況

NO.	規制名	改正規定	規制内容	推進状況
1	法人の設立	弁理士法第6条の3	弁理士の人数要件5名 → 3名	国会提出 (2014. 12. 19)
2	弁理士会に対する監督	弁理士法第13条第1項第2項	特許庁長官は検査をする場合は第3項、7日前まで → 8日前までに緩和	国会提出 (2014. 12. 19)
3	産業財産権診断機関の指定	発明振興法第36条	第36条第2項の中で「診断実績又は類似業務経験」の文句を削除	国会提出 (2014. 12. 22)

4	産業財産権診断機関の 指定要件	発明振興法施行令第19 条	第19条第1号「経歴」文句削除及 び第4号(診断実績等)削除	改正完了 (2014.12.09)
5	産業財産権機関の指定 取消等の処分基準	発明振興法施行令第19 条の2	別表8における業務停止3ヶ月→2 ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
6	研究ノート専門機関の 指定基準及び取消等の 処分基準	発明振興法施行令第6 条の5	別表1における業務停止3ヶ月 →2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
7	課徴金	発明振興法第60条第1 項第3号	特許技術情報センター名称使用 者に対する課徴金賦課削除	国会提出 (2014.12.22)
8	発明の評価機関の指定 要件	発明振興法施行令第12 条	第12条第2項第3号の「経歴」文 句削除及び第3号(評価実績等)削 除	改正完了 (2014.12.09)
9	発明の評価機関指定取 消等の処分基準	発明振興法施行令第14 条	別表7における業務停止3ヶ月→2 ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
10	産業財産権サービス業 専門機関の指定基準及 び取消等の処分基準	発明振興法施行令第19 条の5	別表9における業務停止3ヶ月→2 ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
11	地域知的財産センター 登録基準等	発明振興法施行令第9 条第1項、第2項	別表5第3号(コンピュータ)要件 削除	改正完了 (2014.12.09)
12	地域知的財産センター の登録抹消等の処分基 準	発明振興法施行令第9 条の3	別表6における業務停止3ヶ月→ 2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
13	産業財産権情報提供専 門機関の指定取消等の 処分基準	発明振興法施行令第8 条の4	別表2における業務停止3ヶ月→2 ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
14	産業財産権保護専門機 関の指定基準及び取消 等の処分基準	発明振興法施行令第 28条、第28条の2、 第8条の4	別表10における業務停止3ヶ月 →2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
15	不正競争防止及び営業	不正競争防止及び営業	課徴金値下げ	改正完了

	秘密保護事業委託機関 指定に関する要領	秘密保護に関する法律 施行令第6条		(2014.12.09)
16	不正競争防止及び営業 秘密保護事業委託機関 指定に関する要領	不正競争防止及び営業 秘密保護事業委託機関 指定に関する要領 第2 条	第2条の委託機関指定要件のうち の「コンピュータ5台」に要件緩和	改正完了 (2014.10.28)
17	原本証明機関の指定取 消等の処分基準	不正競争防止及び営業 秘密保護に関する法律 施行令第 3条の5な いし第3条の7	別表2における業務停止3ヶ月→2 ヶ月	改正完了 (2014.12.09)

さらに、すべての登録規制に対し2014年内に30%、任期内に50%の日没設定を目標に経済関連省庁は33%、社会関連省庁は27%、秩序・安保関連省庁は20%の勧奨目標値を提示した。特許庁においても既存の登録規制に対し政府の勧奨目標値33%(32件)より高い39.6%の38件に対し日没を設定し2~3年毎に実績又は類似業務経験関連の進入規制を減縮又は緩和を再検討できるよう根拠を構築した。

＜表Ⅶ-1-8＞特許庁における既存規制日没設定の状況

区分	規制名	区分	日没設定対象法令	設定類型	期限
1	特許法人(有限)の出資制限及び損害賠償準備金積立	新規	弁理士法施行令第16条の3、4	再検討	2
2	弁理士業務開始時の登録義務	新規	弁理士法第5条第1項	再検討	3
3	登録拒否	新規	弁理士法第5条の2第1項、第2項	再検討	3
4	登録の取消	新規	弁理士法第5条の3	再検討	3
5	欠格事由	新規	弁理士法第4条	再検討	3
6	弁理士会の設立及び会則認可	新規	弁理士法第9条、第10条	再検討	3
7	弁理士会に対する監督	新規	弁理士法第13条	再検討	3
8	大韓弁理士会の組織	新規	弁理士法施行令第17条	再検討	2
9	大韓弁理士会の役員	新規	弁理士法施行令第17条の2	再検討	2

10	退官弁理士会会則の記載事項	新規	弁理士法施行令第17条の3	再検討	2
11	事務所設置	新規	弁理士法第6条の2	再検討	3
12	事務所設置数の制限	新規	弁理士法施行令第13条	再検討	2
13	産業財産権診断機関の指定	新規	発明振興法第36条	再検討	3
14	産業財産権診断機関の指定要件	新規	発明振興法施行令第19条	再検討	2
15	産業財産権診断機関の取消要件	新規	発明振興法第37条	再検討	3
16	産業財産権診断機関の指定取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第19条の2	再検討	2
17	研究ノート専門機関の指定基準及び取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第6条の5	再検討	2
18	課徴金	新規	発明振興法施行令第30条	効力喪失型	1
19	発明評価機関の指定	新規	発明振興法第28条	再検討	3
20	発明評価機関の指定要件	新規	発明振興法施行令第12条	再検討	2
21	発明評価機関の指定取消	新規	発明振興法第31条	再検討	3
22	発明評価機関の指定取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第14条	再検討	2
23	職務発明の承継可否通知機関	新規	発明振興法施行令第7条	再検討	2
24	産業財産権サービス業専門機関の指定基準及び取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第19条の5	再検討	3
25	地域知的財産センターの登録	新規	発明振興法第23条第3項、第4項、第5項	再検討	3
26	地域知的財産センター登録抹消	新規	発明振興法第24条	再検討	3
27	地域知的財産センターの登録抹消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第9条の3	再検討	2
28	産業財産権情報提供専門機関の指定取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第8条の4	再検討	2
29	産業財産権保護専門機関の指定基準及び取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第28条、第28条の2	再検討	2
30	国際出願方式の制限	新規	デザイン保護法施行規則第90条	再検討	3

31	営業秘密侵害行為の禁止又は予防請求権行使期間の制限	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第14条	再検討	3
32	不正競争行為者に対する取締(調査)及び課徴金の賦課	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第7条、第20条	再検討	3
33	原本証明機関指定基準・手続き及び遵守事項	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令第3条の2ないし第3条の4	再検討	2
34	原本証明機関に対する是正命令, 業務停止、指定取消等	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第9条の4第1、2、6項	再検討	3
35	原本証明機関の指定取消等の処分基準	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令第3条の5ないし第3条の7	再検討	2
36	原本証明機関に登録された電子指紋及び関連情報の滅失と毀損防止	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第9条の7第1項	再検討	3
37	特許技術情報センターの登録抹消等の行政処分基準	新規	発明振興法施行令第8条の6	効力喪失型	1
38	特許技術情報センターの登録基準	既設定	発明振興法施行令第8条の5	再検討	2

ロ. 未登録規制

国務調整室は未登録規制の整備指針に、法令・行政規則の未登録規制整備のために省庁の自発的な申告、国民申告、実態調査等を通じて発掘・整備に取り組む計画であることを示達した。

これに対し特許庁では所管189個*の法令・行政規則について全体調査を行い、45件の未登録規制を発掘し、各所管部署に協力を得て廃止(緩和)・上方立法等の整備可能な7件を発掘し整備を行い、発明の評価機関、産業財産権情報提供の専門機関、商標デザイン専門調査機関等の知的財産サービス業の指定要件である人的基準、電算装備

等の参入障壁を解消して知的財産サービス業の活性化に寄与した。

* 法律8件、施行令・施行規則20件、行政規則(訓令・例規・告示)161件

<表Ⅶ-1-9> 特許庁の未登録規制整備の状況

NO.	規制事務名	改正法令	完了可否	完了時期
1	産業財産権情報提供の専門機関指定	産業財産権情報提供専門機関指定及び運営に関する規程	完了	14. 7
2	専門調査機関指定計画公告及び指定申請	商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領	完了	14. 10
3	専門調査機関指定計画公告及び指定申請	商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領	完了	14. 10
4	複数で指定された専門調査機関の捜査物量割当	商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領	完了	14. 10
5	発明の評価機関指定基準	発明振興事業の運営要領	完了	14. 11
6	評価機関の指定取消	発明振興事業の運営要領	完了	14. 11
7	先行技術調査専門機関指定の取消	先行技術調査専門機関の指定及び運営と先行技術調査事業管理等に関する告示	完了	14. 12

3. 評価及び発展方向

既存の登録規制について国務調整室の勸奨目標である規制減縮12%、日没設定33%以上を目標に設定し規制改革の課題を充実に履行した。また、未登録規制についても特許庁所管の189の法令・行政規則を全体調査を行い、45件の未登録規制を発掘し知的財産サービス業の参入規制を廃止し、潜在力を有した新規業者のサービス業進出を支援した。今後も職場の創出、投資活性化等の経済的波及効果が大きく、国民又は企業の体感度の高い課題を発掘・整備し、知的財産基盤の創造経済具現に向けて努力する必要がある。

第3節 核心規制の改善

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

1. 推進背景

国務調整室の「規制システム改革施行指針」において、既存の規制に対する整備の一環として総合課題を中心に、職場の創出・投資促進等の経済的波及効果が大きく、国民負担の軽減側面において体感度が高い課題を核心課題として選定し、2014年内に完了を目標に31の省庁の規制減縮対象機関と自律推進機関の中で希望する省庁を対象機関として取組んだ。

2. 推進内容及び成果

特許庁では創造企業の育成、国民負担の軽減、知的財産サービス業の育成及び職場創出等が期待される3つの核心課題と、これを具体化する10の細部課題を選定し取組んだ。各々の核心課題を調べてみると、次のようになる。

第一に、核心課題として知的財産金融、サービス業の活性化の問題となる規定改正及び特許出願制度を改善し、優秀な知的財産権を保有する創造企業の事業化促進を目標に、「知的財産基盤の創造企業育成」を選定した。そして、それを具体化する細部課題は、①特許出願審査制度の改善(特許出願公知例外主張要件の緩和)、②手数料体系の改善(登録料未納時の加算金額引下げ)、③知的財産金融制度の改善(知的財産投資ファンドの造成、知的財産権特性化評価モジュールに関する規定の新設、担保知的財産処分のための権利移転手続きの簡素化)、④知的財産サービス業育成のための制度改善(知的財産サービス業特殊分類の制定、無形財産賃貸業租税特例制限法の減免業種反映)を実施し、知的財産基盤の創造企業育成基盤造成に努力した。

第二に、核心課題として知的財産創出、活用、保護分野における規制改革を通じて国内企業の知的財産競争力と知的財産によって企業成長の牽引を目標に「企業しやす

い知的財産環境造成」を選定した。その細部課題は、①知的財産創出分野の制度改善（使用による識別力認定要件の緩和、特許出願形式要件の緩和、ポジティブ及び一括審査の実施、デザイン出願手続きの改善）、②知的財産活用分野の制度改善（商標専門調査機関指定要件の緩和、中小企業等の特許手数料減免）、③知的財産保護分野の制度改善（特許侵害損害賠償制度の改善、産業財産権紛争造成対象の拡大）を実施し、2の細部課題は完了したが特許侵害損害賠償制度の改善内容を含む特許法改正案は、代表発議議員変更等により国会提出が2015年2月に遅延された。

第三に、核心課題として政府所有の知的財産権を中心に帰属制度改善を通じて政府事業成果の民間活用に取り組み、職場創出等の経済活力向上を目標に、「政府研究成果の民間活用促進のための知的財産権帰属制度改善」を選定した。その細部課題は、①政府事業の知的財産権成果の民間活用促進（政府、公共研究機関所有特許の民間移転基準の緩和、国防研究開発知的財産権の成果に対する民間活用の拡大）、②政府事業創出知的財産権の開発者帰属拡大（政府事業において発生した知的財産権を政府所有中心から開発者所有に転換）、③知的財産権帰属法令の統一化及び国際共同研究時の帰属基準の設置（知的財産権帰属法令の統一化、国際共同研究時の基準設置）に取り組み1つの細部課題は完了したが、2つの細部課題は協議後に法令改正手続きを行う予定である。

<表VII-1-10>特許庁における重大規制の状況

重大課題名	細部課題名	完了可否	関連省庁
1. 知的財産基盤 創造企業育成の ための規制改善 方策	(1-1) 特許出願、審査制度の改善	完了	-
	(1-2) 手数料体系の改善	完了	企画財政部
	(1-3) 知的財産金融制度の改善	完了	産業通商資源部、中小企業庁
	(1-4) 知的財産サービスの育成	完了	国家知識財産委員会、文化体育観光部、統計庁
2. 企業しやすい	(2-1) 知的財産創出分野の制度改善	完了	法務部、企画財政部

知的財産環境造成のための規制改善方策	(2-2) 知的財産活用分野の制度改善	完了	企画財政部、産業通商資源部、中小企業庁
	(2-3) 知的財産保護分野の制度改善	部分完了	裁判所、法務部
3. 政府研究成果の民間活用促進のための知的財産権帰属制度の改善方策	(3-1) 政府知的財産権成果の民間活用促進	部分完了	産業通商資源部、防衛事業庁
	(3-2) 知的財産権の開発者帰属拡大	完了	企画財政部、未来創造科学部
	(3-3) 知的財産権帰属法令の統一化等	部分完了	企画財政部、未来創造科学部、産業通商資源部

3. 評価及び発展方向

特許庁は核心規制改善を通じて民間中心の知的財産金融活性化の制度改善と知的財産サービス産業特殊分類を制定して知的財産サービス業の体系的な育成基盤を造成し、個人、中小企業等の手数料負担を緩和して国民の負担を減らし、公共特許の民間活用促進のために公共特許所有制度の改善策を第36回目の経済関係長官会合(2014. 11. 19)において確定・発表する成果を導出した。今後も投資、職場創出及び企業活動の隘路と関連する核心規制を持続的に発掘して迅速に整備することによって経済革新を阻害する問題点を解消する予定である。

第2章 非正常の正常化

第1節 概観

企画調整官 創造行政担当官 書記官 オム・キフン

1. 推進背景及び概要

韓国政府は国務調整室の主管で、過去から持続してきた間違った慣行と非理、不正腐敗を正すために「非正常の正常化」に取り組んでいる。「非正常の正常化」とは、韓国社会に根強く残っている不正腐敗、不条理、不法、便法等の「非正常」を正すことにより法と原則が正しくなり、透明で効率的な国家と社会をつくり、社会的資本が蓄積した「正常」を具現することによって「基本が正しい大韓民国」をつくりあげることが現政府の国政運営方向である。

国務調整室は「非正常の正常化」の取組みのため、①国民の日常生活において遭遇する非正常、②国民の情緒と常識に反する非正常、③過去から持続してきた非理・不正腐敗、④古い制度と手続き等の基準をつくり全省庁を対象に推進課題を発掘して第1回目の正常化課題80件を確定・発表(2013年12月)した。

その後、2014年4月にセウォル号事故等の大型安全事故が発生し、2013年以降の産業災害死亡率がOECDにおいて最高水準に至り、国家安全体系を画期的に改善すべきだという意見が高まり、政府は非正常の正常化の2回目の課題を選定した。2014年8月に確定された2回目の課題は、安全現場、安全行政、安全意識等の3大類型の国民安全分野を中心に、既存9分野に新規課題を追加し計150課題で構成された。これに特許庁単独課題である「正常的な商標使用のための商標ブローカ根絶」と特許庁・関税庁の共同課題である「不法輸入・模倣品・食べ物安全の強化」が新規に2回目の課題に含まれた。

特許庁は国務調整室の第2回目の正常化課題に含まれた2つの課題以外にも、政府レ

ベルの努力に賛同し内部的に80の課題(特許庁30件、韓国発明振興会等6の傘下機関50件)を選定して、知的財産分野の間違った慣行と制度、非理と不正腐敗の解消を通じて知的財産分野の正常化を先導している。

また、「非正常の正常化」の効率的な遂行のために教授、弁理士等の外部の知的財産専門家と推進課題を担当した特許庁内部の委員が共同で参加した「特許庁非正常の正常化推進協議会」を構成して推進課題の選定から履行点検、対応方策の検討等の正常化推進全般を管理する協議体及び民間諮問機構としての役割を果たし、非正常の正常化を体系的に取り組むための基盤を構築した。

2. 推進内容及び成果

イ. 「非正常の正常化」の推進内容

特許庁は知的財産分野の国民生活と密接し、政策需要者が皮膚で感じ取れる正常化課題発掘のため、政策顧客を対象に「非正常の正常化提案公募(2014年5月)を実施し、審査・審判・出願・登録、知的財産創出・保護・活用、正常化、顧客中心のサービス等の行政全般、法律及び制度に関する非正常的な慣行等、特許庁の知的財産政策全般にわたる意見を受入れ、特許庁内部及び傘下機関の内部で新規課題の選定に反映した。

<表Ⅶ-2-1> 2014年特許庁非正常の正常化に係る提案公募

0	期間：2014年 5.1～5.31(1ヶ月)
0	参加資格：出願人、権利者、弁理士、特許庁公務員、関連団体・協会、専門家等だれでも
0	提案対象：特許・実用新案・商標・デザイン関連の審査・審判・出願・登録、知的財産創出・保護・活用、情報化、顧客中心のサービス等行政全般、法律及び制度関連の非正常的慣行
0	審査基準：次のような基準を一つ以上満たすこと。 －(不便性) 特別な理由がなく出願人及び代理人等の国民に不便をもたらす。

- (非常識性) 国民情緒と常識に合わない非正常的慣行及び制度
 - (不正腐敗) 容易に腐敗関連性を認識難く改善が困難な事項
- 過去に固着し現時代の流れを反映することができず社会発展の問題となる制度及び慣行
- 0 提案方法：特許庁ホームページ「国民の提案」、KOASIS「創意提案」

一方、省庁全体において初めて「非正常の正常化コンテスト(2014年7月)」を開催し、特許庁の13課題、傘下機関の12課題を本選の事例として発掘した。その中で公正な商標の使用秩序確立のための商標ブローカー根絶、国有特許権実施料算定基準の改善等の5課題を優秀事例に選定して褒賞することによって、非正常の正常化に対する関心を誘導でき、正常化取組みの必要性を共有する機会となった。

<図VII-2-1>非正常の正常化・政府3.0コンテスト



<表VII-2-2>非正常の正常化コンテストにおける優秀事例

課題名	機関	備考
公正な商標の使用秩序確立のための商標ブローカー	商標審査政策課	最優秀
年次料案内サービス慣行の改善	登録課	優秀
国有特許権実施料算定基準の改善	発明振興会	優秀
ソウル事務所送達箱を利用した文書送達プロセスの改善	審判政策課	奨励
申請書類受付に対する顧客便宜の提供	特許審査制度課	奨励

このような過程を経て特許庁は計30の内部取組み課題を最終確定し、課題性格により不公正慣行の改善、不均等慣行の改善、国民安全の確保、古い制度及び手続きの改善、国民の不便をもたらす慣行改善等の5つのカテゴリに区分して効率的に管理した。

<図Ⅶ-2-2>2014年特許庁における「非正常の正常化」の取組み課題



ロ. 「非正常の正常化」取組みの成果

1) 不公正慣行の改善

商標ブローカによる不公正な商標制度の慣行を根絶するために不正目的の出願拒絶を強化して商標法の改正を行い、商標ブローカの被害相談センターを開設・運営して商標ブローカ根絶のための統合的・全周期的対策を策定して施行した。また、オンライン上における模倣品不法販売及び流通に対する取締りを強化して不法模倣品販売流通サイト5,802件を封鎖する等、不公正な模倣品流通行為に対する監視を強化した。この他にも特許侵害抑制の実効性を高めるために特許侵害訴訟賠償額の現実化及び被告の侵害立証緩和等の内容を含む特許法改正を実施し、不使用取消審判請求人適格の拡大等、商標使用秩序の改善のための商標法改正案も国会に提出している。

2) 不平等慣行の改善

これまでは大学在学生の場合は出願料、審査請求料等の特許手数料を100%免除した反面、大学在学生でない青年はこれに該当する減免優遇を受けることができず、同じ歳であったのにも係わらず大学の在学可否によって優遇の差があった。しかし、特許料等の徴収規則の改正を通じて学歴と関係なく満19歳以上から満30歳未満の青年はだれでも85%の手数料の減免を受けることができるよう制度を改善して学歴による不平等を解消した。また、発明の評価機関、商標専門調査機関及び産業財産権機関等の指定において、新規企業の参入障壁として作用した業務経験等の条件を削除又は緩和して新規機関が事由に市場参入を行い公正に競争できる基盤を整えた。

3) 国民安全の確保

最近、成分が不明確な医薬品、安全性が検証されていない電気製品等、国民の生活に密接した有害模倣品が氾濫し、国民の健康と安全に深刻な脅威となっている。このような問題を解決するために警察庁・関税庁・自治体等の関連機関と緊密な協議体系を構築し、企画捜査を強化した結果、模倣品事犯86名を刑事立件して1,081千点の模倣品を押収する等、有害な模倣品から国民を保護するにあたり大きな成果を収めた。一方、最近日本大地震等の災難による危機状況の発生憂慮が高くなるにつれ、特許微生物の寄託機関、国際知識財産研修院等の非常時の安全体系を点検して体系的に対応できる体系構築のため、危機管理マニュアルを制定して定期的な安全教育・訓練を行い、

国民に対する安全性を高めた。

4) 古い制度及び手続きの改善

PCT(特許協力条約: PATENT COOPERATION TREATY) 国際出願の場合、PCT規則第51の2.3により国内要件の充足のための期間を2ヶ月以上付与しなければならないが、韓国は国内法令により1ヶ月の補正期間を適用しており、書類発給要請及び受領まで長期間が所要され外国出願人には国内段階侵入の書面を補正するにあたり多少困難があった。これを鑑み国内段階侵入書面の瑕疵補正要求に対する出願人の対応期間を2ヶ月に延長する特許法施行規則を改正し、国際基準に符合する制度に改善した。この他にも審判請求取下げ時に審判請求料の一部返還、指定商品別の権利範囲確認審判制度の導入等、現状を反映してない制度及び手続きを改善するために関連法令改正に取り組んだ。

5) 国民に不便をもたらす慣行の改善

従来は特許出願日の認定を受けるためには必ず定まった出願形式で提出しなければならず、特許出願書類は韓国語のみで作成しなければならない等の形式的手続きがめんどろであった。アイデアを持っていても出願まで長期間が所要され特許出願日を定めるのが苦衷であった。こういった不便を解消するために特許法を改正し、定まった形式でなくても研究ノート等の完成した「アイデア説明資料」のみでも特許出願が可能となり、韓国語でない英語でも特許出願ができるように改善した。また、出願人コードが付与された者だけに発給された登録原簿の発給対象を利害関係者等に拡大する等、政策顧客に対する便宜を図った。この他にも、特許料未納による権利回復手続きを簡素化、デザイン図面の提出要件緩和等、これまで出願人の負担となっていた不便な慣行を大幅に手を加え改善した。

3. 評価及び発展方向

特許庁及び傘下機関の「2014年非正常の正常化」に対する取組み履行点検の結果、特許庁内部30課題、韓国発明振興会等6の傘下機関の50課題の中で、法律の改正等の

継続的に取り組む必要がある一部の課題を除いてはすべて正常に取り組みを完了した。

ただし、完了した課題であっても安全等の内在化が必要な課題は、継続的に取り組む必要がある課題と一緒に2015年にも持続的に取り組み、既に完了して終了した課題も定期的にモニターリングを行い、正常化の成果が安定的に定着できるように継続して管理する計画だ。

新規課題発掘においても国民情緒に合わせ、国民が直接体感できる課題発掘のために公募の提案、競合大会等の民間に対する意見収集の機会を拡大し、需要者中心の課題発掘のために一層努力を傾ける予定である。特に傘下機関の場合は、2014年は負債減縮等の内部効果が大きい課題が多かったが、2015年からは正常化の効果が外部に拡大できるよう外部の政策顧客の意見を積極的に収斂する予定である。

さらに、韓国発明振興会等の傘下機関だけでなく知的財産関連の協会、地域知的財産センター等の関連機関の参加を督促し、非正常の正常化の成果に対する積極的な広報を通じて国民によって正常化に対する取り組みの必要性を共感し、自発的な参加動機を付与して漸進的に非正常の正常化を民間に拡大させていく計画である。

第2節 正常的な商標使用のため商標ブローカの根絶

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

1. 推進背景及び概要

「商標ブローカ」とは、自分の商品又はサービス業に使用する目的で商標を出願するのではなく、登録を受けた商標権を根拠に他の者に商標使用料又は商標移転に伴う合意金を要求する等、不正な目的で商標を出願する者を意味する。最近このような商標ブローカにより小商工人等の善良な商標使用者の被害が急増している。

商標ブローカによる被害事例は、零細小商工人から大企業に至るまで被害問題が深刻となっている。商標ブローカは主に未登録の有名な商標、TVプログラムの主題、芸能人の名称、小商工人が商号としてよく使用する未登録商標、新設法人の名称等を冒認出願し登録を受けた後、本当の商標使用者に逆に合意金を要求して営業を妨害する。これに止まらず、商標ブローカの無分別な出願は商標登録出願の趨勢を歪曲し、商標ブローカの大半は、出願を取下げるか登録を放棄していることから審査等において不必要な行政力の浪費を招いている。

<表Ⅶ-2-3>商標ブローカの出願類型及び事例

商標類型	出願事例
有名な芸能人の名称	2NE1、ビックバン、東方神起、カンホドン、クッチニ等
有名な放送プログラム	1泊2日、ハッピーサンデー、マパド、ワンガビ、デチャンクム、男の資格等
国内外の有名商標の模倣	アバンテ、Twitter、グーグル、TOYOTA、ヘジス、カカオトク、ハイディンク等
先使用商号の模倣	イースター航空、LNS METAL、製薬会社薬品ブランド等
識別力のない標章	江南スタイル、#、=、ID、@、3.4、3.0、Sex.com、

	%、.kr 等
--	---------

特許庁が出願商標を審査する過程において発見したか、又は苦情窓口やマスコミ報道等を通じて把握している商標ブローカの数に2014年末を基準で35名に過ぎないが、ブローカー一人当たりの平均商標登録出願件数は586件に上る。

このような出願件数は韓国の中堅企業の平均商標登録件数である400件余りを上回る数値であり、商標ブローカの出願が実使用に基盤しているものではなく、不当な利益の追求にあるという事実を統計的に裏付けているのである。

＜表Ⅶ-2-4＞特許庁管理の商標ブローカ商標登録出願の状況(2014年12月の累計基準)

区分	審査中	登録件数	拒絶件数	出願放棄	合計
出願件数	1,623	1,254	2,066	15,567	20,510

＜表Ⅶ-2-5＞中堅企業の平均商標登録件数(2014年12月の累計基準)

中堅企業	KYOWON	OTTOGI	WOJIN	DAEKYO	KUMKANG	GS
登録件数	398	408	397	422	400	420

特許庁は「商標ブローカ行為」という非正常的慣行を正常化にし、商標ブローカによる被害を防止するため、2014年から商標ブローカの出願についての拒絶を強化して商標法を改正する等の多様な商標ブローカの根絶政策に取り組んできた。

2. 主要内容及び成果

イ. 商標ブローカの商標権登録防止のための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情窓口、マスコミ等を通じて持続的に商標ブローカに対する

実態把握を行い、毎月商標ブローカリストをアップデートし、ブローカの商標登録出願について特別な管理を行い、不正目的の商標ブローカ出願商標の登録を徹底的に防止してきた。また、商標ブローカの商標登録出願だけでなく、すべての出願商標に対し審査官が職権で商標の使用実態を調査できるようにし、既に使用中の他の者の商標を先占して不当な利益を得ようとする等の不正な目的で出願していないかどうかを厳格に審査するよう審査指針をつくって施行してきている。その結果、商標ブローカを含む不正な目的で出願した商標に対する拒絶件数が大幅に増加し、商標ブローカの認識を変化させ、2013年の商標ブローカリスト(28名)に含まれる5名の場合は、2014年に1件も出願しなかった。

また、不正な目的で拒絶された商標に対する不服審判率が前年対比2.0%p(2013年5.5%、2014年3.5%)減少しており、非正常的な商標出願に対する異議申し立て件数も同じく前年対比20%減少(2013年2,291件、2014年1,824件)する等の不必要な行政力の浪費を防ぎ紛争を予防する効果もあった。

ロ. 商標ブローカ根絶のための商標法改正の取組み

1) 著名商標の希薄化防止条項の新設

従前は著名商標の名声を損傷したり識別力を弱化させる商標の登録を阻止できる規定がなかったが、商標法を改正して著名な他人の商品や営業と混同を引き起こし、識別力・名声を弱化又は損傷させる恐れがある商標の登録を防止できる条項を新設した。

代表的な商標ブローカ類型の一つとして、有名な商標と関連がなさそうに見える商品に商標登録を受けた後、商標権者の有名度に便乗したり、不当な商標権を行使する行為により多数に対し被害を与えることが挙げられる。著名商標の希薄化防止条項は、商品の同一類似と関係なく、商標の名声を損傷したり識別力を悪化させる可能性がある出願商標に対し登録を拒絶するものであるため、このような商標ブローカの行為を効果的に遮断できるものと予想している。

2) 信義則に反する商標登録出願の防止規定新設

商標法改正前には、国内において商標の使用を準備中である者と業務上取引関係等においてそのことを知った者が、正当は権原もないのに同一の商標を先に出願した場合、その登録を防止する規定はなかった。そこで商標法を改正し商標登録出願の過程において、社会的妥当性が顕著に欠如した場合にその登録を拒絶できる根拠条項を新設した。社会的妥当性が顕著に欠如した場合とは、同業関係にあった者の中で一部個人が他の同業者の許諾なしに商標登録を出願した場合、商標公募展審査委員が公募作を商標登録出願した場合、コンサルティング等の業務途中に知った他人の商標を出願した場合等の例を挙げることができる。また、他人の相当な投資や努力により築き上げた成果等を登録受けた場合、正当な権原者の許諾なしには使用できないようにした。また、正当な権原者が不当な商標登録を取り消すことができるように規定を新設した。

3) 不使用取消審判の請求人適格の拡大

韓国は商標の使用事実の有無を問わず、先に出願した者が商標登録できる「先出願主義」を採択しており、これにより発生する問題点を補完するために部分的に商標使用主義の要素を導入している。そのうちの一つが3年間使用した実績がない商標については、その登録を取り消すことができる審判請求制度である。現在はこのような不使用取消審判の請求人を利害関係者に限定していることから、先出願主義を悪用して不当な商標を先占している商標ブローカの不使用登録商標を積極的に解消できない状況である。

従って、不使用取消審判の請求人適格を「何人」に拡大し、不使用取消審判の請求日から3ヶ月以内に使用した行為については、取消を逃れるための名目的な使用とみなして商標使用の実績として認めず、不使用取消審判が確定されればその審判の請求日から遡及して権利が消滅される規定の商標法全面改正案を策定し、現在国会の産業通商資源委員会において係留中である。

同改正案が施行されれば、不当な商標登録により金銭的な利益を追求し、善意の商

標使用者に被害を及ぼす商標ブローカの行為を積極的に解消でき、真正な商標登録者が商標を出願して登録が受けられる文化が定着し、公正かつ合理的な商標制度の設定にも大きく寄与する見通しである。

ハ. 被害申告サイトの運営等により商標ブローカ根絶に向けて国民キャンペーンを展開

1) 商標ブローカ被害申告サイトの開設及び運営

商標ブローカの商標登録を防止するために法制度の改善等の多様な政策に取り組み、商標ブローカが既に登録した商標により善意の商標使用者が被害を受けないように防止するために2014年1月に被害申告サイトを開設した。サイト開設後の1年間で177件の相談を実施しており、商標ブローカが登録を受けた商標であっても、「出願前から使用してきた場合は、登録商標との関係に関わらず継続的に使用できる権限がある」という商標法の内容等について案内を行い、商標ブローカ被害防止に実質的に役立てている。

2) 多様な広報チャンネルを通じて商標ブローカ根絶について国民キャンペーンを展開

商標ブローカ行為に対する警戒心を高め、善意の商標使用者が不測の被害を受けないように、商標ブローカ行為の深刻性及び被害防止方策について国民に対しキャンペーンを展開した。ラジオキャンペーン、官公署電光板の公益公告、特許庁知的財産大展内の広報ブース設置、商標法改正案の内容についてブリーフィング、報道資料の配布、寄稿文の掲載・弁理士等の専門家集団に対する懇談会の開催等、多様なチャンネルを通じて積極的に広報を実施した。

＜図Ⅶ-2-3＞商標ブローカ根絶推進の広報活動

 <p>＜公共広告＞</p>	 <p>＜広報物の配布＞</p>	 <p>＜ブリーフィング＞</p>	 <p>＜懇談会の開催＞</p>
---	---	---	---

3. 評価及び発展方向

2014年に特許庁は、商標法等の関連法制度の改善、商標ブローカ出願商標に対する拒絶強化及び商標ブローカによる被害申告サイトの運営等、不公正な商標ブローカの行為を根絶するために統合的・全周期的な対策を講じて施行した。その結果、2014年末に実施した商標ブローカ根絶政策に対する認知度アンケート調査において67.5点を獲得した。この点数は、国政課題の中で創造経済に係る革新課題に対する平均的な認知度が48.8点であることを鑑みるとかなり高い点数であり、商標ブローカ根絶のための政策取組みが成果を収めていることがわかる指標である。また、ラジオキャンペーン、現場における広報ブース設置等の全方位的な広報は、単純に「商標ブローカの根絶」という非正常の正常化に対する課題内容についての広報に留まらず、商標ブローカに対し商標ブローカ出願誘因の減少を認知させて行為を抑制させることができ、また、善意の商標使用者に対しては予期せぬ被害予防のための商標権管理に役立つ等、その波及効果がかなり高いと評価された。

特許庁はこのような成果を基盤に商標ブローカ根絶に向けた政策を持続的に取組み、公正な商標秩序の確立に努める計画である。特に、職権による調査の強化を通じて不正目的の商標出願に対する厳格な審査を持続的に履行することによって、商標ブローカの商標登録を徹底的に防止でき、既に登録された商標ブローカの商標については、善意の被害者が発生しないよう不使用取消審判に対する制度の整備と、被害申告のサイトを運営する等の多様な政策に取り組む計画である。また、商標ブローカの商標出願行為そのもの自体を根絶させるために、特許庁の推進政策に対しても多様なチャンネルを通じて積極的に広報する計画である。

第3節 模倣品の安全強化

産業財産保護政策局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

1. 推進背景及び概要

「模倣品取締り」は、国務調整室が選定した非正常の正常化に対する2次課題の中の安全分野に該当するものであり、関税庁において取組んでいる不法輸入、食べ物と一緒に共同課題として選定された。「模倣品取締り」が安全に係わる非正常の正常化に対する課題に選定された背景は、模倣品が他人の商標権を許可なく使用し損害を与えると同時に、基準以下の品質により消費者の健康と安全を脅かす非正常的な不法慣行に該当するからである。

実際に2006年には、中国でたんぱく質のないニセ粉乳を食べて幼児13名が死亡し、200名余りの幼児の頭が奇形的に大きくなる大頭症の症状をみせた事件があり、国内でも2013年6月に、市内バスと大型トラックの重要部品であるベアリング等を偽造して流通しようとした模倣品流通業者が特許庁特別司法警察隊に検挙された。また、ソウル市では、2013年に摘発した衣類、お財布、ガバン等の一部の模倣品において、基準値の350倍を超える鉛と287倍に上るカリウムが発生し、さらに発ガン物質成分も一部検出される等、国内外の模倣品により国民安全が脅かされている実情である。

<図VII-2-4>安全に係わる模倣品流通及び取締り事例

<ul style="list-style-type: none"> ○基準値の数百倍重金属が含まれたニセブランド(2013年8月MBC放映) ○国内最大のニセ医薬品販売業者を検挙(2013年11月、KBS, MBN, TV朝鮮等で報道) 		
---	--	---

2. 主要内容及び成果

「模倣品の安全強化」の課題についての主要内容は、第一に、国民健康・安全に係

る模倣品に対する規格捜査等の取締りを強化して模倣品の流通の根絶し、第二に、オンラインにおいて取引される模倣品を常時にモニターリングして安全に係る模倣品の販売サイトを閉鎖する等のオンライン不法模倣品の取引きを遮断し、最後に警察庁等の模倣品取締り機関、模倣品により被害を受けた商標権者及び模倣品流通が多いオンライン運営業社等でなる民・官協力体系を構築して模倣品の流通という非正常的な状況を正常にすることである。

イ. 企画捜査等により模倣品取締り強化

特許庁は模倣品による消費者の安全を脅かす要素を遮断するために、2014年に取締り方向を「国民の健康及び安全に係る品目の企画捜査」に定め、該当模倣品を製造・流通・販売する事犯の取締りを強化してきた。このような活動の結果、2014年の企画捜査の実績は前年度に比べ大きく増加をみせ、企画捜査による模倣品の押収部品が10万物品を超え、国内における模倣品の流通根絶に寄与した。

<表Ⅶ-2-6> 2014年の模倣品取締り実績

区分	2012	2013	2014
刑事立件(名)	302	376	430
(企画捜査)	(33)	(56)	(86)
押収部品(物品)	131,599	822,370	1,114,192
(企画捜査)	(88,539)	(764,558)	(1,081,370)

特に、安全と直接繋がる模倣品の企画取締りを行い模倣品68万件余りの物品を押収する等、国民の安全を脅かす要素の解消に寄与でき、このような取締りの事例をマスコミを通じて広く広報することにより模倣品の危害性と不法性に対する国民の認識を高めた。

安全に係わる模倣品の主要取締り事例としては、ニセ自動車部品、ニセカメラバッテリー等がある。2014年1月から自動車ベアリング、テンショナー等の海外の有名自

自動車部品に関連する登録商標を盗用して製造・販売した業者を連続して検挙した。2014年7月には、海外有名商標を付着したニセカメラのバッテリーを販売した業者2名を検挙したが、該当の模倣品は正規品より発火及び爆発の危険が大きく、ややもすると大きな事故に繋がるのが分かった。また、最近ではニセ医薬品、有害物質が含まれる生活必需品等を取締る等、模倣品取締りのために最善を尽くしている。

<図Ⅶ-2-5> 特許庁で取締った主な安全に係わる模倣品



<ニセ自動車部品>

<ニセカメラバッテリー>

<ニセ医薬品>

ロ. オンライン上の模倣品取締り強化

最近、オンラインを通じた商品の流通が増加し、模倣品の取引も急増している。2014年に特許庁で受付けた模倣品申告件数は全体で3,056件であり、このうちのオンラインで取引された模倣品の申告件数は2,895件で、全体申告件数の約95%を占める。特許庁は非正常の正常化に対する課題遂行の一環としてオンラインにおいて取引された模倣品の取締りのために24時間常時のモニターリング体系を稼動しており、模倣品を販売したサイトや掲示物を発見した場合には該当サイトの閉鎖し掲示物は販売中止させている。

<表Ⅶ-2-7> 2014年のオンラインの模倣品取締り実績

(単位：件)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014
オープンマーケット販売中止	144	2,890	3,566	4,256	4,422	5,348
個人ショッピングモール閉鎖	-	207	364	505	828	454

計	144	3,097	3,930	4,761	5,250	5,802
---	-----	-------	-------	-------	-------	-------

ハ. 官・民の模倣品取締り体系の強化

特許庁は模倣品の流通根絶のために、警察庁、自治体等の関連機関と協力して地域別の模倣品常習販売地域を対象に合同取締りを実施してきた。2014年にはソウル地域の模倣品常習販売地域である東大門、イテウォン等の観光特別区域と大邱、釜山等の大規模の伝統市場を中心に、特許庁の主導で政府合同で取締りを実施した。

一方、2014年5月には国内外の主要商標権保有企業と、オープンマーケット、ポータル会社等のオンライン運營業社で構成される「模倣品流通防止協議会」を発足させ、模倣品の流通根絶活動を支援し、官・民の模倣品協力体系を構築した。

<図VII-2-6> 模倣品合同取締り及び模倣品流通防止協議会の活動



<模倣品合同取締り>

<協議会発足式>

ニ. 国民に対する広報

これまで特許庁は各種イベント、キャンペーン、ポスター及び広報動画の製作、広報物の配布等を通じて模倣品の安全強化に対する取組み状況を積極的に広報し、模倣品の企画捜査の結果をマスコミに報道して模倣品に対する弊害及び不法性、模倣品が我々の安全にまで脅かしていることを広く知らせることによって模倣品に対する国民の認識を高め、模倣品流通行為の根絶に大きく寄与した。

＜図Ⅶ-2-7＞模倣品の安全強化取組み広報活動



3. 評価及び発展方向

特許庁は国民健康及び安全と係わる模倣品の企画捜査を積極的に取組み、オンライン取引模倣品取締りのために24時間常時にモニタリングを行った。また、模倣品関連機関との合同取締りや民間との模倣品取締り協力を行う等、非正常の正常化に対する課題を積極的に実施した。

その結果、2014年2月に実施した模倣品に対する消費者の認識度調査(調査機関：(株)プレイングローバル)において、2013年の68点に比べ2.8%上昇した69.9点を受け、模倣品の不法性と弊害に対する認識を高める成果を収め、模倣品の流通改善程度(調査機関：イノベーションリサーチ)もまた、2013年の65点から2014年は66.7点を受け2.6%の上昇となり、特許庁の「模倣品流通根絶」に対する努力が可視的となり効果的な成果を収めた。

これからも特許庁は、安全と関連した模倣品取締りの強化を継続して取組んで行くとともに、国民生活に影響力が大きい模倣品に対する企画取締りと、国内ブランドの保護のためにも努める計画である。また、模倣品に対する認識向上の活動を持続的に取組み、模倣品が高価な海外ブランドの代替財ではなく、模倣品の購入が高価な有名ブランドの正規品を購入することに比べ合理的であるという間違った認識を正し、国民に対し模倣品は消費者の健康と安全まで脅かす単なる「ニセモノ」にすぎないという認識を拡散させることに努めていく計画である。

また、オンラインを通じた模倣品の流通が急増している中、これを根絶するために

オンラインサイトの閉鎖及び販売中止に止まらず、オンライン販売者に対する処罰も強化する予定であり、警察庁、関税庁、自治体など模倣品取締り関係機関との協力の下で常時の取締り体制を構築する計画である。

第3章 政府3.0の取り組み

第1節 概観

企画調整官 創造行政担当官 技術書記官 チョン・ジンオク

1. 推進背景及び概要

韓国は由来のない早い経済成長を築きあげ、2010年には世界7大輸出国として発展した。2012年には2050クラブに参入する国となったが、高齢化による老後の不安、青年の就職難、中央行政機関の地方移転による統合的な行政能力の分散等により重大な国政懸案が山積みとなって、国民が感じる幸福体感指数は早い経済成長ほど高く示されなかった。

政府はこのような問題を解決するため、2012年7月に国政運営の新しいパラダイムとして「国家中心から国民中心に」公共サービスを提供する政府3.0構想を発表した。民間の意見収斂及び検討を経て2013年5月に政府3.0の推進基本計画を策定、2013年6月にビジョン宣布式を行い、政府3.0の取り組みを本格化した。

政府3.0とは、政府が保有する公共情報を開放し積極的に国民と共有することであり、政府省庁間の疎通を遮る仕切りを取り払い、互いに疎通と協力を行うことにより国政課題に対する推進動力を確保することである。また、国民に対しオーダーメイド型サービスを提供するとともに、職場づくりと創造経済を支援する新しい政府運営のパラダイムを意味する。

また、政府3.0が追求する価値は、①公共情報の開放と共有により政府の透明性と信頼性の向上を目指し、政府と国民間の円滑な意思疎通と協力を拡大、②国民の各個人の便宜と幸福に焦点を合わせ、オーダーメイド型サービスを提供、③民間の創意と活力増進に向け革新環境づくりを支援、④効率的に働く統合型政府運営のため、省庁間の仕切りを取り払う、⑤民間の能動的な参加を誘導するプラットフォームの政府を構成することである。

＜表Ⅶ－3－1＞政府運営パラダイム変化の方向

区分	政府 1.0	政府 2.0	政府 3.0
運営方向	政府中心	国民中心	国民の各個人が中心
革新価値	効率性	民主性	拡張された民主性
参加	官が主導・動員方式	制限された公開・参加	能動的公開・参加、開放・共有・疎通・協力
行政サービス	一方向提供	両方向提供	両方向・オーダーメイド型提供
手段(チャンネル)	直接訪問	インターネット	無線インターネット、スマートモバイル等

このような政府運営パラダイムの変化に伴い、創意的なアイデア・技術革新・知的財産によって持続的な成長を成し遂げる時代が到来した。特許庁は政策環境の変化及び時代の流れに合わせ、特許庁の政府 3.0 の実行計画を策定して創造経済(CREATIVE ECONOMY)を牽引する「特許庁の政府 3.0」を本格的にスタートさせた。

2. 推進内容及び成果

特許庁の政府 3.0 は、疎通する透明な政府・仕事ができる有能な政府・国民中心のサービス、政府具現を推進戦略とし、仕事のプロセス革新と変化の管理を行い推進管理体系を構築した。

イ. 疎通により透明な政府具現

透明な政府具現に向けて、まず国民が希望する事前情報を公表して局長級以上の文書に対する非公開情報目録を含む原文情報公開率を高めた。具体的には情報公開ポータル([WWW.OPEN.GO.KR](http://www.open.go.kr))に掲示された事前情報公表数は 307 件であり、特許行政モニター等を通じて国民の意見収斂の過程を経て、国民が知りたい新規情報の発掘(商標

権利消滅に係る予告目録等の13件発掘」と、既存の公表情報品質の改善(政府 R&D 特許技術動向調査事業のアップデート等7通りを改善)を行い、2014年の局長級以上の決済文書の原文情報公開率は48.9%となり、中央省庁の平均割合である32.6%を上回った。

また、高価値・高需要の知的財産情報を民間に開放して民間需要基盤の知的財産情報開放ロードマップを構築し、段階別に民間活用支援に取り組むことによって、知的財産に対する民間活用の強化を通じて透明な政府具現に取り組んできた。一例として、特許分析専門企業である広開土研究所は、特許庁から提供を受けた高価値・高需要の海外特許情報 DB と研究所内部で構築したデータを連結して特許価値分析サービスを開発した。これにより内部 DB 構築運営費用の節減(100 百万ウォン→7.3 百万ウォン)及び売上高の増大(2012 年：5 億ウォン→2014 年 10 月：9 億ウォン)という成果を収めた。

ロ. 仕事ができる有能な政府の実現

優秀な特許を保有しながらも有形資産が不足している中小企業が、不動産等の物的担保がなくても必要な資金の調達ができるよう、特許庁及び韓国発明振興会が信用保証基金と「IP 金融活性化支援のための業務協約書」を締結した。特許庁は、IP 金融取組みのために IP に対する担保設定ができるよう関係省庁との協議を行い、「動産・債権等の担保に関する法律」を改正して信頼性のある特許分析評価システム (SMART³)⁵⁴を開発した後、信用保証基金の企業評価システムと連結させ、機関間の情報共有及びシステム連携統合に取り組んだ。

また、特許庁と大法院の法院行政処間の協議チャンネルを構築して、特許庁の検索システム (KIP0-NET) と大法院総合法律情報サービス (COURTNET) を連結して、大法院が保有する最近の判例及び未刊行判決等 1 の 5 万件の情報をインターネット網を利用し

⁵⁴ 特許分析評価システム SMART3 : System to Measure, Analyze and Rate patent Technology) : オンライン特許分析評価システムで、分析対象の特許登録番号を入力すると、権利性、技術性及び活用性についてリアルタイム、低費用(1件当たり5万ウォン)で分析、評価の結果を提供するシステム

て特許庁の全職員が便利に利用できるようにしたことにより、審判品質の向上(特許法院提訴率⁵⁵減少:2013年15.3%→2014年14.5%)及び審判処理期間の短縮⁵⁶(2013年5.4ヶ月→2014年5.1ヶ月)に一助する成果を収めた。

ハ. 国民オーダーメイド型サービスを提供する政府の実現

企業競争力の基盤である高品質の知的財産権創出支援に向けて、企業の意見収斂等を通じて企業の立場における審査制度の改善(一括審査制度⁵⁷、Positive 審査制度⁵⁸、Multi-Track 審査制度⁵⁹導入)を行う等、企業戦略に合わせたオーダーメイド型特許審査サービスを先制的・積極的に設計・具現した。

また、首都圏に居住する審判当事者及び代理人の時間及び費用負担による不便を解消するため、顧客指向の遠隔映像口述審理サービスを導入し、これをオーダーメイド型に設計・具現した。そして地域の有望な中小企業向けに企業のIP能力に基づいてIP Start-up → IP Scale-up → IP Star に繋がる成長段階別のオーダーメイド型知的財産権サービスを提供するIPスター企業育成事業に取組み、2013年に比べ受惠企業の特許出願が40%p増加でき、売上高も30%p、効用率も8%pが増加する成果を収めた。

ニ. 仕事のプロセス革新及び変化管理

1) 仕事のプロセス革新

⁵⁵ 特許法院の提訴率: 特許庁の審判結果について不服し上級審である特許法院に訴訟を提起する割合で、審判の品質を示す代表的な指標に該当する。

⁵⁶ 法院の侵害訴訟と類似な手続きで行われる権利範囲確認審判の処理期間を意味する。

⁵⁷ 一括審査制度: 一つの製品に関する特許・商標・デザイン出願等のついて出願人が希望する時点に一括して合わせて審査する制度

⁵⁸ Positive 審査制度: 審査着手時の補正方向を提示し、審査着手前に面談により出願人と審査官が審査情報を共有する予備審査等の制度

⁵⁹ Multi-Track 審査制度: 顧客が希望する時点で審査着手ができるように、早い審査、一般審査及び遅い審査の3-trackを提供する制度

特許庁の政府 3.0 の精神に基づいて仕事のプロセスを革新するため、特許出願件に対する登録又は拒絶理由のみ通報していた政府中心の審査サービス(特許審査 1.0)と、審査処理期間の短縮だけに重点を置いた両方向審査サービス(特許審査 2.0)から、さらに、国民の疎通・オーダーメイド型・正確な特許審査サービスを提供する「特許審査 3.0⁶⁰」に取組んだ。

また、特許庁構成員の役職に対し要求される役割と能力に応じた需要者別の内在化教育プログラムを年中運営するとともに、内在化拡散のために「革新リーダー⁶¹」を選抜して仕事のプロセス革新の主体としての育成に集中的に取り組む、特許行政モニター団、請願制度改善の協議会、顧客の提案公募、国民苦情窓口、現場訪問・懇談会等を実施し、特許庁の政策立案 - 執行 - 評価のサイクルの全過程にわたり顧客の意見(VOC)を反映させた。

2) 変化管理

特許庁の政府 3.0 の取組みに伴う変化管理のため、省庁における共通評価及び機関長の定性評価に政府 3.0 等の国政課題についての推進実績を反映し、「特許庁の人事運営規定」、「特許庁の成果評価に関する規定」等を改正して、特別昇進が可能な要件に政府 3.0 等の政府レベルの国政課題及び協業課題遂行が優れた者を追加して制度を整備した。

また、政府 3.0 を一般大衆に広報するため、月平均約 22,000 件の特許登録査定書等の特許行政文書に政府 3.0 のロゴを入れて国民へ発送する通知書を活用して広報を行い、ウエットティッシュ・風船・お年玉袋等の記念品を活用して広報、ソウル・釜山の地下鉄等の交通手段を活用した広報、屋外広告版・バナー・モニター等の設置物を活用した広報、You Tube 等のオンライン広報、刊行物を活用した広報等で政府 3.0

⁶⁰ 審査着手前に一括審査・予備審査・開かれた審査を実施、審査着時に補正方向の提示・協議審査等を実施

⁶¹ 革新リーダー：働くプロセス革新のために課別(75課)に選抜した開放性・協力性・問題解決能力が優れた実務者(4.5級～6級)を特許庁の革新主体に育成

拡散に努め、このような特許庁の政府 3.0 の広報成果について行政自治部の創造政府組織室長が BH に報告した。

そして、特許庁の政府 3.0 の事業別取組み成果を広報するため、特許庁は対内的には行政自治部及び雇用部と協業を伴い、2014 年 10 月に文化日報に政府 3.0 の企画報道を利用したマスコミによる広報も実施した。対外的には 2014 年 9 月に開かれた WIPO 総会と 2014 年 11 月に開かれた OECD 特許統計会議において、特許庁政府 3.0 の取組み成果を広報した。

一方、2014 年 7 月に省庁全体において初めて特許庁及び傘下機関を対象に、政府 3.0 の競合大会を開催して計 30 件の事例を発掘し、省庁機関間の協業を通じて創造金融の環境造成等の 5 つの課題を優秀事例に選定し褒賞した。特許庁政府 3.0 の取組み成果、民間の特許情報活用事例等を共有することによって、政府 3.0 BOOM-UP を達成した。

3. 評価及び発展方向

政府 3.0 の取組み戦略である透明な政府・有能な政府・サービス政府の具現と仕事のプロセス革新及び変化管理に取組み政府 3.0 の概念を定立し、各種知的財産サービスと政策を国民オーダーメイド型サービス体系へと転換する成果を創出した。

しかし、このような成果にも係わらず、政府 3.0 によるサービス変化についての国民感覚は高くなく、2014 年 7 月に政府 3.0 推進委員会の発足後、民間委員が中心となって学界・企業・関係機関等の意見を収斂した後、推進委員会は 2014 年 9 月にアップグレードした政府 3.0 の発展計画を提示され、政府 3.0 の内在化に向け中・長期の政府 3.0 実行計画の構築が必要となった。

これを受けて特許庁の政府 3.0 の中・長期実行計画は、まず先に、国民のオーダーメイド型サービスによる政府具現のため、政府提案 - 国民確認方式のサービス導入と IP 金融支援拡大等を行い、死角地帯をなくして国民中心のオーダーメイド型ワンス

トップサービスを提供し、国民デザイン団の構成等によって国民が参与できる IP サービスプロセスに取り組む計画である。

その次に、仕事ができる有能な政府具現のため、傘下機関のクラウド基盤環境の拡大によりクラウド基盤のスマートワーキングを活性化させ、協業強化を図ることにより効率的・融合的な行政に取り組み、客観的データ基盤の特許戦略青写真事業の改編等により科学的な IP 政策の活用性を高める計画である。

国民に信頼を与える透明な政府具現のため、国民が能動的に分析・活用可能な基盤情報及び高価値・高需要の IP 情報を先導的に開放し、民間・公共共存の環境づくりのための「特許庁 IP データの対外提供指針」を制定し施行する計画である。

さらに、このようなサービス政府・有能な政府・透明な政府具現のため、疎通と共感の成果管理 3.0 を作成して創意的な公職文化を造成するための競合大会等を実施し、政府 3.0 拡散のための革新能力の強化を実施する等の変化管理も一緒に取り組む計画である。

<図VII-3-1>特許庁の中長期政府3.0実行計画のロードマップ



第2節 KIPRIS^{plus}による公共データの開放・活用・拡散

情報顧客支援局 情報活用チーム 行政事務官 イ・ドンサム
行政事務官 イム・ヒョンソン

1. 推進背景及び概要

国内外の公共データ開放政策により活用価値が高い知的財産データについての民間への開放要求がますます増加しており、産業的な波及効果が高い未来戦略産業として知的財産に係る情報産業が注目されている。

しかし、国内の知的財産情報産業は成長初期段階に止まっており、企業の特許戦略の策定、特許紛争の対応等の活用価値が高い特許情報に関する民間への開放需要は増加しつつあるが、これまでの特許情報開放の努力は供給者中心の特許情報DBの開放、短編的な民間活用支援等に止まっており民間活用に限界があった。

これを受けて特許庁では、知的財産情報の生産・普及から活用・流通までの全周期にわたる支援を行い、知的財産情報の民間活用強化と市場活性化を図るために民間の需要に基盤を置いた特許情報開放ロードマップを構築(開放インフラの高度化及び意見収斂の体系)し、特許情報の商品開発から創業、マーケティング・広報に至るまで段階別に民間活用支援政策に取り組んでいる。

2. 主要内容と成果

イ. 計画策定及び開放インフラの整備

特許庁はまず先に、民間需要基盤の特許情報開放・段階別に民間活用支援のための総合計画を策定(2014年3月)し、特許情報の開放・流通ポータル(KIPRIS^{plus})を利用して出願人の代表名等の民間の需要及び波及効果が大きい特許情報を優先して開放している。

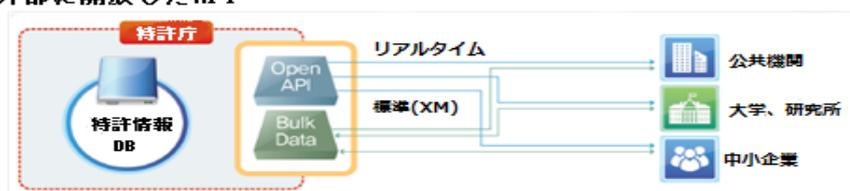
効果的な特許情報開放のために特許庁の「公共データ提供に関する規定(訓令第768号)」を設定(2014年6月)して関連法・制度を整備した。国民への提供用の特許データの拡大及び創業・中小企業の手数料負担緩和のために手数料の告示を改正*(2014年11月)した。

*(2013年) 41種のOpen API購買費用3,711万ウォン→(2014年)45種のOpen API購買費用249万ウォン

<図VII-3-2> KIPRIS^{Plus}(PLUS. KIPRIS. OR. KR)の概要

(概念) 特許情報を効率的に国民に提供するためにOpen API及びBulk提供方式*を採択した特許情報提供のサービス

*Open API(APPLICATION PROGRAMMING INTERFACE) : 不特定多数のユーザーが応用プログラムを簡単に便利に開発・活用できるように外部に開放したAPI



(提供商品) : (2013年) 41種のOpen API、27種のBulkデータの提供 → (2014年) 45種のAPI、35種のBulk
*特許、実用新案、商標、デザイン、海外特許(米、日、中、ヨーロッパ)、審判情報等

ロ. 段階別に民間活用支援

政府3.0及び公共データの開放・活用政策の支援、特許情報の商品開発・流通・創業総合支援のために「KIPRIS^{Plus}」運営チームを「特許情報活用支援センター」に拡大改編(2014年6月)し、特許情報商品開発から商品テスト、創業、マーケティング、販売等の段階別な支援を行った。

特に、特許情報商品開発のために「KIPRIS^{Plus}」を活用した創業支援プログラムを構築し、2014年8月から創業支援者に特許情報DBを無償で支援した。

＜表Ⅶ－3－2＞KIPRIS^{Plus}を利用した創業支援プログラム

区分	IP情報商品の体験支援	優秀商品開発の支援
提供対象	IP情報の商品化のために体験を希望する個人及び法人	優秀商品に開発アイデアを有する個人及び法人（半期毎2社）
提供内容	Open API 商品全体に対し4ヶ月以内において無料で提供	優秀商品開発に必要な Bulk 及びOpen API 特許商品を1年間無料で提供

2014年8月には特許庁(特許情報院)－中小企業庁(創業振興院)間の協業により特許情報を活用したスタートアップ支援のためのMOUを締結した。国内外の特許情報イベント、フォーラム等において民間の特許情報商品の広報及びマーケティングの機会を提供した。

＜表Ⅶ－3－3＞IP情報活用環境造成のための民・官協力活動

イベント名（主管）	イベント概要	支援内容
IP情報使用者フォーラム	- 1000名余りの企業内特許情報専門家集団を中心に、新規情報の入手及び専門知識の交流の場を構成して運営（2013.4. に設立、四半期毎に運営）	- 特許情報商品についての専門家意見を提供
公共データ活用競合大会	- 未来部、安全行政部の主管により ICT 分野の創意的問題解決型の人材発掘及び就業連携のための公共・民間 DB融合の優秀アイデアを公募（2014.5.28～2014.6.23）	- 特許情報商品開発及び広報の支援
IP情報DB&ソリューション カンファレンス	- 特許庁主催、韓国知識財産サービス協会主管で、国内企業の特許情報サービス広報のためのカンファレンスで毎年開催（2014.6）	- 需要者のマッチング及び商品の広報
国際特許情報カンファレンス (PATINEX)	- 毎年国内外の最新特許情報を活用して付加価値創出のために国内外の企業戦略の共有及び展示広報ブースの運営等（2014.9）	- 特許情報商品展示ブース運営の支援

ハ．意見収斂体系の構築及び広報強化

特許庁は「特許情報使用者フォーラム」、「特許情報開放・活用の諮問委員会」等を設置し、VOC及び政策諮問を求め、機関長の現場訪問を行い、民間活用時の隘路事項についてのモニターリングのために積極的に取り組んでいる。

また、KIPRISPlusの韓国文・英文のウェブサイトを改編して利用者が便利に統合検索や照会ができるように図り、特許情報開放及び活用成果を機関長の寄稿、インタビュー、報道記事、全国25ヶ所の屋外広告版、地下鉄等を利用して広報を行い、市場活性化に努力した。

このような努力により知的財産情報の活用実績は、KIPRIS^{Plus}利用機関数が2013年の40機関から2014年は46機関（9公共機関、12企業、5大学等）の利用で15%増加し、データ利用件数も2012年の121百万件から2014年は178百万件（2014年10月基準）に47%増加した。

3. 評価及び発展方向

<図VII-3-3> KIPRIS^{Plus}による知的財産情報活用の実績



また、民間企業においてはKIPRIS^{Plus}と連動して特許情報商品の開発時に、企業別の開発費用（DB構築、人件費）を約7.3億ウォン（12企業で計87億ウォン）の節減でき、開発期間も2ヶ月も短縮する効果があった。費用節減は売上高の増加につながりKIPRIS^{Plus}を開通した2011年からの利用企業売上高及び雇用増加の動きを分析した結果

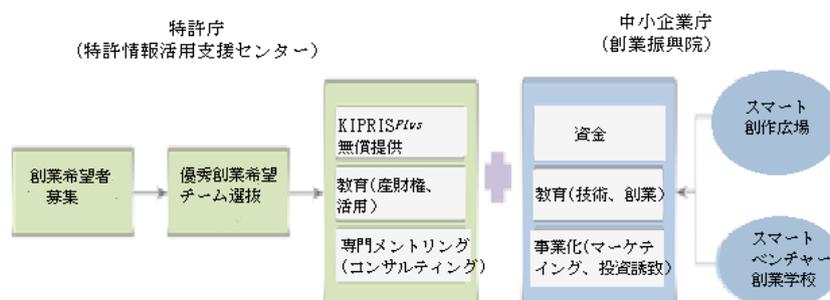
によると、KIPRIS^{Plus}を利用した6企業は特許情報商品開発等により前年対比の売上高が5%（2014年系432億ウォン）の増加をみせ、55名の新規雇用の創出が予想されるものと示された。また、2014年には特許情報サービスを基盤に2企業が新たに創業した。

特許庁は今後も政府3.0精神に符合する知的財産情報の開放・流通活性化のために多様な支援政策に取り組む予定である。

第一に、需要者中心の知的財産情報の開放・共有を持続的に拡大する。このために新規の産業財産権に係る情報商品を提供し、民間の新規商品の発掘を支援する計画である。また、国民の活用度の高いデータを発掘してOpen APIを開発してLOD⁶²基盤データの提供等のIP情報サービス提供方式の多変化に取り組む予定である。

第二に、IP情報サービス産業の競争力を強化するために努力する計画である。公共一民間の役割を定立して健康なデータ環境を造成し、特許庁（特許情報活用支援センター）⇔中小企業庁（創業振興院）間の政策協力をを行い、IP情報を活用したスタートアップ支援プログラムを運営する予定である。また、予備創業者にIPデータ・情報支援を無料で提供し、優秀IP情報商品の開発を誘導する等の創業支援プログラムを活性化させてIP情報サービス企業の育成のための創業及び事業化プログラムを発掘して支援する計画である。

<図VII-3-4>省庁間協力のスタートアップ



⁶² LOD(Linked Open Data):ウェブ上のデータを意味的に連結させて巨大なDBのように活用する技術

第三に、IP情報の認識向上のために広報活動を強化していく計画である。KIPRIS^{Plus}の活用度を高めるため、「IP情報商品カタログ及び分かりやすい利用方法」を製作して配布し、IP情報活用機関及び創造経済革新センターを対象に特許庁の公共データ活用体系(OPEN API, LOD)について現場中心の活用教育及びコンサルティングを支援する予定である。

また、IP情報活用アイデアコンテストを開催してIP情報の商品化ブームを造成し、IP情報DB&訴ルーションコンファレンスを開催して潜在利用者の発掘のための現場中心の広報活動を強化していく計画である。

<図VII-3-5> IPデータ活用アイデアコンテストの手続き



第3節 映像口述審理を通じた国民向け特許行政サービスの改善

特許審判院 審判政策課 行政事務官 ヤン・スンラン

1. 推進背景及び概要

2014年4月に特許審判院は、ソウル及び首都圏等の遠距離に居住する審判当事者及び代理人の時間及び費用負担のような不便を解消する国民オーダーメイド型サービスを提供し、また、科学技術 ICT (INFORMATION AND COMMUNICATION TECHNOLOGY) を活用して創造経済に貢献する新しい政府運営のパラダイムに応じ「映像口述審理システム」を開通した。

口述審理制度は書面審理に比べ争点を早期に整理することができ、審判官及び当事者に事件の理解度を高めて迅速な審判処理と審判品質の向上に寄与するメリットがある。このようなメリットを積極的に活用するため、特許審判院では「遠隔映像口述審理」サービスを行い、政府3.0精神に基づいた国民と直接疎通する顧客オーダーメイド型サービスを提供することになった。

2. 主要内容及び成果

2006年に特許審判院は事件の争点を正確に判断し、当事者間で十分な説明の機会を与えるために口述審理制度を導入した。導入後に口述審理は一日平均3件以上が行われ、2013年には879件に上った。しかし、口述審理は審判当事者が直接大田市を訪れるか、審判部と速記士等の支援人員がソウルに移動しなければならない等の時間的、経済的な不便さがあった。そこで、これまで国民が行政機関を直接訪問しなければならない行政便宜サービスから脱皮し、科学技術を利用した「遠隔映像口述審理」サービスを導入することにより、国民に対し便利なサービスを提供することにより国民幸福の追求に寄与した。

口述審理制度を施行した以降も持続的に制度を改善していき、国民の参加を拡大したことにより審判当事者から好評を受けていたが、顧客の目線でさらに便利なサービスを提供するための働きかけが特許庁内部で起こり、ソウル事務所の審判廷と大田審判廷間の遠隔映像口述審理システムを構築すれば遠距離居住の当事者間で時間及び費用負担の不便が解消できることに着目した。

遠隔映像口述審理システム導入のため、大韓弁理士会、審判部、審判当事者等の対内外の顧客の意見を積極的に収斂し、鉄道公社、ソウル国際仲裁センター等に対する現場訪問、海外特許庁の状況調査等の事前調査を徹底的に行い、映像口述審理システム導入に対する妥当性を検討した。

2013年6月に本格的に遠隔映像口述審理システムの構築方を策定して映像会合システム構築の方向性、予算確保の方案等について論議した。7月からは遠隔映像口述審理試演会の開催と事業予算の確保、訓令改正等を行い、遠隔映像口述審理導入に対する準備活動を徹底して行った。

当事者、代理人の90%が主にソウル、京畿、大田に居住しているため、2014年4月に大田－ソウル間の遠隔映像口述審理システムを構築し、2014年10月から一般人の関心度が高く、映像による証拠物の確認及び争点の把握が容易な商標分野を優先して試験的に運営した。試験運営の結果、問題なく成功的に口述審理が行われることにより2014年10月からは特許・実用新案等の全分野に拡大して実施している。

<表VII-3-4>当事者及び代理人の分布(2013年口述審理参加者基準、計1,560名)

居住地	ソウル	京畿	大田	釜山	大邱	慶南	光州
割合	85.3%	3.5%	5.1%	1.7%	1.5%	0.3%	0.8%

<表VII-3-5>口述審理の開催件数

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
件数	647	757	953	879	633(105)

*2014年：()は遠隔映像口述審理の開催件数

遠隔映像口述審理システムの構築により、審判当事者はわざわざソウルから大田まで訪れなければならない不便さがなくなり、映像で便利に口述審理を行うことができた。

また、実物画像機、TV モニター等の先端 IT 技術を活用してリアルタイムで質疑応答ができるようにし、音声、文書、イメージ、動画像等の多様な方法で資料の提示や便利に事件の争点を説明することができるようになった。

<図VII-3-6> 遠隔映像口述審理の審判廷

大田審判廷



ソウル審判廷



3. 評価及び発展方向

遠隔映像口述審理システムの開通により審判当事者の絶対多数の首都圏居住者の移動による不便を解消でき、1回当たり往復4時間、代理人2名、平均40万ウォンの経済的費用が節減できた。これによる経済的効果を分析してみると、当事者は約4,000時

間、3億ウォンの費用が節減、代理人は4,000時間と12億ウォンの機会費用が発生する効果があるものと評価された。

<図Ⅶ-3-7>遠隔映像口述審理システムの経済的効果

<p>*当事者：4,000時間＝4時間×2名×500回(1年の口述審理目標回数)</p> <p>3億＝旅費(5万ウォン×4名×500回＝1億)＋時間当たりの費用(5万ウォン×4時間×2名×500回＝2億)</p> <p>*代理人：4,000時間＝4時間×2名×500回</p> <p>12億＝30万ウォン(弁理士の時間当たり収益)×4時間×2名×500回</p>

また、生業に従事する時間及び代理人費用等の経済的負担により口述審理に参加ができなかった零細企業のような経済的弱者及び情報脆弱階層の口述心理に対する接近性が一層強化された。そして、ソウル審判廷に遠隔映像口述審理システムを構築することによって、出願、登録、審判等の特許関連業務をソウル事務所に一度だけ訪問すればワンストップで処理することができるようになった。

2014年に遠隔映像口述審理を利用した当事者及び代理人を対象に満足度調査を実施した結果、遠隔映像口述審理に対する満足度が95%以上でかなり高く示され、今後とも遠隔映像口述審理を再度利用したいという回答の割合も98%に上った。

遠隔映像口述審理に対する国民の満足度が高く、ほとんどの回答者が遠隔映像口述審理を再度利用することを希望しているため、特許審判院では持続的な遠隔映像口述審理の活性化方を模索する予定であり、審理遅延による顧客の不満が発生しないように遠隔映像口述審理システムの障害に対する対策を講じるとともに、技術及び装備の持続的なアップグレードを行う計画である。

これからも特許審判院は韓国のITサービス技術を基盤に国家レベルでスマートワーク活性化政策に応じて創造経済実現の牽引車となるよう絶え間なく最善を尽くす予定である。

第4節 知的財産権基盤の金融サービス支援によるオーダーメイド型サービスの実施

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 チェ・ギョヨン

1. 推進背景及び概要

知的財産金融は、知的財産に対する価値評価を民間の金融技法と結合させ、優秀な特許と技術を有する中小企業に資金を支援することを意味する。知的財産金融により効果的な中小企業支援が行われるようにするためには、政府機関と資金支援の主体である金融機関のほか、資金需要者である中小・ベンチャー企業との円滑な疎通と協力によって「需要者オーダーメイド型の IP 金融サービス」が設計・具現されなければならない。

特許庁は、需要者オーダーメイド型 IP 金融サービスを支援するために金融圏と業務協約を締結し「IP 金融協議会」を構成して疎通と協力を強化を行い、中小企業との現場懇談会を持続的に開催して政策需要者の意見を政策に反映している。また、これにより IP 価値評価体系を構築、リスク分散体系の準備、ワンストップ金融サービスの支援資金の支援体系を定立する等、IP 金融の全段階にわたるインフラを整備して企業の成長段階における全周期別に資金の支援体系を準備した。

2. 主要内容及び成果

ベンチャー・中小企業が優秀な技術を有していながらも事業化にする資金がなく倒産する確立が高い段階を「死の段階 (Death Valley)」という。これは、政策資金は R&D 段階に、民間資金は事業化の検証後である成長・成熟段階に集中されており、資金需要と供給が一致しないから発生する。

韓国のベンチャー・中小企業は、創業・事業化段階において資金需要が徐々に増加するが、この時期は一般的にリスクが高いために民間から資金を調達することが容易

でない。中小企業が資金を調達する方法として、銀行の貸し出しが 98.7%、政策金融公社の貸し出しが 1.1%、投資等が 0.2%であるといわれているが、ほとんどが銀行の貸し出しで資金の供給を受けているのに対し⁶³、金融機関は貸し出し時に不動産の担保(37.1%)、純粹な信用(22.5%)、信用保証書(17.5%)等を要求しており⁶⁴、技術力中心の初期ベンチャー・中小企業は事業化の資金調達が難しい実情である。特許庁と貿易委員会が実施した「2013年度の知的財産活動実態調査」結果においても中小企業の特許技術事業化の隘路事項のうち、資金不足 34.2%、人材不足 33.1%、マーケティング不足 9.4%、その他 1.0%であり、資金と関連した事項が最も大きな隘路事項として指摘されている。

知的財産金融は、既存の物的担保及び信用中心の金融慣行から、知的財産だけで中小企業に資金を支援する金融技法に変わるので、資金支援の主体となる金融圏の認識改善及び変化が優先的に要求される。このために、特許庁は金融機関と「IP金融協議会」を持続的に開催し、IP金融の活性化方案を共同で模索してきた。

特許庁は IP 金融協議会により市中銀行との疎通・協力増進を基に、ウリ銀行(2014年5月)、新韓銀行(2014年6月)、国民銀行(2014年9月)等と「知的財産金融活性化のための業務協約」を締結した。これにより産業銀行、企業銀行等の政策金融機関中心に取り組んできた IP 担保貸し出し協力モデルを市中銀行にまで拡大でき、IP 金融供給規模を拡大することにより中小企業の IP 金融に対する接近性を高める基盤が構築した。

特許庁は、IP 金融活性化政策により拡大された IP 金融支援がオーダーメイド型サービスによって効果的に中小企業に対し支援できるよう、政策需要者である優秀特許保有の中小・ベンチャー企業に持続的に意見を収斂し、現場中心の IP 金融政策及びサービスに取り組んでいる。中小企業の現場懇談会、IP スター企業の懇談会、知的財産経営企業家の現場懇談会等を開催して多様な中小企業の意見を IP 金融政策に反映できるようにし、また、知的財産評価費用支援事業の受惠企業懇談会において特許庁

⁶³ 中小企業の資金源を締め付ける銀行、韓国日報の記事(2014.3.24)

⁶⁴ 中小企業中央会、2013年度中小企業金融利用についての隘路実態調査の結果

の IP 金融支援政策に対する意見収斂を行い、制度及び政策の改善方策を模索している。

このような持続的な意見収斂及び還流を通じて特許庁は IP 金融の前段階にわたるインフラを構築し、IP 金融環境づくりのために努力している。

特許庁は信頼度の高い IP 価値評価の体系構築のために関係省庁間の協力を行い、「市場主導開放型の IP・技術の価値評価体制の構築方策」（2014 年 4 月）を策定した。また、韓国知識財産評価取引センターを設立（2014 年 1 月）して知的財産評価の専門性を高めた。2013 年には政策研究用役を実施して IP 価値評価モデルを開発し、これを産業銀行との協力で改善（2014 年 2 月～5 月）して市中銀行に普及した。また、金融圏の企業評価システムと特許分析評価システム（SMART³）を連携して金融機関が簡単かつ迅速に特許情報を検索して中小企業に対する貸し出し可否決定時にこれを活用できるようにした。

市中銀行の IP 担保貸し出しの参加を拡大するため、IP 金融協議会において議論された金融機関の意見を反映して担保貸し出しの不実が発生した際には、不実担保 IP を買い取る回収支援ファンドを造成し、市中銀行の危険負担分散体系をつくった。

<図VII-3-8> IP金融協議会の協議実績

- ▶（第 1 次、2013 年 12 月）2014 年度特許庁 IP 金融推進計画の紹介及び意見収集
- ▶（第 2 次、2014 年 2 月）IP 担保貸出協力モデルの市中銀行への拡大方策を議論
- ▶（第 3 次、2014 年 4 月）IP 担保貸出協力モデルのウリ銀行への拡大に向けた推進日程及び細部議論事項を協議
- ▶（第 4 次、6 月）IP 担保貸出協力モデルの新韓銀行への拡大に向けた推進日程及び細部議論事項を協議
- ▶（第 5 次、8 月）新韓銀行回収支援ファンドの具体的な構成方策を議論



このような努力によって 2014 年には、前年度に 212 企業に対し 759 億ウォンを金融支援した成果の 2 倍以上上回る 303 企業に 1,658 億ウォンの金融支援を行う成果を収めた。

内容面でも前年度までは IP 価値評価保証を中心に IP 金融が行われたが、2014 年度には保証の割合が減少し、新規事業の IP 担保貸し出しの割合が大幅に増加して 50%に上る割合を占めた。

<表Ⅶ-3-6> 年度別の IP 金融連携実績

(単位：社、億ウォン)

区分	2013 年			2014 年		
	IP 価値 評価保証	IP 担保 貸し出し	IP 価値評価 連携投資	IP 価値 評価保証	IP 担保 貸し出し	IP 価値評価 連携投資
企業数	190	15	7	149	150	4
割合	89.6%	7.1%	3.3%	49.2%	49.5%	1.3%
連携金額	407	169	183	359	1,116	183
割合	53.6%	22.3%	24.1%	21.7%	67.3%	11.0%

3. 評価及び発展方向

特許庁は、知的財産価値評価により金融支援が受けられる企業を拡大するために、韓国知識財産評価センターを開所した。企業銀行の IP 担保貸し出し商品の市販支援、市中銀行と IP 金融活性化のための業務協約の締結、IP 金融協議会及び IP 投資機関協議会等の金融圏との疎通強化等の多様な政策に積極的に取り組んだ。

2014 年度のこのような努力を基盤に、2015 年度は市中銀行において IP 担保貸し出し商品が本格的に市販できるよう回収支援ファンドを追加として造成し、市中銀行の IP 担保貸し出しに対する知的財産価値評価の費用支援をスタートさせる予定である。

また、2014年12月に発明振興事業運営要領を改正により、新規IP価値評価機関指定に対する参入障壁として作用してきた「過去3年間の評価実績」関連項目を削除し、IP金融の基礎となる価値評価を遂行できる評価機関を民間機関にまで拡大する計画である。そして、中小企業がIP投資、IP流動化等の多様な形態でIPを基盤に資金を調達できるよう、民間中心のIP金融システムを持続的に構築していく計画である。

第8編 特許、審査・審判、登録分野の状況

第1章 国内出願分野

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権の出願動向

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

2014年の産業財産権出願件数は全体で434,047件であり、2013年の430,164件(商標登録更新出願件数を除いた新規出願件数)に比べ0.9%(3,883件)の増加となった。

※商標法改正(2010.7.28)により商標登録更新登録出願が商標登録更新登録申請に変更

各権利別の出願動向をみると、特許出願は210,292件、商標登録出願は150,226件で前年度に比べそれぞれ2.8%、1.7%の増加したのに対し、実用新案登録出願は9,184件、デザイン登録出願は64,345件で、前年度に比べそれぞれ△16.3%、△3.9%の減少となった。

<表Ⅷ-1-1>過去5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
特許	170,101	178,924	188,915	204,589	210,292
増減率	(4.0)	(5.2)	(5.6)	(8.3)	(2.8)
実用新案	13,661	11,854	12,424	10,968	9,184
増減率	(△20.3)	(△13.2)	(4.8)	(△11.7)	(△16.3)
デザイン	57,187	56,524	63,135	66,940	64,345
増減率	(△1.2)	△1.2	(11.7)	(6.0)	(△3.9)
商標 新規	108,324	123,814	132,522	147,667	150,226

	更新	12,801	-	-	-	-
	小計	121,125	123,814	132,522	147,667	150,226
	増減率	(4.7)	(2.2)	(7.0)	(11.4)	(1.7)
計	新規	349,273	371,116	396,996	430,164	434,047
	合計	362,074	371,116	396,996	430,164	434,047
	増減率	(△0.8)	(2.5)	(7.0)	(8.3)	(0.9)

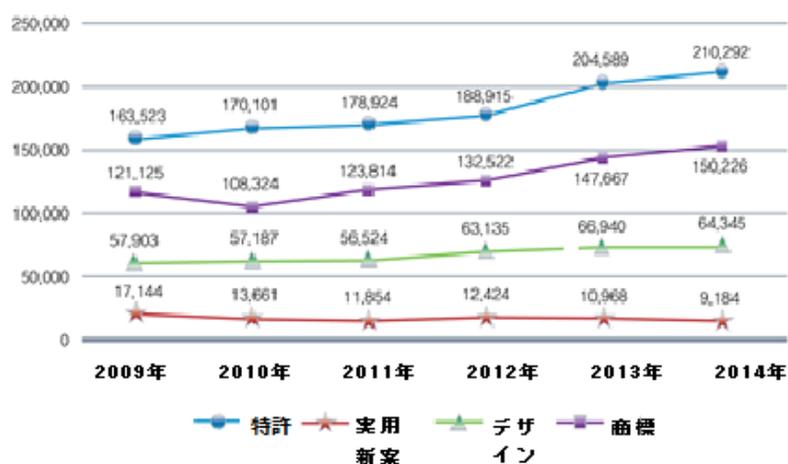
*2012年までは受理基準、2013年からは受付基準

*（ ）は商標更新登録出願件数を含む増加率

*複数デザイン、多類商標登録出願の場合は含まない。

産業財産権の年度別の出願推移は、2010年362千件、2011年371千件、2012年396千件、2013年430千件、2014年434千件で出願件数の増加傾向が続いた。これは知的財産権の対象と範囲が拡大したことにより、地理的表示、公衆保健等も議論の対象となり、インターネットバイオ等の新産業の特許出願が急増した結果とみられる。

<図Ⅷ-1-1> 過去5年間の権利別出願推移



2. 外国人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

2014年の外国人出願は全体で62,320件であり、産業財産権の全体出願434,047件に対し14.4%を占め、前年度に比べ1.6%増となった。権利別にみると、前年度に比べ特許出願は3.0%、実用新案登録出願は△14.9%、デザイン登録出願は△7.2%、商標登録出願は△2.3%で前年度に比べそれぞれ減少となった。

＜表Ⅷ－1－2＞国内・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分		2013年		2014年		前年度比 増加率
		件数	比率	件数	比率	
特許	内国人	159,995	78.2	164,069	78.0	2.5
	外国人	44,894	21.8	46,223	22.0	3.0
	計	204,589	100	210,292	100.0	2.8
実用新案	内国人	10,463	95.4	8,754	95.3	△16.3
	外国人	505	4.6	430	4.7	△14.9
	計	10,968	100	9,184	100.0	△16.3
デザイン	内国人	63,117	94.3	60,796	94.5	△3.7
	外国人	3,823	5.7	3,549	5.5	△7.2
	計	66,940	100	64,345	100.0	△3.9
商標	内国人	135,258	91.6	138,108	91.9	2.1
	外国人	12,409	8.4	12,118	8.1	△2.3
	計	147,667	100	150,226	100.0	1.7
合計	内国人	368,833	85.7	371,727	85.6	0.8
	外国人	61,331	14.3	62,320	14.4	1.6
	計	430,164	100	434,047	100.0	0.9

3. 法人及び個人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

2014年度の法人出願件数は284,508件で前年度に比べ△0.6%の減少、個人出願は149,539で前年度に比べ4.0%の増加となった。

法人及び個人のすべての実用新案登録出願とデザイン登録出願は、前年度に比べそれぞれ△16.3%と△3.9%減少したのに対し、特許登録出願と商標登録出願は、前年度に比べそれぞれ2.8%、1.7%の増加となった。

<表Ⅷ-1-3>法人、個人別の出願状況

(単位：件、%)

区 分	法 人			個 人			全 体		
	2013年	2014年	増減率	2013年	2014年	増減率	2013年	2014年	増減率
特許	166,156 (81.2)	171,092 (81.4)	3.0	38,433 (18.8)	39,200 (18.6)	2.0	204,589	210,292	2.8
実用 新案	4,440 (40.5)	3,373 (36.7)	△24.0	6,528 (59.5)	5,811 (63.3)	△11.0	10,968	9,184	△16.3
デザイ ン	36,232 (54.1)	34,611 (53.8)	△4.5	30,708 (45.9)	29,734 (46.2)	△3.2	66,940	64,345	△3.9
商標	79,527 (53.9)	75,432 (50.2)	△5.1	68,140 (46.1)	74,794 (49.8)	9.8	147,667	150,226	1.7
計	286,355 (66.6)	284,508 (65.5)	△0.6	143,809 (33.4)	149,539 (34.5)	4.0	430,164	434,047	0.9

* ()は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

2014年の女性出願は32,520件で前年度に比べ△1.1%の減少となり、学生出願は3,839件で前年度に比べ6.1%の増加となった。

女性出願の場合は2010年以降から持続的な増加をみせ、今年に入ってから多少減少となった。女性の社会進出の拡大と地位向上等の環境変化とともに、女性発明品博覧会、女性発明優秀事例発表等の女性発明に対する特許庁の政策的努力が持続的に推進されていることから、女性出願は持続的に増加するものと判断される。

学生出願の場合は、出願手数料がこれまで出願件数と関係なく100%減免(商標登録出願手数料は除外)されるメリットが与えられていたが、2009年から権利別に各々年間10件まで手数料の免除が認められることとなり、それ以上の出願手数料は免除の対処から除外されることにより、2010年以降は減少しているものと分析される。

＜表Ⅷ－1－4＞女性及び学生の出願状況

(単位：件、%)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
女性	20,757 (0.1)	26,095 (25.7)	27,291 (4.7)	32,884 (20.5)	32,520 (△1.1)
学生	3,425 (△19.8)	3,041 (△11.2)	3,949 (33.0)	3,618 (△8.4)	3,839 (6.1)

* ()は前年対比の増減率

* 学生出願の場合、商標登録出願は除外

5. 代理人有無別の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

2014年の代理人全体出願件数は360,607件であり、産業財産権の全体出願件数の434,047件に比べ83.1%を占め、直接出願の全体件数は73,440件で全体出願件数の16.9%を占めるものと示された。代理人出願と直接出願は、2010年以降から出願の割合に変動がなく、それぞれ2%台の水準で変動しているものと示された。

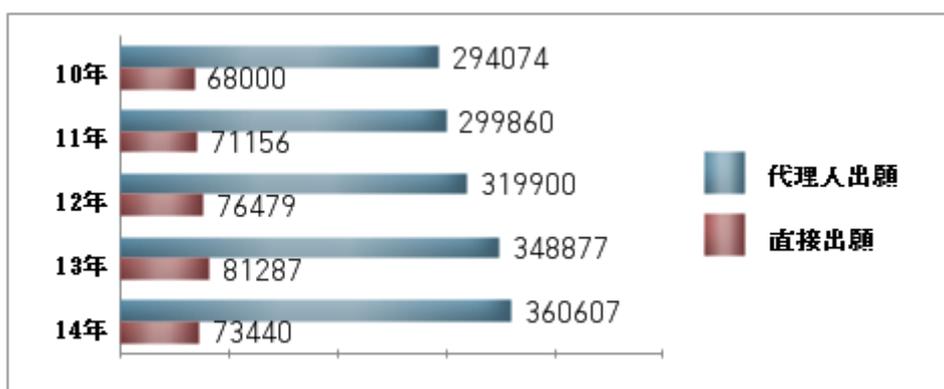
＜表Ⅷ－1－5＞代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
代理人出願	294,074 (81.2)	299,860 (80.8)	319,900 (80.7)	348,877 (81.1)	360,607 (83.1)
直接出願	68,000 (18.8)	71,156 (19.2)	76,479 (19.3)	81,287 (18.9)	73,440 (16.9)
計	362,074 (100)	371,016 (100)	396,379 (100)	430,164 (100)	434,047 (100)

* ()は代理人有無別の構成比である。

＜図Ⅷ－1－2＞代理人有無別出願推移



6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 シム・ウヤン

産業財産権主要4ヶ国(米・日・中・ヨーロッパ)の過去5年間の特許出願をみると、2013年に最も多い出願件数を記録した国は中国であり、過去5年間の全体出願件数が2,710,106件であった。その次に多い国は米国、日本、ヨーロッパ(EPO)の順であった。

中国の場合、開放化及び産業化の影響により急激な出願増加率を記録し、2011以降から米国より多くの特許出願を記録している。2013年の中国の特許出願件数は前年度に比べ26.4%増加した825,136件を記録した。

<表Ⅷ-1-6> 主要国の過去5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
米国	314,604 (8.5)	391,177 (24.3)	526,412 (34.6)	652,777 (24.0)	825,136 (26.4)
日本	456,106 (△0.0)	490,226 (7.5)	503,582 (2.7)	542,815 (7.8)	571,612 (5.3)
中国	348,596 (△10.8)	344,598 (△1.1)	342,610 (△0.6)	342,796 (0.1)	328,436 (△4.2)
ヨーロッパ	134,580 (△7.9)	150,961 (12.2)	142,793 (△5.4)	148,560 (4.0)	147,987 (△0.4)

* WIPO ホームページ参考

* ()は前年比の増減率

7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 シム・ウヤン

＜表Ⅷ－1－7＞過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況

(単位：件、%)

区分		2009	2010	2011	2012	2013	平均 増加率 ⁶⁵
中国	韓国人 出願	8,022 (△5.3)	5,909 (△26.3)	7,178 (21.5)	8,985 (25.2)	10,866 (20.9)	7.2
	中国 全体出願	314,604 (8.5)	391,177 (24.3)	526,412 (34.6)	652,777 (24.0)	825,136 (26.4)	23.6
米国	韓国人 出願	23,950 (1.6)	26,040 (8.7)	27,289 (4.8)	29,481 (8.0)	33,499 (13.6)	7.3
	米国全体 出願	456,106 (△0.0)	490,226 (7.5)	503,582 (2.7)	542,815 (7.8)	571,612 (5.3)	4.7
日本	韓国人 出願	5,599 (△11.8)	4,782 (△14.6)	4,872 (1.9)	5,708 (17.2)	6,134 (7.5)	0.0
	日本全体 出願	348,596 (△10.8)	344,598 (△1.1)	342,610 (△0.6)	342,796 (0.1)	328,436 (△4.2)	-3.3
ヨーロッパ (EPO)	韓国人 出願	4,347 (△11.9)	4,193 (△3.5)	4,715 (12.4)	5,721 (21.3)	6,342 (10.9)	5.8
	ヨーロッパ (EPO)全体 出願	134,580 (△7.9)	150,961 (12.2)	142,793 (△5.4)	148,560 (4.0)	147,987 (△0.4)	0.5

*WIPO ホームページ参考、

*()は前年比の増減率

⁶⁵ 2009～2013年の5年間増減率の平均

第2節 権利別・産業通商資源部門別の出願

1. 特許・実用新案の登録出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ソンソン

特許出願の産業通商資源部門別の構成比をみると、内国人の場合は、一般機械(9.3%)、化学(7.8%)、コンピュータ・情報処理(6.6%)、光学及び映像・音響機器(5.5%)等の各産業分野において万遍なく出願されている。外国人の場合は、化学(18.4%)分野に相対的に傾いている反面、半導体(8.7%)、一般機械(7.1%)等の分野において出願が多かった。

内国人の場合は、一般機械分野の出願の割合が9.8%で、外国人の同分野出願の割合である7.2%に比べ相対的に高かったのに対し、外国人の場合は、化学分野の出願の割合が18.2%で、内国人の同分野出願の割合である7.5%に比べ遥かに高いことが分かった。

また、実用新案登録出願の産業通商資源部門別の構成比をみると、内国人は、家具・事務用品・雑貨(20.1%)、一般機械(18.2%)分野の順で出願が多く、外国人の場合も同様に、一般機械(17.6%)、家具・事務用品・雑貨(8.8%)分野の順で出願が多かった。

<表Ⅷ-1-8> 産業部門別の特許、実用新案登録出願状況

(単位：件、%)

区分(特許・実用新案)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
一般機械	16,849	9.8	3,382	7.2	20,231	9.2
精密機器	5,056	2.9	1,205	2.6	6,261	2.9
自動車	8,619	5.0	1,976	4.2	10,595	4.8

運送装備	4,538	2.6	351	0.8	4,889	2.2
鉄鋼・金属	3,916	2.3	1,534	3.3	5,450	2.5
土木・建築	9,805	5.7	581	1.2	10,386	4.7
化学	13,002	7.5	8,516	18.2	21,518	9.8
材料	2,431	1.4	888	1.9	3,319	1.5
繊維	2,469	1.4	426	0.9	2,895	1.3
食料品	4,859	2.8	503	1.1	5,362	2.4
医療衛生	8,938	5.2	3,190	6.8	12,128	5.5
バイオ	2,012	1.2	626	1.3	2,638	1.2
農林水産	3,177	1.8	276	0.6	3,453	1.6
家具・事務用品・雑貨	8,339	4.8	722	1.5	9,061	4.1
電気機器	7,888	4.6	1,352	2.9	9,240	4.2
電氣的測定・制御	4,526	2.6	794	1.7	5,320	2.4
電子部品	7,781	4.5	2,833	6.1	10,614	4.8
コンピュータ・情報処理	10,905	6.3	2,897	6.2	13,802	6.3
半導体	7,047	4.1	4,025	8.6	11,072	5.0
電子商取引	6,838	4.0	478	1.0	7,316	3.3
光学及び映像・音響機器	9,236	5.3	2,637	5.7	11,873	5.4
通信・放送	3,643	2.1	1,365	2.9	5,008	2.3
無線通信	4,844	2.8	1,878	4.0	6,722	3.1
その他	16,087	9.3	4,236	9.1	20,323	9.3
計	172,805	100.0	46,671	100.0	219,476	100.0

区分(特許)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
一般機械	15,256	9.3	3,306	7.1	18,562	8.8

精密機器	4,873	3.0	1,195	2.6	6,068	2.9
自動車	8,226	5.0	1,960	4.2	10,186	4.8
運送装備	4,098	2.5	342	0.7	4,440	2.1
鉄鋼・金属	3,874	2.4	1,527	3.3	5,401	2.6
土木・建築	8,932	5.4	572	1.2	9,504	4.5
化学	12,862	7.8	8,509	18.4	21,371	10.2
材料	2,390	1.5	883	1.9	3,273	1.6
繊維	2,254	1.4	404	0.9	2,658	1.3
食料品	4,553	2.8	489	1.1	5,042	2.4
医療衛生	8,573	5.2	3,172	6.9	11,745	5.6
バイオ	2,001	1.2	626	1.4	2,627	1.2
農林水産	2,748	1.7	272	0.6	3,020	1.4
家具・事務用品・ 雑貨	6,579	4.0	684	1.5	7,263	3.5
電気機器	7,484	4.6	1,325	2.9	8,809	4.2
電氣的測定・制御	4,452	2.7	788	1.7	5,240	2.5
電子部品	7,545	4.6	2,804	6.1	10,349	4.9
コンピュータ・情 報処理	10,787	6.6	2,857	6.2	13,644	6.5
半導体	7,022	4.3	4,005	8.7	11,027	5.2
電子商取引	6,813	4.2	476	1.0	7,289	3.5
光学及び映像・音 響機器	9,042	5.5	2,609	5.6	11,651	5.5
通信・放送	3,610	2.2	1,359	2.9	4,969	2.4
無線通信	4,787	2.9	1,874	4.1	6,661	3.2
その他	15,291	9.3	4,202	9.1	19,493	9.3

計	164,052	100.0	46,240	100.0	210,292	100.0
---	---------	-------	--------	-------	---------	-------

区分(実用新案)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
一般機械	1,593	18.2	76	17.6	1,669	18.2
精密機器	183	2.1	10	2.3	193	2.1
自動車	393	4.5	16	3.7	409	4.5
運送装備	440	5.0	9	2.1	449	4.9
鉄鋼・金属	42	0.5	7	1.6	49	0.5
土木・建築	873	10.0	9	2.1	882	9.6
化学	140	1.6	7	1.6	147	1.6
材料	41	0.5	5	1.2	46	0.5
繊維	215	2.5	22	5.1	237	2.6
食料品	306	3.5	14	3.2	320	3.5
医療衛生	365	4.2	18	4.2	383	4.2
バイオ	11	0.1		0.0	11	0.1
農林水産	429	4.9	4	0.9	433	4.7
家具・事務用品・雑貨	1,760	20.1	38	8.8	1,798	19.6
電気機器	404	4.6	27	6.3	431	4.7
電氣的測定・制御	74	0.8	6	1.4	80	0.9
電子部品	236	2.7	29	6.7	265	2.9
コンピュータ・情報処理	118	1.3	40	9.3	158	1.7
半導体	25	0.3	20	4.6	45	0.5

電子商取引	25	0.3	2	0.5	27	0.3
光学及び映像・音響機器	194	2.2	28	6.5	222	2.4
通信・放送	33	0.4	6	1.4	39	0.4
無線通信	57	0.7	4	0.9	61	0.7
その他	796	9.1	34	7.9	830	9.0
計	8,753	100.0	431	100.0	9,184	100.0

2. デザインの登録出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

2014年のデザイン登録出願状況をみると、内国人は住宅設備用品が13.6%、衣服及び身の回り品が12.2%、その他基礎製品が11.6%で比較的高い出願の割合を示した。外国人は電気・電子・通信機械器具分野の出願割合が23.7%で最も高く、その次が生活用品が12.1%、産業用機械器具が11.4%の順に高い出願の割合を示した。

<表Ⅷ-1-9> 産業部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
加工食品及び嗜好品	336	0.6	13	0.4	349	0.5
衣服及び身の回り品	7,420	12.2	340	9.6	7,760	12.1
生活用品	5,837	9.6	428	12.1	6,265	9.7
住宅設備用品	8,291	13.6	268	7.5	8,559	13.3
趣味・娯楽用品及び運動競技用品	2,029	3.3	144	4.1	2,173	3.4
事務用品及び販売用品	7,003	11.5	263	7.4	7,266	11.3

運輸及び運搬機械	1,624	2.7	247	7.0	1,871	2.9
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	6,891	11.3	840	23.7	7,731	12.0
一般機械器具	2,084	3.4	379	10.7	2,463	3.8
産業用機械器具	2,543	4.2	406	11.4	2,949	4.6
土木、建築用品	5,894	9.7	41	1.2	5,935	9.2
その他基礎製品	7,059	11.6	107	3.0	7,166	11.1
その他物品	548	0.9	13	0.4	561	0.9
その他	3,235	5.3	62	1.7	3,297	5.1
計	60,794	100.0	3,551	100.0	64,345	100.0

3. 商標の登録出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 イ・トクファン

NICE分類による2014年の産業通商資源部門別の商標登録出願状況をみると、内国人は、サービス業が38.2%で最も高い出願の割合を記録し、化学品・薬剤・化粧品類は14.5%、菓子・食品・飲料類は12.9%で比較的高い出願の割合を示した。外国人の場合は、機械・電気機械・輸送機械機具が25.6%、化学品・薬剤・化粧品類が22.9%の順で比較的高い出願の割合を記録した。

<表Ⅷ-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況

(単位：件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	19,976	14.5	2,782	22.9	22,758	15.1
一般金属材、建築材料、 手動利器類、非金属製建	2,000	1.4	308	2.5	2,308	1.5

築材料						
機械、電気機械、輸送機 械器具	17,254	12.5	3,102	25.6	20,356	13.6
繊維、繊維製品、衣類	10,097	7.3	1,020	8.4	11,117	7.4
家具、敷物類、台所用品	5,309	3.8	404	3.3	5,713	3.8
貴金属、時計、皮革、カ バン類	4,911	3.6	700	5.8	5,611	3.7
楽器、玩具、運動器具、 タバコ	3,071	2.2	480	4.0	3,551	2.4
紙、文房具、印刷物	3,865	2.8	284	2.3	4,149	2.8
菓子、食品、飲み物	17,841	12.9	1,203	9.9	19,044	12.7
ゴム、プラスチック材料	449	0.3	85	0.7	534	0.4
サービス業	52,733	38.2	1,756	14.5	54,489	36.3
その他	592	0.4	4	0.0	596	0.4
計	138,098	100.0	12,128	100.0	150,226	100.0

第3節 公共機関及び大学の特許出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

1. 公共機関の特許出願

公共機関の特許出願は2014年9,905件で前年度に比べ△5.8%の減少となった。1992年から2014年まで公共機関の中で特許多出願1位の機関は38,370件を出願した韓国電子通信研究院で、公共機関の全体出願件数の28.0%を占め、その次の機関が韓国科学技術院、韓国科学技術研究院、韓国機械研究院、浦項産業科学研究院の順であった。

<表Ⅷ-1-11> 公共機関の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
公共機関の特許出願	9,492	8,917	9,748	10,516	9,905
前年比の増減率	11.7	△6.1	9.3	7.9	△5.8

* 出願番号基準

<表Ⅷ-1-12> 公共機関の特許多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	1992～2014出願件	特許占有率
1	韓国電子通信研究所	38,370	28.0
2	韓国科学技術院	10,855	7.9
3	韓国科学技術研究院	6,726	4.9
4	韓国機械研究院	4,853	3.5
5	(財)浦項産業科学研究院	4,759	3.5
その他	その他	71,547	52.2
合計	-	137,110	100.0

* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

2. 大学の特許出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

大学の特許出願は当該特許増加率より高い数値を維持しており、相対的に大学の特許出願が増えていることがわかった。

1992年から2014年までの大学における多出願一位の大学は10,855件を出願した韓国科学技術院であり、大学の全体出願件数の9.2%を占め、延世大学、高麗大学がそれぞれ2位と3位を占めている。

上位5位までの大学が占める割合が26.1%で、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が相対的に高いことが分かった。

<表Ⅷ-1-13> 大学の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
大学の特許出願	10,667	11,581	12,233	13,718	15,867
前年比増加率	9.3	8.6	5.6	12.1	15.7

* 出願番号基準

<表Ⅷ-1-14> 大学の特許多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	1992年～2013年出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	10,855	9.2
2	延世大学校	5,459	4.6
3	高麗大学校	5,161	4.4
4	ソウル大学校	4,788	4.1

5	漢陽大学校	4,643	3.9
その他	その他	87,305	73.9
合計	-	118,211	100.0

* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

第4節 内・外国人の地域別・企業別の出願

1. 内国人の出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

イ. 地域別の出願状況

2014年の内国人の全体出願は371,727件であり、このうちのソウル、仁川、京畿等の首都圏が256,844件で、全体出願件数の69.1%を占め、その他の地域は114,883件で、30.9%を占めていることがわかった。これは大半の国内企業が首都圏に本社を置き、本社の住所地から出願をしていることから首都圏に出願件数が集中していると判断される。

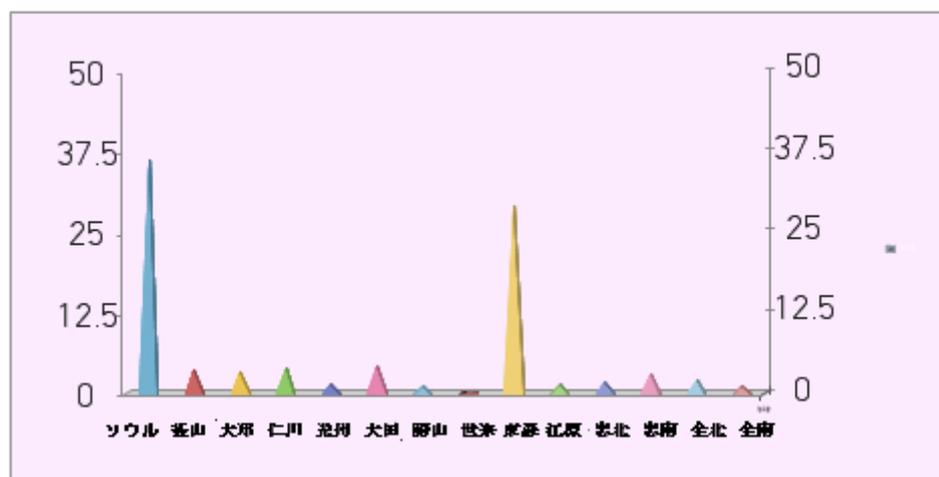
＜表Ⅷ－1－15＞内国人の地域別出願状況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
ソウル	47,792	49,294	2,983	2,510	21,303	20,031	66,617	62,398	138,695	134,233	37.6	36.1
釜山	4,737	5,328	559	504	2,491	2,383	5,100	5,317	12,887	13,532	3.5	3.6
大邱	4,065	4,472	386	383	3,725	3,910	3,901	3,993	12,077	12,758	3.3	3.4
仁川	6,189	6,409	506	520	3,907	3,620	4,532	4,615	15,134	15,164	4.1	4.1
光州	2,442	2,611	151	153	1,057	1,165	1,678	1,961	5,328	5,890	1.4	1.6
大田	11,204	11,098	256	228	1,270	1,256	3,301	3,400	16,031	15,982	4.3	4.3
蔚山	3,073	2,899	863	233	929	513	761	878	5,626	4,523	1.5	1.2
世宗	266	318	11	12	86	82	190	302	553	714	0.1	0.2
京畿	50,204	50,548	3,058	2,817	20,172	19,338	29,899	34,744	103,333	107,447	28.0	28.9
江原	2,183	2,418	116	162	651	652	2,342	2,166	5,292	5,398	1.4	1.5

忠北	2,763	3,206	182	165	1,050	1,055	2,178	2,688	6,173	7,114	1.7	1.9
忠南	6,013	6,419	303	261	1,701	1,606	3,570	3,403	11,587	11,689	3.1	3.1
全北	3,791	3,500	155	142	944	1,260	2,359	2,553	7,249	7,455	2.0	2.0
全南	2,031	2,369	128	117	674	662	1,746	1,685	4,579	4,833	1.2	1.3
慶北	7,613	7,231	286	218	1,356	1,470	2,475	2,856	11,730	11,775	3.2	3.2
慶南	5,022	5,346	485	291	1,521	1,565	2,869	3,452	9,897	10,654	2.7	2.9
済州	580	578	32	37	278	221	1,733	1,679	2,623	2,515	0.7	0.7
その他	27	25	3	1	2	7	7	18	39	51	0.0	0.0
計	159,995	164,069	10,463	8,754	63,117	60,796	135,258	138,108	368,833	371,727	100.0	100.0

<図Ⅷ-1-3> 2014年内国人の地域別出願推移



ロ. 国内の最多出願企業別の出願状況

2014年の国内多出願企業のうちの上位10大企業の出願件数は計34,154件であり、内国人の全体出願件数の9.2%を占めている。特に、特許出願の場合は10大多出願企業の出願件数が26,973件で16.4%を占めている。多出願企業をみると、サムスン電子、LG電子、現代自動車、LG化学、サムスンディスプレイがそれぞれ1～5位を占めた。

＜表Ⅷ－1－16＞国内10大多出願企業の出願状況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	サムスン電子	7,521	2	1,368	255	9,146
2	LG電子	3,567	4	742	479	4,792
3	現代自動車	3,372	-	227	61	3,660
4	LG化学	3,351	2	27	1	3,381
5	サムスンディスプレイ	2,536	16	1	-	2,537
6	LG生活健康	533	74	194	1,673	2,416
7	(株)AMORE PACIFIC	282	1	437	1,554	2,347
8	韓国電子通信研究所	2,066		-	20	2,087
9	LGディスプレイ	1,963		4	8	1,975
10	POSCO	1,782		1	30	1,813
小計		26,973	99	3,001	4,081	34,154
(内国人出願中の占有率)		(16.4)	(1.13)	(4.9)	(3.0)	(9.2)
内国人の出願合計		164,069	8,754	60,796	138,108	371,727

* 共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

2. 外国人の出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 シン・ドンソン

イ. 出願人の国籍別出願状況

2014年の多出願国をみると、2013年に続いて米国と日本がそれぞれ1位と2位を占め、2013年と同様に2014年も米国と日本が外国人(法人含む)全体出願の半分以上である61.

7%を占め、依然として強みをみせた。主な上位多出願国の順位は昨年度と同じ順位を維持している。

権利別では、特許とデザイン部分では日本が、商標部分では米国が、実用新案部分では中国が優位を示している。

<表Ⅷ-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		2013 順位
							件数	占有率	
1	米国	2013年	12,991	50	1,008	4,425	18,474	30.1	2
		2014年	14,005	64	1,091	4,229	19,389	31.1	
2	日本	2013年	16,29	44	1,306	2,678	20,327	33.1	1
		2014年	15,663	35	1,151	2,197	19,046	30.6	
3	ドイツ	2013年	4,419	13	221	256	4,909	8.0	3
		2014年	4,224	7	222	206	4,659	7.5	
4	中国	2013年	1,147	89	120	1,244	2,600	4.2	4
		2014年	1,571	96	169	1,827	3,663	5.9	
5	フランス	2013年	1,953	9	119	366	2,447	4.0	5
		2014年	2,214	5	114	288	2,621	4.2	
6	スイス	2013年	1,330	2	165	327	1,824	3.0	6
		2014年	1,322	5	93	346	1,766	2.8	
7	イギリス	2013年	773	3	112	637	1,525	2.5	7
		2014年	917	4	186	581	1,688	2.7	
小計		2013年	39,912	210	3,051	9,933	52,106	84.9	
		2014年	39,916	216	3,026	9,674	52,832	84.8	
その他の国		2013年	5,699	295	787	2,503	9,284	15.1	

	2014年	6,303	214	523	2,436	9,476	15.2	
計	2013年	44,611	505	3,838	12,436	61,390	100.0	
	2014年	46,219	430	3,549	12,110	62,308	100.0	

ロ. 最多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業は米国企業が5社、日本3社、ドイツ1社、フランス1社が含まれている。

多出願順位をみると、米国のクアルコムが1位、米国のインテルが2位、日本の東京エレクトロンが3位、米国のアップルが4位、日本のキヤノンが5位を占めた。

<表Ⅷ-1-18>外国人の10大多出願企業別の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クアルコムインコーポレイテッド	米国	1,360	0	0	15	1,375
2	インテルコーポレーション	米国	535	0	0	12	547
3	東京エレクトロン	日本	534	0	3	1	538
4	アップルインク	米国	360	0	100	34	494
5	キヤノン株式会社	日本	429	0	11	3	443
6	3Mカンパニー	米国	323	1	100	11	435
7	バスプエスイ	ドイツ	407	0	0	2	409
8	Alcatel-lucent	フランス	406	0	0	0	406
9	マイクロソフト	米国	381	0	20	4	405

	コーポレーション						
10	株式会社半導体エネルギー研究所	日本	385	0	13	2	400

* 共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

第2章 PCT及びマドリッド国際出願

第1節 PCT国際出願

1. 全世界PCT国際出願の状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 パク・ヒジョン

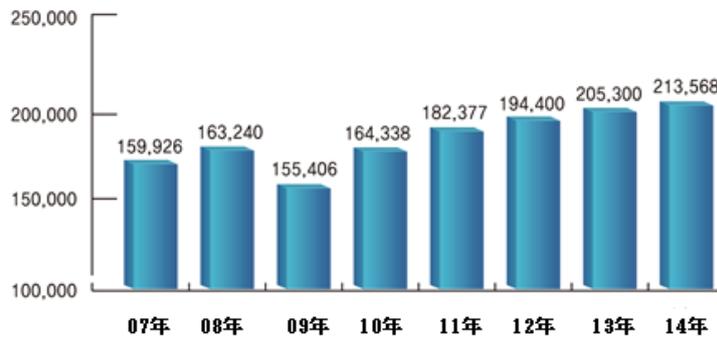
WIPOが発表した統計資料(暫定)によると、PCTシステムを利用した国際特許出願が持続的に増加し、2014年では213,568件にのぼり、2013年の205,300件に比べ4.0%が増加した。これは、最大出願国である米国のPCT出願件数の増加率が6.7%にのぼり、中国の場合は18.6%の出願の増加率を記録する等、両国のG2国が出願を牽引した結果とみられる。

その結果、中国は25,519件の国際出願を行いドイツを追い越して2013年に続き国際出願順位において3位を維持したのに対し、ドイツは0.2%の国際出願増加率をみせ17,964件に止まった。PCT国際出願の上位10ヶ国のうち、日本が△3.5%の減少率をみせる等、3ヶ国は減少し残り7ヶ国は増加した。

世界PCT国際出願において最も大きい割合を占めている国は米国で、2014年の全世界PCT国際出願の28.6%(61,065件)を占め、日本19.8%(42,380件)、中国11.9%(25,519件)、ドイツ8.4%(17,964件)でその後続いた。

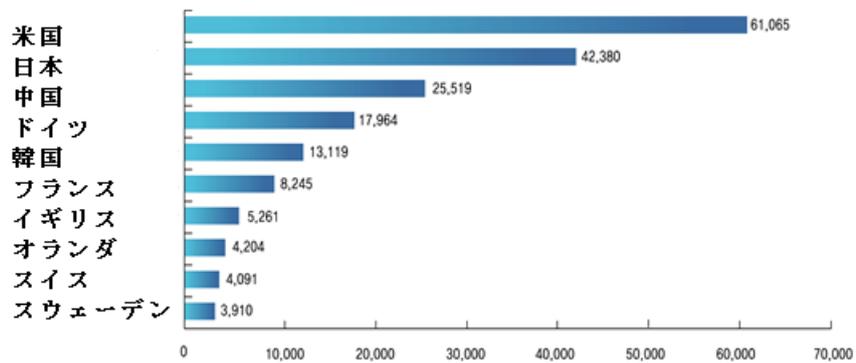
韓国は2013年12,386件に比べ5.9%増しの13,119件となり、世界全体の出願量の6.1%を占め前年度と同じ世界5位を記録した。2014年上位5ヶ国による出願は全体出願の74.9%を占め、上位5ヶ国に集中する現象は依然として続いている。

< 図Ⅷ-2-1 > 全世界のPCT国際出願の状況



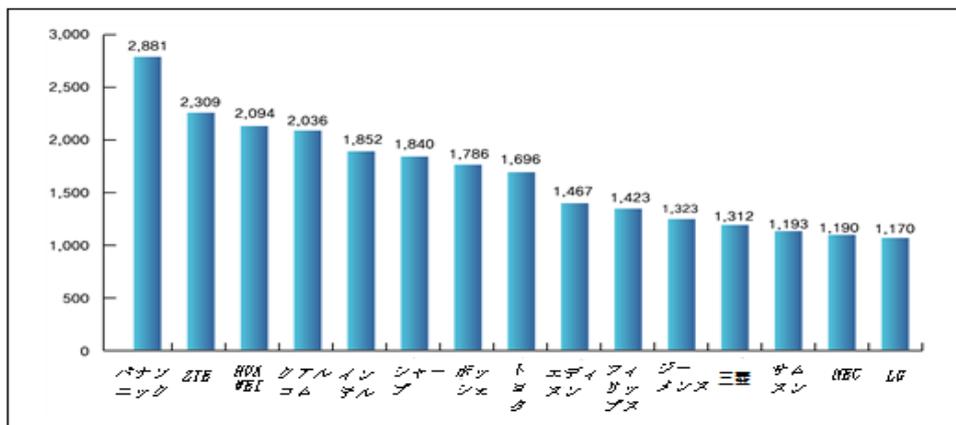
* 資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある）

< 図Ⅷ-2-2 > 2013年全世界のPCT多出願国の順位



* 資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある）

< 図Ⅷ-2-3 > 2013年全世界PCT多出願企業の順位



* 出所：2013. 3. 14 WIPO発表（暫定）資料

2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 パク・ヒジョン

イ. 内国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2014年に韓国特許庁が受理官庁⁶⁶として受理したPCT国際出願は13,138件であり、2013年の12,439件に比べ699件が増えた5.6%の増加率を記録した。これは前年度の増加率4.8%に比べ若干上昇しており、年度別にみると着実に増加傾向を維持している。

韓国が増加傾向を保っているのは、PCT制度が持つメリットに対する理解と知的財産権の重要性に対する認識拡大、海外における特許権確保について韓国企業と研究所、大学等で持続的に努力している結果であるといえる。

また、2009年から韓国語がPCT国際公開語として採択されたことで、これまで言語的な問題でPCT制度を利用できなかった中小企業や個人発明家らもPCT制度を利用して海外に特許を出願する機会が与えられたことも重要な要素として作用したといえる。

特許庁は、今後もこのような増加傾向を維持できるよう、国際調査及び国際予備審査機関としての水準を高めて役割を果たすとともに、PCT国際出願説明会及び主な出願企業を訪問してコンサルティングのような政策的努力を傾ける予定である。

<表Ⅷ-2-1> 韓国のPCT国際出願件数

(単位：件、%)

年度 区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
出願件数	7,063	7,913	8,026	9,639	10,412	11,869	12,439	13,138

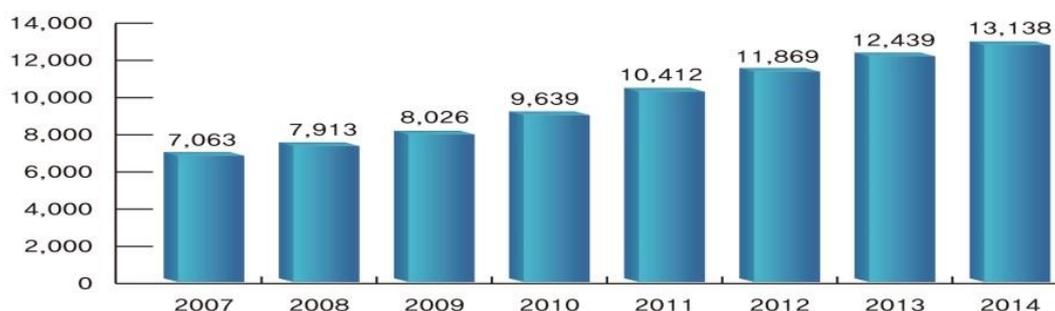
⁶⁶ 国際出願を受理する国内(または地域)官庁であり、韓国出願人の場合は通常韓国特許庁、国際事務局も受理官庁として役割を果たす。

増加率	19.3	12.0	1.4	20.1	8.0	14.0	4.8	5.6
-----	------	------	-----	------	-----	------	-----	-----

* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

* 資料出所：特許庁の特許情報統計システム

<図Ⅷ-2-4> 韓国のPCT国際出願状況



* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

* 資料出所：KIPO統計

ロ. 韓国国内の10大PCT最多出願法人(企業)の状況

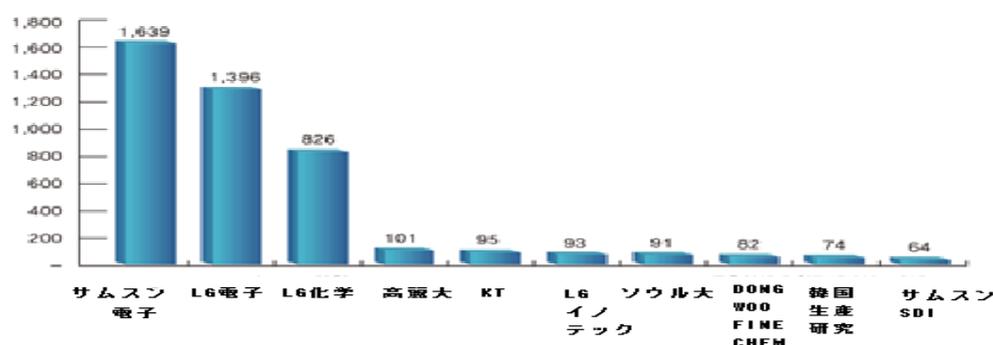
2014年の韓国内PCT最多出願法人(企業)別の状況をみると、サムスン電子が1位(1,639件)を占め、その後をLG電子(1,396件)が2位となった。これは最近ICT企業を対象に行った特許管理専門会社の特許攻勢とアップルとの特許訴訟により海外特許確保に積極的な処置を取ったからであるとみえる。また、中堅企業であるDONGWOO FINE-CHEM(82件)が指折りの大企業を押さえて多出願順位において8位を占めたのが特徴である。

PCT国際出願の10大最多出願順位において大学が強みをみせ、高麗大学産学協力団(101件)とソウル大学産学協力団(91件)でそれぞれ4位と7位を占めた。PCT国際出願制度が施行されて以来、大学は1993年までには出願1件もなかったが、1994年にカイストが国内大学において初めてPCT出願を行った後、順調な成長を収め2012年からは毎年1千件を超える出願を行っている。

10大最多出願企業の出願件数は4,461件となり、出願件数全体の34%を占めている。これは大企業が積極的に海外へと市場確保と特許紛争において優位を占めるために特許出願を行っているからであると分析される。

<図Ⅷ-2-5> 2014年国際最多出願法人(企業)別PCT国際出願の状況

(単位：件、%)



*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

ハ. 個人対法人のPCT国際出願状況

2014年のPCT国際出願件数は13,138件で、そのうち個人のPCT国際出願件数は1,982件を占め、2013年の1,986件に比べ減少したが、PCT国際出願全体で占める割合は15.1%で、前年度に比べ0.9%減となった。個人出願の割合が減少した原因は企業に比べて個人は言語、手続き、費用の面において利用するのが容易でないことがわかる。

しかし、2009年から韓国語がPCT国際公開語として適用され、すべての国際出願関連の書類を韓国語文字(ハングル)で提出することが可能となり、言語的な問題で困っていた個人や中小企業がより便利にPCT国際出願制度を利用できる契機が構築された。また、特許庁のPCT出願説明会や海外出願費用の支援事業も持続的に拡大され、個人も創意的なアイデアや技術さえあれば、いくらでも外国で特許権を確保できる道が開かれている。

＜表Ⅷ－2－2＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
個人 (比率)	1,617 (22.9)	1,707 (21.6)	1,831 (22.8)	2,046 (21.2)	2,041 (19.6)	2,102 (17.7)	1,986 (16.0)	1,982 (15.1)
法人 (比率)	5,446 (77.1)	6,206 (78.4)	6,195 (77.2)	7,593 (78.8)	8,371 (80.4)	9,767 (82.3)	10,453 (84.0)	11,156 (84.9)
計 (比率)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)

*資料出所：KIPO特許情報統計システム

二. PCT-EASY (FD⁶⁷出願) 及びE-filing (電子出願) によるPCT国際出願状況

書面やPCT-EASYによる出願の割合は9%に過ぎない微々たる水準であり、E-filingによるオンライン出願がほとんどを占め、2014年には91.2%を記録した。

＜表Ⅷ－2－3＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
On-Line (割合)		6,094 (86.3)	6,940 (87.7)	7,383 (92.0)	9,015 (93.5)	9,616 (92.4)	10,936 (92.1)	11,228 (90.3)	11,979 (91.2)
FD (PCT-EASY) (割合)		713 (10.1)	775 (9.8)	489 (6.1)	440 (4.6)	611 (5.9)	757 (6.4)	998 (8.0)	977 (7.4)
その他(書面等) (割合)		256 (3.6)	198 (2.5)	154 (1.9)	184 (1.9)	185 (1.8)	176 (1.5)	213 (1.7)	182 (1.4)

⁶⁷ Floppy Disk

計	7,063	7,913	8,026	9,639	10,412	11,869	12,439	13,138
(割合)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

*2005年2月からオンライン出願施行

また、出願人としてはE-filingによって出願する場合は、国際出願手数料のうちの300スイスフラン(約333,000ウォン)の減免、PCT-EASY(Electronic Application System)で出願する場合は100スイスフラン(約111,000ウォン)の減免が適用さらえるため、費用節減の効果も期待できる。

*2014.12.31. スイスフラン売買基準率1.111ウォン基準

ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2014年のPCT国際出願の中で、韓国語による出願は10,890件で全体の82.9%を占め、英語による出願は2,243件で全体の17.1%を占めた。韓国語による出願の割合は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に70%、2011年からは80%を維持している。これは2009年1月1日から韓国語がPCT国際公開語に適用されることとなり、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能になったため、優先日から14ヶ月以内に英語翻訳文を提出していた手続きがなくなったことによって、言語的に便利な韓国語による出願を積極的に利用するようになった結果とみられる。

ただし、韓国語による出願が可能になったとしても、出願人が英語で出願したい場合は英語で出願することができるものの、英語で出願した場合は、英語による国際公開、韓国語で出願した場合は、韓国語による国際公開となる。

<表Ⅷ-2-4> 言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
----------	------	------	------	------	------	------	------	------

韓国語 (割合)	4,592 (65.0)	4,982 (63.0)	5,800 (72.3)	7,336 (76.1)	8,394 (80.6)	9,628 (81.1)	10,227 (82.2)	10,890 (82.9)
英語 (割合)	2,471 (35.0)	2,928 (37.0)	2,226 (27.7)	2,303 (23.9)	2,018 (19.4)	2,241 (18.9)	2,209 (17.8)	2,243 (17.1)
日本語 (割合)	- (-)	3 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (-)	5 (-)
計 (割合)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)

*資料出所:韓国特許庁特許情報統計システム

3. 国際出願・国際予備審査の状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 パク・ヒジョン

イ. 韓国特許庁に対する国際調査及び国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は、1997年のPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行してきた。2014年末基準で、米国をはじめとする14ヶ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人の国際調査及び/又は国際予備審査業務を遂行している。

※業務協定締結国(14ヶ国):フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、モンゴル(2005)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2014)

2014年に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で30,160件であり、2013年の29,531件に比べ2.1%の増加となった。その中で韓国出願人が申請した件数は12,442件で2013年に比べ3.9%の増加となり、米国をはじめとする外国の出願人が申請した件数は17,718件で2013年に比べ0.9%の増加となった。

また、米国出願人が申請した件数は17,162件であり、韓国特許庁が受付けた全体の国際調査の56.9%で、外国出願人が申請した国際調査物量の96.9%を占め、米国出願人の割合が圧倒的である。

特に、インテル、ヒューレット・パッカード、グーグルなど多数の米国グローバル企業が、PCT国際出願件の大半を韓国特許庁に国際調査を依頼している。これは韓国特許庁の国際調査報告書の品質に満足していることを示している。

＜表Ⅷ－2－5＞PCT国際調査使用写本の受付状況

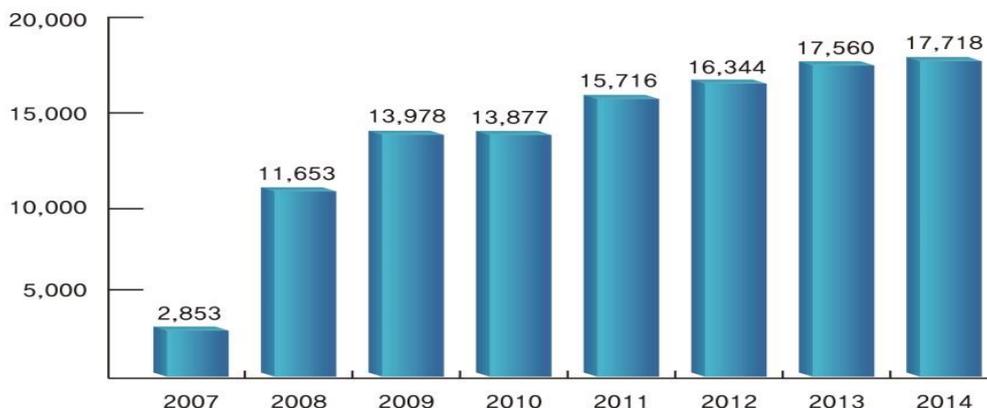
(単位：件、%)

区分 \ 年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
韓国 (割合)	6,071 (68.0)	7,165 (38.1)	7,090 (33.6)	8,830 (38.9)	9,950 (38.8)	10,736 (39.6)	11,971 (40.5)	12,442 (41.3)
米国 (割合)	2,735 (30.7)	11,371 (60.4)	13,356 (63.4)	13,319 (58.7)	15,167 (59.1)	15,778 (58.3)	16,968 (57.5)	17,162 (56.9)
その他の国 (割合)	118 (1.3)	282 (1.5)	622 (3.0)	558 (2.4)	549 (2.1)	566 (2.1)	592 (2.0)	556 (1.8)
計 (割合)	8,924 (100.0)	18,818 (100.0)	21,068 (100.0)	22,707 (100.0)	25,666 (100.0)	27,080 (100.0)	29,531 (100.0)	30,160 (100.0)

*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

韓国は、2008年まで23万ウォンであった国際調査費用を、2009年に韓国語による国際調査費用は45万ウォン、英語による国際調査費用は90万ウォンに一度値上げ、さらに2010年から英語による国際調査費用を130万ウォンに値上げた。調査費用の値上げにもかかわらず毎年海外PCT国際調査の受付件数は持続的に増加していることは、海外の顧客が他調査機関より調査費用が安価であるだけでなく、韓国特許庁の国際調査品質にも満足しているとみえる。

＜図Ⅷ－2－6＞海外出願人のPCT国際出願依頼状況



*資料出所:韓国特許庁特許情報統計システム

2014年に韓国特許庁が受付けた国際予備審査は236件で、2013年の253件に比べ6.7%の減少となった。減少の要因は国際調査の段階において先行技術に対する調査とともに特許性に対する検討資料が提供されるため、必須的な手続きではない国際予備審査を出願人が行う必要がなくなったためであるとみられる。

＜表Ⅷ－2－6＞PCT国際予備審査の請求状況

(単位：件、%)

区分	年度							
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
国際予備審査請求書受付	511	359	341	270	226	302	253	236
増加率	△14.7	△29.7	△5.0	△20.8	△16.3	33.6	△16.2	△6.7

*資料出所:韓国特許庁特許情報統計システム

ロ. 韓国出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は韓国特許庁 (ISA/KR) 以外に、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP) を国際調査機関 (ISA) に指定して国際調査を受けることができる。

2014年に韓国特許庁を受理官庁としたPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数は13,069件で、全体件数に比べ99.5%に達したのに対し、外国特許庁を国際調査機関に指定した件数は69件(0.5%)に過ぎず、2013年度と同様な割合であった。これはオーストリアやオーストラリアより手数料が安く、国際調査報告書の品質に対する満足度が高いからであるとみられる。

<表Ⅷ-2-7>PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

年度 区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
大韓民国(KR) (割合)	6,571 (93.0)	7,590 (95.9)	7,442 (92.7)	9,422 (97.8)	10,334 (99.2)	11,828 (99.6)	12,386 (99.6)	13,069 (99.5)
その他の国 (割合)	497 (7.0)	323 (4.1)	584 (7.3)	217 (2.2)	78 (0.8)	41 (0.4)	53 (0.4)	69 (0.5)
計 (割合)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)

*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 パク・ヒジョン

イ. 2014年度PCT韓国国内段階(指定官庁)移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するために、PCT出願後2014年に韓国内段階へ移行した件数は33,405件で、前年度に比べ5.3%の増加となった。

<表Ⅷ-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

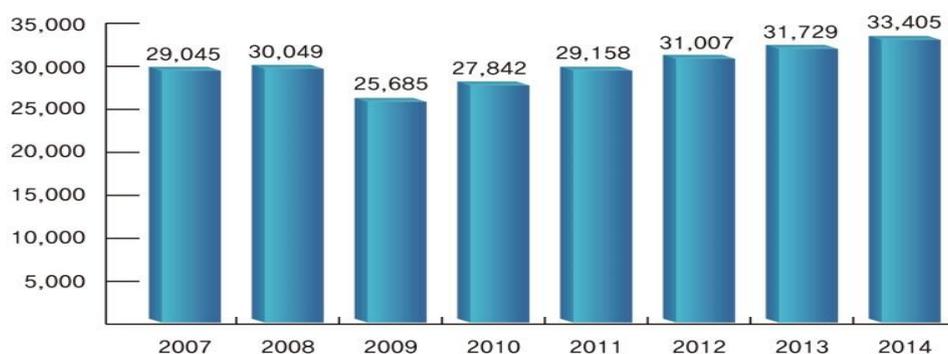
(単位：件、%)

分析	年度							
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
出願件数	29,045	30,049	25,685	27,842	29,158	31,007	31,729	33,405
増減率(%)	9.0	3.5	△14.5	8.4	4.7	6.3	2.3	5.3

*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

<図Ⅷ-2-7>PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

ロ．韓国の国内段階(指定官庁)への移行動向

韓国国内段階への移行件数は2008年に30,000件を超え、同年下半期から始まった世界金融危機によってグローバル景気低迷が本格化した2009年度には25,685件で、2008年に比べ△14.5%と急減した。

2010年以後世界経済がグローバル金融危機から脱して安定した回復傾向へと転じ、韓国国内段階への移行件数も再び増加し始め、2012年は6.3%、2013年2.3%、2014年5.3%の増加を記録した。

第2節 マドリッド国際商標出願

1. 世界の国際商標出願の状況

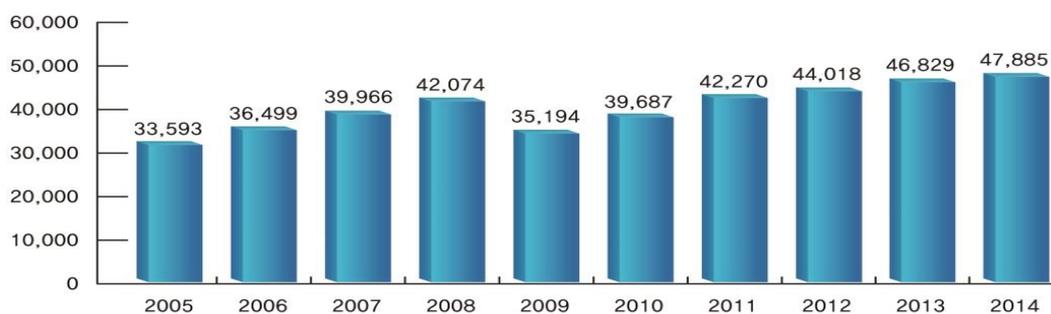
情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ミスン

イ. 世界の国際商標出願の状況

WIPOが発表した資料(暫定)によると、2014年の世界マドリッド国際商標出願件数は47,885件であり、2013年の46,829件に比べ2.3%の増加となった。2009年以降から持続的に増加率を示している。

<図Ⅷ-2-8>年度別の世界国際商標出願状況

(単位：件)

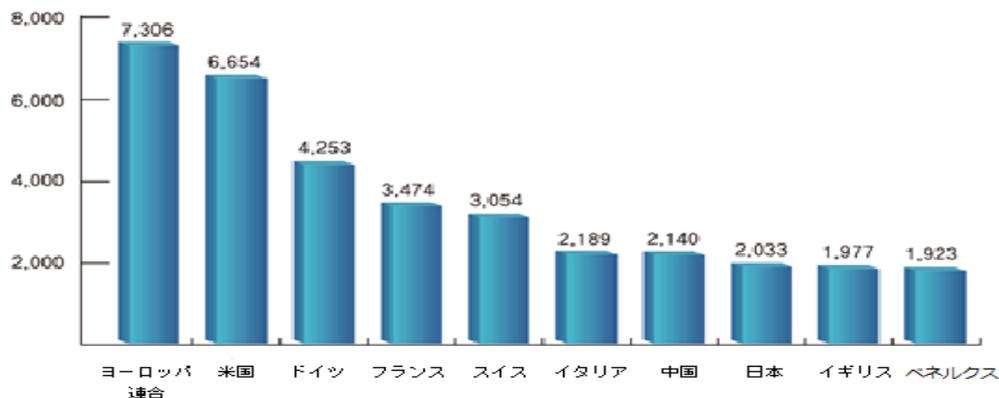


*資料出所:WIPO統計(暫定)

2014年のマドリッド国際出願において最も大きな割合を占めている国はヨーロッパ連合で15.3%(7,306件)を占め、米国が13.9%(6,654件)、ドイツが8.9%(4,253件)でその後に続いている。韓国は671件で2013年度(502件、17位)に比べ169件(33.7%)の増加となり、順位は16位(2013年17位)となった。

<図Ⅷ-2-9> 2013年世界マドリッド国際商標10大最多出願国

(単位：件)



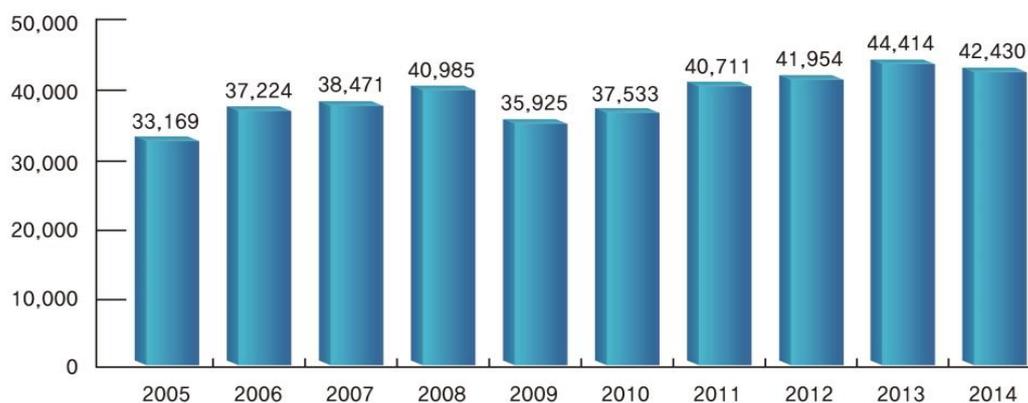
*資料出所:WIPO統計(暫定)

ロ. 世界の国際商標登録状況

2014年のマドプロ国際登録の標章件数は42,430件であり、このうち韓国を本国官庁としたマドリッド国際出願は531件が国際登録された。

<図Ⅷ-2-10> 年度別の世界国際商標登録状況

(単位：件)



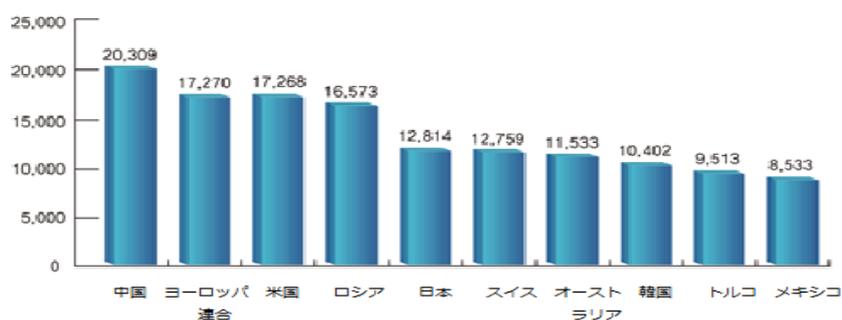
*資料出所:WIPO統計(暫定)

ハ. 世界10大指定国の状況

2014年のマドリッド国際商標出願を通じた指定国の順位は中国が20,309件で1位を占め、ヨーロッパ連合(17,270件)、米国(17,268件)、ロシア(16,573件)等がその後に続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は10,402件(国際登録8,767件、事後指定1,635件)で世界8位を記録した。

<図Ⅷ-2-11> 2014年の世界10位指定国状況

(単位：件)



*資料出所:WIPO統計(暫定)

2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況

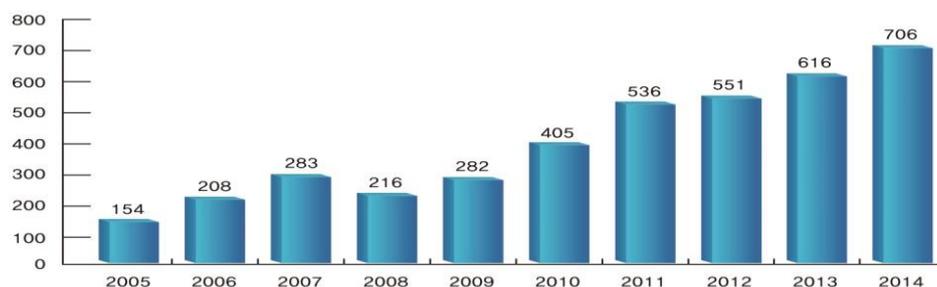
情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ミスン

イ. 国内出願人の国際商標出願状況

2014年の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリッド国際商標出願は706件であり、2013年度の616件に比べて14.6%の増加となった。

<図Ⅷ-2-12> 年度別の韓国国際商標出願状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

*WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付基準のため統計数値の差が発生

ロ. 韓国内出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月にマドリッドシステム制度の施行時から実施されたオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリッド国際出願書書式作成機のMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2009年以降から着実に90%を上回る水準にまで達している。

<表Ⅷ-2-9>年度別の韓国の国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
電子出願 (占有率)	39 (25.3)	154 (74.0)	196 (69.3)	180 (83.3)	258 (91.5)	384 (94.8)	510 (95.1)	544 (98.7)	583 (94.6)	688 (97.5)
書面出願 (占有率)	115 (74.7)	54 (26.0)	87 (30.7)	36 (16.7)	24 (8.5)	21 (5.2)	26 (4.9)	7 (1.3)	33 (5.4)	18 (2.5)
計	154	208	283	216	282	405	536	551	616	706

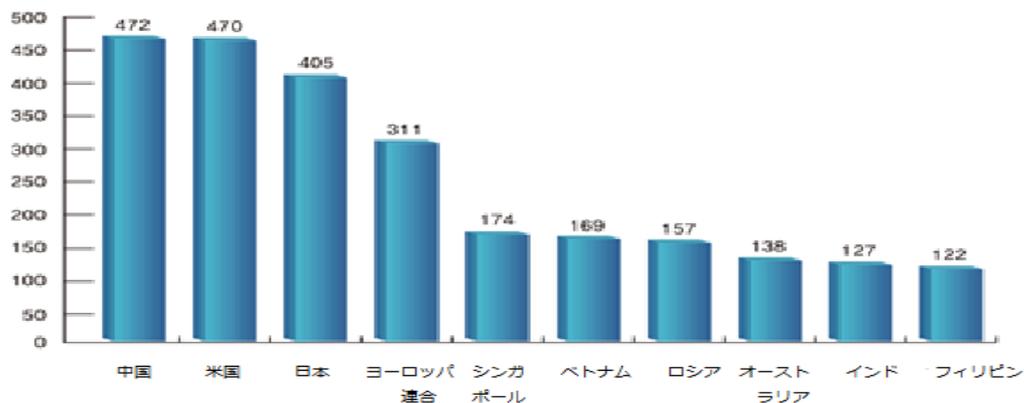
*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

ハ. 韓国内出願人の国際商標出願10大指定国の状況

2014年のマドリッド国際商標出願による国内出願人の外国指定件数は4,736件で、2013度の4,449件に比べ287件(6.5%)増加した中で、中国(472件)、米国(470件)、日本(405件)、ヨーロッパ連合(311件)などを多く指定した。

<図Ⅷ-2-13>2014年度国内出願人の10大指定国状況

(単位：件)



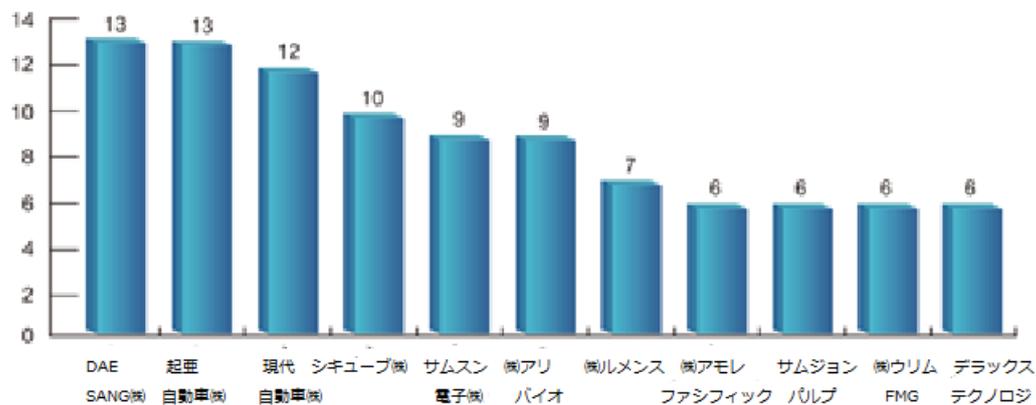
*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

二. 韓国の10大国際商標多出願企業の状況

2014年の韓国マドリッド国際商標多出願企業は、DAESANG株式会社、起亜自動車株式会社、シキューブ株式会社の順であった。

<図Ⅷ-2-14>2014年の韓国10大国際商標多出願企業状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

3. 韓国内指定国官庁の動向

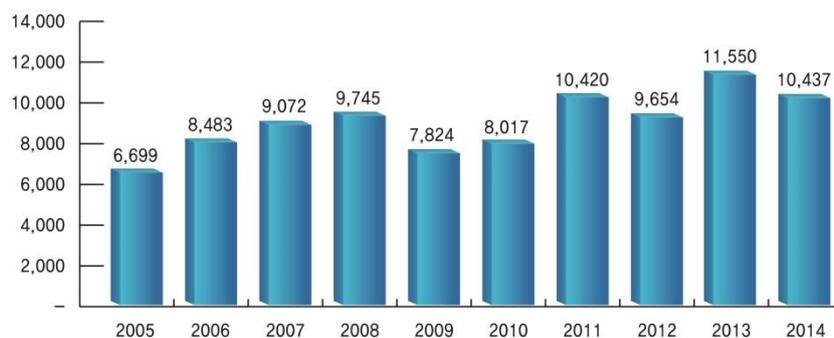
情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ミスン

イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

2014年の外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は10,437件で、2013年の11,550件に比べ9.6%の減少となった。

<図Ⅷ-2-15>外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

(単位：件)



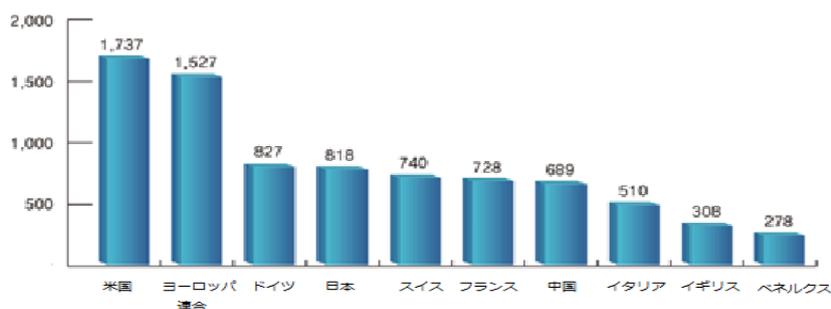
*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

ロ. 韓国を指定した10大国家の状況

2014年のマドリッド国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10大国家は米国(1,737件)、ヨーロッパ連合(1,527件)、ドイツ(827件)、日本(818件)などの順であった。

<図Ⅷ-2-16>2014年の韓国を指定した10大締約国状況

(単位：件)

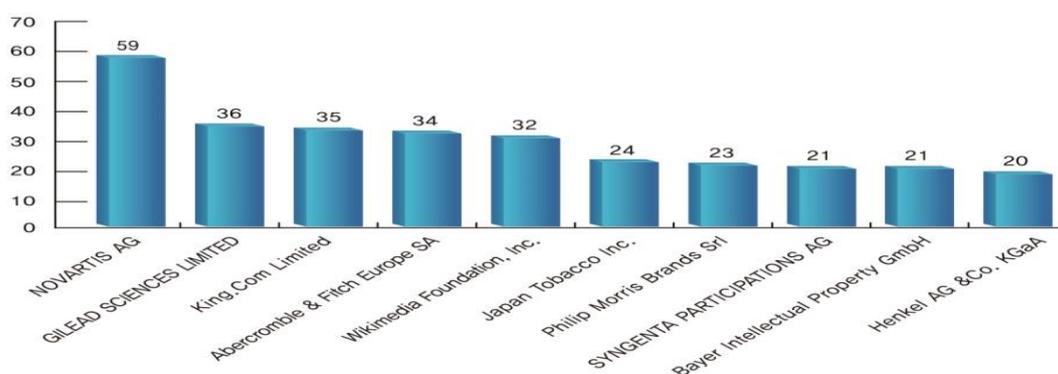


*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

ハ. 韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2014年度のマドリッド国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の出願状況は、Novartisが59件、GILEAD SCIENCES LIMITEDが36件、King.Com Limitedが35件を出願し、外国多出願企業の上位を占めた。

<図Ⅷ-2-17> 2014年度の韓国を指定した10大外国多出願企業状況



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

第3節 ハーグ国際デザイン出願

1. 世界のハーグ国際デザイン出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ミスン

WIPOで発表した資料によると、ハーグ国際デザイン出願は増加趨勢であったが、2014年度(2,924件)には、2013年(2,990件)に比べ小幅(2.2%)の減少であった。また、2014年度のハーグ国際デザイン協定を通じて出願されたデザイン件数は計14,441件であり、2013年度(13,172件)に比べ9.6%の増加となり、2014年度のハーグ国際デザイン出願の1出願あたりの平均デザイン件数(4.9件)も、2013年(4.4件)に比べ増加となった。

<図Ⅷ-2-18>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願の状況

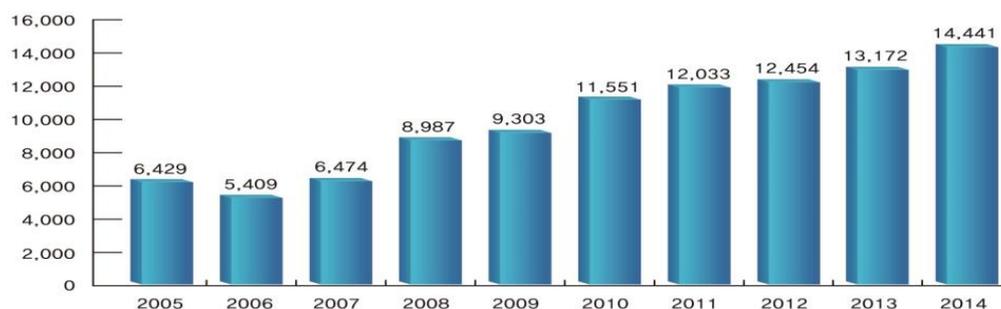
(単位:件)



*資料出所：WIPO統計(暫定)

<図Ⅷ-2-19>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願のデザイン件数状況

(単位:件)



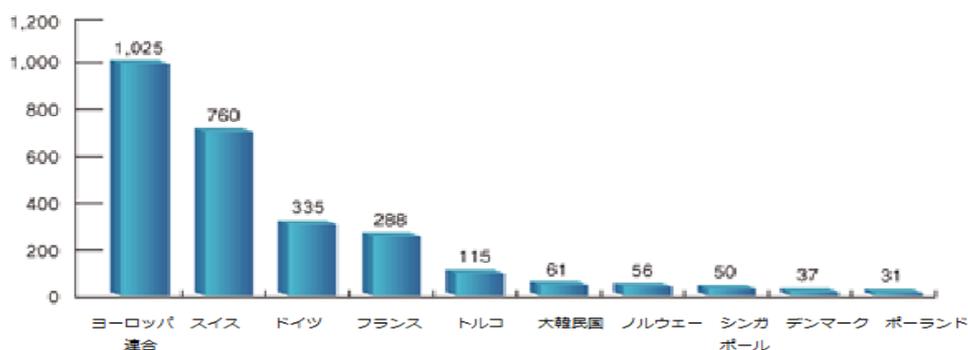
*資料出所：WIPO統計(暫定)

2014年ハーグ国際デザイン出願において、ヨーロッパ連合の出願が全体出願のうちの35%(1,025件)で最も大きな割合を占め、スイス(26%、760件)、ドイツ(11.5%、335件)がその後に続き、ヨーロッパ地域の国が全体出願の90%以上占めた。これは米国、日本、中国等の多くの出願が予想される国がハーグ協定に加入していないことにより発生した現象であるとみられる。

韓国はハーグ協定が施行された2014年7月から2014年12月まで計61件を出願し6位を占めた。

<図Ⅷ-2-20>2014年度の世界ハーグ国際出願10大最多出願国

(単位:件)



*資料出所：WIPO統計(暫定)

2. 国内受理官庁の国際デザイン出願状況及び国内指定官庁の状況

イ. 国内受理官庁の国際デザイン出願状況

韓国でハーグ協定が施行された2014年7月から2014年12月までに韓国特許庁を受理官庁として受付けたハーグデザイン国際出願は15件であった。また、この期間にハーグ国際出願を通じた国内出願人の外国指定件数は計40件であり、ヨーロッパ連合(13件)、シンガポール(7件)、スイス(6件)等、多く指定したものと示された。

＜表Ⅷ－2－10＞国際出願人の外国の国別指定状況

(単位:件)

ヨーロッパ連合	シンガポール	スイス	トルコ	その他	計
13	7	6	4	10	40

ロ. 国内指定官庁の状況

韓国でハーグ協定が施行された2014年7月から2014年12月まで外国人が韓国を指定したハーグ国際デザイン登録出願は68件であり、国別にはヨーロッパ連合(28件)、フランス(14件)、スイス(12件)のジュンで韓国を多く指定した。

＜表Ⅷ－2－11＞海外の国別の大韓民国指定状況

(単位:件)

ヨーロッパ連合	フランス	スイス	ドイツ	その他	計
28	14	12	9	5	68

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権登録動向の概要

2006年に新規登録件数が最高点を記録した後、2009年まで持続的な減少傾向にあったが、2010年から漸進的な回復傾向となり、強度の高い審査処理期間の短縮政策推進の影響で前年度に比べ2013年は15.1%、2014年は2.8%の高い増加率を示している。

2008～2009年には、米国の金融危機に伴う景気不況と審査品質中心のパラダイムへの転換によって審査処理量及び登録査定率が減少し新規登録件数が落ちたが、2010年から審査人材の拡充と審査処理量の拡大等の特許庁の積極的な審査処理期間短縮の政策推進により、2013年に引き続き2014年も新規設定登録件数が増加した。

また、権利者の産業財産権保有・活用意志を示す年次登録件数も着実に増加し、2010年は前年比8.7%の増加、2012年は0.8%と多少減少したが、2013年は再び4.1%、2014年は6.0%の増加となった。

2. 2014年度登録の細部状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

イ. 過去5年間の登録状況

2014年の新規設定登録は288,542件で前年比2.8%の増加となった。各権利別にみると、特許、デザインは前年比それぞれ1.9%、14.2%の増加したのに対し、実用新案、商標は16.8%、0.3%の減少となった。

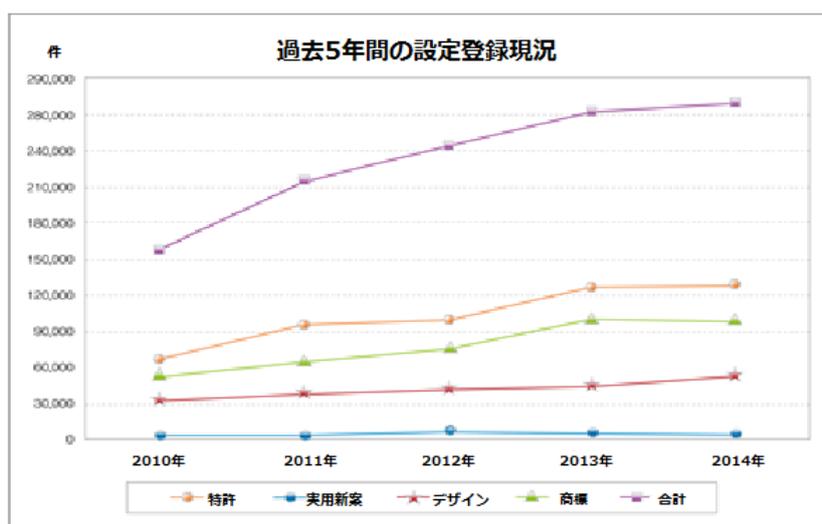
<表Ⅷ-3-1> 過去5年間の登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
特許	68,843 (21.3)	94,720 (37.6)	113,467 (19.8)	127,330 (10.9)	129,786 (1.9)
実用新案	4,301 (8.9)	5,853 (36.1)	6,353 (8.5)	5,959 (△6.2)	4,955 (△16.8)
デザイン	33,697 (5.0)	42,185 (25.2)	46,146 (9.4)	47,308 (2.5)	54,010 (14.2)
商標	53,136 (0)	71,255 (34.1)	77,903 (9.3)	100,094 (28.5)	99,791 (△0.3)
合計	159,977 (9.6)	214,013 (33.8)	243,869 (14)	280,691 (15.1)	288,542 (2.8)

* ()は前年比の増減率

<図Ⅷ-3-1> 過去5年間の設定登録状況



ロ. 権利別の登録状況

1) 産業通商支援部門別の特許・実用新案登録状況

2014年の特許・実用新案の新規設定登録件数は134,741件である。産業通商資源部門別の特許・実用新案設定登録状況をみると、2013年と同様に電気通信分野(40.7%)、機械分野(17.9%)の占有率が58.6%で、他産業分野に比べて高い比重を占めている。その次に化学12.2%、飲料衛生8.7%、土木建設5.3%等の順で高い割合を示した。前年に比べてすべての産業通商支援部門の新規設定登録件数が1.1%増加となり、化学(7.3%)、飲料(5.8%)、電気通信(3.3%)部門等の順で増加率が高かった。

＜表Ⅷ－3－2＞2014年の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

区分		機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採鉱 金属	飲料 衛生	事務用品 印刷	農林 水産	雑貨	その他	合計
2014	件数	24,160	16,412	2,509	54,806	7,187	5,829	11,739	662	2,532	6,033	2,872	134,741
	占有率	17.9	12.2	1.9	40.7	5.3	4.3	8.7	0.5	1.9	4.5	2.1	100.0
2013	件数	24,711	15,292	2,611	53,042	8,718	6,093	11,095	665	2,525	6,287	2,250	133,289
	占有率	18.5	11.5	2.0	39.8	6.5	4.6	8.3	0.5	1.9	4.7	1.7	100.0
前年比の増減率		△2.2	7.3	△3.9	3.3	△17.6	△4.3	5.8	△0.5	0.3	△4.0	27.6	1.1

2) 物品群別のデザイン登録状況

2014年のデザイン新規設定登録件数は全体で54,010件である。物品群別の登録占有率をみると、住宅設備用品15.5%、電機電子機械器具及び通信機械器具13.8%、土木及び建築用品11.0%、事務用品及び販売用品10.5%であった。前年比の増減率をみると、趣味娯楽及び運動競技用品39.8%、産業用機械器具36.5%の順で増加率が高いものと分析された。

＜表Ⅷ－3－3＞2014年の物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

区分		製造嗜好食品	衣服・身近用品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸又は運搬機械	電機電子機械器具及び通信機械器具	一般機械機具	産業用機械機具	土木及び建築用品	その他	計
2014	件数	179	5,590	5,398	8,371	1,616	5,667	2,036	7,475	2,492	3,202	5,935	6,049	54,010
	占有率	0.3	10.3	10.0	15.5	3.0	10.5	3.8	13.8	4.6	5.9	11.0	11.2	100.0
2013	件数	134	6,448	4,370	7,231	1,156	5,678	1,835	6,633	1,901	2,346	4,642	4,934	47,308
	占有率	0.3	13.6	9.2	15.3	2.4	12.0	3.9	14.0	4.0	5.0	9.8	10.4	100.0
前年比増減率		33.6	△13.3	23.5	15.8	39.8	△0.2	11.0	12.7	31.1	36.5	27.9	22.6	14.2

3) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2014年の商標新規設定登録件数は99,791件であり、部門別の登録占有率をみると、サービス業21.4%、化学品・薬剤16.9%、機械・電気機械15.9%、菓子・食品・飲料11.9%等の順である。部門別の前年比登録増減率をみると、サービス業は9.4%増加したのに対し、紙文房具13.8%、繊維衣類11.4%、貴金属時計・ガパン類9.1%の順で減少したものと示された。

＜表Ⅷ－3－4＞2014年の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

区分	化学品・薬剤	一般金属材料、建築材料	機械、電気機械	繊維、衣類	家具、厨房用品	貴金属、時計、ガパン類	楽器、玩具、たば	紙、文具	菓子、食品、飲料	ゴム、プラスチック	サービス業	その他	計

									こ	材料						
2014	件数	16,859	2,198	15,844	6,870	3,838	4,080	2,515	2,896	11,833	504	21,383	10,971	99,791		
	占有率	16.9	2.2	15.9	6.9	3.8	4.1	2.5	2.9	11.9	0.5	21.4	11.0	100.0		
2013	件数	16,512	2,251	17,022	7,754	3,930	4,489	2,658	3,359	12,953	505	19,546	9,115	100,094		
	占有率	16.5	2.2	17.0	7.7	3.9	4.5	2.7	3.4	12.9	0.5	19.5	9.1	100.0		
前年比増減率		2.1	△2.4	△6.9	△11.4	△2.3	△9.1	△5.4	△13.8	△8.6	△0.2	9.4	20.4	△0.3		

ハ．個人・法人別の登録状況

2014年の設定登録件数を個人・法人で区分すると、個人28.3%、法人71.7%の割合であった。

権利別に区分すると、特許の場合は個人13.4%、法人86.6%であり、法人登録の割合が相当高いことが分かった。これは産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が整った大企業の研究所等が産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も同様に開発能力を整えた法人登録の割合が目立つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と、個人出願人に対する出願登録料の各種手数料減免拡大等により、個人登録も一定の割合を維持している。

ただし、実用新案の場合は、個人登録(53.9%)が法人登録(46.1%)より多いのは、特許に比べ相対的にハイレベルでない発明の登録により相対的に容易であるからである。

<表Ⅷ－3－5>2014年の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	個人	法人	計
----	----	----	---

	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	17,409	13.4	112,377	86.6	129,786	100.0
実用新案	2,671	53.9	2,284	46.1	4,955	100.0
特・実小計	20,080	14.9	114,661	85.1	134,741	100.0
デザイン	20,034	37.1	33,976	62.9	54,010	100.0
商標	41,451	41.5	58,340	58.5	99,791	100.0
計	81,565	28.3	206,977	71.7	288,542	100.0

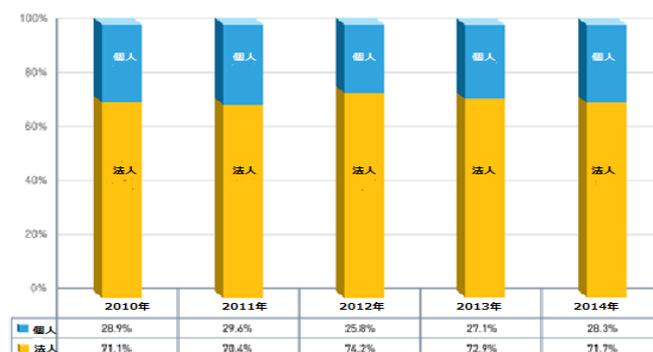
過去5年間の個人・法人別の登録推移は2010年以降毎年増加しており、2014年には法人が前年比1.1%の増加となり、個人は7.3%の増加となった。

<表Ⅷ-3-6> 過去5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	前年比 増加率
個人	46,313 (28.9)	63,440 (29.6)	62,834 (25.8)	76,005 (27.1)	81,565 (28.3)	7.3
法人	113,664 (71.1)	150,573 (70.4)	181,035 (74.2)	204,686 (72.9)	206,977 (71.7)	1.1

最近5年間の個人・法人別登録状況



二. 代理人有無別の登録状況

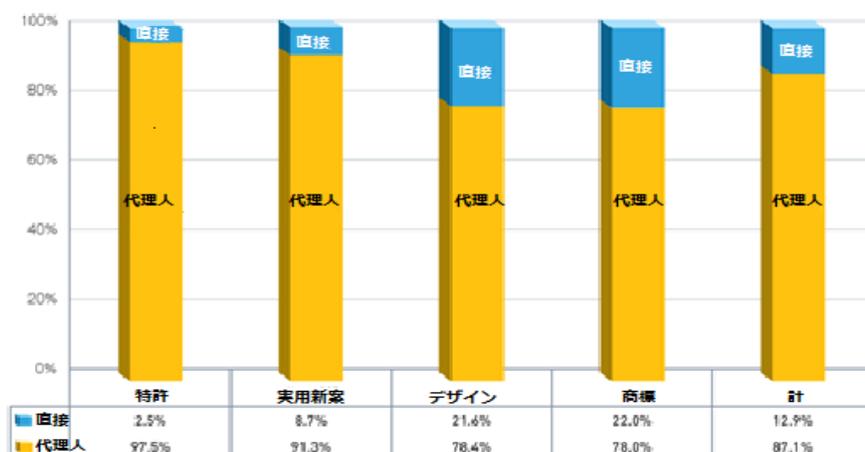
登録手続きを誰が行ったのかをみると、代理人87.1%、権利者が直接登録手続きを行った割合が12.9%であった。権利別にみると、特許が97.5%で他の権利に比べて代理人を選任した登録の割合が高く、デザインが78.0%で最も低く示された。

＜表Ⅷ－3－7＞2014年の代理人有無別登録状況

(単位：件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人 登録	直接 登録								
2014	件数	126,556	3,230	4,523	432	42,363	11,647	77,814	21,977	251,256	37,286
	構成比	97.5	2.5	91.3	8.7	78.4	21.6	78.0	22.0	87.1	12.9
2013	件数	123,635	3,695	5,332	627	35,951	11,357	18,175	81,919	246,836	33,855
	構成比	97.1	2.9	89.5	10.5	76.0	24.0	81.8	18.2	87.9	12.1
2012	件数	110,010	3,457	5,647	706	34,483	11,663	62,976	14,927	213,116	30,753
	構成比	97.0	3.0	88.9	11.1	74.7	25.3	80.8	19.2	87.4	12.6
2011	件数	91,808	2,909	5,176	677	31,557	10,628	56,179	15,060	184,720	29,274
	構成比	96.9	3.1	88.4	11.6	74.8	25.2	78.9	21.1	86.3	13.7
2010	件数	66,839	2,004	3,891	410	24,954	8,743	41,695	11,441	137,379	22,598
	構成比	97.1	2.9	90.5	9.5	74.1	25.9	78.5	21.5	85.9	14.1

2014年の代理人有無別登録状況



ホ. 内国人・外国人別の登録状況

2014年の設定登録状況について内国人と外国人別に区分してみると、内国人が232,477件(80.6%)、外国人が56,065件(19.4%)で登録件数が前年度より増加した。内国人の登録件数は前年比3.0%、外国人登録件数は前年比1.8%の増加率を示し、全体的に前年度に比べて2.8%の増加となった。

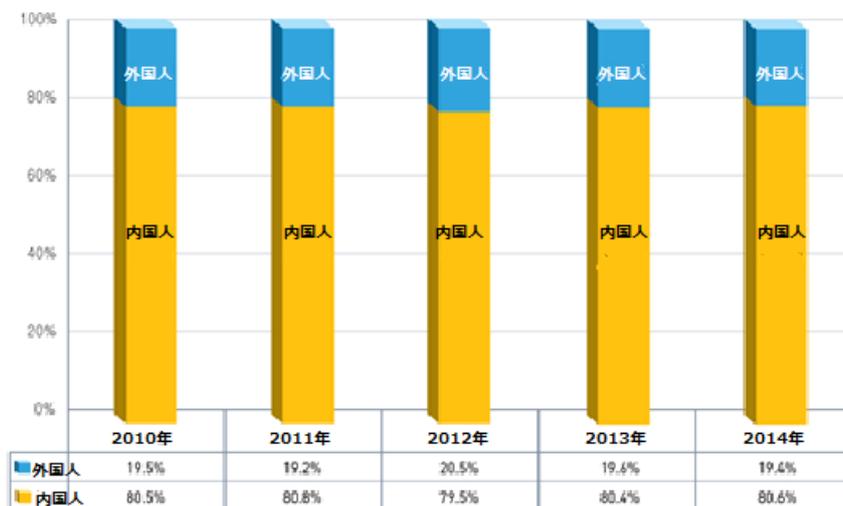
<表Ⅷ-3-8> 過去5年間の内国人・外国人登録状況

(単位：件、%)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	前年比増減率
内国人	128,838 (80.5)	172,977 (80.8)	193,918 (79.5)	225,623 (80.4)	232,477 (80.6)	3.0
外国人	31,139 (19.5)	41,036 (19.2)	49,951 (20.5)	55,068 (19.6)	56,065 (19.4)	1.8
合計	159,977 (100)	214,013 (100.0)	243,869 (100.0)	280,691 (100.0)	288,542 (100.0)	2.8

*()は占有率

過去5年間の内国人・外国人登録状況



へ. 内国人の地域別登録動状況

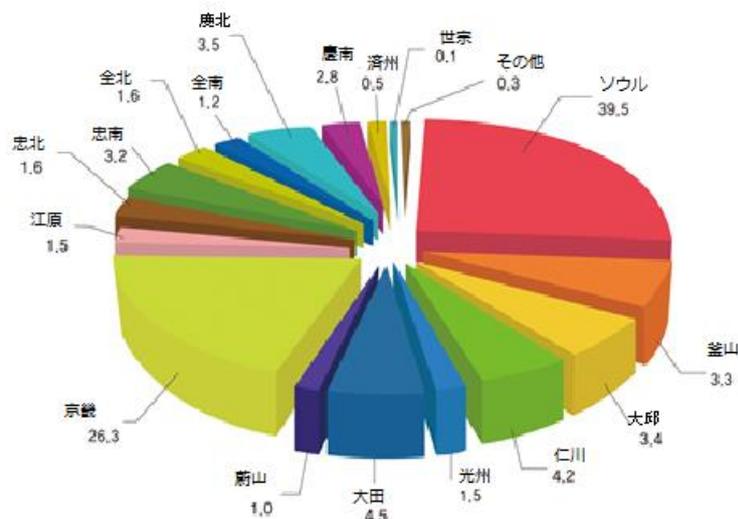
2014年の内国人登録状況を市・道別住民登録上の住所地を基準で見ると、ソウル39.5%、京畿26.3%であり、ソウル・京畿地域の居住者が65.8%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では大田市4.5%と仁川市が4.2%、慶尚北道3.5%、釜山が3.3%の順で高かった。道別では京畿・慶北・忠南・慶南の居住者の順であった。

<表Ⅷ-3-9>2014年市・道別登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	91,755	7,648	7,973	9,864	3,477	10,492	2,375	61,051	3,385
構成比	39.5	3.3	3.4	4.2	1.5	4.5	1.0	26.3	1.5
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他
件数	3,668	7,493	3,726	2,835	8,132	6,522	1,171	179	731
構成比	1.6	3.2	1.6	1.2	3.5	2.8	0.5	0.1	0.3

2014年市・道別の登録状況



ト．外国国別の登録状況

2014年の新規設定登録件数のうち外国人登録を国別にみると、全体 56,065件の中で日本が18,278件(32.6%)、米国が15,303件(27.3%)を占め、これら2ヶ国の登録件数が50%以上を占めている。基礎固有技術を保有した技術先進国であるほどデザイン・商標権よりは特許・実用新案権の登録が多い部分を占めていることが分かる。

＜表Ⅷ－3－10＞2014年の外国の国別登録状況

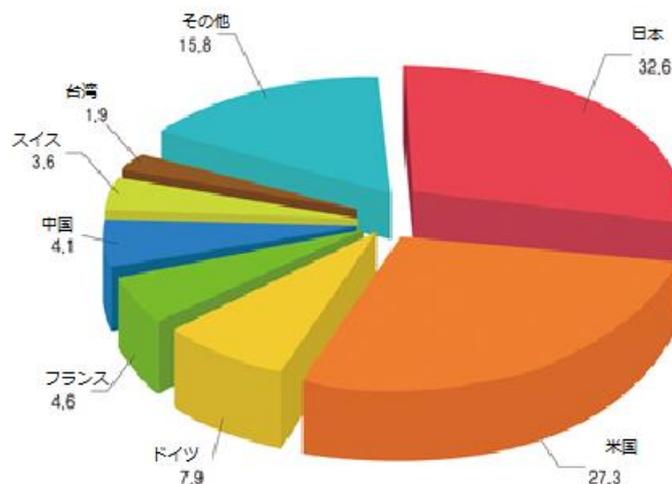
(単位：件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	中国	フランス	スイス	イギリス	その他	合計
特許	13,499	8,804	2,767	810	1,476	869	445	3,822	32,492
実用新案	19	25	7	30	9	3	1	179	273
特・実小計	13,518	8,829	2,774	840	1,485	872	446	4,001	32,765
デザイン	1,513	1,078	263	94	122	163	112	809	4,154
商標	3,247	5,396	1,393	1,695	9,76	1,051	979	4,409	19,146
合計	18,278	15,303	4,430	2,629	2,583	2,086	1,537	9,219	56,065

構成比	32.6	27.3	7.9	4.7	4.6	3.7	2.7	16.5	100.0
-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-------

* 商標は国際商標(マドリッド)含む、デザインは国際デザイン(ハーグ)を含む。

2014年国別の登録状況(構成比)



チ. 多登録法人の状況

2014年の内国人多登録法人は、サムスン電子㈱、LG電子㈱等の順であった。多登録順位20位内の電子・自動車分野の法人は主に特許・実用新案権登録の割合が高く、生活密着形用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録の割合が高かった。これは法人が注力する特許技術戦略と密接な関連があると分析される。

<表Ⅷ-3-11> 2014年の国内多登録法人の状況

(単位：件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	サムスン電子株式会社	4,009	5	1,705	253	5,972
2	LG電子株式会社	3,046	1	1,352	357	4,756
3	現代自動車株式会社	2,489	-	256	134	2,879
4	AMORE PACIFIC	142	122	385	1,830	2,479

5	(株)LG生活健康	130	2	236	1,821	2,189
6	株式会社ポスコ	2,120	-	1	64	2,185
7	サムスン重工業(株)	1,416	47	40	5	1,508
8	LGディスプレイ(株)	1,427	-	5	1	1,433
9	株式会社LG化学	1,081	5	44	-	1,130
10	韓国科学技術院	1,126	-	2	1	1,129
11	現代製鉄株式会社	936	-	-	-	936
12	KIA自動車株式会社	646	-	148	84	878
13	サムスンディスプレイ(株)	841	-	22	8	871
14	サムスン電機(株)	749	-	19	20	788
15	韓国電子通信研究院	749	-	11	4	764
16	(株)KT	410	1	18	277	706
17	現代重工業(株)	401	38	146	119	704
18	ソウル大学産学協力団	581	1	10	71	663
19	LGイノテック株式会社	552	-	80	6	638
20	漢拏空調	586	1	1	6	594

*内国人法人を対象、共同権利者基準

第2節 年次登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

産業財産権は新規設定登録の後も権利存続期間の間は、所定の年次登録料を納付することにより権利が存続できる。権利者の産業財産権保有・活用意志を示す指標の年次登録件数は、2014年は607,039件で前年比6.0%の増加となり、権利別には、特許、デザインがそれぞれ6.7%、8.9%増加したのに対し実用新案は17.0%の減少となった。

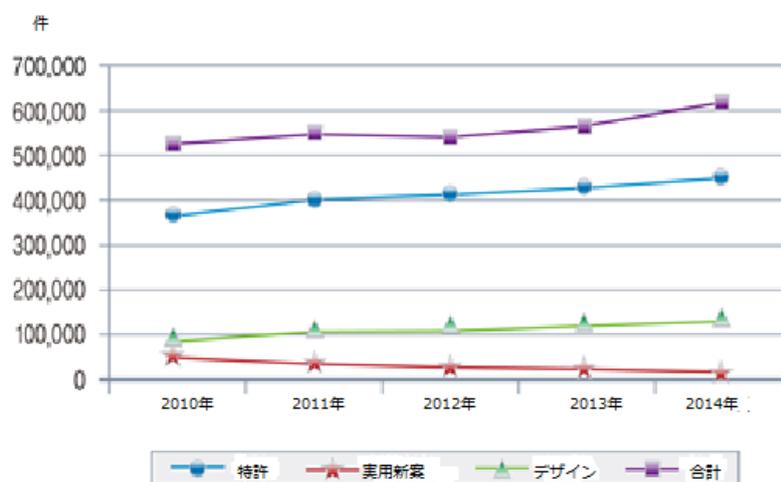
＜表Ⅷ－3－12＞過去5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
特許	382,129(15.1)	400,608(4.8)	404,077(0.9)	429,059(6.2)	457,909(6.7)
実用新案	57,965(△21.0)	46,903(△19.1)	36,830(△21.5)	29,017(△21.2)	24,090(△17.0)
デザイン	95,815(15.0)	106,940(11.6)	109,193(2.1)	114,799(5.1)	125,040(8.9)
合計	535,909(9.6)	554,451(3.5)	550,100(△0.8)	572,875(4.1)	607,039(6.0)

* ()は前年比の増減率

過去5年間の権利別年次登録状況



第3節 存続権利の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

韓国の産業財産権登録は1948年の11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)であったのが、2014年末現在は全体で4,038,529件が登録され、このうち存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は1,873,859件であり、存続権利件数は2,164,670件である。

内国人と外国人を区別すると、内国人は全体3,190,281件のうち1,512,644件であり、外国人は全体848,248件のうち361,215件を維持している。権利別の存続割合をみると、特許・実用新案権は内国人に、デザイン権は外国人に権利存続意志が強く現れている。

＜表Ⅷ－3－13＞2014年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

区 分		内国人		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	1,010,151	100.0	428,211	100.0	1,438,362	100.0
	消滅	362,557	35.9	198,953	46.5	561,510	39.0
	存続	647,594	64.1	229,258	53.5	876,852	61.0
実用新案	登録	432,936	100.0	14,928	100.0	447,864	100.0
	消滅	388,161	89.7	13,714	91.9	401,875	89.7
	存続	44,775	10.3	1,214	8.1	45,989	10.3
デザイン	登録	695,708	100.0	59,132	100.0	754,840	100.0
	消滅	425,058	61.1	33,708	57.0	458,766	60.8
	存続	270,650	38.9	25,424	43.0	296,074	39.2
商標	登録	1,051,486	100.0	345,977	100.0	1,397,463	100.0
	消滅	336,868	32.0	114,840	33.2	451,708	32.3

	存続	714,618	68.0	231,137	66.8	945,755	67.7
合計	登録	3,190,281	100.0	848,248	100.0	4,038,529	100.0
	消滅	1,512,644	47.4	361,215	42.6	1,873,859	46.4
	存続	1,677,637	52.6	487,033	57.4	2,164,670	53.6

第4節 国際商標(マドリッド)の登録状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

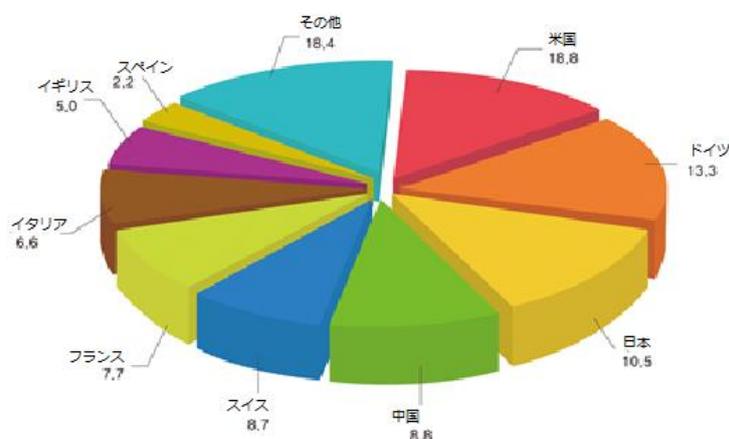
韓国が2003年4月10日にマドリッド議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録されてから2014年末までの登録件数は、2004年634件、2005年3,083件、2006年4,205件、2007年4,413件、2008年6,751件、2009年8,039件、2010年5,334件、2011年8,226件、2012年7,765件、2013年8,333件、2014年8,515件であり、全体で65,298件の国際商標が登録され、2014年の国別国際商標多登録国は米国、ドイツ、日本、中国、スイス、フランス等の順であった。

2004年に新規設定登録業務だけ行ったが、2005年からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの登録業務も併行している。

＜表Ⅷ－3－14＞2014年の国別国際商標(マドリッド)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	ドイツ	日本	中国	スイス	フランス	イタリア	イギリス	スペイン	その他	合計
登録	1,601	1,136	892	750	738	654	565	429	186	1,564	8,515
構成比	18.8	13.3	10.5	8.8	8.7	7.7	6.6	5.0	2.2	18.4	100.0



第5節 国際デザイン(ハーグ)登録状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

2014年に韓国はハーグ協定に加入以降の2014年7月1日から国際デザイン出願件数は、全体で276件であり、このうち5件が登録査定された。

＜表Ⅷ－3－15＞2014年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況

(単位：件、%)

区分	フランス	スイス	合計
登録	4	1	5
構成費			

第4章 審査分野

第1節 総括

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨン

2014年の産業財産権1次審査処理件数は全体で40万件余りであり、2013年に比べ多少減少となった。権利別にみると、特許16万6,924件、実用新案9,336件、商標17万8,240件、デザイン7万1,851件の審査処理を行った。これはPCT国際調査報告書の作成が増加し、審査品質向上のために審査官一人当たりの処理件数を調節したためである。

外国人のPCT国際調査申請件数の増加によってPCT国際調査報告書の作成件数は30,128件で前年度の34,234件より11.5%の減少となった。

一方、審査処理期間については、特許・実用新案11.0ヶ月、商標6.4ヶ月、デザイン6.5ヶ月を達成し国民との約束を履行した。

<表Ⅷ-4-1> 権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2001年	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002年	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,041)	267,372 (305,380)
2003年	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004年	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)

2005年	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006年	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009年	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011年	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)
2013年	181,871	12,063	193,934	64,421 (67,021)	145,072 (172,607)	403,427 (433,562)
2014年	166,924	9,336	176,260	68,847 (71,851)	147,602 (178,240)	392,709 (426,351)

*1次審査処理基準である。

*デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類商標の基準である。

*特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)含む、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効は含まない。

第2節 特許及び実用新案

1. 特許出願審査

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨン

2014年の特許出願の1次審査処理件数は16万6,924件で、2013年に比べ8.2%の減少となった。そのうちの9.5%に該当する15,798件が1次審査と同時に登録査定され、88.0%に該当する14万6,959件に対し意見提出が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は主要国の中で最も速い11.0ヶ月を維持した。

＜表Ⅷ－4－2＞特許1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下げ・放棄	審査処理期間
2007年	129,147 (100.0%)	26,801 (20.8%)	96,997 (75.1%)	693 (0.5%)	4,656 (3.6%)	9.8ヶ月
2008年	95,504 (100.0%)	12,190 (12.8%)	79,461 (83.2%)	505 (0.5%)	3,348 (3.5%)	12.1ヶ月
2009年	94,300 (100.0%)	7,682 (8.1%)	83,280 (88.3%)	491 (0.6%)	2,847 (3.0%)	15.4ヶ月
2010年	125,633 (100.0%)	11,276 (9.0%)	110,822 (88.2%)	573 (0.4%)	2,962 (2.4%)	18.5ヶ月
2011年	174,283 (100%)	17,280 (9.9%)	153,326 (88.0%)	676 (0.4%)	3,001 (1.7%)	16.8ヶ月
2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8ヶ月

2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	158,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,899 (2.1%)	13.2ヶ月
2014年	166,924 (100%)	15,798 (9.5%)	146,959 (88.0%)	879 (0.5%)	3,288 (2.0%)	11.0ヶ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録査定される割合は2005年以降約20%を維持し、2009年8.1%、2010年9.0%、2011年9.9%、2012年10.5%、2013年10.3%、2014年9.5%で維持されている。これは2008年6月に、世界的な審査品質重視の基調に応じて審査品質を中心とする特許審査政策のパラダイムへと転換した後、多様な審査品質の向上のための政策を施行した結果と分析される。

2014年の特許出願の審査終結処理件数は全体で17万7,252件であり、2013年に比べ1.4%の減少となった。このうちの67.9%に該当する12万353件が登録査定となり、30.2%に該当する5万3,611件が拒絶査定となった。これは前年に比べ登録査定割合が1.2%の減少となり、拒絶査定割合は0.9%の減少となった。出願の取下げ・放棄・無効は3,288件で、全体審査終結処理件数の1.9%に該当し、2013年に比べ15.7%の減少となった。

<表Ⅷ-4-3>特許審査の終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2007年	152,417 (100.0%)	112,344 (73.7%)	35,417 (23.2%)	4,656 (3.1%)
2008年	108,897 (100.0%)	72,161 (66.3%)	33,388 (30.6%)	3,348 (3.1%)
2009年	89,266 (100%)	52,729 (59.1%)	33,697 (37.7%)	2,840 (3.2%)

2010年	110,356 (100%)	69,162 (62.7%)	38,232 (34.6)	2,962 (2.7%)
2011年	151,184 (100%)	98,979 (65.5%)	49,204 (32.5%)	3,001 (2.0%)
2012年	163,912 (100%)	108,236 (66.0%)	51,912 (31.7%)	3,764 (2.3%)
2013年	179,794 (100%)	121,866 (67.8%)	54,029 (30.1%)	3,899 (2.1%)
2014年	177,252 (100%)	120,353 (67.9%)	53,611 (30.2%)	3,288 (1.9%)

2. 実用新案登録出願の審査

実用新案出願の1次審査処理件数は、1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願された出願量の審査請求が減少したことで、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少したが、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に転換したことで、実用新案の審査請求件数が増加し、2014年には9,324件が審査処理された。

<表Ⅷ-4-4> 実用新案1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下・放棄
2007年	7,342 (100.0%)	1,953 (26.6%)	5,374 (73.2%)	15 (0.2%)	-
2008年	12,708 (100.0%)	1,713 (13.5%)	10,236 (80.5%)	73 (0.6%)	686 (5.4%)
2009年	10,732	958	9,222	47	505

	(100%)	(8.9%)	(85.9%)	(0.5%)	(4.7%)
2010年	12,043 (100%)	1,286 (10.7%)	10,189 (84.6%)	52 (0.4%)	516 (4.3%)
2011年	17,796 (100%)	2,220 (12.5%)	14,968 (84.1%)	72 (0.4%)	536 (3.0%)
2012年	13,549 (100%)	1,714 (12.7%)	11,352 (83.8%)	51 (0.4%)	432 (3.2%)
2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)
2014年	9,324 (100%)	874 (9.4%)	8,015 (86.0%)	45 (0.5%)	390 (4.2%)

実用新案の審査終結処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2014年には10,394件を記録した。実用新案の登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少したが、2007年の74.7%を除外すると、2009年38.9%、2010年43.3%、2011年45.1%、2012年47.0%、2013年47.8%、2014年48.7%で小幅増加傾向を維持している。

<表Ⅷ-4-5> 実用新案審査終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2006年	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	-
2007年	3,633 (100.0%)	2,714 (74.7%)	919 (25.3%)	-
2008年	12,266 (100.0%)	5,267 (42.9%)	6,313 (51.5%)	686 (5.6%)
2009年	10,791	4,202	6,084	505

	(100%)	(38.9%)	(56.4%)	(4.7%)
2010年	11,216 (100%)	4,862 (43.3%)	5,838 (52.1%)	516 (4.6%)
2011年	15,559 (100%)	7,013 (45.1%)	8,010 (51.5%)	536 (3.4%)
2012年	14,894 (100%)	7,003 (47.0%)	7,459 (50.1%)	432 (2.9%)
2013年	12,719 (100%)	6,086 (47.8%)	6,192 (48.7%)	441 (3.5%)
2014年	10,394 (100%)	5,067 (48.7%)	4,937 (47.5%)	390 (3.8%)

1999年7月から施行された旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は、2006年10月に先登録制度の廃止により、2014年の1次審査処理件数が12件となり大幅に減少した。

<表Ⅷ-4-6> 旧実用新案(先登録制度)審査状況

(単位：件)

区分	1次審査処理					審査終結処理			
	設定登録 登録維持	意見提出 補正命令	その他通 知	取下 げ・ 放棄	計	設定登録 登録維持	取消し決 定	取下げ・ 放棄無 効・却下	計
2006年	28,187	16,989	82	2	45,260	37,640	3,285	4,015	44,940
2007年	2,250	4,785	29	1	7,065	6,376	2,738	646	9,760
2008年	233	871	12	-	1,116	900	742	-	1,642
2009年	96	375	5	-	476	306	308	-	614

2010年	52	211	1	-	264	152	180	-	332
2011年	46	111	-	-	157	113	65	-	178
2012年	-	21	45	-	66	1	2	-	3
2013年	5	6	34	-	45	5	-	-	5
2014年	-	3	9	-	12	-	-	-	-

3. PCT国際調査及び予備審査

2014年PCT国際特許出願の国際調査報告書は、2013年に比べ11.5%減少した30,128件を作成し、PCT予備審査報告書は、2013年に比べ4.9%減少した250件を作成した。

<表Ⅷ-4-7> PCT国際調査及び予備審査状況

(単位：件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	不作成宣言書	予備審査報告書
2006年	4,754	35	639
2007年	8,280	51	586
2008年	12,936	84	474
2009年	16,926	124	362
2010年	20,810	165	324
2011年	22,986	180	224
2012年	29,704	215	253
2013年	34,234	197	263
2014年	30,128	95	250

第3節 商標及びデザイン

1. 商標登録出願審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

イ. 国内商標登録の出願審査

商標登録出願の1次審査処理件数は178,240件であり、このうち52.8%に該当する94,136件は出願公告査定、47.2%に該当する84,104件は意見提出の通知を行った。1次審査の処理期間は2014年6.4ヶ月で、2013年の7.7ヶ月より1.3ヶ月短縮した。

<表Ⅷ-4-8> 商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	その他	審査処理期間
2009年	109,245 (100)	63,285 (55.0)	45,960 (45.0)	-	9.7ヶ月
2010年	133,212 (100)	75,423 (56.6)	57,789 (43.4)	-	10.6ヶ月
2011年	153,322 (100)	72,732 (47.4)	80,590 (52.6)	-	10.3ヶ月
2012年	137,674 (100)	63,777 (46.3)	73,897 (53.7)	-	9.1ヶ月
2013年	172,607 (100)	81,674 (47.3)	90,933 (52.7)	-	7.9ヶ月
2014年	178,240 (100)	94,136 (52.8)	84,104 (47.2)	-	6.5ヶ月

* 多類商標基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は168,837件で、このうち79.8%である134,745件が登録査定、20.2%である34,092件が拒絶となり、前年度に比べ登録査定率が多少高くなった。

＜表Ⅷ－４－９＞商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2008年	169,507 (100)	133,297 (78.6)	36,210 (21.4)
2009年	115,515 (100)	92,013 (79.7)	23,138 (20.3)
2010年	125,161 (100)	99,127 (79.2)	26,034 (20.8)
2011年	127,733 (100)	94,913 (74.3)	32,820 (25.7)
2012年	136,371 (100)	103,660 (76.0)	32,711 (24.0)
2013年	168,759 (100)	130,158 (77.1)	38,601 (22.9)
2014年	168,837 (100)	134,745 (79.8)	34,092 (20.2)

*多類商標基準、()は構成比

ロ. 国際商標登録出願の審査

国際商標登録出願の1次審査処理件数は24,447件で、このうち26.4%に該当する6,450件は出願公告決定、73.6%に該当する17,997件は意見提出の通知をした。1次審査処理期間は2014年5.8ヶ月で、2013年5.4ヶ月より0.4ヶ月増加した。

＜表Ⅷ－4－10＞国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	その他	審査処理期間
2009年	17,286 (100)	3,779 (21.9)	13,507 (78.1)	-	9.1ヶ月
2010年	15,932 (100)	3,713 (23.3)	12,219 (76.7)	-	9.9ヶ月
2011年	24,564 (100)	6,891 (28.1)	17,673 (71.9)	-	7.2ヶ月
2012年	19,807 (100)	5,510 (27.8)	14,297 (72.2)	-	6.0ヶ月
2013年	20,692 (100)	5,838 (28.2)	14,854 (71.8)	-	5.4ヶ月
2014年	24,447 (100)	6,450 (26.4)	17,997 (73.6)	-	5.8ヶ月

*多類商標基準、審査処理期間は、09年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

*()は構成比

2014年の最終的な審査処理件数は21,667件で、このうち76.8%である16,650件が登録査定され、23.2%である5,017件が拒絶された。

＜表Ⅷ－4－11＞国際商標登録出願の審査最終処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2008年	19,009 (100)	13,376 (70.4)	5,633 (29.6)
2009年	23,220 (100)	16,149 (69.5)	7,071 (20.5)

2010年	15,293 (100)	11,712 (76.6)	3,581 (23.4)
2011年	20,954 (100)	16,028 (76.5)	4,926 (23.5)
2012年	20,274 (100)	15,594 (76.9)	4,680 (23.1)
2013年	21,143 (100)	15,878 (75.1)	5,265 (24.9)
2014年	21,667 (100)	16,650 (76.8)	5,017 (23.2)

2. デザイン登録出願審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

デザイン登録出願の1次審査処理件数は71,851件で、このうち47.5%に該当する34,149件は登録査定、52.5%に該当する37,702件は意見提出の通知をした。前年度に比べ1次審査処理件数が増加したのは、審査処理期間短縮のために審査官別の処理目標を上方修正したためである。

1次審査処理期間は、2014年6.5ヶ月で2013年7.3ヶ月より0.8ヶ月短縮し、審査処理目標機関である6.5ヶ月以内を達成した。

<表Ⅷ-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	その他	審査処理期間
2008年	51,492 (100)	26,844 (52.1)	24,549 (47.7)	99 (0.2)	5.6ヶ月

2009年	43,769 (100)	23,404 (53.5)	20,365 (46.5)	-	9.0ヶ月
2010年	49,778 (100)	26,985 (54.2)	22,793 (45.8)	-	10.0ヶ月
2011年	60,550 (100)	30,274 (50.0)	30,276 (50.0)	-	10.0ヶ月
2012年	65,039 (100)	31,168 (47.9)	33,871 (52.1)	-	8.8ヶ月
2013年	67,021 (100)	30,757 (45.9)	36,264 (54.1)	-	7.3ヶ月
2014年	71,851 (100)	34,149 (47.5)	37,702 (52.5)	-	6.5ヶ月

*複数デザイン基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

2014年の最終的な審査処理件数は73,036件で、このうち84.0%に該当する61,323件は登録査定、16.0%に該当する11,713件は拒絶査定され、前年度に比べ登録査定率が多少高くなった。

<表Ⅷ-4-13> デザイン登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2008年	55,514 (100)	42,466 (82.4)	9,048 (17.6)
2009年	44,178 (100)	36,179 (81.9)	7,684 (18.1)
2010年	48,237	40,387	7,850

	(100)	(83.7)	(16.3)
2011年	58,222 (100)	49,330 (84.7)	8,892 (15.3)
2012年	63,037 (100)	52,560 (83.4)	10,477 (16.6)
2013年	64,919 (100)	53,538 (82.5)	11,381 (17.5)
2014年	73,036 (100)	61,323 (84.0)	11,713 (16.0)

*複数デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申立て件数及び異議申立て率、異議認容率等は以下の表のとおりである。商標登録出願を基準にみると、2014年の商標登録異議申立て件数は1,891件で出願公告件数の2.3%に該当し、異議決定件数のうち異議申立てに理由があると認容された割合は52.4%であった。

<表Ⅷ-4-14> 異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率

(単位：件、%、ヶ月)

区分	2012年			2013年			2014年		
	商標	デザイン	国際商標	商標	デザイン	国際商標	商標	デザイン	国際商標
公告/登録件数(A)	57,215	17,964	3,891	74,674	4,316	19,365	83,475	4,686	18,680
異議申立て件数(B)	2,281	140	61	2,278	45	138	1,891	54	117
異議申立て率(B/A)	4.0	0.8	1.6	3.1	1.0	0.7	2.3	1.2	0.6

2014年度知的財産白書

異議決定件数(C)	2,453	105	58	2,067	47	130	2,467	42	131
異議認容件数(D)	1,074	75	7	923	7	92	1,292	11	94
異議認容率(D/C)	43.8	71.4	12.1	44.7	14.9	70.8	52.4	26.2	71.8

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理状況

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 バン・スンフン

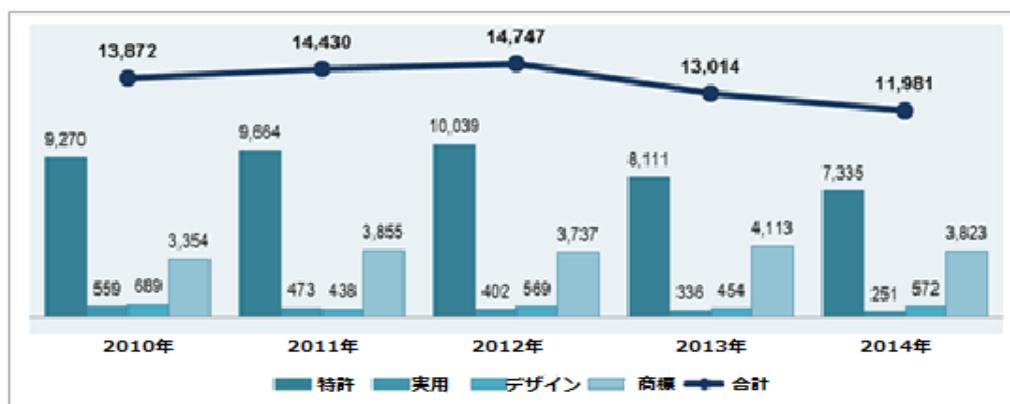
審判請求件数は2014年11,981件であり、前年に比べ7.9%の減少となった。権利別にみると、特許9.6%、実用新案25.3%、商標7.1%の減少となったが、デザインは26%の増加となった。

<表Ⅷ-5-1> 権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2010	2011	2012	2013	2014
請求 (増加率)	特許	9,270 (△12.2)	9,664 (4.3)	10,039 (3.9)	8,111 (△19.2)	7,335 (△9.6)
	実用	559 (△32.5)	473 (△15.4)	402 (△15.0)	336 (△16.4)	251 (△25.3)
	デザイン	689 (3.9)	438 (△36.4)	569 (29.9)	454 (△20.2)	572 (26.0)
	商標	3,354 (△5.0)	3,855 (14.9)	3,737 (△3.1)	4,113 (10.1)	3,823 (△7.1)
	計	13,872 (△11.0)	14,430 (4.0)	14,747 (2.2)	13,014 (△11.8)	11,981 (△7.9)

＜図Ⅷ－5－1＞権利別の審判請求状況



審判処理件数は2013年10,194件で前年比6.3%の減少率を記録し、デザインは前年比4.1%の増加となった。

＜表Ⅷ－5－2＞権利別の審判処理及び前置登録状況

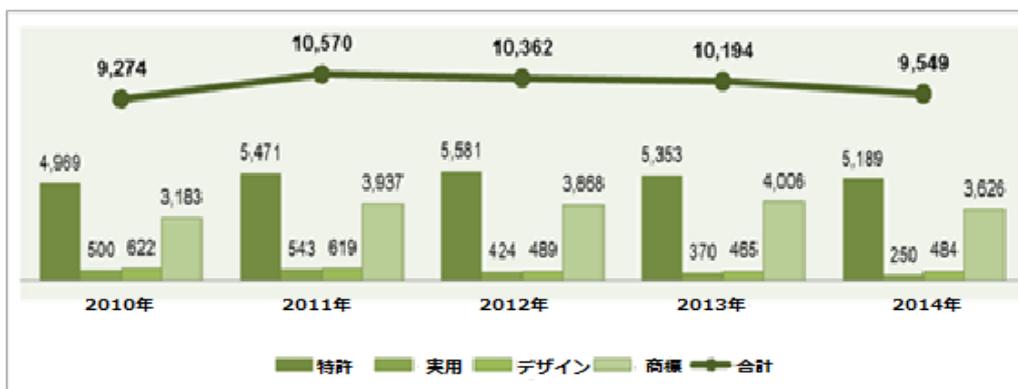
(単位：件、%)

年度		2010	2011	2012	2013	2014
処理 (増加率)	特許	4,969 (5.3)	5,471 (10.1)	5,581 (2.0)	5,353 (△4.1)	5,189 (△3.1)
	実用	500 (△8.3)	543 (8.6)	424 (△21.9)	370 (△12.7)	250 (△32.4)
	デザイン	622 (2.8)	619 (△0.5)	489 (△21.0)	465 (△4.9)	484 (4.1)
	商標	3,183 (△18.3)	3,937 (23.7)	3,868 (△1.8)	4,006 (3.6)	3,626 (△9.5)
	計	9,274 (△5.0)	10,570 (14.0)	10,362 (△2.0)	10,194 (△1.6)	9,549 (△6.3)
審査 前置登録 (増加率)	特許	4,370 (△9.9)	4,022 (△8.0)	4,341 (7.9)	3,519 (△18.9)	2,476 (△29.6)
	実用	104	66	39	20	1

		(△24.6)	(△36.5)	(△40.9)	(△48.7)	(△95.0)
	デザイン	27 (△41.3)	7 (△74.1)	- (△100.0)	- (-)	- (-)
	商標	-	-	-	-	-
	計	4,501 (△10.6)	4,095 (△9.0)	4,380 (7.0)	3,539 (△19.2)	2,477 (△30.0)

* 処理は無効処分及び前置登録件数は除外

<図Ⅷ-5-2> 年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求状況

請求人別の審判請求件数の割合は 外国企業が40.6%、国内企業が39.5%、内・外国人を含む個人が17.4%を占めている。

<表Ⅷ-5-3> 審判請求別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2010	2011	2012	2013	2014
内国 個人	特許	1,441	1,355	1,025	811	731
	実用	302	249	210	179	129

2014年度知的財産白書

	デザイン	329	196	280	196	198
	商標	798	932	867	996	924
	計	2,870 (20.7)	2,732 (18.9)	2,382 (16.2)	2,182 (16.8)	1,982 (16.5)
外国 個人	特許	74	81	77	61	48
	実用	4	1	-	-	1
	デザイン	7	4	1	1	6
	商標	32	46	47	100	54
	計	117 (0.8)	132 (0.9)	125 (0.8)	162 (1.2)	109 (0.9)
国内 企業	特許	3,623	3,757	3,390	3,023	2,819
	実用	235	217	183	149	114
	デザイン	316	178	226	210	313
	商標	1,386	1,558	1,218	1,471	1,486
	計	5,560 (40.1)	5,710 (39.6)	5,017 (34.0)	4,853 (37.3)	4,732 (39.5)
外国 企業	特許	3449	3,770	5,116	3,952	3,473
	実用	12	4	6	7	6
	デザイン	33	60	61	45	53
	商標	1,098	1,297	1,567	1,511	1,332
	計	4,589 (33.1)	5,131 (35.6)	6,750 (45.8)	5,515 (42.4)	4,864 (40.6)
公共 研究 機関	特許	290	256	134	113	111
	実用	1	-	-	-	1
	デザイン	4	-	-	-	2
	商標	21	-	19	12	4

	計	316 (2.3)	256 (1.8)	153 (1.0)	125 (1.0)	118 (1.0)
大 学	特許	364	405	277	129	142
	実用	2	1	1	1	-
	デザイン	-	-	1	2	-
	商標	6	14	13	12	9
	計	372 (2.7)	420 (2.9)	292 (2.0)	144 (1.1)	151 (1.3)
その他	特許	29	40	20	22	11
	実用	3	1	2	-	-
	デザイン	-	-	-	-	-
	商標	16	8	6	11	14
	計	48 (0.3)	49 (0.3)	28 (0.2)	33 (0.3)	25 (0.2)

* その他：国、自治団体等

* () は構成比(%)

3. 内国人・外国人間の当事者系の審判請求状況

2014年の当事者系審判は全体で3,609件が請求され、このうち内国人と内国人間の審判請求は2,428件(67.3%)、内国人と外国人間の審判請求は1,046件(29.0%)、外国人と外国人間の審判請求は135件(3.7%)であった。

<表Ⅷ-5-4>内国人・外国人間の当事者系審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2010	2011	2012	2013	2014
内国人と 内国人	特許	966	954	872	783	765
	実用	250	213	192	179	124

	デザイン	459	272	388	298	382
	商標	929	1,104	1,047	1,152	1,157
	計	2,604	2,543	2,499	2,412	2,428
内国人 と 外国人	特許	79	136	122	130	270
	実用	2	-	-	-	3
	デザイン	3	2	3	4	3
	商標	203	136	109	244	146
	計	287	274	234	378	422
外国人と 内国人	特許	16	25	14	29	20
	実用	-	-	2	2	1
	デザイン	10	24	23	14	18
	商標	477	547	609	652	585
	計	503	596	648	697	624
外国人 と 外国人	特許	9	14	10	6	17
	実用	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	-	-
	商標	69	89	117	154	118
	計	78	103	127	160	135
合計	特許	1,070	1,129	1,018	948	1,072
	実用	252	213	194	181	128
	デザイン	472	298	414	316	403
	商標	1,678	1,876	1,882	2,202	2,006
	計	3,472	3,516	3,508	3,647	3,609

*内国人と内国人:請求人が内国人・被請求人が内国人

*内国人と外国人:請求人が内国人・被請求人が外国人

*外国人と内国人:請求人が外国人・被請求人が内国人

*外国人と外国人:請求人が外国人・被請求人が外国人

4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況

2014年度の韓国の国内企業と外国企業間の審判請求件数は全体で701件であり、そのうち商標に対する審判請求が421件で60.1%を占めている。韓国の国内企業が審判請求した359件(51.2%)で、外国企業が審判請求した342件(48.8%)より高く、特許及び実用新案の場合は、国内企業が外国企業に比べ14倍程度多く審判請求をしている。

＜表Ⅷ－5－5＞韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況

(単位：件、%)

区分			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
請求人	被請求人	権利別					
国内 企業	外国 企業	特許	58	118	97	107	251
		実用	1	-	-	-	3
		デザイン	3	2	3	4	1
		商標	130	91	83	172	104
		計	192	211	183	283	359
外国 企業	国内 企業	特許	12	20	12	27	18
		実用	-	-	2	1	-
		デザイン	5	14	7	7	7
		商標	257	274	362	380	317
		計	274	308	383	415	342
合計		特許	70	138	109	134	269
		実用	1	0	2	1	3
		デザイン	8	16	10	11	8
		商標	387	365	445	552	421
		計	466	519	566	698	701

5. 中小企業・大企業間の審判請求状況

中小企業と大企業間の審判請求件数は、2014年全体で197件となり、前年度に比べ14.0%pの減少となった。産業財産権のうち商標が111件で56.3%を占め、中小企業と大企業間で最も紛争が多く発生している。

＜表Ⅷ－5－6＞ 中小企業・大企業間の審判請求状況

(単位：件、%)

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
特許	32	55	62	71	77
実用	4	5	13	11	4
デザイン	9	3	13	9	5
商標	123	141	138	138	111
計	168	204	226	229	197

* 中小企業：中小企業基本法に基づく企業

6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は2014年7.9ヶ月で前年比0.6ヶ月が短縮され、2010年以降から段階的に審査処理期間が短縮された。

＜表Ⅷ－5－7＞ 年度別の審判処理期間状況

(単位：件、%)

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
特許・実用	10.6	10.2	10.2	9.7	9.4
商標・デザイン	9.1	8.2	7.4	6.8	7.3
計	9.9	9.5	9.0	8.5	7.9

第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

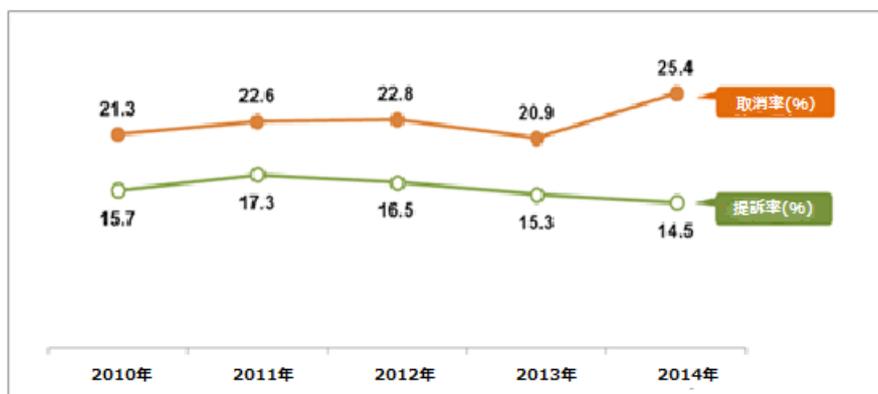
特許審判院 審判政策課 工業事務官 バン・スンフン

1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許裁判所に訴を提起した割合は、2010年の15.7%から2014年の14.5%となり減少傾向にある。一方、2014年の審決取消率は25.4%で前年に比べ4.5%pの増加となったが、過去5年間の審決取消率(特許裁判所の判決のうち、特許審判院の審決を取消した割合)は22.6%であり、2007年以降安定的な減少傾向にある。

＜表Ⅷ－5－8＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

年度	2010	2011	2012	2013	2014
訴訟提起可能審決	6,195	7,267	6,930	6,816	6,567
訴訟提起	973	1,254	1,145	1,044	954
提訴率(%)	15.7	17.3	16.5	15.3	14.5
判決件数	992	1,237	1,183	1,025	971
取消し判決	211	280	270	214	247
取消し率(%)	21.3	22.6	22.8	20.9	25.4



第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 バン・スンフン

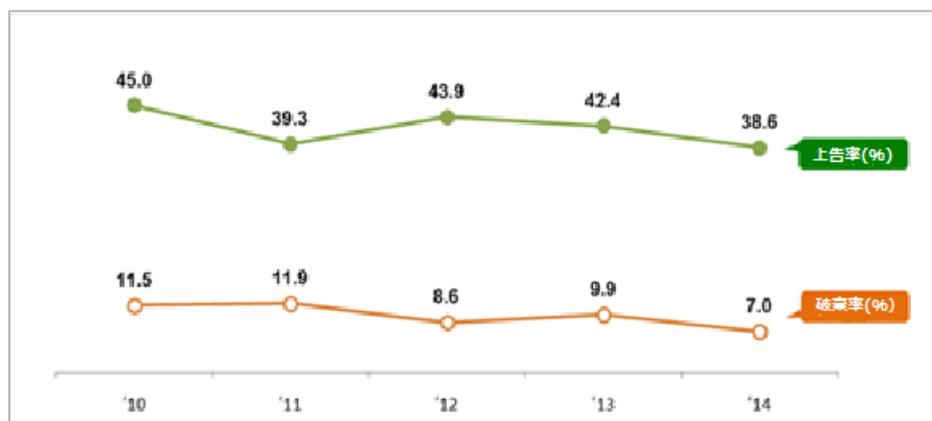
特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した割合は、2014年は前年比3.8%p減少した38.6%であり、上告審で特許裁判所の判決を破棄した割合は2014年7.0%で、前年比2.9%pの減少となった。

＜表Ⅷ－5－9＞最高裁判所への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

年度		2010	2011	2012	2013	2014
特許裁判所判決		799	1,039	972	811	736
上告	件数	367	408	427	344	284
	上告率(%)	45.9	39.3	43.9	42.4	38.6
最高裁判所宣告		399	369	419	372	315
破棄	件数	46	44	36	37	22
	上告率(%)	11.5	11.9	8.6	9.9	7.0

* 特許方法院の判決件数：全体判決件数のうち、認容、棄却、却下を意味する。



付 録

1. 歴代庁長(運営支援課)

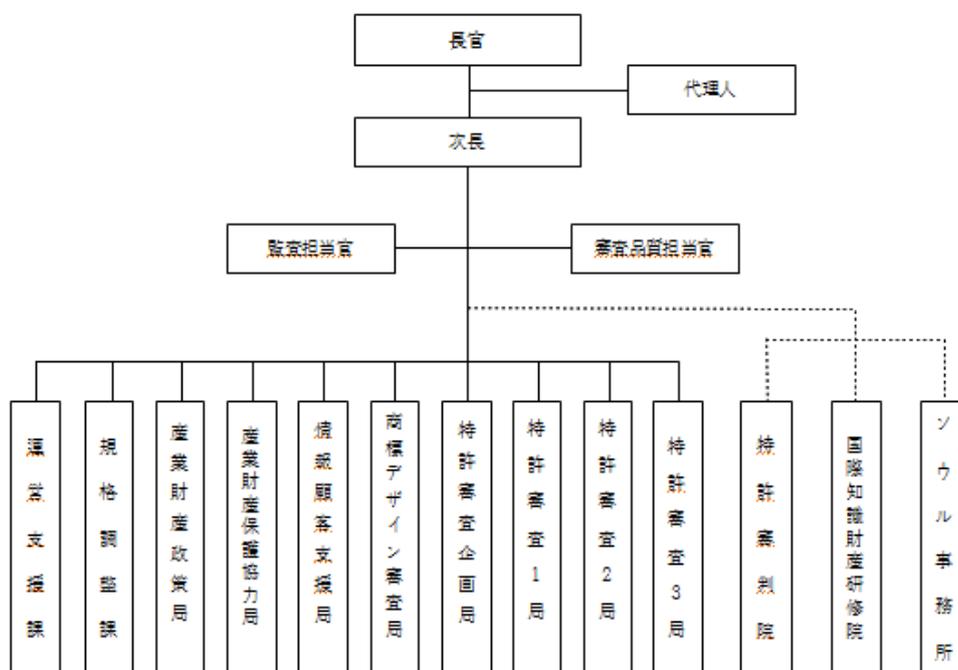
歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の直前経歴
初代	裴相穢	1977. 3. 12～1977. 12. 23	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977. 12. 23～1978. 12. 30	特許庁次長
3代	李相燮	1978. 12. 30～1982. 12. 18	商工部次官補
4代	洪性佐	1982. 12. 28～1985. 10. 18	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985. 10. 19～1988. 3. 4	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988. 3. 5～1990. 3. 19	特許庁次長
7代	金喆寿	1990. 3. 20～1991. 9. 18	商工部第1次官補
8代	金俊	1991. 9. 20～1993. 3. 3	商工部第2次官補
9代	安光咎	1993. 3. 4～1995. 12. 25	商工部第2次官補
10代	鄭海滂	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通産部次官補
11代	韓憲洙	1996. 12. 24～1997. 3. 6	通産部通商貿易室長
12代	崔弘建	1997. 3. 7～1998. 3. 8	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998. 3. 9～1999. 5. 26	特許庁次長

14代	呉剛鉉	1999. 5. 26～2000. 8. 11	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000. 8. 11～2002. 2. 4	特許庁次長
16代	金光琳	2002. 2. 5～2003. 3. 3	予算決算委首席専門委員
17代	河東万	2003. 3. 3～2004. 9. 3	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004. 9. 3～2006. 1. 31	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006. 2. 1～2008. 4. 30	特許庁 第 回長
20代	高廷植	2008. 5. 1～2010. 4. 30	産業資源部 エネルギー 資源政策本部長
21代	李秀元	2010. 5. 1～2012. 4. 30	大統領室非常経済状況室 長、
22代	金昊源	2012. 5. 1～2013. 3. 17	国務総理室国政運営2室長
23代	金榮敏	2013. 3. 18～2015. 3. 17	特許庁次長

2. 機構・定員・予算状況(創造行政担当官室、企画財政担当官室)

イ. 機構

局 (官)	課 (チーム)	所属機関		
		審判院	研修院	事務所
8 (1)	52 (15)	1課 1チーム	3課	3課



ロ. 定員

(2014. 12. 31. 基準、単位:名)

区分	庁長	高位公務員団	3・4級	4級	4・5級	5級	6級	7級	8級	9級	管理運営	計
本庁	1	10	14	39	104	917	172	55	33	17	36	1,398
所属機関		13		45	53	19	20	11	5	7	16	189
計	1	23	14	82	228	936	192	66	38	24	52	1,587

3. 特許庁所管の法令状況(規制改革法務担当官)

(2015. 3. 1基準)

法律(8)	大統領令(11)	付属令(9)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査制度課
	特許権等の登録令	特許権等の登録令施行規則	登録課

	特許権の受容実施等に関する規定		産業財産創出戦略チーム
		特許料等の徴収規則	情報顧客 政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査制度課
デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査制度課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処分・管理および補償等に関する規定	公務員職務発明の処分・管理および補償等に関する規定施行規則	産業財産政策課
不正競争防止および営業秘密保護に関する法律	不正競争防止および営業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護政策課
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	産業財産創出戦略チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課

4. 2014年の主要マスコミ報道内容及び庁長の広報活動(代弁人室)

報道日付	報道内容	報道媒体	備考
1. 2	2014年の特許庁始業式	ニュース1	政策説明会
1. 13	創造経済の貨幣、知的財産	ファイナンシャル ニュース	寄稿

1. 15	2014、発明特許人の新年挨拶会	電子新聞	懇談会
1. 15	韓国知的財産評価取引センター開所式	アジア経済	政策説明会
1. 16	韓国知的財産評価取引センター発足	YTNサイエンス	放送出演
1. 17	優秀知的財産人材養成のための懇談会	ニュース1	懇談会
1. 22	特許庁-韓国放送広告振興公社と業務協約締結	ニュース1	政策説明会
1. 24	知的財産教育先導大学事業団の運営協議会発足式	ニュース1	政策説明会
1. 27	大田ジュンリ市場の訪問	ニュース1	講演会
1. 27	強い特許創出に寄与した優秀審査官に授賞	アジア経済	政策説明会
1. 27	金・ヨンミン長官、ヘセン院訪問	ソウル経済	講演会
2. 2	中学生が創業 … 奨学金も寄付	YTN	放送出演
2. 4	海外進出中小企業、特許防御が最優先	デジタルタイムズ	寄稿
2. 7	韓-UAE 特許審査代行のMOU締結	電子新聞	政策説明会
2. 7	韓国特許審査サービスをUAEへ輸出	KBS	放送出演
2. 7	韓国特許審査サービス史上初UAEへ輸出	YTN	放送出演
2. 8	UAE特許審査は韓国が	매일경제	インタビュー
2. 12	生活の中のアイデアは偉大だ。	ソウル新聞	寄稿
2. 18	ITリーダスフォーラム講演	電子新聞	講演会
2. 24	アイデアが良ければ強い特許に役立つ	YTNサイエンス	放送出演
2. 27	ロシア特許庁と知的財産権協力のMOU	デジタルベリーニュース	政策説明会
2. 28	特許庁-SGI(ソウル保証) MOU締結	뉴스1	政策説明会
2. 28	World Class IPセンター開所式	뉴스1	政策説明会
3. 1	アイデアが良ければ特許メントリングが受けられる。	YTNニュースワイド	放送出演
3. 2	国際共同研究紛争を防止する… 韓-英 標準モデル開発	YTNサイエンス	放送出演

3. 2	韓-英共同研究協約ガイドライン発足式	ニューシス	政策説明会
3. 2	「デトク IPフォーラム」創立イベント及び創立フォーラム	ソウル経済	政策説明会
3. 5	オンドルとバルジル	ソウル経済	寄稿
3. 12	金・ヨンミン特許庁長官-ボリスシモノフロシア特許庁長官と特別対談	電子新聞	インタビュー
3. 12	美術館となった特許庁	ソウル経済	寄稿
3. 19	春分を迎えて	ソウル経済	寄稿
3. 24	IP金融、市中銀行へと拡大し、中小・ベンチャーの資金調達に一助	ソウル経済	インタビュー
3. 25	知的財産中小企業の現場懇談会	ニュース1	懇談会
3. 26	フィンランド式サウナと創業	ソウル経済	寄稿
3. 31	規制により死蔵した新技術事業を積極支援	YTNサイエンス	放送出演
3. 31	特許庁知的財産で中小企業支援	大田MBC	放送出演
3. 31	特許庁と傘下機関、経営計画書の締結	デジタルタイムズ	政策説明会
4. 2	知的財産は創造経済の貨幣であり創業の種	文化日報	インタビュー
4. 2	金より高いトマト種子	ソウル経済	寄稿
4. 2	「特許戦略支援団」発足式	電子新聞	政策説明会
4. 3	「未来の今日」をつくる発明の力	ソウル経済	寄稿
4. 3	特許庁-ノンウバイオの知的財産現場懇談会	Dongyangnews通信	懇談会
4. 3	農林畜産食品部-特許庁で「種子分野の知的財産権創出・活用のための業務協約 (MOU)」締結	アジア経済	政策説明会
4. 5	ロイヤルティーを支払う唐辛子種子の主権を守れ	YTN	放送出演
4. 8	韓-ベトナム、韓-フィリピン特許庁長官会談	ニュース1	政策説明会
4. 9	捨てられたペットボトルで作る魔法	ソウル経済	寄稿
4. 15	知的財産R&D支援の民間協議会の発足	YTN	放送出演

4. 15	知的財産創業企業協議会の発足式	ニュース1	政策説明会
4. 16	国際博覧会と知的財産権協約	ソウル経済	寄稿
4. 16	特許分析評価システム(SMART3)活用戦略コンファレンス開催	ニュース1	政策説明会
4. 23	ビジネスジャングルの生存法	ソウル経済	寄稿
4. 24	特許審判院「映像口述審理システム」の開通	京仁日報	政策説明会
4月	中小企業、知的財産を守れ	トクトク中小企業	寄稿
5. 1	UAEと特許審査代行契約の締結	ニュース1	政策説明会
5. 3	オンラインショッピング業社、「模倣品根絶」の約束	マネトディー放送	放送出演
5. 3	国民に対する知的財産尊重文化拡散のための業務協約(MOU)の締結	マネトディー放送	政策説明会
5. 8	世界知的財産権保護協会会長団の接見	ニュース1	懇談会
5. 8	標準特許の政策フォーラム	ニューシス	政策説明会
5. 14	特許庁-地域デザイン振興機関の業務協約式	ニュース1	政策説明会
5. 14	国際知的財産権産業保安コンファレンス	ファイナンシャル ニュース	懇談会
5. 16	発明の日の記念式開催	ニューシス	政策説明会
5. 16	「2014 大韓民国世界女性発明大会・女性発明品博覧会」及び「2014世界女性発明フォーラム」の開催	大田経済	政策説明会
5. 22	模倣品流通防止協議会の発足式	アジア経済	政策説明会
5. 23	特許庁-韓国銀行のMOU締結	ファイナンシャル ニュース	懇談会
5. 27	特許庁-中央科学館-発明振興会MOU締結	デジタルタイムズ	政策説明会
5. 28	国立中央科学館で特許発明教育を受ける。	YTNサイエンス	放送出演
5. 28	輸出中小企業と現場懇談会	アジア経済	懇談会
5. 29	特許料にふらつく… 輸出中小企業の解決策は?	YTNサイエンス	放送出演

5. 29	特許庁-ウリ銀行、知的財産金融活性化のための業務協約締結	アジアトゥデイ	政策説明会
5. 31	特許庁知的財産尊重キャンペーン業務協約	TV朝鮮	放送出演
6. 1	海外特許料国内の7倍 … 輸出企業の苦痛	YTN	放送出演
6. 2	2014 知的財産尊重文化拡散キャンペーン (ニセモノ OUT ホンモノ OK)	SBS 生活経済	放送出演
6. 2	社会的弱者に知的財産政策の積極支援	ファイナンシャル ニュース	寄稿
6. 2	グローバル特許行政	ソウル経済	寄稿
6. 2	大田顕忠院を参拝	Dongyangnews通信	講演会
6. 3	特許情報を活用してグローバル企業競争力を高めよう	ファイナンシャル ニュース	寄稿
6. 3	韓-EPO特許庁長官の会談	ソウル経済	政策説明会
6. 3	国民の知的財産尊重文化拡散のための業務協約 (MOU) 締結	SBS 生活経済	政策説明会
6. 3	ヨーロッパ特許庁とEU単一特許制度説明会の共同開催	ニューシス	政策説明会
6. 4	IP5 to boost global patent cooperation	コリアヘラルド	インタビュー
6. 4	韓-中特許庁長官の会談	連合ニュース	政策説明会
6. 4	先進特許分類体系の拡大導入	アジア経済	政策説明会
6. 5	「模倣品 OUT」 消費者から実践しよう	ウィークトリー	インタビュー
6. 5	IP5 産業界宴席会議	中都日報	政策説明会
6. 6	生活の中の発明	KBS	放送出演
6. 6	IP5 特許庁長官会合の開催	ソウル新聞	政策説明会
6. 7	Heads of IP5 Offices agreed to allow free public access to patent information	アリランTV	放送出演

6. 7	7月から全世界特許情報無料公開	YTN	放送出演
6. 9	7月から全世界の特許情報無料公開	YTNサイエンス	放送出演
6. 9	Patent data to become more accessible	コリアヘラルド	インタビュー
6. 9	21世紀知的財産創出、保護、活用促進するインフラの基盤となる。	中都日報	インタビュー
6. 14	開かれた今日! ソ・ジョンビンです。 - 主要 5ヶ国特許庁長官会合等のインタビュー	平和放送ラジオ	放送出演
6. 16	特許庁-食品医薬品安全処の MOU 締結	ニューシス	政策説明会
6. 18	第5回目の韓・中・日デザインフォーラム開催	Dongyangnews通信	政策説明会
6. 18	第4回目のIP DB & ソリューションコンファランス開催	Dongyangnews通信	政策説明会
6. 19	特許庁-高麗大業務協約(MOU)の締結	ソウル経済	정책설명회
6. 19	2014年上半期の特許技術賞授賞式	中央日報	政策説明会
6. 23	特許情報活用支援センター開所式	アジア経済	政策説明会
6. 24	韓国型IP金融環境造成に向けた国際会合の開催	YTN	放送出演
6. 24	IP金融国際コンファランス開催	ニュース1	政策説明会
6. 26	民間技術取引市場を積極的に助ける。	毎日経済	インタビュー
6. 26	金融資産として浮上する知的財産	韓国日報	寄稿
6. 26	Mirror neuronと創造経済	大田日報	寄稿
6. 26	2014年、知的財産政策諮問委員会	ニュース1	政策説明会
6. 26	特許庁-新韓銀行業務協約(MOU)の締結	アジア経済	政策説明会
6. 27	韓-ザンビア特許庁長官会合	Dongyangnews通信	政策説明会
6. 27	金・ヨンミン特許庁長官、大田報勲病院訪問	dtnews24	講演会
7. 1	IP金融の行き先 … 知的財産権 60% 明るくない。	KBS	放送出演
7. 1	韓-メキシコ特許庁長官会合	ソウル経済	政策説明会
7. 1	ヨーロッパ交通金融中心地 であるフランクフルト	アジア経済	政策説明会

	にIP-DESK開所		
7. 2	適正技術がつくる地球村の幸福	ソウル新聞	寄稿
7. 2	APEC-特許庁適正技術こンファランス開催	ニュース1	政策説明会
7. 3	オーダーメイド型特許審査により競合力強化	YTN	放送出演
7. 8	特許庁、知的財産基盤の創造経済をけん引	KTV	放送出演
7. 8	知的財産シェアリングコンファレンス	CHi 産業ニュース	放送出演
7. 8	中国と商標分野における協力強化合意	ソウル経済	政策説明会
7. 11	韓-ドイツ特許庁長官会合開催	アジア経済	政策説明会
7. 14	特許庁、フランクフルトに知的財産センター開所	YTNサイエンス	放送出演
7. 21	特許庁と K-water業務協約の締結	ニューシス	政策説明会
7. 22	DK産業訪問及び現場懇談会の開催、IP創造 Zone訪問	電子新聞	政策説明会
7. 31	青少年創意力を伸ばせる発明教育を拡散させるべき	朝鮮日報	寄稿
7月	強い特許だけが富国の道、金・ヨンミン特許庁長官	マイダス	インタビュー
8. 1	慎独の力 … 黙々と担った仕事をやり遂げると進む道が開ける。	韓国経済	インタビュー
8. 3	知財権貿易統計、技術収支黒字へと一歩踏み出す。	韓国経済	寄稿
8. 3	金・ヨンミン特許庁長官、大田ヘセン院訪問	クムカン日報	講演会
8. 11	大田を特許メカに… 特許情報院も移転	大田MBC	放送出演
8. 11	特許情報院の移転… 特許特別市として「そびえたつ」	TJB大田放送	放送出演
8. 11	韓国特許情報院特許情報振興センター 大田移転記念イベント	電子新聞	講演会
8. 13	正確かつ公正な高品質審査に寄与した優秀審査官の授賞	アジア経済	懇談会
8. 14	金・ヨンミン特許庁長官、「知的財産も韓流時代」	ノーカットニュー ス	放送出演

8. 18	「鳴梁」の李舜臣が特許産業に与えた教訓	ファイナンシャル ニュース	寄稿
8. 26	第32回目の CIPO 朝食セミナー	ニュース1	政策説明会
8. 28	Keyang電機訪問、現場懇談会開催	アジアトディー	懇談会
9. 1	知的財産研究開発事業の現場懇談会開催	YTNサイエンス	放送出演
9. 1	金・ヨンミン特許庁長官、大田ジュンリ市場訪問し 商人を激励	ソウル経済	講演会
9. 2	第3回目の江原知的財産フェスティバル	大田経済	政策説明会
9. 3	情報が競争力、「国際特許情報博覧会の開幕」	YTNサイエンス	放送出演
9. 3	知的財産「行政韓流」本格的に拡散	国民日報	インタビュー
9. 3	PATINEX 2014	YTNサイエンス	政策説明会
9. 3	スンチョン知的財産経営の現場懇談会	ニュース1	懇談会
9. 16	知的財産権隘路を直接訪ねて解決します。	KTV	放送出演
9. 16	「知的財産基盤の競争力強化戦略」講演	デジタルタイムズ	講演会
9. 16	第3回目のデトクIPフォーラム開催	中都日報	政策説明会
9. 16	特許庁-KB国民銀行業務協約	アジア経済	政策説明会
9. 17	アイバック調停仲裁センター(IIPAC)開所式及び業 務協約	大田経済	政策説明会
9. 18	市道教育庁-特許庁、「創意発明教育の拡散」の協 約	EBS	放送出演
9. 18	全国 17の市・道教育庁-特許庁、青少年創意発明教 育の拡散及び活性化に向けてMOU 締結	クムカン日報	政策説明会
9. 19	IP 情報解放活用諮問委員会の開催	新素材経済	政策説明会
9. 21	韓-UAE 知的財産権分野の首脳会談及び特許情報シ ステム協力のMOU 締結	電子新聞	政策説明会
9. 22	Interview With KIPO Commissioner Kim Young-min	IP WATCH	インタビュー
9. 22	WIPO 総会基調演説	ニュース1	政策説明会

9. 23	金特許庁長官、「知的財産基盤の金融財源6千億ウォン超え」	ジュネーブ-連合ニュース	インタビュー
9. 23	韓-サウジ 特許庁長官会合	ソウル経済	政策説明会
9. 24	韓-OHIM 特許庁長官会合	ニュース1	政策説明会
9. 25	韓-米 特許庁長官会合	ソウル経済	政策説明会
10. 2	規制改革、国民陪審員団会議	ニューシス	懇談会
10. 3	韓国特許システム、中東に史上初の輸出	YTN	放送出演
10. 14	金・ヨンミン特許庁長官、発明教育ブームは特許庁が責任もつ	eduニュース	インタビュー
10. 14	2014年の大田知的財産朝食フォーラム	電子新聞	政策説明会
10. 15	第33回目の CIP0 朝食セミナー	アジアトディ	政策説明会
10. 16	特許庁、風船を利用した成層圏撮影イベント開催	大田KBS	放送出演
10. 16	青少年宇宙探検家2名のアバタが搭乗した創意発明宇宙船、成層圏へ発射	KBS	政策説明会
10. 17	統合韓国知識財産学会の発足式及び国際学術大会	ニューシス	政策説明会
10. 21	第15回目の「大韓民国半導体設計展」開幕	忠清トディ	政策説明会
10. 23	YTN-特許庁-発明文化振興 MOU 締結	YTNサイエンス	放送出演
10. 28	特許庁-京畿道用務協約	ニューシス	政策説明会
10. 29	韓・日特許庁長官会合	中都日報	政策説明会
10. 31	3無3通、知的財産疎通コンサート	ソウル経済	懇談会
11. 1	特許をみれば時代がわかる「融複合審査組織」拡大した。	アジア経済	インタビュー
11. 1	韓・中・日特許庁長官会合	デジタルタイムズ	政策説明会
11. 4	飛べ! 青少年創作宇宙船	KTV	放送出演
11. 5	2014の 韓国知的財産協会 Annual コンファレンス	アジア経済	政策説明会
11. 8	YTNドキュメンタリースペシャル1部	YTN	放送出演

	特許戦争時代は側道が競争力		
11. 9	YTNドキュメンタリースペシャル2部 特許戦争時代は協力で競争せよ	YTN	放送出演
11. 11	韓・中・日の知的財産権使用者シンポジウム	ソウル経済	政策説明会
11. 14	安東知的財産フォーラム開催	アジア経済	政策説明会
11. 17	2014 の音・匂い等非典型商標コンファレンス開催	大田日報	政策説明会
11. 18	3無3通知的財産疎通コンサート開催	KTV	懇談会
11. 21	「特許審査の革新速度を出す」	ソウル経済	インタビュー
11. 21	伝統知識 DBを活用した遺伝子東医宝監事業の成果 発表会	ソウル経済	政策説明会
11. 21	第6回目の中小企業IP経営者大会	ニュース1	政策説明会
11. 26	デザイナー 35%、「自分のデザイン権利について分 からない」	YTNサイエンス	政策説明会
11. 26	[対談プログラム] TV、人に合う	YTN	政策説明会
11. 26	知的財産創造企業協議会の総会開催	YTN	政策説明会
11. 27	中小企業も特許戦争… 認識不足	YTN	政策説明会
11. 27	商標「先使用者の権利」活用を	韓国経済	寄稿
11. 28	2014の 大韓民国知的財産展の開催	デジタルタイムズ	政策説明会
11. 28	2014 D2B デザインフェア授賞式の開催	ソウル経済	政策説明会
11. 29	今年最高の発明品は「死角のない追跡CCTV」	YTN	放送出演
12. 1	国内最大特許展「安全発明品」大挙出品	KBS	政策説明会
12. 1	商標侵害実態と対策は？	KBS	政策説明会
12. 1	韓国企業の「ブランド」保護が急がれる。	KBS, KBS大田	政策説明会
12. 3	特許観点の未来有望技術コンファレンス	アジア経済	政策説明会
12. 5	忠南知的財産フォーラム	ニューシス	政策説明会
12. 9	IP-Meister プログラム授賞式	電子新聞	懇談会

12. 11	中国チメック(チキンとビール)熱気 … 「キョチュンチキン」にやられた。	KBS	政策説明会
12. 11	「チメック(チキンとビール)」を脅かす中国のニセモノ… 商標権侵害が深刻	YTN	政策説明会
12. 11	審査品質管理システムに対するISO 9001 認証獲得	アジア経済	政策説明会
12. 11	特許技術賞授賞式	中央日報	政策説明会
12. 15	1%の差	電子新聞	寄稿
12. 17	創造経済を率いるアウトライダーを期待して	東亜日報	寄稿
12. 18	青少年ニセモノ使用根絶に向け、分かち合いキャンペーンの開催	YTNサイエンス	放送出願
12. 18	特許庁・朴・シンへ広報大使、知的財産保護・シェアリングのイベント開催	YTNサイエンス	政策説明会
12. 19	特許パテントロール攻撃に対応する「特許気鋭」、知的財産権で武装してこそグローバル生存	国民日報	インタビュー
12. 21	事業性の高い技術 R&D に集中支援、特許の品質を向上させるべき	中央UNDAY	インタビュー
12. 22	資金力のない「特許中小企業」103社に927億貸出の斡旋	文化日報	インタビュー
12. 22	特許がすべて同じ出ない理由	ファイナンシャル ニュース	寄稿
12. 22	第1回目の特許訴訟弁論競合大会及び授賞式	内外通信	懇談会
12. 23	大田において特許訴訟競合大会	大田KBS	放送出演
12. 23	特許庁長官、知的財産保護・シェアリングキャンペーン	KTV	放送出演

2014 年度知識財産白書

発行日 : 2015 年 3 月
発行人 : 金・ヨンミン
発行処 : 特許庁
郵便番号 302-701
大田広域市 西区庁舎路 189
(政府大田庁舎 4 棟)
定価 : 15,000 ウォン

◆2014 年度知識財産白書は政府刊行物販売センター
(www.gpcbooks.co.kr) で販売しています。

◆本冊子は、著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製を禁じます。

◆本冊子に関する疑問等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

- 住所: (302-701) 大田広域市西区庁舎路 189、
4 棟企画財政担当官室
 - 電話: 042-481-8616
-